設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項			設計及び工事	の計画	該当事項	 頁	整合	· 性	備	考
1. 地震加速度大	1. 地震加速度大										
		【計》	則制循	『系統施設】(要	夏目表)						
				変更	前		× _d	変 更	後	·	
^(2)(i)-②なお,原子炉保護系の電源喪失,モードス	 m. 手動	原 于 5 非常停止	1 検出器 上の種類	個数 取 付 箇	所 停止に要す	原子 設定値 停止	炉非常 原 子 炉 信号を 非常停止 かせない 信号の種類	国数 取 付 箇	原子炉非常 所 停止に要する 信号の個数	76 to C to	チを
イッチ「停止」及び手動の場合にも発電用原子炉はスクラ		信号の種類		系 統 名	信号の個	条	(+		194 - 2 - 2 - Bet 307	条	件
ムする。	n. モードスイッチ「停止」		*5 蒸気 加減弁 制御油圧 検出器	(ライン名) タービン 制御系 20 設 壁 床 タービン3 0.P. 24:	*7 赴屋	*51 4.12MPa **GL.L	変更なし	変更なし 溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号		変更なし	
	下記の場合にも発電用原子炉はスクラムする。	蒸気加減弁 急速閉	4		*7 2		炉出力	溢水防護上の配慮 が 必 要 な 高 さ			
	a. 原子炉保護系電源喪失		*52	系 統 名 タービ: 制御系	/-			変更なし			
	原子炉保護系の電源喪失時には、後述のフェイル・セイフの機能により、スクラムとなる。		蒸気 加減弁 位置 検出器	*3 設 置 床 タービン3 4 0.P. 15.4		急速作動 電磁弁励 磁位置	変更なし	溢水防護上の区画番号 症水防護上の配慮 が必要な高さ		変更なし	
	<中略>	************************************		系 統 名 (ライン名) 原子炉保 設 圏 味 制御建 1	*7		変更なし	変更なし		変更なし	
		*36 「停止」	F***	_				溢水防護上の 医 面 番 号 溢水防護上の配慮 が必要な高さ	_		
		*	:1	変 更	前	*2	*3	変 更		原子炉	作 常
		原 子 炉 非常停止 信号の種類		個数 取 付 箇	所 原子炉非 停止に要す 信号の個	原子 設定値 発信さ 条	炉非常 原 子 炉 信号を 非常停止 性とせない 信号の種類	国数 取 付 箇	原子炉非常 停止に要する 信号の個数	設定値 停止信	号を
		* <u>平動</u>	*** 手動ス イッチ	票 就 名 (ライン名) 原子炉保 設 関 床 制御味 0.P. 23.	* 1	-	- 変更なし	変更なし 滋木防護上の 区画番号 滋水防渡上の配慮 が必要な高さ	-	変更なし	
				系 統 名 (ワイン名) 原子炉保 設 置 床 原子炉保 4	*7	**** 水平 方向 200Ga1 以下	変更なし	変更なし	707	変更なし	
		地震加速度	*85 地震 加速度 検出器	系 統 名 (ライン名) 原子炉保 設 置 床 原子炉保 4	*7 ·屋	*************************************	- 変更なし	変更なし 溢水防護上の 区 面 番 号 溢水防護上の配慮 が必要な高さ		変更なし	
	原子炉モードスイッチ」は,設置変更許可申 モードスイッチ」と同義であり整合している。			系 統 名 (ライン名) 原子伊保 設 置 床 原子伊保 4	*7 屋	*© 鉛直 方向 1006a1 以下	- 変更なし	変更なし 温木防護上の 区画番号 出水防護上の配慮が必要な高さ		変更なし	
)(i)-②は,設置変更許可申請書(本文(五 章表現は異なるが,内容に相違はないため整	*50 *51 *52 *53 *54 *55 *56 *57 *57):対象計器適適器制度 (注: 対象計器の適適器制度 (注: 記対象) (注: 記対象) (注: 記対象) (注: 記対象) (注: 記述象) (注: 記述象) (注: 記述の適器の適器の適器の適器の適器の適器の適器の適器の適器の適器の適能の適能の適能の適能の適能の適能の適能の可能の可能の可能の可能の可能の可能の可能の可能の可能の可能の可能の可能の可能	は、 N29-PS022A、N29-PS022B、N22 正化を行う。既工事計画書には「格 は、 N29-PoS113A、N29-PoS113B、N 正化を行う。既工事計画書には「格 正化を行う。既工事計画書には「功 は、CT1-WS001A、CT1-WS001B、C 回路は、水平方向4個、鉛直方向2地 正化を行う。既工事計画書には「功	-PS022C, N32-PS02 2kg/cm²」と記載。 (置スイッチ」と記 32-PoS113C, N32-P Pボタンスイッチ」 1速度検出器」と記 71-VbS001C, C71-V dの検出器からなる。 マチ向200ga1 (0.	起。 載。 SS113D。 と記載。 載。 SS001D。 A、B2系統のチャンネ ? -8.1m)」と記載。	々に属する最低2個の検出器が同時(ないで構成され、A、B各々に属する。	こ動作すれば、原子炉はスクラ		れる。	
		*59 *60 *61 *62	: 対象計器): 記載の適: 対象計器2: 記載の適	は、C71-VbS002A、C71-VbS002B、C 正化を行う。既工事計画家には「対 は、C71-VbS003B、C7 正化を行う。既工事計画書には「貞 2 季懿のトリップシステムによって テムの電源が喪失したときにはフ。	71-VbS002C, C71-V 以平方向400ga1 (0. 71-VbS003C, C71-V 計直方向100ga1 (0.	SSO02D。 P. 6.0m)」と記載。 SSO03D。 P8.1m)」と記載。	√(2) (i)−	2			

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
(ii) その他の主要な安全保護回路の種類△(2)(ii)-① その他の主要な安全保護回路(工学的安全	6.6.4.3 工学的安全施設作動回路 原子炉保護系のほか,次のような工学的安全施設作動回 路を有する。 (1) 工学的安全施設作動回路 工学的安全施設作動回路の主要な機能には,次のような			工学的安全 施設等の起 動に要する 信号の個数 変更なし
施設作動回路)には、次のものを設ける。	ものがある。	※ 統 名 タードン 主意気系 *** *** *** *** *** *** *** *** *** *	変更な」 「温水防護上の」 「医 番 号 「治水防護上の配」	変更なし
a. 原子炉水位低,主蒸気管放射能高,主蒸気管圧力低, 主蒸気管流量大,主蒸気管トンネル温度高, へ(2)(ii)a ①主復水器真空度低へ(2)(ii)a②のいずれかの信号に よる主蒸気隔離弁の閉鎖	a. 原子炉水位低,主蒸気管放射能高,主蒸気管圧力低, 主蒸気管流量大,主蒸気管トンネル温度高,主復水器真 空度低のいずれかの信号による主蒸気隔離弁の閉鎖	# 2	が必要な高さ	変更なし
(本文十号) 原子炉水位低(主蒸気隔離弁閉止) セパレータスカート下端から-63cm(レベル2)	・設計及び工事の計画で使用している工学的安全施設等の起動信号の主蒸気隔離弁の原子炉水位低(レベル2)の設定値は、設置変更許可申請書(本文十号)で	変 更 第 **3 エ 字 的 文 全 検出 器 超 が 取 付 富 所 単 2 で 2 で 2 で 2 で 2 で 2 で 3 で 2 で 3 で 3 で	爱更後 出器 例数 取 付 箇 /	T 学的安全 施設等の起 動に要する 信号の個数
・記載箇所 イ(2)(i)d.(c) ロ(2)(i)a.(k)	使用している解析条件に包絡されている。	#20	変更なし 金 水 防 漢 上 の 区 画 番 号 道水防薬 の配慮 が 必 要 な 高 さ	変更なし
∴ (2) (ii) a. (b) (b-1) (b-1-3)		***	変更なし 溢水 防護 上の 区 面 番 号 溢水防護山の配慮 が 必要 な 高 さ	変更なし
整合性 ・設置変更許可申請書 (本文 (五号)) へ(2)(ii)-① に整合 ・設計及び工事の計画のへ(2)(ii)a①は、設置変更許可申 同一設備であり整合している。 ・設計及び工事の計画のへ(2)(ii)a②は、a.に記載の信	請書(本文(五号))の <u>^(2)(ii)a①</u> と	第 点 本日 (ライン名) 1 復水器 (ウイン名) 1 復水器 (ウイン名) 2 選及と (ウイン名) 2 選及と (ウイン名) 2 要定と (ウインス) 2 要定と (ロインス) 2	※更なし 溢水防護トの配慮が必要な高さ	変更なし
の <u>^(2)(ii)a②</u> に記載したものであり, いずれかの信号 ている。				

設置変更許可申請書(本文(五号)) 設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項 設計及び工事の計画 該当事項 整合性 備 考 【計測制御系統施設】 (要目表) ^(2)(ii)b.-① b. ドライウェル圧力高,原子炉水位低,原子炉建屋原子 b. ドライウェル圧力高,原子炉水位低,原子炉建屋原子 4.7 工学的安全施設等の起動信号(常設) 4.7.1 工学的安全施設の起動信号(常設) 炉棟放射能高へ(2)(ii)b.-①のいずれかの信号によるへ 炉棟放射能高のいずれかの信号による常用換気系の閉 工学的安全 旅設等の配 動にすを発信 させない条件 (2)(ii)b.-②常用換気系の閉鎖と非常用ガス処理系の 鎖と非常用ガス処理系の起動 系 統 名 (ライン名) プロセス放射線 モニタ系 起動 原了炉建屋 (本文十号) ・設計及び工事の計画に、原子炉建屋原子炉棟放射能 原子炉 建屋 原子炉棟 放射能高 沙置床 変更なし 変更か1. 高、ドライウェル圧力高及び原子炉水位低(レベル3) 原子炉建屋原子炉棟放射能高の信号により直ちに非常 の信号による非常用ガス処理系の起動, 原子炉建屋原 用ガス処理系が起動するものとする。 変更なし 子炉棟換気空調系から非常用ガス処理系への切替につ • 記載箇所 原子炉建屋 0.1'. 22.50m <u>ドライ</u> ウェル 圧力高 13. 7kPa *™∏ ト 変更なし 溢水防護士の 口(2)(iii)c.(g) いて記載していることから、整合している。 通常運転時に作動している原子炉建屋原子炉棟換気空 可子授用 変更か1. 調系は、原子炉水位低、ドライウェル圧力高又は原子 r. 1 から 対容器等 バル* より 1344cm 原子炉 水位低 (L~~;13) 変更なし 変更なし 炉建屋原子炉棟放射能高の信号により直ちに非常用ガ ス処理系に切り替えられるものとする。 【放射線管理施設】(基本設計方針) • 記載箇所 2. 換気設備, 生体遮蔽装置等 口(2)(iii)d.(h) 2.2 換気設備 2.2.3 原子炉建屋原子炉棟換気空調系 ^(2)(ii)b.-②原子炉建屋原子炉棟換気空調系は,原子 炉棟送風機,原子炉棟排風機等で構成し,原子炉建屋原子 炉棟の換気を行う。汚染の可能性のある区域は、給・排気 量を適切に設定することによって、清浄区域より負圧に保 つ。供給された空気は、フィルタを通した後、排風機によ ・設計及び工事の計画のへ(2)(ii)b.-①は、b.に記載の信号を設置変更許可申請書(本文(五号)) り排気筒から放出する。 $O_{(2)(ii)b.-}$ に記載したものであり、いずれかの信号により作動することから同義であり整合し 給気及び排気ダクトには、それぞれ2個の空気作動の隔 離弁を設け, ^(2)(ii)b.-①排気ダクトの放射能レベルが ・設計及び工事の計画の√(2)(ii)b.-②は、設置変更許可申請書(本文(五号))の√(2)(ii)b.-②と 同義であり整合している。 高くなった場合等にへ(2)(ii)b.-②自動閉鎖し、本換気空 調系から非常用ガス処理系に切り換わることで放射性ガ スの放出を防ぐ設計とする。

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
医乙烷基烷低力速 10年 7 4 10 7 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 1		【計測制御系統施設】(要目表) 4.7 工学的安全施政等の基準信息(第20)		
c. <u>原子炉水位低又はドライウェル圧力高</u> へ(2) (ii) c		4.7 工学的安全施設等の起動信号 (常設) 4.7.1 工学的安全施設の起動信号 (常設) 変 更 前	変更後	ı
の信号による <u>高圧炉心スプレイ系</u> ,低圧炉心スプレイ 及び低圧注水系の起動	系 高圧炉心スプレイ系,低圧炉心スプレイ系及び低圧注水 系の起動	*1 工学的安全 検出器 個数 取 付 箇 所施設等の起 設 定 値 施設等の起 新設等の起 新	(出體 用影 取	学的安全 投等の起 に要する 設定 値 動信号を発信
(本文十号)	・設計及び工事の計画で使用している工学的安全施設	製に要する 動信号を発信 信号の種類 信号の種類 系 終 名 (ライン名) 原子が系 第	信	号の個数 させない条件
高圧炉心スプレイ系起動	等の起動信号の高圧炉心スプレイ系,低圧炉心スプレ	*4 *13 *9	変更なし	変更なし
原子炉水位低	イ系及び残留熱除去系(低圧注水系)の原子炉水位低	12ライ 12ライ	溢水防護上の 区 圏 番 号 溢水防漉上の配慮	
セパレータスカート下端から-62cm (レベル2)	(レベル1)及びドライウェル圧力高の設定値は、設	スフラフ	が必要な高さ	
低圧炉心スプレイ系,低圧注水系起動		1	変更なし	変更なし
原子炉水位低		(レンジ2) 検出器 - 1.215cm (以上	溢水 防 議 上 の (区 両 番 号 絵水防渡上の起塵 が 必 要 な 高 さ	
セパレータスカート下端から-331cm (レベル1)		変 更 前	変更後	
記載箇所		1 工学的安全 施設等の起動 かで	食出器 個数 取 付 箇 所 放動	学的安全 工学的安全 設定値 転換等の記 に要する 設定値 動信号を発信
口(2)(i)a.(k)		信号の調数 させない条件	(E	号の個数 させない条f
(2) (ii) a. (b) (b-1) (b-1-3)		#4 \$413, \$55 #H	変更なし	変更なし
∴ (2) (ii) b. (e) (e-10)		(兵) <u>グェル</u> <u>圧力</u> <u>圧力 2</u> <u>(本力) 作</u> <u>圧力 (権</u>) <u>トロン (本力) 作</u> (世界) <u>トロン (本力) 作</u> (本力) <u>トロン (本力) </u>	溢水防護上の 区 画 番 号 治水防護上の配慮	
(2) (1) (0) (0) (0) (0)		心 ス フ ア レ レ (ライン名) 原子伊当 2 ***********************************	が必要な高さ	
高圧炉心スプレイ系起動		本	変見なし	変更なし
ボライウェル圧力 13. 7kPa[gage]		(L×A1) 校田器 より ・	溢 水 防 渡 上 の 区 画 番 号 溢水防護上の配慮 が 必 要 女 高 さ 床上 0.2加以上	
低圧炉心スプレイ系,低圧注水系起動		変 更 前	変 更 後	
<u> </u>		T	e 出器 個 数 改 付 笍 所 <u>施</u> 動	学的安全 設等の起 設 定 値 工 学 的 安 4 施 設 等 の ま 動信号を発信
・記載箇所		信号の種類	(d	号の個数 させない条件
八(2) (ii) a. (b) (b-1) (b-1-3)		デー	変更なし	変更なし
(2) (ii) b. (e) (e−10)		エ	灌水防護上の 区画番号 緑水防護上の配慮	&X** U
/ ·(Δ/ (II / D. (e) (e -10)	」	上 注 注 注 注 ネ 本 る (ライン名) 原子炉系 **9 2 **9 **9 **9	が必要な高さ	
		隻 原 +6,+64 *** 原子炉圧		変更なし
		□ 京子が 原子が 原子が 成 置 尿 原子が種屋	益水防護ニの 区画番号 強水防護上の配成 が必要な高さ 休上 0.244以上	
		移 朝 (フイン名)		
		管 数 0 (4 ス 手 動 0 (7) (2) (2) (3) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4		変更なし
		- イン (計画報義	溢水防護上の 区画番号 流水防健上の座産	
		1 **	が必要な高さ	
			設計及び工事の計画の	
			_	[*]
			(2)(ii)c①は,設置変 更許可申請書(本立(五	
			更許可申請書(本文(五	_
			号)) の^(2)(ii)c①]

口(2)(i)a.(k)

設置変更許可申請書(本文(五号)) 設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項 設計及び工事の計画 該当事項 整合性 備 考 と同義であり整合して 【計測制御系統施設】 (要目表) いる。 ^(2) (ii) d. -(1) d. 原子炉水位低及びドライウェル圧力高の同時信号 | d. 原子炉水位低及びドライウェル圧力高の同時信号によ 4.7 工学的安全施設等の起動信号(常設) 4.7.1 工学的安全施設の起動信号(常設) 定 更後 (2)(ii)d.-①による自動減圧系の作動 る自動減圧系の作動 工学的安全 施設等の起動 信号の種類 の種類 工学的安全 (本文十号) ・設計及び工事の計画で使用している工学的安全施設 自動減圧系作動 等の起動信号の自動減圧系の原子炉水位低(レベル1) 原子炉系 変更なし 及びドライウェル圧力高の設定値は、設置変更許可申 原子炉水位低 超 源 床 原子炉建屋 13. 7kPa 変更なし 変更なし セパレータスカート下端から-331cm (レベル1) 請書(本文十号)で使用している解析条件に包絡され 自 人 助 頭 上 TWS緩和設((自動減圧) (レベル 1) *⁵と ドライ ウェル 圧力高の 同時信号 • 記載箇所 ている。 必要な高 作動阻止機 系 統 名 (ライン名) E) が作動1 口(2)(i)a.(k) 原子炉系 原子炉圧 力容器等 原子炉建屋 改 置 床 (2) (ii) a. (b) (b-1) (b-1-3) 京子炉 変更なし 変更なし 能水防護上の R-81F-1*65 自動減圧系作動 在記ま1 : 記載の適正化を行う。既工事計画書には「安全保護を起動信号の種類」と記載。 *2 : 記載の適正化を行う。既工事計画書には「安全保護系起動に要する個数」と記載。 *3 : 記載の適正化を行う。既工事計画書には「安全保護系起動・イバス条件」と記載。 *4 : 本昌号に記載の適正化のみを行うものであり。手続き対象外である。 *5 : 記載の適正化を行う。既工事計画書には「原子炉水佐瓜」と記載。 *6 : 記載の適正化を行う。既工事計画書には「逆圧検出器」と記載。 ドライウェル圧力 13.7kPa[gage] • 記載箇所 (2) (ii) a. (b) (b-1) (b-1-3) *11:10 子の仕力容器等レベルは、セバレータスカートト端より1978cmト **11: 京歌が日本の新学が「ジャル」とグレーティル・アラル・アンドウリ 1216cm 上」と記載。 **13: 記載の適正化を行う。既工事計画書には「圧力矩圧力容器**レベルトウ1216cm 上」と記載。 **13: 記載の適正化を行う。既工事計画書には「圧力検用器」と記載。 **14: 対象計器は、NI - PT0054、NII - PT0058、NII - PT0056。 整合性 ・設計及び工事の計画の (2)(ii)d. - ①は、設置変更許可 *15:SI単位に換算したものである ※16: S 1 単位に検算したものである。
 ※16: 記載の適正化を行う、既工事計画書には「59.8(g/cm²」と記載。
 ※17: 記載の適正化を行う、既工事計画書には「モードスイッチ」と記載。
 ※18: 記載の適止化を行う、既工事計画書には「イインチェンバ」と記載。
 *19: 本検配器は、原丁尹等停止信号の「主教会管房化離高」として使用する検出器と同じである。
 *20: 対象計器は、D1-RE0014、D1-RE001B、E1-RE001C及びD1-RE001D。 申請書(本文(五号))の(2)(ii)d.-①と同義であり 整合している。 **21:記載の適正化を行う。既工事計画書には「高度検出器」と記載。

**22:記載の適正化を行う。既工事計画書には「高度検出器」と記載。

**22:記載の適正化を行う。既工事計画書には「高度検出器」と記載。

**23:対象計器は、23:176004、23:176 ESI-TEOLOD, ESI-TEOLIA, ESI-TEOLIA, ESI-TEOLIC, ESI-TEOLIC, ESI-TEOLIC, ESI-TEOLIC, ESI-TEOLIC, ESI-TEOLIC, ESI-TEOLIC 【非常用電源設備】(基本設計方針) 2. 交流電源設備 2.1 非常用交流電源設備 2.1.1 系統構成 <中略> e. ^(2)(ii)e.-①原子炉水位低又はドライウェル圧力高 非常用ディーゼル発電機(高圧炉心スプレイ系ディーゼ 設計及び工事の計画の e. 原子炉水位低又はドライウェル圧力高の信号による高 の信号による高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機及 圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機及び非常用ディー ル発電機を含む。)は、非常用高圧母線低電圧信号又は (ii)e.-①は、設置 び非常用ディーゼル発電機の起動 ゼル発電機の起動 (2)(ii)e.-①非常用炉心冷却設備作動信号で起動し,設置 変更許可申請書(本文 (変更)許可を受けた冷却材喪失事故における工学的安全 (五号))の^(2)(ii)e. (本文十号) ・設置変更許可申請書(本文十号)で使用している高 施設の設備の作動開始時間を満足する時間として非常用 -①と同義であり整合 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機起動 圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機起動及び非常用デ 原子炉水位低 ィーゼル発電機起動の原子炉水位低の設定値は、工学 ディーゼル発電機は10秒及び高圧炉心スプレイ系ディー している。 セパレータスカート下端から-62cm (レベル2) 的安全施設等の起動信号でないため、保安規定にて対 ゼル発電機は13秒以内に電圧を確立した後は、各非常用高 非常用ディーゼル発電機起動 応する。 圧母線に接続し、負荷に給電する設計とする。 原子炉水位低 <中略> セパレータスカート下端から-331cm (レベル1) • 記載箇所

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
		【計測制御系統施設】(要目表)		
f. 原子炉水位低又はドライウェル圧力高の信号による	f. 原子炉水位低又はドライウェル圧力高の信号による主	変 更 前 +2 +3	変 更 後	
(2)(ii)f①主蒸気隔離弁以外の隔離弁の閉鎖	蒸気隔離弁以外の隔離弁の閉鎖	*1 工学的安全 排出器 極数 取 付 筒 所 加 所 加 加 か を 1 学的安全 加 か か か か か か か か か	器無数量	的安全 等の記 設 定 値 数 で 値 数 で 値 数 で 値 数 で 値
	<中略>	***	変更なし 宿水防藤トの 区画番号 溶水防離上の配慮 が必要な高さ	変更なし
		#4.#5	変更なし 進 水 防 歳 上 の 区 画 番 号 証水切譲上の配應 が 必 要 な 高 さ	変更なし
		A	変更なし 溢 水 防 譲 上 の 区 由 番 号 溢水防護上の配慮 が 必 要 な 高 さ	変更なし
		# 10	温水防護上の 区 画 番 サー 温水防護上の配慮 が必要な高さ	変更なし
		*33:本信号により,原子拒系,残留熱除去系,原子拒執納容器調気系,格納容器内雰囲気モニク系,原子拒徳計英系,非常用ガスリ る。		<u>+ t 5 株納容器區離</u> 弁が作動す へ(2) (ii) f ①a
		*41:本信号により、残留整除去系に属する格納容器隔離去が作動する。 (2) (ii) f (b) *43:本信号により、原子炉冷却材浄化系、計装用圧縮空気系に属する格納容器隔離弁が作動する。		
		^(2)(ii)f①c	設計及び工事の計画の ^(2)(ii)f①a, ^(2)	
			(ii)f①b 及び(2) (ii)f①c は,設置変	
			更許可申請書(本文(五	
			号)) の <a>(2)(ii)f①	
			を具体的に記載してお	
			り整合している。	

設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項 設置変更許可申請書(本文(五号)) 設計及び工事の計画 該当事項 整合性 備 考 (3) 制御設備 6.1.1.4.1 原子炉出力制御系 【計測制御系統施設】 (要目表) 計測制御系統施設 へ(3)-①発電用原子炉の反応度制御及び出力制御は、へ 原子炉出力制御系は, 反応度制御系及びタービン制御系 4. 計例南東井米市電政 4.1 制領方式及び制利方注 (1) 発電用原子炉のお脚方式 発電用原子炉の反応度の制御方式、ほう酸水注入の制御方式、発電用原子炉の圧力の制御方式、発電用原子炉の水位の制御方式及び安全呆護系その他重大事故等発生時に発電用原子炉を安全に停止するための回路の (3)-②制御棒の位置調整及びへ(3)-③冷却材の再循環流量 からなる。更に反応度制御系は制御棒及び制御棒駆動系, の調整により行う。 及び原子炉再循環流量制御系からなる。 $\sqrt{3}$ (1) 発電用原子炉の反応度の制御方式** (3) -(1) 2. 葡萄種配面制施 (6) 原子炉スクラム信号による全新御練巻車挿入機能 (6) 原子炉用循環ボンブトリップ時の選択制御経合車挿入機能 (6) 原子炉用循環ボンブトリップ時の選択制御 (7) 原子炉用循環ボンブルリップ時の選択制御を合立挿入機能 (6) 原子炉用循環ボンブルの形式を開始が (3) -(3) -(3) 発電用原子炉の出力制御は、制御棒位置の調整及び再循 (3) - (2)環流量の調整のいずれかによる反応度制御により行う。再 b. 東工恒元組織流量制制 (a) 原子炉再循環ボンブ回転数制御機能 (b) ターピントリップ又は負荷しゃ断時の原子炉再循環ボンプトリップ機能 循環流量の調整による出力制御は、流量に対して出力がほ a. 手動によるほう酸水注入系の起動機能 亦すな1. ぼ比例して変わる特性を利用するものであり, 再循環流量 (3) ※電用原子炉の圧力の制御方式*⁵ の調整は、原子炉再循環ポンプ駆動電動機の電源周波数を (4) 発費用原子炉の水布の制御方式** 悪色が成了が、(小は、)のありな、 原子炉水位信号、主義気流量信号及び原子炉給水流量信号の三要素制御着しくは原子炉水位信号 の単要素制御による給水制御籐織 変化させることにより原子炉再循環ポンプ速度を変化さ 5) 安全保護系その他重大事故等発生時に発電用原子炉を安全に停止するための回路(以下, 4.1 制 式 せて行う。この周波数の変化は、静止形原子炉再循環ポン ・ 株式の機能、心地を対する。 ・ 株式の大型で制御方法において「安全を維持等」という。)の制御方式。 ・ 東全保護系の制御方式。 ・ カースクラント機能 ・ (b) その他の安全保護系起動信号による工学的安全施設の起動機能 プ電源装置によって行う。流量調整による出力制御は、水 b. 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備の制御方式 力学的安定性, あるいは流量対出力の特性などから, 実用 上一定流量の範囲内に抑えられるが、その範囲内では、発 (a) 代替自動減圧回路(代替自動減圧機能) 電用原子炉の出力制御は、流量調整で行うことが原則であ 注記*1:記載の適正化を行う。既工事計画書には「制御方式」と記載。 り、制御棒位置の調整は、主として長時間の燃焼に伴う反 応度補償並びに出力分布の調整のために行う。 <中略> 6.1.2 原子炉停止系 整合性 6.1.2.1 概要 ・設計及び工事の計画のへ(3)-①は、設置変更許可申請書(本文(五号))のへ(3)-①と同義であり 整合している。 6.1.2.1.2 設備の機能 ・設計及び工事の計画の (3)-②は、設置変更許可申請書(本文(五号))の(3)-②と同義であり 原子炉停止系における制御棒及び制御棒駆動系は、原子 整合している。 炉停止機能を持ち,原子炉停止は、制御棒を炉心に挿入す ・設計及び工事の計画のへ(3)-③は、設置変更許可申請書(本文(五号))のへ(3)-③と同義であり 整合している。 ることにより行う。 制御棒及び制御棒駆動系は、通常の運転操作に必要な速 度で制御棒を炉心に挿入, 引抜きを行う。また, 緊急時に は急速に制御棒を炉心内に挿入して原子炉をスクラム(原 子炉緊急停止)する。 ほう酸水注入系は、制御棒の挿入不能の場合に、発電用 原子炉に中性子吸収材を注入して負の反応度を与えて発 電用原子炉を停止する。

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申	請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整 合 性	備考	\neg
灰色久入时 7下明日 (17人(五寸) /	队	BILLE (BILL) EVALUE OF THE STATE OF THE STAT		E 11 12	ив 5	
(i) 制御材の個数及び構造	第6.1.2-1表 制御棒	の主要仕様	【計測制御系統施設】(要目表)			
a. ^(3)(i)a①制御棒本数 137	本数	<u>137</u>	4.2 制御材 (1) 制御棒	設計及び工事の計画の		
	形式	十字形		_{更 後} (3)(i)a①は,設置		
b. \(\(^{3}\)(i)b①中性子吸収材 ほう素(ボロン・カー	材料	ステンレス鋼(中性子吸収材他)		変更許可申請書(本文		
バイド粉末)及び\(3)(i)b②ハフニウム	有効長さ	約3.6m	種 +字形 +字形	(五号))の(3)(i)a.		
	重量	約100kg	反 応 度 制 御 能 カ Δk (過剰反応度約 0.14 の時) 最大価値制御棒 1 本全引抜時	-①と同義であり整合		
	ブレード幅	約250mm	停 止 余 裕 ─*² 実効増倍率<1 (設計目標値 以上)	している。		
	ブレード厚さ	約8mm	最大反応度価値 Δk			
			全 長 mm *3 変更なし 主 有 効 長 nm *3 要 幅 mm *3	設計及び工事の計画の		
	(1) ボロン・カーバイ	'ド型	寸 ブレード厚さ mm	へ(3)(i)b①は,設置		
	シース肉厚	約1.1mm	法 シ ー ス 厚 さ mm	変更許可申請書(本文		
	中性子吸収棒		個 数 ─	(五号))の(3)(i)b.		
	本数	72本(制御棒1本当たり)	注: へ(3) (i) a. 一	-①と同義であり整合		
	中性子吸収材	ボロン・カーバイド粉末	*2 : 記載の適正化を行う。既工事計画書には「Δk」と記載。 *3 : 公称値を示す。	している。		
	被覆管外径	約5.6mm				
	被覆管内径	約4.2mm		設置変更許可申請書(本		
				文 (五号)) の (3) (i)		
	(2) ハフニウム型			b②は,本工事計画の		
	シース肉厚	約0.8mm		対象外である。		
	中性子吸収板					
		64本(制御棒1本当たり)				
	中性子吸収材	ハフニウム板				
	板厚	約 1 mm~約 2 mm				
	板幅	約100mm				

設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項 設置変更許可申請書(本文(五号)) 設計及び工事の計画 該当事項 整合性 備 考 c. 制御棒の構造 6.1.2.4 主要設備 【計測制御系統施設】(基本設計方針) 6.1.2.4.1 制御棒及び制御棒駆動系 1.2 制御棒及び制御棒駆動系 (1) 制御棒 <中略> 制御棒は、十字形に組合せたステンレス鋼製のU字形シ 制御棒は、十字形に組み合わせたステンレス鋼製のU字 設計及び工事の計画の 制御棒は第6.1.2-3図に示すように十字形に組合せた ースの中に<mark>^(3)(i)c.-①</mark>中性子吸収材(ボロン・カーバ 形シースの中に(3)(i)c. -①中性子吸収材を収めたもの ステンレス鋼製のU字形シースの中に中性子吸収材(ボロ ^(3)(i)c.-①は, 設置 イド粉末を充填したステンレス鋼管又はハフニウム板)を ン・カーバイド粉末を充填したステンレス鋼管又はハフニ であり、各制御棒は4体の燃料体の中央に、炉心全体にわ 変更許可申請書(本文 (五号))の(3)(i)c. 収めたものであり、その下端に制御棒落下速度リミッタが ウム板)を納めたものである。(1)137本の制御棒は、第 たって一様に配置する設計とする。 -①と同義であり整合 ある。 6.1.2-4図に示すように、それぞれ4本の燃料集合体の中 制御棒の下端には制御棒落下速度リミッタを設けると √(3)(i)c.-②落下速度リミッタは、制御棒が万一落下 央に約305mmのピッチで炉心全体にわたって一様に配置 ともに、制御棒の駆動は、ピストン上部又は下部に駆動水 し、「3.3 核設計」に述べる炉心特性と相まって、炉心 を供給することにより、原子炉圧力容器底部から行う設計 した場合でも、その落下速度を 0.95m/s 以下に制限するよ うにしている。各制御棒は4体の燃料集合体の中央に、炉 の最大過剰反応度を十分制御出来るように設計する。 とする。 設計及び工事の計画の 心全体にわたって一様に配置する。 \((3)(i)c.-③中性子 へ(3)(i)c.-②は,設置 <中略> 通常駆動時は、制御棒駆動水ポンプにより加圧された駆 吸収部分の長さは約3.6mである。 制御棒価値ミニマイザで許容する最大価値(0.015 Δk 動水で駆動し、原子炉緊急停止時は、各々の制御棒駆動機 変更許可申請書(本文 (五号))の(3)(i)c. 構ごとに設ける水圧制御ユニット (アキュムレータ) の高 $(9 \times 9$ 燃料が装荷されるまでのサイクル) 又は $0.013 \Delta k$ (9×9燃料が装荷されたサイクル以降))の制御棒ブレ 圧窒素により加圧された駆動水を供給することで制御棒 -②と文章表現は異な ードが、なんらかの原因によって、カップリングから離れ、 を駆動する設計とする。 るが, 内容に相違はない 炉心内に固着した状態から自重によって落下するような <中略> ため整合している。 事故が起きても,落下速度を抑え,反応度の急速な印加に よる燃料U02の最大エンタルピが設計上の制限値を超えな 【計測制御系統施設】 (要目表) いように、制御棒ブレードの下端構造物に可動部分のない 設計及び工事の計画の 変 更 後 変更前 水力学的な制御棒落下速度リミッタを取付ける。これは第 ^(3)(i)c.-③は,設置 変更なし 十字形 十字形 6.1.2-5図に示すように制御棒案内管に適当なギャップ 変更許可申請書(本文 ハフニウム板 成*1 ド粉末(理論密 (純度 95%以上) (五号))の(3)(i)c. を持って上下動できるようにしたかさ形のピストンであ (過剰反応度約0.14の時) 応 度 制 御 能 力 り、スクラム時の急速な制御棒挿入に対して抵抗が小さ -③を詳細に記載して 最大価値制御棒1本全引抜時 おり整合している。 く、落下に対してのみ大きい抵抗が生ずる。この制御棒落 下速度リミッタは、制御棒の自由落下速度を0.95m/s以下 ~(3) (i) c. -(3) に制限する。 <中略> (本文十号) 落下速度は制御棒落下速度リミッタによって制限され 主記*1 :記載の適正化を行う。既工事計画書には「組成/制御材」と記載。 る 0.95m/s とする。 ・設計及び工事の計画で使用している制御棒の落下速 *2:記載の適正化を行う。既工事計画書には「Ak」と記載。 • 記載箇所 度は、設置変更許可申請書(本文十号)で使用してい 口(2)(ii)a.(c) る解析条件に包絡されている。

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備	考
		【計測制御系統施設】 (基本設計方針)			
		1.2 制御棒及び制御棒駆動系			
		<中略>			
		反応度が大きく,かつ急激に投入される事象による影響			
		を小さくするため, ^(3)(i)c②制御棒の落下速度を設			
		置(変更)許可を受けた「制御棒落下」の評価で想定した			
		落下速度に制御棒落下速度リミッタにより制限すること			
		で、制御棒引き抜きによる反応度添加率を抑制する。また、			
		「原子炉起動時における制御棒の異常な引き抜き」の評価			
		で想定した制御棒引抜速度以下に制限するとともに、零出			
		力ないし低出力においては、運転員の制御棒引抜操作を規			
		制する補助機能として、制御棒価値ミニマイザを設けるこ			
		とで、引き抜く制御棒の最大反応度価値を制限する。 さら			
		に中性子束高及び原子炉周期(ペリオド)短による原子炉			
		スクラム信号を設ける設計とする。これらにより、想定さ			
		れる反応度投入事象発生時に燃料の最大エンタルピや発			
		電用原子炉圧力の上昇を低く抑え,原子炉冷却材圧力バウ			
		ンダリを破損せず、かつ、炉心の冷却機能を損なうような			
		炉心,炉心支持構造物及び原子炉圧力容器内部構造物の破			
		損を生じさせない設計とする。なお、制御棒引抜手順につ			
		いては、保安規定に定めて管理する。			
		<中略>			

設置変更許可申請書(本文(五号)) 設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項 設計及び工事の計画 該当事項 整合性 備 考 (ii) 制御材駆動設備の個数及び構造 第6.1.2-2表 制御棒駆動系主要仕様 1. 計測制御系統施設 ^(3)(ii)-①制御材駆動設備(制御棒駆動系)は、制御 1.1 反応度制御系統及び原子炉停止系統共通 棒の位置を調整するために設ける。 発電用原子炉施設には、 へ(3)(ii)-① 制御棒の挿入位置 設計及び工事の計画の 制御棒駆動水ポンプ 2台(うち1台は予備) ^(3)(ii)-①は,設置変 流量制御弁 2個(うち1個は予備) を調節することによって反応度を制御する制御棒及び制 a. 個数 137 (制御棒駆動機構) 駆動水フィルタ 2個(うち1個は予備) 御棒駆動系と, 再循環流量を調整することによって反応度 更許可申請書(本文(五 水圧制御ユニット 137個 を制御する再循環流量制御系の独立した原理の異なる反 号)) の^(3)(ii)-①を 制御棒駆動機構 137個 応度制御系統を施設し、計画的な出力変化に伴う反応度変 具体的に記載しており 化を燃料要素の許容損傷限界を超えることなく制御でき 連続挿入・引抜速度 76±15mm/s 整合している。 スクラム時挿入時間 1.62秒以下(全ストロークの75% る能力を有する設計とする。 挿入, 定格圧力で全炉心平均) <中略> 水圧制御ユニット充てん圧力 約123kg/cm²g スクラム排出容器 2個 【計測制御系統施設】 (要目表) 4.3 制御材駆動装置 (1) 制御棒駆動機構(常設) 変 更 前 変更後 通常 制御棒駆動機構*1 変更なし 水圧駆動ピストンラッチ方式 最高使用圧 8.62*2,*3 10.34*4 変更なし 最高使用温度 302*2 *1, *5 ランジ厚さ インディケータチュー 駆動水ポンプに 動 方 137 (予備6*1) 制御棒駆動機構*1 変更なし 能 原子炉格納容器 0. P. 4. 154m 溢水防護上 76 9*6 重力 速 入 時 間 75%挿入まで1.62 砂以下(定格圧力 注記*1:既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、設計図書による *2:既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、平成4年1月13日 付け3資庁第10518号にて認可された工事計画の添付書類「IV-3-3-1-1 制御棒駆動機 構の強度計算書」による。 *3: S I 単位に換算したものである。 *4: 重大事故等時における使用時の値。 *5 : 公称値を示す。 *6:定格値を示す。駆動速度は定格値±20%以内。 *7:記載の適正化を行う。既工事計画書には「全ストロークの75%挿入まで1.62秒以下(全 炉心平均)」と記載。

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
b. 構造	6.1.2.4.1 制御棒及び制御棒駆動系	【計測制御系統施設】(基本設計方針)		
0. 件但				
	(2) 制御棒駆動機構	1.2 制御棒及び制御棒駆動系		
. (2) (**)1 ①相似性的私女儿 相似性的私物性 人工	生物性 悪い まん まい まま パットン アーク・スト		沙巴亦更为可由 <u>转妻</u> /大	
へ(3)(ii)b①制御棒駆動系は、制御棒駆動機構、水圧	制御棒駆動機構は、水圧駆動ピストン形式のものである。制御棒駆動機構の概要を第6.1.2-7図に示す。この基	制御棒の下端には制御棒落下速度リミッタを設けると ともに, (3)(ii)b②制御棒の駆動は, ピストン上部又	設置変更許可申請書(本 文(五号))の(3)(ii)	
制御ユニット、制御棒駆動水ポンプ等で構成する。制御棒駆動機構は、ラッチ付き水圧ピストン・シリンダ方式のも		ともに、「(3)(1176②阿姆摩の駆動は、ヒストン工部文 は下部に駆動水を供給することにより、原子炉圧力容器底		
	本構成要素は、カップリング、インデックスチューブと駆動になるよう。		b①の「制御材駆動設	
のであり、各制御棒に独立して設ける。	動ピストン、コレット集合体、ピストンチューブとストップパストンススパンルングで、マストンチューブとストッ	部から行う設計とする。	備(制御棒駆動系)」の	
の駆動は、ピストン上部又は下部に駆動水を供給して行	プピストン及びシリンダチューブである。制御棒駆動機構	通常駆動時は、制御棒駆動水ポンプにより加圧された駆	構成については、添付図	
う。通常駆動時の駆動源は、ポンプにより加圧された駆動	は、原子炉圧力容器下部から延長しているハウジング内に	動水で駆動し、 ^(3)(ii)b③原子炉緊急停止時は、各々	面「第5-2-2-1-1図【設	
水であり、 \((3)(ii)b③ スクラム時の駆動源は、各々の	収容する一体構造物であり、ハウジングの下端フランジに	の制御棒駆動機構ごとに設ける水圧制御ユニット(アキュ	計基準対象施設】制御棒	
制御棒駆動機構ごとに設ける水圧制御ユニットのアキュ	ボルト接合する。	<u>ムレータ)の高圧窒素により加圧された駆動水</u> を供給する	駆動水圧系系統図」に記	
ムレータの高圧窒素により加圧された駆動水である。	また、第6.1.2-6図に示すように制御棒駆動機構と制御	ことで制御棒を駆動する設計とする。	載しており整合してい	
^(3)(ii)b④ポンプは,各制御棒駆動機構及び水圧制	棒とのカップリングは必要とする場合以外は外れない構	<中略>	る。	
御ユニット共用である。	造とする。	制御棒駆動機構は、各制御棒に独立して設けられたラッ		
	<中略>	<u> チ付き水圧ピストン・シリンダ方式のものであり、</u> インデ	設計及び工事の計画の	
		ックスチューブと駆動ピストン、コレット集合体等で構成	^(3)(ii)b②は,設置	
		され、制御棒の駆動動力源である制御棒駆動水ポンプによ	変更許可申請書(本文	
		る水圧が喪失した場合においても、ラッチ機構により制御	(五号))の^(3)(ii)b.	
		棒を現状位置に保持し、発電用原子炉の反応度を増加させ	-②と同義であり整合	
		る方向に作動させない設計とする。	している。	
		また、制御棒駆動機構と制御棒とはカップリングを介し		
		て容易に外れない構造とする。	設計及び工事の計画の	
			へ(3)(ii)b③は、設置	
			変更許可申請書 (本文	
			(五号))の(3)(ii)b.	
			-③と同義であり整合	
			している。	
			設置変更許可申請書(本	
			文 (五号)) の (3)(ii)	
			b④は本工事計画の	
			対象外である。	

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備	考
設置変更許可申請書(本文(五号)) c. 取付箇所 へ(3)(ii)c.一①原子炉圧力容器底部 d. 挿入時間及び駆動速度 スクラム挿入時間 全ストロークの75%挿入まで (全炉心平均) 1.62 秒以下(定格圧力時) 通常時駆動速度 へ(3)(ii)d.一①約7.6cm/s	6.1.2.4.1 制御棒及び制御棒駆動系 (3) 制御棒駆動水圧系	 設計及び工事の計画 該当事項 【計測制御系統施設】(要目表) 4.3 制御材駆動装置 (1) 制御棒駆動機構(常設) 変更後 一	整合性 設計及び工事の計画の ^(3)(ii)c①は,設置 変更許可申請書(本文 (五号))の^(3)(ii)c. -①を詳細に記載して おり整合している。 設計及び工事の計画の ^(3)(ii)d①は,設置 変更許可申請書(本文 (五号))の^(3)(ii)d. -①を詳細に記載して おり整合している。	備	考
 (本文十号) スクラム時挿入時間 全ストロークの 75%で 1.84 秒 制御棒は、引抜速度の上限値 9.1cm/s で引き抜かれるとする。 ・記載箇所イ(2)(i)d.(c)イ(2)(i)a.(a)c)ハ(2)(ii)a.(a)c)ハ(2)(ii)e.(d)(d-7) 	通常の制御棒引抜速度は、76±15mm/sに設定する。 <中略> ・設計及び工事の計画で使用している引抜速度の設定値は、設置変更許可申請書(本文十号)で使用している解析条件に整合している。	付け3 資庁第16518 号にて認可された工事計画の添付書類「IV-3-3-1-1 制御棒駆動機構の強度計算書」による。 *3:SI単位に検算したものである。 *4: 重大事故等時における使用時の値。 *5:公称値を示す。 *6:定格値を示す。駆動速度は定格値±20%以内。 *7:記載の適正化を行う。既工事計画書には「全ストロークの 75%挿入まで 1.62 秒以下 (全炉心平均)」と記載。			

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
設置変更許可申請書(本文(五号)) 反応度制御能力 10.18 Δ k (3) (iii) b①制御棒が1.本抜けているときの反応度 注: 余裕 (3) 増倍率 keff < 1 本文十号) 子炉のスクラムは、最大反応度価値を有する制御棒 本が全引き抜き位置に固着して挿入されないものと る。 記載箇所 口(2)(ii)a.(d) 象発生前の炉心の実効増倍率は1.0とする。 記載箇所 ハ(2)(ii)e.(d)(d-2)		計測制御系統施設	整合性 設計及び工事の計画の	/

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	/供	考
成但多类計刊中間音(本文(五万))	双旦发叉计划中胡肯(你们 青規八) 吸引事項	成計及び工事の計画 成司事項	金 日 注	備	75
(4) 非常用制御設備	 6.1.2.4.2 ほう酸水注入系	【計測制御系統施設】(基本設計方針)			
(i) 制御材の個数及び構造		1.4 ほう酸水注入系			
へ(4)(i)-①非常用制御設備としてほう酸水注入系を設	 ほう酸水注入系は,制御棒の挿入不能によって発電用原	ほう酸水注入系へ(4)(i)-①は、制御棒挿入による原子	設計及び工事の計画の		
ける。この系は、手動でほう酸水注入系ポンプを起動して	子炉の低温停止ができない場合に、中性子吸収材を炉心底	炉停止が不能になった場合,手動で中性子を吸収するほう	へ(4)(i)-①は,設置変		
中性子を吸収するほう素(五ほう酸ナトリウム溶液)を炉	部から注入して毎分0.001 Ak以上の負の反応度を与え,発	酸水(五ほう酸ナトリウム)を原子炉内に注入する設備で	更許可申請書(本文(五		
心に注入し, 発電用原子炉を (4)(i)-② 停止するもので	電用原子炉を徐々に低温停止する能力をもっている。予備	あり、 ^(4)(i)-②単独で定格出力運転中の発電用原子炉	号))の(4)(i)-①と		
<u>55.</u>	的計算によれば、ほう酸水注入系は約30分間で低温停止に	を高温状態及び低温状態において十分臨界未満に維持で	文章表現は異なるが、内		
22.25	必要な負の反応度を印加する能力を有している。	きるだけの反応度効果を持つ設計とする。	容に相違はないため整		
	中性子吸収材としては、発電用原子炉を定格出力運転状	<中略>	合している。		
	態から0.05∆k以上の余裕をもって低温停止し,この状態				
	に維持することができる濃度の五ほう酸ナトリウム溶液		設計及び工事の計画の		
	を使用する。		へ(4)(i)-②は,設置変		
	<中略>		更許可申請書(本文(五		
			号))の(4)(i)-②と		
^(4)(i)-③ <mark>系統数 1</mark>	 第6.1.2-3表 ほう酸水注入系主要仕様	【計測制御系統施設】(基本設計方針)	文章表現は異なるが,内		
^(4)(i)-④ 中性子吸収材 ほう素(五ほう酸ナトリウ	系 統 数 1	1.4 ほう酸水注入系	容に相違はないため整		
ム溶液)	中性子吸収材 ほう素 (五ほう酸ナトリウム溶液濃度	 ほう酸水注入系は、制御棒挿入による原子炉停止が不能	合している。		
	約13wt%)	になった場合,手動で <mark>^(4)(i)-④</mark> 中性子を吸収するほう			
	<中略>	酸水 (五ほう酸ナトリウム)を原子炉内に注入する設備で	設置変更許可申請書(本		
		あり、単独で定格出力運転中の発電用原子炉を高温状態及			
		び低温状態において十分臨界未満に維持できるだけの反	-③の系統数について		
		応度効果を持つ設計とする。	 は,添付図面「第5-3-1		
		<中略>	-1-1図【設計基準対象施		
			設】ほう酸水注入系系統		
			図」に記載しており整合		
			している。		
			設計及び工事の計画の		
			へ(4)(i)-④は,設置変		
			更許可申請書(本文(五		
			号)) の(4)(i)-④と		
			同義であり整合してい		
			る。		
	I	1	1		

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
ポンプへ(4)(ii)-①台数 2台(うち1台は予備) ポンプ容量 へ(4)(ii)-②約 10m³/h/台 ポンプへ(4)(ii)-③揚程 約 860m	第6.1.2-3表 ほう酸水注入系主要仕様 <中略> ポンプ 台 数 2 (うち1台は予備) 容 量 約10m³/h/台 揚 程 約860m	【計測制御系統施設】 (要目表) 4.4 ほう酸水注入蒸備 4.4.1 ほう酸水注入系 (1) ボンブ (常設)	設計及び工事の計画の \(\(\frac{4}{ii}\)-①は、設置変 更許可申請書(本文(五 号))の\(\(\frac{4}{ii}\)-①と 同義であり整合してい る。	
(本文十号) ほう酸水注入系は、手動起動し、163L/min の流量及び ほう酸濃度 10.3wt%で注入するものとする。 ・記載箇所 ハ(2)(ii)b.(e)(e-12)	・設計及び工事の計画で使用しているほう酸水注入ポンプの容量及びほう酸水の組成(五ほう酸ナトリウム濃度)は、設置変更許可申請書(本文十号)で使用している解析条件に包絡されている。163L/min×60/103=9.78m³/h	2 1 1 1 1 1 1 1 1 1	設計及び工事の計画の \(\(\((4\)\)(ii)-②は、設置変 更許可申請書(本文(五 号))の\(\(4\)\)(ii)-②と 同義であり整合している。 設計及び工事の計画の \(\((4\)\)(ii)-③は、設置変 更許可申請書(本文(五 号))の\(\((4\)\)(ii)-③を 詳細に記載しており整 合している。 860m/10×9.80665× 10 ⁴ ×10 ⁻⁶ ≒8.43MPa	

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
	第6.1.2-3表 ほう酸水注入系主要仕様	(2) 常期(電路) (要目表) ((4)(ii)-④ (表 更 前	設計及び工事の計画の (4)(ii)-④は、設置変 更許可申請書(本文(五 号))の(4)(ii)-④と 同一設備であり整合し ている。 設計及び工事の計画の (4)(ii)-⑤は、設置変 更許可申請書(本文(五 号))の(4)(ii)-⑤を 詳細に記載しており整 合している。	

凯里亦面弥可由建事(七寸(丁凡))	凯里亦面杂司山建寺(泛丹寺拓川) 装业市值	3.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1	⇒ ★ ★	/# **
設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
 (iii) 反応度制御能力 ^(4)(iii)-① この系は、全制御棒が挿入不能の場合でも 発電用原子炉を低温停止する能力をもっている。 ^(4)(iii)-②停止時実効増倍率 k_{eff}≤0.95 ^(4)(iii)-③ 反応度印加速度 0.001 Δ k/min 以上 	第6.1.2-3表 ほう酸水注入系主要仕様 <中略> 停止時実効増倍率 keff≦0.95 反応度印加速度 最低0.001 Δ k/min <中略>	【計測制御系統施設】 (要目表) (2) ほう酸水 種 類 一 ほう酸水 種 類 一 ほう酸水 種 類 一 ほう酸水 種 類 一 ほう酸ナトリウム濃度	設計及び工事の計画の (4)(iii)-①は,設置変 更許可申請書(本文(五号))の(4)(iii)-①と 文章表現は異なるが,内 容に相違はないため整 合している。	
		【計測制御系統施設】(基本設計方針) 1.4 ほう酸水注入系 (4)(iii)-①ほう酸水注入系は、制御棒挿入による原子 炉停止が不能になった場合、手動で中性子を吸収するほう 酸水(五ほう酸ナトリウム)を原子炉内に注入する設備で あり、単独で定格出力運転中の発電用原子炉を高温状態及 び低温状態において十分臨界未満に維持できるだけの反 応度効果を持つ設計とする。 <中略>	設計及び工事の計画の (4)(iii)-②は、設置変 更許可申請書(本文(五 号))の(4)(iii)-②と 同義であり整合している。 設計及び工事の計画の (4)(iii)-③は、設置変 更許可申請書(本文(五 号))の(4)(iii)-③と 同義であり整合している。	

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備	考
(5) その他の主要な事項	6.1.3 運転監視補助装置	【計測制御系統施設】 (基本設計方針)			
	6.1.3.4 主要設備	1.2 制御棒及び制御棒駆動系			
(i) 制御棒引抜阻止回路	(1) 制御棒引抜阻止	<中略>			
次のような場合には <u>制御棒引抜きを阻止する。</u>	次のような場合には、 <u>制御棒の引抜きを阻止する</u> インタ				
	ー・ロックを設ける。				
a. モードスイッチが「停止」位置にある場合	a. モードスイッチが「停止」位置にある場合	制御棒は,原子炉モードスイッチ「停止」位置にある場			
b. モードスイッチが「燃料取替」位置にある場合で、燃	b. モードスイッチが「燃料取替」位置にある場合で、燃	合,原子炉モードスイッチ「燃料取替」位置にある場合で,			
料交換機が原子炉上部にあり、荷重状態のとき	料交換機が原子炉上部にあり、荷重状態のとき	燃料交換機が原子炉上部にあり、荷重状態のとき、原子炉			
c. モードスイッチが「燃料取替」位置にある場合で,引	<u>c</u> . モードスイッチが「燃料取替」位置にある場合で,引	<u>モードスイッチ「燃料取替」位置にある場合で、引き抜か</u>			
抜かれている制御棒本数が1本のとき	抜かれている制御棒本数が1本のとき	れている制御棒本数が1本のとき,原子炉モードスイッチ			
d. モードスイッチが「燃料取替」位置にある場合で,ス	d. モードスイッチが「燃料取替」位置にある場合で,ス	「燃料取替」位置にある場合で,スクラム排出容器水位高			
クラム排出容器水位高によるスクラム信号がバイパス	クラム排出容器水位高のスクラム信号がバイパスされ	によるスクラム信号がバイパスされているとき, スクラム			
<u>されているとき</u>	<u>ているとき</u>	排出容器水位高による制御棒引抜阻止信号のあるとき,原			
e. スクラム排出容器水位高による制御棒引抜阻止信号の	e. スクラム排出容器水位高による制御棒引抜阻止信号の	子炉モードスイッチ「起動」位置にある場合で,起動領域			
<u>あるとき</u>	<u>あるとき</u>	モニタの指示高,指示低若しくは動作不能及び中間領域に			
f. モードスイッチが「起動」位置にある場合で, 起動領	f. モードスイッチが「起動」位置にある場合で, 起動領	おいて原子炉周期が短のとき,原子炉モードスイッチ「運			
域モニタの指示高,指示低若しくは動作不能及び中間領	域モニタの指示高、指示低若しくは動作不能及び中間領	転」位置にある場合で、出力領域モニタの指示低又は動作			
域において原子炉周期が短のとき	域において原子炉周期が短のとき。	不能のとき、出力領域モニタの指示高のとき、制御棒価値			
g. モードスイッチが「運転」位置にある場合で,平均出	g. モードスイッチが「運転」位置にある場合で, 平均出	ミニマイザによる制御棒引抜阻止信号のあるとき,制御棒			
力領域モニタの指示低又は動作不能のとき	力領域モニタの指示低又は動作不能のとき	引抜監視装置からの制御棒引抜阻止信号のあるときは,引			
h. 平均出力領域モニタの指示高のとき	h. 平均出力領域モニタの指示高のとき (ただし, 指示高	き抜きを阻止できる設計とする。			
	による制御棒引抜阻止の設定点は、再循環流量の変化に	<中略>			
	対して自動的に変えられるようにしている。)				
i. 制御棒価値ミニマイザによる制御棒引抜阻止信号のあ	i. 制御棒価値ミニマイザによる制御棒引抜阻止信号のあ				
<u>るとき</u>	<u>るとき</u>				
j. 制御棒引抜監視装置からの制御棒引抜阻止信号のある	j. 制御棒引抜監視装置からの制御棒引抜阻止信号のある				
<u>とき</u>	<u>とき</u> (ただし、制御棒引抜阻止は任意の出力運転状態か				
	らの制御棒引抜きによって最小限界出力比(MCPR)				
	が過渡時の限界値を下回らないようにするために設け				
	られており、この制御棒引抜阻止信号の設定点は、再循				
	環流量によって変えられるようになっている。)				

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備	考
		【計測制御系統施設】(基本設計方針)			
(ii) 警報回路	6.6.2 設計方針	2.2 警報装置等			
中性子束,温度,圧力,流量,水位などのプロセス変数	(8) 安全保護系は、監視装置、警報等によりその作動状	設計基準対象施設は,発電用原子炉施設の機械又は器具	設計及び工事の計画の		
が異常値になった場合、主蒸気管又は主復水器の空気抽出	況が確認できる設計とする。	の機能の喪失、誤操作その他の異常により発電用原子炉の	へ(5)(ii)-①は,設置変		
器排ガス中のへ(5)(ii)-①放射能が異常に高くなった場		運転に著しい支障を及ぼすおそれが発生した場合(中性子	更許可申請書(本文(五		
合,工学的安全施設が作動した場合等に <a>^(5)(ii)-② 警報		東,温度,圧力,流量,水位等のプロセス変数が異常値に	号)) の(5)(ii)-①と		
を発する回路を設ける。		なった場合,工学的安全施設が作動した場合等)に, △	同義であり整合してい		
		(5)(ii)-②これらを確実に検出して自動的に警報(原子炉	る。		
		水位低又は高,原子炉圧力高,中性子東高等)を発信する			
		装置を設けるとともに、表示ランプの点灯,ブザー鳴動等	設計及び工事の計画の		
		により運転員に通報できる設計とする。	^(5)(ii)-②は,設置変		
		発電用原子炉並びに原子炉冷却系統に係る主要な機械	更許可申請書(本文(五		
		又は器具の動作状態を正確、かつ迅速に把握できるようポ	号)) の(5)(ii)-②と		
		ンプの運転停止状態及び弁の開閉状態等を表示灯により	同義であり整合してい		
		監視できる設計とする。	る。		
		【放射線管理施設】 (基本設計方針)			
		1.1 放射線管理用計測装置			
		<中略>			
		設計基準対象施設は、発電用原子炉施設の機械又は器具			
		の機能の喪失、誤操作その他の異常により発電用原子炉の			
		運転に著しい支障を及ぼすおそれが発生した場合(原子炉			
		建屋原子炉棟内の放射能レベルが設定値を超えた場合、 <u>主</u>			
		蒸気管又は蒸気式空気抽出器排ガス中のへ(5)(ii)-① 放射			
		能レベルが設定値を超えた場合等)に, ^(5)(ii)-②これ			
		らを確実に検出して自動的に警報(原子炉建屋放射能高,			
		主蒸気管放射能高等)を発信する装置を設ける設計とす			
		<u>5</u>			
		排気筒の出口又はこれに近接する箇所における排気中			
		の放射性物質の濃度、管理区域内において人が常時立ち入			
		る場所その他放射線管理を特に必要とする場所(燃料取扱			
		場所その他の放射線業務従事者に対する放射線障害の防			
		止のための措置を必要とする場所をいう。)の線量当量率			
		及び周辺監視区域に隣接する地域における空間線量率が			
		著しく上昇した場合に、これらを確実に検出して自動的に			

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備	考
		中央制御室に警報(排気筒放射能高、エリア放射線モニタ			
		放射能高及び周辺監視区域放射能高)を発信する装置を設			
		ける設計とする。			
		上記の警報を発信する装置は、表示ランプの点灯、ブザ			
		一鳴動等により運転員に通報できる設計とする。			
		<中略>			
		【放射性廃棄物の廃棄施設】 (基本設計方針)			
		2. 警報装置等			
		流体状の放射性廃棄物を処理し、又は貯蔵する設備から			
		流体状の放射性廃棄物が著しく漏えいするおそれが発生			
		した場合(床への漏えい又はそのおそれ(数滴程度の微少)			
		漏えいを除く。))を早期に検出するよう、タンクの水位、			
		漏えい検知等によりこれらを確実に検出して自動的に警			
		報(機器ドレン、床ドレンの容器又はサンプの水位)を発			
		信する装置を設けるとともに、表示ランプの点灯、ブザー			
		鳴動等により運転員に通報できる設計とする。			
		また、タンク水位の検出器、インターロック等の適切な			
		計測制御設備を設けることにより、漏えいの発生を防止で			
		きる設計とする。			
		放射性廃棄物を処理し、又は貯蔵する設備に係る主要な			
		機械又は器具の動作状態を正確、かつ迅速に把握できるよ			
		うポンプの運転停止状態及び弁の開閉状態等を表示灯に			
		より監視できる設計とする。			
		より監視しさる政計とする。			

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備	考
(iii) 制御棒価値ミニマイザ	6.1.3.4 主要設備	【計測制御系統施設】(基本設計方針)			
	(3) 制御棒価値ミニマイザ (RWM)	1.2 制御棒及び制御棒駆動系			
		<中略>			
^(5)(iii)-①起動・停止時における制御棒操作の過程で、	制御棒価値ミニマイザは、起動・停止時における制御棒	反応度が大きく, かつ急激に投入される事象による影響	設計及び工事の計画の		
高い制御棒価値を生ずるような制御棒パターンができる	操作の過程で、誤って高い制御棒価値を生じ得るような制	を小さくするため、制御棒の落下速度を設置(変更)許可	^(5)(iii)-①は,設置変		
ことを防止するため、あらかじめ定められているシーケン	御棒パターンの形成を防止する補助装置であり、制御棒落	を受けた「制御棒落下」の評価で想定した落下速度に制御	更許可申請書(本文(五		
スを外れないよう,補助装置として制御棒価値ミニマイザ	下速度リミッタの効果と相まって制御棒落下事故の結果	棒落下速度リミッタにより制限することで、制御棒引き抜	号)) の <a>(5)(iii)-①		
を設ける。_	を十分小さく抑えることを目的としている。	きによる反応度添加率を抑制する。また,「原子炉起動時	と文章表現は異なるが,		
	なお、ある程度出力が上昇し、ボイドが発生するように	における制御棒の異常な引き抜き」の評価で想定した制御	内容に相違はないため		
	なると、一般的に制御棒価値は非常に小さくなる傾向にあ	棒引抜速度以下に制限するとともに, へ(5)(iii)-①零出力	整合している。		
	る。また、制御棒が落下した場合の反応度印加率も緩やか	ないし低出力においては、運転員の制御棒引抜操作を規制			
	となり、ドップラ効果やボイドによる負の反応度も大きく	する補助機能として、制御棒価値ミニマイザを設けること			
	なるため、事故の結果が大きく軽減されることから、ある	で、引き抜く制御棒の最大反応度価値を制限する。さらに			
	出力以上では制御棒価値ミニマイザによる制御棒パター	中性子束高及び原子炉周期(ペリオド)短による原子炉ス			
	ン規制はバイパスされる。	クラム信号を設ける設計とする。これらにより、想定され			
	制御棒価値ミニマイザへの主要な入力信号は、あらかじ	る反応度投入事象発生時に燃料の最大エンタルピや発電			
	め定めた制御棒操作シーケンス・プログラム、運転中時々	用原子炉圧力の上昇を低く抑え,原子炉冷却材圧力バウン			
	刻々の制御棒位置、操作する制御棒の番号及び原子炉熱出	ダリを破損せず、かつ、炉心の冷却機能を損なうような炉			
	力であり、主要な出力信号は、制御棒価値ミニマイザの規	心,炉心支持構造物及び原子炉圧力容器内部構造物の破損			
	制シーケンスを外れている制御棒の確認のための表示及	を生じさせない設計とする。なお、制御棒引抜手順につい			
	び制御棒操作のインター・ロック信号である。	ては、保安規定に定めて管理する。			
		<中略>			
(iv) 原子炉再循環流量制御系	6.1.1.4.1 原子炉出力制御系	【計測制御系統施設】(基本設計方針)			
	(1) 反応度制御系	1.3 原子炉再循環流量制御系			
	c. 原子炉再循環流量制御系				
へ(5)(iv)-①原子炉再循環流量制御系は,原子炉再循環					
ポンプ速度を調整することにより原子炉出力を制御する。	りである。	電源装置により電源周波数を変化させ、原子炉再循環ポン			
	原子炉出力を増加させるには、炉心流量を増加する。こ		更許可申請書(本文(五		
	れにより炉心内のボイドを炉心外にスイープする速度が				
	増す。一方、ボイド発生率は、変化しないため、炉心内ボ				
	イド率は低下し、正の反応度が加えられる。これにより出		容に相違はないため整		
	力が増加し、ボイド発生量が増加し、過渡的に加わった過	リップする機能を設ける設計とする。	合している。		
	剰反応度が打消されるところで平衡に達する。また、出力				
	を減少させるには、逆に炉心流量を減少させる。流量減少				

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
	により増加した炉心内ボイド率は、出力を減少させ、新し			713
	い流量に対応した出力に落着く。この間、制御棒操作は不			
	要である。			
	第6.1.1-2図及び第6.1.1-3図は,原子炉再循環流量制			
	御系の構成を示すブロック図である。			
	再循環流量制御は、静止形原子炉再循環ポンプ電源装置			
	により原子炉再循環ポンプ駆動電動機の電源周波数を調			
	整することによって行う。すなわち、出力変化の要求信号			
	が、手動あるいは負荷/速度偏差信号として主制御器に与			
	えられる。主制御器からの出力信号は速度制御器に与えら			
	れ、静止形原子炉再循環ポンプ電源装置の出力周波数、す			
	なわち、原子炉再循環ポンプ速度を変えて行く。			
	<中略>			
(v) 圧力制御装置	6.1.1.4 主要設備	【計測制御系統施設】(基本設計方針)		
	6.1.1.4.2 原子炉圧力制御系	1.5 原子炉圧力制御系		
	(2) 圧力制御装置			
圧力制御装置は,原子炉圧力を一定に保つように,蒸気	タービン制御系の圧力制御装置は、速度及び負荷制御と	圧力制御装置は,原子炉圧力を一定に保つように,蒸気		
加減弁及びタービンバイパス弁の開度を自動制御するも	組合わせて原子炉圧力を一定とするように制御する。圧力	加減弁及びタービンバイパス弁の開度を自動制御する設		
<u>のである。</u>	制御装置は主蒸気止め弁の上流側の主蒸気圧力と、あらか	<u>計とする。</u>		
また,原子炉圧力が急上昇するような場合には,タービ	じめ設定した圧力設定値とを比較し,圧力偏差信号を発生	また,原子炉圧力が急上昇するような場合,タービンバ		
ンバイパス弁を聞き、原子炉圧力の上昇を防止する。	する。	イパス弁を開き,原子炉圧力の過度の上昇を防止する設計		
	この圧力偏差信号は蒸気加減弁及びタービンバイパス	<u>とする。</u>		
	<u>弁の開度を制御する。</u> 圧力制御装置は多重性を有してお	圧力制御装置は主蒸気圧力とあらかじめ設定した圧力		
	り, 万一1系統の機能の喪失があっても圧力制御系の機能	設定値とを比較し、圧力偏差信号を発信して、蒸気加減弁		
	が喪失することはない。	及びタービンバイパス弁の開度を制御することにより、負		
	なお,通常,主蒸気流量が定格の115%を超えないよう	荷の変動その他の発電用原子炉の運転に伴う原子炉圧力		
	にするため、タービン制御系の最大流量制限器により圧力	容器内の圧力の変動を自動的に調整する設計とする。		
	偏差信号の最大値を制限する。			
	<中略>			

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備	与
(vi) 中央制御室	6.10 制御室	【計測制御系統施設】(要目表)			
	6.10.1 通常運転時等	4.12.2 中央制御室機能及び中央制御室外原子炉停止機能			
	6. 10. 1. 1 概要	(1) 中央制御室機能			
中央制御室は、設計基準対象施設の健全性を確認する。	計測制御装置のうち、本発電用原子炉の主要な系統の運	<u>中央制御室は</u> 以下の機能を有する。			
めに必要なパラメータを監視できるとともに,発電用原-	子 転・制御に必要な監視及び制御装置は、集中的に監視及び	中央制御室は耐震性を有する制御建屋内に設置し、基準			
戸施設の安全性を確保するために必要な操作を手動に、	上 制御が行えるよう中央制御室に設置する。	地震動Ssによる地震力に対して機能を喪失しない設計			
0 行うことができる設計とする。	<中略>	とするとともに,発電用原子炉の反応度制御系統及び原子			
		炉停止系統に係る設備、非常用炉心冷却設備その他の非常			
		時に発電用原子炉の安全を確保するための設備を操作で			
		きる設計とする。			
		発電用原子炉及び主要な関連設備の運転状況(発電用原			
		子炉の制御棒の動作状態,発電用原子炉及び原子炉冷却系			
		統に係る主要なポンプの起動・停止状態、発電用原子炉及			
		び原子炉冷却系統に係る主要な弁の開閉状態)の監視及び			
		操作ができるとともに、発電用原子炉施設の安全性を確保			
		するために必要な操作を手動により行うことができる設			
		<u>計とする。</u>			
		a. 中央制御室制御盤等			
		中央制御室制御盤は,原子炉制御関係,原子炉プラント			
		プロセス計装関係,原子炉保護系関係,原子炉補助設備関			
		係、タービン発電機関係、所内電気回路関係等の計測制御			
		装置を設けた中央制御室主制御盤及び中央制御室内裏側			
		直立盤で構成し、設計基準対象施設の健全性を確認するた			
		<u>めに必要なパラメータ</u> (炉心の中性子束,制御棒位置,原			
		子炉冷却材の圧力,温度及び流量,原子炉水位,原子炉格			
		納容器内の圧力及び温度等)を監視できるとともに、全て			
		のプラント運転状態において,運転員に過度な負担となら			
		ないよう、中央制御室制御盤において監視、操作する対象			
		を定め、通常運転、運転時の異常な過渡変化及び設計基準			
		事故の対応に必要な操作器、指示計、記録計及び警報装置			
		(核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設,計測制御系統施			
		設、放射線管理施設及び放射性廃棄物の廃棄施設の警報装			
		置を含む。)を有する設計とする。			
		なお、安全保護装置及びそれにより駆動又は制御される			

設置変更許可申請書 (本文 (五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備	考
		機器については、バイパス状態、使用不能状態について表			
		示すること等により運転員が的確に認知できる設計とす			
		る。			
		<中略>			
	6.10.1.2 設計方針	b. 外部状況把握			
	<中略>	7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7			
 また、発電用原子炉施設の外部の状況を把握するため、	(6) 昼夜にわたり、発電用原子炉施設に影響を及ぼす可	発電用原子炉施設の外部の状況を把握するため,津波監	設計及び工事の計画の		
監視カメラ, 気象観測設備, \((5)(vi)-①公的機関から気	能性のあると想定される自然現象等や発電所構内の状	視カメラ(浸水防護施設の設備を計測制御系統施設の設備	「津波監視カメラ」及び		
象情報を入手できる設備等を設置し、中央制御室から発電	況を把握することができる設計とする。	として兼用(以下同じ。)),自然現象監視カメラ,風向,	「自然現象監視カメラ」		
用原子炉施設に影響を及ぼす可能性のある自然現象等を	<中略>	風速その他の気象条件を測定する気象観測設備(第1号機			
把握できる設計とする。		設備, 第1, 2, 3 号機共用) <u>等を設置し,</u> 津波監視カメラ			
<u> </u>	6.10.1.4 主要設備	及び自然現象監視カメラの映像、気象観測設備等のパラメ	視カメラ」と同一設備で		
	6. 10. 1. 4. 1 中央制御室	ータ及び\(5)(vi)-①公的機関から地震,津波,竜巻情報	あり、整合している。		
	<中略>	等の入手により中央制御室から発電用原子炉施設に影響	-		
	発電用原子炉施設に影響を及ぼす可能性のあると想定	を及ぼす可能性のある自然現象等を把握できる設計とす	設計及び工事の計画の		
	される自然現象等や発電所構内の状況を把握するため遠	<u></u> る。	へ(5)(vi)-①は,設置変		
	隔操作、暗視機能等を持った監視カメラを設置し、中央制	 津波監視カメラ及び自然現象監視カメラは暗視機能等	更許可申請書(本文(五		
	御室で監視できる設計とする。	を持ち、中央制御室にて遠隔操作することにより、発電所	号))の(5)(vi)-①と		
	<中略>	構内の周辺状況(海側,山側)を昼夜にわたり把握できる	文章表現は異なるが,内		
	中央制御室において発電用原子炉施設の外の状況を把	設計とする。	容に相違はないため整		
	握するための設備については,「1.1.1.4 外部からの衝	なお、津波監視カメラは、地震荷重等を考慮し必要な強	合している。		
	撃による損傷の防止」で選定した発電所敷地で想定される	度を有する設計とするとともに、非常用交流電源設備又は			
	自然現象,発電所敷地又はその周辺において想定される発	常設代替交流電源設備から給電できる設計とする。			
	電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれ				
	があって人為によるもの(故意によるものを除く。)のう				
	ち、発電用原子炉施設に影響を及ぼす可能性がある事象や				
	発電所構内の状況を把握できるように、以下の設備を設置				
	する。				
	a. 監視カメラ				
	想定される自然現象等(地震,津波,風(台風),竜巻,				
	降水,積雪,落雷,火山の影響,生物学的事象,森林火災,				
	飛来物(航空機落下),近隣工場等の火災及び船舶の衝突)				
	の影響について、昼夜にわたり発電所構内の状況(海側、				

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備	考
	山側)を把握することができる暗視機能等を持った監視カ				
	メラを設置する。				
	b. <u>気象観測設備等の設置</u>				
	風(台風), 竜巻, 凍結, 降水等による発電所構内の状				
	況を把握するため、風向、風速、気温、降水量等を測定す				
	る気象観測設備を設置する。また、津波及び高潮について				
	は、津波監視設備として取水ピット水位計を設置する。				
	c. 公的機関から気象情報を入手できる設備の設置				
	地震, 津波, 竜巻, 落雷等の発電用原子炉施設に影響を				
	及ぼす可能性がある事象に関する情報を入手するため、中				
	央制御室に電話, FAX及び社内ネットワークシステムに				
	接続されたパソコン等の公的機関から気象情報を入手で				
	きる設備を設置する。				
	<中略>				
	6. 10. 1. 1 概要	【計測制御系統施設】(要目表)			
	<中略>	4.12.2 中央制御室機能及び中央制御室外原子炉停止機能			
		(2) 中央制御室外原子炉停止機能			
		中央制御室外原子炉停止機能は以下の機能を有する。			
発電用原子炉施設には、火災その他の異常な状態により	また、中央制御室内での操作が困難な場合に、発電用原	火災その他の異常な状態により中央制御室が使用でき	設計及び工事の計画の		
中央制御室が使用できない場合において、中央制御室以外	子炉をスクラム後の高温状態から低温状態に導くことの	ない場合において、中央制御室以外の場所から、発電用原	へ(5)(vi)-②は,設置変		
の場所から、発電用原子炉を高温停止の状態に直ちに移行	できる中央制御室外原子炉停止装置を設置する。	子炉を高温停止の状態に直ちに移行及び必要なパラメー	更許可申請書(本文(五		
及び必要なパラメータを想定される範囲内に制御し、その		タを想定される範囲内に制御し、その後、発電用原子炉を	号)) の(5)(vi)-②を		
後、発電用原子炉を安全な低温停止の状態に移行及び低温	6.10.1.2 設計方針	安全な低温停止の状態に移行及び低温停止の状態を維持	具体的に記載しており		
停止の状態を維持させるために必要な機能を有する√	<中略>	させるために必要な機能を有する <a>(5)(vi)-②中央制御室	整合している。		
(5) (vi)-② <u>装置を設ける設計とする。</u>	(3) 中央制御室内での操作が困難な場合には、中央制御	外原子炉停止装置を設ける設計とする。			
	室以外からも,発電用原子炉をスクラム後の高温状態か				
	ら低温状態に容易に導けるようにする。				
	<中略>				
	6.10.1.4.2 中央制御室外原子炉停止装置				
	中央制御室外原子炉停止装置は、中央制御室から十分離				
	れた場所に設置し、中央制御室で操作が困難な場合に、発				
ı.	12/15/11/11/11/11/11/11/11/11/11/11/11/11/				

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備	考
	電用原子炉をスクラム後の高温状態から低温状態に安全				
	かつ容易に導くためのものである。				
	中央制御室外原子炉停止装置は、その盤面に設ける切替				
	スイッチを本装置側に切り替えることにより, 中央制御室				
	とは独立して使用できる。				
	中央制御室外原子炉停止装置には、主蒸気逃がし安全				
	弁,原子炉隔離時冷却系,残留熱除去系等の計測制御装置				
	及び建屋内外の必要箇所と連絡可能な通信設備を設ける。				
	6. 10. 1. 4. 1 中央制御室	【計測制御系統施設】(要目表)			
		4.12.2 中央制御室機能及び中央制御室外原子炉停止機能			
		(1) 中央制御室機能			
		c. 居住性の確保			
気体状の放射性物質並びに火災等により発生する燃焼	中央制御室は,制御建屋内に設置し,原子炉冷却系統に	中央制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その	設計及び工事の計画の		
ガス,ばい煙,有毒ガス及び降下火砕物に対する換気設備	係る発電用原子炉施設の損壊又は故障が発生した場合に、	他の従事者が中央制御室に出入りするための区域は、原子	^(5)(vi)-③は,設置変		
<u>の隔離</u> ^(5)(vi)-③その他の適切に防護するための設備を	<u>従事者が支障なく中央制御室に入ることができる</u> よう,こ	炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障その	更許可申請書(本文(五		
設ける設計とする。	れに連絡する通路及び出入りするための区域を多重化す	他の異常が発生した場合に、中央制御室の気密性、遮蔽そ	号)) の(5)(vi)-③と		
中央制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その	る。	の他適切な放射線防護措置, 気体状の放射性物質並びに火	文章表現は異なるが,内		
他の従事者が中央制御室に出入りするための区域は、原子	<中略>	災等により発生する燃焼ガス、ばい煙、有毒ガス及び降下	容に相違はないため整		
炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障その	中央制御室は、当該操作が必要となる理由となった事象	火砕物に対する換気設備の隔離へ(5)(vi)-③その他の適切	合している。		
他の異常が発生した場合に、発電用原子炉の運転停止その	が有意な可能性をもって同時にもたらされる環境条件及	な防護措置を講じることにより、発電用原子炉の運転の停			
他の発電用原子炉施設の安全性を確保するための措置を	び発電用原子炉施設で有意な可能性をもって同時にもた	止その他の発電用原子炉施設の安全性を確保するための			
とるため、従事者が支障なく中央制御室に入ることがい	らされる環境条件(地震、内部火災、内部溢水、外部電源	<u>措置をとるため</u> の機能を有するとともに連絡する通路及	設計及び工事の計画の		
(5)(vi)-④できるようにする。	喪失並びにばい煙、有毒ガス、降下火砕物による操作雰囲	び出入りするための区域は <u>従事者が支障なく中央制御室</u>	へ(5)(vi)-④は,設置変		
	気の悪化及び凍結)を想定しても、適切な措置を講じるこ	に入ることがへ(5)(vi)-④できるよう,多重性を有する設	更許可申請書(本文(五		
	とにより運転員が運転時の異常な過渡変化及び設計基準	計とする。	号)) の\(\(\dagge(5)(vi)-4)を		
	事故に対応するための設備を容易に操作ができるものと	<中略>	具体的に記載しており		
	する。		整合している。		
	<中略>	【放射線管理施設】 (基本設計方針)			
		2.1 中央制御室及び緊急時対策所の居住性を確保するた	設計及び工事の計画の		
	6.10.1.4.1 中央制御室	めの防護措置	「中央制御室しゃへい		
また,中央制御室内にとどまり,必要な操作を行う運転	中央制御室は、制御建屋内に設置し、原子炉冷却系統に	中央制御室は、冷却材喪失等の設計基準事故時に、中央	壁」は、設置変更許可申		
員が過度の被ばくを受けないよう施設し、運転員の勤務形	係る発電用原子炉施設の損壊又は故障が発生した場合に,	制御室内にとどまり、必要な操作及び措置を行う運転員が	請書(本文(五号))の		
態を考慮し、事故後30日間において、運転員が中央制御	従事者が支障なく中央制御室に入ることができるよう,こ	過度の被ばくを受けないよう施設し、運転員の勤務形態を	「中央制御室遮蔽」と同		
室に入り、とどまっても、中央制御室遮蔽を透過する放射	れに連絡する通路及び出入りするための区域を多重化す	考慮し、事故後30日間において、運転員が中央制御室に入	一設備であり整合して		

設置変更許可申請書(本文(五号)) 設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項 設計及び工事の計画 該当事項 整合性 考 備 り、とどまっても、中央制御室しゃへい壁を透過する放射 線による線量、中央制御室に侵入した外気による線量及び る。また、中央制御室内にとどまり必要な操作、措置を行 いる。 入退域時の線量が、中央制御室換気空調系へ(5)(vi)-⑤等 線による線量,中央制御室に侵入した外気による線量及び 設計及び工事の計画の う運転員が過度の被ばくを受けないよう施設し、運転員の の機能とあいまって、 (5)(vi)-⑥「実用発電用原子炉及 入退域時の線量が, へ(5)(vi)-⑤中央制御室の気密性並び ^(5)(vi)-⑤は,設置変 勤務形態を考慮し、事故後30日間において、運転員が中央 制御室に入り、とどまっても、中央制御室遮蔽を透過する に中央制御室換気空調系,中央制御室しゃへい壁,2次し びその附属施設の技術基準に関する規則」及び「実用発電 更許可申請書(本文(五 号))の(5)(vi)-⑤の 放射線による線量、中央制御室に侵入した外気による線量 ゃへい壁及び補助しゃへいの機能とあいまって, ▶ 用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解 釈」に示される 100mSv を下回るように遮蔽を設ける。そ 及び入退域時の線量が、中央制御室換気空調系等の機能と (5)(vi)-⑥「原子力発電所中央制御室の居住性に係る被ば 「等」を具体的に記載し の他、運転員その他の従事者が中央制御室にとどまるた あいまって, 「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術 く評価手法について(内規)」に基づく被ばく評価により, ており整合している。 め, 気体状の放射性物質及び中央制御室外の火災により発 基準に関する規則」及び「実用発電用原子炉及びその附属 「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則 生する有毒ガスに対する換気設備の隔離その他の適切に 設計及び工事の計画の 施設の技術基準に関する規則の解釈」に示される100mSvを 等の規定に基づく線量限度等を定める告示」に示される 100mSvを下回る設計とする。 ^(5)(vi)-⑥は,技術基 防護するための設備を設ける。 下回るように遮蔽を設ける。中央制御室換気空調系は他と また、運転員その他の従事者が中央制御室にとどまるた 独立して設け、事故時には外気との連絡口を遮断し、高性 準規則及びその解釈に 能エアフィルタ及びチャコールエアフィルタを内蔵した め、気体状の放射性物質及び中央制御室外の火災等により 示される内規及び告示 中央制御室再循環フィルタ装置を通る事故時運転モード 発生する燃焼ガス, ばい煙, 有毒ガス及び降下火砕物に対 を記載していることか する換気設備の隔離その他の適切に防護するための設備 ら, 設置変更許可申請書 とし運転員その他従事者を過度の被ばくから防護する設 計とする。外部との遮断が長期にわたり、室内の雰囲気が (本文(五号))の(5) を設ける設計とする。 (vi)-⑥と同義であり 悪くなった場合には、外気を中央制御室再循環フィルタ装 <中略> 置で浄化しながら取り入れることも可能な設計とする。 整合している。 【計測制御系統施設】 (要目表) 4.12.2 中央制御室機能及び中央制御室外原子炉停止機能 (1) 中央制御室機能 c. 居住性の確保 <中略> さらに, 中央制御室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が また,室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障 設計基準事故時及び炉心の著しい損傷が発生した場合 設計及び工事の計画の 活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう、酸素 のない範囲であることを把握できるよう,酸素濃度計及び において、中央制御室内及び中央制御室待避所内の酸素濃 「酸素濃度計(中央制御 濃度計及び二酸化炭素濃度計を保管する。 二酸化炭素濃度計を保管する。 度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあるこ 室用)」は,設置変更許 <中略> とを把握できるよう,酸素濃度計(中央制御室用)(個数 可申請書(本文(五号)) 1 (予備1)) 及び二酸化炭素濃度計(中央制御室用)(個 の「酸素濃度計」と同一 数1(予備1))を中央制御室内に保管する設計とする。ま 設備であり,整合してい た,酸素濃度計(中央制御室用)(個数1)及び二酸化炭 る。以下同じ。 素濃度計(中央制御室用) (個数1) を中央制御室待避所 内に保管する設計とする。 設計及び工事の計画の 「二酸化炭素濃度計(中 【放射線管理施設】(基本設計方針) 央制御室用)」は,設置 2.1 中央制御室及び緊急時対策所の居住性を確保するた 変更許可申請書(本文

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備	考
		めの防護措置	(五号))の「二酸化炭		
		<中略>	素濃度計」と同一設備で		
		設計基準事故時及び炉心の著しい損傷が発生した場合	あり, 整合している。以		
		において、中央制御室内及び中央制御室待避所内の酸素濃	下同じ。		
		度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあるこ			
		とを把握できるよう、計測制御系統施設の酸素濃度計(中	設計及び工事の計画の		
		央制御室用)及び二酸化炭素濃度計(中央制御室用)を使	「差圧計(中央制御室待		
		用し,中央制御室内及び中央制御室待避所内の居住性を確	避所用)」は、設置変更		
		保できる設計とする。	許可申請書(本文(五		
		<中略>	号))の「差圧計」と同		
			一設備であり,整合して		
			いる。以下同じ。		
	6.10.2 重大事故等時				
	6.10.2.2 設計方針				
	(1) 居住性を確保するための設備				
中央制御室には, ^(5)(vi)-⑦炉心の著しい損傷が発生	重大事故が発生した場合における炉心の著しい損傷後	【計測制御系統施設】(要目表)	設計及び工事の計画の		
した場合においても運転員がとどまるために必要な重大	の原子炉格納容器フィルタベント系を作動させる場合に、	4.12.2 中央制御室機能及び中央制御室外原子炉停止機能	へ(5)(vi)-⑦は, 設置変		
事故等対処設備を設置及び保管する。	放出される放射性雲による運転員の被ばくを低減するた	(1) 中央制御室機能	更許可申請書(本文(五		
	め、中央制御室内に中央制御室待避所を設ける設計とす	中央制御室は^(5)(vi)-⑦以下の機能を有する。	号)) の(5)(vi)-⑦と		
	る。炉心の著しい損傷が発生した場合においても運転員が	<中略>	文章表現は異なるが,内		
	とどまるために必要な重大事故等対処設備として, 可搬型		容に相違はないため整		
	照明 (SA), 中央制御室送風機, 中央制御室排風機, 中	c. 居住性の確保	合している。		
	央制御室再循環送風機,中央制御室再循環フィルタ装置,	<中略>			
炉心の著しい損傷が発生した場合においてもへ(5)(vi)-	中央制御室待避所加圧設備(空気ボンベ),中央制御室遮	炉心の著しい損傷が発生した場合においても, 可搬型照	設計及び工事の計画の		
	一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	明(SA), 中央制御室送風機, 中央制御室排風機, 中央制	へ(5)(vi)-8は,設置変		
一 して, 可搬型照明 (SA), 中央制御室送風機, 中央制御	化炭素濃度計を設置する設計とする。	御室再循環送風機,中央制御室再循環フィルタ装置,中央	更許可申請書(本文(五		
室排風機,中央制御室再循環送風機,中央制御室再循環フ		制御室待避所加圧設備(空気ボンベ)、中央制御室しゃへ	号)) の(5)(vi)-⑧を		
ィルタ装置,中央制御室待避所加圧設備(空気ボンベ),		い壁,中央制御室待避所遮蔽,補助しゃへい,2次しゃへ	具体的に記載しており		
中央制御室遮蔽,中央制御室待避所遮蔽,差圧計,酸素濃		い壁、差圧計(中央制御室待避所用)、酸素濃度計(中央	整合している。		
<u>要計及び二酸化炭素濃度計を設置する設計とする。</u>		制御室用)及び二酸化炭素濃度計(中央制御室用)			
		(5) (vi) - ⑧により、中央制御室内にとどまり必要な操作が			
		できる設計とする。			
		<中略>			
		, * H *			

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性		 考
以但友类们刊中明音(本文(五万))	6.10.2.2 設計方針	以可及び上事の計画 成日事項	走 日 注	- VH	
	(1) 居住性を確保するための設備				
	a. 換気空調設備及び遮蔽設備				
^(5)(vi)- ⁹ 炉心の著しい損傷が発生した場合において	デルの著しい損傷が発生した場合においても運転員が が	【放射線管理施設】(基本設計方針)	設計及び工事の計画の		
も運転員がとどまるために必要な重大事故等対処設備と	とどまるために必要な重大事故等対処設備として,中央制	2.2.1 中央制御室換気空調系	へ(5)(vi)-⑨は,設置変		
して,中央制御室換気空調系は,へ(5)(vi)-⑩ <u>重大事故等</u>	御室及び中央制御室待避所の運転員を過度の放射線被ば	<中略>	更許可申請書(本文(五		
時に炉心の著しい損傷が発生した場合において高性能工	くから防護するために、中央制御室送風機、中央制御室排	中央制御室換気空調系は,通常のラインの他,高性能工	号)) の(5)(vi)-9を		
アフィルタ及びチャコールエアフィルタを内蔵した中央	風機,中央制御室再循環送風機及び中央制御室再循環フィ	アフィルタ及びチャコールエアフィルタを内蔵した中央	具体的に記載しており		
制御室再循環フィルタ装置並びに中央制御室再循環送風	ルタ装置を使用する。	制御室再循環フィルタ装置並びに中央制御室再循環送風	整合している。		
機からなる非常用ラインを設け、外気との連絡口を遮断	中央制御室換気空調系は,重大事故等時に炉心の著しい	機からなる非常用ラインを設け、設計基準事故時及び			
し,中央制御室再循環フィルタ装置を通る事故時運転モー	損傷が発生した場合において高性能エアフィルタ及びチ	(5)(vi)-⑩重大事故等時には,中央制御室換気空調系の中	設計及び工事の計画の		
ドとすることにより,放射性物質を含む外気が中央制御室	<u>ャコールエアフィルタを内蔵した中央制御室再循環フィ</u>	央制御室外気取入ダンパ(前), (後) (V30-D303, D304),	^(5)(vi)-⑩は,設置変		
に直接流入することを防ぐことができる設計とする。	<u>ルタ装置並びに中央制御室再循環送風機からなる非常用</u>	中央制御室少量外気取入ダンパ(A), (B) (V30-D301A, B)	更許可申請書(本文(五		
	ラインを設け、外気との連絡口を遮断し、中央制御室再循	及び中央制御室排風機(A),(B)出口ダンパ(V30-D305A,B)	号))の(5)(vi)-10を		
	環フィルタ装置を通る事故時運転モードとすることによ	を閉とすることにより <u>外気との連絡口を遮断し、</u> 中央制御	含んでおり整合してい		
	り,放射性物質を含む外気が中央制御室に直接流入するこ	室再循環フィルタ装置入口ダンパ (A), (B) (V30-D302A, B)	る。		
	とを防ぐことができる設計とする。	を開とすることにより中央制御室再循環フィルタ装置を			
		通る事故時運転モードとし、放射性物質を含む外気が中央			
		制御室に直接流入することを防ぐことができ, ^(5)(vi)-			
		⑨運転員を被ばくから防護する設計とする。外部との遮断			
		が長期にわたり、室内の雰囲気が悪くなった場合には、外			
		気を中央制御室再循環フィルタ装置で浄化しながら取り			
		入れることも可能な設計とする。			
		<中略>			
		【記》明知(如文) 体标题】 (声口丰)			
		【計測制御系統施設】(要目表)			
		4.12.2 中央制御室機能及び中央制御室外原子炉停止機能			
		(1) 中央制御室機能c. 居住性の確保			
		で、 店住住の確保			
		マー・ロップ マー・ロップ マー・マー・マー・マー・マー・マー・マー・マー・マー・マー・マー・マー・マー・マ			
		明(SA),中央制御室送風機,中央制御室排風機,中央制			
		御室再循環送風機,中央制御室再循環フィルタ装置,中央制			
		制御室待避所加圧設備(空気ボンベ)、中央制御室しゃへ			
		い壁,中央制御室待避所遮蔽,補助しゃへい,2次しゃへ			
		・ 主、「人間呼主的姓// 巡獄、 間切しや 、 、 20人しや 、			

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備	考
		い壁, 差圧計(中央制御室待避所用), 酸素濃度計(中央			
		制御室用)及び二酸化炭素濃度計(中央制御室用)により、			
		中央制御室内にとどまり必要な操作ができる設計とする。			
		<中略>			
		【放射線管理施設】 (基本設計方針)			
		2.1 中央制御室及び緊急時対策所の居住性を確保するた			
		めの防護措置			
		<中略>			
また、炉心の著しい損傷後の原子炉格納容器フィルタベ	また, 炉心の著しい損傷後の原子炉格納容器フィルタベ	炉心の著しい損傷後の原子炉格納容器フィルタベント			
ント系を作動させる場合に放出される放射性雲通過時に	ント系を作動させる場合に放出される放射性雲通過時に	系を作動させる場合に放出される放射性雲通過時に,運転			
おいて,中央制御室待避所を中央制御室待避所加圧設備	おいて,中央制御室待避所を中央制御室待避所加圧設備	員の被ばくを低減するため、中央制御室内に中央制御室待			
(空気ボンベ)で正圧化することにより,放射性物質が中	(空気ボンベ)で正圧化することにより,放射性物質が中	避所を設け、中央制御室待避所には、遮蔽設備として、中			
央制御室待避所に流入することを一定時間完全に防ぐこ	央制御室待避所に流入することを一定時間完全に防ぐこ	央制御室待避所遮蔽を設ける。中央制御室待避所は,中央			
とができる設計とする。	とができる設計とする。	制御室待避所加圧設備(空気ボンベ)で正圧化することに			
		より,放射性物質が中央制御室待避所に流入することを一			
		定時間完全に防ぐことができる設計とする。			
		<中略>			
		【放射線管理施設】(基本設計方針)			
		2.3 生体遮蔽装置等			
		<中略>			
		中央制御室しゃへい壁、中央制御室待避所遮蔽、緊急時			
		対策所遮蔽,2次しゃへい壁及び補助しゃへいは,「2.1 中			
		央制御室及び緊急時対策所の居住性を確保するための防			
		護措置」に示す居住性に係る判断基準を満足する設計とす			
		る。			
		<中略>			
		【放射線管理施設】(基本設計方針)			
		2.1 中央制御室及び緊急時対策所の居住性を確保するた			
		めの防護措置			
		<中略>			
中央制御室遮蔽及び中央制御室待避所遮蔽は、運転員の	 中央制御室遮蔽及び中央制御室待避所遮蔽は,運転員の	運転員の被ばくの観点から結果が最も厳しくなる重大			
被ばくの観点から結果が最も厳しくなる重大事故等時に、	被ばくの観点から結果が最も厳しくなる重大事故等時に	事故等時においても中央制御室に運転員がとどまるため			

机果亦再补口内结束(七九(丁口))	凯思亦再处了内建寺(近山寺塚川) 数 V 市西		#b ∧ ↓↓↓	/#: // .	
設置変更許可申請書(本文(五号)) 中央制御室換気空調系及び中央制御室待避所加圧設備(空	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項 おいて、中央制御室換気空調系及び中央制御室待避所加圧	設計及び工事の計画 該当事項 に必要な設備を施設し、中央制御室しゃへい壁を透過する	整合性	備考	
気ボンベ)の機能とあいまって、運転員の実効線量が7日	設備(空気ボンベ)の機能とあいまって、運転員の実効線	た必要な設備を施設し、「十天前衛皇しや・V・皇を返過する			
間で100mSv を超えない設計とする。	量が7日間で100mSvを超えない設計とする。	線量及び入退域時の線量が、全面マスク等の着用及び運転			
また、全面マスク等の着用及び運転員の交替要員体制を	また、全面マスク等の着用及び運転員の交替要員体制を	員の交替要員体制を考慮し、その実施のための体制を整備			
<u>考慮し、その実施のための体制を整備する。</u>	<u>考慮し、その実施のための体制を整備する。</u>	することで、中央制御室の気密性並びに <u>中央制御室換気空</u>			
		調系、中央制御室待避所加圧空気供給系、中央制御室しや			
		へい壁,中央制御室待避所遮蔽,2次しゃへい壁及び補助			
		しゃへいの機能とあいまって、運転員の実効線量が7日間			
		で100mSvを超えない設計とする。炉心の著しい損傷が発生			
		した場合における居住性に係る被ばく評価では、設計基準			
		事故時の手法を参考にするとともに、炉心の著しい損傷が			
		発生した場合に放出される放射性物質の種類、全交流動力			
		電源喪失時の中央制御室換気空調系の起動遅れ等,炉心の			
		著しい損傷が発生した場合の評価条件を適切に考慮する。			
		<中略>			
		【放射線管理施設】 (基本設計方針)			
		2.2.1 中央制御室換気空調系			
		<中略>			
外部との遮断が長期にわたり、室内の雰囲気が悪くなっ	中央制御室換気空調系は、外気との遮断が長期にわた	中央制御室換気空調系は,通常のラインの他,高性能エ			
た場合には,外気を中央制御室再循環フィルタ装置により	り、室内の雰囲気が悪くなった場合には、外気を中央制御	アフィルタ及びチャコールエアフィルタを内蔵した中央			
浄化しながら取り入れることも可能な設計とする。	室再循環フィルタ装置で浄化しながら取り入れることも	制御室再循環フィルタ装置並びに中央制御室再循環送風			
	可能な設計とする。	機からなる非常用ラインを設け、設計基準事故時及び重大			
		事故等時には、中央制御室換気空調系の中央制御室外気取			
		入ダンパ(前), (後) (V30-D303, D304), 中央制御室			
		少量外気取入ダンパ (A), (B) (V30-D301A,B) 及び中			
		央制御室排風機 (A), (B) 出口ダンパ (V30-D305A, B)			
		を閉とすることにより外気との連絡口を遮断し、中央制御			
		室再循環フィルタ装置入口ダンパ(A),(B)(V30-D302A,B)			
		を開とすることにより中央制御室再循環フィルタ装置を			
		通る事故時運転モードとし、放射性物質を含む外気が中央			
		制御室に直接流入することを防ぐことができ、運転員を被			
		ばくから防護する設計とする。 <u>外部との遮断が長期にわた</u>			
		り、室内の雰囲気が悪くなった場合には、外気を中央制御			
		<u> 室再循環フィルタ装置で浄化しながら取り入れることも</u>			

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整 合 性	備	考
		可能な設計とする。			-
		<中略>			
		【計測制御系統施設】(要目表)			
		4.12.2 中央制御室機能及び中央制御室外原子炉停止機能			
		(1) 中央制御室機能			
		c. 居住性の確保			
		<中略>			
中央制御室送風機,中央制御室排風機及び中央制御室再	中央制御室送風機,中央制御室排風機及び中央制御室再	中央制御室送風機,中央制御室排風機及び中央制御室再			
循環送風機は、非常用交流電源設備に加えて、常設代替交	循環送風機は、非常用交流電源設備に加えて常設代替交流	循環送風機は,非常用交流電源設備に加えて,常設代替交			
流電源設備からの給電が可能な設計とする。	電源設備からの給電が可能な設計とする。	流電源設備からの給電が可能な設計とする。			
	<中略>	<中略>			
		【放射線管理施設】 (基本設計方針)			
		2.1 中央制御室及び緊急時対策所の居住性を確保するた			
		めの防護措置			
		<中略>			
		中央制御室送風機,中央制御室排風機及び中央制御室再			
		循環送風機は,非常用交流電源設備に加えて,常設代替交			
		流電源設備からの給電が可能な設計とする。			
		<中略>			
	b. 通信連絡設備	【計測制御系統施設】(要目表)			
		4.12.2 中央制御室機能及び中央制御室外原子炉停止機能			
		(1) 中央制御室機能			
		c. 居住性の確保			
		<中略>			
<u>炉心の著しい損傷が発生した場合においても運転員が</u>	<u>炉心の著しい損傷が発生した場合においても運転員が</u>	<u>炉心の著しい損傷が発生した場合においても</u> 中央制御	設計及び工事の計画の		
とどまるために $^{\wedge(5)(vi)-0}$ 必要な重大事故等対処設備と	とどまるために必要な重大事故等対処設備として,中央制	室に <u>運転員がとどまるため,へ(5)(vi)-⑩以下の設備を設</u>	^(5)(vi)-⑪は,設置変		
して,中央制御室待避所に待避した運転員が,緊急時対策	御室待避所に待避した運転員が、緊急時対策所と通信連絡	置又は保管する。	更許可申請書(本文(五		
所と通信連絡を行うため、無線連絡設備(固定型)及び衛	を行うため, 無線連絡設備 (固定型) 及び衛星電話設備 (固	中央制御室待避所に待避した運転員が, 緊急時対策所と	号))の(5)(vi)-(11)と		
星電話設備(固定型)をへ(5)(vi)-②使用する。	定型)を使用する。	通信連絡を行うため、必要な数量の無線連絡設備(固定型)	文章表現は異なるが,内		
		及び衛星電話設備(固定型)をへ(5)(vi)-⑫設置する設計	容に相違はないため整		
		とする。	合している。		
		<中略>			
無線連絡設備(固定型)及び衛星電話設備(固定型)は,	無線連絡設備(固定型)及び衛星電話設備(固定型)は,	無線連絡設備(固定型),衛星電話設備(固定型)及び	設計及び工事の計画の		

設置変更許可申請書 (本文 (五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備	考
全交流動力電源喪失時においても常設代替交流電源設備	全交流動力電源喪失時においても常設代替交流電源設備	データ表示装置(待避所)は、全交流動力電源喪失時にお	^(5)(vi)-⑫は, 設置変		
又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計と	又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計と	いても常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設	更許可申請書(本文(五		
<u>する。</u>	<u>する。</u>	備からの給電が可能な設計とする。	号)) の(5)(vi)-12と		
	<中略>		文章表現は異なるが,内		
			容に相違はないため整		
			合している。		
	c. データ表示装置(待避所)	【計測制御系統施設】(要目表)			
		4.12.2 中央制御室機能及び中央制御室外原子炉停止機能			
		(1) 中央制御室機能			
		c. 居住性の確保			
		<中略>			
<u>炉心の著しい損傷が発生した場合においても運転員が</u>	<u>炉心の著しい損傷が発生した場合においても運転員が</u>	炉心の著しい損傷が発生した場合においても中央制御	設計及び工事の計画の		
とどまるために <a>(5)(vi)-®必要な重大事故等対処設備と	とどまるために必要な重大事故等対処設備として, 中央制	室に運転員がとどまるため、 <a>(5)(vi)- <a>(i) 以下の設備を設	^(5)(vi)-⑬は,設置変		
して,中央制御室待避所に待避した運転員が,中央制御室	御室待避所に待避した運転員が、中央制御室待避所の外に	置又は保管する。	更許可申請書(本文(五		
寺避所の外に出ることなく発電用原子炉施設の主要な計	出ることなく発電用原子炉施設の主要な計測装置の監視	<中略>	号)) の(5)(vi)-13と		
則装置の監視を行うためにデータ表示装置(待避所)を設	を行うためにデータ表示装置(待避所)を設置する。	中央制御室待避所に待避した運転員が、中央制御室待避	文章表現は異なるが,内		
置する。		所の外に出ることなく発電用原子炉施設の主要な計測装	容に相違はないため整		
		置の監視を行うため、必要な数量のデータ表示装置(待避	合している。		
		所)を設置する設計とする。			
		<中略>			
データ表示装置(待避所)は,全交流動力電源喪失時に	データ表示装置 (待避所) は、全交流動力電源喪失時に	無線連絡設備(固定型),衛星電話設備(固定型)及び			
おいても常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源	おいても常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源	データ表示装置 (待避所) は、全交流動力電源喪失時にお			
受備からの給電が可能な設計とする。	設備からの給電が可能な設計とする。	いても常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設			
	<中略>	備からの給電が可能な設計とする。			
	d. 中央制御室の照明を確保する設備	【計測制御系統施設】(要目表)			
		4.12.2 中央制御室機能及び中央制御室外原子炉停止機能			
		(1) 中央制御室機能			
		c. 居住性の確保			
		<中略>			
^(5)(vi)-@想定される重大事故等時において, 設計基	想定される重大事故等時において,設計基準対象施設で	可搬型照明 (SA) 及び原子炉建屋ブローアウトパネル閉	設計及び工事の計画の		
<u>単対象施設である中央制御室照明が使用できない場合の</u>	ある中央制御室照明が使用できない場合の重大事故等対	止装置は、全交流動力電源喪失時においても常設代替交流	へ(5)(vi)-⑭は, 設置変		
上对象遍散(2)21人的时至350/4 区加(C 24、30日~1					

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備	考
流動力電源喪失時においても常設代替交流電源設備から	可搬型照明(SA)は、全交流動力電源喪失時において	〈中略〉	号)) の\((5)(vi)-4)を	7113	
の給電が可能な設計とする。		へ(5)(vi)-④重大事故等時に,中央制御室内及び中央制	具体的に記載しており		
	<中略>	御室待避所内での操作等に必要な照度の確保は、可搬型照	整合している。		
		 明 (SA) (個数6 (予備1)) によりできる設計とし、身体			
		 サーベイ及び作業服の着替え等に必要な照度の確保は、乾			
		電池内蔵型照明(個数5(予備1))によりできる設計とす			
		<u> 3</u>			
		<中略>			
	e. 差圧計, 酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計	【放射線管理施設】 (基本設計方針)			
		2.1 中央制御室及び緊急時対策所の居住性を確保するた			
		めの防護措置			
		<中略>			
炉心の著しい損傷が発生した場合においてもへ(5)(vi)-	<u>炉心の著しい損傷が発生した場合においても運転員が</u>	差圧計(中央制御室待避所用) (個数1,計測範囲0~	設計及び工事の計画の		
⑤運転員がとどまるために必要な重大事故等対処設備と	とどまるために必要な重大事故等対処設備として,中央制	200Pa) により、中央制御室待避所と中央制御室との間が	へ(5)(vi)-15は,設置変		
して、中央制御室待避所と中央制御室との間が正圧化に必	御室と中央制御室待避所との間が正圧化に必要な差圧を	正圧化に必要な差圧が確保できていることを把握できる	更許可申請書(本文(五		
要な差圧を確保できていることを把握するため、差圧計♪	確保できていることを把握するため、差圧計を使用する。	(5)(vi)-®設計とする。	号)) の(5)(vi)-15と		
<mark>(5)(vi)-⑯</mark> を使用する。		<中略>	文章表現は異なるが,内		
			容に相違はないため整		
		【計測制御系統施設】 (要目表)	合している。		
		4.12.2 中央制御室機能及び中央制御室外原子炉停止機能			
		(1) 中央制御室機能	設計及び工事の計画の		
		c. 居住性の確保	へ(5)(vi)-16は,設置変		
		<中略>	更許可申請書(本文(五		
		<u>炉心の著しい損傷が発生した場合においても</u> ,可搬型照	号)) の(5)(vi)-16と		
		明(SA),中央制御室送風機,中央制御室排風機,中央制	同義であり整合してい		
		御室再循環送風機,中央制御室再循環フィルタ装置,中央	る。		
		制御室待避所加圧設備(空気ボンベ),中央制御室しゃへ			
		い壁,中央制御室待避所遮蔽,補助しゃへい,2次しゃへ			
		い壁, へ(5)(vi)-15 <u>差圧計(中央制御室待避所用),</u> 酸素			
		濃度計(中央制御室用)及び二酸化炭素濃度計(中央制御			
		室用)により、中央制御室内にとどまり必要な操作ができ			
		る設計とする。			
		<中略>			
		^(5)(vi)-®差圧計(中央制御室待避所用)により,中			

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備	考
		央制御室待避所と中央制御室との間が正圧化に必要な差			
		圧が確保できていることを把握できる設計とする。			
		<中略>			
		【計測制御系統施設】(要目表)			
		 4.12.2 中央制御室機能及び中央制御室外原子炉停止機能			
		 (1) 中央制御室機能			
		c. 居住性の確保			
		<中略>			
また、中央制御室内及び中央制御室待避所内の酸素濃度	また、中央制御室内及び中央制御室待避所内の酸素濃度	設計基準事故時及び炉心の著しい損傷が発生した場合	設計及び工事の計画の		
及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあること	及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあること	において,中央制御室内及び中央制御室待避所内の酸素濃	^(5)(vi)-⑰は, 設置変		
を把握するため、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を□	を把握するため、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を使用	度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあるこ	更許可申請書(本文(五		
(5) (vi)-①使用する。	する。	とを把握できるよう、酸素濃度計(中央制御室用)(個数	号)) の へ(5) (vi) ー切と		
	<中略>	1 (予備1))及び二酸化炭素濃度計(中央制御室用)(個	文章表現は異なるが,内		
		数1 (予備1)) <u>を</u> 中央制御室内に <mark>へ(5) (vi)-⑰保管する</mark> 設	容に相違はないため整		
		計とする。また,酸素濃度計(中央制御室用)(個数1)	合している。		
		及び二酸化炭素濃度計(中央制御室用)(個数1)を中央			
		制御室待避所内に保管する設計とする。			
		<中略>			
		【放射線管理施設】(基本設計方針) 【放射線管理施設】(基本設計方針)			
		2.1 中央制御室及び緊急時対策所の居住性を確保するた			
		めの防護措置			
		<中略>			
		 設計基準事故時及び炉心の著しい損傷が発生した場合			
		において、中央制御室内及び中央制御室待避所内の酸素濃			
		度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあるこ			
		とを把握できるよう、計測制御系統施設の酸素濃度計(中			
		央制御室用)及び二酸化炭素濃度計(中央制御室用)を使			
		用し、中央制御室内及び中央制御室待避所内の居住性を確			
		保できる設計とする。			
		<中略>			
		* 1 ****			

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備	考
队但及关门马下明自(个人(五万))	6. 10. 2. 2 設計方針	【放射線管理施設】(基本設計方針)	正 口 1上	ν μ	~7
	(2) 汚染の持込みを防止するための設備	2.1 中央制御室及び緊急時対策所の居住性を確保するた			
		めの防護措置			
		<中略>			
重大事故等が発生し、中央制御室の外側が放射性物質に	 重大事故等が発生し、中央制御室の外側が放射性物質に	重大事故等が発生し、中央制御室の外側が放射性物質に	 設計及び工事の計画の		
より汚染したような状況下において、運転員が中央制御室	より汚染したような状況下において、運転員が中央制御室	より汚染したような状況下において、運転員が中央制御室	へ(5)(vi)-®は,設置変		
の外側から中央制御室に放射性物質による汚染を持ち込	の外側から中央制御室に放射性物質による汚染を持ち込	の外側から中央制御室に放射性物質による汚染を持込む	更許可申請書(本文(五		
	むことを防止するため、身体サーベイ及び作業服の着替え	ことを防止するため、身体サーベイ及び作業服の着替え等	号)) の(5)(vi)-18と		
等を行うための区画を設ける設計とする。身体サーベイの	等を行うための区画を設ける設計とする。身体サーベイの	を行うための区画を設ける設計とし、身体サーベイの結			
結果、運転員の汚染が確認された場合は、運転員の除染を	結果, 運転員の汚染が確認された場合は, 運転員の除染を	果,運転員の汚染が確認された場合は,運転員の除染を行	容に相違はないため整		
行うことができる区画を、身体サーベイを行う区画に隣接	行うことができる区画を、身体サーベイを行う区画に隣接	うことができる区画を、身体サーベイを行う区画に隣接し	合している。		
して設置する設計とする。 ^(5)(vi)-18 また, 照明につい	して設置する設計とする。また、照明については、乾電池	て設置する設計とする。			
ては、乾電池内蔵型照明により確保できる設計とする。	内蔵型照明により確保できる設計とする。	中央制御室及び中央制御室待避所内の区画の照明は、可			
		搬型照明 (SA) を使用し, <mark>^(5)(vi)-®</mark> 身体サーベイ及び			
		作業服の着替え等を行うための区画の照明は、乾電池内蔵			
		型照明を使用する。			
		<中略>			
		【計測制御系統施設】(要目表)			
		4.12.2 中央制御室機能及び中央制御室外原子炉停止機能			
		(1) 中央制御室機能			
		c. 居住性の確保			
		<中略>			
		重大事故等が発生し、中央制御室の外側が放射性物質に			
		より汚染したような状況下において,運転員が中央制御室			
		の外側から中央制御室に放射性物質による汚染を持込む			
		ことを防止するため、身体サーベイ及び作業服の着替え等			
		を行うための区画を設ける設計とする。			
		<中略>			
		【引用他们如本外长型】(五日十)			
	6.10.2.2 設計方針	【計測制御系統施設】(要目表)			
	(3) 運転員の被ばくを低減するための設備	4.12.2 中央制御室機能及び中央制御室外原子炉停止機能			
		(1) 中央制御室機能			

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備	考
		c. 居住性の確保			
		<中略>			
炉心の著しい損傷が発生した場合において, へ(5)(vi)-	<u>炉心の著しい損傷が発生した場合において,</u> 運転員の被	<u>炉心の著しい損傷が発生した場合において</u> も,可搬型照	設計及び工事の計画の		
⑩ 運転員の被ばくを低減するための重大事故等対処設備	ばくを低減するための重大事故等対処設備として、非常用	明(SA),中央制御室送風機,中央制御室排風機,中央制	^(5)(vi)-®は,設置変		
として、非常用ガス処理系及び原子炉建屋ブローアウトパ	ガス処理系及び原子炉建屋ブローアウトパネル閉止装置	御室再循環送風機,中央制御室再循環フィルタ装置,中央	更許可申請書(本文(五		
ネル閉止装置を使用する。 ^(5)(vi)-20 非常用ガス処理系	を使用する。	制御室待避所加圧設備(空気ボンベ),中央制御室しゃへ	号))の(5)(vi)-19と		
は、非常用ガス処理系排風機、配管・弁類、計測制御装置	非常用ガス処理系は,非常用ガス処理系排風機,配管・	い壁,中央制御室待避所遮蔽,補助しゃへい,2次しゃへ	文章表現は異なるが,内		
等で構成し、非常用ガス処理系排風機により原子炉建屋原	弁類, 計測制御装置等で構成し, 非常用ガス処理系排風機	い壁、差圧計(中央制御室待避所用)、酸素濃度計(中央	容に相違はないため整		
子炉棟内を負圧に維持するとともに,原子炉格納容器から	により原子炉建屋原子炉棟内を負圧に維持するとともに,	制御室用)及び二酸化炭素濃度計(中央制御室用)により,	合している。		
原子炉建屋原子炉棟内に漏えいした放射性物質を含む気	原子炉格納容器から原子炉建屋原子炉棟内に漏えいした	中央制御室内にとどまり必要な操作ができる設計とする。			
体を排気筒から排気することで、 (5)(vi)-20中央制御室	放射性物質を含む気体を排気筒から排気することで、中央	炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉格納	設計及び工事の計画の		
の運転員の被ばくを低減することができる設計とする。	制御室の運転員の被ばくを低減することができる設計と	施設のへ(5)(vi)-19非常用ガス処理系及び原子炉建屋ブロ	へ(5)(vi)-⑩は,設置変		
	する。なお、本系統を使用することにより重大事故等対応	ーアウトパネル閉止装置により、運転員の被ばくを低減で	更許可申請書(本文(五		
	要員の被ばくを低減することも可能である。	きる設計とする。	号))の(5)(vi)-20と		
		<中略>	文章表現は異なるが,内		
		炉心の著しい損傷が発生した場合に、 <u>非常用ガス処理系</u>	容に相違はないため整		
		は、非常用ガス処理系排風機により原子炉建屋原子炉棟内	合している。		
		を負圧に維持するとともに,原子炉格納容器から原子炉建			
		屋原子炉棟内に漏えいした放射性物質を含む気体を排気	設計及び工事の計画の		
		筒から排気し、原子炉格納容器から漏えいした空気中の放	<mark>^(5)(vi)-②a,b</mark> は, 設		
		射性物質の濃度を低減させることで, ^(5)(vi)-@a中央制	置変更許可申請書(本文		
		御室にとどまる運転員を過度の被ばくから防護する設計	(五号))の (元号))の (vi)-		
		<u>とする。</u>	②と文章表現は異なる		
		<中略>	が,内容に相違はないた		
			め整合している。		
		【放射線管理施設】(基本設計方針)			
		2.1 中央制御室及び緊急時対策所の居住性を確保するた			
		めの防護措置			
		<中略>			
		^(5)(vi)-® <u>炉心の著しい損傷が発生した場合におい</u>			
		て、原子炉格納施設の非常用ガス処理系及び原子炉建屋ブ			
		ローアウトパネル閉止装置により、運転員の被ばくを低減			
		できる設計とする。			
		<中略>			

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
		【原子炉格納施設】 (基本設計方針)		
		3. 圧力低減設備その他の安全設備		
		3.3 放射性物質濃度制御設備及び可燃性ガス濃度制御設		
		備並びに格納容器再循環設備		
		3.3.1 非常用ガス処理系		
		<中略>		
		^(5)(vi)-⑩非常用ガス処理系は,非常用ガス処理系空		
		気乾燥装置,非常用ガス処理系排風機及び高性能エアフィ		
		ルタ、チャコールエアフィルタを含む非常用ガス処理系フ		
		イルタ装置等から構成される。		
		放射性物質の放出を伴う設計基準事故時には、常用換気		
		系を閉鎖し、非常用ガス処理系排風機によって原子炉建屋		
		原子炉棟内を水柱約6mmの負圧に保ちながら,原子炉格納		
		容器等から漏えいした放射性物質を非常用ガス処理系フ		
		ィルタ装置を通して除去・低減した後、 <u>排気筒から放出す</u>		
		<u>る</u> 設計とする。		
		非常用ガス処理系は、冷却材喪失事故時に想定する原子		
		炉格納容器からの漏えい気体中に含まれるよう素を除去		
		し、環境に放出される放射性物質の濃度を減少させる設計		
		とする。		
		<中略>		
		炉心の著しい損傷が発生した場合に,非常用ガス処理系		
		は、非常用ガス処理系排風機により原子炉建屋原子炉棟内		
		を負圧に維持するとともに,原子炉格納容器から原子炉建		
		屋原子炉棟内に漏えいした放射性物質を含む気体を排気		
		<u>筒から排気</u> し、原子炉格納容器から漏えいした空気中の放		
		射性物質の濃度を低減させることで, <mark>^(5)(vi)-②b</mark> 中央制		
		御室にとどまる運転員を過度の被ばくから防護する設計		
		とする。		
		<中略>		
		非常用ガス処理系の流路として、設計基準対象施設であ		
		る非常用ガス処理系空気乾燥装置,非常用ガス処理系フィ		
		ルタ装置,排気筒,原子炉建屋原子炉棟,原子炉建屋大物		
		搬入口及び原子炉建屋エアロックを重大事故等対処設備		
		として使用することから、流路に係る機能について重大事		

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整 合 性	備	考
		故等対処設備としての設計を行う。	**		
		【計測制御系統施設】(要目表)			
		4.12.2 中央制御室機能及び中央制御室外原子炉停止機能			
		(1) 中央制御室機能			
		c. 居住性の確保			
		<中略>			
原子炉建屋原子炉棟の気密バウンダリの一部として原	原子炉建屋原子炉棟の気密バウンダリの一部として原	炉心の著しい損傷が発生し, 非常用ガス処理系を起動す			
子炉建屋に設置する原子炉建屋ブローアウトパネルは、閉	子炉建屋に設置する原子炉建屋ブローアウトパネルは、閉	る際に、原子炉建屋ブローアウトパネルを閉止する必要が			
状態を維持できる, 又は開放時に容易かつ確実に原子炉建	状態を維持できる, 又は開放時に容易かつ確実に原子炉建	ある場合には、中央制御室から原子炉建屋ブローアウトパ			
屋ブローアウトパネル閉止装置により開口部を閉止でき	屋ブローアウトパネル閉止装置により開口部を閉止でき	ネル閉止装置を操作し、容易かつ確実に開口部を閉止でき			
<u>る設計とする。また、原子炉建屋ブローアウトパネル閉止</u>	る設計とする。また、原子炉建屋ブローアウトパネル閉止	<u>る設計とする。また、原子炉建屋ブローアウトパネル閉止</u>			
装置は、現場において、人力により操作できる設計とする。	装置は、現場において、人力により操作できる設計とする。	装置は現場においても,人力により操作できる設計とす			
	<中略>	<u>る。</u>			
		<中略>			
		【原子炉格納施設】 (基本設計方針)			
		2. 原子炉建屋			
		2.1 原子炉建屋原子炉棟等			
		<中略>			
		原子炉建屋原子炉棟は,重大事故等時においても,非常			
		用ガス処理系により、内部の負圧を確保することができる			
		設計とする。原子炉建屋原子炉棟の気密バウンダリの一部			
		として原子炉建屋原子炉棟に設置する原子炉建屋ブロー			
		アウトパネル (原子炉冷却系統施設のうち「5.2 高圧炉			
		心スプレイ系」,浸水防護施設と兼用)(以下同じ。) <u>は,</u>			
		閉状態の維持又は開放時に容易かつ確実に原子炉建屋ブ			
		ローアウトパネル閉止装置により開口部を閉止可能な設			
		<u>計とする。</u>			
		3.3.1 非常用ガス処理系			
		<中略>			
		炉心の著しい損傷が発生し、非常用ガス処理系を起動す			
		る際に、原子炉建屋ブローアウトパネルを閉止する必要が			
		ある場合には、中央制御室から原子炉建屋ブローアウトパ			
		ネル閉止装置(個数1)を操作し、容易かつ確実に開口部			

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整 合 性	備	考
	21 22 24 1 4 1 NG E (10 14 E) 27 27 27 27 27 27 27 27 27 27 27 27 27	を閉止できる設計とする。また、原子炉建屋ブローアウト	ш н ш	V114	
		パネル閉止装置は現場においても、人力により操作できる			
		<u>設計とする。</u>			
		<中略>			
		【計測制御系統施設】(要目表)			
		4.12.2 中央制御室機能及び中央制御室外原子炉停止機能			
		(1) 中央制御室機能			
		c. 居住性の確保			
		<中略>			
非常用ガス処理系は,非常用交流電源設備に加えて,常	非常用ガス処理系は、非常用交流電源設備に加えて、常	非常用ガス処理系は、非常用交流電源設備に加えて、常			
設代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。ま	設代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。ま	設代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。			
た,原子炉建屋ブローアウトパネル閉止装置は,常設代替	た,原子炉建屋ブローアウトパネル閉止装置は,常設代替	可搬型照明 (SA) 及び <u>原子炉建屋ブローアウトパネル閉</u>			
交流電源設備からの給電が可能な設計とする。	交流電源設備からの給電が可能な設計とする。	<u> 止装置は、</u> 全交流動力電源喪失時においても <u>常設代替交流</u>			
	<中略>	電源設備からの給電が可能な設計とする。			
		<中略>			
		【放射線管理施設】 (基本設計方針)			
		2.1 中央制御室及び緊急時対策所の居住性を確保するた			
		めの防護措置			
		<中略>			
		非常用ガス処理系は、非常用交流電源設備に加えて、常			
		設代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。			
		可搬型照明 (SA) 及び <u>原子炉建屋ブローアウトパネル閉</u>			
		<u> 止装置は、全交流動力電源喪失時においても常設代替交流</u>			
		電源設備からの給電が可能な設計とする。_			
		<中略>			
		【原子炉格納施設】 (基本設計方針)			
		3.3.1 非常用ガス処理系			
		<中略>			
		非常用ガス処理系は、非常用交流電源設備に加えて、常			
		設代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。			
		また,原子炉建屋ブローアウトパネル閉止装置は,常設			
		代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。			
	I .				

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画	該当事項	整合性	備	考
中央制御室遮蔽及び中央制御室待避所遮蔽は、「チ		<中略>		設置変更許可申請書(本		
1)(v) 遮蔽設備」に記載する。				文(五号))「チ(1)(v)		
				遮蔽設備」に示す。		
中央制御室送風機,中央制御室排風機,中央制御室再循				設置変更許可申請書(本		
環送風機,中央制御室再循環フィルタ装置及び中央制御室				文 (五号))「チ(1)(vi)		
身避所加圧設備(空気ボンベ)は,「チ(1)(vi) 換気空調				換気空調設備」に示す。		
2備」に記載する。						
代替交流電源設備は,「ヌ(2)(iv) 代替電源設備」に記	常設代替交流電源設備については,「10.2 代替電源設			設置変更許可申請書(本		
なする。	備」にて記載する。			文 (五号))「ヌ(2)(iv)		
	<中略>			代替電源設備」に示す。		
[常設重大事故等対処設備]	6.10.2.3 主要設備及び仕様					
	中央制御室(重大事故等時)の設備の主要機器仕様を第	 【放射線管理施設】(要目表)				
	6.10-2表及び第6.10-3表に示す。					
		6.3 生体遮蔽装置				
	第6.10-2表 中央制御室(重大事故等時)(常設)の設	(4) 中央制御室遮蔽	変更前	変更後		
	備の主要機器仕様	名 称 主 要 寸 種 類 (最小厚さmm * 1. * 2. *		料 主 要 寸 法 冷 却 方	法材	
	(1) 居住性を確保するための設備	地上3階 中央制御室 したストル便 地路 地路	普通コンクリート (密度2.15g/cm ³ 以上* ²	変更なし	鋼相	
中央制御室遮蔽	a. 中央制御室遮蔽	上降	普通コンクリート (密度2.15g/cm³以上*2	Mercur L.)	(SS4)	00)
	第8.3-1表 遮蔽設備の主要仕様に記載する。	注記*1:記載の適正化を行う。既工事計画書の「m」を「mm」と記載する。 *2:既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は設 *3:主要寸法欄は()内に公称値を示す。	計図書による。	·		
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·						
整合性						
・設計及び工事の計画の「中央制御室しゃへい壁」は、	段置変更許可申請書(本文(五号))の「中央制御室遮蔽」					
と同一設備であり整合している。						
・設計及び工事の計画の「中央制御室しゃへい壁」は、	设置変更許可申請書(本文(五号))におけるへ(5)(vi)-22					
を設計及び工事の計画の「放射線管理施設」のうち「	生体遮蔽装置」に整理しており整合している。					
		【放射線管理施設】(要目表)				
		6.3 生体連藏装置				
中央制御室待避所遮蔽	b. <u>中央制御室待避所遮蔽</u>	名 称 主 要 寸 種 類 (最 小 厚 さ mm	変 更 前 法 冷 却 方 法 材	変更後 料 (最 小 厚 さ mm *) ※ 力 法		
(5)(vi)-② (「チ(1)(v) 遮蔽設備」と兼用)	第8.3-2表 遮蔽設備(重大事故等時)の主要仕様に記	中央制御室 制御 地上3階 特遊所遮蔽 建屋 0. P. 23500	_	自然冷却	普通コン (密度2.15g 鋼 (SS4	ig/cm³以上 ¶板
	載する。	注記* :主要寸法欄は() 内に公称値を示す。			1966)	.50)
		I .		į l		

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備	考
			設計及び工事の計画の		
			「中央制御室待避所遮		
			蔽」は、設置変更許可申		
			請書(本文(五号))に		
			おける^(5)(vi)-②を		
			設計及び工事の計画の		
			「放射線管理施設」のう		
			ち「生体遮蔽装置」に整		
			理しており整合してい		
			る。		
中央制御室送風機	c. 中央制御室換気空調系	【放射線管理施設】(要目表)			
へ(5)(vi)-⑳ (「チ(1)(vi) 換気空調設備」と兼用)	(a) <u>中央制御室送風機</u>	6.2 <u>換気設備</u> (中央制御室,緊急時制御室及び緊急時対策所に設置するもの(非常用のものに限る。)並びに放射性物質に 時的に設置する可鞭型のものを除く。)	: り汚染された空気による放射線障害を防止する目的で給気又に	は排気設備として設	置するもの。一
	第8.2-1表 換気空調設備の主要機器仕様に記載する。				
		(4) 送風機 (常設) 変 更 前 変 更 後	設計及び工事の計画の		
		名 称 中央制御室送風機 変更なし	「中央制御室送風機」		
		種 類 一 遠心式 以上*1 (以上*1 (*2)	は,設置変更許可申請書		
		吸 込 口 径 mm 1121*1.*2	(本文(五号))におけ		
		主 吐 出 口 径 mm 1178×848*1.*2 要 た て mm 2090*1.*2	る ^{へ(5)(vi)-} @を設計		
		法 横 mm 3160*1.*2	及び工事の計画の「放射		
		送	 線管理施設」のうち「換		
		图	 気設備」に整理しており		
		機	整合している。		
		取 付 簡 設 置 床 — 制御建屋 0. P. 1. 50m			
		溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号 - C-B2F-1 C-B2F-2			
		溢水防護上の 配慮が必要な高さ - - 床上 0.00m 以上 床上 0.00m 以上 以上			
		種類 一 誘導電動機*1			
		原動機 出 力 kW/個 *1,*2 変更なし 動機 個 数 - 2*1			
		取付簡所 一 送風機と同じ*1 送風機と同じ 設計上の空気の流入率 回/h 1.0*1 変更なし			
		注記*1:既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は,設計図書による。 *2:公称値を示す。			
		· B · Dayring C · C · C · C · C · C · C · C · C · C			

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備 考
中央制御室排風機	(b) 中央制御室排風機	【放射線管理施設】 (要目表)		
\(\sime(5)(vi)-\(\varphi\) (「チ(1)(vi) 換気空調設備」と兼用)	第8.2-1表 換気空調設備の主要機器仕様に記載する。	6.2 <u>換気設備</u> (中央制御室,緊急時制御室及び緊急時対策所に設置するもの(非常用のものに限る。)並びに放射性物質により 時的に設置する可樂型のものを除く。)	汚染された空気による放射線障害を防止する目的で給気又	は排気設備として設置するもの。一
		(5) 排風機 (常設)		
		変更前 変更後 名 称 中央制御室排風機 変更なし	乳乳などてまの乳面の	
		種類 一 遊心式	設計及び工事の計画の	
		容 量 m³/h/個 以上*1	「中央制御室排風機」	
		吸 込 口 径 mm 453.6*1.*2	は, 設置変更許可申請書	
		主 吐 出 口 径 mm 427×337*1.*2 要 た て mm 912*1.*2	(本文(五号))におけ	
		法 横 mm 880*1.*2	る^(5)(vi)-②を設計	
		排 高 さ mm 930*1.*2 変更なし 個 数 — 2	及び工事の計画の「放射	
		風 *1 *1 *1 中央制御室 中央制御室	線管理施設」のうち「換	
		機	気設備」に整理しており	
		取 付	整合している。	
		溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号		
		溢水防護上の - 床上 床上 0.00m 配度がび囲わます -		
		単悪が必要な同じ 以上 以上 以上 以上 以上 以上 以上 以上 以上		
		原 出 カ kW/個 *1,*2 変更なし		
		動機 個 数 — 2*1 取付簡所 一 排風機と同じ*1 排風機と同じ		
		設計上の空気の流入率 回/h 1.0*1 変更なし		
		注記*1:既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は,設計図書による。 *2:公称値を示す。		

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
中央制御室再循環フィルタ装置	(d) 中央制御室再循環フィルタ装置	【放射線管理施設】(要目表)		
<u> </u>	第8.2-1表 換気空調設備の主要機器仕様に記載する。	6.2 換数體 (中央制御家、緊急時制御金及び緊急時対策所に設置するもの (非常用のものに限る。) 並びに放射性物質により 時的に設置する可樂型のものを除く。) (6) フィルター (常設) 変 更 前 変 更 前 変 更後 名 称 中央制御室再循環フィルタ装置*1 エアフィルタ 第2 99.9 以上 (14 対温度 70%以下において) 1 20以上 (14 対温度 70%以下において) 1 20以上 (14 対温度 70%以下において) 1 200 上 (17 対 対 18	で表された空気による放射線障害を防止する目的で給気が	
無線連絡設備(固定型) へ(5)(vi)-図 (「ヌ(3)(vii) 通信連絡設備」と兼用)	d. 無線連絡設備(固定型) 第10.12-2表 通信連絡を行うために必要な設備(常 設)の主要機器仕様に記載する。	【計測制御系統施設】(要目表) 4.12.2 中央制御室機能及び中央制御室外原子炉停止機能 (1) 中央制御室機能 c. 居住性の確保	設計及び工事の計画の 「無線連絡設備(固定型)」及び「衛星電話設	
衛星電話設備(固定型) ∧(5)(vi)-図 (「ヌ(3)(vii) 通信連絡設備」と兼用)	e. 衛星電話設備(固定型) 第10.12-2表 通信連絡を行うために必要な設備(常設)の主要機器仕様に記載する。	<中略> 中央制御室待避所に待避した運転員が、緊急時対策所と通信連絡を行うため、必要な数量の無線連絡設備(固定型) 及び衛星電話設備(固定型)を設置する設計とする。 <中略>		

凯里亦可許可由建事 (大力 (丁月))	凯里亦 <u>西</u> 新可由建 <u></u> 建,(沃丹事叛 11) 勃亚重西	- 乳乳ながて重の乳面 - ⇒カ火車で		/ /	⇒
設置変更許可申請書(本文(五号)) データ表示装置(待避所)	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項 f. データ表示装置(待避所)	設計及び工事の計画 該当事項 中央制御室待避所に待避した運転員が,中央制御室待避	整合性 設計及び工事の計画の	備	考
			<u> </u>		
個数 △(5)(vi)-② 一式	<u>個数</u> <u>1.</u>	所の外に出ることなく発電用原子炉施設の主要な計測装置の影響などである。	へ(5)(vi)-29は,設置変		
		置の監視を行うため、 (5) (vi) - ② <u>必要な数量のデータ表</u>	更許可申請書(本文(五		
		<u>示装置(待避所)</u> を設置する設計とする。	号))における^(5)(vi)		
			-29と同義であり整合		
			している。		
		【放射線管理施設】(基本設計方針)			
		2.1 中央制御室及び緊急時対策所の居住性を確保するた			
		めの防護措置			
		<中略>			
<u>差</u> 圧計	g. <u>差圧計</u>	差圧計(中央制御室待避所用) (個数1,計測範囲0~	設計及び工事の計画の		
^(5)(vi)-30 (「チ(1)(vi) 換気空調設備」と兼用)	第8.2-2表 換気空調設備(重大事故等時)(常設)の	200Pa) により、中央制御室待避所と中央制御室との間が	「差圧計(中央制御室待		
	主要機器仕様に記載する。	正圧化に必要な差圧が確保できていることを把握できる	避所用)」は,設置変更		
		設計とする。	許可申請書(本文(五		
		<中略>	号))における^(5)(vi)		
		【計測制御系統施設】(要目表)	 計画の「放射線管理施		
		 4.12.2 中央制御室機能及び中央制御室外原子炉停止機能	設」のうち「基本設計方		
		(1) 中央制御室機能	針」に整理しており整合		
		c. 居住性の確保	している。		
		<中略>			
		差圧計(中央制御室待避所用)により、中央制御室待避			
		所と中央制御室との間が正圧化に必要な差圧が確保でき			
		ていることを把握できる設計とする。			
		マー・マー・マー・マー・マー・マー・マー・マー・マー・マー・マー・マー・マー・マ			

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
非常用ガス処理系排風機	(2) 中央制御室の運転員の被ばくを低減するための設備	【原子炉格納施設】(要目表)		
^(5)(vi)-⑪ (「リ(4)(ii) 非常用ガス処理系」と兼用)	a. 非常用ガス処理系	7.3 圧力低減設備その他の安全設備		
	(a) 非常用ガス処理系排風機	3 拼風機 (常設) 変 更 前	変 更 後	
	第9.1-4表 非常用ガス処理系主要仕様に記載する。	- 名		
	为3.1 1X 7F用/II/2/2/2/2/11/2/2/2/2/2/2/2/2/2/2/2/2/2	帝 量 ± ³ /h/個 以上*1 (2500 *2)		
		主 杜 出 口 経 🚥 321****		
		要 た で mm 1223.5*****2 接 mm 2005**-*2	変更なし	
		新 さ xxx 1610*-** 単 個 数 一 2		
		(ライン名)(ライン名)(サ常用ガス処理系排風機(A)(カイン名)(カイン名)(カインの理系排組(カインの理系排組(カインの理系排組(カインの理系排組(カインの理系排組(カインの理系排組(カインの理系排組(カインの理系排組(カインの理系排組(カインの理系排組(カインの理系排組(カインの理系排組(カインの理系排組(カインの理系排組(カインの理系排組(カインの理系排組(カインの理系排組(カインの理系排組(カインの理系排組(カインの理系排組(カインの理系排組(カインの理系排組(カインの理系排組(カインの理系排組(カインの理系排組(カインの理系排組(カインの理系排組(カインの理系排組(カインの理系排組(カインの理系排組(カインの理系排組(カインの理系排組(カインの理系排組(カインの理系排組(カインの理系排組(カインの理系排組(カインの理系排組(カインの理系(カインの理系(カインの理系(カインの理系(カインの理系(カインの理系(カインの理系(カインの理系(カインの理系(カインの理系(カインの理系(カインの理系(カインの理系(カインの理系(カインの理系(カインの理系(カインの理系(カインの理系(カインの理系(カインの理系(カインの理系(カインの理系(カインの理系(カインの理系(カインの理系(カインの理系(カインの理系(カインの理系(カインの理系(カインの理系(カインの理系(カインの理系(カインの理系(カインの理系(カインの理系(カインの理系(カインの理系(カインの理系(カインの理系(カインの理系(カインの理系(カインの理系(カインの理系(カインの理系(カインの理系(カインの理系(カインの理系(カインの理系(カインの理系(カインの理系(カインの理系(カインの理系(カインの理系(カインの理系(カインの理系(カインの理系(カインの理系(カインの理系(カインの理系(カインの理系(カインの理系(カインの理系(カインの理系(カインの理系(カインの理系(カインの理系(カインの理系(カインの理系(カインの理系(カインの理系(カインの理系(カインの理系(カインの理系(カインの理系(カインの理系(カインの理系(カインの理系(カインの理系(カインの理系(カインの理系(カインの	A. (機(B) B. 発	
		数 付付 数 置 床 — 原子炉噪量 0.F.22.50 m 0.F.22.50 m	81	
		が 経水防護上の区面番号 ― 錠水防護上の配 産 が 必 要 な 高 さ	R-2F-1-2 床上 0.09 m以上	R-2F-1-3 株上 0.10 mE/上
		種 類 一 新導電動機*		IN E. W. EV BEAT
		原 出 力 27億	変更なし	
		数 付 墨 房 排扱機と同じ** 作記*1:民工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、設計図書による。 *2:公称後を示し、	排風機と同じ	
			設計及び工事の計画の「非常用ガス処理系排風機」は、設置変更許可申請書(本文(五号))における「(5)(vi)-③」を設計及び工事の計画の「原子炉格納施設」のうち「圧力低減設備その他の安全設備」に整理しており整合している。	

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	
原子炉建屋ブローアウトパネル閉止装置	b. 原子炉建屋ブローアウトパネル閉止装置	【計測制御系統施設】(要目表)	設計及び工事の計画の	VIII
^(5)(vi)-② (「リ(4)(ii) 非常用ガス処理系」と兼用)		4.12.2 中央制御室機能及び中央制御室外原子炉停止機能	「原子炉建屋ブローア	
	個 数 1	(1) 中央制御室機能	ウトパネル閉止装置」	
		c. 居住性の確保	は,設置変更許可申請書	
		<中略>	(本文(五号))におけ	
		炉心の著しい損傷が発生し、非常用ガス処理系を起動す	る^(5)(vi)-②を設計	
		る際に、原子炉建屋ブローアウトパネルを閉止する必要が	及び工事の計画の「原子	
		ある場合には、中央制御室から原子炉建屋ブローアウトパ	炉格納施設」のうち「基	
		<u>ネル閉止装置</u> を操作し、容易かつ確実に開口部を閉止でき	本設計方針」に整理して	
		る設計とする。また、原子炉建屋ブローアウトパネル閉止	おり整合している。	
		装置は現場においても,人力により操作できる設計とす		
		る。		
		<中略>		
		【原子炉格納施設】(基本設計方針)		
		3.3.1 非常用ガス処理系		
		<中略>		
		炉心の著しい損傷が発生し、非常用ガス処理系を起動す		
		る際に、原子炉建屋ブローアウトパネルを閉止する必要が		
		ある場合には、中央制御室から <u>原子炉建屋ブローアウトパ</u>		
		ネル閉止装置(個数1) を操作し、容易かつ確実に開口部		
		を閉止できる設計とする。また、原子炉建屋ブローアウト		
		パネル閉止装置は現場においても、人力により操作できる		
		設計とする。		
		<中略>		

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備 考
[可搬型重大事故等対処設備]	第6.10-3表 中央制御室(重大事故等時)(可搬型)の	【放射線管理施設】(要目表)		
	設備の主要機器仕様	6.2 <u>換玄歐</u> 僧 (中央制御室、緊急時制御室及び緊急時対策所に設置するもの (非常用のものに限る。) 並びに放射性物質により 時的に設置する可樂型のものを除く。)	- 汚染された空気による放射線障害を防止する目的で給気又	は排気設備として設置するもの。一
	(1) 居住性を確保するための設備	6.2.3 中央制御室待避所加圧空気供給系 (1) 容器 (可搬型)		
中央制御室待避所加圧設備(空気ボンベ)	a. 中央制御室待避所加圧設備 (空気ボンベ)	変 更 前 変 更 後	設計及び工事の計画の	
^(5)(vi)-3 (「チ(1)(vi) 換気空調設備」と兼用)	第8.2-3表 換気空調設備(重大事故等時) (可搬型)	名 称 中央制御室待避所加圧設備 (空気ボンベ)	「中央制御室待避所加	
	の主要機器仕様に記載する。	種類 一 維目無し高圧ガス容器	圧設備(空気ボンベ)」	
		容 量 L/個 46.7以上(46.7*1) 最高使用圧力*2 MPa 19.6	は,設置変更許可申請書	
		最高使用温度*2 ℃ 40	(本文(五号))におけ	
		主 外 径 mm 232*1 要 高 さ mm 1370*1	る \(\(\frac{1}{2}\) (\(\frac{1}{2}\) (\(\frac{1}{2}\)) - 333 を設計	
		寸 胴 部 厚 さ ㎜ – (【*1)	及び工事の計画の「放射	
		法 底 部 厚 さ mm 【 *1) 材 料 — クロムモリブデン鋼	線管理施設」のうち「換	
		個 数 — 40 (予備 40)	気設備」に整理しており	
		保管場所: 制御建屋 O.P. 1. 50 m, O.P. 15. 00 m	整合している。	
		取付箇所:		
		制御建屋 0.P.1.50 m, 0.P.15.00 m		
		注記 *1:公称値を示す。 *2:重大事故等時における使用時の値を示す。		
		【計測制御系統施設】(要目表)		
		4.12.2 中央制御室機能及び中央制御室外原子炉停止機能		
		(1) 中央制御室機能		
		c. 居住性の確保		
		<中略>		
可搬型照明(SA)	b. 可搬型照明 (SA)	重大事故等時に、中央制御室内及び中央制御室待避所内		
個数 6 (予備1)	個 数 6 (予備1)	での操作等に必要な照度の確保は、可搬型照明 (SA) (個		
<u> </u>	<u> </u>	数6 (予備1)) によりできる設計とし、身体サーベイ及び		
		作業服の着替え等に必要な照度の確保は、乾電池内蔵型照		
		明(個数5(予備1))によりできる設計とする。<中略>		

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備	考
		【計測制御系統施設】(要目表)			
		4.12.2 中央制御室機能及び中央制御室外原子炉停止機能			
		(1) 中央制御室機能			
		c. 居住性の確保			
		<中略>			
酸素濃度計	c. 酸素濃度計	^(5)(vi)-→設設計基準事故時及び炉心の著しい損傷が発	設計及び工事の計画の		
個数 2 (予備 1)	個 数 2 (予備1)	生した場合において、中央制御室内及び中央制御室待避所	へ(5)(vi)-到は,設置変		
		内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範	更許可申請書(本文(五		
		囲にあることを把握できるよう, <u>酸素濃度計<mark>(中央制御室</mark></u>	号)) の(5)(vi)-鋤と		
二酸化炭素濃度計	d. 二酸化炭素濃度計	用) (個数1 (予備1)) 及び二酸化炭素濃度計 (中央制御	文章表現は異なるが,内		
個数 2 (予備 1)	個 数 2 (予備1)	室用)(個数1(予備1))を中央制御室内に保管する設計	容に相違はないため整		
		とする。また、酸素濃度計(中央制御室用) (個数1) 及	合している。		
<mark>竣素濃度計及び二酸化炭素濃度計</mark> へ(5) (vi)-錮は,設計基		び二酸化炭素濃度計(中央制御室用)(個数1)を中央制			
準事故時及び重大事故等時ともに使用する。		御室待避所内に保管する設計とする。			
		<中略>			
(vii) 原子炉給水制御系	6.1.1.4.3 原子炉水位制御系	【計測制御系統施設】(基本設計方針)			
		1.6 原子炉給水制御系			
原子炉水位を一定に保つようにするため、原子炉給水制	原子炉水位は、出力運転中常に一定に保持されるように	原子炉給水制御系は、原子炉水位を一定に保つようにす	設計及び工事の計画の		
卸系を設ける。_	自動制御する。	るため,原子炉給水流量,主蒸気流量及び原子炉水位の信	「タービン駆動原子炉		
この系は,原子炉給水流量,主蒸気流量及び原子炉水位	この目的のために、三要素給水制御方式による原子炉水	号を取り入れ、タービン駆動原子炉給水ポンプの速度を調	給水ポンプ」は、設置変		
の信号を取り入れ,タービン駆動給水ポンプの速度を調整	位制御系を設ける。	整することなどにより原子炉給水流量を自動的に制御で	更許可申請書(本文(五		
することなどにより原子炉給水流量を制御する。	三要素給水制御方式は,給水流量,主蒸気流量及び原子	<u>きる</u> 設計とする。	号))の「タービン駆動		
	炉水位の3種類の信号を取入れた制御方式で、タービン駆		給水ポンプ」と同一設備		
	動原子炉給水ポンプの速度調整、あるいは電動機駆動原子		であり、整合している。		
	炉給水ポンプ吐出側に設ける給水調整弁の開度調整によ				
	り、給水流量を自動的に調整し、あらかじめ定めた水位を				
	保つように制御する。				
	<中略>				

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備	考
viii) 選択制御棒挿入機構	6.1.1.4.1 原子炉出力制御系	【計測制御系統施設】(要目表)			
	(1) 反応度制御系	4.1 制御方式及び制御方法			
	b. 選択制御棒挿入機構	(2) 発電用原子炉の制御方法			
原子炉再循環ポンプが1台以上トリップし,低炉心流量	原子炉再循環ポンプが1台以上トリップし,低炉心流量	制御棒の位置の制御方法,原子炉再循環流量の制御方	設計及び工事の計画の		
高出力領域に <mark>へ(5)(viii)-①</mark> 入った場合,出力を抑制し,安	高出力領域に入った場合、出力を抑制し、安定性の余裕を	法、ほう酸水注入設備の制御方法、発電用原子炉の圧力の	^(5)(viii)-①は,設置変		
定性の余裕を確保するために、あらかじめ選択された制御	確保するために、あらかじめ選択された制御棒を自動的に	制御方法、給水の制御方法及び安全保護系等の制御方法	更許可申請書(本文(五		
奉を自動的に挿入する選択制御棒挿入機構を設ける。	挿入する選択制御棒挿入機構を設ける。制御棒は、目標と		号)) の (5) (viii) - ①と		
	する出力(約35%)及び出力分布等を考慮して選択される。	(1) 制御棒の位置の制御方法*3	文章表現は異なるが,内		
		制御棒位置は、水圧駆動ピストンラッチ方式の駆動機構	容に相違はないため整		
		により常時は1本ずつ挿入又は引抜き方向に操作される。	合している。		
		スクラム動作及び選択制御棒挿入動作時は水圧制御ユ			
		ニットのアキュムレータの圧力を利用して急速に制御棒			
		が挿入される。			
		なお,選択制御棒は,原子炉再循環ポンプが1台以上ト			
		リップし, ^(5)(viii)-①原子炉が低炉心流量高出力領域(炉			
		心流量45%相当以下,原子炉出力35%以上)に至った場合,			
		原子炉出力を抑制して安定性の余裕を増すために自動的			
		に挿入される。			
		この制御棒は,自然循環状態で原子炉出力約35%になる			
		よう選択される。			
		*3:記載の適正化を行う。既工事計画書には「(1)制御棒			
		位置制御」と記載。			
(ix) 原子炉冷却材再循環ポンプトリップ機能	c. 原子炉再循環流量制御系	 (2) 原子炉再循環流量の制御方法* ⁴			
	<中略>				
タービン・トリップ又は発電機負荷遮断直後の原子炉出 タービン・トリップ又は発電機負荷遮断直後の原子炉出	タービン・トリップ又は発電機負荷遮断時に原子炉再循	 再循環流量は,原子炉再循環ポンプの回転数を変えるこ	設計及び工事の計画の		
	環ポンプ2台を同時にトリップする機能を設ける。本機能	とにより制御される。	へ(5)(ix)-①は,設置変		
加減弁急速閉の信号により、原子炉再循環系ポンプ2台を	により、タービン・トリップ又は発電機負荷遮断時には、	また,原子炉高出力運転時(原子炉出力30%以上)には,			
司時にトリップする機能を設ける。	主蒸気止め弁の閉鎖又は蒸気加減弁の急速閉鎖の信号に	主蒸気止め弁閉又は、蒸気加減弁急速閉の信号により原子	号)) の\((5)(ix)-①と		
	より、原子炉再循環ポンプ2台を同時にトリップし、ター	炉再循環ポンプ2台を同時にトリップし、タービントリッ	<u></u>		
	ビン・トリップ又は発電機負荷遮断直後の原子炉出力を抑	プスは発電機負荷しや断直後の原子炉出力 (5)(ix)-①の	容に相違はないため整		
	制する。	上昇を抑制する。	合している。		
	<中略>	*4:記載の適正化を行う。既工事計画書には「(2)原子炉			
	• "				
		再循環流量制御」と記載。			

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備	考
(x) 計装用圧縮空気系	6.9 圧縮空気系	【計測制御系統施設】(基本設計方針)			
	6.9.1 概要	5. 制御用空気設備			
		5.1 計装用圧縮空気系			
		発電用原子炉の運転に必要な圧縮空気を供給する制御			
		用空気設備として、計装用圧縮空気系を設ける設計とす			
		る。			
計装用圧縮空気系は, <mark>^(5)(x)-①</mark> 圧縮機,空気だめ,	圧縮空気系は、計装用圧縮空気系と所内用圧縮空気系か	計装用圧縮空気系は, <mark>^(5)(x)-①</mark> 計装用圧縮空気系空	設計及び工事の計画の		
徐湿装置等で構成する。本系統により圧縮空気を供給され	らなっており、発電用原子炉の運転に必要な圧縮空気を供	気圧縮機, 計装用圧縮空気系空気貯槽, 除湿装置等で構成	へ(5)(x)-①は,設置変		
る機器は,空気作動の弁,流量制御器等である。計装用圧	<u>給する。</u> ただし,通常運転中,原子炉格納容器内は窒素ガ	し、空気作動の弁、流量制御器等に圧縮空気を供給する設	更許可申請書(本文(五		
縮空気系の圧縮機が故障した場合でも,所内用圧縮空気系	スに置換されているため,原子炉格納容器内の空気作動弁	計とする。	号)) の(5)(x)-①と		
の圧縮機によって、計装用圧縮空気系に圧縮空気を供給で	については窒素を供給し、圧縮空気はバック・アップとし	計装用圧縮空気系空気圧縮機が故障した場合でも、所内	文章表現は異なるが,内		
きる設計とする。	て供給する。	用圧縮空気系空気圧縮機によって,計装用圧縮空気系に圧	容に相違はないため整		
	なお、空気作動弁は、フェイル・セイフの設計を採用し、	縮空気を供給できる設計とする。	合している。		
(x i) 所内用圧縮空気系	かつ安全上重要な計装は空気式を採用しないので万一、計				
所内用圧縮空気系は, <mark>へ(5)(x)-②</mark> 圧縮機, 空気だめ等	装用の空気が喪失しても安全上の支障はない。	所内用圧縮空気系は, <mark>へ(5)(x)-②</mark> 所内用圧縮空気系空	設計及び工事の計画の		
で構成する。空気だめを経て供給される圧縮空気は,ろ過		 気圧縮機,所内用圧縮空気系空気貯槽等で構成し,空気貯	へ(5)(x)-②は,設置変		
装置の逆洗,ほう酸水注入系貯蔵タンクの攪拌等に用い		 槽を経て各負荷先へ圧縮空気を供給できる設計とする。	更許可申請書(本文(五		
<u>5</u>			号)) の(5)(x)-②と		
			文章表現は異なるが,内		
			容に相違はないため整		
			合している。		
(xii) 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にする	6.7 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするため	【計測制御系統施設】(基本設計方針)			
ための設備	の設備	 1.4 ほう酸水注入系			
	6.7.1 概要	<中略>			
運転時の異常な過渡変化時において発電用原子炉の運	運転時の異常な過渡変化時において発電用原子炉の運	 運転時の異常な過渡変化時において発電用原子炉の運			
云を緊急に停止することができない事象が発生するおそ	転を緊急に停止することができない事象が発生するおそ	 転を緊急に停止することができない事象が発生するおそ			
れがある場合又は当該事象が発生した場合においても炉	れがある場合又は当該事象が発生した場合においても炉	れがある場合又は当該事象が発生した場合においても炉			
心の著しい損傷を防止するため,原子炉冷却材圧力バウン	心の著しい損傷を防止するため,原子炉冷却材圧力バウン	への著しい損傷を防止するため,原子炉冷却材圧力バウン			
ダリ及び原子炉格納容器の健全性を維持するとともに,発	ダリ及び原子炉格納容器の健全性を維持するとともに,発	ダリ及び原子炉格納容器の健全性を維持するとともに、発			
電用原子炉を未臨界に移行するために必要な重大事故等	電用原子炉を未臨界に移行するために必要な重大事故等	面用原子炉を未臨界に移行するために必要な重大事故等			
対処設備を設置する。	対処設備を設置する。	対処設備として、ほう酸水注入系を設ける設計とする。			
	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための	(中略>)			
	設備の説明図及び系統概要図を第6.7-1図から第6.7-4				
	図に示す。				

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
		3.2 ATWS緩和設備(代替制御棒挿入機能)		
		運転時の異常な過渡変化時において発電用原子炉の運		
		転を緊急に停止することができない事象が発生するおそ		
		れがある場合又は当該事象が発生した場合においても炉		
		心の著しい損傷を防止するため,原子炉冷却材圧カバウン		
		ダリ及び原子炉格納容器の健全性を維持するとともに,発		
		電用原子炉を未臨界に移行するために必要な重大事故等		
		<u>対処設備</u> として,ATWS緩和設備(代替制御棒挿入機能) <u>を</u>		
		<u>設ける</u> 設計とする。		
		<中略>		
		3.3 ATWS緩和設備(代替原子炉再循環ポンプトリップ機能)		
		運転時の異常な過渡変化時において発電用原子炉の運		
		転を緊急に停止することができない事象が発生するおそ		
		れがある場合又は当該事象が発生した場合においても炉		
		心の著しい損傷を防止するため,原子炉冷却材圧力バウン		
		ダリ及び原子炉格納容器の健全性を維持するとともに,発		
		電用原子炉を未臨界に移行するために必要な重大事故等		
		対処設備として,ATWS緩和設備(代替原子炉再循環ポンプ		
		トリップ機能) <u>を設ける</u> 設計とする。		
		<中略>		
		【計測制御系統施設】(基本設計方針)		
		1.4 ほう酸水注入系		
	6.7.2 設計方針	<中略>		
へ(5)(x ii)-① <u>緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界</u>	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための	^(5)(x ii)-①運転時の異常な過渡変化時において発電	設計及び工事の計画の	
- するための設備のうち,原子炉冷却材圧力バウンダリ及	設備のうち、原子炉冷却材圧力バウンダリ及び原子炉格納	用原子炉の運転を緊急に停止することができない事象が	^(5)(x ii)-①は, 設置	
原子炉格納容器の健全性を維持するとともに,発電用原	容器の健全性を維持するとともに、発電用原子炉を未臨界	発生するおそれがある場合又は当該事象が発生した場合	変更許可申請書(本文	
炉を未臨界に移行し,炉心の著しい損傷を防止するため	に移行し、炉心の著しい損傷を防止するための設備とし	においても炉心の著しい損傷を防止するため,原子炉冷却	(五号)) の へ(5) (x ii)	
へ(5)(x ii)-② <u>設備として,ATWS緩和設備(代替制</u>	て, ATWS緩和設備(代替制御棒挿入機能), ATWS	材圧力バウンダリ及び原子炉格納容器の健全性を維持す	-①と同義であり整合	
 棒挿入機能),ATWS緩和設備(代替原子炉再循環ポ	緩和設備(代替原子炉再循環ポンプトリップ機能)及びほ	<u>るとともに、発電用原子炉を未臨界に移行するために</u> √	している。	
プトリップ機能)及びほう酸水注入系を設ける。	う酸水注入系を設ける。	(5)(x ii)-②必要な重大事故等対処設備として, ほう酸水		
		<u>注入系を設ける</u> 設計とする。	設計及び工事の計画の	
		<中略>	^(5)(x ii)-②は,設置	

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	 考
		3.2 ATWS緩和設備(代替制御棒挿入機能)	(五号))の(5)(x ii)	
		^(5)(x ii)-①運転時の異常な過渡変化時において発電	-②を具体的に記載し	
		用原子炉の運転を緊急に停止することができない事象が	ており整合している。	
		発生するおそれがある場合又は当該事象が発生した場合		
		においても炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉冷却		
		材圧カバウンダリ及び原子炉格納容器の健全性を維持す		
		るとともに、発電用原子炉を未臨界に移行するために√		
		(5)(x ii)-②必要な重大事故等対処設備として, ATWS緩和		
		設備(代替制御棒挿入機能)を設ける設計とする。		
		<中略>		
		3.3 ATWS緩和設備 (代替原子炉再循環ポンプトリップ機能)		
		へ(5)(x ii)-①運転時の異常な過渡変化時において発電		
		用原子炉の運転を緊急に停止することができない事象が		
		発生するおそれがある場合又は当該事象が発生した場合		
		においても炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉冷却		
		材圧力バウンダリ及び原子炉格納容器の健全性を維持す		
		るとともに,発電用原子炉を未臨界に移行するために		
		(5)(x ii)-②必要な重大事故等対処設備として, ATWS緩和		
		設備(代替原子炉再循環ポンプトリップ機能)を設ける設		
		計とする。		
		<中略>		
		【計測制御系統施設】 (基本設計方針)		
		3.4 ATWS緩和設備(自動減圧系作動阻止機能)		
		<中略>		
また,原子炉緊急停止失敗時に自動減圧系が作動する	また,原子炉緊急停止失敗時に自動減圧系が作動する	原子炉緊急停止失敗時に自動減圧系が作動すると、高圧		
と,高圧炉心スプレイ系,残留熱除去系(低圧注水モード)	と, 高圧炉心スプレイ系, 残留熱除去系(低圧注水モード)	炉心スプレイ系からの注水に加え、残留熱除去系(低圧注		
及び低圧炉心スプレイ系から大量の冷水が注水され出力	及び低圧炉心スプレイ系から大量の冷水が注水され出力	水モード)及び低圧炉心スプレイ系から大量の冷水が注水		
の急激な上昇につながるため、ATWS緩和設備(自動減	の急激な上昇につながるため、ATWS緩和設備(自動減	され出力の急激な上昇につながるため、ATWS緩和設備(自		
<u>圧系作動阻止機能)により自動減圧系及び代替自動減圧回</u>	圧系作動阻止機能)により自動減圧系及び代替自動減圧回	動減圧系作動阻止機能)により自動減圧系及び代替自動減		
路(代替自動減圧機能)による自動減圧を阻止する。	路(代替自動減圧機能)による自動減圧を阻止する。	<u> 圧回路(代替自動減圧機能)による自動減圧を阻止できる</u>		
		設計とする。		
		<中略>		

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
a. フロントライン系故障時に用いる設備	(1) フロントライン系故障時に用いる設備	【計測制御系統施設】 (基本設計方針)		
(a) ATWS緩和設備(代替制御棒挿入機能)による制	a.ATWS緩和設備(代替制御棒挿入機能)による制御	3. 安全保護装置等		
御棒緊急挿入	棒緊急挿入	3.2 ATWS緩和設備(代替制御棒挿入機能)		
		<中略>		
発電用原子炉が運転を緊急に停止していなければなら	発電用原子炉が運転を緊急に停止していなければなら	発電用原子炉が運転を緊急に停止していなければなら		
ない状況にもかかわらず,原子炉出力,原子炉圧力等のパ	ない状況にもかかわらず,原子炉出力,原子炉圧力等のパ	ない状況にもかかわらず、原子炉出力、原子炉圧力等のパ		
ラメータの変化から緊急停止していないことが推定され	ラメータの変化から緊急停止していないことが推定され	<u>ラメータの変化から緊急停止していないことが推定され</u>		
る場合の重大事故等対処設備として, ATWS緩和設備	る場合の重大事故等対処設備として、ATWS緩和設備	る場合の重大事故等対処設備として, ATWS緩和設備 (代替		
(代替制御棒挿入機能) は,原子炉圧力高又は原子炉水位	(代替制御棒挿入機能)を使用する。	制御棒挿入機能)は,原子炉圧力高又は原子炉水位低(レ		
低 (レベル2) の信号により、全制御棒を全挿入させて発	<u>ATWS緩和設備(代替制御棒挿入機能)は,</u> 検出器 (原	ベル2) の信号により、全制御棒を全挿入させて発電用原		
電用原子炉を未臨界にできる設計とする。	子炉圧力及び原子炉水位)、論理回路、代替制御棒挿入機	子炉を未臨界にできる設計とする。		
また、ATWS緩和設備(代替制御棒挿入機能)は、中	能用電磁弁等で構成し、原子炉圧力高又は原子炉水位低	また,ATWS緩和設備(代替制御棒挿入機能)は,中央制		
央制御室の操作スイッチを手動で操作することで作動さ	(レベル2) の信号により、全制御棒を全挿入させて発電	御室の操作スイッチを手動で操作することで作動させる		
せることができる設計とする。	用原子炉を未臨界にできる設計とする。	ことができる設計とする。		
	また、ATWS緩和設備(代替制御棒挿入機能)は、中			
	央制御室の操作スイッチを手動で操作することで作動さ	<中略>		
	せることができる設計とする。			
	<中略>			

ポンプ停止による原子炉出力抑制 選転を緊急に停止していなければなら わらず、原子炉出力、原子炉圧力等のパ ら緊急停止していないことが推定され 等対処設備として、ATWS緩和設備 環ポンプトリップ機能)を使用する。 備(代替原子炉再循環ポンプトリップ機 原子炉圧力及び原子炉水位)、論理回路、 ポンプトリップ遮断器等で構成し、原子 炉水位低(レベル2)の信号により原子 台を自動停止させて、発電用原子炉の出 計とする。 緩和設備(代替原子炉再循環ポンプトリ 動で停止しない場合に、中央制御室の操 で操作することで、原子炉再循環ポンプ ができる設計とする。 <中略>	ない状況にもかかわらず、原子炉出力、原子炉圧力等のパラメータの変化から緊急停止していないことが推定される場合の重大事故等対処設備として、ATWS緩和設備(代替原子炉再循環ポンプトリップ機能)は、原子炉圧力高又は原子炉水位低(レベル2)の信号により、原子炉再循環ポンプ2台を自動停止させて、発電用原子炉の出力を抑制できる設計とする。 また、ATWS緩和設備(代替原子炉再循環ポンプトリップ機能)は、自動で停止しない場合に、中央制御室の操作スイッチを手動で操作することにより、代替原子炉再循環ポンプトリップ遮断器を開放し、原子炉再循環ポンプを停止		
わらず、原子炉出力、原子炉圧力等のパ ら緊急停止していないことが推定され 等対処設備として、ATWS緩和設備 環ポンプトリップ機能)を使用する。 備(代替原子炉再循環ポンプトリップ機 原子炉圧力及び原子炉水位)、論理回路、 ポンプトリップ遮断器等で構成し、原子 炉水位低(レベル2)の信号により原子 台を自動停止させて、発電用原子炉の出 計とする。 緩和設備(代替原子炉再循環ポンプトリ 動で停止しない場合に、中央制御室の操 で操作することで、原子炉再循環ポンプ ができる設計とする。	<中略> 発電用原子炉が運転を緊急に停止していなければならない状況にもかかわらず、原子炉出力、原子炉圧力等のパラメータの変化から緊急停止していないことが推定される場合の重大事故等対処設備として、ATWS緩和設備(代替原子炉再循環ポンプトリップ機能)は、原子炉圧力高又は原子炉水位低(レベル2)の信号により、原子炉再循環ポンプ2台を自動停止させて、発電用原子炉の出力を抑制できる設計とする。 また、ATWS緩和設備(代替原子炉再循環ポンプトリップ機能)は、自動で停止しない場合に、中央制御室の操作スイッチを手動で操作することにより、代替原子炉再循環ポンプトリップ遮断器を開放し、原子炉再循環ポンプを停止		
わらず、原子炉出力、原子炉圧力等のパ ら緊急停止していないことが推定され 等対処設備として、ATWS緩和設備 環ポンプトリップ機能)を使用する。 備(代替原子炉再循環ポンプトリップ機 原子炉圧力及び原子炉水位)、論理回路、 ポンプトリップ遮断器等で構成し、原子 炉水位低(レベル2)の信号により原子 台を自動停止させて、発電用原子炉の出 計とする。 緩和設備(代替原子炉再循環ポンプトリ 動で停止しない場合に、中央制御室の操 で操作することで、原子炉再循環ポンプ ができる設計とする。	発電用原子炉が運転を緊急に停止していなければならない状況にもかかわらず、原子炉出力、原子炉圧力等のパラメータの変化から緊急停止していないことが推定される場合の重大事故等対処設備として、ATWS緩和設備(代替原子炉再循環ポンプトリップ機能)は、原子炉圧力高又は原子炉水位低(レベル2)の信号により、原子炉再循環ポンプともを自動停止させて、発電用原子炉の出力を抑制できる設計とする。また、ATWS緩和設備(代替原子炉再循環ポンプトリップ機能)は、自動で停止しない場合に、中央制御室の操作スイッチを手動で操作することにより、代替原子炉再循環ポンプトリップ遮断器を開放し、原子炉再循環ポンプを停止		
わらず、原子炉出力、原子炉圧力等のパ ら緊急停止していないことが推定され 等対処設備として、ATWS緩和設備 環ポンプトリップ機能)を使用する。 備(代替原子炉再循環ポンプトリップ機 原子炉圧力及び原子炉水位)、論理回路、 ポンプトリップ遮断器等で構成し、原子 炉水位低(レベル2)の信号により原子 台を自動停止させて、発電用原子炉の出 計とする。 緩和設備(代替原子炉再循環ポンプトリ 動で停止しない場合に、中央制御室の操 で操作することで、原子炉再循環ポンプ ができる設計とする。	ない状況にもかかわらず、原子炉出力、原子炉圧力等のパラメータの変化から緊急停止していないことが推定される場合の重大事故等対処設備として、ATWS緩和設備(代替原子炉再循環ポンプトリップ機能)は、原子炉圧力高又は原子炉水位低(レベル2)の信号により、原子炉再循環ポンプ2台を自動停止させて、発電用原子炉の出力を抑制できる設計とする。 また、ATWS緩和設備(代替原子炉再循環ポンプトリップ機能)は、自動で停止しない場合に、中央制御室の操作スイッチを手動で操作することにより、代替原子炉再循環ポンプトリップ遮断器を開放し、原子炉再循環ポンプを停止		
ら緊急停止していないことが推定され (等対処設備として、ATWS緩和設備 環ポンプトリップ機能)を使用する。 備(代替原子炉再循環ポンプトリップ機 原子炉圧力及び原子炉水位),論理回路, ポンプトリップ遮断器等で構成し,原子 炉水位低(レベル2)の信号により原子 台を自動停止させて,発電用原子炉の出 計とする。 緩和設備(代替原子炉再循環ポンプトリ 動で停止しない場合に,中央制御室の操 で操作することで,原子炉再循環ポンプ ができる設計とする。	ラメータの変化から緊急停止していないことが推定される場合の重大事故等対処設備として、ATWS緩和設備(代替原子炉再循環ポンプトリップ機能)は、原子炉圧力高又は原子炉水位低(レベル2)の信号により、原子炉再循環ポンプ2台を自動停止させて、発電用原子炉の出力を抑制できる設計とする。 また、ATWS緩和設備(代替原子炉再循環ポンプトリップ機能)は、自動で停止しない場合に、中央制御室の操作スイッチを手動で操作することにより、代替原子炉再循環ポンプトリップ遮断器を開放し、原子炉再循環ポンプを停止		
(等対処設備として、ATWS緩和設備環ポンプトリップ機能)を使用する。 備(代替原子炉再循環ポンプトリップ機 原子炉圧力及び原子炉水位),論理回路、ポンプトリップ遮断器等で構成し、原子炉水位低(レベル2)の信号により原子台を自動停止させて、発電用原子炉の出計とする。 緩和設備(代替原子炉再循環ポンプトリ動で停止しない場合に、中央制御室の操で操作することで、原子炉再循環ポンプができる設計とする。	る場合の重大事故等対処設備として、ATWS緩和設備(代替原子炉再循環ポンプトリップ機能)は、原子炉圧力高又は原子炉水位低(レベル2)の信号により、原子炉再循環ポンプ2台を自動停止させて、発電用原子炉の出力を抑制できる設計とする。 また、ATWS緩和設備(代替原子炉再循環ポンプトリップ機能)は、自動で停止しない場合に、中央制御室の操作スイッチを手動で操作することにより、代替原子炉再循環ポンプを停止、ンプトリップ遮断器を開放し、原子炉再循環ポンプを停止		
環ポンプトリップ機能)を使用する。 備(代替原子炉再循環ポンプトリップ機 原子炉圧力及び原子炉水位),論理回路, ポンプトリップ遮断器等で構成し,原子 炉水位低(レベル2)の信号により原子 台を自動停止させて,発電用原子炉の出 計とする。 緩和設備(代替原子炉再循環ポンプトリ 動で停止しない場合に,中央制御室の操 で操作することで,原子炉再循環ポンプ ができる設計とする。	原子炉再循環ポンプトリップ機能)は、原子炉圧力高又は原子炉水位低(レベル2)の信号により、原子炉再循環ポンプ2台を自動停止させて、発電用原子炉の出力を抑制できる設計とする。 また、ATWS緩和設備(代替原子炉再循環ポンプトリップ機能)は、自動で停止しない場合に、中央制御室の操作スイッチを手動で操作することにより、代替原子炉再循環ポンプを停止、フトリップ遮断器を開放し、原子炉再循環ポンプを停止		
備(代替原子炉再循環ポンプトリップ機 京子炉圧力及び原子炉水位), 論理回路, ポンプトリップ遮断器等で構成し, 原子 炉水位低(レベル2)の信号により原子 台を自動停止させて, 発電用原子炉の出 計とする。 緩和設備(代替原子炉再循環ポンプトリ 動で停止しない場合に, 中央制御室の操 で操作することで, 原子炉再循環ポンプ ができる設計とする。	原子炉水位低(レベル2)の信号により、原子炉再循環ポンプ2台を自動停止させて、発電用原子炉の出力を抑制できる設計とする。 また、ATWS緩和設備(代替原子炉再循環ポンプトリップ機能)は、自動で停止しない場合に、中央制御室の操作スイッチを手動で操作することにより、代替原子炉再循環ポンプトリップ遮断器を開放し、原子炉再循環ポンプを停止		
京子炉圧力及び原子炉水位), 論理回路, ポンプトリップ遮断器等で構成し, 原子 炉水位低(レベル2)の信号により原子 台を自動停止させて, 発電用原子炉の出 計とする。 緩和設備(代替原子炉再循環ポンプトリ 動で停止しない場合に, 中央制御室の操 で操作することで, 原子炉再循環ポンプ	ンプ2台を自動停止させて、発電用原子炉の出力を抑制できる設計とする。 また、ATWS緩和設備(代替原子炉再循環ポンプトリップ 機能)は、自動で停止しない場合に、中央制御室の操作ス イッチを手動で操作することにより、代替原子炉再循環ポ ンプトリップ遮断器を開放し、原子炉再循環ポンプを停止		
ポンプトリップ遮断器等で構成し、 <u>原子</u> 炉水位低(レベル2)の信号により原子 台を自動停止させて,発電用原子炉の出 計とする。 緩和設備(代替原子炉再循環ポンプトリ 動で停止しない場合に,中央制御室の操 で操作することで,原子炉再循環ポンプ ができる設計とする。	きる設計とする。 また、ATWS緩和設備(代替原子炉再循環ポンプトリップ 機能)は、自動で停止しない場合に、中央制御室の操作ス イッチを手動で操作することにより、代替原子炉再循環ポ ンプトリップ遮断器を開放し、原子炉再循環ポンプを停止		
炉水位低(レベル2)の信号により原子台を自動停止させて,発電用原子炉の出計とする。 緩和設備(代替原子炉再循環ポンプトリ動で停止しない場合に,中央制御室の操で操作することで,原子炉再循環ポンプができる設計とする。	また、ATWS緩和設備(代替原子炉再循環ポンプトリップ機能)は、自動で停止しない場合に、中央制御室の操作スイッチを手動で操作することにより、代替原子炉再循環ポンプトリップ遮断器を開放し、原子炉再循環ポンプを停止		
台を自動停止させて,発電用原子炉の出計とする。 緩和設備(代替原子炉再循環ポンプトリ動で停止しない場合に,中央制御室の操で操作することで,原子炉再循環ポンプができる設計とする。	機能)は、自動で停止しない場合に、中央制御室の操作ス イッチを手動で操作することにより、代替原子炉再循環ポ ンプトリップ遮断器を開放し、原子炉再循環ポンプを停止		
計とする。 緩和設備(代替原子炉再循環ポンプトリ動で停止しない場合に,中央制御室の操で操作することで,原子炉再循環ポンプができる設計とする。	イッチを手動で操作することにより、代替原子炉再循環ポンプトリップ遮断器を開放し、原子炉再循環ポンプを停止		
緩和設備(代替原子炉再循環ポンプトリ動で停止しない場合に,中央制御室の操で操作することで,原子炉再循環ポンプができる設計とする。	ンプトリップ遮断器を開放し、 <u>原子炉再循環ポンプを停止</u>		
動で停止しない場合に,中央制御室の操 で操作することで,原子炉再循環ポンプ ができる設計とする。			
で操作することで,原子炉再循環ポンプ ができる設計とする。	させることができる設計とする。		
ができる設計とする。	-		
/ 山殿 >			
O計画で使用している工学的安全施設			
ATWS緩和設備(代替再循環系ポン			
の原子炉水位低及び原子炉圧力高の			
と 変更許可申請書(本文十号)で使用し			
\ \	ATWS緩和設備(代替再循環系ポン	ATWS緩和設備(代替再循環系ポン の原子炉水位低及び原子炉圧力高の E更許可申請書(本文十号)で使用し	ATWS緩和設備(代替再循環系ポン の原子炉水位低及び原子炉圧力高の E更許可申請書(本文十号)で使用し

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
		【計測制御系統施設】(基本設計方針)	* *	•
(c) ほう酸水注入	c. ほう酸水注入	1.4 ほう酸水注入系		
		<中略>		
原子炉保護系,制御棒,制御棒駆動機構,制御棒駆動水	原子炉保護系,制御棒,制御棒駆動機構,制御棒駆動水	原子炉保護系、制御棒、制御棒駆動機構又は水圧制御ユ		
圧系水圧制御ユニットの機能が喪失した場合の重大事故	圧系水圧制御ユニットの機能が喪失した場合の重大事故	ニットの機能が喪失した場合の重大事故等対処設備とし		
等対処設備として, ほう酸水注入系は, ほう酸水注入系ポ	等対処設備として、ほう酸水注入系を使用する。	て、ほう酸水注入系は、ほう酸水注入系ポンプにより、ほ		
ンプにより、ほう酸水を原子炉圧力容器へ注入すること	ほう酸水注入系は、ほう酸水注入系ポンプ、ほう酸水注	う酸水注入系貯蔵タンクのほう酸水を原子炉圧力容器へ		
で、発電用原子炉を未臨界にできる設計とする。	入系貯蔵タンク、配管・弁類、計測制御装置等で構成し、	注入することで、発電用原子炉を未臨界にできる設計とす		
	ほう酸水注入系ポンプにより、ほう酸水を原子炉圧力容器	<u>3.</u>		
	へ注入することで、発電用原子炉を未臨界にできる設計と	ほう酸水注入系の流路として、設計基準対象施設である		
	する。	原子炉圧力容器,炉心支持構造物及び原子炉圧力容器内部		
	<中略>	構造物を重大事故等対処設備として使用することから、流		
		路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計		
		を行う。		
		<中略>		
		【原子炉格納施設】 (基本設計方針)		
		3.2.7 ほう酸水注入系		
		<中略>		
		ほう酸水注入系は、ほう酸水注入系ポンプにより、ほう		
		酸水注入系貯蔵タンクのほう酸水を原子炉圧力容器へ注		
		<u>入することで、</u> 溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を		
		遅延・防止できる設計とする。		
		ほう酸水注入系は、非常用交流電源設備に加え、代替所		
		内電気設備を経由した常設代替交流電源設備又は可搬型		
		代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。		
		<中略>		

設置変更許可申請書(本文(五号))設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項設計及び工事の計画 該当事項整合性備考(d) ATWS緩和設備(自動減圧系作動阻止機能)による
る原子炉出力急上昇防止
運転時の異常な過渡変化時において発電用原子炉の運 運転時の異常な過渡変化時において発電用原子炉の運 運転時の異常な過渡変化時において発電用原子炉の運 転を緊急に停止することができない事象が発生した場合 転を緊急に停止することができない事象が発生した場合 転を緊急に停止することができない事象が発生した場合
転を緊急に停止することができない事象が発生した場合 転を緊急に停止することができない事象が発生した場合 転を緊急に停止することができない事象が発生した場合
の重大事故等対処設備として,ATWS緩和設備(自動減 の重大事故等対処設備として,ATWS緩和設備(自動減 の重大事故等対処設備として,ATWS緩和設備(自動減圧系
圧系作動阻止機能)は、中性子東高及び原子炉水位低(レ 圧系作動阻止機能)を使用する。 作動阻止機能)は、中性子東高及び原子炉水位低(レベル
ベル2)の信号により、自動で自動減圧系及び代替自動減 ATWS緩和設備(自動減圧系作動阻止機能)は、平均 2)の信号により、自動減圧系及び代替自動減圧回路(代
<u>圧回路(代替自動減圧機能)の作動を阻止する設計とする。</u> 出力領域モニタ(局所出力領域モニタ含む),検出器(原 <u>替自動減圧機能)の作動を阻止できる設計とする。</u>
子炉水位), 論理回路等で構成し, <u>中性子東高及び原子炉</u> <中略>
水位低(レベル2)の信号により、自動で自動減圧系及び
代替自動減圧回路(代替自動減圧機能)の作動を阻止する
設計とする。
また,ATWS緩和設備(自動減圧系作動阻止機能)は, また,ATWS緩和設備(自動減圧系作動阻止機能)は, また,ATWS緩和設備(自動減圧系作動阻止機能)は,中
減圧系及び代替自動減圧回路(代替自動減圧機能)の作動 減圧系及び代替自動減圧回路(代替自動減圧機能)の作動 圧系及び代替自動減圧回路(代替自動減圧機能)の作動を
を阻止させることができる設計とする。

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性備考
[常設重大事故等対処設備]	6.7.3 主要設備及び仕様	【計測制御系統施設】(要目表)	
	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための	4.7.2 <u>ATWS緩和設備 (代替制御棒挿入機能)</u> の起動信号 (常設) 変 更 前	変 更 後 (「) (…) (1) (1
	設備の主要機器仕様を第6.7-1表に示す。	工学的安全 施設等の起動 の種類 個数 取 付 箇 所 動に要する 能設等の起動 の を 設 能設等の を し 設 に の に し の に し の に り に り の に り の に り の に り の に り の の と り の に り の の と り の に り の と の と の と の と の と の と の と の と の と の	変 更 依
		施政等の庭朝 信号の種類 の種類 の種類 歯の 種類 歯の を発信 させない条件	
	第6.7-1表 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界に		*2 原子炉 数 置 床 原子炉建屋 0.P.15.00m 7.35MPa
			圧力 ⁷ 溢水防護上の R-IF-5*3 以下 (公 画 番 号 溢水防護上の配慮 床上 0.24m以上
	するための設備の主要機器仕様	_	が 必要 な 向 c
		原土アルルロ版 (1.5%)の	**2
ATWS緩和設備(代替制御棒挿入機能)	(1) <u>ATWS緩和設備(代替制御棒挿入機能)</u>	(2-3/2)	校出器 区 画 番 号 R → D F − T 1216cm 以上 放 を 要 な 高 さ 水 と 要 な 高 さ 水 と 要 な 高 さ ス → D T − T −
^(5)(x ii)a.(d)-① <u>個数</u> <u>1</u>	<u> </u>	注記*1: 本設備は、既存の設備である。 *2: 木検出器は、ATFS緩和設備(代替原子炉再循環ポンプトリップ機能)の起動信号の「原子炉圧力高」として使用する検 *3: 対象計器は、ATFS緩和設備(代替別準棒挿入機能)の作動回路は、各検出器2個ずつからなるA、B2系統のチャンネルで構成され、A、 動となる。	
ATWS緩和設備(代替原子炉再循環ポンプトリップ機	(2) ATWS緩和設備(代替原子炉再循環ポンプトリッ	助こなる。 *5:本株田器は、ATWS級和設備(代替原子炉再循環ポンプトリップ機能)の起動信号及びATWS級和設備(自動減圧系作動阻 *6:対象計器は、B21-LT036A, B21-LT036B, B21-LT036C, B21-LT036D。 *7:原子炉圧力容器零レベルは、セバレータスカート下端より1278cm下。	止機能)の起動信号の「原子炉水位低(レベル2)」として使用する検出器と同じである。
能)	プ機能)	4.7.3 <u>ATKS緩和設備(代替原子炉再循環ポンプトリップ機能)</u> の起動信号(常設) 変 更 前	* _{東 後} (5)(x ii)a.(d)-②
^(5)(x ii)a.(d)-②個数 1	<u> </u>	工学的安全 施設等の起動 検出器 個数 取 付 第 所施設等の起 設 定 値 数等の 起 施設等の 起動	工学的安全 工学的安全 塩酸等の起 電
			系 統 名 (ライン名) 原子炉系
		原でが圧力病	原子炉 4 設 産 床 0.7-15.50m 7.35MPa 以下 佐九 放 防護上の R-1F-5*3 以下 医 番 号
		_	強木防護上の配慮 が必要な高さ床上 0.24m以上 *4
			#5 (ライン名) 原子炉系 原子炉圧 カ容器等 の.P. 6.00m レベル**1
		BETW-M103	4
		注記*1: 本設備は、既存の設備である。 *2: 本検出器は、ATNS級和設備 (代替制御棒挿入機能) の起動信号の「原子炉圧力高」として使用する検出器と同じである。	が必要な高さ 床上 0.24歳以上
		**2: 小学供出稿は、AIPS版代記収備(代書初即特別へ機能)の起動店サル「ホアドドエカ南」として使用する使出稿と同じてある。 **3: 対象計器は、B2P-PTP045A、B2T-PT045A、B2T-PT045D。 **4: ATWS緩和設備(代替原子炉再循環ボンプトリップ機能)の作動回路は、各検出器2個ずつからなるA、B2系統のチャンネル 子炉再循環ボンプトリップ機能)作動となる。 **5: 本検出器は、ATWS緩和設備(代替制御棒挿入機能)の起動信号及びATWS緩和設備(自動減圧系作動阻止機能)の起動信号 **6: 対象計器は、B2I-LT036A、B2I-LT036B、B2I-LT036C、B2I-LT036D。	
		*7:原子炉圧力容器零レベルは、セバレータスカート下端より1278cm下。	
		整合性	
		・設計及び工事の計画の <a>(5)(x ii)a.(d)-① は、起動信号	単位で記載していることから,設置変更許
		可申請書(本文(五号))のへ(5)(x ii)a.(d)-①を具体	的に記載しており整合している。
		・設計及び工事の計画のへ(5)(x ii)a.(d)-②は,起動信号	単位で記載していることから,設置変更許
		可申請書(本文(五号))のへ(5)(x ii)a.(d)-②を具体	

設置変更許可申請書(本文(五号)) 設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項 設計及び工事の計画 該当事項 整 合 性	備考
独和性	

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
設置変更許可申請書 (本文(五号)) 制御棒駆動機構 へ(5)(x ii)a.(d)-④ (「へ(3) 制御設備」と兼用).	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項 (4) 制御棒駆動機構 第6.1.2-2表 制御棒駆動系主要仕様に記載する。	(要目表) (要目表) (本) 制御体駆動機構 (常設) (本) 制御体駆動機構 (常設) (本) 制御体駆動機構 (常設) (本) 財御体駆動機構 (常設) (本) 財御体駆動機構 (常設) (本) 財御体駆動機構 (常設) (本) 財御 (本) 大圧駆動 (エ) スクラム (本) 大圧駆動 (エ) スペー (エ) スペークに (エ) ス	整合性 設計及び工事の計画の 「制御棒駆動機構」は、 設置変更許可申請書(本文(五号))における((5)(x ii)a.(d)-④を設計及び工事の計画の「計測制御系統施設」のうち「制御材駆動装置」に整理しており整合している。	備考
		# 入 時 間 一 75%挿入まで1.62 おります		

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
制御棒駆動水圧系水圧制御ユニット	(5) 制御棒駆動水圧系水圧制御ユニット	【 <u>計測制御系統施設</u> 】(要目表)		
〜(5)(x ii)a.(d)-⑤ (「〜(3) 制御設備」と兼用)	第6.1.2-2表 制御棒駆動系主要仕様に記載する。	(2) <u>制御棒駆動水圧</u> 設備_ (2. 1) 制御棒駆動水圧系 へ(5)(x ii)a.(d)-⑤		
		口容器(常設) 変 更 前 変更後		
		4 株 水圧制御ユニット (アキュムレータ)		
		種 類 - たて置円筒形		
		容 量 L/個 (水網有效容量) 最 高 使 用 圧 力 MPa 15.20*3		
		最高使用温度℃ 66		
		*4 胴 内 径 mm 195*2 主 胴 板 厚 さ mm 195*2		
		要 ・		
		法 高 さ*6 mm 926*2 ++ 胴 板 — SUS304		
		本 本 本 - SUSF304		
		個 数 — 137 水圧制御ユニット*1		
		系 統 名 _ アキュムレータ (ライン名) 制御棒駆動水圧ライン		
		取付 設 置 床 — 原子炉建屋 0. P. 6. 00m		
		が 溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号		
		溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ		
		注記*1:既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は,設計図書による。 *2:公称値を示す。 *3:S1単位に換算したものである。		
		*4:記載の適正化を行う。既工事計画書の主要寸法「胴外径」の記載を削除。 *5:既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、平成4年1月13日		
		付け3資庁第10518号にて認可された工事計画の添付書類「W-3-3-1-2-1 水圧制御ユニットの強度計算書」による。		
		*6:記載の適正化を行う。既工事計画書には「全高」と記載。		
		変更前 変更後 タ 本圧制砲ユニット		
整合性		1 (電響祭器) 極 類 たて置円筒形		
	 	容 量 L/個 ■以上*1 (36*2) 最高使用圧力 MPa 15.20*3		
	(五号))の「制御棒駆動水圧系水圧制御ユニット」と同	最高使用温度℃ 66		
	(エタ)) ジー間神径が到水上水水上間神子ークト」と同	胴 内 径 mm 229*². *5 mm 板 厚 さ mm **5(13.5*²)		
一設備であり整合している。		要 鏡板の形状に係る寸法 mm 114.5*2,*5 (内半径)		
 	- 夕)」,「水圧制御ユニット(窒素容器)」,「C12-D001-126」,	寸 鏡 板 厚 さ mm		
	号)) における <u>^(5)(x ii)a.(d)-⑤</u> を設計及び工事の計画	所 1003 ⁻² 変更なし 対 胴 板 GSTH		
┃ ┃ の「計測制御系統施設」のうち「制御棒駆動水圧設備」	に整理しており整合している。	N		
		系 統 名 _ 水圧制御ユニット*7		
		期御棒駆動水圧ライン *7 財御棒駆動水圧ライン *7 *7 設 置 床 ― 原子炉建屋		
		T		
		の区画番号		
		配 慮 が 必 要 な 高 さ 注記*1:既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は,設計図書による。		
		*2 : 公称値を示す。 *3 : S 1 単位に検算したものである。 *4 : コまかに変したまる。 原工事は原理なりと原子は「原因が深」の記録とも呼ら		
		*4:記載の適正化を行う。既工事計画書の主要寸法「胴外径」の記載を削除。 *5:既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は,平成4年1月13日 付3資庁第10518号にて認可された工事計画の添付書類「W-3-3-1-2-1 水圧制御ユニ		
		ットの強度計算書」による。 *6:記載の適正化を行う。既工事計画書には「全高」と記載。		
		*7 : 既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、設計図書による。		

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
		【計測制御系統施設】(要目表)		
		二 主要弁(常設)		
		変更前*1 変更後 名 称 C12-D001-126		
		種 類 一 止め弁 最高使用圧力 MPa 15.20		
		最高使用温度で 66		
		主 呼 び 径 ー 25A 要 弁 箱 厚 き mm 以上(12.0*2)		
		法 弁 ふ た 學 さ mm 以上(19:5*2)		
		材 弁 箱 ー SUSSIGE 料 弁 ふ た ー SUSSIGE 変更なし		
		要 動 方 法 一 空気作動 個 数 一 137		
		菜 執 名 C12-1001-126		
		付 設 難 床 — 原子伊建屋 0. P. 6. 00m		
		臨水防護上の 区画番号		
		所 溢水防護上の配慮 が 必 要 な 高 さ 注記*1:既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、設計図書による。		
		作品を1・以上学計画数に北東が257~の北東の連上化を17つ。北東17世は、収計内数により。 来2 :公称値を示す。		
		変更前*1 変更後		
		名 称 C12-D001-127 種 類 - 止め弁		
		最高使用压力 MPa 13.83		
		最高使用温度で 66 ± 呼び径 — 20A		
		要 弁 箱 厚 さ mm 以上(12.0*5) 法 弁 ふ た 厚 さ mm 以上(19.5*2)		
		# # # - SUS316L		
		料 弁 ふ た 一 SUS316L ※ 東 次 と		
		個 数 - 137 条 統 名 _ C12-D001-127		
		取 (ライン名) 制御体駆動水圧ライン 原子炉建屋		
		協 水 防 護 上 の		
		区 画 番 号 所 溢水防護上の配慮 が 必 要 な 高 さ		
		注記*1:既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、設計図書による。 *2:公称値を示す。		

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備	考
ほう酸水注入系	(6) <u>ほう酸水注入系</u>	【計測制御系統施設】(要目表)			
へ(5)(x ii)a.(d)-⑥(「へ(4) 非常用制御設備」他と兼用)	第6.1.2-3表 ほう酸水注入系主要仕様に記載する。		「ほう酸水注入系」は、		
			設置変更許可申請書(本		
		-4.4 13 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	文(五号))における		
		(1) ボンブ (常設) 変 更 前 変 更 後	[(5)(x ii)a.(d)-⑥を		
		名 称 ほう酸水注入系ポンプ ほう酸水注入 系ポンプ*i	設計及び工事の計画の		
(本文十号)	・設計及び工事の計画で使用しているほう酸水注入ポ	種 類 一 往復形*2	「計測制御系統施設」の		
ほう酸水注入系は,手動起動し,163L/min の流量及び	ンプの容量及びほう酸水の組成(五ほう酸ナトリウム	容 量*** u ⁵ /h/個** 以上**5(9.78*6) 吐 出 圧 力 WPa 以上**5(8.43*4.*7)	うち「ほう酸水注入設		
ほう酸濃度 10.3wt%で注入するものとする。	濃度) は、設置変更許可申請書(本文十号)で使用し	最高使用圧力 MPa (吸込側) 1,18*5 (吐出側) 10,79*5			
 ・記載箇所	ている解析条件に包絡されている。	最高使用温度 C 66*5	備」に整理しており整合		
✓(2) (ii) b. (e) (e-12)	163 L/min×60/103=9.78 m³/h	主 吐 出 内 径 mm 38.4*5.*6	している。		
		要 ケーシング厚さ mm (17,75*5.*6) ナ た て mm (1425*5.*6)			
		ボ 法 横 📠 960*5.*5			
		ン 高 き mm 887*5.*5			
		材料 リキッドシリンダ カバー			
		個 数 - 2***			
		系 被 名 (ライン名) ほう酸水注入系ポンプ (ほう酸水注入系			
		取付款 置床 一原子炉建量 60.P.22.50m			
		所 溢 木 防 護 上 の 区 画 番 号			
		溢水防護上の配慮が必要な高さの 12m以上			
		種 類 一 誘導電動機 服 出 カ kW/個 37 変更なし			
		機 個 数 — 2**			
		取 付 箇 所 - ポンプと同じ** ポンプと同じ 注記*1 : 原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備 (ほう酸水注入			
		条),原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備の原子炉格納容器安全設備 (ほう酸水注入系)と兼用。 *2:記載の適正化を行う。既工事計画書には「往復式」と記載。			
		*3 :記載の適正化を行う。既工事計画書には「定格容量」と記載。 *4 :記載の適正化を行う。既工事計画書には「6/min/個」と記載。			
		*5:既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、設計図書による。 *6:公称値を示す。	Ĭ I		
		*7: S1単位に換算したものである。 *8:既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、平成4年1月13日			
		付け3 資庁第 10518 号にて認可された工事計画の添付書類「第 7-3-2-2 図 ほう酸オ 注入系ポンプ構造図」による。 *9:記載の適正化を行う。既工事計画書には「2 (予備1)」と記載。			
		本本 : 明確の()原正形立計 5° 終す土地時間数が行っさくし間 1/1 <明確)	<u> </u>		

設置変更許可申請書 (本文 (五号)) 設置変更許可申請書 (添付書類八) 該当事項 整 合 性 備 ま で
日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日

**************************************	现界亦五分之中主事 <i>(还</i> 是事案用) 老业主运		市 人 山	/#: // .
設置変更許可申請書(本文(五号)) ATWS緩和設備(自動減圧系作動阻止機能)	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項 (7) ATWS緩和設備(自動減圧系作動阻止機能)	設計及び工事の計画 該当事項 【計測制御系統施設】 (要目表)	整 合 性	
√(5)(x ii)a.(d)-⑦個数 1	個 数 1	4.7.4 <u>ATS接和股債 (自動減圧系作動阻止機能)</u> の起動信号 (常設) 変 更 前 エ学的安全 エ学的安全 エ学的安全	~(5) (x ii) a. (d) -7
(本文十号)	・設計及び工事の計画で使用している工学的安全施設	工学的安全 施設等の起動 信号の種類 個数 取 付 箇 加 工学的安全 施設等の起動 信号の種類	施設等の起動 (な 温報 個数 取 付 箇 所 励 動	設等の起 に要する 段 定 値 動信号を発信 号の個数
│ ATWS緩和設備(自動減圧系作動阻止機能)(以下「自 │ │	等の起動信号のATWS緩和設備(自動減圧系作動阻	IN OVER CONTACT	系 統 名 原子炉系 (ライン名)	原子炉圧力容器零
動減圧系作動阻止機能」という。)は,中性子東高(10%	上機能)の原子炉水位低及び中性子東高の設定値は,		原子炉 水位 6 溢 水 防 護 上 の 検出器 区 画 番 号 R-B1F-1*4	*6 レベル*6 より 1216cm
以上)及び原子炉水位低(レベル2)にて作動するも	設置変更許可申請書(本文十号)で使用している解析		原子炉水位低 (レベル2)と 遊水 要 な 高 さ 床上 0.24m以上	以上
のとする。	条件に包絡されている。		中性工来向の	
・記載箇所			出力領域 ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** **	*************************************
ハ(2)(ii)b.(e)(e-11)		注記*1:本設備は、既存の設備である。	盆水防護上の配慮 が必要な高さ	
		************************************	並びに代替自動滅圧回路(代替自動滅圧機能)の起動信号の「原子炉水位低	(レベル1)」として使用する検出器
		** 3 「未受は18813、1821-117036C、B221-117037D、B21-117037D、B21-117037C B21-117037C		
		*6:原子炉圧力容器零レベルは、セパレータスカート下端より1278cm下。 *7:本検出器は、原子炉非常停止信号の「中性子束高」として使用する検出器と同じである。 *8:個数以平均出力瘤域モニタのチャンネル数を示す。		
		*9 : 対象計器は、C51-W6011A, B, D, C51-W6012B, C, D, C51-W6013A, B, D, C51-W6014A, B, C, C51-W6015A, C51-W602A, C, D, C51-N602AB, C, D, C51-N602AB, C, D, C51-N602AB, C, D, C51-N603AB, C, C51-N603AB, C, D, C51-N603AB	7A, B, C, C51-NE028A, B, D, C51-NE029B, C, D, C51-NE030A, B, C, C51-NE031A, C, I	
		*10: ATIS城和政備 (自動就正采作動阻止機能)の作動回路は,3個の検出器からなるA,B2系統のチャン 和設備 (自動談圧采作動阻止機能)作動となる。 *11: 定格出力時の値に対する比率で示す。	ネルで構成され, A, B各々に属する最低2個の検出器及び「原子炉水位低(レ	ドル2)」が同時に動作すれば、ATWS緩
	整合性			
	・設計及び工事の計画の	ヽ(5)(x ii)a.(d)-⑦は、起動信号単位で記載してい	ることから,設置変更許可申請書	
	(本文(五号))の(いる。	

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備	考
	6.8 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備		走 日 IL	V⊞	77
設備	6.8.1 概要	(基本設計方針)			
		3.4.4 代替自動減圧回路(代替自動減圧機能)			
原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態であって、設	原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態であって、設	原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態であって、設	設計及び工事の計画の		
計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の減圧機能が	計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の減圧機能が		へ(5)(x iii)-①は,設置		
喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格	喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格	喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格	変更許可申請書(本文		
納容器の破損を防止するため、原子炉冷却材圧力バウンダ	納容器の破損を防止するため、原子炉冷却材圧力バウンダ	納容器の破損を防止するため,原子炉冷却材圧力バウンダ	(五号))の(5)(x iii)		
リを減圧するために必要な重大事故等対処設備を ^{↑(5)(x}	リを減圧するために必要な重大事故等対処設備を設置及	リを減圧するために必要な重大事故等対処設備として,主	-①と文章表現は異な		
	び保管する。	蒸気逃がし安全弁を作動させる代替自動減圧回路(代替自	 るが,内容に相違はない		
	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備の	動減圧機能) <u>をへ(5)(xiii)-①設ける</u> 設計とする。	ため整合している。		
	説明図及び系統概要図を第6.8-1図から第6.8-3図に示	<中略>			
	す。				
		【計測制御系統施設】(基本設計方針)			
		3.5 代替自動減圧回路(代替自動減圧機能)			
		原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態であって、設			
		計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の減圧機能が			
		喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格			
		納容器の破損を防止するため、原子炉冷却材圧力バウンダ			
		<u>リを減圧するために必要な重大事故等対処設備</u> として,主			
		蒸気逃がし安全弁を作動させる代替自動減圧回路(代替自			
		動減圧機能) $\underline{c}_{\Lambda}(5)$ (x iii)-① \underline{t} 設ける設計とする。			
		<中略>			
		5. 制御用空気設備			
		5.2 高圧窒素ガス供給系			
		原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態であって、設			
		計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の減圧機能が			
		喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格			
		納容器の破損を防止するため、原子炉冷却材圧力バウンダ			
		リを減圧するために必要な重大事故等対処設備として、高			
		圧窒素ガス供給系(非常用) <u>を</u> へ(5)(xiii)-① 設ける設計			
		とする。			
		<中略>			

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備	考
		5.3 代替高圧窒素ガス供給系			
		原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態であって,設			
		計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の減圧機能が			
		喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格			
		納容器の破損を防止するため,原子炉冷却材圧力バウンダ			
		<u>リを減圧するために必要な重大事故等対処設備</u> として,代			
		替高圧窒素ガス供給系 <u>を</u> ^(5)(x iii)-① <u>設ける</u> 設計とす			
		る。			
		<中略>			
	6.8.2 設計方針	【計測制御系統施設】 (基本設計方針)			
		3.5 代替自動減圧回路(代替自動減圧機能)			
原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための^(5)(x	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備の	原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態であって、設	設計及び工事の計画の		
iii)-②設備のうち,原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧時	うち,原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧時に炉心の著し	計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の減圧機能が	^(5)(xiii)-②は,設置		
に炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止す	い損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するための設備	喪失した場合においても <u>炉心の著しい損傷及び原子炉格</u>	変更許可申請書 (本文		
るためのへ(5)(x iii)-②設備として,主蒸気逃がし安全弁	として,主蒸気逃がし安全弁を作動させる代替自動減圧回	納容器の破損を防止するため,原子炉冷却材圧力バウンダ	(五号)) の (5) (x iii)		
を作動させる代替自動減圧回路(代替自動減圧機能),高	路(代替自動減圧機能),高圧窒素ガス供給系(非常用)	<u>リを減圧するために ^(5)(xiii)-② 必要な重大事故等対処</u>	-②と文章表現は異な		
圧窒素ガス供給系(非常用)及び代替高圧窒素ガス供給系	及び代替高圧窒素ガス供給系を設ける。	設備として,主蒸気逃がし安全弁を作動させる代替自動減	るが,内容に相違はない		
を設ける。_		<u>圧回路(代替自動減圧機能)を設ける</u> 設計とする。	ため整合している。		
		<中略>			
		5.2 高圧窒素ガス供給系			
		原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態であって,設			
		計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の減圧機能が			
		喪失した場合においても <u>炉心の著しい損傷及び原子炉格</u>			
		納容器の破損を防止するため,原子炉冷却材圧力バウンダ			
		<u>リを減圧するためにへ(5)(xiii)-②</u> 必要な重大事故等対処			
		<u>設備として、高圧窒素ガス供給系(非常用)を設ける</u> 設計			
		とする。			
		<中略>			
		5.3 代替高圧窒素ガス供給系			
		原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態であって、設			
		 計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の減圧機能が			

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備	考
		納容器の破損を防止するため、原子炉冷却材圧力バウンダ			_
		<u>リを減圧するために (5)(xiii)-② 必要な重大事故等対処</u>			
		設備として、代替高圧窒素ガス供給系を設ける設計とす			
		る。			
		<中略>			
主蒸気逃がし安全弁については,「ホ(3)(ii)b.(b) 原	主蒸気逃がし安全弁については,「5.5 原子炉冷却材		設置変更許可申請書(本		
子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備」に記載	圧力バウンダリを減圧するための設備」に記載する。		文(五号))「ホ(3)(ii)		
<u>する。</u>			b. (b) 原子炉冷却材		
			圧力バウンダリを減圧		
			するための設備」に示		
			す。		
a. フロントライン系故障時に用いる設備	(1) フロントライン系故障時に用いる設備	【計測制御系統施設】(基本設計方針)			
(a) 原子炉減圧の自動化	a. 原子炉減圧の自動化	3.5 代替自動減圧回路(代替自動減圧機能)			
		(中略)			
自動減圧機能が喪失した場合の重大事故等対処設備と	自動減圧機能が喪失した場合の重大事故等対処設備と	自動減圧機能が喪失した場合の重大事故等対処設備と			
して、代替自動減圧回路(代替自動減圧機能)は、原子炉	して、代替自動減圧回路(代替自動減圧機能)を使用する。	して、代替自動減圧回路(代替自動減圧機能)は、原子炉			
水位低(レベル1)及び残留熱除去系ポンプ運転(低圧注		水位低(レベル1)及び残留熱除去系ポンプ運転(低圧注			
水モード)又は低圧炉心スプレイ系ポンプ運転の場合に、	低(レベル1)及び残留熱除去系ポンプ運転(低圧注水モ	水モード) 又は低圧炉心スプレイ系ポンプ運転の場合に,			
主蒸気逃がし安全弁用電磁弁を作動させることにより、主		主蒸気逃がし安全弁用電磁弁を作動させることにより、主			
	気逃がし安全弁用電磁弁を作動させることにより、主蒸気				
ウンダリを減圧させることができる設計とする。11 個の主	逃がし安全弁を強制的に開放し、原子炉冷却材圧力バウン	ウンダリを減圧させることができる設計とする。なお,11			
蒸気逃がし安全弁のうち, 2個がこの機能を有している。	ダリを減圧させることができる設計とする。11個の主蒸気	個の主蒸気逃がし安全弁のうち、2個がこの機能を有する			
	逃がし安全弁のうち、2個がこの機能を有している。	とともに、自動減圧系との干渉及びリセットスイッチの操			
		作判断の時間的余裕を考慮し、時間遅れを設ける設計とす			
		る。			
		【計測制御系統施設】(基本設計方針)			
		3.4 ATWS緩和設備(自動減圧系作動阻止機能)			
		<中略>			
なお、原子炉緊急停止失敗時に自動減圧系が作動する	なお、原子炉緊急停止失敗時に自動減圧系が作動する	原子炉緊急停止失敗時に自動減圧系が作動すると、高圧			
と, 高圧炉心スプレイ系からの注水に加え, 残留熱除去系	と, 高圧炉心スプレイ系からの注水に加え, 残留熱除去系	炉心スプレイ系からの注水に加え, 残留熱除去系 (低圧注			
(低圧注水モード) 及び低圧炉心スプレイ系から大量の冷	(低圧注水モード)及び低圧炉心スプレイ系から大量の冷	水モード)及び低圧炉心スプレイ系から大量の冷水が注水			
水が注水され出力の急激な上昇につながるため、ATWS	水が注水され出力の急激な上昇につながるため、ATWS	され出力の急激な上昇につながるため、ATWS緩和設備(自			

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備	考
緩和設備(自動減圧系作動阻止機能)により自動減圧系及	緩和設備(自動減圧系作動阻止機能)により自動減圧系及	動減圧系作動阻止機能)により自動減圧系及び代替自動減			
び代替自動減圧回路(代替自動減圧機能)による自動減圧	び代替自動減圧回路(代替自動減圧機能)による自動減圧	圧回路(代替自動減圧機能)による自動減圧を阻止できる			
<u>を阻止する。</u>	を阻止する。	設計とする。			
	<中略>	<中略>			
b. サポート系故障時に用いる設備	(2) サポート系故障時に用いる設備	【計測制御系統施設】(基本設計方針)			
(a) 主蒸気逃がし安全弁の作動に必要な窒素喪失時の減圧	a. 主蒸気逃がし安全弁の作動に必要な窒素喪失時の減圧	5.2 高圧窒素ガス供給系			
(a-1) 高圧窒素ガス供給系(非常用)による窒素確保	(a) 高圧窒素ガス供給系 (非常用) による窒素確保	<中略>			
原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備の	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備の	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備の			
うち、主蒸気逃がし安全弁の機能回復のための重大事故等	うち,主蒸気逃がし安全弁の機能回復のための重大事故等	うち、主蒸気逃がし安全弁の機能回復のための重大事故等			
対処設備として、高圧窒素ガス供給系(非常用)は、主蒸	対処設備として, 高圧窒素ガス供給系(非常用)を使用す	対処設備として、高圧窒素ガス供給系(非常用)は、主蒸			
気逃がし安全弁の作動に必要な主蒸気逃がし安全弁逃が	<u>5</u>	気逃がし安全弁の作動に必要な主蒸気逃がし安全弁逃が			
し弁機能用アキュムレータ及び主蒸気逃がし安全弁自動	高圧窒素ガス供給系(非常用)は、主蒸気逃がし安全弁	し弁機能用アキュムレータ及び主蒸気逃がし安全弁自動			
減圧機能用アキュムレータの充填圧力が喪失した場合に	の作動に必要な主蒸気逃がし安全弁逃がし弁機能用アキ	減圧機能用アキュムレータの充填圧力が喪失した場合に			
おいて、主蒸気逃がし安全弁の作動に必要な窒素を供給で	ユムレータ及び主蒸気逃がし安全弁自動減圧機能用アキ	おいて、主蒸気逃がし安全弁 (6個) の作動に必要な窒素			
きる設計とする。	ユムレータの充填圧力が喪失した場合において,主蒸気逃	を高圧窒素ガスボンベにより供給できる設計とする。			
なお、高圧窒素ガスボンベの圧力が低下した場合は、現	がし安全弁の作動に必要な窒素を供給できる設計とする。	高圧窒素ガスボンベの圧力が低下した場合は,現場で高			
場で高圧窒素ガスボンベの切替え及び取替えが可能な設	なお、高圧窒素ガスボンベの圧力が低下した場合は、現	圧窒素ガスボンベの切替え及び取替えが可能な設計とす			
<u>計とする。</u>	場で高圧窒素ガスボンベの切替え及び取替えが可能な設	<u>5.</u>			
	<u>計とする。</u>	高圧窒素ガス供給系(非常用)の流路として、設計基準			
	<中略>	対象施設である主蒸気逃がし安全弁自動減圧機能用アキ			
		ュムレータ及び主蒸気逃がし安全弁を重大事故等対処設			
		備として使用することから、流路に係る機能について重大			
		事故等対処設備として設計する。			
(a-2) 代替高圧窒素ガス供給系による原子炉減圧	(b) 代替高圧窒素ガス供給系による原子炉減圧	【計測制御系統施設】(基本設計方針)			
		5.3 代替高圧窒素ガス供給系			
		<中略>			
原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備の	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備の	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備の			
うち,主蒸気逃がし安全弁の機能回復のための重大事故等	うち,主蒸気逃がし安全弁の機能回復のための重大事故等	うち,主蒸気逃がし安全弁の機能回復のための重大事故等			
対処設備として、代替高圧窒素ガス供給系は、主蒸気逃が	対処設備として、代替高圧窒素ガス供給系を使用する。	対処設備として、代替高圧窒素ガス供給系は、主蒸気逃が			
し安全弁の作動に必要な主蒸気逃がし安全弁逃がし弁機	代替高圧窒素ガス供給系は,主蒸気逃がし安全弁の作動	し安全弁の作動に必要な主蒸気逃がし安全弁逃がし弁機			
能用アキュムレータ及び主蒸気逃がし安全弁自動減圧機	に必要な主蒸気逃がし安全弁逃がし弁機能用アキュムレ	能用アキュムレータ及び主蒸気逃がし安全弁自動減圧機			

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
能用アキュムレータの充填圧力が喪失した場合において、	一タ及び主蒸気逃がし安全弁自動減圧機能用アキュムレ	能用アキュムレータの充填圧力が喪失した場合において、	金口 庄	
主蒸気逃がし安全弁のアクチュエータに直接窒素を供給	一クの充填圧力が喪失した場合において、主蒸気逃がし安			
することで、主蒸気逃がし安全弁(4個)を一定期間にわ	全弁のアクチュエータに直接窒素を供給することで、主蒸	ンべにより直接窒素を供給することで、主蒸気逃がし安全		
たり連続して開状態を保持できる設計とする。	気逃がし安全弁(4個)を一定期間にわたり連続して開状	弁(4個)を一定期間にわたり連続して開状態を保持でき		
	<u> </u> 態を保持できる設計とする。			
なお、高圧窒素ガスボンベの圧力が低下した場合は、現	なお、高圧窒素ガスボンベの圧力が低下した場合は、現	高圧窒素ガスボンベの圧力が低下した場合は、現場で高		
場で高圧窒素ガスボンベの取替えが可能な設計とする。	場で高圧窒素ガスボンベの取替えが可能な設計とする。	-		
	- <中略>			
	本系統の流路として、代替高圧窒素ガス供給系の配管、	代替高圧窒素ガス供給系の流路として、設計基準事故対		
	 弁及びホースを重大事故等対処設備として使用できる設	処設備である主蒸気逃がし安全弁を重大事故等対処設備		
	計とする。	として使用することから、流路に係る機能について重大事		
	<中略>	故等対処設備としての設計を行う		
				<u> </u>

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備 考
		【計測制御系統施設】(要目表)		
		4.7.5 代替自動域圧回路(代替自動域圧機能)の起動信号(常設)		b. (a-2)-(1)
[常設重大事故等対処設備]	6.8.3 主要設備及び仕様	変 更 前 工学的安全 検出器 工学的安全 大学的安全 大学的	出器の数により、これを対しています。	
[市权重八争权寻对及政備]		工学的安全 施設等の起動 信号の種類 の種類 の種類 の種類		
	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備の		(ライン名) 原子炉水	原子炉圧 力容器零 (自動減圧系
	主要機器仕様を第6.8-1表に示す。	一 原子炉水佐塩	水位 4 溢 水 防 護 上 の R-B1F-1*3 2 に 画 番 号 R-B1F-1*3	より 作動阻止機能)が作動し
		注記*1:本設備は、既存の設備である。	溢水防護上の配慮 が必要な高さ 床上 0.24m以上	N.E
	第6.8-1表 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するた	*2:本検出器は、工学的安全施設の起動信号のうち低圧炉心スプレイ系、残留熱除去系及び自動検圧系の「原子炉水位紙(レ 「原子炉水位紙(レベル2)」として使用する検出器と同じである。 *3:対象計器は、B21-LT037A、B21-LT037B、B21-LT037C、B21-LT037D。	·ベル1)」として使用する検出器並びにATWS緩和設備(自動減圧系	作動阻止機能)の起動信号の
	めの設備の主要機器仕様	*4:代替自動減圧回路(代替自動減圧機能)の作動回路は、2個の検出器からなるA, B2系統のチャンネルで構成され、同じチ 減圧機能)作動となる。 *85 原子伊圧力索器學とベルは、セパレータスカート下端より1278cm下。	・ヤンネルに属する2個の検出器が同時に動作すれば、1系統以上の	代替自動減圧回路(代替自!

替自動減圧回路(代替自動減圧機能)_	(1) 代替自動減圧回路(代替自動減圧機能)	【計測制御系統施設】(基本設計方針)		
^(5)(x iii)b.(a-2)-①個数 1	個 数 1	3.5 代替自動減圧回路(代替自動減圧機能)		
		原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態であって、設		
		計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の減圧機能が		
		喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格		
整合性		納容器の破損を防止するため、原子炉冷却材圧力バウンダ		
・設計及び工事の計画のへ(5)(xiii)b.(a-2)-①は	は,起動信号単位で記載していることから,設置変更許可申請書	 リを減圧するために必要な重大事故等対処設備として,主		
(本文 (五号)) の へ(5) (x iii)b. (a-2)-① を具体		 蒸気逃がし安全弁を作動させる代替自動減圧回路(代替自		
() () () () () () () () () ()		動減圧機能)を設ける設計とする。		
		・ 中略 >		
		\ T MI /		

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
[可搬型重大事故等対処設備]	(2) 高圧窒素ガスボンベ		造 口 住	畑 与
高圧窒素ガスボンベ	本 数 11 (予備11)	4.8.1 高圧窒素ガス供給系 (2) 容器 (可搬型)		
^(5)(x iii)b. (a-2)-②本数 11(予備 11)	<u>容</u> <u>量</u> 約47L (1本当たり)	変更前 変更後		
容量 へ(5) (x iii)b. (a-2)-③約 47L (1本当たり)		名 称 高圧窒素ガスボンベ*1 種 類 - 一般維目なし鋼製容器	(x iii)b. (a-2)-③	
へ(5) (x iii) b. (a-2) -④ 充填圧力 約 15MPa [gage]	充填圧力 約15MPa[gage] 使用箇所 原子炉建屋地上1階	容 量 1/個 46.7以上 (46.7*2)		
(3)(X III)(). (a-2)-(生)几項压力	保管場所 原子炉建屋地上1階	<u>最 高 使 用 圧 力 * 3 MPa</u> 14.7^(5) 最 高 使 用 温 度 * 3 ℃ 40	(x iii) b. (a-2)-④	
		外 径 mm 232*² 事 高 さ mm 1370*²	記さればてまるきまる	
		要	設計及び工事の計画の	
		底 部 厚 さ mm (**2) 材 料 一 マンガン鋼	^(5) (x iii) b. (a-2) - 2	
		個 <u> </u>	は、設置変更許可申請書	
		へ(5) (x iii) b. (a-2)-② 原子炉建屋付属棟 0.P. 15. 00m	(本文(五号))の(5)	
		取 付 箇 所 — 取付箇所:	(x iii) b. (a-2)-②と同	
		原子炉建屋付属棟 0. P. 15. 00m*4 注記*1 :制御用空気設備(代替高圧窒素ガス供給系)と兼用。	義であり整合している。	
		(注記本1 ・ 同時内主気成開 (1/管向圧重素ガス)を利求) こ 水力。		
		*4 : 当該取付箇所は、制御用空気設備(代替高圧窒素ガス供給系)と兼用。		
			設計及び工事の計画の	
			(5) (x iii) b. (a-2) - 3	
			は,設置変更許可申請書	
			(本文(五号))の^(5)	
			(x iii)b. (a-2)-③を具	
			体的に記載しており整	
			合している。	
			設計及び工事の計画の	
			^(5) (x iii) b. (a−2) −④	
			は,設置変更許可申請書	
			(本文(五号))の(5)	
			(x iii)b. (a-2)-④を <mark>詳</mark>	
			細に記載しており整合	
			している。	

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備	考
ト 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備			設置変更許可申請書(本		
			文(五号))ト項におい		
			て,設計及び工事の計画		
			の内容は, 以下のとおり		
			整合している。		
放射性廃棄物の廃棄施設は、気体、液体及び固体の各廃					
棄設備(処理系)からなる。					
(1) 気体廃棄物の廃棄施設	7.1 気体廃棄物処理系	【放射性廃棄物の廃棄施設】(基本設計方針)			
(i) 構造	7.1.1 概要	1. 廃棄物貯蔵設備,廃棄物処理設備等			
		1.2 廃棄物処理設備			
		〈中略〉			
ト(1)-①気体廃棄物の主なものは、蒸気式空気抽出器排	空気抽出器排ガスは、その中に含まれる発電用原子炉で	ト(1)-①気体廃棄物処理系は、蒸気式空気抽出器排ガス	設計及び工事の計画の		
ガスである。気体廃棄物処理系は,蒸気式空気抽出器排ガ	発生した水素ガス、酸素ガスを可燃限界以下にするため蒸	中の水素と酸素とを結合させる排ガス再結合器,排ガス復	ト(1)-①は設置変更許		
ス中の水素と酸素とを結合させる排ガス再結合器,排ガス	気式空気抽出器の駆動蒸気で希釈し、排ガス再結合器で体	水器,活性炭式希ガスホールドアップ塔等で構成し,排気	可申請書(本文(五号))		
復水器、活性炭式希ガスホールドアップ装置等からなる。	積の減少及び水素ガスの減少を行い,このガスを活性炭式	は、放射性物質の濃度をモニタしつつ排気筒から放出する	の ト(1)-① と同義であ		
排気は,放射性物質濃度をモニタしつつ排気筒から放出す	希ガスホールドアップ装置(以下 7. では「ホールドアップ	設計とする。_	り整合している。		
<u>る。</u>	装置」という。)で気体状核分裂生成物の放射能を減衰さ				
	せて排気筒から放出する。				
かお タービングランドシールにけ 復水貯蔵タンカ水			設置変更許可申請書(本		
なお,タービングランドシールには,復水貯蔵タンク水 を加熱蒸発した蒸気を使用する。			文(五号))の「タービ		
2.加松松丸以后然入在以JI.7. 30。			ングランドシール」は、		
			本工事計画の対象外で		
			ある。		
(ii) 廃棄物の処理能力	 7.1.3 主要設備の仕様		<i>ay 5</i> °		
活性炭式希ガスホールドアップ装置により、キセノンを	気体廃棄物処理系の主要機器仕様を第7.1-1表に示す。	 活性炭式希ガスホールドアップ塔でキセノンを約18日			
約 18 日間, クリプトンを約 24 時間保持できる。	人们是不够是在外少工文版群压制。2月11 1数(C/1)。	間、クリプトンを約24時間保持する設計とする。			
	第 7.1-1表 気体廃棄物処理系主要機器仕様	(中略)			
	(4) 活性炭式希ガスホールドアップ装置	✓ · [· μ□ /			
	(中略)				
	<u> クリプトン 約 24 時間</u>				
	<u>タックドン ※3 2年時間</u> <中略>				

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備	考
(iii) 排気口の位置	(7) 排気筒	【放射性廃棄物の廃棄施設】 (要目表)			
排気筒位置 2号発電用原子炉炉心中心からほぼ西約		5. 按射性球藥物の溶棄施設 5. 2. 女体,液体又は個体廃棄物処理設備 5. 2. 1. 気体廃棄物処理系	設置変更許可申請書(本		
240m		(16) 排気筒	文(五号))の排気口の		
ト(1)-②排気口地上高さ 約 160m ト(1)-③ (0.P.+約	排気筒高さ <u>約 160m(O.P.+約 175m)</u>	変 更 前 変 更 後 排気筒 排気筒	位置のうち「排気筒位		
175m)		名 (支持構造物 (支持構造物 (支持構造物 (鉄塔及び基礎)は (鉄塔及び基礎)は	置」は、本工事計画の対		
		第 2,3 号機共用) 第 2,3 号機共用)*1	象外である。		
		主 内 径*3 m 頭部內径 3.0 *2 裏部內径 3.7 *2			
		寸 地 表 上 の 高 さ** m 160.0** 変更なし	設計及び工事の計画の		
		₩ (1)-② ₩ - SMA400AP	ト(1)-②は、設置変更許		
		注記*1:原子炉冷却系統施設のうち残留熱除去設備(耐圧強化ペント系)及び原子炉格 納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備の放射性物質濃度制御設備及び可	可申請書(本文(五号))		
		燃性ガス濃度制御設備並びに格納容器再循環設備(非常用ガス処理系)と兼用。 *2 : 公称値を示す。	のト(1)-②と同義であ		
		*3 : 記載の適正化を行う。既工事計画書には「口径」と記載。 *4 : 記載の適正化を行う。既工事計画書には「地表高さ」と記載。	り整合している。		
			り走日している。		
			設置変更許可申請書(本		
			文 (五号)) の (1)-③		
			は、設計及び工事の計画		
			の添付図面「第6-1-1-1		
			-1図 排気筒の構造図」		
			に記載しており整合し		
			ている。		
(2) 液体廃棄物の廃棄設備	7.2 液体廃棄物処理系	【放射性廃棄物の廃棄施設】 (基本設計方針)			
(i) 構造	7.2.1 概要	1. 廃棄物貯蔵設備, 廃棄物処理設備等	設計及び工事の計画の		
	1.2.1 似女	1. 1 廃棄物貯蔵設備	ト(2)-①a, ト(2)-①b及		
液体廃棄物処理系は、機器ドレン系、床ドレン・化学廃	液体廃棄物処理系は、発電用原子炉施設で発生する放射	ト(2)-①a 放射性廃棄物を貯蔵する設備の容量は、通常運	び (2) - ①c は, 設置変		
液系、ランドリドレン処理系等で構成する。	性廃液及び潜在的に放射性物質による汚染の可能性のある。	転時に発生する放射性廃棄物の発生量と放射性廃棄物処	更許可申請書(本文(五		
ト(2)-①主な系統は、下記のとおりである。	る廃液を、その性状により分離収集し、処理する。	理設備の処理能力、また、放射性廃棄物処理設備の稼働率	号))のト(2)-①と同義		
	<中略>	を想定した設計とする。	<mark>であり</mark> 整合している。		
a. 機器ドレン系の主要な設備は、収集槽、ろ過装置、脱		<mark><中略></mark>			
塩装置、サンプル槽である。本系統の処理済液は、復水		1.2 廃棄物処理設備			
貯蔵タンクに回収して再使用する。	7.2.2 設計方針	<中略>			
b. 床ドレン・化学廃液系の主要な設備は、収集タンク、	(1) 液体廃棄物処理系は、液体廃棄物を分離収集、処理	ト(2)-① <mark>b</mark> 液体廃棄物処理系は,液体廃棄物を分離収集			
专业净价件田 四十十十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	し, 処理済液は原則として回収して再使用し, 放射性物	し、廃液の性状に応じて、機器ドレン系、床ドレン・化学			
蒸発濃縮装置、脱塩装置、サンプルタンクである。本系	し、延生角板は原則として固収して特度用し、版別日初				

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整 合 性	備	考
再使用するが,一部については放射性物質濃度が低いこ	(2) 液体廃棄物処理系の系統処理容量及び系統の系列構	共用)で処理する設計とする。			
とを確認して、復水器冷却水放水路に放出する場合があ	成は、発生廃液量が最大と予想される場合に対して十分	ト(2)-①c放射性物質を含む原子炉冷却材を通常運転時			
<u> </u>	対処できるようにする。	において原子炉冷却系統外に排出する場合は、床ドレン・			
c. ランドリドレン処理系(1号及び2号炉共用, 既設)の	なお、液体廃棄物処理系の機器は廃液の性状を考慮し、	化学廃液系及び機器ドレン系のサンプを介して、液体廃棄			
主要な設備はドレンタンク,前処理装置,蒸発濃縮装置,	適切な材料を使用する。	物処理系へ導く設計とする。			
サンプルタンク、再生純水タンクである。	(3) 液体廃棄物の処理施設及びこれに関連する施設は、	<中略>			
本系統の処理済液は、できるだけ再使用する。	これらの施設から液体状の放射性物質の漏えいの防止				
	及び敷地外への管理されない放出を防止するため,次の	5. 設備に対する要求			
	各項を考慮した設計とする。	5.1 安全設備,設計基準対象施設及び重大事故等対処設備			
	a. 漏えいの発生を防止するため, 処理設備には適切な材	5.1.1 通常運転時の一般要求			
	料を使用するとともに、タンク水位の検出器、インタ	(2) 通常運転時に漏えいを許容する場合の措置			
	ー・ロック回路等を設ける。	設計基準対象施設は,通常運転時において,放射性物質			
	b. 系外へ開放するドレン管, ベント管などは, 閉止キャ	を含む液体を内包する容器、配管、ポンプ、弁その他の設			
	ップ等を施すことを原則とするが、使用頻度の多いもの	備から放射性物質を含む液体があふれ出た場合において			
	等は、ドレン、ベントをタンク、サンプピット等へ導く。	は、系統外に漏えいさせることなく、各建屋等に設けられ			
	c. 放射性液体が漏えいした場合は、漏えいの早期検出を	た機器ドレン、床ドレン等のサンプ又はタンクに収集し、			
	可能にするとともに、漏えい液体の除去、除染を容易に	液体廃棄物処理設備に送水する設計とする。			
	行えるようにする。				
	d. 液体廃棄物処理系の機器は、独立した区画内に設ける	【放射性廃棄物の廃棄施設】 (基本設計方針)			
	か、周辺にせきを設け施設内での漏えいの拡大を防止	1. 廃棄物貯蔵設備, 廃棄物処理設備等			
	し、施設外に通じる出入口等にはせきを設け、施設外へ	1.2 廃棄物処理設備			
	の漏出を防止する。	<中略>			
	また、屋外設備、屋外配管は、漏えい液体を遮蔽壁、配	放射性物質を含む原子炉冷却材を通常運転時において			
	管ダクト等の施設内に留めるようにする。液体状の放射性	原子炉冷却系統外に排出する場合は、床ドレン・化学廃液			
	廃棄物が留まる恐れのある施設の床および壁面は、漏えい	系及び機器ドレン系のサンプを介して,液体廃棄物処理系			
	し難い構造とする。	へ導く設計とする。			
	e. タンク水位、漏えい検知器等の警報については、廃棄	<中略>			
	物処理系制御室又は中央制御室に表示し, 異常を確実に	流体状の放射性廃棄物は,管理区域内で処理することと			
	運転員に伝え適切な措置をとれる設計とし、中央制御室	し、流体状の放射性廃棄物を管理区域外において運搬する			
	においては、これを監視できるようにする。	ための容器は設置しない。			
	f. 敷地外へ管理されない排水を排出する排水路上には施	<中略>			
	設内部の床面がないように施設する。また、関連する施				
	設内には管理されない排水路に通じる開口部を設けな	1.4 排水路			
	い設計とする。	液体廃棄物処理設備、液体廃棄物貯蔵設備及びこれらに			
	(4) 液体廃棄物処理系(ランドリドレン処理系は除く。)	関連する施設を設ける建屋の床面下には、発電所外に管理			

設置変更許可申請書 (本文 (五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備	考
	は,廃棄物処理系制御室において集中監視制御できるよ	されずに排出される排水が流れる排水路を施設しない設			
	うにする。	計とする。			
		また,液体廃棄物処理設備,液体廃棄物貯蔵設備及びこ			
		れらに関連する施設を設ける建屋内部には発電所外に管			
		理されずに排出される排水が流れる排水路に通じる開口			
		部を設けない設計とする。			
(ii) 廃棄物の処理能力	7.2.1 概要	1.1 廃棄物貯蔵設備			
		1.1 廃棄物貯蔵設備 ト(2)-②a放射性廃棄物を貯蔵する設備の容量は, 通常運	設計及び工事の計画の		
ト(2)-②液体廃棄物処理系の各タンク類の容量及び脱塩 ************************************	液体廃棄物処理系は、発電用原子炉施設で発生する放射				
装置,蒸発濃縮装置等の処理容量は,発電用原子炉の起動,	性廃液及び潜在的に放射性物質による汚染の可能性のある。	転時に発生する放射性廃棄物の発生量と放射性廃棄物処理部件の経営表	ト(2)-②a及びト(2)-②b		
停止の態様を考慮して発生廃液量が最大と予想される場合に対してよりはなる。	る廃液を、その性状により分離収集し、処理する。	理設備の処理能力、また、放射性廃棄物処理設備の稼働率	は、設置変更許可申請書		
合に対して十分対処できる大きさとする。蒸発濃縮装置、	液体廃液処理系により処理した後の処理済液は、原則と	を想定した設計とする。	(本文(五号))の(2)-		
脱塩装置等の除染能力は、廃液の発電所内再使用あるいは	して回収して再使用するが、試料採取分析を行い、放射性	<mark><中略></mark>	②と文章表現は異なる		
所外放出を可能とするのに十分な性能を有するものとす	物質の濃度の低いことを確認して放出する場合もある。	1.2 廃棄物処理設備	が,内容に相違はないた		
<u> 5</u>	<中略>	ト(2)-② <mark>b</mark> 放射性廃棄物を処理する設備は,周辺監視区域	め整合している。		
		の外の空気中及び周辺監視区域の境界における水中の放			
		射性物質の濃度が、それぞれ、「核原料物質又は核燃料物			
		質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度			
		等を定める告示」に定められた濃度限度以下となるよう			
		に,発電用原子炉施設において発生する放射性廃棄物を処			
		理する能力を有する設計とする。			
		<中略>			
(iii) 排水口の位置					
排水口は、東防波堤外側にある復水器冷却水放水口であ			設置変更許可申請書(本		
<u>5</u>			文(五号))において許		
			可を受けた「排水口の位		
			置」については、本工事		
			計画の対象外である。		
(3) 固体廃棄物の廃棄設備	7.3 固体廃棄物処理系		設計及び工事の計画の		
(i) 構造	7.3.1 概要	1.1 廃棄物貯蔵設備	ト(3)(i)-①は,設置変		
ト(3)(i)-①固体廃棄物の廃棄設備(固体廃棄物処理系)	固体廃棄物処理系は、廃棄物の種類に応じて、処理又は	ト(3)(i)-②a放射性廃棄物を貯蔵する設備の容量は,通	更許可申請書(本文(五		
は、廃棄物の種類に応じて処理又は貯蔵保管するため、	貯蔵保管するため、濃縮廃液貯蔵タンク (床ドレン・化学	常運転時に発生する放射性廃棄物の発生量と放射性廃棄	号)) の (3)(i)-①と		
(3)(i)-②濃縮廃液貯蔵タンク(床ドレン・化学廃液),	廃液),濃縮廃液貯蔵タンク(ランドリドレン)(1号及	物処理設備の処理能力,また,放射性廃棄物処理設備の稼	同義であり整合してい		

設置変更許可申請書(本文(五号)) 設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項 設計及び工事の計画 該当事項 整合性 備 考 働率を想定した設計とする。 び2号炉共用),使用済樹脂貯蔵槽,浄化系沈降分離槽, 濃縮廃液貯蔵タンク(ランドリドレン)(1号及び2号炉 共用),使用済樹脂貯蔵槽,浄化系沈降分離槽,ランドリ <中略> ランドリ系沈降分離槽(1号及び2号炉共用),セメント 系沈降分離槽(1号及び2号炉共用),セメント固化式固 固化式固化装置(1号及び2号炉共用),プラスチック固 1.2 廃棄物処理設備 化装置(1号及び2号炉共用),プラスチック固化式固化 化式固化装置(1号及び2号炉共用), 焼却設備(1号, | ►(3)(i)-①| <u>固体廃棄物処理系は、廃棄物の種類に応じ</u> | 設計及び工事の計画の て, 1(3)(i)-②b濃縮廃液, 使用済樹脂及び廃スラッジを ト(3)(i)-②a及びト 装置(1号及び2号炉共用),固体廃棄物焼却設備(1号, 2号及び3号炉共用),減容装置(1号,2号及び3号炉 2号及び3号炉共用),減容装置(1号,2号及び3号炉 (3)(i)-2bは,設置変 共用,一部既設),サイトバンカ(1号,2号及び3号炉 固型化するプラスチック固化式固化装置(第1,2号機共 共用,一部既設),サイトバンカ(1号,2号及び3号炉 共用),雑固体廃棄物保管室(1号,2号及び3号炉共用), 用),濃縮廃液を固型化するセメント固化式固化装置(第 更許可申請書(本文(五 号) のト(3)(i)-②と 共用),雑固体廃棄物保管室(1号,2号及び3号炉共用), 固体廃棄物貯蔵所(1号,2号及び3号炉共用)等で構成 1号機設備,第1,2号機共用(以下同じ。))及び可燃性 <mark>同義であり</mark>整合してい 固体廃棄物貯蔵所(1号,2号及び3号炉共用)等で構成 雑固体廃棄物、脱塩装置から発生する使用済樹脂及びラン する。 <中略> ドリ廃スラッジを焼却する固体廃棄物焼却設備(第1号機 設備,第1,2,3号機共用(以下同じ。)),並びに不燃 性雑固体廃棄物を圧縮する減容装置(「第1号機設備,第1, 2,3号機共用」,「第1,2,3号機共用」及び「第3号機設 備,第1,2,3号機共用」(以下同じ。))及び固型化処 理用減容機(第3号機設備,第1,2,3号機共用(以下同じ。)) で処理する設計とする。 <中略> 原子炉冷却材圧力バウンダリ内に施設されたものから 発生する高放射性の固体状の放射性廃棄物(放射能量が科 技庁告示第5号第3条第1号に規定するA1値又はA2値を超え るもの(除染等により線量低減ができるものは除く))を 管理区域外において運搬するための固体廃棄物移送容器 (第1号機設備、第1、2、3号機共用(以下同じ。))は、 容易かつ安全に取扱うことができ、かつ、運搬中に予想さ れる温度及び内圧の変化、振動等により、 亀裂、破損等が 生じるおそれがない設計とする。 また, 固体廃棄物移送容器は, 放射性廃棄物が漏えいし 難い構造であり、崩壊熱及び放射線の照射により発生する 熱に耐え、かつ、放射性廃棄物に含まれる化学薬品の影響 及び不純物の影響により著しく腐食しない設計とする。 固体廃棄物移送容器は、内部に放射性廃棄物を入れた場 合に、放射線障害を防止するため、その表面の線量当量率 及びその表面から1mの距離における線量当量率が「核燃料 7.3.3 主要設備 (1) 濃縮廃液の処理 物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則し <中略> に定められた線量当量率を超えない設計とする。

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
ト(3)(i)-③床ドレン・化学廃液系の蒸発濃縮装置から	床ドレン・化学廃液系の蒸発濃縮装置から発生する濃縮	<中略>	設計及び工事の計画	
発生する濃縮廃液は、タンクで放射能を減衰させた後、プ	<u>廃液</u> は,濃縮廃液貯蔵タンク(床ドレン・化学廃液)に集		(3)(i)-③は,設置変	
ラスチック固化式固化装置で固化材(プラスチック)と混	め放射能を減衰させた後,プラスチック固化式固化装置	1.2 廃棄物処理設備	更許可申請書(本文(五	
合してドラム缶内に固化し貯蔵保管する。	(1号及び2号炉共用)で固化材(プラスチック)と混合	<中略>	号)) の (3) (i) - ③を	
	してドラム缶内に固化し貯蔵保管する。		総括して記載しており	
ト(3)(i)-③ランドリドレン処理系の蒸発濃縮装置から	ランドリドレン処理系の蒸発濃縮装置から発生する <u>濃</u>	ト(3)(i)-③固体廃棄物処理系は,廃棄物の種類に応じ	整合している。	
発生する濃縮廃液は、タンクで放射能を減衰させた後、セ	縮廃液は、濃縮廃液貯蔵タンク(ランドリドレン)(1号	て、濃縮廃液、使用済樹脂及び廃スラッジを固型化するプ		
メント固化式固化装置又はプラスチック固化式固化装置	及び2号炉共用) に集め放射能を減衰させた後, セメント	ラスチック固化式固化装置(第1,2号機共用),濃縮廃液		
で固化材(セメント又はプラスチック)と混合してドラム	<u> 固化式固化装置(1号及び2号炉共用)</u> 又は <u>プラスチック</u>	を固型化するセメント固化式固化装置 (第1号機設備,第1,		
缶内に固化し貯蔵保管する。	<u>固化式固化装置(1号及び2号炉共用)</u> で固化材(セメン	2号機共用(以下同じ。))及び <u>可燃性雑固体廃棄物</u> , <u>脱</u>		
	ト又はプラスチック)と混合してドラム缶内に固化し貯蔵	塩装置から発生する使用済樹脂及びランドリ廃スラッジ		
	保管する。	を焼却する <u>固体廃棄物焼却設備</u> (第1号機設備,第1,2,3		
	固化装置は必要に応じて独立した区画内に設けるか, あ	号機共用(以下同じ。)),並びに <u>不燃性雑固体廃棄物</u> を		
	るいは周辺にせきを設ける。	圧縮する減容装置(「第1号機設備,第1,2,3号機共用」,		
		「第1, 2, 3号機共用」及び「第3号機設備, 第1, 2, 3号		
	(2) 使用済樹脂及び廃スラッジの処理	機共用」(以下同じ。))及び固型化処理用減容機(第3		
	<中略>	号機設備,第1,2,3号機共用(以下同じ。))で処理す		
ト(3)(i)-③ろ過脱塩装置から発生する使用済樹脂及び	原子炉冷却材浄化系及び燃料プール冷却浄化系のろ過	る設計とする。		
ろ過装置から発生する廃スラッジは、浄化系沈降分離槽に	脱塩装置から発生する <u>使用済樹脂</u> ,並びに復水浄化系の復	<中略>		
貯蔵保管するか,プラスチック固化式固化装置で固化材	水ろ過装置及び液体廃棄物処理系のろ過装置から発生す			
(プラスチック) と混合してドラム缶内に固化し貯蔵保管	る <u>廃スラッジ</u> は,発生量の約 10 年分以上の貯蔵容量を有			
<u>する。</u>	する浄化系沈降分離槽に貯蔵するか, 又は貯蔵し放射能を			
	減衰させた後、プラスチック固化式固化装置で固化材(プ			
	ラスチック)と混合してドラム缶内に固化し貯蔵保管す			
	る。			
ト(3)(i)-③復水脱塩装置,機器ドレン系及び床ドレ	復水浄化系の復水脱塩装置、機器ドレン系及び床ドレ			
ン・化学廃液系の脱塩装置から発生する使用済樹脂は、使	ン・化学廃液系の脱塩装置から発生する使用済樹脂は、発			
用済樹脂貯蔵槽に貯蔵し放射能を減衰させた後、プラスチ	生量の約5年分以上の貯蔵容量を有する使用済樹脂貯蔵			
<u>ック固化式固化装置で固化材(プラスチック)と混合して</u>	槽に貯蔵し、放射能を減衰させた後、プラスチック固化式			
ドラム缶内に固化し貯蔵保管するか,又は固体廃棄物焼却	<u>固化装置</u> で固化材(プラスチック)と混合してドラム缶内			
設備で焼却し、焼却灰はドラム缶に詰めて貯蔵保管する。	に固化し貯蔵保管するか,又は <u>固体廃棄物焼却設備</u> で焼却			
	し、焼却灰はドラム缶に詰めて貯蔵保管する。			
ト(3)(i)-③前処理装置から発生するランドリ廃スラッ	ランドリドレン処理系の前処理装置から発生する <u>ラン</u>			
ジは、ランドリ系沈降分離槽に貯蔵後、固体廃棄物焼却設	ドリ廃スラッジは、ランドリ系沈降分離槽(1号及び2号			
備で焼却し、焼却灰はドラム缶に詰めて貯蔵保管する。	炉共用)に貯蔵し、 <u>固体廃棄物焼却設備</u> で焼却し、焼却灰			

	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
	はドラム缶に詰めて貯蔵保管する。			
	(3) 雑固体廃棄物の処理			
	<中略>			
ト(3)(i)-③可燃性雑固体廃棄物は、固体廃棄物焼却設	可燃性雑固体廃棄物は、固体廃棄物焼却設備で焼却し、			
備で焼却し,焼却灰はドラム缶に詰めて貯蔵保管する。	焼却灰は、ドラム缶に詰めて貯蔵保管する。固体廃棄物焼			
	却設備の排ガスはセラミックフィルタ及び高性能粒子フ			
	ィルタを通すので(系統全体除染係数 10 ⁵ 以上 ⁽¹⁾),排ガ			
	ス中の放射性物質の濃度は無視できる。この排ガスは、放			
	射性物質の濃度を監視しながら焼却炉建屋排気口から放			
	出する。			
ト(3)(i)-③ 不燃性雑固体廃棄物は、圧縮可能なものに	不燃性雑固体廃棄物は、仕分けし、可能なものは破砕、			
E縮減容し、ドラム缶等に詰めて貯蔵保管するか、固型化	<u>圧縮</u> により減容し、ドラム缶等に詰めて固体廃棄物貯蔵所			
オ(モルタル)を充填してドラム缶内に固型化し貯蔵保管	に貯蔵保管するか、固型化材(モルタル)を充填してドラ			
するか、又は放射性物質が飛散しないような措置を講じて	ム缶内に固型化し貯蔵保管するか、又は放射性物質が飛散			
<u> </u>	しないような措置を講じて雑固体廃棄物保管室に貯蔵保			
	管する。これらの処理過程で生じる粒子等は粒子用フィル			
	タで除去する。			
	また、減容装置は独立した区画内に設ける設計とする。			
	(4) 固体廃棄物の貯蔵			
、(3)(i)-③また,使用済制御棒等の放射化された機器に				
<u>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</u>				
<u>する。</u>	管する。固体廃棄物貯蔵所は、雑固体廃棄物保管室と合わ			
	せて発生量の約5年分以上を貯蔵保管することができる。			
	使用済制御棒等は、その放射能を減衰させるため、使用			
	済燃料プールに貯蔵した後、固体廃棄物移送容器(1号、			
	2号及び3号炉共用)に収納してサイトバンカに運び貯蔵			
	保管する。			
	サイトバンカは使用済制御棒等を発生量の約 10 年分以			
	上を貯蔵保管することができる。			
	固体廃棄物貯蔵設備は、廃棄物による汚染の拡大を防止			
	するため、貯蔵槽類を密封構造とし独立した区画内に設け			
	るか、あるいは周辺にせきを設ける。また、必要な箇所に			
	は漏えい検出器等を設けるほか、エリアモニタ等で汚染レ			

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
	ベルを監視する。			
►(3)(i)-④固体廃棄物焼却設備からの排ガスは、フィルタを通し放射性物質濃度を監視しつつ専用の排気口から放出する。		1.2 廃棄物処理設備 <中略>	設計及び工事の計画の ト(3)(i)-④は,設置変 更許可申請書(本文(五 号))のト(3)(i)-④と 同義であり整合してい る。	
ト(3)(i)-⑤固体廃棄物処理系は、廃棄物の破砕、圧縮、 焼却、固化等の処理過程における放射性物質の散逸等を防 止する設計とする。		1.2 廃棄物処理設備		
ト(3)(i)-⑥上記濃縮廃液等を詰めたドラム缶等は、所要の遮蔽設計を行った発電所内の固体廃棄物貯蔵所又は 雑固体廃棄物保管室に貯蔵保管する。 なお、必要に応じて、固体廃棄物を廃棄事業者の廃棄施 設へ廃棄する。	なお、必要に応じて、固体廃棄物を廃棄事業者の廃棄施設へ廃棄する。		設置変更許可申請書(本文(五号))の (3)(i)- ⑥は、保安規定にて対応する。	

設置変更許可申請書(本文(五号)) 設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項 設計及び工事の計画 該当事項 整合性 備 考 (ii) 廃棄物の処理能力 1.1 廃棄物貯蔵設備 第7.3-1表 固体廃棄物処理系主要仕様 ト(3)(ii)-①浄化系沈降分離槽の容量は約 400m³, 使用済 ト(3)(ii)-① 放射性廃棄物を貯蔵する設備の容量は,通 (1) 槽 類 設計及び工事の計画の 樹脂貯蔵槽の容量は約 480m³, 濃縮廃液貯蔵タンクの容量 常運転時に発生する放射性廃棄物の発生量と放射性廃棄 ト(3)(ii)-①は、設置変 容量 称 基数 料 (m³/基) 更許可申請書(本文(五 は約100m³,ランドリ系沈降分離槽の容量は約100m³とする。 物処理設備の処理能力、また、放射性廃棄物処理設備の稼 濃縮廃液貯蔵タンク 号) の (3) (ii)-①を また、サイトバンカの容量は約 1,200m3, 雑固体廃棄物保 働率を想定した設計とする。 約 20 ステンレス鋼 (床ドレン・化学廃液) 管室の容量は約500m3である。 放射性廃棄物を貯蔵する設備は、放射性廃棄物が漏えい 総括して記載しており 濃縮廃液貯蔵タンク※ 炭素鋼に合成樹脂 し難い設計とする。また、崩壊熱及び放射線の照射により 固体廃棄物貯蔵所は、200ℓドラム缶約55,000本相当を 整合している。 1 約 40 (ランドリドレン) ライニング 発生する熱に耐え、かつ、放射性廃棄物に含まれる化学薬 なお、設置変更許可申請 貯蔵保管する能力を有するものを設ける。 復水系逆洗受タンク 約 40 ステンレス鋼 品の影響及び不純物の影響により著しく腐食しない設計 書(本文(五号))の これらは、必要がある場合には増設を考慮する。 ステンレス鋼ライ (3)(ii)-①の容量及び とする。 浄化系沈降分離槽 約 200 ニング 保管能力については,本 ステンレス鋼ライ 工事計画の対象外であ 使用済樹脂貯蔵槽 約 240 ニング ランドリ系沈降分離槽※ 約 100 炭素鋼 ※印の機器は1号炉及び2号炉共用である。

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備	考
チ 放射線管理施設の構造及び設備			設置変更許可申請書(本		
			文(五号))チ項におい		
			て設計及び工事の計画		
			の内容は,以下のとおり		
			整合している。		
	8. 放射線管理施設	【放射線管理施設】(基本設計方針)			
	8.1 放射線管理設備	1. 放射線管理施設			
	 8.1.1 通常運転時等	 1.1 放射線管理用計測装置			
	8.1.1.1 概要				
チ-①発電所周辺の一般公衆及び従事者等の安全管理を	 放射線管理設備は,発電所周辺の一般公衆及び放射線業	チー①発電用原子炉施設には,通常運転時,運転時の異常	設計及び工事の計画の		
確実に行うため、次の放射線管理施設を設ける。	務従事者等の放射線被ばくを管理するためのもので、出入	な過渡変化時及び設計基準事故時において, 当該発電用原	チー①は、設置変更許可		
	 管理関係設備,試料分析関係設備及び放射線監視設備等か	 子炉施設における各系統の放射性物質の濃度,管理区域内	申請書(本文(五号))		
	<u>らなる。</u>	等の主要箇所の外部放射線に係る線量当量率等を監視,測	のチー①を具体的に記載		
		定するために、プロセスモニタリング設備、エリアモニタ	 しており整合している。		
	 8.1.1.4 主要設備	リング設備及び放射線サーベイ機器(第1号機設備,第1,			
	 8.1.1.4.1 出入管理関係設備(1号及び2号炉共用,一	2, 3号機共用)を設ける設計とする <u>。</u>			
	部既設)				
	出入管理,汚染管理のため,次の設備を設ける。				
 (1) 屋内管理用の主要な設備の種類	(1) 出入管理設備				
(i) 出入管理関係設備(1号及び2号炉共用,一部既設)	「	 出入管理関係設備(第1号機設備,第1,2号機共用)と	設計及び工事の計画の開		
	立入りは、チェックポイントを通る設計とし、ここで従事		l		
(1)(i)-②チェックポイント,シャワ室,体表面ゲートモ		管理, 汚染管理のための F(1)(i)-②測定機器等を設ける設			
ニタ等を設ける。	(2) 汚染管理設備	計とする。	の f(1)(i)-① を具体的		
7.19 <u>C 1947 </u>	人の出入りに伴う汚染の管理を行うため、特別管理区域	#155.7.19 <u>0</u>	に記載しており整合して		
	出入口付近に更衣室、シャワ室、手洗い場、体表面ゲート		いる。		
	モニタ等を設けると共に汚染除去用器材を備える。また、		. 00		
	物品の管理をするための汚染管理に必要な汚染サーベイ		設計及び工事の計画の折		
	メータを備える。		(1)(i)-②は,設置変更		
	^		許可申請書(本文(五号))		
	屋、タービン建屋の機器搬出入口等を一時的に使用し、汚		のf(1)(i)-②を総括し		
	染サーベイメータ等により汚染管理を行う。		て記載しており整合して		
	ス/ 1/ / 11-6 / 14 / 日在 C 11 / 。		いる。		
			. 00		

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備	考
(ii) 試料分析関係設備(1号及び2号炉共用,一部既設)	8.1.1.4.2 試料分析関係設備(1号及び2号炉共用,一				
	部既設)				
各系統の試料及び放射性廃棄物の放出管理用試料	原子炉冷却系,廃棄物処理系,その他各系統の試料及び	各系統の試料,放射性廃棄物の放出管理用試料f(1)(ii)-	設計及び工事の計画の		
(1)(ii)-①等の化学分析並びに放射能測定を行うため,化	放射性廃棄物の放出管理用試料の化学分析並びに放射能	①及び環境試料の化学分析並びに放射能測定を行うため、	チ(1)(ii)-①は,設置変		
学分析室,放射能測定室を設け測定機器を備える。	<u>測定を行うため</u> に次の設備を設ける。	化学分析室 (第1号機設備, 第1, 2号機共用), 放射能測	更許可申請書(本文(五		
	(1) 分析室	定室(第1号機設備,第1,2号機共用(以下同じ。)) <u>に</u>	号)) の f(1)(ii)-① を		
	発電所内の原子炉冷却系,補機冷却系,廃棄物処理系,	測定機器を設ける設計とする。	具体的に記載しており		
	その他各系統の液体及び気体の試料の分析を行うため分	<中略>	整合している。		
	析室を設け必要な機器を設置する。				
	(2) 放射能測定室				
	各種系統及び作業環境の試料の放射能測定を行うため				
	放射能測定室を設け必要な機器を設置する。				
(iii) 放射線監視設備	8.1.1.2 設計方針	1.1 放射線管理用計測装置			
各系統の放射性物質の濃度、管理区域内等の主要箇所の	(2) 発電所内外の外部放射線量率,放射性物質の濃度等	発電用原子炉施設には,通常運転時,運転時の異常な過	設計及び工事の計画の		
外部放射線量率等を監視,測定するために, [+(1)(iii)-① プ	を測定,監視し,必要な情報を中央制御室又は適切な場	渡変化時及び設計基準事故時において、当該発電用原子炉	(1)(iii)-①は,設置変更		
ロセス放射線モニタリング設備, エリア放射線モニタリン	<u>所に表示できる設計とする</u> 。	施設における各系統の放射性物質の濃度、管理区域内等の	許可申請書(本文(五号))		
グ設備及び放射線サーベイ機器(1号及び2号炉共用, 既	(3) 万一の事故に備えて、必要な放射線計測器を備える。	主要箇所の外部放射線に係る線量当量率等を監視、測定す	の f(1)(iii)-①と同義で		
設) を設ける。	(4) 中央制御室及び緊急時対策所に必要な情報の通報が	るために, f(1)(iii)-①プロセスモニタリング設備, エリア	あり整合している。		
	可能である設計とする。	モニタリング設備及び放射線サーベイ機器(第1号機設備,			
	(5) 通常運転時の放射性物質放出に係る放射線監視設備	第1,2,3号機共用)を設ける設計とする。			
	は、「発電用軽水型原子炉施設における放出放射性物質	<中略>			
チ(1)(iii)-① プロセス放射線モニタリング設備及びエリ	の測定に関する指針」に適合する設計とする。	f(1)(iii)-①プロセスモニタリング設備,エリアモニタリ			
ア放射線モニタリング設備については、設計基準事故時に	(6) 設計基準事故時に必要な放射線監視設備は,「発電	ング設備及び固定式周辺モニタリング設備については、設			
おける迅速な対応のために必要な情報を中央制御室及び	用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関	計基準事故時における迅速な対応のために必要な情報を			
緊急時対策所に表示できる設計とする。_	する審査指針」に適合する設計とする。	中央制御室及び緊急時対策所に表示できる設計とする。			
		<中略>			
	8.1.1.4 主要設備				
	8.1.1.4.3 放射線監視設備	1.1.1 プロセスモニタリング設備			
	放射線監視設備は、プロセス放射線モニタリング設備、	通常運転時,運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事			
	エリア放射線モニタリング設備、周辺モニタリング設備及	故時において、原子炉格納容器内の放射性物質の濃度及び			
	び放射線サーベイ機器からなり次の機能を持つ。	線量当量率、主蒸気管中及び空気抽出器その他の蒸気ター			
	(a) 各系統及び各領域における放射能異常を早期に検出	ビン又は復水器に接続する放射性物質を内包する設備の			
	し警報する。	排ガス中の放射性物質の濃度、排気筒の出口又はこれに近			
	(b) 発電所外へ制御しながら放出する放射性物質を常時	接する箇所における排気中の放射性物質の濃度、排水口近			

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備	考
	監視する。	傍における排水中の放射性物質の濃度及び管理区域内に			
	(c) 格納容器雰囲気放射線モニタは,事故時においても	おいて人が常時立ち入る場所その他放射線管理を特に必			
	対応し得るよう多重性、独立性を有し、格納容器エリア	要とする場所の線量当量率を計測するためのプロセスモ			
	放射線量率を監視する。	ニタリング設備を設け、計測結果を中央制御室に表示でき			
	(1) プロセス放射線モニタリング設備	る設計とする。また、計測結果を記録し、及び保存するこ			
	プロセス放射線モニタは、連続的に放射線を測定し、中	とができる設計とする。			
	央制御室又は廃棄物処理系制御室又は焼却炉建屋制御室	原子炉冷却材の放射性物質の濃度、排気筒の出口又はこ			
	若しくは、サイトバンカ建屋制御盤室で記録、指示を行い、	れに近接する箇所における排気中の放射性物質の濃度及			
	放射線レベル基準設定値を超えたときは警報を発する。	び排水口又はこれに近接する箇所における排水中の放射			
	主なプロセス放射線モニタとして次のものがあり、その	性物質の濃度は、試料採取設備により断続的に試料を採取			
	配置図を第8.1-1図に示す。	し分析を行い、測定結果を記録し、及び保存する。			
	a. 格納容器雰囲気放射線モニタ	放射性物質により汚染するおそれがある管理区域内に			
	事故時における放射性物質に対する放射能障壁の健全	開口部がある排水路を施設しないことから,排水路の出口			
	性を把握するため、格納容器エリア放射線量率の監視を行	近傍における排水中の放射性物質の濃度を計測するため			
	う。検出器には電離箱を使用する。	の設備を設けない設計とする。			
	b. スタック放射線モニタ	プロセスモニタリング設備のうち,原子炉格納容器内の			
	排気筒から放出される放射性ガスの監視を行う。検出器	線量当量率を計測する格納容器内雰囲気放射線モニタ			
	には NaI シンチレータ及び電離箱を使用する。また、よう	(D/W) 及び格納容器内雰囲気放射線モニタ (S/C) は、そ			
	素用フィルタ、粒子用フィルタ及びトリチウム捕集装置を	れぞれ多重性,独立性を確保した設計とする。			
	設けて放射性よう素, 粒子状放射性物質及びトリチウムを	プロセスモニタリング設備のうち,原子炉建屋原子炉棟			
	連続的に捕集し、定期的に回収、測定する。	排気放射線モニタ及び燃料取替エリア放射線モニタは、外			
	c. 焼却炉建屋排気口モニタ(1号及び2号炉共用, 既設)	部電源が使用できない場合においても非常用所内電源系			
	焼却炉建屋排気口から放出される放射能を監視する。検	からの電源供給により、線量当量率を計測することができ			
	出器にはNaI シンチレータを使用する。	る設計とする。			
	d. 蒸気式空気抽出器排ガスモニタ	<中略>			
	蒸気式空気抽出器排ガス中の放射性ガスを監視する。検				
	出器には電離箱を使用する。	1.1.2 エリアモニタリング設備			
	e. 活性炭式希ガスホールドアップ装置排ガスモニタ	通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事			
	活性炭式希ガスホールドアップ装置通過後の蒸気式空	故時に、管理区域内において人が常時立ち入る場所その他			
	気抽出器排ガス中の放射性ガスを監視する。検出器には	放射線管理を特に必要とする場所の線量当量率を計測す			
	NaI シンチレータを使用する。	るためのエリアモニタリング設備を設け、計測結果を中央			
	f. タービングランド蒸気排ガスモニタ	制御室に表示できる設計とする。また、計測結果を記録し、			
	グランド蒸気復水器及び起動用真空ポンプから排出さ	及び保存することができる設計とする。			
	れる放射性ガスの監視を行う。検出器には NaI シンチレー	<中略>			
	タを使用する。				

設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
g. 主蒸気管モニタ			
燃料から漏えいする核分裂生成物を監視し,急激な増加			
を検出した場合には、原子炉スクラム信号を出す。検出器			
には電離箱を使用する。			
h. 原子炉建屋原子炉棟換気空調系排気モニタ			
原子炉建屋原子炉棟換気空調系排気中の放射性ガスを			
監視し、多量の放射性物質を検出した場合には非常用ガス			
処理系を起動させる。検出器には半導体検出器を使用す			
る。			
i. 気体廃棄物処理設備エリア排気モニタ			
気体廃棄物処理設備エリア排気中の放射性ガスを監視			
する。検出器には半導体検出器を使用する。			
j. 非常用ガス処理系モニタ			
事故時に非常用ガス処理系から放出される放射性ガス			
の監視を行う。検出器には電離箱を使用する。			
k. 放射性廃棄物放出水モニタ			
液体廃棄物処理設備の放出液中の放射能監視を行う。検			
出器には NaI シンチレータを使用する。			
1. 原子炉補機冷却水モニタ			
原子炉補機冷却水中の放射能監視を行う。検出器には			
NaI シンチレータを使用する。			
m. 原子炉補機冷却海水モニタ			
原子炉補機冷却海水中の放射能監視を行う。検出器には			
NaI シンチレータを使用する。			
n. 高圧炉心スプレイ補機冷却水モニタ			
高圧炉心スプレイ補機冷却水中の放射能監視を行う。検			
出器には NaI シンチレータを使用する。			
o. サイトバンカ建屋排気ロモニタ(1号及び2号炉共用)			
サイトバンカ建屋排気口から放出される放射性物質の			
監視を行う。検出器には NaI シンチレータを使用する。			
また、粒子用フィルタ捕集装置を設けて粒子状放射性物			
質を連続的に捕集し、定期的に回収、測定する。			

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備	考
	8.1.2 重大事故等時				
	8.1.2.2 設計方針				
	(4) 使用済燃料プールの状態監視に用いる設備				
重大事故等時の使用済燃料プール上部の空間線量率を	重大事故等時の使用済燃料プール上部の空間線量率を		設置変更許可申請書(本		
測定するための使用済燃料プール上部空間放射線モニタ	測定するための使用済燃料プール上部空間放射線モニタ		文 (五号))「二(3)(ii)		
(高線量, 低線量) については,「ニ(3)(ii) 使用済燃料	(高線量,低線量)については,「4.3 使用済燃料プー		使用済燃料プールの冷		
プールの冷却等のための設備」に記載する。	ルの冷却等のための設備」に記載する。		却等のための設備」に示		
			す。		
	(5) 原子炉格納容器内の状態監視に用いる設備	1.1 放射線管理用計測装置			
		<中略>			
重大事故等時の原子炉格納容器内の放射線量率を測定	重大事故等時の原子炉格納容器内の放射線量率を測定	重大事故等が発生し、当該重大事故等に対処するために	設計及び工事の計画の計		
するためのƒ(1)(iii)-②格納容器内雰囲気放射線モニタ (D	するための格納容器内雰囲気放射線モニタ (D/W) 及び	監視することが必要なパラメータとして,原子炉格納容器	(1)(iii)-②は、設置変更		
/W) 及び格納容器内雰囲気放射線モニタ (S/C) を設け	格納容器内雰囲気放射線モニタ(S/C)については、「6.4	内の放射線量率, 最終ヒートシンクの確保及び使用済燃料	許可申請書(本文(五号))		
<u>3.</u>	計装設備(重大事故等対処設備)」に記載する。	プールの監視に必要なパラメータを <u>計測する</u> f(1)(iii)-②	の f(1)(iii)- ②を含んで		
		<u>装置を設ける</u> 設計とする。	おり整合している。		
		重大事故等が発生し、計測機器(非常用のものを含む。)			
		の故障により、当該重大事故等に対処するために監視する			
		ことが必要なパラメータを計測することが困難となった			
		場合において、当該パラメータを推定するために必要なパ			
		ラメータを計測する設備を設置する設計とする。			
		重大事故等に対処するために監視することが必要なパ			
		ラメータは、炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策			
		等を成功させるために必要な発電用原子炉施設の状態を			
		把握するためのパラメータとし, <u>f(1)(iii)-②</u> 計測する装置			
		は「表 1 放射線管理施設の主要設備リスト」のプロセス			
		モニタリング設備に示す重大事故等対処設備、エリアモニ			
		タリング設備のうち使用済燃料プール上部空間放射線モ			
		ニタ(低線量)及び使用済燃料プール上部空間放射線モニ			
		タ(高線量)とする。			
		<中略>			
	(6) 原子炉格納容器フィルタベント系等の状態監視に用				
	いる設備				
原子炉格納容器フィルタベント系の排出経路における	原子炉格納容器フィルタベント系の排出経路における		設置変更許可申請書(本		
放射性物質濃度を測定するためのフィルタ装置出口放射	放射性物質濃度を測定するためのフィルタ装置出口放射		文 (五号)) リ(3)(ii)		

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備	考
泉モニタについては,「リ(3)(ii)d. 水素爆発による原子	線モニタについては、「9.5 水素爆発による原子炉格納		d. 水素爆発による原		
戸格納容器の破損を防止するための設備」に記載する。	容器の破損を防止するための設備」に記載する。重大事故		子炉格納容器の破損を		
	等時の耐圧強化ベント系の放射線量率を測定するための		防止するための設備」に		
	耐圧強化ベント系放射線モニタについては,「6.4 計装		示す。		
	設備(重大事故等対処設備)」に記載する。				
		1.1 放射線管理用計測装置			
		<中略>			
重大事故等時のf(1)(iii)-3耐圧強化ベント系の放射線		重大事故等が発生し、当該重大事故等に対処するために	設計及び工事の計画の例		
量率を測定するための耐圧強化ベント系放射線モニタを		監視することが必要なパラメータとして、原子炉格納容器	(1)(iii)-③は,設置変更		
サイス (1975)		内の放射線量率, F(1)(iii)-③ 最終ヒートシンクの確保及び	許可申請書(本文(五号))		
		使用済燃料プールの監視に必要なパラメータを計測する	の(f(1)(iii)-③を含んで		
		装置を設ける設計とする。	おり整合している。		
		重大事故等が発生し、計測機器(非常用のものを含む。)			
		の故障により、当該重大事故等に対処するために監視する			
		ことが必要なパラメータを計測することが困難となった			
		場合において、当該パラメータを推定するために必要なパ			
		ラメータを計測する設備を設置する設計とする。			
		重大事故等に対処するために監視することが必要なパ			
		ラメータは、炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策			
		等を成功させるために必要な発電用原子炉施設の状態を			
		把握するためのパラメータとし, <u>f(1)(iii)-③</u> <u>計測する装置</u>			
		は「表 1 放射線管理施設の主要設備リスト」のプロセス			
		モニタリング設備に示す重大事故等対処設備, エリアモニ			
		タリング設備のうち使用済燃料プール上部空間放射線モ			
		ニタ(低線量)及び使用済燃料プール上部空間放射線モニ			
		タ(高線量)とする。			
		<中略>			
	(7) 緊急時対策所の放射線量の測定に用いる設備				
緊急時対策所内への希ガス等の放射性物質の侵入を低	緊急時対策所内への希ガス等の放射性物質の侵入を低		設置変更許可申請書(本		
載又は防止するための加圧判断ができるよう,放射線量を	減又は防止するための加圧判断ができるよう,放射線量を		文 (五号)) 「ヌ(3)(vi)		
	監視、測定するための緊急時対策所可搬型エリアモニタに		緊急時対策所」に示す。		
5、例とりるための祭忌時対界別り飯室エリノモーグに 1			1		
監視,測定するための緊急時対策所可搬型エリアモニタについては,「ヌ(3)(vi) 緊急時対策所」に記載する。	ついては,「10.9 緊急時対策所」に記載する。				

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項 整合性 備	考
		【放射線管理施設】(要目表)	
チ(1)(iii)-④プロセス放射線モニタリング設備	第8.1-1表 放射線管理設備の主要機器仕様 (3) 放射線監視設備 1式	6. 放射線管理編出 6. 1 放射線管理用計劃装置 (1)	
<u> </u>	(0) <u>NAA1NN.m.Duga.Mil</u>		所 個 数 変更し
		*2: 記載の適正化を行う。原工事計画本には、計測範則内で可変」と記載。 *3: 原工事計画本に動成がいたの意識がは適正化を行う。記載内容は、設計図書による。 *4: 対象計器は、Dill-RE001A、Dill-RE001B Dill-RE001B Dill-Re001	
		名 寿 検 出 器 計 割 銀 申<	所 個数
		#	
		#	J
		注記を1:記載の適正化を行う。原工事計画書には「私納容器内雰囲気放射線モニタ」と記載。 ※2:記載の適正化を行う。原工事計画書には「イオンチェンバ」と記載。 ※3:記載の適正化を行う。展工事計画書には「イオンチェンバ」と記載。 ※4:既下事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、設計以書による。 ※5:設計基準別象値数としての値であり、重大事故等対処数像としては、警御歌性が勝寒される観世器ではない。 ※5:設計器は、D23-R50064、B23-R50064。 ※2:対象計器は、D23-R50064。D23-R50064。 小 放射性物質により汚染するおそれがある管理区域から環境に放出する排水中又は排気中の放射性物質濃度を計測する装置(常設)	
		変更前 変更後 名 特 向 値 須 計測 範囲 整報動作 範 田 取 付 箇 所 個数 44	所 個 数
整合性 ・設計及び工事の計画のf(1)(iii)-④は、設置変更	許可申請書(本文(五号))のF(1)(iii)-④と同	ボ 糸 (ライン名) プロセス放射線エニク海 原子炉建屋 の.P. 33.20m (監視・記録は中央制御 連にて行う。) ボ が 第 と の で で で で で で で で で で で で で で で で で で	変更なし
	許可申請書(本文(五号))のF(1)(iii)-⑤を具 プロセスモニタリング設備」のうち「主蒸気管放 D/W)」,「格納容器内雰囲気放射線モニタ(S/C)」,	京子が建屋 東京が式 10 ⁻⁴ ~ 1 10 ⁻⁴ ~ 1 mSv/h mSv/h	変史 なし
「燃料取替エリア放射線モニタ」,「原子炉建屋	原子炉棟排気放射線モニタ」,「気体廃棄物処理ニタリング設備については,本工事計画の対象外		-1*6

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
f(1)(iii)-⑥ エリア放射線モニタリング設備 f(1)(iii)-⑦ 一式	第8.1-1表 放射線管理設備の主要機器仕様 (3) 放射線監視設備 1式	(2)エリアモニタリング設備 ニ 使用溶燃料貯蔵槽エリアの検査当量率を計削する装置(常設) 素 更 前 名 将 強 出 帯 計 測 範 国 警報動作 取 付 箇 所 個数 名 第 数 重 類	変更なし	取 付 箇 所 個数 変更なし 変更なし
		使用済燃料プー 上部空質放射 ニタ (医線量	度任 電解箱 10°5~10° — mSv/h —	系 名 エリア放射線モニック系 (ライン名) 原了が理量の上、320m 設 選 元 設 正 未 設 正 未 (監視・記録は中央・用制室にて行う。) ** (監視・記録は中のとのでは、 ** (本) ** (本) ** (本) ** (本) ** (カース) ** (大) ** (大) ** (大) ** (カース) ** (大) ** (大) ** (大)
		使用溶燃料プー 上部空間放射 ニタ(高線量 に記*1:本設備は記載の適匹化のみを行うものであり、手続き対象外である。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	Ref	原子が建設
		**: 記載の適正化を行う。既丁等計画事には「計測範囲内で可究」と記載。 **: 医工事計画者に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、設計図書による。 **: 対象計器は、D21-形04。 **: 対象計器は、D21-形04。 **: 対象計器は、D21-形04。		
		・設計及び工事の計画のf(1)(iii)-⑥は、設置変更許可申義であり整合している。 ・設計及び工事の計画のf(1)(iii)-⑦は、設置変更許可申体的に記載しており、整合している。 なお、設置変更許可申請書(本文(五号))の「エリアア放射線モニタ」以外のエリアモニタリング設備につい	ま書(本文(五号) モニタリング設備」)の f(1)(iii)-⑦ を具 のうち「燃料交換フロ

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備	考
	第8.1-1表 放射線管理設備の主要機器仕様	【放射線管理施設】 (基本設計方針)			
f(1)(iii)-®放射線サーベイ機器(1号及び2号炉共用,	(3) 放射線監視設備 1式	1. 放射線管理施設			
既設)		1.1 放射線管理用計測装置			
f(1)(iii)-⑧一式		発電用原子炉施設には、通常運転時、運転時の異常な過	設計及び工事の計画の		
		渡変化時及び設計基準事故時において、当該発電用原子炉	(1)(iii)-⑧は,設置変更		
		施設における各系統の放射性物質の濃度、管理区域内等の	許可申請書(本文(五号))		
		主要箇所の外部放射線に係る線量当量率等を監視、測定す	のf(1)(iii)-8と同義で		
		るために、プロセスモニタリング設備、エリアモニタリン	あり整合している。		
		グ設備及びf(1)(iii)-8放射線サーベイ機器(第1号機設備、			
		第1, 2, 3号機共用) を設ける設計とする。			
		<中略>			

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
[常設重大事故等対処設備]	8.1.2.3 主要設備及び仕様	【放射線管理施設】(要目表)		
	放射線管理設備の主要設備及び仕様を第 8.1-2 表に示	6. 放射線管理施設		
	す。	6.1 放射線管理用計測装置		
		(1) プロセスモニタリング設備		
	第 8.1-2 表 放射線管理設備(重大事故等時)の主要機	- 使用済然科貯贔憺ニリアの稼養当量率を計測する装置(常設) 変更前 名	を 更 後	/
	器仕様	名 朴 奶 田 前 計 週 範 団 節 田 取 付 箇 所 個素 名 系 統 名 (ライン名) エリア放射線エニタ系	の種類「初れ曲 範 期 収	付 箇 所 個数
		#4 原子炉建屋 中 0.P. 33.20m		変更なし変更
	(3) エリア放射線モニタリング設備	燃料交換フロア 放射線モニタ	変更なし 溢水防	またの なし
使用済燃料プール上部空間放射線モニタ(高線量,低線量)	a. 使用済燃料プール上部空間放射線モニタ(高線量, 低		区 画 溢水紡鰈! が 必 要 が	この配慮
チ(1)(iii)-⑨ (「=(3)(ii) 使用済燃料プールの冷却等の	線量)		茶(ライ)	原子炉建屋
ための設備」及び「へ 計測制御系統施設の構造及び設備」	兼用する設備は以下のとおり。	使月落燃料プ 工器空間放射	程子	央制御室にて行 1
と兼用)	・使用済燃料プールの冷却等のための設備	三夕(佐藤豊	一	番号 R-3F-1
	計装設備(重大事故等対処設備)		溢水防護! が 必 要 ! 系 ※統	シ高さ M.E.O. MINAE
<u>高線量</u>	<u>高線量</u>		(54)	ク系 原子炉建屋 0.P. 33.20m
<u> </u>	<u>個数</u> <u>1</u>	使月落燃料ブ 上部空間放射 二名 (高麗曼	<u>線王</u> 電雕箱 10····10° — mSv/h	央制御室に ご行 う。)
	計測範囲 10 ¹ mSv/h~10 ⁸ mSv/h		益 水 防 i 区 画 溢水防護.	番 号 R-3F-1
低線量	低線量	注記*1:本設備は記載の適正化のみを行うものであり、手続き対象外である。 *2: 記載の適正化を行う、既工事計画書には「原子毎建鼠焼料線モニケ」と記載。	が必要 7	を高さ R.C. U. 31m以上
<u>個数 1</u>	個数 1 計測範囲 10^{-2} mSv/h $\sim 10^{5}$ mSv/h	*3: 記載の適正化を行う。既工事計画書には「計測範囲内で可変」と記載。 *4: 既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。 証載内容は、設計区書による。 *5: 対象計器は、D21-R00-04。 *6: 対象計器は、D21-R00-04。		
		*7: 対象計器は, D21-RE044,		
			「使用済燃料プール上	
			部空間放射線モニタ(高	
			線量)」及び「使用済燃	
			料プール上部空間放射	
			線モニタ(低線量)」は,	
			設置変更許可申請書(本	
			文 (五号)) における	
			チ(1)(iii)-⑨を設計及	
			び工事の計画の「放射線	
			管理施設」のうち「放射	
			線管理用計測装置」に整	
			理しており整合してい	
			る。	

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
	(2) プロセス放射線モニタリング設備	【放射線管理施設】 (要目表)		
格納容器内雰囲気放射線モニタ (D/W)	a. 格納容器内雰囲気放射線モニタ (D/W)	6. 放射線管理施設		
チ(1)(iii)-⑩ (「ヘ 計測制御系統施設の構造及び設備」	と 兼用する設備は以下のとおり。	6.1 放射線管理用計測装置		
兼用)	・原子炉プラント・プロセス計装	(1) プロセスモニタリング設備		
	計装設備(重大事故等対処設備)	ロ 原子炉格納容器本体内の放射性物質濃度を計劃する装置 (常設) 変 史 前	変 史 後	
	・放射線管理設備(通常運転時等)	名	Lack 111 BB Latt 40 40 40 40 40 40	付 簡 所 個数
<u>個数</u> <u>2</u>	<u>個 数</u> <u>2</u>	系 転 冬 (フィン名) 格納容器内雰囲気 - モーク系 - **		
	計測範囲 10 ⁻² Sv/h~10 ⁵ Sv/h	**	変更なし 変更なし	変更か1. 変更なし
		(D.F) Se/k (金で (T.)) (溢 水 防 識 区 画 3	上の ** B 号 R-B1F-1
格納容器内雰囲気放射線モニタ (S/C)_	b. 格納容器内雰囲気放射線モニタ (S/C)	77 41. 6	溢水防護上 が 必 要 な	の配慮 prince of St. I.
チ(1)(iii)-⑩ (「ヘ 計測制御系統施設の構造及び設備」	と 兼用する設備は以下のとおり。			変更なし
 兼用)	・原子炉プラント・プロセス計装	格納容器内容囲気 **1	変更なし 微質なし	変更なし
	計装設備(重大事故等対処設備)	(<u>s/c</u>) 数(c·c符5 _a)	溢水防護 区 画 卷 滚水功護上	as at take
	放射線管理設備(通常運転時等)	注記*1:記載の直下化を行う。関丁事計画書には「格納容器内穿園気放射線モニタ」と記載。 *2:記載の直正化を行う。関丁事計画書には「格納容器内穿園気放射線モニタ」と記載。	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	の配慮 床上 6.40m以上
<u>個数 2</u>	<u> </u>	**・記載の塩・化される。 **・記載の塩・化される。 健工事所画語のは「計劃輸置内で可愛」と配線。 **・現工事計画書に記載がないため記載の選正化を行う。記載内容は、設計図書による。 **・ *・ *・ *・ *・ *・ *・ *・ *・ *		
	————————————————————————————————————	+6:対象計器は,D23-RE005A,D23-RE005B。 * 7 :対象計器は,D23-RE006A,D23-RE006B。	ı	ı
	, , , ,			
			 「格納容器内雰囲気放	
			射線モニタ (D/W) 」	
			及び「格納容器内雰囲気	
			放射線モニタ(S/C)」	
			は,設置変更許可申請書	
			(本文(五号))におけ	
			る	
			及び工事の計画の「放射	
			線管理施設」のうち「放	
			射線管理用計測装置」に	
			整理しており整合して	
			いる。	

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性 備 考
		【放射線管理施設】 (要目表)	
フィルタ装置出口放射線モニタ	c. フィルタ装置出口放射線モニタ	6. 放射線管理施設	
f(1)(iii)-⑩ (「ヘ 計測制御系統施設の構造及び設備」及	兼用する設備は以下のとおり。	6.1 放射線管理用計測装置	
び「リ(3)(ii)d. 水素爆発による原子炉格納容器の破損	· 計装設備 (重大事故等対処設備)	(1) プロセスモニタリング設備	
を防止するための設備」と兼用)	・水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設	ハ 放射性物質により汚染するおそれがある管理区域から環境に放出する排水中又は排気中の放射性物質濃度を計測する装置(常設) 変 更 前	変更後
	<u>備</u>	名 称 検 出 器 計 測 範囲 取付 向所個数名	株の種類 計測範囲 警報動作 取付 箇所 個数
<u>個数</u> <u>2</u>	個 数 2		系 統 名 原子炉格納容器 (ライン名) フィルタベント系 原子炉建屋
	計測範囲 10^{-2} mSv/h $\sim 10^{5}$ mSv/h	フィルタ装置	- 車解相 - -
		放射線モニ	タ mSv/h 行う。) 溢水防護上の 区画番号 R-2F-6
耐圧強化ベント系放射線モニタ	d. 耐圧強化ベント系放射線モニタ	_	溢水防護上の配慮 が 必 要 な 高 さ 床上 0.12m以上
チ(1)(iii)-⑩ (「ヘ 計測制御系統施設の構造及び設備」と	兼用する設備は以下のとおり。		系 統 名 プロセス放射線 (ライン名) モニタ系 原子炉建屋
兼用)	計装設備(重大事故等対処設備)	耐圧強化ベン 放射線モニ	電離箱 一 「 十大前岬至に
	<u>個数2</u>		ー
		注記*1:記載の適正化を行う。既工事計画書には「計測範囲内で可変」と記載。	溢水防護上の配慮 が 必 要 な 高 さ 床上 0.42m以上
		*2: 既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、設計図書による。 *3: 対象計器は、D11-EE003A, D11-EE003B, D11-EE003D, *4: 対象計器は、D11-EE002A, D11-EE002B, D11-EE002C, D11-EE002D, *5: 対象計器は、D11-EE012A, D11-EE012D, *6: 対象計器は、D11-EE012C, D11-EE012D, *7: 対象計器は、T63-EE009A, T63-EE009B, *8: 対象計器は、D11-EE019A, D11-EE019B,	
			「フィルタ装置出口放
			射線モニタ」及び「耐圧
			強化ベント系放射線モ
			ニタ」は、設置変更許可
			申請書(本文(五号))
			における F(1)(iii)- ⑪
			を設計及び工事の計画
			の「放射線管理施設」の
			うち「放射線管理用計測
			装置」に整理しており整
			合している。

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	/# · **	Ž.
[可搬型重大事故等対処設備]	設直変更計可申請書(添竹書類八)該ヨ事項 8.1.2.3 主要設備及び仕様		金 百 生	備考	7
[]版工主八字版内内之版[[]]	放射線管理設備の主要設備及び仕様を第 8.1-2 表に示				
	す。	6.1 放射線管理用計測装置			
	/ °	(2) エリアモニタリング設備			
	第 8.1-2 表 放射線管理設備(重大事故等時)の主要機	ハ 緊急時対策所の線量当量率を計測する装置 (可能型)			
	器仕様	変 更 前	变 更後	f(1) (i	ii)-(13)
	(3) エリア放射線モニタリング設備	名称 検出器の 種類 計測範囲 範囲 警報動件 範囲 取付箇所 値数 個数 名称 種類	計劃範囲 警報動作 範囲 取付箇所 蒸烧名	F .	個数
緊急時対策所可搬型エリアモニタ	b. 緊急時対策所可搬型エリアモニタ		(ライン名) 保管場所:	_	
<u> </u>	兼用する設備は以下のとおり。			兼所 (0. P. 約 52 m)	
/(I/(皿/ 鱼/!//////////////////////////////////	- <u> </u>	- 日都型エリア 半島本社	_	対策所 (0. P. 約 52 m)	1
	種 類 半導体式検出器	<u> </u>		!録は緊急時対策所)	(子催 1)
	計測範囲 0.01 μ Sv/h~999.9mSv/h		1 7	K-82F-10 K-82F-11	
f(1)(iii)-□ 台数 1 (予備 1)	<u>台数</u> <u>1(予備1)</u>			± 0.00m 以上	Ì
			「緊急時対策所可搬型		
			エリアモニタ」は、設置		
			変更許可申請書(本文		
			(五号))における別		
			(1)(iii)-⑫を設計及び		
			工事の計画の「放射線管		
			理施設」のうち「放射線		
			管理用計測装置」に整理		
			しており整合している。		
			乳乳及びてまの乳束の		
			設計及び工事の計画の		
			チ(1)(iii)-③は、設置変		
			更許可申請書(本文(五		
			号)) の f(1) (iii) - li) と		
			同義であり整合してい		
			る。		

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備	考
(iv) 個人管理用測定設備及び測定機器 (1号及び2号炉	8.1.1.4.4 個人管理用測定設備及び測定機器(1号及び				
共用,一部既設)	2号炉共用,一部既設)				
従事者等の被爆線量評価、内部被爆評価のため個人管理	個人の被ばく線量管理のため、外部被ばく線量を測定す		設置変更許可申請書(本		
計測器及びホールボディカウンタを設ける。	るフィルムバッジ、熱蛍光線量計等と、内部被ばくを評価		文 (五号)) の「個人管		
	するためのホールボディカウンタ等を備える。		理計測器」及び「ホール		
			ボディカウンタ」は、本		
			工事計画の対象外であ		
			る。		
(v) 遮蔽設備	8.3 遮蔽設備	【放射線管理施設】(基本設計方針)			
	8.3.1 概要	2. 換気設備, 生体遮蔽装置等			
		2.3 生体遮蔽装置等			
放射線業務従事者等の チ(1)(v)-①被ばく線量を低減す	遮蔽設備は、発電所周辺の一般公衆及び放射線業務従事	設計基準対象施設は、通常運転時において発電用原子炉	設計及び工事の計画の		
るため、遮蔽設備を設ける。	者等の線量の低減を図るもので、原子炉一次遮蔽、原子炉	施設からの直接線及びスカイシャイン線による発電所周	f(1)(v)-①は,設置変		
	二次遮蔽等で構成する。	辺の空間線量率が,放射線業務従事者等のf(1)(v)-①放	更許可申請書(本文(五		
	<中略>	射線障害を防止するために必要な生体遮蔽等を適切に設	号)) のf(1)(v)-①と		
	8.3.2 設計方針	置すること及び発電用原子炉施設と周辺監視区域境界ま	同義であり整合してい		
	(1) 遮蔽設備は,通常運転時,定期検査時等において,	での距離とあいまって、発電所周辺の空間線量率を合理的	る。		
	放射線業務従事者等が受ける被ばく線量等が「核原料物	に達成できる限り低減し、周辺監視区域外における線量限			
	質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定	度に比べ十分に下回る,空気カーマで年間50μGyを超えな			
	に基づく線量限度等を定める告示」に定められた許容値	いような遮蔽設計とする。			
	を超えないようにすることはもちろん, 無用の放射線被				
	ばくを防止するような設計とする。	発電所内における外部放射線による放射線障害を防止			
	(2) 発電所周辺の一般公衆の被ばく線量については,「核	する必要がある場所には, 通常運転時の放射線業務従事者			
	原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等	等の被ばく線量が適切な作業管理とあいまって, 「核原料			
	の規定に基づく線量限度等を定める告示」に定められた	物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定			
	周辺監視区域外の許容被ばく線量より十分小さくする	に基づく線量限度等を定める告示」を満足できる遮蔽設計			
	ことができる。	とする。			
	(3) 事故時においても、発電所周辺の一般公衆の受ける				
	被ばく線量は,「原子炉立地審査指針及びその適用に関	生体遮蔽は、主に原子炉しゃへい壁、1次しゃへい壁(ド			
	する判断のめやすについて」のめやす線量を十分下回る	ライウェル外側壁),2次しゃへい壁(原子炉建屋原子炉			
	ようにする。	 棟外壁),補助しゃへい,中央制御室しゃへい壁,中央制			
		御室待避所遮蔽及び緊急時対策所遮蔽から構成し、想定す			
		る通常運転時,運転時の異常な過渡変化時,設計基準事故			
		時及び重大事故等時に対し、地震時及び地震後において			

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備	考
	いようにする。	も、発電所周辺の空間線量率の低減及び放射線業務従事者			
	(4) 建屋内の遮蔽設計に当たっては、放射線業務従事者	等の放射線障害防止のために、遮蔽性を維持する設計とす			
	の関係各場所への立入り頻度,滞在時間等を考慮した上	る。			
	で、外部線量当量率が次表の基準を満足するように行	生体遮蔽に開口部又は配管その他の貫通部があるもの			
	う。	にあっては、必要に応じて次の放射線漏えい防止措置を講			
	高放射性物質を内蔵する機器は,原則として区画された	じた設計とするとともに、自重、附加荷重及び熱応力に耐			
	区域に配置し、立入り頻度の高い制御盤等は、低放射線区	える設計とする。			
	域に配置する。	・開口部を設ける場合,人が容易に接近できないような場			
	これらの区分概略を第8.3-1図~第8.3-6図に示す。	所(通路の行き止まり部、高所等)への開口部設置			
		・貫通部に対する遮蔽補強(スリーブと配管との間隙への			
		遮蔽材の充てん等)			
		・線源機器と貫通孔との位置関係により、貫通孔から線源			
		機器が直視できない措置			
		遮蔽設計は,実効線量が1.3mSv/3月間を超えるおそれが			
		ある区域を管理区域としたうえで、日本電気協会「原子力			
		発電所放射線遮へい設計規程(JEAC4615)」の通			
		常運転時の遮蔽設計に基づく設計とする。			
		<中略>			
a. 中央制御室遮蔽	8.3.4 主要設備	2.1 中央制御室及び緊急時対策所の居住性を確保するた			
	8.3.4.5 中央制御室遮蔽	めの防護措置			
	(1) 通常運転時				
チ(1)(v)a①中央制御室遮蔽は,原子炉冷却材喪失等	中央制御室遮蔽は、制御建屋内に設置し、原子炉冷却材	f(1)(v)a①中央制御室は、冷却材喪失等の設計基準	設計及び工事の計画の		
の設計基準事故時に、中央制御室にとどまり必要な操作、	喪失等の設計基準事故時に, 中央制御室内にとどまり必要	事故時に、中央制御室内にとどまり、必要な操作及び措置	チ(1)(v)a①は,設置		
措置を行う運転員が過度の被ばくを受けないよう施設す	な操作, 措置を行う運転員が過度の被ばくを受けないよう	を行う運転員が過度の被ばくを受けないよう施設し, 運転	変更許可申請書(本文		
る。また、運転員の勤務形態を考慮し、事故後 30 日間に	に施設する。また、運転員の勤務形態を考慮し、事故後30	員の勤務形態を考慮し、事故後30日間において、運転員が	(五号))のf(1)(v)a.		
おいて、運転員が中央制御室に入り、とどまっても、中央	日間において,運転員が中央制御室に入り,とどまっても,	中央制御室に入り、とどまっても、中央制御室しゃへい壁	-①を含んでおり整合		
制御室遮蔽を透過する放射線による線量, 中央制御室に侵	中央制御室遮蔽を透過する放射線による線量, 中央制御室	を透過する放射線による線量,中央制御室に侵入した外気	している。		
入した外気による線量及び入退域時の線量が, 中央制御室	に侵入した外気による線量及び入退域時の線量が, 中央制	による線量及び入退域時の線量が, ƒ(1)(v)a②中央制			
換気空調系ƒ(1)(v)a②等の機能とあいまって, 100mSv	御室換気空調系等の機能とあいまって, 「実用発電用原子	御室の気密性並びに中央制御室換気空調系、中央制御室し	設計及び工事の計画の		
を下回るよう設計する。_	炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」及び「実用	ゃへい壁,2次しゃへい壁及び補助しゃへいの機能とあい	チ(1)(v)a②は,設置		
	発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	まって, 「原子力発電所中央制御室の居住性に係る被ばく	変更許可申請書(本文		
	の解釈」に示される 100mSv を下回る遮蔽とする。	評価手法について(内規)」に基づく被ばく評価により,	(五号))のf(1)(v)a.		
		「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則	-②を具体的に記載し		
		等の規定に基づく線量限度等を定める告示」に示される	ており整合している。		

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備	考
		<u>100mSvを下回る設計とする。</u>			
		<中略>			
	8.3.1 概要				
	<中略>				
f(1)(v)a③炉心の著しい損傷が発生した場合におい	中央制御室には、炉心の著しい損傷が発生した場合にお	f(1)(v)a③運転員の被ばくの観点から結果が最も厳	設計及び工事の計画の		
	いても運転員がとどまるために必要な中央制御室遮蔽,中	しくなる重大事故等時においても中央制御室に運転員が	チ(1)(v)a③は,設置		
備として,中央制御室遮蔽を設ける。	央制御室待避所遮蔽を設置する設計とする。	<u>とどまるために必要な設備を施設し、</u> 中央制御室しゃへい	変更許可申請書(本文		
	<中略>	壁を透過する放射線による線量、中央制御室に取り込まれ	(五号)) の f(1) (v)a.		
		た外気による線量及び入退域時の線量が、全面マスク等の	-③と同義であり整合		
		着用及び運転員の交替要員体制を考慮し、その実施のため	している。		
		の体制を整備することで、中央制御室の気密性並びに中央			
		制御室換気空調系,中央制御室待避所加圧空気供給系,中			
		央制御室しゃへい壁,中央制御室待避所遮蔽,2次しゃへ			
		い壁及び補助しゃへいの機能とあいまって,運転員の実効			
		線量が7日間で100mSvを超えない設計とする。			
		<中略>			
	8.3.4 主要設備	2.1 中央制御室及び緊急時対策所の居住性を確保するた			
	8.3.4.6 中央制御室待避所遮蔽	めの防護措置			
		<中略>			
炉心の著しい損傷後の原子炉格納容器フィルタベント	炉心の著しい損傷後の原子炉格納容器フィルタベント	炉心の著しい損傷後の原子炉格納容器フィルタベント			
系を作動させる場合に放出される放射性雲による運転員	系を作動させる場合に放出される放射性雲による運転員	系を作動させる場合に放出される放射性雲通過時に,運転			
D被ばくを低減するため,中央制御室内に中央制御室待避	の被ばくを低減するため、中央制御室内に中央制御室待避	員の被ばくを低減するため、中央制御室内に中央制御室待			
所を設け,中央制御室待避所には,遮蔽設備として,中央	所を設け、中央制御室待避所には、遮蔽設備として、中央	避所を設け、中央制御室待避所には、遮蔽設備として、中			
別御室待避所遮蔽を設ける。_	制御室待避所遮蔽を設ける。中央制御室待避所遮蔽につい	央制御室待避所遮蔽を設ける。中央制御室待避所は、中央			
	ては, 「6.10 制御室」に記載する。	制御室待避所加圧設備(空気ボンベ)で正圧化することに			
		より,放射性物質が中央制御室待避所に流入することを一			
		定時間完全に防ぐことができる設計とする。			
		<中略>			

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性 備 考
[常設重大事故等対処設備]	8.3.3 主要設備の仕様	【放射線管理施設】(要目表)	
	遮蔽設備の主要仕様を第8.3-1表及び第8.3-2表に示	6.3 生体遮蔽装置	
	す。	(4) 中央制御室遮蔽	(v)a6
		名	変 更 後 注
	第8.3-2表 遮蔽設備(重大事故等時)の主要仕様	地上3階	*2\
ƒ(1)(v)a④中央制御室遮蔽	(1) 中央制御室遮蔽 F(1)(v)a@		自然冷却 (SS400)
<u></u>	兼用する設備は以下のとおり。		(#2) XX-(#U
	・中央制御室(通常運転時等)	*3:主要寸法欄は()内に公称値を示す。	
	・中央制御室(重大事故等時)		
チ(1)(v)a. −⑥一式	<u>厚 さ mm以上</u>		
	材 料 普通コンクリート		設計及び工事の計画の
			チ(1)(v)a④は、設置
			変更許可申請書(本文
			(五号))のf(1)(v)a.
			-④と同義であり整合
			している。
			「中央制御室しゃへい
			壁」は、設置変更許可申
			請書(本文(五号))の別
			(1)(v)a⑤を設計及
			び工事の計画の「放射線
			管理施設」のうち「生体
			遮蔽装置」に整理してお
			り整合している。
			設計及び工事の計画の
			チ(1)(v)a⑥は、設置
			変更許可申請書(本文
			(五号))のf(1)(v)a.
			-⑥を具体的に記載し
			ており整合している。
			f(1)(v)a⑥は、設置 変更許可申請書(本文 (五号))のf(1)(v)a. -⑥を具体的に記載し

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	
		【放射線管理施設】 (基本設計方針)		
		2.3 生体遮蔽装置等		
		<中略>		
f(1)(v)a⑦中央制御室遮蔽は、設計基準事故時及び		f(1)(v)a⑦中央制御室しゃへい壁は、設計基準事故	設計及び工事の計画の	
重大事故等時ともに使用する。		対処設備であるとともに、重大事故等時においても使用す	チ(1)(v)a⑦は, 設置	
		<u>る</u> ため, 重大事故等対処設備としての基本方針に示す設計	変更許可申請書(本文	
		方針を適用する。ただし、多様性及び独立性並びに位置的	(五号))のF(1)(v)a.	
		分散を考慮すべき対象の設計基準事故対処設備はないこ	-⑦と同義であり整合	
		とから, 重大事故等対処設備の基本方針のうち「5.1.2 多	している。	
		様性、位置的分散等」に示す設計方針は適用しない。		
		【放射線管理施設】 (要目表)		
中央制御室待避所遮蔽	(2) <u>中央制御室待避所遮蔽</u>	6.3 生体遮蔽装置	(1) (v)a9	
チ(1)(v)a® (「へ(5)(vi) 中央制御室」と兼用)	兼用する設備は以下のとおり。	名 株主 要 寸 法 額 (最小原さ m) 冷 却 方 法 材	,	
£(1) () - (a)	・中央制御室(重大事故等時)	中央制御室 制御 地上3階	主 要 寸 法 冷 却 方 (最 小 厚 さ mm *)	普通コンクリート (密度2.15g/cm ³ 以上)
<u> </u>	<u>厚 さ mm以上</u> ************************************	特趣所連載 建屋		鋼板 (SS400)
	材料 普通コンクリート			
			「中央制御室待避所遮	
			蔽」は、設置変更許可申	
			請書(本文(五号))の所	
			(1)(v)a⑧を設計及	
			び工事の計画の「放射線	
			管理施設」のうち「生体	
			遮蔽装置」に整理してお	
			り整合している。	
			設計及び工事の計画の	
			チ(1)(v)a⑨は、設置	
			変更許可申請書(本文 (五号))のf(1)(v)a.	
			(五号) / の (1) (V) a.] - ⑨ を具体的に記載し	
			ており整合している。	

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備	考
. 緊急時対策所遮蔽	8.3.4 主要設備	【放射線管理施設】(基本設計方針)			
	8.3.4.8 緊急時対策所遮蔽	2.3 生体遮蔽装置等			
	(1) 重大事故等対処設備	<中略>			
重大事故等が発生した場合においても、緊急時対策所で	緊急時対策所遮蔽は、重大事故等が発生した場合におい	中央制御室しゃへい壁,中央制御室待避所遮蔽,緊急時	設計及び工事の計画の		
該重大事故等に対処するために必要な遮蔽設備として,	て,緊急時対策所の気密性,緊急時対策所換気空調系及び	対策所遮蔽,2次しゃへい壁及び補助しゃへいは,「2.1 中	チ(1)(v)b①は,設置		
急時対策所遮蔽を設置する設計とする。	緊急時対策所加圧設備の機能とあいまって,緊急時対策所	央制御室及び緊急時対策所の居住性を確保するための防	変更許可申請書(本文		
緊急時対策所遮蔽は,重大事故等時において,緊急時対	にとどまる要員の実効線量が7日間で 100mSv を超えない	 護措置」に示す <u>居住性に係る判断基準</u> を満足する設計とす	(五号))のF(1)(v)b.		
所の気密性,緊急時対策所換気空調系及び緊急時対策所	<u>設計とする。</u>	る。	-①と同義であり整合		
	- 本設備については,「10.9 緊急時対策所」に記載する。	<中略>	している。		
判断基準である緊急時対策所にとどまる要員の実効線					
:が7日間で100mSv を超えない設計とする。	 10. その他発電用原子炉の附属施設	 2.1 中央制御室及び緊急時対策所の居住性を確保するた			
	 10.9 緊急時対策所	めの防護措置			
	10.9.2 重大事故等時	<中略>			
	10.9.2.2 設計方針	 重大事故等が発生した場合においても,当該事故等に対			
	(1) 居住性を確保するための設備	処するために必要な指示を行う要員がとどまることがで			
	a. 緊急時対策所遮蔽,緊急時対策所換気空調系,緊急時	きるよう、緊急時対策所の居住性を確保するための設備と			
	対策所加圧設備	して、緊急時対策所遮蔽、2次しゃへい壁、補助しゃへい、			
	緊急時対策所遮蔽は、重大事故等が発生した場合におい	緊急時対策所換気空調系,緊急時対策所加圧空気供給系,			
	て、緊急時対策所の気密性、緊急時対策所換気空調系及び	酸素濃度計(緊急時対策所用),二酸化炭素濃度計(緊急			

	にとどまる要員の実効線量が7日間で100mSvを超えない				
	でことよる安良の	生に一ケックノ かべ 下を散りる散出とする。			
	 	<中略>			
	→ 中岬				
		緊急時対策所遮蔽,2次しゃへい壁及び補助しゃへいは,			
		重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所の気密			
		性、緊急時対策所換気空調系及び緊急時対策所例			
		(1)(v)b①加圧空気供給系の機能とあいまって、緊急時			
		対策所にとどまる要員の実効線量が7日間で100mSvを超え			
		ない設計とする。			
		<中略>			
本設備については,「ヌ(3)(vi) 緊急時対策所」に記載			設置変更許可申請書(本		
<u> </u>			文 (五号))「ヌ(3)(vi)		
			緊急時対策所」に示す。		
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·					

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
[常設重大事故等対処設備]	8.3.3 主要設備の仕様			
	遮蔽設備の主要仕様を第8.3-1表及び第8.3-2表に示	【放射線管理施設】(要目表)		
	す。	6.3 生体遮蔽装置		
		(6) 緊急時対策所遊戲	The second second	•
	 第8.3-2表 遮蔽設備(重大事故等時)の主要仕様	変更前 名 株主要寸法済却方法材 種(最小厚さmm) 対対	変更 後 * 注 要 寸 法 冷 却 カ (最 小 厚 さ mm *)	7 法 材 料
		地下2階 0. P. 51500		普通コンクリート (密度2.15g/cm³以上)
緊急時対策所遮蔽	(3) 緊急時対策所遮蔽	聚 2 2 9 地下1階	自然冷却	鋼板 (SS400)
ま(1)(v)b② (「ヌ(3)(vi) 緊急時対策所」と兼用)	兼用する設備は以下のとおり。	所進版		普通コンクリート (密度2.15g/cm³以上)
チ(1) (v)b③一式	・緊急時対策所(重大事故等時)	地上2階 0. P. 69400		
<u> </u>	厚 さ mm以上	注記* : 主要寸法欄は() 内に公称値を示す。		₹(1) (v)b③
	対 料 普通コンクリート		「緊急時対策所遮蔽」は、	
	W		設置変更許可申請書(本文	
			(五号)) における (1)	
			(v)b②を設計及び	
			工事の計画の「放射線管	
			理施設」のうち「生体遮	
			一	
			整合している。	
			設計及び工事の計画の	
			f(1)(v)b③は、設置	
			変更許可申請書(本文	
			(五号))のf(1)(v)b.	
			-③を具体的に記載し	
			ており整合している。	

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備	考
(vi) 換気空調設備	8.2 換気空調設備				
	8.2.1 概要	【放射線管理施設】 (基本設計方針)			
		2. 換気設備, 生体遮蔽装置等			
		2.2 換気設備			
通常運転時,運転時の異常な過渡変化時,設計基準事故	換気空調設備は、建屋内に清浄な空気を供給し建屋内の	通常運転時,運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事	設計及び工事の計画の		
寺及び重大事故等時に発電所従業員に新鮮な空気を送る	空気を加熱あるいは冷却して温度を制御するとともに, こ	<u>故時</u> において,放射線障害を防止するため, <u>発電所従業員</u>	チ(1)(vi)-①は,設置変		
とともに、空気中の放射性物質の除去低減が可能な所	れら供給空気の流れを適切に保ち、建屋内の清浄区域の汚	に新鮮な空気を送るとともに,空気中の放射性物質の除	更許可申請書(本文(五		
1)(vi)-① <mark>換気空調設備を設ける。</mark>	染を防止するために設けるものである。	去・低減が可能なチ(1)(vi)-①換気設備を設ける設計とす	号)) のf(1)(vi)-①と		
	換気空調設備は,原子炉建屋原子炉棟(以下 8. では「原	<u>3.</u>	同義であり整合してい		
	子炉棟」という。) 換気空調系, タービン建屋換気空調系,	<中略>	る。		
	中央制御室換気空調系,廃棄物処理区域換気空調系等から				
	構成し、それぞれ独立な系統とする。	2.2.1 中央制御室換気空調系			
	これらの各系統には必要に応じてフィルタ,加熱コイ	<中略>			
	ル、冷却コイル等を設ける。	中央制御室外の火災等により発生する燃焼ガス,ばい			
	また、ドライウェル内にはドライウェル内ガス冷却装置	煙、有毒ガス及び降下火砕物に対し、中央制御室換気空調			
	を設ける。	系の外気取入れを手動で遮断し、事故時運転モードに切替			
	<中略>	えることが可能な設計とする。			
		中央制御室換気空調系は,通常のラインの他,高性能エ			
	8.2.4 主要設備	アフィルタ及びチャコールエアフィルタを内蔵した中央			
	運転員等が滞在する中央制御室、廃棄物処理系制御室	制御室再循環フィルタ装置並びに中央制御室再循環送風			
	は,換気空調系により,約21℃~26℃に温度調節する。そ	機からなる非常用ラインを設け、設計基準事故時及び重大			
	の他の一般区域は、約 10 $^{\circ}$ $^{\circ}$ $^{\circ}$ とするが特にその必要が	事故等時には、中央制御室換気空調系の中央制御室外気取			
	ない区域は、必ずしも上記温度に保たない場合もある。	入ダンパ(前),(後)(V30-D303, D304),中央制御室少量			
	換気回数は、運転員等が滞在する中央制御室、廃棄物処	外気取入ダンパ (A), (B) (V30-D301A, B) 及び中央制御室			
	理系制御室は 10 回/h 以上, その他の区域は 0.3~5回/h	排風機 (A), (B) 出口ダンパ (V30-D305A, B) を閉とする			
	の換気回数を確保する。	ことにより外気との連絡口を遮断し、中央制御室再循環フ			
		ィルタ装置入口ダンパ (A), (B) (V30-D302A, B) を開とす			
		ることにより中央制御室再循環フィルタ装置を通る事故			
		時運転モードとし、放射性物質を含む外気が中央制御室に			
		直接流入することを防ぐことができ、運転員を被ばくから			
		防護する設計とする。外部との遮断が長期にわたり、室内			
		の雰囲気が悪くなった場合には、外気を中央制御室再循環			
		フィルタ装置で浄化しながら取り入れることも可能な設			
		計とする。			
		<中略>			

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備	考
	8.2.1 概要	2.1 中央制御室及び緊急時対策所の居住性を確保するた			
	<中略>	めの防護措置			
		<中略>			
チ(1)(vi)-②中央制御室には、炉心の著しい損傷が発生	中央制御室には,炉心の著しい損傷が発生した場合にお	f(1)(vi)-②運転員の被ばくの観点から結果が最も厳し	設計及び工事の計画の		
した場合においても運転員がとどまるために必要な重大	いても運転員がとどまるために必要な重大事故等対処設	くなる重大事故等時においても中央制御室に運転員がと	チ(1)(vi)-②は、設置変		
事故等対処設備を設置及び保管する。	備を設置及び保管する。	<u>どまるために必要な設備を施設</u> し、中央制御室しゃへい壁	更許可申請書(本文(五		
	<中略>	を透過する放射線による線量,中央制御室に取り込まれた	号)) のf(1)(vi)-②を		
		外気による線量及び入退域時の線量が、全面マスク等の着	具体的に記載しており		
		用及び運転員の交替要員体制を考慮し、その実施のための	整合している。		
		体制を整備することで、中央制御室の気密性並びに中央制			
		御室換気空調系,中央制御室待避所加圧空気供給系,中央			
		制御室しゃへい壁,中央制御室待避所遮蔽,2次しゃへい			
		壁及び補助しゃへいの機能とあいまって,運転員の実効線			
		量が 7 日間で 100mSv を超えない設計とする。炉心の著し			
		い損傷が発生した場合における居住性に係る被ばく評価			
		では、設計基準事故時の手法を参考にするとともに、炉心			
		の著しい損傷が発生した場合に放出される放射性物質の			
		種類、全交流動力電源喪失時の中央制御室換気空調系の起			
		動遅れ等,炉心の著しい損傷が発生した場合の評価条件を			
		適切に考慮する。			
		<中略>			
a. 原子炉建屋原子炉棟換気空調系及びタービン建屋換気	8.2.4 主要設備	2.2.3 原子炉建屋原子炉棟換気空調系			
空調系	(1) 原子炉棟換気空調系				
原子炉建屋原子炉棟換気空調系及びタービン建屋換気	原子炉棟換気空調系は、給気ファン、排気ファン、フィ	原子炉建屋原子炉棟換気空調系は,原子炉棟送風機,原	設計及び工事の計画の		
空調系は、 $f(1)(vi)a①$ それぞれ原子炉建屋及びタービ	ルタ等で構成する。	子炉棟排風機等で構成し,原子炉建屋原子炉棟団	チ(1)(vi)a①は,設置		
ン建屋に外気を供給し、その排気をフィルタを通して排気	原子炉棟換気空調系系統概要図を第8.2-1 図に示す。	(1)(vi)a①の換気を行う。汚染の可能性のある区域は,	変更許可申請書(本文		
筒から大気へ放出する。	汚染の可能性のある区域は、給・排気量を適切に設定す	給・排気量を適切に設定することによって、清浄区域より	(五号)) のf(1)(vi)a.		
	ることによって、清浄区域より負圧に保つ。	負圧に保つ。 <u>供給された空気は,フィルタを通した後,</u> 排	-①と同義であり整合		
	棟内に供給された空気は、フィルタを通した後、排気フ	風機により排気筒から放出する。	している。		
	ァンにより排気筒から大気に放出する。	給気及び排気ダクトには、それぞれ2個の空気作動の隔			
	給気及び排気ダクトには、それぞれ2個の空気作動の隔	離弁を設け、排気ダクトの放射能レベルが高くなった場合			
	離弁を設け、排気ダクトの放射能レベルが高くなった場合	等に自動閉鎖し、本換気空調系から非常用ガス処理系に切			
	自動閉鎖し、本換気空調系から非常用ガス処理系に切り換	り換わることで放射性ガスの放出を防ぐ設計とする。			
	えて、放射性ガスの放出を防ぐ。				

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性		考
PARTICIPATION OF THE VIDE VIDE VIDE VIDE VIDE VIDE VIDE VID	また、非常用炉心冷却系の各ポンプ室、残留熱除去系ポ	Escription From 1 1 2		VII4	
	ンプ室,原子炉隔離時冷却系ポンプ室等非常時に作動を要				
	求される機器の設置される部屋は、外部電源喪失時に非常				
	用電源から供給を受ける空気冷却装置で冷却除熱する。				
	(2) タービン建屋換気空調系	2.2.4 タービン建屋換気空調系			
	タービン建屋換気空調系は,建屋内の空気の流れを適正	タービン建屋換気空調系はタービン建屋送風機, タービ			
	に保ち、清浄区域の汚染を防止する。換気空調系は給気フ	ン建屋排風機等から構成され,f(1)(vi)a①建屋内の空			
	ァン、排気ファン、フィルタ等で構成する。	<u>気の流れを適正に保ち</u> ,清浄区域の汚染を防止する。			
	タービン建屋換気空調系系統概要図を第 8.2-2 図に示	建屋内に供給された空気は、フィルタを通した後、排風			
	す。	機により排気筒から放出する設計とする。			
	建屋内に供給された空気は、フィルタを通した後、排気				
	ファンにより <u>排気筒から</u> 大気に <u>放出する</u> 。				
b. 中央制御室換気空調系	(3) 中央制御室換気空調系	2.2.1 中央制御室換気空調系			
f(1)(vi)b①中央制御室等の換気及び冷暖房を行うた	中央制御室換気空調系の系統概要図を第 8.2-3 図に示	チ(1)(vi)b①中央制御室の換気及び冷暖房は,中央制	設計及び工事の計画の		
めの中央制御室換気空調系を設ける。	す。	――――――――――――――――――――――――――――――――――――	f(1)(vi)b①は,設置		
	中央制御室換気空調系は、設計基準事故時に放射線業務	再循環送風機,中央制御室排風機等から構成する中央制御	変更許可申請書(本文		
	従事者等を内部被ばくから防護し、必要な運転操作を継続	室換気空調系により行う。	(五号)) のf(1)(vi)b.		
	することができるようにするため、他の換気系とは独立に	<中略>	-①と同義であり整合		
中央制御室換気空調系には、通常のラインの他、高性能	して、外気との連絡口を遮断し、高性能エアフィルタ及び	中央制御室換気空調系は、通常のラインの他、高性能工	している。		
エアフィルタ及びチャコールエアフィルタを内蔵した中	<u>チャコールエアフィルタを内蔵した中央制御室再循環フ</u>	アフィルタ及びチャコールエアフィルタを内蔵した中央			
央制御室再循環フィルタ装置並びに中央制御室再循環送	<u>ィルタ装置を通して再循環することができ</u> ,また,必要に	制御室再循環フィルタ装置並びに中央制御室再循環送風			
風機からなる非常用ラインを設け、設計基準事故時には外	応じて外気を中央制御室再循環フィルタ装置を通して取	機からなる非常用ラインを設け、設計基準事故時及び重大			
気との連絡口を遮断し、中央制御室再循環フィルタ装置を	り入れることができる設計とする。	事故等時には, 中央制御室換気空調系の中央制御室外気取			
通る事故時運転モードとし、運転員を放射線被ばくから防	炉心の著しい損傷が発生した場合においても, 中央制御	入ダンパ(前),(後)(V30-D303, D304),中央制御室少量			
護する設計とする。外部との遮断が長期にわたり、室内の	室に運転員がとどまるために必要な換気空調設備として,	外気取入ダンパ (A), (B) (V30-D301A,B) 及び中央制御室			
雰囲気が悪くなった場合には、外気を中央制御室再循環フ	中央制御室換気空調系を設ける。本設備については,「6.10	排風機 (A), (B) 出口ダンパ (V30-D305A,B) を閉とする			
<u>ィルタ装置で浄化しながら取り入れることも可能な設計</u>	制御室」に記載する。	ことにより外気との連絡口を遮断し、中央制御室再循環フ			
<u>とする。</u>		<u>ィルタ装置入口ダンパ(A),(B)(V30-D302A,B)を開とす</u>			
		ることにより中央制御室再循環フィルタ装置を通る事故			
		時運転モードとし、放射性物質を含む外気が中央制御室に			
		直接流入することを防ぐことができ、運転員を被ばくから			
		防護する設計とする。外部との遮断が長期にわたり,室内			
		の雰囲気が悪くなった場合には、外気を中央制御室再循環			

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備	考
		フィルタ装置で浄化しながら取り入れることも可能な設			
		<u>計とする。</u>			
		<中略>			
中央制御室外の火災等により発生する燃焼ガス, ばい		中央制御室外の火災等により発生する燃焼ガス, ばい			
煙、有毒ガス及び降下火砕物に対し、中央制御室換気空調		煙、有毒ガス及び降下火砕物に対し、中央制御室換気空調			
系の外気取入れを手動で遮断し,事故時運転モードに切り		系の外気取入れを手動で遮断し、事故時運転モードに切替			
替えることが可能な設計とする。		えることが可能な設計とする。			
	(5) 廃棄物処理区域換気空調系	2.2.5 原子炉建屋廃棄物処理区域換気空調系			
	廃棄物処理区域換気空調系は,建屋内の空気の流れを適	原子炉建屋廃棄物処理区域換気空調系は,廃棄物処理区			
	正に保ち、清浄区域の汚染を防止する。換気空調系は、給	域送風機,廃棄物処理区域排風機等で構成され,建屋内の			
	気ファン、排気ファン、フィルタ等で構成する。	空気の流れを適正に保ち、清浄区域の汚染を防止する。			
	廃棄物処理区域換気空調系の系統概要図を第 8.2-4 図				
	に示す。				
	廃棄物処理区域内に供給された空気は、フィルタを通し	廃棄物処理区域内に供給された空気は、フィルタを通し			
	た後、排気ファンにより排気筒から大気に放出する。	た後、排風機により排気筒から大気に放出する設計とす			
		る。			
		【原子炉格納施設】(基本設計方針)			
		1. 原子炉格納容器			
		1.1 原子炉格納容器本体等			
	(6) ドライウェル内ガス冷却装置	<中略>			
	ドライウェル内ガス冷却装置は,通常運転中ドライウェ	原子炉格納容器にはドライウェル内のガスを循環冷却			
	 ル内のガスを循環冷却するためのもので,ファン及び冷却	 するための設備として,冷却装置及び送風機からなるドラ			
	 装置を設け,通常運転中のドライウェル内の温度を約57℃	 イウェル冷却系(個数 4(予備 2))を設ける設計とする。			
	に維持する。	<中略>			
	なお,本系統の電源は,外部電源喪失時に非常用電源に				
	切替えられる。				
		【放射線管理施設】(基本設計方針)			
		2.2.6 制御建屋換気系			
		制御建屋換気系は, C/B 汚染区域送風機 (第1号機設備,			
		第 1, 2 号機共用), C/B 汚染区域排風機(第 1 号機設備,			
		第 1, 2 号機共用)等で構成する。			
		214 - 7 DAY (141) 4 Z HIANA 1 W 0			

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
		制御建屋内に供給された空気は、フィルタを通した後、		
		排風機により排気筒から大気に放出する設計とする。		
	(7) 焼却炉建屋換気空調系(1号及び2号炉共用, 既設)	2.2.7 焼却炉建屋換気空調系		
	焼却炉建屋換気空調系は、給気ファン、排気ファン、フ	焼却炉建屋換気空調系は,焼却炉建屋給気ファン(第 1		
	ィルタ等で構成する。	号機設備,第 1,2,3 号機共用),焼却炉建屋排気ファン		
	建屋内に供給された空気は、フィルタを通した後、排気	(第1号機設備,第1,2,3号機共用)等で構成する。		
	ファンにより焼却炉建屋排気口から放出する。	焼却炉建屋内に供給された空気は、フィルタを通した		
	焼却炉建屋換気空調系の系統概要図を第 8.2-5 図に示	後、排気ファンにより焼却炉建屋排気口から大気に放出す		
	す。	る設計とする。		
	(8) サイトバンカ建屋換気空調系(1号及び2号炉共用)			
	サイトバンカ建屋換気空調系は、給気ファン、排気ファ	2.2.8 サイトバンカ建屋換気空調系		
	ン、フィルタ等で構成する。	サイトバンカ建屋換気系は、サイトバンカ建屋送風機		
		(第 1 号機設備, 第 1, 2, 3 号機共用), サイトバンカ建		
		屋排風機(第1号機設備,第1,2,3号機共用)等で構成		
	建屋内に供給された空気は、フィルタを通した後、排気	する。		
	ファンによりサイトバンカ建屋排気口から放出する。	サイトバンカ建屋内に供給された空気は、フィルタを通		
	サイトバンカ建屋換気空調系の系統概要図を第 8.2-6	した後、排風機によりサイトバンカ建屋排気口から大気に		
	図に示す。	放出する設計とする。		
	6. 計測制御系統施設			
	6.10 制御室			
	6.10.2 重大事故等時			
	6.10.2.2 設計方針			
	(1) 居住性を確保するための設備			
	a. 換気空調設備及び遮蔽設備	2.2.1 中央制御室換気空調系		
	<中略>	<中略>		
f(1)(vi)b②炉心の著しい損傷が発生した場合におい	中央制御室換気空調系は, 重大事故等時に炉心の著しい	中央制御室換気空調系は,通常のラインの他,高性能工	設計及び工事の計画の	
て、中央制御室換気空調系は、高性能エアフィルタ及びチ	損傷が発生した場合において高性能エアフィルタ及びチ	アフィルタ及びチャコールエアフィルタを内蔵した中央	チ(1)(vi)b②は,設置	
<u>ャコールエアフィルタを内蔵した中央制御室再循環フィ</u>	ャコールエアフィルタを内蔵した中央制御室再循環フィ	制御室再循環フィルタ装置並びに中央制御室再循環送風	変更許可申請書(本文	
ルタ装置並びに中央制御室再循環送風機からなる非常用	ルタ装置並びに中央制御室再循環送風機からなる非常用	機からなる非常用ラインを設け、設計基準事故時及び	(五号)) のf(1)(vi)b.	
ラインを設ける。	ラインを設け,外気との連絡口を遮断し,中央制御室再循	(1)(vi)b② <u>重大事故等時には</u> ,中央制御室換気空調系の	-②を含んでおり整合	
	環フィルタ装置を通る事故時運転モードとすることによ	中央制御室外気取入ダンパ(前),(後)(V30-D303, D304),	している。	
	り、放射性物質を含む外気が中央制御室に直接流入するこ	中央制御室少量外気取入ダンパ (A), (B) (V30-D301A, B)		
	とを防ぐことができる設計とする。	及び中央制御室排風機 (A), (B) 出口ダンパ (V30-D305A, B)		

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備	考
	<中略>	を閉とすることにより外気との連絡口を遮断し、中央制御			
		室再循環フィルタ装置入口ダンパ(A),(B)(V30-D302A,B)			
		を開とすることにより中央制御室再循環フィルタ装置を			
		通る事故時運転モードとし, 放射性物質を含む外気が中央			
		制御室に直接流入することを防ぐことができ、運転員を被			
		ばくから防護する設計とする。外部との遮断が長期にわた			
		り、室内の雰囲気が悪くなった場合には、外気を中央制御			
		室再循環フィルタ装置で浄化しながら取り入れることも			
		可能な設計とする。			
		中央制御室換気空調系は、地震時及び地震後において			
		も,中央制御室の気密性とあいまって,設計上の空気の流			
		入率を維持でき,「2.1 中央制御室及び緊急時対策所の居			
		住性を確保するための防護措置」に示す居住性に係る判断			
		基準を満足する設計とする。			
		中央制御室送風機,中央制御室排風機,中央制御室再循			
		環送風機及び中央制御室再循環フィルタ装置は、設計基準			
		事故対処設備であるとともに、重大事故等時においても使			
		用するため、重大事故等対処設備としての基本方針に示す			
		設計方針を適用する。ただし、多様性及び独立性並びに位			
		置的分散を考慮すべき対象の設計基準事故対処設備はな			
		いことから, 重大事故等対処設備の基本方針のうち「5.1.2			
		多様性,位置的分散等」に示す設計方針は適用しない。			
		<中略>			
		【放射線管理施設】(要目表)			
[常設重大事故等対処設備]	8.2.3 主要設備の仕様	6.2 <u>換気設備</u> (中央制御室, 緊急時制御室及び緊急時対			
[市权里八争以寺州及政师]	0.2.3 王安成備の日禄 換気空調設備の主要機器仕様を第 8.2-1 表, 第 8.2-2				
	表及び第8.2-3表に示す。	射性物質により汚染された空気による放射線障害を防			
	衣及い弟 6.2-3 衣に小り。	上する目的で給気又は排気設備として設置するもの。一			
	第8.2-1表 換気空調設備の主要機器仕様	時的に設置する可搬型のものを除く。)	文(五号))における所		
		一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一			
	(3) 中央制御室換気空調系	691 市中知知安協戶亦無交	(1)(vi)-③を設計及び エ東の計画の「お射線管		
<u>中央制御室送風機</u> (5) (ri) 中央制御家」と兼田)	a. <u>中央制御室送風機</u>	6.2.1 中央制御室換気空調系	工事の計画の「放射線管		
チ(1) (vi) -③ (「へ(5) (vi) 中央制御室」と兼用) チ(1) (vi) の会数。1 (子借1)	△ 粉· 1 (ヱ/⊭·1)		理施設」のうち「換気設備」に敷理しており敷合		
チ(1)(vi)-④台数 1 (予備1)	台 数 1 (予備1)		備」に整理しており整合		
<u>容量</u> 約 80,000m ³ /h	<u>容 量 約80,000m³/h</u>		している。		

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	
		(4) 送風機 (常設)		
		変更前 変更後 名 称 中央制御室送風機 変更なし	設計及び工事の計画の	
		種類 一 遠心式	チ(1)(vi)-④は,設置変	
		容 量 m³/h/個 以上*1 (■*2) 吸 込 口 径 mm 1121*1.*2	更許可申請書(本文(五	
		主 吐 出 口 径 mm 1178×848*1.*2	号)) のf(1)(vi)-④と	
		要 寸 法 横 mm 2090*1.*2 160*1.*2	同義であり整合してい	
		送 高 さ mm 2040*1.*2 チ(1)(vi)-④ 数 - 2	る。	
		M		
		様		
		行 簡 歌 所 一 間 明 御 発 日 0.P.1.50m		
		溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号 C-B2F-1 C-B2F-2		
		溢水防護上の - 床上 床上 0.00m 0.00m 配慮が必要な高さ 以上 以上		
		種 類 — 誘導電動機*1 原 出 力 kW/個 ■*1.*2 変更なし		
		- 数 — 2*1		
		取付箇所 一送風機と同じ*1 送風機と同じ 設計上の空気の流入率 回/h 1.0*1 変更なし		
		注記*1 : 既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、設計図書による。 *2 : 公称値を示す。		
		【放射線管理施設】 (要目表)		
		6.2 換気設備(中央制御室,緊急時制御室及び緊急時対	†	
		策所に設置するもの(非常用のものに限る。) 並びに放	ζ .	
		射性物質により汚染された空気による放射線障害を防	j	
		止する目的で給気又は排気設備として設置するもの。-	_	
		時的に設置する可搬型のものを除く。)		

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
队已及入时 打下明日 (个人(五万))	的巨交叉用: 1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.	(5) 排風機 (常設)	TE 11 17	viii ··· J
中央制御室排風機	b. 中央制御室排風機	変 更 前 変 更 後	「中央制御室排風機」は、	
チ(1)(vi)-⑤ (「へ(5)(vi) 中央制御室」と兼用)		名 称 中央制御室排風機 変更なし 種 類 一 遠心式	設置変更許可申請書(本	
	4	容 量 m²/h/個 以上*1 (*2)		
ƒ(1)(vi)−⑥ 台数 1 (予備1)	<u>台 数 1 (予備1)</u>	吸 込 口 径 mm 453.6*1.*2	文 (五号)) における [1]	
<u>容量 約 5,000m³/h</u>	<u>容 量 約5,000m³/h</u>	主 吐 出 口径 mm 427×337*1.*2 要 た て mm 912*1.*2 法 権 mm 880*1.*2	(1)(vi)-⑤を設計及び	
			工事の計画の「放射線管	
		# 高 さ mm 930*1.*2 変更なし 個 数 — 2	理施設」のうち「換気設	
		Mag	備」に整理しており整合	
		機	している。	
		換気空調系 換気空調系 *1		
		付 設 置 床 一 制御建屋 O.P.1.50m	設計及び工事の計画の	
		溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号	f(1)(vi)-⑥は,設置変	
		溢 水 防 護 上 の - 0.00m 0.00m 0.00m 以上 以上 以上	更許可申請書(本文(五	
		種類 一 誘導電動機*1		
		原 出 力 kW/個 *1.*2 変更なし 機 個 数 — 2*1	号)) の f(1) (vi) - ⑥ と	
		取 付 箇 所 — 排風機と同じ*1 排風機と同じ	同義であり整合してい	
		設計上の空気の流入率 回/h 1.0*1 変更なし 注記*1:既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、設計図書による。	る。	
		*2 : 公称値を示す。		
	1		1	

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性		考
中央制御室再循環送風機 F(1)(vi)-③ (「へ(5)(vi)…中央制御室」と兼用)… F(1)(vi)-③ 台数 1(予備1) 容量 約8,000m³/h	c. 中央制御室再循環送風機 台数 1(予備1). 容 量 約8,000m³√h	放射線管理施設	「中央制御室再循環送風機」は、設置変更許可申請書(本文(五号))におけるf(1)(vi)-⑦を設計及び工事の計画の「放射線管理施設」のうち「換気設備」に整理しており整合している。 設計及び工事の計画のf(1)(vi)-⑧は、設置変更許可申請書(本文(五号))のf(1)(vi)-⑧と同義であり整合している。	1/)用	与

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備	 考
	WIEDOZANI WYMAE (WWW. 1990) WYMAE WY	【放射線管理施設】(要目表)	「中央制御室再循環フィ	V113	
		6.2 換気設備(中央制御室,緊急時制御室及び緊急時対	ルタ装置」は、設置変更		
		策所に設置するもの(非常用のものに限る。)並びに放	許可申請書(本文(五号))		
		射性物質により汚染された空気による放射線障害を防	におけるチ(1) (vi)-⑨を		
		止する目的で給気又は排気設備として設置するもの。一	設計及び工事の計画の		
		時的に設置する可搬型のものを除く。)	「放射線管理施設」のう		
		(6) フィルター (常設) 変 更 前 変更後	ち「換気設備」に整理し		
中央制御室再循環フィルタ装置	d. 中央制御室再循環フィルタ装置	名	ており整合している。		
f(1)(vi)-⑨ (「へ(5)(vi) 中央制御室」と兼用)		#2 チ(1) (vi) - ① 高性能エアフィルタ チャコール エアフィルタ キュール キュール キュール キュール カール キュール キュール カール キュール カール カール カール カール カール カール カール カール カール カ			
チ(1) (vi) -⑩ 基数 <u>1</u>	<u>基 数 1</u>	単 体 % 99.97以上 (相対温度 70%以下 において)	設計及び工事の計画の		
	処理容量 約8,000m³/h	カ *2 *2 *90以上	チ(1)(vi)-⑩は,設置変		
	チャコールエアフィルタヘ゛ット゛厚さ 約5cm	(0.3年間和士に対 において) して) において)	更許可申請書(本文(五		
f(1)(vi)-⑩粒子除去効率 99.9%以上(直径 0.5μm以	粒子除去効率 99.9%以上(直径 0.5μm以上の粒子)	吸 込 口 径 mm 650×2*2*3 吐 出 口 径 mm 800×400*2.*3	号)) のf(1)(vi)-⑩と		
上の粒子)_		要 た て mm 2200*2,*3	同義であり整合してい		
f(1)(vi)-⑫系統よう素除去効率 90%以上(相対湿度	系統よう素除去効率 90%以上 (相対湿度 70%以下に	法 横 mm 6900*2.*3 高 さ mm 1700*2.*3	る。		
70%以下において)	<u>おいて)</u>	個 数 一 1*2			
		チ(1)(vi)ー⑩ 名 中央制御室再循環フィルタ装置 中央制御室換気空調系 *2	設計及び工事の計画の		
		取 付 付 箇 箇 0.P.1.50m	チ(1)(vi)-⑪は, 設置変		
		所 溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号 C-B2F-1	更許可申請書(本文(五		
		溢水防護上の 配慮が必要な高さ 注記*1:記載の適正化を行う。既工事計画書には「中央制御室再循環フィルタ」と記載。	号)) のf(1)(vi)-⑪と		
		*2:既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は設計図書による。 *3:公称値を示す。	同義であり整合してい		
			る。		
			設計及び工事の計画の		
			チ(1)(vi)-⑫は, 設置変		
			更許可申請書(本文(五		
			号)) のf(1)(vi)-⑫と		
			同義であり整合してい		
			る。		

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備	考
c. 中央制御室待避所加圧設備(空気ボンベ)	6. 計測制御系統施設	【放射線管理施設】 (基本設計方針)			
	6.10 制御室	2. 換気設備, 生体遮蔽装置等			
	6.10.2 重大事故等時	2.1 中央制御室及び緊急時対策所の居住性を確保するた			
	6.10.2.2 設計方針	めの防護措置			
	(1) 居住性を確保するための設備	<中略>			
	a. 換気空調設備及び遮蔽設備				
	<中略>				
チ(1)(vi)c①炉心の著しい損傷後の原子炉格納容器フ	また, <u>炉心の著しい損傷後の原子炉格納容器フィルタベ</u>	チ(1)(vi)c①炉心の著しい損傷後の原子炉格納容器フ	設計及び工事の計画の		
<u>イルタベント系を作動させる場合に放出される放射性雲</u>	ント系を作動させる場合に放出される放射性雲通過時に	<u>ィルタベント系を作動させる場合に放出される放射性雲</u>	チ(1)(vi)c①は, 設置		
による運転員の被ばくを低減するため、中央制御室待避所	おいて,中央制御室待避所を中央制御室待避所加圧設備	通過時に,運転員の被ばくを低減するため,中央制御室内	変更許可申請書(本文		
を正圧化し,放射性物質が中央制御室待避所に流入するこ	(空気ボンベ) で正圧化することにより, 放射性物質が中	に中央制御室待避所を設け、中央制御室待避所には、遮蔽	(五号)) のf(1)(vi)c.		
とを一定時間完全に防ぐために必要な換気空調設備とし	央制御室待避所に流入することを一定時間完全に防ぐこ	設備として、中央制御室待避所遮蔽を設ける。中央制御室	-①と同義であり整合		
て、中央制御室待避所加圧設備(空気ボンベ)を設ける。	とができる設計とする。	待避所は、中央制御室待避所加圧設備(空気ボンベ)で正	している。		
	中央制御室遮蔽及び中央制御室待避所遮蔽は,運転員の	圧化することにより、放射性物質が中央制御室待避所に流			
	被ばくの観点から結果が最も厳しくなる重大事故等時に	入することを一定時間完全に防ぐことができる設計とす			
	おいて、中央制御室換気空調系及び中央制御室待避所加圧	<u>5</u>			
	設備(空気ボンベ)の機能とあいまって、運転員の実効線	<中略>			
	量が7日間で100mSv を超えない設計とする。				
	<中略>				
	8. 放射線管理施設				
	8.2 換気空調設備				
	8.2.4 主要設備				
	(4) 中央制御室待避所加圧設備(空気ボンベ)				
	炉心の著しい損傷後の原子炉格納容器フィルタベント				
	系を作動させる場合に放出される放射性雲による運転員				
	の被ばくを低減するため、中央制御室待避所を正圧化し、				
	放射性物質が中央制御室待避所に流入することを一定時				
	間完全に防ぐために必要な換気空調設備として、中央制御				
	室待避所加圧設備(空気ボンベ)を設ける。本設備につい				
	ては,「6.10 制御室」に記載する。				

겠므亦ᄑᆉ가ᆦᆉ <i>(</i> ᆉᆉ(ᆍᄆ)	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	ココロマドア 中の コニー オル 中西	市 人 山	/#:	-lv.
設置変更許可申請書(本文(五号)) [常設重大事故等対処設備]	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項 8.2.3 主要設備の仕様	設計及び工事の計画 該当事項 【 <u>放射線管理施設</u> 】 (基本設計方針)	整合性		考
[市政里八争政分为及政师]	換気空調設備の主要機器仕様を第 8.2-1 表, 第 8.2-2				
	表及び第8.2-3表に示す。	2.1 中央制御室及び緊急時対策所の居住性を確保するた			
	秋及∪Я 6.2 3 秋にバッ。	めの防護措置			
	第00 9ま 協与売調売供(舌十事が禁止) (労乳) の主				
	第8.2-2表 換気空調設備(重大事故等時)(常設)の主要機器仕様				
		✓ HIMA >			
*c=1	(2) 中央制御室待避所	<中略>			
差圧計	a. <u>差圧計</u>	<u>差圧計</u> (中央制御室待避所用)(<u>個数1</u> , 計測範囲0~			
f(1)(vi)c② (「へ(5)(vi) 中央制御室」と兼用)	兼用する設備は以下のとおり。	200Pa) により、中央制御室待避所と中央制御室との間が			
Park Control of the C	・中央制御室(重大事故等時)	正圧化に必要な差圧が確保できていることを把握できる			
<u>個数 1</u>	<u>台数 1</u>	設計とする。	を設計及び工事の計画		
	測定範囲 O ~200Pa	<中略>	の「放射線管理施設」の		
			うち「基本設計方針」に		
			整理しており整合して		
			いる。		

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備	考
[可搬型重大事故等対処設備]	第 8.2-3 表 換気空調設備(重大事故等時) (可搬型)	【放射線管理施設】(要目表)			
	の主要機器仕様	6.2 換気設備(中央制御室,緊急時制御室及び緊急時対			
中央制御室待避所加圧設備(空気ボンベ)	(1) 中央制御室待避所加圧設備(空気ボンベ)	策所に設置するもの(非常用のものに限る。) 並びに放			
チ(1)(vi)c③ (「へ(5)(vi) 中央制御室」と兼用)	兼用する設備は以下のとおり。	射性物質により汚染された空気による放射線障害を防	「中央制御室待避所加圧		
	· <u>中央制御室(重大事故等時)</u>	止する目的で給気又は排気設備として設置するもの。一	設備(空気ボンベ)」は、		
ƒ(1)(vi)c④本数 <u>40(予備40)</u>	<u>本数40(予備40)</u>	時的に設置する可搬型のものを除く。)	設置変更許可申請書(本		
容量 f(1)(vi)c⑤約47L(1本当たり)	<u>容 量 約47L(1本当たり)</u>	6.2.3 中央制御室待避所加圧空気供給系 (1) 容器 (可搬型)	文 (五号)) における (1)		
チ(1)(vi)c⑥充填圧力 約 19.6MPa [gage]	<u> 充填圧力 約19.6MPa [gage]</u>	変 更 前 変 更 後	(vi)c③を設計及び工		
		名	事の計画の「放射線管理		
		種 類 一 維目無し高圧ガス容器 容 量 L/個 46.7以上(46.7*1)	施設」のうち「換気設備」		
		容 量 L/個 46.7以上(46.7*1) 最 高 使 用 上 上 19.6	に整理しており整合し		
		₹(1) (vi) c -6	ている。		
		For a control of the control of			
		寸 胴 部 厚 さ mm — (【■*1)	設計及び工事の計画の計		
		法 底 部 厚 さ mm □ (□*1) 材 料 ー クロムモリブデン銅	(1)(vi)c④は,設置変		
		個数	更許可申請書(本文(五		
		保管場所: 	号))のf(1)(vi)c④と		
		取付簡所:	同義であり整合してい		
		注記 *1:公称値を示す。	る。		
		は記 *1:公が担を小す。 *2: 重大事故等時における使用時の値を示す。			
			設計及び工事の計画の		
			チ(1)(vi)c⑤は、設置		
			変更許可申請書(本文		
			(五号)) のF(1)(vi)c.		
			-⑤を詳細に記載して		
			おり整合している。		
			設計及び工事の計画の計		
			(1)(vi)c⑥は,設置変		
			更許可申請書(本文(五		
			号))のf(1)(vi)c⑥と		
			同義であり整合してい		
			る。		

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備	考
d. 緊急時対策所換気空調系及び緊急時対策所加圧設備	8.2.4 主要設備	【放射線管理施設】(基本設計方針)			
	(9) 緊急時対策所換気空調系及び緊急時対策所加圧設備	2. 換気設備, 生体遮蔽装置等			
		2.1 中央制御室及び緊急時対策所の居住性を確保するた			
		めの防護措置			
		<中略>			
チ(1)(vi)d① 緊急時対策所の緊急時対策所換気空調系	緊急時対策所換気空調系及び緊急時対策所加圧設備は、	チ(1)(vi)d① 緊急時対策所換気空調系である緊急時	設計及び工事の計画の		
及び緊急時対策所加圧設備は, 重大事故等時において, 緊	重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所の気密	対策所非常用送風機は,非常用給排気配管を介して緊急時	チ(1)(vi)d①は、設置		
急時対策所内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又	性及び緊急時対策所遮蔽の機能とあいまって、緊急時対策	対策所を含む緊急時対策建屋地下階を正圧化し、放射性物	変更許可申請書(本文		
は防止するため適切な換気設計を行い、緊急時対策所の気	所にとどまる要員の実効線量が7日間で 100mSv を超えな	質の侵入を低減できる設計とする。また、緊急時対策所加	(五号)) のf(1)(vi)d.		
密性及び緊急時対策所遮蔽の性能とあいまって, 居住性に	い設計とする。	圧空気供給系は、放射性雲通過時において、緊急時対策所	-①と文章表現は異な		
係る判断基準である緊急時対策所にとどまる要員の実効	緊急時対策所の緊急時対策所換気空調系及び緊急時対	等を正圧化し、希ガスを含む放射性物質の侵入を防止でき	るが,内容に相違はない		
線量が7日間で100mSv を超えない設計とする。	策所加圧設備として,緊急時対策所非常用送風機,緊急時	る設計とする。	ため整合している。		
なお、緊急時対策所換気空調系及び緊急時対策所加圧設	対策所非常用フィルタ装置及び差圧計を設置するととも	差圧計(緊急時対策所用)(個数1,計測範囲-100~500Pa)			
備の設計にあたっては、緊急時対策所の建物の気密性に対	に、緊急時対策所加圧設備(空気ボンベ)を保管する設計	は、緊急時対策所等が正圧化された状態であることを監視			
して十分な余裕を考慮した設計とする。また、緊急時対策	とする。	できる設計とする。			
所外の火災により発生するばい煙又は有毒ガスに対する	これらの設備については、「10.9 緊急時対策所」に記	緊急時対策所遮蔽,2次しゃへい壁及び補助しゃへいは,			
換気設備の隔離及びその他の適切に防護するための設備	載する。	重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所の気密			
を設ける設計とする。		性、緊急時対策所換気空調系及び緊急時対策所加圧空気供			
		給系の機能とあいまって, 緊急時対策所にとどまる要員の			
		実効線量が7日間で100mSvを超えない設計とする。			
		2.2.2 緊急時対策所換気空調系			
		<中略>			
		緊急時対策所換気空調系及び緊急時対策所加圧空気供			
		給系の設計にあたっては、緊急時対策所の建物の気密性に			
		対して十分な余裕を考慮した設計とする。また、緊急時対			
		策所外の火災により発生する燃焼ガス又はばい煙, 有毒ガ			
		<u>ス</u> 及び降下火砕物 <u>に対する換気設備の隔離及びその他の</u>			
		適切に防護するための設備を設ける設計とする。_			
		緊急時対策所の緊急時対策所換気空調系及び緊急時対			
		策所加圧空気供給系は、基準地震動Ssによる地震力に対			
		し、機能を喪失しないようにするとともに、緊急時対策所			
		の気密性とあいまって緊急時対策所の居住性に係る判断			
		基準を満足する設計とする。			

10 - その後名電照区 (4の対策研究 10 3 年 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備	考
10.9.2 重大事故等時 10.9.2.2 設計方針 (1) 居住性を確保するための設備 a. 緊急時対策所趣氣、緊急時対策所換気空調系、緊急時 対策所加圧設備 <中略> 緊急時対策所必緊急時対策所換気空調系として、緊急時 対策所加圧設備として、緊急時対策所加圧設備として、緊急時対策所加圧設備として、緊急時対策所加圧設備として、緊急時対策所加圧設備として、緊急時対策所加圧設備として、緊急時対策所加圧設備として、緊急時対策所加圧設備として、緊急時対策所加圧設備として、緊急時対策所加圧設備として、緊急時対策所加圧設備となる。また、緊急時対策所加圧設備として、緊急時対策所加圧設備となる。また、緊急時対策所加圧設備となる。また、緊急時対策所加圧設備(空気ボンペ)を保管すると ともに緊急時対策所加圧設備(空気ボンペ)を保管すると 数急時対策所加圧設備として、緊急時対策所加圧設備(空気ボンペ)及び芝圧計を設ける。素を、緊急時対策所加圧設備(空気ボンペ)及び芝圧計を設ける。素を、緊急時対策所加圧設備(空気ボン、気がいて、緊急時対策所用の限急時対策所の緊急時対策度の向侵入を低減できる設計とする。また、緊急時対策所用の正設備(空気ボンペ)は、放射性調通 策所を含む緊急時対策建基地下間を正圧化し、放射性特質 の侵入をび、、緊急時対策所等でに上へ、大路付性調通等ではいて、緊急時対策所等を正圧化し、緊急時対策所等 は、比がに、緊急時対策所等では、緊急時対策所等 は、比がに、緊急時対策所等 は、比がに、緊急時対策所等 は、反射性 第 時において、緊急時対策所等 を正圧化し、緊急時対策所等 は、比較にとい、緊急時対策所等 は、以下、緊急時対策所等 2000人を防止 対策がであるとともに、認 要素 2000人を防止 2000人を対し 2000人を使用 2000人を対し		10. その他発電用原子炉の附属施設	2.2.2 緊急時対策所換気空調系			
10.9.2.2 設計方針 (1) 歴任性を確保するための設備 a. 緊急時対策所施衰、緊急時対策所換気空調系,緊急時対策所の緊急時対策所施反空調系として、緊急時対策所加圧設備		10.9 緊急時対策所				
(1) 居住性を確保するための設備 a. 緊急時対策所連載、緊急時対策所換気空調系、緊急時対策所換気空調系、緊急時対策所の緊急時対策所換気空調系として、緊急時対策所加圧設備 (中略> 緊急時対策所加圧設備 (中路> 緊急時対策所加圧設備を設置するととと監判を設置するととと監判を設定して、緊急時対策所換気空調系として、緊急時対策所換気空調系として、緊急時対策所換気空調系として、緊急時対策所換気空調系として、緊急時対策所排常用フィルク装置を設ける。また、緊急時対策所加圧設備として、緊急時対策所加圧設備として、緊急時対策所加圧設備として、緊急時対策所加圧設備として、緊急時対策所加圧設備(空気ボンベン)及び発圧計を設ける。 (空気は急系として、緊急時対策所加圧設備(空気ボン、分を保管する設計とする。 緊急時対策所加圧設備(空気ボン、対し、大力・人の関係を変ける。 緊急時対策所が非常用送風機は、緊急時対策所加圧設備(空気ボン、対し、放射性電調通等所を含む緊急時対策所非常用送風機は、緊急時対策所加圧機(空気ボンへ)は、大力・人の関係を設定して、緊急時対策所加圧と関係(空気ボンへ)と、放射性電調通等所を含む緊急時対策所が加圧、設備(空気ボンへ)は、大力・人の関係と認定を設定して、緊急時対策所加圧と関機、緊急時対策所加圧と関係(空気ボンへ)と、放射性電通過等において、緊急時対策所加圧と設備(空気ボンへ)は、大力・人の場所等を正圧化し、放射性物質の侵入を防止するとともに、設備(空気ボンへ)は、プルーム通過時において、緊急時対策所等に対して、緊急時対策所等を正圧化し、素濃度及び二酸化炭素濃度を活動に支障がない範囲に対策所等を正圧化し、希力スを含む放射性物質の侵入を防止するとともに、設備(空気ボンとともに、対策所等を正圧化し、希力スを含む放射性物質の侵入を防止するとして、緊急時対策所無で対策が対策が対策が対策が対策が対策が対策が対策が対策が対策が対策が対策が対策が対		10.9.2 重大事故等時				
a. 緊急時対策所施気空調系として、緊急時対策所連載、緊急時対策所換気空調系、緊急時対策所極気空調系として、緊急時対策所加圧設備 (中略> 緊急時対策所非常用フィルタ装置を 急時対策所非常用送風機及び緊急時対策所排充出版 無力 (空気ボンペ)を保管するととに緊急時対策所加圧設備(空気ボンペ)を保管する設計とする。 緊急時対策所加圧設備(空気ボンペ)を保管する設計とする。 緊急時対策所の緊急時対策所の緊急時対策所が異常用送風機は、緊急時対策所が表して、緊急時対策所が異常の利圧のために、緊急時対策所の緊急時対策所の緊急時対策所が異常用送風機は、緊急時対策所が明止設備(空気ボンペ)及び差圧計を設ける。 緊急時対策所が異常用送風機は、緊急時対策所が明止設備(空気ボンペ)は、放射性衰逝過 時において、緊急時対策所等を正圧化し、緊急時対策所等 で正に化し、緊急時対策所等を正に化し、緊急時対策所等 ではおいて、緊急時対策所等を正に化し、緊急時対策所等 ではおいて、緊急時対策所等を正に化し、緊急時対策所等 ではおいて、緊急時対策所等を正に化し、緊急時対策所等 ではおいて、緊急時対策所等を正に化し、緊急時対策所等 ではおいて、緊急時対策所等を正に化し、緊急時対策所等 ではおいて、緊急時対策所等を正に化し、緊急時対策所等 ではおいて、緊急時対策所等を正に化し、緊急時対策所等 ではおいて、緊急時対策所等を正に化し、緊急時対策所等 ではおいて、緊急時対策所等を正に化し、緊急時対策所等 ではおいて、緊急時対策所等を正に化し、緊急時対策所等を正に化し、緊急時対策所等を正に化し、緊急時対策所等 ではおいて、緊急時対策所等を正に化し、緊急時対策所等 ではおいて、緊急時対策所等を正に化し、緊急時対策所等 ではおいて、緊急時対策所等を正に化し、緊急時対策所等 ではおいて、緊急時対策所等を正に化し、緊急時対策所等 ではおいて、緊急時対策所等を正に化し、緊急時対策所等を正に化し、緊急時対策所等を正に化し、対策・決定を引きる設計とする。 とを監視できる設計とする。 <中略>		10.9.2.2 設計方針				
対策所加圧設備		(1) 居住性を確保するための設備				
全中略		a. 緊急時対策所遮蔽, 緊急時対策所換気空調系, 緊急時				
緊急時対策所の緊急時対策所換気空調系として、緊急時対策所非常用送 対策所非常用送風機、緊急時対策所非常用之イルタ装置を 起置し、緊急時対策所非常用送風機及び緊急時対策所非常用フィルタ装置を設ける設計とす をはい、緊急時対策所加圧設備として差圧計を設置するとと ともに緊急時対策所加圧設備(空気ボンベ)を保管する設 計とする。 緊急時対策所の緊急時対策所加圧設備(として、緊急時対策所加圧設備(として、緊急時対策所加圧設備(として、緊急時対策所加圧設備(として、緊急時対策所加圧設備(として、緊急時対策所加圧設備(と気ボンベン)及び禁圧計を設ける。 緊急時対策所の緊急時対策所加圧設備(空気ボンベン)を保管する設計とする。 緊急時対策所の緊急時対策所非常用送風機は、緊急時対策所加圧設備(空気ボンベン)は、放射性雲通過 時において、緊急時対策所等を正圧化し、解り時対策所等 時において、緊急時対策所等を正圧化し、緊急時対策所等 時において、緊急時対策所等を正圧化し、緊急時対策所等 時において、緊急時対策所等を正圧化し、解り時対策所等 時において、緊急時対策所等を正圧化し、解りで表記するとともに、 酸滞、渡度及び二酸化炭素濃度を活動に支障がない範囲に 維持するために必要な容量を設置及び保管する設計とする。 く中略>		対策所加圧設備				
対策所非常用送風機、緊急時対策所加圧設備として差圧計を設置すると 設置し、緊急時対策所加圧設備(空気ボンベ)を保管する設 計とする。 急時対策所加圧設備として、緊急時対策所第の加圧のために、 緊急時対策所加圧設備として、緊急時対策所加圧設備(空気ボンベ)を保管する設 計とする。 風機、緊急時対策所第の加圧のために、 緊急時対策所加圧設備(空気ボン 気ボンベ)及び差圧計を設ける。 緊急時対策所の緊急時対策所非常用送風機は、緊急時対策所加圧設備(空気ボン 策所を含む緊急時対策所非常用送風機は、緊急時対策所加圧設備(空気ボンベ)は、放射性製質 の侵入を低減できる設計とする。また、緊急時対策所加圧 設備(空気ボンベ)は、ブルーム通過時において、緊急時対策所加圧 設備(空気ボンベ)は、ブルーム通過時において、緊急時対策所等を正圧化し、な射性物質の侵入を防止するとともに、 設備(空気ボンベ)は、ブルーム通過時において、緊急時対策所等を正圧化し、禁濃度及び二酸化炭素濃度を活動に支障がない範囲に 維持するために必要な容量を設置及び保管する設計とする。 く中略> なおた状態であることを監視できる設計とする。 会時対策所非常用フィルク装置を設ける設計とす。 。また、緊急時対策所等の加圧のために、緊急時対策所が加圧設備(空気ボン へ)及び差圧計(緊急時対策所加圧設備(空気ボンベ)は、放射性悪質の侵入を防止するとともに、 酸素濃度及び二酸化炭素濃度を活動に支障がない範囲に 維持するために必要な容量を設置及び保管する設計とする。 会りのよりによりに必要な容量を設置及び保管する設計とする。 会別に必要な容量を設置及び保管する設計とする。 会別に必要な容量を設置及び保管する設計とする。 会別によりによりに必要な容量を設置及び保管する設計とする。 会別によりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりに		<中略>				
設置し、緊急時対策所加圧設備として差圧計を設置するととした緊急時対策所加圧設備として、緊急時対策所加圧設備として、緊急時対策所加圧設備として、緊急時対策所加圧設備(空気ボンベ)を保管する設計とする。 対象 に	緊急時対策所の緊急時対策所換気空調系として,緊急時	緊急時対策所には、緊急時対策所換気空調系として、緊	緊急時対策所換気空調系として,緊急時対策所非常用送			
上もに緊急時対策所加圧設備(空気ボンベ)を保管する設計とする。 整急時対策所加圧設備として、緊急時対策所加圧設備(空気ボン 気ボンベ)及び差圧計を設ける。	対策所非常用送風機,緊急時対策所非常用フィルタ装置を	急時対策所非常用送風機及び緊急時対策所非常用フィル	風機,緊急時対策所非常用フィルタ装置を設ける設計とす			
<u>気ボンベ)及び差圧計を設ける。</u> 緊急時対策所の緊急時対策所非常用送風機は、緊急時対策所加圧設備(空気ボンベ)は、放射性雲通過時において、緊急時対策所等を正圧化し、放射性物質の侵入を低減できる設計とする。また、緊急時対策所加圧設備(空気ボンベ)は、プルーム通過時において、緊急時対策所が等を正圧化し、務ガスを含む放射性物質の侵入を防止するとともに、一酸・素濃度及び二酸化炭素濃度を活動に支障がない範囲に対策所等を正圧化し、希ガスを含む放射性物質の侵入を防止するとともに、一酸素濃度及び二酸化炭素濃度を活動に支障がない範囲に対策所等を正圧化し、希ガスを含む放射性物質の侵入を防止するとともに、一般素濃度及び二酸化炭素濃度を活動に支障がない範囲に対策があることを監視できる設計とする。	設置し, 緊急時対策所加圧設備として差圧計を設置すると	タ装置を設ける。また、緊急時対策所等の加圧のために、	る。また、緊急時対策所等の加圧のために、緊急時対策所			
緊急時対策所の緊急時対策所非常用送風機は、緊急時対 策所を含む緊急時対策建屋地下階を正圧化し、放射性物質 の侵入を低減できる設計とする。また、緊急時対策所加圧 設備(空気ボンベ)は、プルーム通過時において、緊急時 対策所等を正圧化し、希ガスを含む放射性物質の侵入を防 止できる設計とする。差圧計は、緊急時対策所等が正圧化 された状態であることを監視できる設計とする。	ともに緊急時対策所加圧設備(空気ボンベ)を保管する設	緊急時対策所加圧設備として、緊急時対策所加圧設備(空	加圧空気供給系として、緊急時対策所加圧設備(空気ボン			
策所を含む緊急時対策建屋地下階を正圧化し、放射性物質の侵入を低減できる設計とする。また、緊急時対策所加圧 内へ希ガスを含む放射性物質の侵入を防止するとともに、設備(空気ボンベ)は、プルーム通過時において、緊急時 酸素濃度及び二酸化炭素濃度を活動に支障がない範囲に対策所等を正圧化し、希ガスを含む放射性物質の侵入を防 維持するために必要な容量を設置及び保管する設計とす はできる設計とする。差圧計は、緊急時対策所等が正圧化 された状態であることを監視できる設計とする。	計とする。	気ボンベ)及び差圧計を設ける。	べ)及び差圧計(緊急時対策所用)を設ける設計とする。			
の侵入を低減できる設計とする。また、緊急時対策所加圧 設備(空気ボンベ)は、プルーム通過時において、緊急時 対策所等を正圧化し、希ガスを含む放射性物質の侵入を防 止できる設計とする。差圧計は、緊急時対策所等が正圧化 された状態であることを監視できる設計とする。		緊急時対策所の緊急時対策所非常用送風機は、緊急時対	緊急時対策所加圧設備(空気ボンベ)は,放射性雲通過			
設備(空気ボンベ)は、プルーム通過時において、緊急時 対策所等を正圧化し、希ガスを含む放射性物質の侵入を防 止できる設計とする。差圧計は、緊急時対策所等が正圧化 された状態であることを監視できる設計とする。		策所を含む緊急時対策建屋地下階を正圧化し,放射性物質	時において、緊急時対策所等を正圧化し、緊急時対策所等			
対策所等を正圧化し、希ガスを含む放射性物質の侵入を防 止できる設計とする。差圧計は、緊急時対策所等が正圧化 された状態であることを監視できる設計とする。		の侵入を低減できる設計とする。また、緊急時対策所加圧	内へ希ガスを含む放射性物質の侵入を防止するとともに,			
止できる設計とする。差圧計は、緊急時対策所等が正圧化 る。 された状態であることを監視できる設計とする。 <中略>		設備(空気ボンベ)は、プルーム通過時において、緊急時	酸素濃度及び二酸化炭素濃度を活動に支障がない範囲に			
された状態であることを監視できる設計とする。		対策所等を正圧化し、希ガスを含む放射性物質の侵入を防	維持するために必要な容量を設置及び保管する設計とす			
		止できる設計とする。差圧計は、緊急時対策所等が正圧化	る。			
<中略>		された状態であることを監視できる設計とする。	<中略>			
		<中略>				

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備	考
[常設重大事故等対処設備]	8.2.3 主要設備の仕様	【放射線管理施設】(要目表)			
	換気空調設備の主要機器仕様を第 8.2-1 表,第 8.2-2	6.2 換気設備(中央制御室,緊急時制御室及び緊急時対			
	表及び第8.2-3表に示す。	策所に設置するもの(非常用のものに限る。)並びに放			
		射性物質により汚染された空気による放射線障害を防			
		止する目的で給気又は排気設備として設置するもの。一			
		時的に設置する可搬型のものを除く。)			
	第8.2-2表 換気空調設備(重大事故等時)(常設)の主要	6.2.2 緊急時対策所換気空調系			
	機器仕様	(4) 送風機 (常設)			
	(3) 緊急時対策所換気空調系	変更前 変 更 後			
緊急時対策所非常用送風機	a. 緊急時対策所非常用送風機	名 ** <	「緊急時対策所非常用送		
f(1)(vi)d② (「ヌ(3)(vi) 緊急時対策所」と兼用)	兼用する設備は以下のとおり。	容 単*1 m³/h/個 以上(■2) - 映 込 口 径 mm 215*2	風機」は、設置変更許可		
	・緊急時対策所(重大事故等時)	± 世 出 日 径 mm 321*2 た て mm 967*2	申請書 (本文 (五号)) に		
ƒ(1)(vi)d③台数 <u>1 (予備1)</u>	台 数 1 (予備1)	进 横 100 680*2	おけるf(1)(vi)d②を		
<u>容量</u> 約 1,000m³/h	<u>容 量 約1,000m³/h</u>	照 個 数 — 850.5 ⁴²	設計及び工事の計画の		
		類 第2 時対策所	「放射線管理施設」のう		
		取 付 設 置 床 — 聚急時対策所 聚急時対策所 换気空調系 换気空調系 投充空調系 经分割 聚急時対策建屋 聚急時対策建屋	ち「換気設備」に整理し		
		簡 版 画 味 - 0.P.62.20m 0.P.62.20m	ており整合している。		
		接			
		種 類 一 誘導電動機 2は カ kW/個 *2	設計及び工事の計画の		
		朝 朝 数 一 2	f(1)(vi)d③は,設置		
		取付第 所 一 送風機と同じ 設計上の空気の流入幸 回/h	変更許可申請書(本文		
		注記*1 : 重大事故等時における使用時の値を示す。 *2 : 公称値を示す。	(五号)) のf(1)(vi)d.		
		#3:緊急時対策所内は、正圧維持できるように加圧するため、空気流入はない。	-③と同義であり整合		
			している。		

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
		【放射線管理施設】(要目表) 6.2 換気設備(中央制御室,緊急時制御室及び緊急時対策所に設置するもの(非常用のものに限る。)並びに放射性物質により汚染された空気による放射線障害を防止する目的で給気又は排気設備として設置するもの。一時的に設置する可搬型のものを除く。)		
緊急時対策所非常用フィルタ装置 f(1) (vi) d④ (「ヌ(3) (vi) 緊急時対策所」と兼用) f(1) (vi) d⑤型式 高性能エアフィルタ/チャコールエアフィルタ f(1) (vi) d⑥基数 1 (予備1) f(1) (vi) d⑦容量 約 1,000m³/h 効率 単体除去効率 99.97%以上(直径 0.15μm以上の粒子)/96.0%以上(よう素) 総合除去効率 99.99%以上(直径 0.5μm以上の粒子)/99.75%以上(よう素)	イルタ 基数 1 (予備1) 容量 約1,000m³/h 効率 単体除去効率99.97%以上(直径0.15μm) 上の粒子)/96.0%以上(よう素)	対して) 度10で以上において) 99.9以上 96以上 96以上 96以上 96以上 (10で以上において) 99.9以上 (10で以上において) 99.99以上 (10で以上において) 99.99以上 (10で以上において) 99.75以上 (10で以上において) 11.5		
計及び工事の計画の「放射線管理施設」のうち「換 ・設計及び工事の計画のF(1)(vi)d⑤は、設置変更 り整合している。 ・設計及び工事の計画のF(1)(vi)d⑥は、設置変更 り整合している。	許可申請書(本文(五号))のF(1)(vi)d⑤と同義であ 許可申請書(本文(五号))のF(1)(vi)d⑥と同義であ -⑦は、設計及び工事の計画のF(1)(vi)d⑦の緊急時対			

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性備考
		(4) 送照機 (常設)	
	(4) 緊急時対策所加圧設備	【放射線管理施設】(基本設計方針) 2. 換気設備,生体遮蔽装置等 2.1 中央制御室及び緊急時対策所の居住性を確保するた	
		めの防護措置	
<u>差圧計</u>	a. <u>差圧計</u>	<中略>	「差圧計」は、設置変更
 ƒ(1)(vi)d⑧ (「ヌ(3)(vi) 緊急時対策所」と兼用)	兼用する設備は以下のとおり。	<u>差圧計</u> (緊急時対策所用)(<u>個数1</u> ,計測範囲-100~500Pa)	
	・緊急時対策所(重大事故等時)	は、緊急時対策所等が正圧化された状態であることを監視	
個数 1	個 数 1	できる設計とする。	を設計及び工事の計画
	測定範囲 -100~500Pa	<中略>	の「放射線管理施設」の
			うち「基本設計方針」に
			整理しており整合して
			いる。

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整 合 性	備考
[可搬型重大事故等対処設備]	第 8.2-3 表 換気空調設備(重大事故等時) (可搬型)			
	の主要機器仕様	【放射線管理施設】(要目表)		
		6.2 換気設備(中央制御室,緊急時制御室及び緊急時対		
		策所に設置するもの(非常用のものに限る。)並びに放		
		射性物質により汚染された空気による放射線障害を防		
		止する目的で給気又は排気設備として設置するもの。一		
		時的に設置する可搬型のものを除く。)		
	(2) 緊急時対策所加圧設備			
緊急時対策所加圧設備(空気ボンベ)	a. 緊急時対策所加圧設備(空気ボンベ)	6.2.4 緊急時対策所加圧空気供給系		
チ(1)(vi)d⑨ (「ヌ(3)(vi) 緊急時対策所」と兼用)	兼用する設備は以下のとおり。	(1) 容器 (可搬型)		
	・緊急時対策所 (重大事故等時)	変更前 変更後 名 緊急時対策所加圧設備(空気ボンベ)		
チ(1) (vi) d⑩本数 415 (予備 125)	<u>本 数 415 (予備 125)</u>	種類 担 一 一般維日なし細剰容器	vi) d. –①	
	<u>容</u> <u>量</u> 約 47L (1 本当たり)	世 里 1/回 40.7 多工 (40.7 *)	vi/u. W	
#	<u> </u>	$\frac{\mathbb{R}}{\mathbb{R}}$ $\frac{\mathbb{R}}{R$		
/ (1) (VI) (d. (回)に項1上/)	九块几刀 *** 19.0 Wil a [gage]	土 / 注		
		要 高 さ mm 1370*1 寸 胴 部 厚 さ mm —		
		法底部厚さ㎜		
		材料 ー クロムモリブデン鋼		
		個 数 — 415 (予備 125) (保管場所:		
		チ(1)(vi)d.一個 緊急時対策建屋 0.P. 57. 30 m 取付簡所: 取付簡所:		
		415 本 緊急時対策建屋 0. P. 57. 30 m		
		注記 *1:公称値を示す。		
		*2: 重大事故等時における使用時の値を示す。		
整合性				
・「緊急時対策所加圧設備(空気ボンベ)」は、認	段置変更許可申請書 (本文 (五号)) におけるF(1)(vi)d⑨			
を設計及び工事の計画の「放射線管理施設」の・設計及び工事の計画のf(1)(vi)d⑩は、設置変	うち「換気設備」に整理しており整合している。 更許可申請書(本文(五号))のF(1)(vi)d⑩と同義であり			
■ 整合している。				
・設計及び工事の計画のf(1)(v1)d(1)(は,設置多載しており整合している。	変更許可申請書 (本文 (五号)) の (f(1)(vi)d (1) を詳細に記			
・設計及び工事の計画の <u>f(1)(vi)d</u> 型は,設置変整合している。	更許可申請書 (本文 (五号)) のF(1)(vi)d⑫と同義であり			
(単口している。				
		-		

設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項 設計及び工事の計画 該当事項 設置変更許可申請書(本文(五号)) 整合性 備 考 【放射線管理施設】(基本設計方針) (2) 屋外管理用の主要な設備の種類 8.1.1.4 主要設備 8.1.1.4.3 放射線監視設備 1. 放射線管理施設 1.1 放射線管理用計測装置 (1) プロセス放射線モニタリング設備 プロセス放射線モニタは,連続的に放射線を測定し,中 発電用原子炉施設には、通常運転時、運転時の異常な過し設計及び工事の計画の 発電用原子炉施設には、通常運転時、運転時の異常な過 渡変化時及び設計基準事故時において、発電所外へ放出す 央制御室又は廃棄物処理系制御室又は焼却炉建屋制御室 渡変化時及び設計基準事故時において、当該発電用原子炉 チ(2)-①は、設置変更許 可申請書(本文(五号)) る放射性物質の濃度、 チ(2)-① 発電所敷地内外の放射線等 若しくは,サイトバンカ建屋制御盤室で記録,指示を行い, 施設における各系統の放射性物質の濃度、管理区域内等の を監視するためにf(2)-②スタック放射線モニタ,放射性 放射線レベル基準設定値を超えたときは警報を発する。 主要箇所の外部放射線に係る線量当量率等を監視、測定す の f(2)-① と 同義であ 廃棄物放出水モニタ, チ(2)-③気象観測設備(1号, 2号 主なプロセス放射線モニタとして次のものがあり、その るために、プロセスモニタリング設備、エリアモニタリン り整合している。 及び3号炉共用, 既設), ƒ(2)-④ 周辺モニタリング設備(1 配置図を第8.1-1図に示す。 グ設備及び放射線サーベイ機器(第1号機設備,第1,2,3 号, 2号及び3号炉共用, 既設)及びチ(2)-⑤放射能観測 号機共用)を設ける設計とする。 設計及び工事の計画の チ(2)-②は、設置変更許 車(1号, 2号及び3号炉共用, 既設)を設ける。 <中略> b. スタック放射線モニタ チ(2)-⑥スタック放射線モニタ、放射性廃棄物放出水モ 発電所外へ放出する放射性物質の濃度, チ(2)-①周辺監視 排気筒から放出される放射性ガスの監視を行う。検出器 可申請書(本文(五号)) には NaI シンチレータ及び電離箱を使用する。また、よう 区域境界付近の空間線量率等を監視するためによ(2)-②プ の f(2)-②を含んでお ニタ並びに周辺モニタリング設備のうちモニタリングポ ロセスモニタリング設備, チ(2)-④ 固定式周辺モニタリン ストについては、設計基準事故時における迅速な対応のた 素用フィルタ、粒子用フィルタ及びトリチウム捕集装置を り整合している。 グ設備及び(2)-5)移動式周辺モニタリング設備を設ける めに必要な情報を中央制御室及び緊急時対策所に表示で 設けて放射性よう素, 粒子状放射性物質及びトリチウムを きる設計とする。 連続的に捕集し、定期的に回収、測定する。 設計とする。また、風向、風速その他の気象条件を測定す 設計及び工事の計画の るため、f(2)-3環境測定装置を設ける<mark>設計とする</mark>。 チ(2)-③は、設置変更許 k. 放射性廃棄物放出水モニタ f(2)-6プロセスモニタリング設備,エリアモニタリン 可申請書(本文(五号)) のチ(2)-③を含んでお 液体廃棄物処理設備の放出液中の放射能監視を行う。検 グ設備及び固定式周辺モニタリング設備については、設計 出器には NaI シンチレータを使用する。 基準事故時における迅速な対応のために必要な情報を中 り整合している。 央制御室及び緊急時対策所に表示できる設計とする。 (3) 周辺モニタリング設備(1号,2号及び3号炉共用, 設計及び工事の計画の <中略> チ(2)-④は、設置変更許 既設) a. 固定モニタリング設備 1.1.3 固定式周辺モニタリング設備 可申請書(本文(五号)) 周辺監視区域境界付近に空間放射線量率の連続監視を 通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事 の f(2)-④ を含んでお り整合している。 行うためのモニタリングポスト6台及び空間放射線量測 故時において、周辺監視区域境界付近の空間線量率を監視 定のため適切な間隔でモニタリングポイントを設定し、蛍 及び測定するための固定式周辺モニタリング設備として 光ガラス線量計を配置する。 モニタリングポスト (第1号機設備, 第1, 2, 3号機共用(以 設計及び工事の計画の 下同じ。))を設け、計測結果を中央制御室及び緊急時対 チ(2)-5は、設置変更許 策所に表示できる設計とする。また、計測結果を記録し、 可申請書(本文(五号)) の f(2)-⑤ を含んでお 及び保存することができる設計とする。 モニタリングポストは,非常用交流電源設備に接続し, モニタリングポストは、外部電源が使用できない場合に り整合している。 おいても、非常用交流電源設備により、空間線量率を計測 電源復旧までの期間、電源を供給できる設計とする。さら することができる設計とする。<mark>さら</mark>に、モニタリングポス に、モニタリングポストは、専用の無停電電源装置を有し、 設計及び工事の計画の チ(2)-⑥は、設置変更許 電源切替時の短時間の停電時に電源を供給できる設計と トは、専用の無停電電源装置を有し、電源切替時の短時間

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備	考
	する。	の停電時に電源を供給できる設計とし, 重大事故等が発生	可申請書(本文(五号))		
		した場合には、非常用交流電源設備に加えて、代替電源設	の (2)-⑥を含んでお		
		備である常設代替交流電源設備から給電できる設計とす	り整合している。		
		る。			
	モニタリングポストで測定したデータの伝送系は、モニ	モニタリングポストで計測したデータの伝送系は、モニ			
	タリングポスト設置場所から中央制御室及び中央制御室	タリングポスト設置場所から中央制御室及び中央制御室			
	から緊急時対策建屋間において有線系回線及び無線系回	から緊急時対策所建屋間において有線系回線及び無線系			
	線により多様性を有し、指示値は、中央制御室で監視し、 現場等で記録を行うことができる。また、緊急時対策所で	回線により多様性を有する設計とする。			
	も監視することができる。	周辺監視区域境界付近の放射性物質の濃度は、構内ダス			
	モニタリングポストは、その測定値が設定値以上に上昇	トモニタ(第1号機設備,第1,2,3号機共用(以下同じ。))			
	した場合、直ちに中央制御室に警報を発信する設計とす	により断続的に試料を採取し分析を行い、測定結果を記録			
	る。	し,及び保存する <mark>ことができる設計とする</mark> 。			
	c. 放射能観測車	1.1.4 移動式周辺モニタリング設備			
	事故時等に発電所敷地周辺の空間放射線量率及び空気	通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事			
	中の放射性物質の濃度を迅速に測定するために, フィール	故時において, 周辺監視区域境界付近の放射性物質の濃度			
	ドモニタ, 放射性ダスト測定装置, 放射性よう素測定装置	を測定するための移動式周辺モニタリング設備として,空			
	等を搭載した移動無線設備付の放射能観測車を備える。	気中の放射性粒子及び放射性よう素の濃度を測定するサ			
	d. 気象観測設備	ンプラと測定器を備えた放射能観測車(第1号機設備,第1,			
	放射性気体廃棄物の放出管理及び発電所周辺の一般公	2,3号機共用,屋外に保管(以下同じ。))を設け,測定			
	衆の線量評価並びに一般気象データ収集のため、発電所敷	結果を表示し、記録し、及び保存することができる設計と			
	地内で風向、風速、日射量、放射収支量等を測定及び記録	する。ただし、放射能観測車による断続的な試料の分析は、			
	する設備を設ける。	従事者が計測結果を記録し、及びこれを保存し、その記録			
		を確認することをもって、これに代えるものとする。			
		重大事故等が発生した場合に発電所及びその周辺(発電			
		所の周辺海域を含む。)において、発電用原子炉施設から			
		放出される放射性物質の濃度(空気中、水中、土壌中)及			
		び放射線量を監視するための移動式周辺モニタリング設			
		備として、 γ 線サーベイメータ、 β 線サーベイメータ、 α			
		線サーベイメータ及び電離箱サーベイメータを設け、測定			
		結果を記録し、保存できるように測定値を表示できる設計			
		とし、可搬型ダスト・よう素サンプラ(個数2(予備1))、			
		小型船舶(個数1(予備1))を保管する設計とする。			

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備	考
		放射能観測車のダスト・よう素サンプラ、放射性よう素			
		測定装置又は放射性ダスト測定装置が機能喪失した場合			
		にその機能を代替する重大事故等対処設備として、可搬型			
		ダスト・よう素サンプラ, γ線サーベイメータ及びβ線サ			
		ーベイメータを設け、重大事故等が発生した場合に、発電			
		所及びその周辺において,発電用原子炉施設から放出され			
		る放射性物質の濃度(空気中)を監視し,及び測定し,並			
		びにその結果を記録し、保存できるように測定値を表示で			
		きる設計とし、放射能観測車を代替し得る十分な個数を保			
		管する設計とする。			
		モニタリングポストが機能喪失した場合にその機能を			
		代替する移動式周辺モニタリング設備として、可搬型モニ			
		タリングポストを設け, 重大事故等が発生した場合に, 発			
		電所敷地境界付近において,発電用原子炉施設から放出さ			
		れる放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記			
		録できる設計とする。			
		可搬型モニタリングポストで測定した放射線量は、電磁			
		的に記録、保存し、電源喪失により保存した記録が失われ			
		ず、必要な容量を保存できる設計とする。			
		可搬型モニタリングポストは、モニタリングポストを代			
		替し得る十分な個数を保管する設計とする。また、指示値			
		は、衛星系回線により伝送し、緊急時対策所で可搬型モニ			
		タリングポストデータ処理装置にて監視できる設計とす			
		る。			
		可搬型モニタリングポストは、重大事故等が発生した場			
		合に、発電所海側及び緊急時対策建屋屋上において、発電			
		用原子炉施設から放出される放射線量を監視し,及び測定			
		し、並びにその結果を記録できる設計とするとともに、緊			
		急時対策所内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又			
		は防止するための確実な判断に用いる設計とする。			
		これらの設備は、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器			
		の破損が発生した場合に放出されると想定される放射性			
		物質の濃度及び放射線量を測定できる設計とする。			

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性備考
		1.1.5 環境測定装置	
		放射性気体廃棄物の放出管理、発電所周辺の一般公衆の	
		線量評価,一般気象データ収集及び発電用原子炉施設の外	
		部の状況を把握するための気象観測設備(第1号機設備、	
		第1,2,3号機共用(以下同じ。))を設け、計測結果を	
		中央制御室に表示できる設計とする。また,発電所敷地内	
		における風向及び風速の計測結果を記録し、及び保存する	
		ことができる設計とする。	
		重大事故等が発生した場合に発電所において、風向、風	
		速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するた	
		めの設備として、代替気象観測設備(個数1(予備1))を	
		保管する設計とする。	
		気象観測設備が機能喪失した場合にその機能を代替す	
		る重大事故等対処設備として、代替気象観測設備は、重大	
		事故等が発生した場合に、発電所において、風向、風速そ	
		の他の気象条件を測定し、及びその結果を記録できる設計	
		とする。	
		代替気象観測設備の指示値は、衛星系回線により伝送	
		し、緊急時対策所で代替気象観測設備データ処理装置にて	
		監視できる設計とする。	
		代替気象観測設備で測定した風向,風速その他の気象条	
		 件は,電磁的に記録,保存し,電源喪失により保存した記	
		 録が失われず,必要な容量を保存できる設計とする。	
	8.1.1.4.3 放射線監視設備		
	(1) プロセス放射線モニタリング設備	 1.1.3 固定式周辺モニタリング設備	
	(3) 周辺モニタリング設備(1号,2号及び3号炉共用,	<中略>	
	既設)		
	a. 固定モニタリング設備		
	<中略>		
モニタリングポストは、チ(2)-⑦非常用交流電源設備に		モニタリングポストは, f(2)-⑦ 外部電源が使用できな	設計及び工事の計画の
接続し、電源復旧までの期間、電源を供給できる設計とす	電源復旧までの期間、電源を供給できる設計とする。さら	い場合においても、非常用交流電源設備により、空間線量	チ(2)-⑦は、設置変更許
る。さらに、モニタリングポストは、専用の無停電電源装	に, モニタリングポストは, 専用の無停電電源装置を有し,	率を計測することができる設計とする。さらに、モニタリ	可申請書(本文(五号))
置を有し、電源切替時の短時間の停電時に電源を供給でき		ングポストは、専用の無停電電源装置を有し、電源切替時	の (2)- ⑦と 同義であ
The state of the s			

方式	設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備	考
中の一の性: タリングぶストから中央気質発表が思えれ 日本の大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大	る設計とする。	<u>する。</u>	の短時間の停電時に電源を供給できる設計とし、重大事故	り整合している。		
201-03 1-2 メンタガストから中央制制値及び中央部 第三をリンタガストで創作したアータの伝送表し、			等が発生した場合には、非常用交流電源設備に加えて、代			
1.13			替電源設備である常設代替交流電源設備から給電できる			
上記			設計 <u>とする。</u>			
で 20-18 1-2 クラングボストから中大制物電及が中大制 銀電金に製造機能は全のデークに選定は、整合性を含 する数計とする。1900 9世別報信は、中央制御本で数計し、 1925年 1928年でする。1900 9世別報信は、中央制御本で数計し、 1925年 1928年でする。2000 9世別報信とする。 1925年 1928年でする。2000 9世別報信とする。 2020 9世別報信とする。2020年でする。2020年により、2020年により、2020年でする。2020年でする。2020年でする。2020年でする。2020年でする。2020年でする。2020年により、2020年でする。2020年により、2020年により			<中略>			
で 20-18 1-2 クラングボストから中大制物電及が中大制 銀電金に製造機能は全のデークに選定は、整合性を含 する数計とする。1900 9世別報信は、中央制御本で数計し、 1925年 1928年でする。1900 9世別報信は、中央制御本で数計し、 1925年 1928年でする。2000 9世別報信とする。 1925年 1928年でする。2000 9世別報信とする。 2020 9世別報信とする。2020年でする。2020年により、2020年により、2020年でする。2020年でする。2020年でする。2020年でする。2020年でする。2020年でする。2020年により、2020年でする。2020年により、2020年により						
#### 200-2014年 190-2014年 190-2014年 201-2014年			1.1.3 固定式周辺モニタリング設備			
から緊急時対策は無限において有報系回機及び無確が、	チ(2)-⑧モニタリングポストから中央制御室及び中央制	モニタリングポストで測定したデータの伝送系は, モニ	通常運転時,運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事	設計及び工事の計画の		
### 1	御室から緊急時対策所までのデータ伝送系は、多様性を有	タリングポスト設置場所から中央制御室及び中央制御室	故時において,周辺監視区域境界付近の空間線量率を監視	チ(2)-8は、設置変更許		
製造学工業等を含まれてある。また、雑名の対策的に関係により、また。	する設計とする。 f(2)-⑨指示値は,中央制御室で監視し,	から緊急時対策建屋間において有線系回線及び無線系回	及び測定するための固定式周辺モニタリング設備として	可申請書(本文(五号))		
予記	現場等で記録を行うことができる設計とする。また、緊急	線により多様性を有し、指示値は、中央制御室で監視し、	モニタリングポスト (第1号機設備, 第1, 2, 3号機共用 (以	のƒ(2)-⑧と同義であ		
下で20 10 11 12 12 13 14 14 15 15 15 15 15 15	時対策所でも監視することができる設計とする。	現場等で記録を行うことができる。また、緊急時対策所で	下同じ。))を設け,f(2)-⑨計測結果を中央制御室 <mark>で監</mark>	り整合している。		
上た上見した場合、底がに中央制御室に登録を発信する設計とす。 「②一会は、設置変更対 可能等(木文(五号))		も監視することができる。	視し、現場等で記録及び保存を行うことができる設計とす			
	チ(2)-⑩モニタリングポストは、その測定値が設定値以	モニタリングポストは、その測定値が設定値以上に上昇	る。また、緊急時対策所でも監視することができる設計と	設計及び工事の計画の		
(で)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	上に上昇した場合、直ちに中央制御室に警報を発信する設	した場合, 直ちに中央制御室に警報を発信する設計とす	<u>する。</u>	チ(2)-⑨は、設置変更許		
注、モニタリングボスト設置場所から中央制御室及び中央	計とする。	<u> 3</u>	<中略>	可申請書(本文(五号))		
制御室から緊急時対策所建屋間において有線系回線及び 無線系回線により多様性を有する設計とする。 〈中略〉 1.1 放射線管理用計測装置 〈中略〉 (中のが)といて人が常時立ち入 (大田)のといて、のの数料線等であり、の数量当量であり、の数量当量であり、の数料であるの数料線を等の防止のための特徴を必要とする場所をいう。)の裁量当量でよいで、(大田)の特徴を必要とする場所をいう。)の裁量当量である。 (中で、(大田)の特徴を必要とする場所をいう。)の裁量当量である。 (中で、(大田)の特徴を必要とする場所をいう。)の裁量当量である。 (中で、(大田)の特徴を必要とする場所をいう。)の総算はよび、(大田)の特徴を必要とする場所をいう。)の数量当量であり、(大田)の特徴を必要とする場所をいう。)の裁算当量であり、(大田)の特徴を必要とする場所をいう。)の数量当量であり、(大田)の特徴を必要とする場所をいう。)の特徴を必要とする場所をいう。 (本田)の対域を対象を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を			チ(2)-⑧モニタリングポストで計測したデータの伝送系	のƒ(2)-⑨と同義であ		
無線系回線により <u>多様性を有する設計とする。</u> 《中略》 1.1 放射線管理用計測装置 《中略》 1.1 放射線管理用計測装置 《中略》 排気筒の出口又はこれに近接する箇所における排気中の放射性物質の濃度,管理区域内において人が常時立ち入る場所その他放射線管理を特に必要とする場所(燃料取扱 場所その他の放射線繁重を特に必要とする場所(燃料取扱 場所その版 放射線 管理をと要とする場所をいう。)の線量当量率及い「②」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			は、モニタリングポスト設置場所から中央制御室及び中央	り整合している。		
(中略) 1.1 放射線管理用計測装置 (中略) (中略) 排気筒の出口又はこれに近接する箇所における排気中の放射性物質の濃度、管理区域内において人が常時立ち入る場所その他放射線管理を特に必要とする場所(燃料取扱場所その他の放射線業務従事者に対する放射線障害の防止のための措置を必要とする場所をいう。)の線量当量率及び手(2)・⑩・剛団辺監視区域に隣接する地域における空間線量率が著しく上昇した場合に、これらを確実に検出して自動的に中央制御室に警機(排気筒放射能高、エリア放射線モニタ放射能高及び周辺監視区域放射能高、エリア放射線モニタ放射能高及び周辺監視区域放射能高)を発信する装置系計は必要は表現に表現して対象を発展して表現に表現して対象を発展して表現に表現して対象を発展して表現に表現して対象を表現して表現して対象を表現した。			制御室から緊急時対策所建屋間において有線系回線及び			
1.1 放射線管理用計測装置			無線系回線により <u>多様性を有する設計とする。</u>	設計及び工事の計画の		
1.1 放射線管理用計測装置			<中略>	ƒ(2)-⑩は,設置変更許		
大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学				可申請書(本文(五号))		
排気筒の出口又はこれに近接する箇所における排気中の放射性物質の濃度、管理区域内において人が常時立ち入る場所その他放射線管理を特に必要とする場所(燃料取扱場所その他の放射線業務従事者に対する放射線障害の防止のための措置を必要とする場所をいう。)の線量当量率及び(2)-100周辺監視区域に隣接する地域における空間線量率が著しく上昇した場合に、これらを確実に検出して自動的に中央制御室に警報(排気筒放射能高、エリア放射線モニタ放射能高及び周辺監視区域放射能高)を発信する装置を設ける設計とする。			1.1 放射線管理用計測装置	のƒ(2)-⑩と同義であ		
の放射性物質の濃度、管理区域内において人が常時立ち入る場所その他放射線管理を特に必要とする場所(燃料取扱場所その他の放射線業務従事者に対する放射線障害の防止のための措置を必要とする場所をいう。)の線量当量率及び(2)-⑩周辺監視区域に隣接する地域における空間線量率が著しく上昇した場合に、これらを確実に検出して自動的に中央制御室に警報(排気筒放射能高、エリア放射線モニタ放射能高及び周辺監視区域放射能高)を発信する装置を設ける設計とする。			<中略>	り整合している。		
る場所その他放射線管理を特に必要とする場所(燃料取扱場所その他の放射線業務従事者に対する放射線障害の防止のための措置を必要とする場所をいう。)の線量当量率及び <u>F(2)-⑩周辺監視区域に隣接する地域における空間線量率が著しく上昇した場合に、これらを確実に検出して自動的に中央制御室に警報</u> (排気筒放射能高,エリア放射線モニタ放射能高及び周辺監視区域放射能高) <u>を発信する装</u> 置を設ける設計とする。			排気筒の出口又はこれに近接する箇所における排気中			
場所その他の放射線業務従事者に対する放射線障害の防止のための措置を必要とする場所をいう。)の線量当量率及び年(2)-①周辺監視区域に隣接する地域における空間線量率が著しく上昇した場合に、これらを確実に検出して自動的に中央制御室に警報(排気筒放射能高、エリア放射線モニタ放射能高及び周辺監視区域放射能高)を発信する装置を設ける設計とする。			の放射性物質の濃度,管理区域内において人が常時立ち入			
止のための措置を必要とする場所をいう。)の線量当量率及び(年(2)-⑩周辺監視区域に隣接する地域における空間線量率が著しく上昇した場合に、これらを確実に検出して自動的に中央制御室に警報(排気筒放射能高,エリア放射線モニタ放射能高及び周辺監視区域放射能高)を発信する装置を設ける設計とする。			る場所その他放射線管理を特に必要とする場所(燃料取扱			
及び (大(2) - 10 周辺監視区域に隣接する地域における空間線 量率が著しく上昇した場合に、これらを確実に検出して自 動的に中央制御室に警報 (排気筒放射能高,エリア放射線 モニタ放射能高及び周辺監視区域放射能高) <u>を発信する装</u> 置を設ける設計とする。			場所その他の放射線業務従事者に対する放射線障害の防			
量率が著しく上昇した場合に、これらを確実に検出して自動的に中央制御室に警報 (排気筒放射能高,エリア放射線モニタ放射能高及び周辺監視区域放射能高) を発信する装置を設ける設計とする。			止のための措置を必要とする場所をいう。)の線量当量率			
動的に中央制御室に警報 (排気筒放射能高,エリア放射線 モニタ放射能高及び周辺監視区域放射能高) <u>を発信する装</u> 置を設ける設計とする。			及びデ(2)-⑩周辺監視区域に隣接する地域における空間線			
モニタ放射能高及び周辺監視区域放射能高) <u>を発信する装</u> 置を設ける設計とする。			量率が著しく上昇した場合に,これらを確実に検出して自			
置を設ける設計とする。			動的に中央制御室に警報(排気筒放射能高、エリア放射線			
			モニタ放射能高及び周辺監視区域放射能高)を発信する装			
<中略>			置を設ける設計とする。			
			<中略>			

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備	考
	8.1.2 重大事故等時			.,,,	
	8.1.2.1 概要				
重大事故等が発生した場合に発電所及びその周辺(発電	重大事故等が発生した場合に発電所及びその周辺(発電	重大事故等が発生した場合に発電所及びその周辺(発電	設計及び工事の計画の		
所の周辺海域を含む。)において発電用原子炉施設から放	所の周辺海域を含む。) において発電用原子炉施設から放	所の周辺海域を含む。)において、発電用原子炉施設から	チ(2)-⑪は, 設置変更許		
出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し,及び測	出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測	放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び	可申請書(本文(五号))		
定し、並びにその結果を記録するために f(2)-① 必要な重	定し、並びにその結果を記録するために必要な重大事故等	測定し、並びにその結果を記録するために、 $f(2)$ - $\overline{0}$ 移動	の f(2)-⑪を具体的に		
大事故等対処設備を保管する。	対処設備を保管する。重大事故等が発生した場合に発電所	式周辺モニタリング設備を保管する設計とする。	記載しており整合して		
重大事故等が発生した場合に発電所において風向, 風速	において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその	重大事故等が発生した場合に発電所において, 風向, 風	いる。		
その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するため	結果を記録するために必要な重大事故等対処設備を保管	速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するた			
に f(2)-②必要な重大事故等対処設備を保管する。	<u>する。</u>	めに、チ(2)-⑫環境測定装置を保管する設計とする。	設計及び工事の計画の		
	<中略>	<中略>	チ(2)-⑫は,設置変更許		
			可申請書(本文(五号))		
			の f(2)- ⑫を具体的に		
			記載しており整合して		
			いる。		
	8.1.2.2 設計方針	1.1.4 移動式周辺モニタリング設備			
	(1) 放射性物質の濃度及び放射線量の測定に用いる設備	<中略>			
	a. 可搬型モニタリングポストによる放射線量の測定及び				
	代替測定				
	<中略>				
重大事故等が発生した場合にf(2)-® <mark>発電所及びその周</mark>	また、可搬型モニタリングポストは、重大事故等が発生	重大事故等が発生した場合に発電所及びその周辺(発電	設計及び工事の計画の		
辺(発電所の周辺海域を含む。)において発電用原子炉施	した場合に,発電所海側及び緊急時対策建屋屋上におい	所の周辺海域を含む。) において、発電用原子炉施設から	チ(2)-13は,設置変更許		
設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視	て,発電用原子炉施設から放出される放射線量を監視し,	<u>放出される放射性物質の濃度</u> (空気中,水中,土壌中) <u>及</u>	可申請書(本文(五号))		
し、 $f(2)$ - $@$ 及び測定し、並びにその結果を記録するため	及び測定し、並びにその結果を記録できる設計とする。	び放射線量を監視するためのチ(2)-④移動式周辺モニタリ	のƒ(2)-13を具体的に		
の設備として,可搬型モニタリングポスト,可搬型放射線	<中略>	ング設備として, γ線サーベイメータ, β線サーベイメー	記載しており整合して		
計測装置及び小型船舶を設ける。		タ,α線サーベイメータ及び電離箱サーベイメータを設	いる。		
		け,測定結果を記録し、保存できるように測定値を表示で			
		きる設計とし、可搬型ダスト・よう素サンプラ(個数2(予	設計及び工事の計画の		
		備1)),小型船舶(個数1(予備1))を保管する設計と	チ(2)-⑭は,設置変更許		
		<u>する。</u>	可申請書(本文(五号))		
		<中略>	のƒ(2)-⑭を具体的に		
		可搬型モニタリングポストは,重大事故等が発生した場	記載しており整合して		
		合に、 f(2)-3 発電所海側及び緊急時対策建屋屋上におい	いる。		
		て,発電用原子炉施設から放出される放射線量を監視し,			

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備	考
		及び測定し、並びにその結果を記録できる設計とするとと			
		もに、緊急時対策所内への希ガス等の放射性物質の侵入を			
		低減又は防止するための確実な判断に用いる設計とする。			
		<中略>			
	8.1.2.2 設計方針	1.1.4 移動式周辺モニタリング設備			
	(1) 放射性物質の濃度及び放射線量の測定に用いる設備	<中略>			
	a. 可搬型モニタリングポストによる放射線量の測定及び				
	代替測定				
モニタリングポストが機能喪失した場合にその機能を	モニタリングポストが機能喪失した場合にその機能を	モニタリングポストが機能喪失した場合にその機能を	設計及び工事の計画の		
代替するチ(2)-⑤重大事故等対処設備として,可搬型モニ	代替する重大事故等対処設備として、可搬型モニタリング	代替する (2)-⑤ 移動式周辺モニタリング設備として,可	チ(2)-⑮は,設置変更許		
タリングポストは、重大事故等が発生した場合に、発電所	ポストを使用する。	搬型モニタリングポストを設け、重大事故等が発生した場	可申請書(本文(五号))		
<u>敷地境界付近において、発電用原子炉施設から放出される</u>	可搬型モニタリングポストは、 <u>重大事故等が発生した場</u>	合に,発電所敷地境界付近において,発電用原子炉施設か	のƒ(2)-⑮を具体的に		
放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録で	合に,発電所敷地境界付近において,発電用原子炉施設か	ら放出される放射線量を監視し、及び測定し、並びにその	記載しており整合して		
きる設計とし、モニタリングポストを代替し得る十分な台	ら放出される放射線量を監視し、及び測定し、並びにその	結果を記録できる設計とする。	いる。		
数を保管する。	結果を記録できる設計とし、モニタリングポストを代替し	<中略>			
	得る十分な台数を保管する。	可搬型モニタリングポストは、モニタリングポストを代			
		替し得る十分な個数を保管する設計とする。			
		<中略>			
また、可搬型モニタリングポストは、重大事故等が発生	また、可搬型モニタリングポストは、重大事故等が発生	可搬型モニタリングポストは, 重大事故等が発生した場			
した場合に,発電所海側及び緊急時対策建屋屋上におい	した場合に,発電所海側及び緊急時対策建屋屋上におい	合に,発電所海側及び緊急時対策建屋屋上において,発電			
て,発電用原子炉施設から放出される放射線量を監視し,	て,発電用原子炉施設から放出される放射線量を監視し,	用原子炉施設から放出される放射線量を監視し,及び測定			
及び測定し、並びにその結果を記録できる設計とする。	及び測定し、並びにその結果を記録できる設計とする。	し、並びにその結果を記録できる設計とするとともに、緊			
	なお、可搬型モニタリングポストは、発電用原子炉施設	急時対策所内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又			
	から放出される放射線量を測定できるように適切な位置	は防止するための確実な判断に用いる設計とする。			
	に設置する。	<中略>			
可搬型モニタリングポストの指示値は,衛星系回線によ	可搬型モニタリングポストの指示値は,衛星系回線によ	また,指示値は,衛星系回線により伝送し,緊急時対策			
り伝送し、緊急時対策所で監視できる設計とする。	り伝送し、緊急時対策所で監視できる設計とする。可搬型	所で可搬型モニタリングポストデータ処理装置にて <u>監視</u>			
	モニタリングポストで測定した放射線量は、電源喪失によ	できる設計とする。			
	り保存した記録が失われないよう、電磁的に記録、保存す	<中略>			
	る設計とする。また、記録は必要な容量を保存できる設計				
	とする。				
	<中略>				

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備	 考
ENERGY I I HIJE (17)	b. 可搬型放射線計測装置による空気中の放射性物質の濃	1.1.4 移動式周辺モニタリング設備	114 H 1-14	ΛΙΗ	
	度の代替測定	<中略>			
放射能観測車のダスト・よう素サンプラ、放射性よう素	放射能観測車のダスト・よう素サンプラ、放射性よう素	放射能観測車のダスト・よう素サンプラ,放射性よう素	設計及び工事の計画の		
測定装置又は放射性ダスト測定装置が機能喪失した場合	測定装置又は放射性ダスト測定装置が機能喪失した場合	測定装置又は放射性ダスト測定装置が機能喪失した場合	チ(2)-16は,設置変更許		
にその機能を代替する重大事故等対処設備として, チ(2)-	にその機能を代替する重大事故等対処設備として, 可搬型	にその機能を代替する重大事故等対処設備として, チ(2)-	可申請書(本文(五号))		
⑥ 可搬型放射線計測装置は、重大事故等が発生した場合	放射線計測装置(ダスト・よう素サンプラの代替として可	©可搬型ダスト・よう素サンプラ, y線サーベイメータ及	のƒ(2)-⑯を具体的に		
に,発電所及びその周辺において,発電用原子炉施設から	搬型ダスト・よう素サンプラ、放射性よう素測定装置の代	びβ線サーベイメータを設け、重大事故等が発生した場合	記載しており整合して		
放出される放射性物質の濃度(空気中)を監視し、及び測	替として y 線サーベイメータ, 放射性ダスト測定装置の代	に,発電所及びその周辺において,発電用原子炉施設から	いる。		
定し,並びにその結果を記録できるように測定値を表示す	替としてβ線サーベイメータ)を使用する。	放出される放射性物質の濃度(空気中)を監視し、及び測			
る設計とし、放射能観測車を代替し得る十分な台数を保管	可搬型放射線計測装置は、重大事故等が発生した場合	定し、並びにその結果を記録し、保存できるように測定値			
<u>する。</u>	に,発電所及びその周辺において,発電用原子炉施設から	を表示できる設計とし、放射能観測車を代替し得る十分な			
	放出される放射性物質の濃度(空気中)を監視し、及び測	個数を保管する設計とする。_			
	定し、並びにその結果を記録できるように測定値を表示す	<中略>			
	る設計とし、放射能観測車を代替し得る十分な台数を保管				
	<u>する。</u>				
	<中略>				
	c. 可搬型放射線計測装置等による放射性物質の濃度及び放	1.1 放射線管理用計測装置			
	c. 可搬型放射線計測装置等による放射性物質の濃度及び放射線量の測定	1.1 放射線管理用計測装置 <中略>			
放射性物質の濃度及び放射線量を測定するためのチ(2)-			設計及び工事の計画の		
放射性物質の濃度及び放射線量を測定するためのF(2)- ① 重大事故等対処設備として、F(2)-® 可搬型放射線計測	射線量の測定	<中略>			
	射線量の測定 重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺(発	<中略> 重大事故等が発生した場合に発電所及びその周辺(発電	チ(2)-⑰は,設置変更許		
①重大事故等対処設備として、 f(2)-18可搬型放射線計測	射線量の測定 <u>重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺(発</u> <u>電所の周辺海域を含む。)において、発電用原子炉施設か</u>	<中略> 重大事故等が発生した場合に発電所及びその周辺(発電所の周辺海域を含む。)において、発電用原子炉施設から	f(2)-① は、設置変更許 可申請書(本文(五号))		
① 重大事故等対処設備として、 f(2)-®可搬型放射線計測装置は、重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺(発電所の周辺海域を含む。)において、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度(空気中、水中、土	射線量の測定 重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺(発 電所の周辺海域を含む。)において、発電用原子炉施設か ら放出される放射性物質の濃度(空気中、水中、土壌中)	< 中略 > 重大事故等が発生した場合に発電所及びその周辺(発電所の周辺海域を含む。)において、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び	f(2)-① は、設置変更許 可申請書(本文(五号))		
①重大事故等対処設備として、 f(2)-®可搬型放射線計測装置は、重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺(発電所の周辺海域を含む。)において、発電用原子炉	射線量の測定 重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺(発 電所の周辺海域を含む。)において、発電用原子炉施設か ら放出される放射性物質の濃度(空気中、水中、土壌中) 及び放射線量を測定するための重大事故等対処設備とし	<中略> 重大事故等が発生した場合に発電所及びその周辺(発電所の周辺海域を含む。)において、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するために、「f(2)-①移動	f(2)-① は、設置変更許 可申請書(本文(五号)) のf(2)-① を具体的に		
① 重大事故等対処設備として、 f(2)-®可搬型放射線計測装置は、重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺(発電所の周辺海域を含む。)において、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度(空気中、水中、土	射線量の測定 重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺(発 電所の周辺海域を含む。)において、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度(空気中、水中、土壌中) 及び放射線量を測定するための重大事故等対処設備として、可搬型放射線計測装置及び小型船舶を使用する。	<中略> 重大事故等が発生した場合に発電所及びその周辺(発電所の周辺海域を含む。)において、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するために、「チ(2)-①移動式周辺モニタリング設備を保管する設計とする。	f(2)-①は、設置変更許可申請書(本文(五号))のf(2)-②を具体的に記載しており整合して		
① 重大事故等対処設備として、 f(2)-®可搬型放射線計測装置は、重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺(発電所の周辺海域を含む。)において、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度(空気中、水中、土壌中)及び放射線量を監視し、 f(2)-⑩及び測定し、並び	射線量の測定 重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺(発 電所の周辺海域を含む。)において、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度(空気中、水中、土壌中) 及び放射線量を測定するための重大事故等対処設備として、可搬型放射線計測装置及び小型船舶を使用する。 可搬型放射線計測装置は、重大事故等が発生した場合	<中略> 重大事故等が発生した場合に発電所及びその周辺(発電所の周辺海域を含む。)において、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するために、「チ(2)-①移動式周辺モニタリング設備を保管する設計とする。	f(2)-①は、設置変更許可申請書(本文(五号))のf(2)-②を具体的に記載しており整合して		
①重大事故等対処設備として、F(2)-®可搬型放射線計測装置は、重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺(発電所の周辺海域を含む。)において、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度(空気中、水中、土壌中)及び放射線量を監視し、F(2)-®及び測定し、並びにその結果を記録できるように測定値を表示する設計と	射線量の測定 重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺(発 電所の周辺海域を含む。)において、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度(空気中、水中、土壌中) 及び放射線量を測定するための重大事故等対処設備として、可搬型放射線計測装置及び小型船舶を使用する。 可搬型放射線計測装置は、重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺(発電所の周辺海域を含む。)に	<中略> 重大事故等が発生した場合に発電所及びその周辺(発電所の周辺海域を含む。)において、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するために、「(2)-①移動式周辺モニタリング設備を保管する設計とする。 <中略>	F(2)-①は、設置変更許可申請書(本文(五号))のF(2)-①を具体的に記載しており整合している。		
①重大事故等対処設備として、F(2)-®可搬型放射線計測装置は、重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺(発電所の周辺海域を含む。)において、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度(空気中、水中、土壌中)及び放射線量を監視し、F(2)-®及び測定し、並びにその結果を記録できるように測定値を表示する設計とする。発電所の周辺海域においては、小型船舶をF(2)-∞	射線量の測定 重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺(発 電所の周辺海域を含む。)において、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度(空気中、水中、土壌中) 及び放射線量を測定するための重大事故等対処設備として、可搬型放射線計測装置及び小型船舶を使用する。 可搬型放射線計測装置は、重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺(発電所の周辺海域を含む。)に おいて、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃	<中略> 重大事故等が発生した場合に発電所及びその周辺(発電所の周辺海域を含む。)において、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するために、「(2)-①移動式周辺モニタリング設備を保管する設計とする。 <中略> 1.1.4 移動式周辺モニタリング設備	f(2)-⑰は,設置変更許 可申請書(本文(五号)) のf(2)-⑰を具体的に 記載しており整合している。 設計及び工事の計画の f(2)-⑱は,設置変更許 可申請書(本文(五号))		
①重大事故等対処設備として、F(2)-®可搬型放射線計測装置は、重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺(発電所の周辺海域を含む。)において、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度(空気中、水中、土壌中)及び放射線量を監視し、F(2)-®及び測定し、並びにその結果を記録できるように測定値を表示する設計とする。発電所の周辺海域においては、小型船舶をF(2)-∞	射線量の測定 重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺(発 電所の周辺海域を含む。)において、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度(空気中、水中、土壌中) 及び放射線量を測定するための重大事故等対処設備として、可搬型放射線計測装置及び小型船舶を使用する。 可搬型放射線計測装置は、重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺(発電所の周辺海域を含む。)に おいて、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度(空気中、水中、土壌中)及び放射線量を監視し、及び	<中略> 重大事故等が発生した場合に発電所及びその周辺(発電所の周辺海域を含む。)において、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するために、「(2)-① 移動式周辺モニタリング設備を保管する設計とする。 <中略> 1.1.4 移動式周辺モニタリング設備 <中略>	f(2)-①は、設置変更許可申請書(本文(五号))のf(2)-①を具体的に記載しており整合している。設計及び工事の計画のf(2)-®は、設置変更許		
①重大事故等対処設備として、F(2)-®可搬型放射線計測装置は、重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺(発電所の周辺海域を含む。)において、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度(空気中、水中、土壌中)及び放射線量を監視し、F(2)-®及び測定し、並びにその結果を記録できるように測定値を表示する設計とする。発電所の周辺海域においては、小型船舶をF(2)-∞	射線量の測定 重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺(発 電所の周辺海域を含む。)において、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度(空気中、水中、土壌中) 及び放射線量を測定するための重大事故等対処設備として、可搬型放射線計測装置及び小型船舶を使用する。 可搬型放射線計測装置は、重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺(発電所の周辺海域を含む。)に おいて、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度(空気中、水中、土壌中)及び放射線量を監視し、及び 測定し、並びにその結果を記録できるように測定値を表示	<中略> 重大事故等が発生した場合に発電所及びその周辺(発電所の周辺海域を含む。)において、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するために、F(2)-①移動式周辺モニタリング設備を保管する設計とする。 <中略> 1.1.4 移動式周辺モニタリング設備 <中略> 重大事故等が発生した場合に発電所及びその周辺(発電	f(2)-①は、設置変更許可申請書(本文(五号))のf(2)-⑦を具体的に記載しており整合している。設計及び工事の計画のf(2)-⑧は、設置変更許可申請書(本文(五号))のf(2)-⑱を具体的に		
①重大事故等対処設備として、F(2)-®可搬型放射線計測装置は、重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺(発電所の周辺海域を含む。)において、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度(空気中、水中、土壌中)及び放射線量を監視し、F(2)-®及び測定し、並びにその結果を記録できるように測定値を表示する設計とする。発電所の周辺海域においては、小型船舶をF(2)-∞	射線量の測定 重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺(発 電所の周辺海域を含む。)において、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度(空気中、水中、土壌中) 及び放射線量を測定するための重大事故等対処設備として、可搬型放射線計測装置及び小型船舶を使用する。 可搬型放射線計測装置は、重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺(発電所の周辺海域を含む。)に おいて、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度(空気中、水中、土壌中)及び放射線量を監視し、及び 測定し、並びにその結果を記録できるように測定値を表示 する設計とする。発電所の周辺海域においては、小型船舶	本事故等が発生した場合に発電所及びその周辺(発電所の周辺海域を含む。)において、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するために、 F(2)-① 移動式周辺モニタリング設備を保管する設計とする。 <中略 >	f(2)-①は、設置変更許可申請書(本文(五号))のf(2)-⑦を具体的に記載しており整合している。設計及び工事の計画のf(2)-⑧は、設置変更許可申請書(本文(五号))のf(2)-⑱を具体的に		
①重大事故等対処設備として、F(2)-®可搬型放射線計測装置は、重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺(発電所の周辺海域を含む。)において、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度(空気中、水中、土壌中)及び放射線量を監視し、F(2)-®及び測定し、並びにその結果を記録できるように測定値を表示する設計とする。発電所の周辺海域においては、小型船舶をF(2)-∞	射線量の測定 重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺(発 電所の周辺海域を含む。)において、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度(空気中、水中、土壌中) 及び放射線量を測定するための重大事故等対処設備として、可搬型放射線計測装置及び小型船舶を使用する。 可搬型放射線計測装置は、重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺(発電所の周辺海域を含む。)において、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度(空気中、水中、土壌中)及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できるように測定値を表示する設計とする。発電所の周辺海域においては、小型船舶を用いる設計とする。	本事故等が発生した場合に発電所及びその周辺(発電所の周辺海域を含む。)において、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するために、「(2)-①移動式周辺モニタリング設備を保管する設計とする。 本事故等が発生した場合に発電所及びその周辺(発電所の周辺海域を含む。)において、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度(空気中、水中、土壌中)及	f(2)-⑰は、設置変更許可申請書(本文(五号))のf(2)-⑰を具体的に記載しており整合している。設計及び工事の計画のf(2)-⑱は、設置変更許可申請書(本文(五号))のf(2)-⑱を具体的に記載しており整合して		
①重大事故等対処設備として、F(2)-®可搬型放射線計測装置は、重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺(発電所の周辺海域を含む。)において、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度(空気中、水中、土壌中)及び放射線量を監視し、F(2)-®及び測定し、並びにその結果を記録できるように測定値を表示する設計とする。発電所の周辺海域においては、小型船舶をF(2)-∞	射線量の測定 重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺(発 電所の周辺海域を含む。)において、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度(空気中、水中、土壌中) 及び放射線量を測定するための重大事故等対処設備として、可搬型放射線計測装置及び小型船舶を使用する。 可搬型放射線計測装置は、重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺(発電所の周辺海域を含む。)において、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度(空気中、水中、土壌中)及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できるように測定値を表示する設計とする。発電所の周辺海域においては、小型船舶を用いる設計とする。	《中略》 重大事故等が発生した場合に発電所及びその周辺(発電所の周辺海域を含む。)において、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するために、「(2)-①移動式周辺モニタリング設備を保管する設計とする。 《中略》 1.1.4 移動式周辺モニタリング設備 《中略》 重大事故等が発生した場合に発電所及びその周辺(発電所の周辺海域を含む。)において、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度(空気中、水中、土壌中)及び放射線量を監視するための「(2)-®)移動式周辺モニタリ	F(2)-①は、設置変更許可申請書(本文(五号))の F(2)-①を具体的に記載しており整合している。設計及び工事の計画の F(2)-⑱は、設置変更許可申請書(本文(五号))の F(2)-⑱を具体的に記載しており整合している。		

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備	考
		を表示できる設計とし,可搬型ダスト・よう素サンプラ(個	可申請書(本文(五号))		<u> </u>
		数2 (予備1)) <u>,小型船舶</u> (個数1 (予備1)) <u>を</u> F(2)-20	のƒ(2)-19と同義であ		
			り整合している。		
		<中略>			
			設計及び工事の計画の		
			チ(2)-20は,設置変更許		
			可申請書(本文(五号))		
			のƒ(2)-20と同義であ		
			り整合している。		
これらの設備は、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器	これらの設備は,炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器	これらの設備は,炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器			
の破損が発生した場合に放出されると想定される放射性	の破損が発生した場合に放出されると想定される放射性	の破損が発生した場合に放出されると想定される放射性			
物質の濃度及び放射線量を測定できる設計とする。	物質の濃度及び放射線量を測定できる設計とする。	物質の濃度及び放射線量を測定できる設計とする。			
	(2) 風向,風速その他の気象条件の測定に用いる設備	1.1.5 環境測定装置			
	a. 代替気象観測設備による気象観測項目の代替測定	<中略>			
重大事故等が発生した場合に発電所において風向, 風速	気象観測設備が機能喪失した場合にその機能を代替す	重大事故等が発生した場合に発電所において,風向,風			
その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するため	る重大事故等対処設備として、代替気象観測設備を使用す	速その他の気象条件を測定し,及びその結果を記録するた			
の設備として、代替気象観測設備を設ける。	る。	めの設備として,代替気象観測設備 (個数1 (予備1)) を			
		保管する設計とする。			
気象観測設備が機能喪失した場合にその機能を代替す	代替気象観測設備は、重大事故等が発生した場合に、発	気象観測設備が機能喪失した場合にその機能を代替す			
る重大事故等対処設備として、代替気象観測設備は、重大	電所において風向, 風速その他の気象条件を測定し, 及び	る重大事故等対処設備として,代替気象観測設備は,重大			
事故等が発生した場合に、発電所において風向、風速その	その結果を記録できる設計とし、気象観測設備を代替し得	事故等が発生した場合に,発電所において,風向,風速そ			
他の気象条件を測定し、及びその結果を記録できる設計と	る十分な台数を保管する。	の他の気象条件を測定し,及びその結果を記録できる設計			
<u>する。</u>		<u>とする。</u>			
代替気象観測設備の指示値は,衛星系回線により伝送	代替気象観測設備の指示値は,衛星系回線により伝送	代替気象観測設備の指示値は、衛星系回線により伝送			
し、緊急時対策所で監視できる設計とする。	し、緊急時対策所で監視できる設計とする。	し、緊急時対策所で代替気象観測設備データ処理装置にて			
	代替気象観測設備で測定した風向、風速その他の気象条	監視できる設計とする。			
	件は、電源喪失により保存した記録が失われないよう、電	<中略>			
	磁的に記録、保存する設計とする。また、記録は必要な容				
	量を保存できる設計とする。				
	<中略>				

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性		 考
以直及文川 引于明音(个人(五勺))	(3) モニタリングポストの代替交流電源設備	1.1.3 固定式周辺モニタリング設備	走口に	V⊞	
		(中略>)			
モニタリングポストは,チ(2)-②非常用交流電源設備に	モニタリングポストは,非常用交流電源設備に接続して	モニタリングポストは,外部電源が使用できない場合に	設計及び工事の計画の		
接続しており、非常用交流電源設備からの給電が喪失した	おり、非常用交流電源設備からの給電が喪失した場合は、	 おいても,非常用交流電源設備により,空間線量率を計測	チ(2)-②は、設置変更許		
場合は、代替電源設備である常設代替交流電源設備から給	代替交流電源設備である常設代替交流電源設備から給電	することができる設計とする。 <mark>さら</mark> に, <u>モニタリングポス</u>	可申請書(本文(五号))		
電できる設計とする。	できる設計とする。	トは <u>、</u> 専用の無停電電源装置を有し、電源切替時の短時間	のƒ(2)-②と同義であ		
	<中略>	の停電時に電源を供給できる設計とし、チ(2)-②重大事故	り整合している。		
		等が発生した場合には、非常用交流電源設備に加えて、代			
		替電源設備である常設代替交流電源設備から給電できる			
		<u>設計とする。</u>			
		<中略>			
常設代替交流電源設備については,「ヌ(2)(iv) 代替電	常設代替交流電源設備については、「10.2 代替電源設		設置変更許可申請書(本		
源設備」に記載する。	備」に記載する。		文(五号))「ヌ(2)(iv)		
			代替電源設備」に示す。		
	第8.1-1表 放射線管理設備の主要機器仕様				
スタック放射線モニタ 一式	(3) 放射線監視設備 1式		設置変更許可申請書(本		
			文 (五号)) の「スタッ		
			ク放射線モニタ」は、本		
			工事計画の対象外であ		
			る。		
	第8.1-1表 放射線管理設備の主要機器仕様				
放射性廃棄物放出水モニター式	(3) 放射線監視設備 1式		設置変更許可申請書(本		
			文 (五号)) の「放射性		
			廃棄物放出水モニタ」		
			は,本工事計画の対象外		
			である。		

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備	考
	第8.1-1表 放射線管理設備の主要機器仕様	1.1 放射線管理用計測装置			
		<中略>			
チ(2)-②気象観測設備(1号,2号及び3号炉共用,既	(3) 放射線監視設備 1式	発電所外へ放出する放射性物質の濃度,周辺監視区域境	設計及び工事の計画の		
設) 一式		界付近の空間線量率等を監視するためにプロセスモニタ	(2)-②は,設置変更許可		
		リング設備、固定式周辺モニタリング設備及び移動式周辺	申請書(本文(五号))		
		モニタリング設備を設ける設計とする。また,風向,風速	のƒ(2)-22と同義であり		
		その他の気象条件を測定するため、環境測定装置を設ける	整合している。		
		設計とする。			
		<中略>			
		1.1.5 環境測定装置			
		放射性気体廃棄物の放出管理,発電所周辺の一般公衆の			
		線量評価,一般気象データ収集及び発電用原子炉施設の外			
		部の状況を把握するためのF(2)-② 気象観測設備 (第1号機			
		設備,第1,2,3号機共用(以下同じ。))を設け,計測			
		結果を中央制御室に表示できる設計とする。また,発電所			
		敷地内における風向及び風速の計測結果を記録し、及び保			
		存することができる設計とする。			
		<中略>			

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性 備 考
	第8.1-1表 放射線管理設備の主要機器仕様		
f(2)-図周辺モニタリング設備	(3) 放射線監視設備 1式	【放射線管理施設】 (要目表)	
(1号, 2号及び3号炉共用, 既設) 一式		(3) 固定共周辺モニタリング設備 変 更 前	変 更 後
		名称	検出器の ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
		系統名 (ライン名)	変更なし
		展外 NaI (TI) シンチレー ボスト (第 1 号機設 (第 1 号機設	反外 0.P. 約91m, 0.P. 約125u, 0.P. 約122m, 0.P. 約125u, 0.P. 約122m, 0.P. 約130m, 0.P. 約49m, 0.P. 約38m 設置床 変更なし 監視はモニタリングポヘト設 変更なし
		 億,第1.2.3 号 機共月) *1 機共月) かり 機共月) がり 機大月) がり は大月) がり<th>置場所,中央制御室及び緊急時対 策所,記録はモニタリングボスト 設置場所及び1号機制御建屋)</th>	置場所,中央制御室及び緊急時対 策所,記録はモニタリングボスト 設置場所及び1号機制御建屋)
		$A \neq V$ $10^4 \sim 10^9$ $10^4 \sim 10^9$ $ 6^{\pm 2,\pm 4}$ $+$ $ -$	遊水防護上の 区間番号 遊水防護上の
		注記 *1:記載の適正化を行う。限工事計画書には「モニタリングポスト」と記載。 *2:記載の適正化を行う。限工事計画書には「計測範囲与で可変」と記載。 *3:記載の適正化を行う。既工事計画書には「発電所周辺監視区域境界周辺に6個所設置(警報、計測値はモニタごとしま4:モニタリングポストは6箇所あり、モニタリングポスト1箇所あたりの検出器の個数は「1」である。	
チ(2)-②放射能観測車(1号,2号及び3号炉共用,既 設) 一式	第8.1-1表 放射線管理設備の主要機器仕様 (3) 放射線監視設備 1式	様類 範囲 では では では では では では では で	変更後 付箇所*6 名称 核出器の 種類 計測範囲 管報動作 範囲 個数 取付箇所 ア 0. P. 約62m 変更なし
		*2: 記載の適正化を行う。既工事計画書には「フィールドモニタ」と記載。 *3: 記載の適正化を行う。既工事計画書には「放射性メスト測定装置」と記載。 *4: 記載の適正化を行う。既工事計画書には「放射性よう素測定装置」と記載。 *5: 記載の適正化を行う。既工事計画書には「放射線移動観測車」と記載。 *6: 記載の適正化を行う。既工事計画書には「放射線移動観測車」と記載。	
		・設計及び工事の計画の (2)-24は、設置変更許可申請書載しており整合している。	書(本文(五号))の ƒ(2)− @を具体的に記

可能型生 子 高	設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性備	考
野性様			既用及0工事が用固 版コ事業	正 口 I工	77
(1) 環境モニタリング設備 a. 移動大モニタリング設備 (a) 可酸型モニタリング設備 (b) 可酸型モニタリング設備 (c) 可酸型モニタリング以及ト 兼用する数値は及どのとおり。 ・ 集合財産が無に成大事故実験) 機関 Nal (T1) シンチレーション式検出器 ・ 計測範囲 の 10 ではなり。 ・ 集合財産が、 10 では、			【放射線管理施設】 (要目表)		
a. 多動式モニタリングボスト (3) 可能型モニタリングボスト 推用土金製鋼は以下の入記り。 ・監急地 客談(選及下の入記り。 ・監急地 客談(日本) ・監急地 客談(日本) ・事体大後用器 計測範囲 0 ~ 10%の(人) 金 数 9 (予備2) (活送方法 衛星系回線 (4) 多数大き 三 タリング 表別。 (5) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本					
回接型モニタリングボスト 接加する設備は以下のとおり。					
***	可郷刑エータリングポスト				
- SC 会財対策所 (集大事終等時)。 神鏡 Na I (T1) シンテレーション式検出器 半導体式検出器 計 調範囲 0 ~10 % 5 / h 数 9 (予備2)			名 検出器の 計測銃圏 警報動作 (個種 取分禁所 名称 検出器の 計測銃関 警報動作		
接頭 Na I (T1) シンチレーション式検出器	/ (2) @ (://(0/(VI)			district.	
(2) - 趣 台数 9 (子偏 2) (2) - 趣 台数 9 (子偏 2) (2) - 趣 台数 9 (子偏 2) (公差方法 衛星系回線 (日本) (日本)<				保管場所: 保管場所:	Wales on the Original
計測範囲 0 ~10°ncy / h				第2保管エリア 0.P.約62m	未还至 U. F. #909Ⅲ
(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)				(各面) [1]	H.崇禧 园
(公送力法 衛星系回線 「「「	(7.1年0)		- 可搬型モータ 0~10 ⁹ n6y/h (). P. 約69m: 1箇所)
(公送方法 - 神聖永 中華 中華 中華 中華 中華 中華 中華 中	<u> </u>			O. P. 約 49m, O. P. 約38m) · 発電所海側	
			半導体式	造水防護上の	£-2F-2
(元本 * : 単版のうち、1 (千毎日) (12版の時刊 2 (12版の刊 2 (12版の刊 2 (12版の時刊 2 (12				溢水防御上の	0.00m EL fr
ポスト」は、設置変更許 可申請書(本文(五号)) におけるF(2)-図を設 計及び工事の計画の「放 射線管理施設」のうち 「放射線管理用計測装			注記 *:個数のうち、1 (予備1) は緊急時対策所の加圧判断用と兼用する。	1	7 THE PROPERTY OF THE PROPERTY
ポスト」は、設置変更許 可申請書(本文(五号)) におけるF(2)-図を設 計及び工事の計画の「放 射線管理施設」のうち 「放射線管理用計測装					
ポスト」は、設置変更許 可申請書(本文(五号)) におけるF(2)-図を設 計及び工事の計画の「放 射線管理施設」のうち 「放射線管理用計測装					
可申請書 (本文 (五号)) における (元分) を設 計及び工事の計画の「放 射線管理施設」のうち 「放射線管理用計測装					
における (大(2) - (3) を設計及び工事の計画の「放射線管理施設」のうち 「放射線管理用計測装					
計及び工事の計画の「放射線管理施設」のうち 「放射線管理用計測装					
射線管理施設」のうち 「放射線管理用計測装					
「放射線管理用計測装					
置」に整理しており整合					
				置」に整理しており整合	
している。				している。	
				_	
設計及び工事の計画の例				<u> </u>	
(2) - 36 は、設置変更許可					
申請書(本文(五号))					
の $f(2)$ - g と同義であり				の (2) - 26 と同義であり	
整合している。				整合している。	

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
(大(2)-②) 可搬型放射線計測装置 一式 (予備を含む。)	(b) 可搬型放射線計測装置 (b-1) 可搬型ダスト・よう素サンプラ 台 数 2 (予備1)	【放射線管理施設】(基本設計方針) 1.1.4 移動式周辺モニタリング設備 <中略> 重大事故等が発生した場合に発電所及びその周辺(発電所の周辺海域を含む。)において、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度(空気中、水中、土壌中)及び放射線量を監視するための移動式周辺モニタリング設備として、γ線サーベイメータ、β線サーベイメータ、α線サーベイメータ及び電離箱サーベイメータを設け、測定結果を記録し、保存できるように測定値を表示できる設計とし、「(2)-②可搬型ダスト・よう素サンプラ(個数2(予備1))、小型船舶(個数1(予備1))を保管する設計とする。	設計及び工事の計画の 「γ線サーベイメー タ」,「β線サーベイメ ータ」,「α線サーベイ メータ」,「電離箱サー ベイメータ」は,設置変 更許可申請書(本文(五 号))の「可搬型放射能	加
	(b-2) γ線サーベイメータ 種 類 NaI (T1) シンチレーション式検出器 計測範囲 0~30k s ⁻¹ 台 数 2 (予備1)	【放射線管理施設】(要目表) (4) 移動式周辺モニタリング設備	る。 設計及び工事の計画の F(2)-②は、設置変更許 可申請書(本文(五号)) のF(2)-②を具体的に 記載しており整合して いる。	サ(2) - ② 取付簡所 - 管場所: 繁忽吟対策建建 - 0. P. 約57a (付箇所: - 2個 -) K-81P-8 原土0.00m以上:

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性 備 考
		6 6(1) 99(7) 6 5(4) 6 6(1) 7 (1) 6 6(1) 99(7)	金 里 淡
	(b-3) <mark>β線サーベイメータ</mark>	名称 健頻 計測範囲 電	前開 範囲 版付萬所
	種 類 GM管式検出器		(ライン名)
	計測範囲 0∼100k min ⁻¹		保管場所:
	台 <u></u> 数 <u>2 (予備 1)</u>		微電床 取付箇所: (2間 *
		- I A B W ソー・イイ A G M管 0~10 min*	
			総本的親上の 医調番号 K-BIF-8
			溢水的跳上の 秘密が必要な
		注記 *・発電所及びその周辺(発電所の周辺海域を含む。)のうち、任意の場所でロステクサング時に使用する。	商台
		We We Adv	
	(b-4) α線サーベイメータ	検出器の 警報動作 接出器の	警報動作 meth methods
		文書 種類 di 別面の 範囲 傷気 双(TMP) な書 種類 di 別面	(東)田
			(ライン系) 保幹場所:
	計測範囲 O ~ 100k min ⁻¹		・緊急時対策建屋 0. P. 約57m
	<u>台</u> 数 <u>1(予備1)</u>	α線サーベイメ ZnS (Ag) シンチ 0~10	100k 1 1個
			途水防線上の K-SIF-8
			医顕著号
			配置が必要な
		注記 *:発電所及びその周辺(発電所の周辺郷域を含む。)のうち、仕意の場所でのセニタリング時に使用する。	
		徐出界の 整規動作	<u>変 単 後</u>
	(b-5) <u>電離箱サーベイメータ</u>	名称 計測範囲 留敷 取付箇所 名称 種類 計測範	前用 館用 但教 取付前所 (二)
	種 類 電離箱式検出器		(7/1/4)
	計測範囲 0.001mSv/h~1000mSv/h		保管場所: - 聚急時対策建屋 0.P.約57m
	<u>2 (予備 1)</u>	電離箱サーベイ 電解箱 0.001~	1000 2 (チ備1) 蒙匿床 取付箇所: (2個 *
		х·-Э чанын m3v/	(チ備1) * * * * * * * * * * * * * * * * * * *
			国産が研究となり 配産が必要な 永上9.00m以上 高さ
		注記 本:発電所及びその周辺(発電所の周辺海域を含む。)のうち、任意の場所でのモニタケンプ時に設用する。	

設置変更許可申請書 (本文(五号)) 設置変更計可申請書 (添付書顛八) 該当事項 整合性 備	考
大型船舶 大型船舶 重大事故等が発生した場合に発電所及びその周辺(発電 設計及び工事の計画の日 (2) - 図は数 1 (予備1) 類別の関辺海域を含む。)において、発電用原子炉施設から 放出される放射性物質の濃度(空気中、水中、土壌中)及 び放射線量を監視するための移動式周辺モニタリング設 備として、ヶ線サーベイメータ、β線サーベイメータ、α線サーベイメータ及び電離箱サーベイメータを設け、測定 結果を記録し、保存できるように測定値を表示できる設計 とし、可搬型ダスト・よう素サンプラ (個数 2 (予備 1))、小型船舶 (下(2) - 図 (個数 2 (予備 1))、企果管する設計とする。	
加型船舶 (大変) (大変)	
所の周辺海域を含む。)において、発電用原子炉施設から 放出される放射性物質の濃度(空気中、水中、土壌中)及 び放射線量を監視するための移動式周辺モニタリング設 備として、y線サーベイメータ、β線サーベイメータ、α 線サーベイメータ及び電離箱サーベイメータを設け、測定 結果を記録し、保存できるように測定値を表示できる設計 とし、可搬型ダスト・よう素サンプラ(個数 2 (予備 1))、 小型船舶 (F(2)-③個数 1 (予備 1)) を保管する設計とす る。	
所の周辺海域を含む。)において、発電用原子炉施設から 放出される放射性物質の濃度(空気中、水中、土壌中)及 び放射線量を監視するための移動式周辺モニタリング設 備として、γ線サーベイメータ及び電離箱サーベイメータ、β線サーベイメータを設け、測定 結果を記録し、保存できるように測定値を表示できる設計 とし、可搬型ダスト・よう素サンプラ(個数 2 (予備 1))、 小型船舶(F(2)-③個数 1 (予備 1)) を保管する設計とす る。	
放出される放射性物質の濃度(空気中、水中、土壌中)及 び放射線量を監視するための移動式周辺モニタリング設 備として、γ線サーベイメータ、β線サーベイメータ、α 線サーベイメータ及び電離箱サーベイメータを設け、測定 結果を記録し、保存できるように測定値を表示できる設計 とし、可搬型ダスト・よう素サンプラ(個数 2 (予備 1))、 小型船舶 (F(2)-® 個数 1 (予備 1)) を保管する設計とす る。	
備として、γ線サーベイメータ、β線サーベイメータ、α 線サーベイメータ及び電離箱サーベイメータを設け、測定 結果を記録し、保存できるように測定値を表示できる設計 とし、可搬型ダスト・よう素サンプラ (個数 2 (予備 1))、 小型船舶 (F(2)-128) 個数 1 (予備 1)) を保管する設計とす る。	
線サーベイメータ及び電離箱サーベイメータを設け、測定 結果を記録し、保存できるように測定値を表示できる設計 とし、可搬型ダスト・よう素サンプラ(個数 2 (予備 1))、 小型船舶 (F(2)-108) 個数 1 (予備 1)) を保管する設計とす る。	
結果を記録し、保存できるように測定値を表示できる設計とし、可搬型ダスト・よう素サンプラ (個数 2 (予備 1))、	
とし、可搬型ダスト・よう素サンプラ (個数 2 (予備 1))、 <u>小型船舶 (F(2)-® 個数 1 (予備 1))</u> を保管する設計とす る。	
<u>小型船舶(ƒ(2)−圏個数1(予備1))</u> を保管する設計とする。	
る。 	
<中略>	
1.1.5 環境測定装置	
<中略>	
<u>代替気象観測設備</u>	
<u>f(2)-図台数 1 (予備1)</u> 観測項目 風向,風速,日射量,放射収支量,降水量 速その他の気象条件を測定し,及びその結果を記録するた (2)-図は,設置変更許可	
<u>台 数 1 (予備1)</u> めの設備として, <u>代替気象観測設備 (チ(2)-29 個数 1 (予備</u> 申請書 (本文 (五号))	
伝送方法 衛星系回線 1) を保管する設計とする。 のF(2)-20 と同義であり	
<中略> 整合している。	

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備	考
リ 原子炉格納施設の構造及び設備			設置変更許可申請書(本		
			文(五号)) リ項におい		
			て, 設計及び工事の計画		
			の内容は, 以下のとおり		
			整合している。		
(1) 原子炉格納容器の構造	9. 原子炉格納施設	【原子炉格納施設】(基本設計方針)			
	9.1 原子炉格納施設	1. 原子炉格納容器			
	9.1.1 通常運転時等	1.1 原子炉格納容器本体等			
	9.1.1.1 概要				
原子炉格納施設は,原子炉格納容器及び補助系 (収1)-	原子炉格納施設は、冷却材喪失事故時に発生する放射性	原子炉格納施設は、設計基準対象施設として、リ(1)-③	設計及び工事の計画の		
①格納容器内ガス濃度制御系, リ(1)-②格納容器スプレイ	物質を原子炉格納容器で隔離し、所定の漏えい量以下に抑	原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障	リ(1)-①は,設置変更許		
冷却系) リ(1)-③からなる一次格納施設並びに原子炉建屋	えることによりその放射性物質の大気への放出を十分低	の際に漏えいする放射性物質が公衆に放射線障害を及ぼ	可申請書(本文(五号))		
原子炉棟及び非常用ガス処理系リ(1)-④からなる二次格納	い量に抑制する機能を持ち、原子炉格納容器及び補助系	すおそれがない設計とする。	のリ(1)-①と同一設備		
施設で構成する。	(格納容器内ガス濃度制御系,格納容器スプレイ冷却系)	<中略>	であり整合している。		
	で構成する一次格納施設並びに原子炉建屋原子炉棟(以下				
	9. では「原子炉棟」という。) 及び非常用ガス処理系で構	1.1 原子炉格納容器本体等	設計及び工事の計画の		
	成する二次格納施設がある。	<中略>	リ(1)-②は、設置変更許		
		原子炉格納容器は、残留熱除去系(格納容器スプレイ冷	可申請書(本文(五号))		
		却モード) とあいまって原子炉冷却材圧力バウンダリ配管	の『(1)-②と同一設備		
		の最も過酷な破断を想定し、これにより放出される原子炉	であり整合している。		
		冷却材のエネルギによる冷却材喪失時の圧力、温度及び設			
		計上想定された地震荷重に耐える設計とする。また,冷却	設計及び工事の計画の		
		材喪失時及び主蒸気逃がし安全弁作動時において、原子炉	リ(1)-③は、設置変更許		
		格納容器に生じる動荷重に耐える設計とする。	可申請書(本文(五号))		
		<中略>	の』(1)-③を具体的に		
			記載しており整合して		
		3. 圧力低減設備その他の安全設備	いる。		
		3.3 放射性物質濃度制御設備及び可燃性ガス濃度制御設			
		備並びに格納容器再循環設備	設計及び工事の計画の		
		3.3.2 可燃性ガス濃度制御系	リ(1)-④は,設置変更許		
		冷却材喪失事故時に原子炉格納容器内で発生する水素	可申請書(本文(五号))		
		及び酸素の反応を防止するため, $\boxed{\hspace{-0.1cm} \rule{0.1cm}{0.5cm}\hspace{-0.1cm}}$ 可燃性ガス濃度	の』(1)-④を具体的に		
		制御系を設け、原子炉格納容器調気系により原子炉格納容	記載しており整合して		
		器内に窒素を充填することとあいまって,可燃限界に達し	いる。		

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備	考
		ないための制限値である水素濃度4vol%未満又は酸素濃			
		度5vo1%未満に維持できる設計とする。			
		3.2 原子炉格納容器安全設備			
		3.2.1 リ(1)-②原子炉格納容器スプレイ冷却系			
		原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故			
		障の際に原子炉格納容器から気体状の放射性物質が漏え			
		いすることによる敷地境界外の実効線量が「発電用軽水型			
		原子炉施設の安全評価に関する審査指針(平成2年8月30日			
		原子力安全委員会)」に規定する線量を超えないよう,当			
		該放射性物質の濃度を低減する設備として残留熱除去系			
		(格納容器スプレイ冷却モード)を設置する。			
		<中略>			
		2. 原子炉建屋			
		2.1 原子炉建屋原子炉棟等			
		リ(1)-④原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊			
		又は故障の際に原子炉格納容器から気体状の放射性物質			
		が漏えいすることによる敷地境界外の実効線量が「発電用			
		軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針(平成2年8			
		月30日原子力安全委員会)」に規定する線量を超えないよ			
		う, 当該放射性物質の濃度を低減する設備として原子炉建			
		屋原子炉棟を設置する。			
		原子炉建屋原子炉棟は、原子炉格納容器を収納する建屋			
		であって、非常用ガス処理系等により、内部の負圧を確保			
		し,原子炉格納容器から放射性物質の漏えいがあっても発			
		電所周辺に直接放出されることを防止する設計とする。			
		原子炉建屋原子炉棟に開口部を設ける場合には,気密性			
		を確保する設計とする。			
		<中略>			
		3.3 放射性物質濃度制御設備及び可燃性ガス濃度制御設			
		備並びに格納容器再循環設備			
		3.3.1 非常用ガス処理系			
		原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故			

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備	考
		障の際に原子炉格納容器から気体状の放射性物質が漏え			
		いすることによる敷地境界外の実効線量が「発電用軽水型			
		原子炉施設の安全評価に関する審査指針(平成2年8月30日			
		原子力安全委員会)」に規定する線量を超えないよう,当			
		該放射性物質の濃度を低減する設備として <u>非常用ガス処</u>			
		<u>理系</u> を設置する。			
		<中略>			
	9.1.1.4.1 一次格納施設	【原子炉格納施設】(要目表)			
	9.1.1.4.1.1 原子炉格納容器	7. 原子炉格納施設 7.1 原子炉格納容器			
原子炉格納容器は,』(1)-⑤上下部半球円筒形のドライ	原子炉格納容器は,原子炉圧力容器,原子炉再循環ルー	(1) 原子炉格納容器本体	設計及び工事の計画の		
ウェル及び円環形のサプレッションチェンバ <mark>リ(1)-⑥</mark> 等カ	プ等を取り囲む上下部半球円筒形ドライウェル、円環形サ	変 更 前 変 更 後 名 称 原子炉格納容器*1 原子炉格納容器*2	『(1)−⑤は,設置変更許		
らなる <u>圧力抑制形であり,その基盤は直接岩盤で支持す</u>	プレッションチェンバ及びこれを連絡するべント管,ベン	種類 一 圧力抑制形 変更なし	可申請書(本文(五号))		
<u>5</u>	トヘッダ及びダウンカマで構成し更に、原子炉格納容器に	最高使用圧力 内 圧 kPa 427*3 変更なし 854*4 外 圧 kPa 13.7*3 変更なし	の』(1)-⑤を具体的に		
	は真空破壊装置、原子炉格納容器貫通部及び隔離弁を設け	ドライウェル °C 171 変更なし	記載しており整合して		
	 る。	最高使用温度 サプレッションチェンバ ℃ 104 変更なし 200*4	いる。		
	<中略>	(
		設 計 漏 え い 率 %/d*5 最高使用圧力の 0.9 倍 に等しい圧力において	設計及び工事の計画の		
		上部円筒部内径 mm 二 7	𝔻 (1) −⑥a, 🔻 (1) −⑥b,		
		鏡板中央部における内面の半径 mm *7. *8 鏡板のすみの丸みの内半径 mm *7. *8	<pre> (1) - (6) c (1) - (6) d (1) - (6</pre>		
		フランジ厚さ mm 🔲 *9 (🗖 *7.*9)	リ(1)-⑥e, リ(1)-⑥f及		
		* * * * * * * * * *	び ₍₁₎ -⑥gは,設置変		
		主 ウ _ェ 高 さ*10 mm *7 変更なし	更許可申請書(本文(五		
		要 寸 版 厚 さ*11 mm **8 **7 **7 **7 **7 **7 **7 **7 **7 **7	号))の『(1)-⑥を具体		
		************************************	的に記載しており整合		
		個 数 一 1	している。		
		サ チン 内 径*ii mm *7 *7 *7 *7 *7 *7 *7 *7 *7 *7 *7 *7 *7	C (V . 3)		
		エッ ンシッシッ 厚 さ*15 mm *16(**7)	設置変更許可申請書(本		
		ン 個 数 一 (次頁へ続く)	文(五号))の「原子炉		
			格納容器の基盤」は、本		
			工事計画の対象外であ		
			る。		

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
		(前頁からの続き) 変 更 前 変 更 後 *** *** *** *** ** ** ** **		
		(2) 機器搬出入口		

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
				I
		変更前 変 更 後		I
		名		1
		最高使用圧力 内圧 kPa 427*1 変更なし 外圧 kPa 13.7*1 変更なし		
		最高使用温度℃ 171*3 変更なし 200*2		
		内 径 mm * 5		1
		主 胴 板 厚 さ*6 mm *7(*5) 要 ふ た 板 厚 さ*8 mm *7(*6)		
		寸 ふ た 板 内 半 径 ㎜ *5,*9 変更なし		
		胴 長 さ mm *5,*9		
		材		
		注:記載の適正化を行う。既工事計画書では原子炉格納容器として記載。 注記*1:S1単位に換算したものである。		
		*2 : 重大事故等時の使用時の値。 *3 : 原子炉格納容器の最高使用温度 (ドライウェル) を示す。		
		*4 : 記載の適正化を行う。既工事計画書には「主要寸法及び個数」と記載。 *5 : 公称値を示す。		
		*6:記載の適正化を行う。既工事計画書には「胴板厚」と記載。 *7:既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、平成2年5月24日		
		付け元資庁第 14466 号にて認可された工事計画の添付書類「IV-3-1-1-1 ドライウェル の基本板厚計算書」による。		
		*8:記載の適正化を行う。既工事計画書には「ふた板厚」と記載。 *9:既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、平成2年5月24日 付け元資庁第14466号にて認可された工事計画の添付書類「IV-3-1-1-8 逃がし安全弁		
		搬出入口の強度計算書」による。		
		変 更 前		
		変 更 前		
		最高使用圧力 内圧 kPa 427*1 & XX44 U 854*2		
		外 圧 kPa 13.7*1 変更なし		1
		最高使用温度℃ 171*3		1
				1
		#4 主 胴 板 厚 さ*6 mm **7(**5) 要 ふ た 板 厚 さ*8 mm **7(**5) か た 板 内 半 径 mm **5.*9 変更なし		
		法 版 F + 任 IIII		
		材		
		注:記載の適正化を行う。既工事計画書では原子炉格納容器として記載。		
		注記*1:SI単位に換算したものである。 *2:重大事故等時の使用時の値。 *3:原子炉格納容器の最高使用温度(ドライウェル)を示す。		1
		*4 : 記載の適正化を行う。既工事計画書には「主要寸法及び個数」と記載。 *5 : 公称値を示す。		
		*6:記載の適正化を行う。既工事計画書には「胴板厚」と記載。 *7:既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、平成2年5月24日		I
		付け元資庁第 14466 号にて認可された工事計画の添付書類「N-3-1-1-1 ドライウェル の基本板厚計算書」による。		I
		*8:記載の適正化を行う。既工事計画書には「ふた板厚」と記載。 *9:既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載か容は、平成2年5月24日 (大きごないないないないないないないないないないないないないないないないないないない		
		付け元資庁第 14466 号にて認可された工事計画の添付書類「IV-3-1-1-9 制御棒駆動機 構搬出入口の強度計算書」による。		
				1
				<u> </u>

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
		名 寮 更 前 変 更 後 最 高 使 用 圧 力 内 圧 kPa 427*1 8564*2 最 高 使 用 温 度 で 104*3 変更なし 200*2 *** 内		
		(3) エアロック 茶 所員用エアロック 次 田 次 田 次 日本 次 日本 次 日本 次 日本 次 次 日本 次 次 次 公 次 公 次 公 公 公		

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	(4) ベント管 名	整 合 性	備考
		主 内 径 mm ■*5 要 寸 p さ*6 mm ■*7(■*5) 変更なし		

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備	考
	9. 原子炉格納施設	【原子炉格納施設】 (基本設計方針)			
	9.1 原子炉格納施設				
	9.1.1 通常運転時等	1. 原子炉格納容器			
	9.1.1.2 設計方針	1.1 原子炉格納容器本体等			
	(9) 非延性破壊の防止	<中略>			
リ(1)-⑦格納容器バウンダリは、非延性破壊を防止する	非延性破壊防止のため,原子炉格納容器については最低	通常運転時,運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事	設計及び工事の計画の		
観点から原子力規制委員会規則等に基づき破壊靭性試験	使用温度(10℃)より17℃以上低い温度で,原子炉格納容	故時において,『(1)-⑦原子炉格納容器バウンダリを構成	リ(1)-⑦は,設置変更許		
を行い,これに適合する材料を使用する。原子炉格納容器	器バウンダリに属する配管等は、最低使用温度以下で、そ	する機器は脆性破壊及び破断が生じない設計とする。脆性	可申請書(本文(五号))		
の最低使用温度は、10℃とする。	れぞれ実施した破壊靭性試験に適合する材料で製作する。	破壊に対しては、最低使用温度を考慮した破壊じん性試験	の』(1)-⑦と同義であ		
		<u>を行い、規定値を満足した材料を使用する</u> 設計とする。	り整合している。		
		<中略>			

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性備考
	第9.1-1表 一次格納施設主要仕様	【原子炉格納施設】 (要目表)	
	(1) 格納容器	7. 原子炉格納施設	
リ(1)-®形式 <u>圧力抑制形</u>	形式 圧力抑制形	7.1 原子炉格納容器 (1) 原子炉格納容器本体 設	計及び工事の計画の
リ(1)-⑨形状 ドライウェル 上下部半球円筒形	形状 ドライウェル:上下部半球円筒形		1)-⑧は、設置変更許
サプレッションチェンバ 円環形	サプレッションチェンバ:円環形	名 称 原子炉格納容器*1 原子炉格納容器*2 種 類 <u>圧力抑制形</u> 変更なし	申請書(本文(五号))
	<中略>	以(1)-⑧り 内 圧 kPa 427*3 変更なし 854*4 の	リ(1)-⑧と同義であ
材料 『(1)-⑩炭素鋼(JIS G 3118 及び JIS G 3115)	材料 JIS G 3118相当(中・常温圧力容器用炭素鋼		整合している。
	鋼板3種)及び, JIS G 3115相当(圧力容器	最高使用温度 サブレッションチェンバ C 104 変更なし	
	月鋼板 <u>5.種)</u>	(常温, 空気又は窒素,)	計及び工事の計画の
(本文十号)		数 計 漏 マ い 率 8/d*5 長高使用圧力の 0.9 倍	1)-⑨は,設置変更許
(本文 5) 格納容器等の形状に関する条件は設計値を用いるもの		上部円筒部内径 ㎜ □ 37 □ □ 11 □ □ 17	申請書(本文(五号))
日 俗称谷益寺の形状に関する条件は設計値を用いるもの とする。		磐板中央部における内面の半径 mm *7.*8	リ(1)-⑨の形状を具
こ y る。 ・記載箇所		35 B 2 3 3 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3	 的に記載しており整
ハ(2) (ii) a. (b) (b-1) (b-1-1) (b-1-1-1)	・設置変更許可申請書で使用している原子炉格納容器	** ** ** ** ** ** ** *	している。
(2) (ii) a. (b) (b-1) (b-1-1) (b-1-1-2)	の形状に関する条件は設計値を用いていることか	主 プ 高	
(2) (ii) a. (b) (b-2) (b-2-1)	ら,設計及び工事の計画の原子炉格納容器の設計と		計及び工事の計画の
7 · (2) (11) a. (b) (b 2) (b 2 1)	整合している。	************************************	1)-⑩は、設置変更許
			—— 申請書(本文(五号))
	(1) 格納容器	サ 中 心 経 mm *7 リ(1)-(3) の[リ(1)-⑩を具体的に
	<中略>		 載しており整合して
寸法 ドライウェル	寸法		る。
リ(1)-⑪円筒部直径 約 23m	ドライウェル円筒部直径 : 約23m	(前頁からの続き)	
<u> (1) - ②</u> 全高 <u>約 37m</u>	<u>ドライウェル全高 : 約37m</u>		計及び工事の計画の
サプレッションチェンバ		主 ボック 横 mm *1.*7 リ (1)	1)-①は、設置変更許
リ(1)-③円環部中心線直径 約 38m	サプレッションチェンバ円環部中心線直径	サポップ 厚 さ*15 mm	申請書(本文(五号))
	<u>: 約38m</u>		リ(1)-⑪を具体的に
リ(1)-④円環部断面直径 約 9.4m	サプレッションチェンバ円環部断面直径	ドライウェルー $\underline{SGV49}$ $\underline{SPV50}$ サプレッションチェンバー $\underline{SGV49}$ 記記	 載しており整合して
	: 約9.4m	ボックスサポート	る。
	<中略>	注:記載の適正化を行う。既工事計画書の主要寸法及び個教並びに材料のうち「ベント管」,「ベント管ベローズ」,「機器搬出入用ハッチ」,「逃がし安全弁搬出入口」,「所員用エアロック」,「制	
		御棒駆動機構搬出入口」及び「サプレッションチェンバ出入口」の記載を削除。 注記 *1 : 既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、設計図書による。	計及び工事の計画の
		*2:原子炉冷却系統施設のうち残留熱除去設備(残留熱除去系,原子炉格納容器フィルタベント系,耐圧強化ベント系)及び非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備(高圧炉心スプレイ系,低圧炉心スプレイ系,代替循環冷却系,残留熱除去系),圧力低減	1)-⑫は,設置変更許
		設備その他の安全設備の原子炉格納容器安全設備(原子炉格納容器下部注水系,原子 炉格納容器代替スプレイ冷却系,代替循環冷却系,残留熱除去系(格納容器スプレイ)	申請書(本文(五号))
		冷却モード), 残留熱除去系(サプレッションプール水冷却モード)) 及び放射性物質 濃度制御設備及び可燃性ガス濃度制御設備並びに格納容器再循環設備(可搬型窒素ガ ス供給系,原子炉格納容器フィルタベント系)及び圧力逃がし装置(原子炉格納容器	リ(1)-⑫を具体的に
		フィルタント系)と新田	載しており整合して
		\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	3.

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備	考
		*3 : S I 単位に換算したものである。 *4 : 重大事故等時の使用時の値。	設計及び工事の計画の		
		*5:記載の適正化を行う。既工事計画書には「%/day」と記載。 *6:記載の適正化を行う。既工事計画書には「主要寸法及び個数」と記載。 *7:公称値を示す。	リ(1)- ³ は,設置変更許		
		*8: 既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、平成2年5月24日 付け元資庁第14466号にて認可された工事計画の添付書類「W-3-1-1-1 ドライウェ	可申請書(本文(五号))		
		ルの基本板厚計算書」による。 *9:既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、平成2年5月24日 付け元資庁第14466号にて認可された工事計画の添付書類「W-3-1-1-5 ドライウェ	の』(1)-13を具体的に		
		ル主フランジの強度計算書」による。 *10:記載の適正化を行う。既工事計画書には「全高」と記載。	記載しており整合して		
		*11: 記載の適正化を行う。既工事計画書には「胴板厚」と記載。 *12: 既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、平成2年5月24日 付け元資庁第14466号にて認可された工事計画の添付書類「N-3-1-1-4 ドライウェ ルの強度計算書」による。	いる。		
		*13: 記載の適正化を行う。既工事計画書には「ふた板厚」と記載。 *14: 記載の適正化を行う。既工事計画書には「断面径」と記載。 *15: 記載の適正化を行う。既工事計画書には「板厚」と記載。 *16: 既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、平成2年5月24日	設計及び工事の計画の		
		付け元資庁第 14466 号にて認可された工事計画の添付書類「W-3-1-1-2 サブレッションチェンバの基本板厚計算書」による。 *17:既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は,平成2年5月24日	リ(1)-④は,設置変更許		
		付け元資庁第14466号にて認可された工事計画の添付書類「IV-3-1-1-15 ボックスサポートの強度計算書」による。	可申請書(本文(五号))		
			の (1) - (4) を 具体的に		
			記載しており整合して		
			いる。		
主要貫通部 配管貫通部,電気配線貫通部,機器搬出入用		(2) 機器搬出入口 変 更 前 変 更 後	乳乳ながてまの乳面の		
ハッチ, 『(1)-⑮パーソネルエアロック』(1)- ⑯等		名 称 機器搬出入用ハッチ 変更なし は (27*) 変更なし	設計及び工事の計画の リ(1)-15は,設置変更許		
<u>@</u> .		最高使用圧力 内圧 kPa 427*1 変更なし 外圧 kPa 13.7*1 変更なし	可申請書(本文(五号))		
		最 高 使 用 温 度 ℃ 171*3 変更なし 200*2	の (1) - (5) を 具体的に		
		内 径 mm *5 *4	記載しており整合して		
		王 要 ふ た 板 厚 さ*8 mm	いる。		
		法			
			設計及び工事の計画の		
		注:記載の適正化を行う。既工事計画書では原子炉格納容器として記載。 注記*1:SI単位に換算したものである。	リ(1)-⑯a, リ(1)-⑯b及		
		*2 : 重大事故等時の使用時の値。 *3 : 原子炉格納容器の最高使用温度 (ドライウェル)を示す。 *4 : 記載の適正化を行う。既工事計画書には「主要寸法及び個数」と記載。	び』(1)-⑥cは,設置変		
		*5:公称値を示す。 *6:記載の適正化を行う。既工事計画書には「胴板厚」と記載。	更許可申請書(本文(五		
		*7:既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は,平成2年5月24日 付け元資庁第14466号にて認可された工事計画の添付書類「IV-3-1-1-1 ドライウェル の基本板厚計算書」による。	号))の『(1)-16を具体		
		*8:記載の適正化を行う。既工事計画書には「ふた板厚」と記載。 *9:既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、平成2年5月24日 **500000000000000000000000000000000000	的に記載しており整合		
		付け元資庁第14466号にて認可された工事計画の添付書類「IV-3-1-1-7 機器搬出入用 ハッチの強度計算書」による。	している。		

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
		変更前 変更後 名 逃がし安全弁搬出入口 リ(1) 一(6) a		
		内 F kPa 427*1 及又なし		
		最高使用圧力 外圧 kPa 13.7*1 変更なし		
		最高使用温度°C 171*3 変更なし 200*2		
		内 径 mm *5		
		主 胴 板 厚 さ*6 mm **7(*5) 要 ふ た 板 厚 さ*8 mm **7(*5)		
		寸 法 ふ た 板 内 半 径 mm *5,*9 変更なし		
		III		
		個 数 — 1		
		注:記載の適正化を行う。既工事計画書では原子炉格納容器として記載。 注記*1:SI単位に換算したものである。		
		*2: 重大事故等時の使用時の値。 *3: 原子炉格納容器の最高使用温度 (ドライウェル) を示す。		
		*4 : 記載の適正化を行う。既工事計画書には「主要寸法及び個数」と記載。 *5 : 公称値を示す。		
		*6: 記載の適正化を行う。既工事計画書には「胴板厚」と記載。 *7: 既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、平成2年5月24日		
		付け元資庁第 14466 号にて認可された工事計画の添付書類「N-3-1-1-1 ドライウェル の基本板厚計算書」による。		
		*8 : 記載の適正化を行う。既工事計画書には「ふた板厚」と記載。 *9 : 既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は,平成2年5月24日		
		付け元資庁第 14466 号にて認可された工事計画の添付書類「N-3-1-1-8 逃がし安全弁 搬出入口の強度計算書」による。		
		変 更 前		
		名 新 制御棒壓動機構搬出入口 以(1)一億)b		
		表 高 使 用 圧 力		
		外 圧 kPa 13.7*1 変更なし 型 使 の 17.83 変更なし		
		最高使用温度℃ 171*3		
		*4 中 胴 板 厚 さ*6 mm **7(**5)		
		要 ふ た 板 厚 さ*8 mm * 7(* 5)		
		寸 法		
		材 料 — SGV49		
		個 数 一 1 注:記載の適正化を行う。既工事計画書では原子炉格納容器として記載。		
		注記*1:SI単位に検算したものである。 *2:重大事故等時の使用時の値。		
		*3:原子炉格納容器の最高使用温度 (ドライウェル) を示す。 *4:記載の適正化を行う。既工事計画書には「主要寸法及び個数」と記載。		
		*5 : 公称値を示す。 *6 : 記載の適正化を行う。既工事計画書には「胴板厚」と記載。		
		*7:既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、平成2年5月24日 付け元資庁第14466号にて認可された工事計画の添付書類「W-3-1-1-1 ドライウェル		
		の基本板厚計算書」による。 *8:記載の適正化を行う。既工事計画書には「ふた板厚」と記載。		
		*9: 既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は,平成2年5月24日 付け元資庁第14466号にて認可された工事計画の添付書類「IV-3-1-1-9 制御棒駆動機		
		構搬出入口の強度計算書」による。		

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
队员及入口当于明日(个人(共存))	以自交入田守了明日(四日 四月	RX FI	Æ CI IX	HIV.
		(3) エアロック		

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項 整合性 備 考
KEAAH JI MA (II A (A V))	MEXALITERIA (MITTER) V MITTA	(4) 原子炉格納容器配管黄通部及び電気配線黄通部
		a. 配管貫通部 (a) ベローズ付貫通部
		変更的 変更後 変更的 変更後 変更的 変更後 変更的 変更後 変更的 変更後 変更的 変更後 変更的 変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変
		Max E カ Max F カ Max 厚さ**** 長さ** 長さ** すが 番 号 Max 数 E カ Max 次 外径 厚さ 長さ **) が 番 日
		スリープ 1066.8 3 3188*7 SGV49 変更なし 変更なし *** - SGV49
		427 (kPa) (CEDAM) X=10A (SS-4(kPa) **
		190
		1050A 8.62(MPa)*4 302 管 609.6
		メリープ 1066.8 1
		*4 171 短管 1066.8 - SGV49 変更なし 200*8 427(kPa) *** ST 10B 854(kPa)** *** *** *** *** *** *** *** *** ***
		302 端板 1066.8 () - SFVC2B 変更なし 315**
		8.62(MPa)*4 302 管 609.6 (
		スリープ 914.4 (1) 2850 *7 SGV49 変更なし
		## 111 規管 914.4 1 200*8 SE(ADL)**
		マローズ 1045.0
		3.15 つい 変更なし 変更なし 変更なし 変更なし 変更なし 変更なし 変更なし 変更なし
		貫通部 ² スリーブ 914.4 ** 2850*7 SGV49 変更なし
		## 171 短管 914.4 () - SGV49 変更なし 変更なし 200 *** (SPA) ** (SPA) ***
		1945.0 1945.0
		302 端板 914.4
		変 更 前
		通 類 服 数 級 高 使 用 数 高 使 用 数 高 使 用 最 高 使 用 最 高 使 用 最 高 使 用 量 要 计法 (mn)
		様 類 顕 版 圧 力 編 (C) 成 博 版 外径** 厚さ**********************************
		** 171 領管 762.0 - 56749 東東なり
		750A 2 427(kPa) ペローズ 885.0 - SUS316L X-33A 変更なし 854(kPa)*** 変更なし X-33
		302 編版 762.0 SFYC2B 315-8-811
		10.34(MPa)*6*33 315*5.*33
		スリープ 711.2 *** 2704** SGV49 変更なし 変更なし 200**
		700A 2 427 (kPa) ペローズ 835.0 - SUS316L X-32A 変更なし 854 (kPa)*** 変更なし X-32i
		302 Sept. 711.2 () - SPVC28 315*4.*13
		10,40 (MFa)*** 302 管 318.5
		スリープ 660.4 1 2592*7 SGV49 変更なし 変更なし 200*6
		*** 171 烟音 660.4
		302
		5 5 5 5 5 5 5 5 5 5
		貫通部 《)
		427 (xPa) 884 (xPa) **
		(次頁 302 矯板 660.4 - SFVC2B (315************************************
		(*) 8.62(MPa)*** 302 音 267.4

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項 整合性 備 考
		変更前 変更後 種類個数据の (C) 最高使用 (C) 最高使用 (C) 大区・1 大日本の (C)
		27 (kPa) 27 (kPa) 27 (kPa) 27 (kPa) 28 (kPa
		(前頁 からの 統さ) からの 統さ) からの 統さ) がらの 統さ) がらの 数さの 統さ) がらの 数さの がきの がきの がきの がきの がきの がきの がきの がきの がきの がき
		8.62 (MPa) *4 302 管 267.4 *** - SFVC2B *** 変更なし 10.34 (MPa) ***、***
		8.62 (MPa) **4 302 管 267.4
		8.62 (MPa) *4 302 管 216.3

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項 整合性 備 考
		変更前 変更後 変更前 変更後 変更前 変更後 変更前 変更後 変更前 主要寸法(mm) は数高使用 機高使用 また 主要寸法(mm) は数 質通部
		種類 個数 展 前 医 月 温 度 構 成
		スリープ 508.0 2825*7 STS42 変更なし 変更なし 2005*8
		427 (kPa) 55.9461 V-26 854 (kPa) 8.
		302 编版 508.0
		500A 8.62 (MPa)*4 302 管 114.3
		男 理部 スリープ 508.0 2815*7 STS42
		#4 171 短管 508.0
		→ SUS316L λ~3/ 200 ##は 500 0
		Section Sec
		スリーブ 457.2 *** 2584*7 STS42 *** STS42
		#4 171 短管 457.2 () - STS42 変更なし 変更なし 200*8
		450A 1 427 (kPa) ペローズ 554.0 一 SUS316L X-11 変更なし 854 (kPa)*** 変更なし 変更な 変更な 変更なし 変更なし 変更な 変更 変更
		316年 317.2 316年 317.2 316年 316年
		8.62 (MPa)**4 302 管 89.1 一 SFVC2B 変更なし 315** 注記*1 : 公称値を示す。
		*2 : 記載の適正化を行う。既工事計画書には「呼び厚さ」と記載。 *3 :()内は公称値を示す。
		*4: S 1 単位に換算したものである。
		*6:既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、平成2年5月24日付け元資庁第14466号にて認可された工事計画の添付書類「W-3-1-2-3 配管貫通部アッセンブリの基本板厚計算書」による。 *7:既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、設計図書による。 *8:重大事故等時の使用時の値。
		**9 : 原子所治現系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備(高圧代替注水系),圧力低減設備その他の安全設備の原子炉格納容器安全設備(高圧代替注水系)に使用する場合の記載事項。 **10:原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備(高圧代替注水系),圧力低減設備その他の安全設備の原子炉格納容器安全設備(高圧代替注水系)と兼用。
		*11:原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備(原子炉隔離時冷却系)に使用する場合の記載事項。*12:原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備(原子炉隔離時冷却系)と兼用。
		*13:原子炉合均系統施設のうち残留熱除去設備(残留熱除去系)に使用する場合の記載事項。 *14:原子炉合均系統施設のうち残留熱除去設備(残留熱除去系)と兼用。
		*15:原子庁帝却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備(低圧代替注水系、代替循環冷却系、残留熱除去系)、圧力低減設備その他の安全設備の原子炉格納容器安全設備(代替循環冷却系、低圧代制水系)に使用する場合の記載事項。 **15:原子庁帝却系統施設のうままで用途、冷却恐怖るの地原子が大き恐怖(低圧化粧水)を、 いまが (場合 は で
		*16:原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備(低圧代替注水系,代替循環冷却系,残留熱除去系),圧力低減設備その他の安全設備の原子炉格納容器安全設備(代替循環冷却系,低圧代替 水系)と兼用。 *17:原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備(低圧代替注水系,残留熱除去系),圧力低減設備その他の安全設備の原子炉格納容器安全設備(代替循環冷却系,低圧代替注水系)に使用す
		場合の記載事項。 *18:原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備(低圧代替注水系,残留熱除去系),圧力低減設備その他の安全設備の原子炉格納容器安全設備(代替循環冷却系,低圧代替注水系)と兼用。
		*19: 原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備(残留熱除去系)に使用する場合の記載事項。 *20: 原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備(残留熱除去系)と兼用。
		*21:原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備(低圧炉心スプレイ系)に使用する場合の記載事項。 *22:原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備(低圧炉心スプレイ系)と兼用。 *23:原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備(低圧炉心スプレイ系,低圧代替注水系)に使用する場合の記載事項。
		*23:原子が治場系統施設のうち非常用炉心治却設備その他原子が注水設備(商圧がひペンシイオ、63上代管止水水)に使用する場合が記載争攻。 *24:原子炉治却系統施設のうち非常用炉心治却設備その他原子炉注水設備(商圧作をオプレイ系、63上代管注水系、原子が隔離時冷却系)上末月。 *25:原子炉治却系統施設のうち非常用炉心治却設備その他原子炉注水設備(高圧代替注水系、原子炉隔離時冷却系)上上氏域設備その他の安全設備の原子炉格納容器安全設備(高圧代替注水系)に使用する場合の記
		事項。 *26:原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備(高圧代替注水系、原子炉隔離時冷却系),圧力低減設備その他の安全設備の原子炉格納容器安全設備(高圧代替注水系)と兼用。

設置変更許可申請書(本文(五号)) 設置変更	更許可申請書(添付書類八)該当事項		<u> </u>	設計及	び工事の計画	該当	事項			整介	合性 備 考		
	Г	(b) ベローズなし黄連郎											
			直結型	那女体 的	変 更 前					I H w de to	変 更 後		
	4	種類数	最高使用 圧 力	最高使用 温 度 (°C)	外径で、厚さで、	#1 長さ*1	材料基	部種類(数 高 使 月	最高使用 提高使用 提(℃)	接 成 (主要寸法(xm) 対 料 賞 通 部 券 分 (水径**) 厚さ*** 長さ***		
				171	スリーブ 609.6 (STS42 X-8	- E		変更なし 200**	変更なし X-80 ************************************		
	l l	600A 貫通部 4	427 (kPa) *4		スリーブ 609.6 (STS42 X-8 STS42 X-23	変更なし	変更なし 854(kPa)**	変更なし	変更なし X-81 変更なし 529** 変更なし x-230		
				104	スリーブ 609.6	824**	STS42 X-23	31		200**	変更なし 684*7 変更なし		
					スリープ 508.0 (STS42 X-21			8	変更なし X-214A ***		
		500A 5	427 (kPa) *4	104	スリープ 508.0 (STS42 X-21 STS42 X-21		変更なし 854(kPa)**	変更なし 200**	変更なし 3-2148 **** 変更なし 3-214C		
	<mark> </mark>				スリーブ 508.0 (10.	STS42 X-2	17	302.00	1733	変更なし X-217		
					スリープ 508.0 (-	STS42 X-2	19		1.271.11	変更なし X-219		
		400A			スリーブ 406.4 (STS42 SGV49	変更	変更なし 854(kPa)**	変更なし 200*8	変更なし		
	3	貫通部 2	427 (kPa) *4	171	スリープ 406.4 (2882*7	STS42 X-9	なし	1		_*16		
	-				端板 407.0 (SGV49 STS42	1715	Investory and	T			
					総板 501.0		SGV49 X-1	5	変更なし 854(kPa)**	変更なし 200**	変更なし		
				171	スリーブ 318.5	2876**	STS42 X-9	2			di		
		300A 6	427 (kPa) **		端板 319.0 (SGV49 STS42	変更なし	4		_*16		
		無理即			端板 319.0)	SGV49 X-9						
			(4	104	スリープ 318.5 (STS42 X-21 X-21		変更なし 854(kPa)**	変更なし 200**	*ロ 変更なし X-215A X-215B		
			981 (kPa) *4	184	スリーブ 318.5		STS42 X-23	22	変更なし	変更なし 200**	家更なし X-222		
	l F	l m		最高使用	変更前 主要寸法((mm)	I I	- 1	图 最 高 使 》	最高使用	変 更 後 主要寸法(mn)		
	<u> </u>	種類数	最高使用 方	温 度 (°C)	外位で、厚さつ	長さ*1	材料素	号 權 類 1	放 原 使 分	報高使用 組 度	構成 外径** 厚さ** 長さ** 材料 番号		
		250A 4	3.73 (MPa) *4	171	スリープ 267.4 (STS42 X-3		変更なし	変更なし 200**	変更なし X-30A *** 変更なし 4043*** 変更なし X-30R		
		貫通部 *	427 (kPa) *4	104	スリーブ 267.4		STS42 X-2	18	変更なし 854(kPa)*8	変更なし 200*8	変更なし 4043 変更なし X-30B		
		200A 2	427 (kPa) *4	104	スリープ 216.3 (191*7	STS42 X-20		変更なし 854 (kPa) **	変更なし 200**	変更なし		
	l <mark> </mark> F	X.200			端板 217.0 (スリーブ 165.2 ()	50V49 X-6	1A	50°4 (iii 47)	5/755	変更なし		
			1.18(MPa)**	171	スリーブ 165.2	3024*7	STS42 X-6: X-6: X-6:	2A	変更なし	変更なし 200**	変更なし		
					スリーブ 165.2	341*7	STS42 X-23			8	変更なし		
	,	150A 質通部 9			スリーブ 165.2 (スリーブ 165.2 (6	STS42 X-23 X-23 STS42	28 変更なし	100000000000000000000000000000000000000	Martine do 1	変更なし		
			427 (kPa) **	104	端板 166.0	· –	SGV49 X-24	41	変更なし 854(kPa)**	変更なし 200* [®]	変更なし		
					スリーブ 165.2 (STS42 X-2	42			変更なし		
					端板 166.0 (1 ***) (1	4700*1	SGV49 STS42 X-83	2A	-	MC THE A. S.	変更なし		
			427 (kPa) *4	171	スリープ 114.3	,	STS42 X-8:	3	変更なし 864 (kPa) ***	変更なし 200*8	変更なし		
			3.73 (MPa) *4	104	スリーブ 114.3	390*7	STS42 X-21	3A 3B	変更なし	変更なし 200*8	変更なし X-213A X-213B		
		100A =			スリーブ 114.3	139*7	STS42 X-2	33 変更なし		8	変更なし 125** 変更なし 変更なし		
		貫通部 7			スリーブ 114.3	444*7	STS42	東東なし	変更なし	変更なし 200**	端板** 115.0** — SGV480**		
			427 (kPa) **	104	総板 115.0	0.25	\$6V49	40	854(kPa)**	200**	変更なし		
					スリーブ 114.3	444*7	STS42 X-2	13			変更なし 369*7 変更なし		
	L				端板 115.0 (5 -	SGV49				_40		

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	事項 設計及び工事の計画 該当事項 整 合 性												
		変 更 前												
		個 最高使用 最高使用 主要寸法(mm) 曹高部 個	変更後	M 15										
		権 類 E 力 温 (C) 外径*1 厚さ*** 長さ*1 材料 暴 号 権 類 数 981(kPa)** 171 スリーブ 89.1 (2950*† STS42 X-51	(*C) 外性** 厚さ**	長さ*1										
		80A 3 L.37(Mrb)*** 171 スリーブ 89.1 (2750*7 STS42 X-60 変更なし	変更なし 200*8 変更なし 変更なし 変更なし 変更な											
		863 (kPa)** 171 × 9 7 89.1 (1) 2619*7 STS42 X-70	変更なし 変更なし 変更な 変更な	i L										
		50A 貫通館 2 427(kPa)*4 104 スリーブ 60.5 (1) 356** STS42 X-212 変更なし	変更なし 854(kPa)*** 変更なし 変更なし 変更なし	i L										
		137 13.83 (MPa)** 171 スリーブ 42.7 (1.7 2627** SUS316LTP 32A スリープ 42.7 (1.7 2627** SUS316LTP x-20 変更なし	及文4 5 200*8 05単かり	*23										
		頁通部 7 427 (kPa) *** 171	変更なし 854 (kPa)*** 変更なし 200***	X-20										
		137 13.83 (MPa) *1 171 X 9 - F 34.0 2631*7 SUS316LTP	変更なし 200*s											
		25A 7 427 (kPa)** 171 XJ-7 34.0 40 2631*7 SUS316LTP X-21	変更なし 854(kPa)** 変更なし 200**	X-21										
		賈通部 第数 54.0 ── SUSF316L 変更なし	変更なし 変更なし 参画かり	329*7 変更なし ************************************										
		1 427 (kPa) ** 104 85 85 85 X-281	854 (kPa) ** 200 **	325 B. X. 281										
		連記 1: ②料金を示す。 2: 記載の適正化を行う。 証、事計画書には「呼び厚を」と記載。 2: 2: 2: 2: 2: 2: 2: 2: 2: 2: 2: 2: 2: 2	れた工事計画の路付書類「IV-3-1-2-1 ドライウェルスリーブの基 れた工事計画の路付書類「IV-3-1-2-2 サブレッションチェンバス! な射性物質濃度制御設備及び可燃性ガス濃度制御設備並びに格納容 をの他の安全設備の放射性物質濃度制御設備及び可燃性ガス濃度制 環冷却系、残留熱除虫系), 圧力低減設備その他の安全設備の原子 デール水冷却モード)) と兼用。 除虫系), 圧力低減設備その他の安全設備の原子炉格納容器安全設備 の機械の他の安全設備の原子炉格納容器安全設備 の原子炉格納容器代替スプレイ冷却系、代替需源冷却系、残留 設備(原子炉格納容器代替スプレイ冷却系、残留熟除虫系、(格納容) 設備(残留熱除虫系(格納容器スプレイ冷却系、残留熟除虫系(格納容) 設備(残留熱除虫系(格納容器スプレイ冷却系、残留熟除虫系(格納容)	リープの基本板厚計算書)によ 器再循環設備(可樂型窒素ガス 誘設備並びに格納容器再推環設 炉格納容器安全設備(原子炉格 備(残留熱除去系(統納容器ス は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、										

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項			設	計及で	び工事の	計画	該当	事項				整	合 性		備考	ĵ
		74		二重管型		変更前	1					900	177 - 117 - 124	変 更 後		20 -2	
		種類	個数	最高使用 压 力	高使用 度 (°C)	成 外径**	主要寸法(m		材料	貫通部 号	種類個数	最高使用	最高使用 温 度 相 (°C)	# 成 ***********************************	主要寸法(mm) 厚さ** 長さ	*** 材料 舞	t通部 号
				427 (kPa)	171	リープ 457,2 端板 457,2	81	2793*1	STS42 SFVC2B	X-63		変更なし 854(kPa)**	変更なし 200**		変更なし		
		450A	2	*4 1. 27 (MPa)		管 216.3	H	-	STS42	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	変更なし	変更なし	変更なし 200* ⁸				
		貫通部		44 427 (kPa)	171	リープ 457.2 端板 457.2		2688*7	STS42 SFVC2B	X-64			変更なし 200**		変更なし		
				1. 27 (MPa)	-	管 216.3	146	-	STS42	A 04		変更なし	変更なし 200**		XX.40	90 97	
		400A		427 (kPa)	171	リープ 406.4 端板 407.0		2882*7	STS42 SGV49	X-91**	変更なし		変更なし 200**	変更なし	280	The second second	*10, *15
		貫通部	*			-			30143	4.94	XXX.	427 (kPa) 2.06 (MPa) ***	171 200**		(+7) +1 +7)	SUS304LTP*1	X-91
				*4 427 (kPa)	171	リープ 318.5	-	2876*7	STS42	V 00.42			変更なし 200**	変更なし	280	111 - 111111111111111111111111111111111	*11.
					- 1	端板 319.0	()	SGV49	X-92*9		427 (kPa) 854 (kPa) **	171 200**	変更なし 318.5** 管** 114.3**	**************************************	SFVC2B* [†] - STS410* [†]	X-92
		300A		*4 427 (kPa)	171	リープ 318.5		2876*7	STS42			変更なし	変更なし	変更なし		*7 変更なし	ARV
		貫通部	3			端板 319.0		<u> </u>	SGV49	X-93**	変更なし	427 (kPa) 2.00 (MPa) **	171 200**	変更なし 318.5*7 管*7 76.3*7	()*7 (*1)	SUSF304L* [*]	更なし
				44 427 (kPa)	171	リープ 318.5*	H	2917*7	STS42	*12		変更なし	変更なし 200**	変更なし	2843		*10, *15
				421 (81 0)		端板 319.0*		**)	SGV49	X-106B		427 (kPa) 2. 06 (MPa) **	171 200**	変更なし 管*7 60.5*7	***	SGV480*7	(-106B
		2004		*4 427 (kPa)		リープ 216.3		2549* ⁷	STS42			変更なし	変更なし 200**	120	*		
		200A 貫通部	1	*4		端板 216.3 管 27.2	100	<u> </u>	SUSF316L SUS316LTP	X-14	変更なし	MCM do 1	変更なし 315** 変更なし 315**		変更なし		
				10. 40 (Mra)	100	変 更 前							315	変更後	ı		=
		種類	個数	最高使用 是 力	k高使用 1 度 構	all	主要寸法(m) 厚さ****	The same of the sa	₩ ₩	貫通部 券	種類個数	最 高 使 F	最高使用 提 度 (°C)		主要寸法(mm) 厚さ*** 長:	材料票	通部号
				**	Transition of the same	リープ 165. 2	B	3018*7	STS42			変更なし	変更なし 200**		TE A		
			1	*4	-	端板 165.2 管 27.2	180) — —	SUSF316L SUS316LTP	X-13A X-13B		854 (kPa) *** 変更なし 10.34 (MPa) **	変更なし 315** 変更なし 315**		変更なし		
			1	6, 62 (MFd)		リーブ 165.2		2617**	STS42		変更なし	変更なし	変更なし 200**				
			3	*4		端板 165.2 管 48.6	96)	SUSF316L SUS316LTP	X-22		854(kPa) *** 変更なし	変更なし 315*** 変更なし		変更なし	i i	*14 X-22
				*4		リープ 165.2	*1	2955*7	STS42			10.34(MPa) **.* 変更なし	変更なし				
				*4		端板 165.2 管 76.3	(_	SUSF316L SUS316LTP	X-52		854(kPa) *** 変更なし	変更なし	_	変更なし		
		150A 貫通部	8	301 (KL9)	2	リープ 165.2	*	2617*7	STS42			変更なし	200* ⁸ 変更なし				一
			s	*4		端板 166.2 管 60.5	*6	<u> </u>	SUSF316L SUS316LTP	X-71		854(kPa) *8	200* ⁸ 変更なし	_	変更なし		
				*4	Х	管 60.5	*	2617*7	STS42		変更なし	変更なし	変更なし				*15
				*4		端板 165.2		-	SUSF316L	X-72A X-72B		854 (kPa) *8	200*** 変更なし		変更なし	X	(-72A (-72B
				1. ** (MPa)	2	晋 60.5		2617*7	SUS316LTP STS42	-		変更なし変更なし	200***				-
				421 (RFG)	0000	端板 165.2	(<u> </u>		X-73		854 (kPa) *8	200**		変更なし		
			:公称值	1.77(Mra) を示す。		管 60.5		_	SUS316LTP			変更なし	変更なし 200**				ᆜ
		*3 *4 *5 *6 *7	:()内: :S1単:既工事: :既工事: :既工事:	は公称値を示す。 位に換算したもの 計画書に記載がな 計画書に記載がな	。 のである。 ないため記載 ないため記載 ないため記載		記載内容は記載内容は	,平成2年5月	24日付け元資							反厚計算書』による。 「板厚計算書」による	
		*1):計測制	御系統施設のうち	ち制御用空気	D直結型であった 股備(代替高圧塗 子炉格納容器安全	2素ガス供給	系)と兼用。									亏
		*1 *1 *1	2:当該費i 3:原子炉/ (ほう) 1:原子炉/ (ほう)	通部については、 冷却系統施設のう 酸水注入系)に使 冷却系統施設のう 酸水注入系)と素	, 電気配線費 うち非常用炉 使用する場合 うち非常用炉 兼用。	通部であったもの 心冷却設備その他 の記載事項。	りを配管責通: 也原子炉注水 也原子炉注水	部の二重管型設備 (ほう酢)	とするものでは水注入系)。	ある。 計測制御系						の原子炉格納容器安	The state of the s

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項 整合性 備 考
		[3] 計裝用
		変更的 変更後 変更的 変更後 変更の 変更を 変更の 変更の 変更の 変更の
		数 E 力 (C) 外径* 厚さ**** 長さ*
		171 スリープ 406.4 171 2634*6 STS42 X-130B X-130B X-130C X-130B X-130C X-130D X-135A X-135B X-135C X-135C X-135C X-135C X-135C X-139A X-139B X-135D X-139B X-136T X-130B
		171 スリープ 406.4
		11
		スリープ 406.4 *** 5 2877** STS42 X-190A 変更なし 変更なし 変更なし 変更なし *** である である
		スリープ 406.4 155 2842*6 STS42 X-190B 変更なし 変更なし 200*7 変更なし スリープ 406.4 155 2784*6 STS42 X-190B 変更なし 200*7 変更なし 200*7 次更なし 200*7 2794*6 STS42 X-190B
		郷板 407.0
		対理部
		「
		種類 類 最高使用 表高使用 最高使用 表高使用 最高使用 表高使用 表面使用 和 表面使用 和 和 和 和 和 和 和 和 和
		(前頁 からの 後き) (前頁 からの 427(kPa)*** 171
		300A 東通部
		2 250A 2 427 (kPa) 171 編板 267.4 171 267.4 171 スリープ 114.3 1
		302 端板 115.0
		302 端板 115.0
		100A 黄通部 14 427 (kPa) *4 171 スリーブ 114.3 *** 3299 *6 STS42 *** 3299 *6 STS42 *** 変更なし *** 315** 7
		171 スリープ 114.3
		111
		302 端板 115.0

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項			設	計及で	「工事	の計画	画 討	亥当	事項				整	合 性	備考
		種類	個最高信数圧	使用最	高使用 度 構	変更成	主要	寸法(mm) さ*3.*** 長		材料 黄通	部屋	類数数		用 最高使用 進 度	# 10	†法(mm) ☑ 本
		40A 賞通部	数 圧 5 427(kF		(°C)			47 80	941*6	X-160: X-160: STS42 X-160:	A B	更なし	変更なし 854(kPa)*7	が 変更なし 200* [†]	外径	変更なし 最き 7 日 番 号
		具造前	427 (kf	-220				and so		X-160 X-161 X-272 SUS316LTP X-272	D 1			.,		変更なし
		25A 賈通部	427 (k	7.57	222		4.0	94 *** 31	- 0	X-272 SUS316LTP X-280	E		変更なし 854 (kPa) * ⁷	変更なし 200* [†]		変更なし
		5	427 (kf	Pa) *4	104		100	94 *9 4,5) 3,00 *9 30,0)	-	SUS316LTP X-281 SUSF316L	ľ				_*10	
			427 (kF	Pa) **	104	· ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	7.2	40 *9 3.9)	19**	X-260 X-260 X-261 X-261 SUS316LTP X-271 X-271 X-272 X-272	B B A B B B		変更なし 854(kPa)* ⁷	変更なし 200* ¹		変更なし
		20A 貫通部	18		A !	· ・・ブ 27	7, 2	. 40 *9 3. 9)	26*4	X-272 X-262. SUS316LTP X-262. X-263	A B 3	更なし				変更なし
			863 (kF	Pa)*4	104 2.3	1 − プ 27	7, 2	. 40 ** 3. 9) 31	21**	X-270, X-270, X-270, X-270, X-270, X-270, X-270,	B C D		変更なし	変更なし 200* ⁷		変更なし
		*3 *4 *5 *6 *7 *8 *9	: 既工事計画書に : 重大事故等時の : 外圧を示す。	値を示す。 摩したがな こ記載がな の使用時の こ記載がな こ記載がな こ記載がな こ記載がな	oである。 ないため記載 ないため記載 p値。 ないため記載。	の適正化を行 の適正化を行 の適正化を行	う。記載が う。記載が う。記載が	内容は、平成 内容は、設計 内容は、平成	図書に』	たる。 14日付け元資庁第14						ープの基本板厚計算書」による。 ェンバスリープの基本板原計算書」によ
		_	b. <u>電気配線</u> 貫	·通部_			× 100 × 100	MONTHUM DE LOS CALVANDAS D			M192000000000000000000000000000000000000					
		種 舞	個数最高圧	使用量	高使用 度構		成 外径	主要寸法*1 厚さ*		枝 料	質通音番号	部 種 類	個 数 最 圧	加化力温	変 更 後 最高使用 直 度 構 成 (°C)	主要寸法(mm) 材料 貫通部 番 号
		450A 質通留		*3		スリーブ アダプタ ヘッダ パイプ (ハウジング)	457. 2 457. 2 457. 2	2*5	*4 2 *5 *5 *5 *5	2834*5 STS42 157*5 STS42 — SUS304 — SUS304TB	X-101/ X-101/	В		ぎ更なし 変	変更なし 200*5	変更なし
		94.62.81	721(1	ni d)		スリーブ アダプタ ヘッダ パイプ (ハウジング)	457. 2 457. 2	2*5	*5 *5 *5 *5 *5	2776*5 STS42 157*5 STS42 - SUS304 - SUS304TB	4			T (At a)	200	変更なし
					(1)	スリーブ アダプタ ヘッダ モジュール ディ/プラク	318. 5 381* -	*5 —	*5 *5) 15 *5 *5	2560*5 STS42 55.6*5 STS42 - SUS304 - SUS304	4)A				変更なし
		300A 貫通部	24*7 (次頁 へ統 く)	*3 kPa)	171	スリーブ アダプタ ヘッダ モジュール ディ/ブラク	318.5	_	*5 *5) 1! *5 *5)	2551*5 STS42 55.6*5 STS42 SUS304 SUS304		A 変更	23 (次頁 章 へ統 85 く)	を更なし 3 4 (kPa) **	変更なし 200*6	変更なし
		(次頁 に統 く)	Ĩ.			スリーブ アダプタ ヘッダ モジュール ディ/プラク	318.5	5*5	*5 *5) 1! *5 *5	2604*5 STS42 55.6*5 STS42 SUS304 SUS304	X-1000	OC .				変更なし

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性 備 考
		変更前	変更後
		新 和 個 教 最高使用 最高使用 由 主要寸法(mn)	観 数 最 高 使 用 最高使用 主要寸法(mm) は 料 貫通部
		(前頁 カントの) スリーブ 318.5*4 **4 2587*5 STS42	E 力 (C)
		がらり 統き) $T \# J \# J$ 318. 5 **5 (**5) 155. 6 **5 STS42 $\sim 2 \#$ 381 **5 (**5) $-$ SUS304	変更なし
		(ボディ/ブラグ) SUS304 スリーブ 318.5*4 -4 2638*5 STS42	
		アダプタ 318.5 **	
		ヘッダ 381*5 **5 - SUS304 X-102C	変更なし
		モジュール SUS304	
		スリーブ 318.5*4 (**4) 2627*5 STS42 (**5) ********************************	
		300A	(制具 からの 統会) 854(kPa)*6 変更なし 統会) 854(kPa)*6 変更なし
		モジュール (ボディ/ブラグ) SUS304	
		スリーブ 318.5*4 *** 2577*5 STS42	
		アダプタ 318.5*5 (***) 155.6*5 STS42 X-103A	変更なし
		ヘッダ 381*5 (**5) - SUS304 モジュール - SUS304	
		(ボディ/ブラグ) - SISS04 スリーブ 318.5*4 (***) 2581*** STS42	
		アダプタ 318.5*5 #5 155.6*5 STS42 X-103B	WW.
		(次頁 ヘッダ 381*5 = *5 - SUS304 X-103C	変更なし
		に被 く)	
		変更的 種類個数 最高使用 圧力 最高使用 (C) 主要寸法(nm) 外径*1 厚さ*2 長さ*1 外径*1 厚さ*2 長さ*1	変更後 個数 最高使用 压力力 最高使用 (C) 主要寸法(mm) 外径 厚さ 長さ 材料 費通節 外径 厚さ 長さ
		(前面 *4 0505*5 05010	M K D M M M M M M M M M
		4.5.0	
		がき) アダプタ 318.5 **5 (**5) 155.6 **5 STS42 X-104A (**5) - SUS304	変更なし
		モジュール (ボディ/ブラグ) — — SUS304	
		スリーブ 318.5*4 (***) 2622*5 STS42 アダプタ 318.5*5 **5 155.6*5 STS42	
		アダプタ 318.5 ** *** *** 155.6 ** STS42 X-104C *** *** *** *** *** *** *** *** *** *	変更なし
		モジュール (ボディ/ブラグ) — — SUS304	
		スリーブ 318.5*4 *** 2607*5 STS42	
		(前頁 ***********************************	(前頁 からの 854 (RPa)*** 変更なし 線を) 854 (RPa)*** 変更なし
		類地部 統き) 427(kPa) ヘッダ 381*5 (*5) - SUS304 なし ボディ/ブラグ) SUS304	統さ)
		(ボティ/フラク) スリーブ 318.5*4 (***) 2570*5 STS42	
		アダプタ 318.5*5 (*********************************	変更なし
		ヘッダ 381 *5	
		(ボディ/ブラグ) - 5US304	
		アグプタ 318.5 ** 155.6 ** STS42 Y_LOGG	
		(次頁 ヘッダ 381*5 - SUS304 ^{A-100C}	変更なし
		に続 く)	

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性 備 考
		変更前	変更なし 854 (kPa) *** 変更なし 200*** 変更なし た工事計画の添付書類「IV-3-1-2-1 ドライウェルスリーブの基本板厚計算書」による。
(2) 原子炉格納容器の設計圧力及び設計温度並びに漏えい率 原子炉格納容器 最高使用圧力** 427kPa[gage] 最高使用温度** ドライウェル 171℃ サプレッションチェンバ 104℃ 漏えい率 (クロール) 原子炉格納容器内空間部容積の 0.5%/d以下(常温,最高使用圧力の0.9倍の圧力,空気において).※ 設計基準対象施設としての値 (本文十号) 格納容器の漏えい率は、設計上定められた最大値(0.5%/d)とする。 ・記載箇所ロ(2)(iii)d.(g) (本文十号) 格納容器からの漏えい量は、格納容器圧力に応じた設計漏えい率を基に評価する。 ・記載箇所ハ(2)(ii)c.(a)(a-1)(a-1-11)(a-1-11-4)(a-1-11-4-1)ハ(2)(ii)c.(a)(a-2)(a-2-11)(a-2-11-6)(a-2-11-6-1)ハ(2)(ii)c.(b)(b-15)(b-15-4)(b-15-4-1)	(1) 格納容器	*7 *7 *7 *7 *7 *7 *7 *7	設計及び工事の計画の <u>リ(2)</u> -①は、設置変更許 可申請書(本文(五号)) の <u>リ(2)</u> -①と同義であ り整合している。

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備	考
	9.1.2 重大事故等時	【原子炉格納施設】 (基本設計方針)			
	9.1.2.1 原子炉格納容器	1. 原子炉格納容器			
	9.1.2.1.1 概要	1.1 原子炉格納容器本体等			
		<中略>			
原子炉格納容器は,重大事故等時において,設計基準対	原子炉格納容器は、想定される重大事故等時において、	原子炉格納容器は、想定される重大事故等時において、	設計及び工事の計画の		
象施設としての最高使用圧力及び最高使用温度を超える	設計基準対象施設としての最高使用圧力及び最高使用温	設計基準対象施設としての最高使用圧力及び最高使用温	リ(2)-②は、設置変更許		
(2)-②ことが想定されるが、重大事故等時においては設計	度を超える可能性があるが、設計基準対象施設としての最	度を超えるリ(2)-②可能性があるが、設計基準対象施設と	可申請書(本文(五号))		
基準対象施設としての最高使用圧力の2倍の圧力及び	高使用圧力の2倍の圧力及び200℃の温度以下で閉じ込め	しての最高使用圧力の2倍の圧力及び200℃の温度で閉じ	の』(2)-②と同義であ		
200℃の温度以下で閉じ込め機能を損なわない設計とす	機能を損なわない設計とする。	込め機能を損なわない設計とする。	り整合している。		
<u> </u>	また,原子炉格納容器内に設置される真空破壊装置は,				
	想定される重大事故等時において、ドライウェル圧力がサ				
	プレッションチェンバ圧力より低下した場合に圧力差に				
	より自動的に働き、サプレッションチェンバのプール水の				
	ドライウェルへの逆流及びドライウェルの破損を防止で				
	きる設計とする。				
	9. 原子炉格納施設	3. 圧力低減設備その他の安全設備			
	9.1 原子炉格納施設	3.1 真空破壞装置			
	9.1.1 通常運転時等				
	9.1.1.4 主要設備				
	9.1.1.4.1 一次格納施設				
	9.1.1.4.1.1 原子炉格納容器				
	(3) 真空破壞装置	<中略>			
	真空破壊装置は、冷却材喪失事故後のドライウェル内蒸	想定される重大事故等時において、ドライウェル圧力が			
	気の凝縮がすすみ、ドライウェル圧力がサプレッションチ	サプレッションチェンバ圧力より低下した場合に、ドライ			
	ェンバ圧力より下がった場合に、圧力差により自動的に働	ウェルとサプレッションチェンバ間に設置された6個の真			
	き、サプレッションチェンバ内のプール水のドライウェル	空破壊弁が、圧力差により自動的に働き、サプレッション			
	への逆流、あるいは、ドライウェルの破損を防止するため	チェンバのプール水のドライウェルへの逆流及びドライ			
	のものである。	ウェルの破損を防止できる設計とする。			

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備	考
(3) 非常用格納容器保護設備の構造	9.1.1.4.1.2 格納容器内ガス濃度制御系	3.3 放射性物質濃度制御設備及び可燃性ガス濃度制御設			
(i) 設計基準対象施設		備並びに格納容器再循環設備			
a. 格納容器内ガス濃度制御系		3.3.2 可燃性ガス濃度制御系			
リ(3)(i)a①原子炉冷却材喪失事故時に原子炉格納容	本系統は,可燃性ガス濃度制御系と原子炉格納容器調気	リ(3)(i)a①冷却材喪失事故時に原子炉格納容器内で	設計及び工事の計画の		
器内で発生するおそれのある水素及び酸素の燃焼反応を	<u>系</u> で構成し、 <u>冷却材喪失事故時に、原子炉格納容器内で発</u>	発生する水素及び酸素の反応を防止するため, 可燃性ガス	リ(3)(i)a①は、設置		
防止するため, 可燃性ガス濃度制御系を設け, 水素及び酸	生する水素及び酸素ガスの反応を防止するために設ける	濃度制御系を設け,リ(3)(i)a②原子炉格納容器調気系	変更許可申請書(本文		
素濃度を制御する。 U(3)(i)a②また,通常運転時に原	設備である。	により原子炉格納容器内に窒素を充填することとあいま	(五号))の『(3)(i)a.		
子炉格納容器調気系により,原子炉格納容器内に窒素ガス	格納容器内ガス濃度制御系主要仕様を第9.1-2表に示	って、可燃限界に達しないための制限値である水素濃度	-①と同義であり整合		
を充填しておく。	す。	4vol%未満又は酸素濃度5vol%未満に維持できる設計と	している。		
	(1) 可燃性ガス濃度制御系	<u>する。</u>			
	本系統は、1系統が100%処理容量をもつ独立な2系統		設計及び工事の計画の		
	で構成する。各系統は, ブロワ, 加熱器, 熱反応式再結合		リ(3)(i)a②は、設置		
	器、冷却器、配管・弁類及び計測制御装置で構成する。第		変更許可申請書(本文		
	9.1-2図に系統図を示す。		(五号))の『(3)(i)a.		
	本系統は、中央制御室から手動操作により再結合器の加		-②を具体的に記載し		
	熱を開始し、加熱開始後3時間以内に暖機運転が完了し系		ており整合している。		
	統機能を発揮する。				
	すなわち、ドライウェルのガスをブロワによって吸気				
	し、電気加熱器で加熱し、再結合器でガス中の水素と酸素				
	を再結合させる。再結合器内のガスは, 加熱器からの入熱				
	及び再結合器内の水素及び酸素の反応熱を受けることに				
	より加熱され,718℃ (1,325°F) に制御される。再結合				
	器を出たガス及び再結合反応により生じた水蒸気は、冷却				
	器で冷却凝縮した後、サプレッションチェンバにもどすよ				
	うに設計する。				
	本系統の作動により、ドライウェルのガスがサプレッシ				
	ョンチェンバに移行することとなるが、サプレッションチ				
	ェンバの圧力が上昇すると真空破壊装置が自動的に作動				
	し、再びドライウェルにガスがもどるようになっている。				
	なお,冷却器の冷却水は,残留熱除去系の水を使用する。				
	本系統に必要な電力は、外部電源喪失時に非常用電源か				
	ら供給することができる。				
	1系統の処理量は,約255Nm³/hであり,1系統を作動す				
I	ることによって原子炉格納容器調気系と相まって、事故後				
I	の原子炉格納容器内の酸素濃度を5 vol%未満又は水素濃				

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可能	申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事	事の計画 該当事項	整合性	備考
	度を 4 vol %未満に維	持することができる。				
	(2) 原子炉格納容器	計調気系	3.4 原子炉格納容器調気	設備		
	低く保つために,原-換しておく設備であっ	転中,原子炉格納容器内の酸素濃度を 子炉格納容器内の空気を窒素ガスで置 って,窒素ガス充てん及びその後の運 給は,液体窒素貯蔵タンクに貯蔵した	の反応を防止するため、 ま	納容器調気系は,水素及び酸素 ららかじめ原子炉格納容器内に窒 水素濃度及び酸素濃度を可燃限		
	窒素ガスにより行う。 なお、本系統は工	学的安全施設ではない。		〈中略〉		
(a) <u>可燃性ガス濃度制御系</u>	第9.1-2表 格納容器 (1) <u>可燃性ガス濃度</u>	器内ガス濃度制御系主要仕様 <u>[制御系</u>	【原子炉格納施設】(要目 7. 原子炉格納施設 7.3 圧力低減設備その他の安全設備	目表)		
リ(3)(i)a.(a)-①系統数 1 (予備1)	系統数	2(うち1系統は予備)	ヲ ブロワ (常設)	変 更 前	変更	後
<u>容量</u> <u>約 255Nm³/h</u>	系統設計流量	<u>約255Nm³/h/系統</u>	名	<u>可燃性ガス濃度制御系</u> 再結合装置ブロワ キャンド形造心式 255 以上* ² (255* ³) *2.*2		
 (本文十号) ドライウェルから可燃性ガス濃度制御系への吸い込み流量は255m³/h[norma1] (1系列当たり)とする。 ・記載箇所口(2)(iv)b.(h) 	ブロワ 形式 台数 加熱器 形式 台数 再結合器	遠心式 1/系統 電気式 1/系統	取付	**2 **2 **3 **2 **3 **3 **3 **3 **3 **3		R-2F-2-3 床上 0.07 m以上
・設置変更許可申請書(本文十号)で使用している可燃性ガス濃度制御系の再結合器内流量は、設計及び工事の計画で使用している可燃性ガス濃度制御系の容量と整合しており、設置変更許可申請書(本文十号)で使用している解析条件に包絡されている。	 形式	熱反応式 1/系統 スプレイ式 1/系統	*2:既工事計画書に記載がないため記載の適正化を *3:公称値を示す。 *4:記載の適正化を行う。既工事計画書には「能力	/個教」と記載。	設計及び工事の計画の (3)(i)a.(a)-①は, 設置変更許可申請書(本 文(五号))の(3)(i) a.(a)-①と同義であり 整合している。	

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工	事の計画 該当事項	整合性	備考
		7. 原子炉格納施設 7.3 圧力低減設備その他の安全設備 ワ 再結合装置 (常設)			
			変 更 前	変!	更 後
		名 称	可燃性ガス濃度制御系再結合装置		
		種 類 一	熱反応式		
		容 量*1 m³/h/個 [normal]	255以上*2(255*3)		
		最高使用压力 kPa	427* ⁴ .* ⁵		
		最高使用温度℃	171*4, 777*4 95*2		
		再 結 合 効 率 %	(入口可燃性ガス濃度2vo1%において)		
		主 東 た て mm	4550*3,*6	変更	更なし
		再結 法 高 さ mm	2450*3,*6 1731*3,*6		
		会 材 料 —	SUS304TP*4, SUSF304*4		
		個		(i)a.(a)-①	
		系 統 名	*2 可燃性ガス濃度制御系再結合装置(A) 可燃性ガス濃度制御系		
		(ライン名)	可燃性ガス濃度制御系A系		
		取付 簡 所	原子炉建屋 原子炉建 0. P. 22. 50 m 0. P. 22. 5	車屋 50 m	
		溢水防護上の区画番号 ― 溢水防護上の配慮 _		R-2F-2-2 床上 0.07 m以上	R-2F-2-3 床上 0.07 m以上
		が必要な高さ	電気式	production of month	77.1.0.01 85.1.
		電 容 量*1 kW/個	*2(*3)	変更	更なし
		器 個数*7 —	<u>2.</u> y (3))(i)a.(a)-①	
		取付箇所一	再結合装置と同じ*2		技置と同じ
		(次頁へ続く)			
		(前頁からの続き)	更前	変更後	
		最高使用	&高使用 外 径*3 厚 さ*8 材 料 名	最高使用 最高使用 外 作 力 温 度 外	径*3 厚 さ*8 材 料 m) (mm)
		(kPa) **4.*9 可燃性ガス濃度制御系再結合	(°C) (mm) (mm) 114.3 (6.0) SUS304TP	(kPa) (°C) (m	m) (mm)
		装置入口配管 〜 可燃性ガス濃度制御系再結合	171 89. 1 (5. 5) SUS304TP	変更なし	
		装置プロワ *4.*10	89.1 (5.5) SUS304TP =		
		明	777 89.1 ***11(6.5) SUS304TP 標性 性	変更なし	
		ス ー 一 一 可燃性ガス濃度制御系再結合	406.4 **11(8.0) SUSF304 ス 114.3 (6.0) SUS304TP 確		
		度 装置冷却器 制 御 可燃性ガス濃度制御系再結合 427*5	777 165.2 (7.1) SUS304TP	変更なし	
		装置冷却器 装置冷却器 *4.*12 可燃性ガス濃度制御系再結合			
		装置冷却器 内。~	165.2	変更なし	
		配 可燃性ガス濃度制御系再結合 装置出口配管 *4.*13	165. 2 (7. 1) SUS304TP 配管		
		可燃性ガス濃度制御系再結合 装置入口配管合流点 427*5	171 89.1 (5.5) SUS304TP	変更なし	
		~ 可燃性ガス濃度制御系再結合 装置出口配管分岐点			
		注記*1:記載の適正化を行う。既工事計画書には「 *2:既工事計画書に記載がないため記載の適正 *3:公称値を示す。			
		*4:記載の適正化を行う。既工事計画書では主*5:SI単位に換算したものである。			
		*6: 沈上争計画者に記載かないたの記載の適正 *7:記載の適正化を行う。既工事計画書には「 *8:() 内は公称値を示す。	:化を行う。記載内容は,平成3年6月19日付け3資庁第1003号にて認可され 能力/個数」と記載。	- に工事計画の都行者類「第4-1-2図 可燃性ガス液度制御系	※持結合液直構道図」による。
		*9:記載の適正化を行う。既工事計画書には「	ドライウェルから可燃性ガス濃度制御系再結合装置プロワまで(再結合製		
		*11:既工事計画書に記載がないため記載の適正	可燃性ガス濃度制御系再結合装置プロワから可燃性ガス濃度制御系再結合 化を行う。記載内容は,平成3年6月19日付け3資庁第1003号にて認可され	た工事計画の添付書類「IV-2-2-1-1-1 管の基本板厚計算	書」による。
		*12: 記載の適正化を行う。既工事計画書には「 *13: 記載の適正化を行う。既工事計画書には「	再結合装置冷却器からサブレッションチェンバまで(再結合装置冷却器は 再結合装置冷却器出口配管から再結合装置ブロワ入口配管まで」と記載。 -	コロ配官)」と記載。	1
(b) 原子炉格納容器調気系	(2) 原子炉格納容器調気系			設置変更許可申請書(本	
液体窒素貯蔵タンク	液体窒素貯蔵タンク			文(五号))の「液体窒	
				素貯蔵タンク」は、本工	
<u>基数 1</u>	<u>基数</u> <u>1</u>				
				事計画の対象外である。	

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備	考
b. 格納容器スプレイ冷却系	9.1.1.4.1.3 格納容器スプレイ冷却系	【原子炉冷却系統施設(蒸気タービンを除く。)】			
		(基本設計方針) 「個別項目」			
		4.1.3 格納容器スプレイ冷却モード			
		(1) 系統構成			
原子炉冷却材喪失事故時に、サプレッションチェンバ内	格納容器スプレイ冷却系は、原子炉冷却材喪失事故後、	原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故	設計及び工事の計画の		
のプール水を╿(3)(i)b①残留熱除去系熱交換器で冷却	サプレッションチェンバ内のプール水をドライウェル内	障の際に生ずる原子炉格納容器内の圧力及び温度の上昇	リ(3)(i)b①は,設置		
し, ドライウェル及びサプレッションチェンバ内にスプレ	及びサプレッションチェンバ内にスプレイすることによ	により原子炉格納容器の安全性を損なうことを防止する	変更許可申請書(本文		
イすることによって♥(3)(i)b②原子炉格納容器内の温	って,原子炉格納容器内の温度,圧力を低減し,原子炉格	ため, [](3)(i)b①原子炉格納容器内において発生した	(五号))の『(3)(i)b.		
度及び圧力を低下させる。	納容器内に浮遊している放射性物質が漏えいするのを抑	熱を除去する設備として、残留熱除去系(格納容器スプレ	-①と同義であり整合		
	えるものである。ドライウェル内にスプレイされた水は、	イ冷却モード)を設ける設計とする。	している。		
	水位がベント管口に達した後はベント管を通って、サプレ	残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)は, <u>冷却</u>			
	ッションチェンバ内にもどり、サプレッションチェンバ内	材喪失事故時に、サプレッションチェンバのプール水をド	設計及び工事の計画の		
	にスプレイされた水とともに <u>残留熱除去系の熱交換器で</u>	ライウェル内及びサプレッションチェンバ内にスプレイ	リ(3)(i)b②は,設置		
	<u>冷却</u> されたのち,再びスプレイされる。	することにより、環境に放出される放射性物質の濃度を減	変更許可申請書(本文		
	<中略>	少させる設計とする。	(五号))の『(3)(i)b.		
		残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)は,原子	-②を具体的に記載し		
		炉冷却材圧力バウンダリ配管の最も過酷な破断を想定し	ており整合している。		
		た場合でも、放出されるエネルギによる設計基準事故時の			
		『(3)(i)b②原子炉格納容器内圧力,温度が最高使用圧			
		力,最高使用温度を超えないようにし,かつ,原子炉格納			
		容器の内圧を速やかに下げて低く維持することにより、放			
		射性物質の外部への漏えいを少なくする設計とする。			
		<中略>			

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備	考
		【原子炉格納施設】(要目表)			<u> </u>
 ▼(3)(i)b③ この系は、残留熱除去系を格納容器スプレイ冷却モードとして運転するものであり、▼(3)(i)b ④主要設備については、ホ、(4),(i)残留熱除去系に記述する。 		7.3 圧力低減設備その他の安全設備 (7) 放射性物質濃度制御設備及び可燃性ガス濃度制御設備並びに格納容器再循環系 h. 残留熱除去系 (格納容器スプレイ冷却モード) ロ 熱交換器 (常設) 変更前 変更後 名 称 ー 残留熱除去系熱交換器(A),(B)* 3. 原子炉冷却系統施設 3.5 残留熱除去設備 3.5.1 残留熱除去系 (2) 熱交換器 (常設) に記載する。 注記*:本設備は,既存の原子炉冷却系統施設のうち残留熱除去設備(残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード))として本工事計画で兼用とする。 ハ ボンブ (常設) 変更前 変更後 名 称 ー 残留熱除去系(格納容器 スプレイ冷却モード))として本工事計画で兼用とする。 ハ ボンブ (常設) 変更前 変更後 名 称 ー 残留熱除去系ボンブ(A),(B)* 3. 原子炉冷却系統施設 3.5 残留熱除去系の(3) ボンブ (常設) に記載する。 注記*:本設備は,既存の原子炉冷却系統施設のうち残留熱除去設備(残留熱除去系)であり,圧力低減設備その他の安全設備の原子炉格納容器安全設備(残留熱除去系)を記載する。 注記*:本設備は,既存の原子炉冷却系統施設のうち残留熱除去設備(残留熱除去系)に記載する。 注記*:本設備は,既存の原子炉冷却系統施設のうち残留熱除去設備(残留熱除去系)に記載する。 注記*:本設備は,既存の原子炉冷却系統施設のうち残留熱除去設備(残留熱除去系)に記載する。 と記*:本設備は,既存の原子炉冷却系統施設のうち残留熱除去設備(残留熱除去系)に記載する。	設計及び工事の計画の (3)(i)b③は、設置 変更許可申請書(本文 (五号))の(3)(i)b. ③と同義であり整合 している。 設置変更許可申請書(本 文(五号))の(3)(i) (五号))の(3)(i) (五号))の(3)(i) (五号), 「ホ、(4)、(i) 残留熱除去系」に示す。		
	9.2 原子炉格納容器内の冷却等のための設備9.2.1 概要	【原子炉格納施設】(基本設計方針) 3. 圧力低減設備その他の安全設備 3.2 原子炉格納容器安全設備			
	設計基準事故対処設備が有する原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合において炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度並びに放射性物質の濃度を低下させるために必要な重大	3.2.3 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系原子炉格納容器内の冷却等のための設備のうち、設計基準事故対処設備が有する原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合において炉心の著しい損傷を防止するために原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるため、また、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するために原子炉格納容器内の圧力及び温度並びに放射性物質の濃度を低下させるためり			
<u>に必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。</u>	事故等対処設備を設置及び保管する。 原子炉格納容器内の冷却等のための設備の系統概要図を第9.2-1図から第9.2-4図に示す。 <中略>	(3)(ii)a①の重大事故等対処設備として,原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)及び原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)を設ける設計とする。 <中略> 3.2.3 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系 原子炉格納容器内の冷却等のための設備のうち,設計基			

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備者
要失した場合において炉心の著しい損傷を防止するため	喪失した場合において炉心の著しい損傷を防止するため	喪失した場合において炉心の著しい損傷を防止するため		
こ原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるため、ま	に原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるため、ま	に原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるため, ま		
と,炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納	た、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納	た、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納		
容器の破損を防止するために原子炉格納容器内の圧力及	容器の破損を防止するために原子炉格納容器内の圧力及	容器の破損を防止するために原子炉格納容器内の圧力及		
が温度並びに放射性物質の濃度を低下させるための設備	び温度並びに放射性物質の濃度を低下させるための設備	び温度並びに放射性物質の濃度を低下させるための重大		
として,原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)及び	として,原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)及び	事故等対処設備として,原子炉格納容器代替スプレイ冷却		
京子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)を設ける。	原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)を設ける。	系(常設)及び原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬		
		型)を設ける設計とする。		
		<中略>		
a) 炉心の著しい損傷を防止するための原子炉格納容器	 	3.2.3 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系		
内冷却に用いる設備	内冷却に用いる設備	(1) 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)による		
a-1) フロントライン系故障時に用いる設備	a. フロントライン系故障時に用いる設備	代替格納容器スプレイ		
a-1-1) 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)に	(a) 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)による	I G I TU M J CF HE Z Y Z Y Y I		
よる原子炉格納容器の冷却	原子炉格納容器の冷却			
残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)が機能喪	残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)が機能喪	 炉心の著しい損傷防止のための原子炉格納容器内冷却		
とした場合の重大事故等対処設備として,原子炉格納容器	失した場合の重大事故等対処設備として、原子炉格納容器	に用いる設備のうち、残留熱除去系(格納容器スプレイ冷)		
大替スプレイ冷却系(常設)は、復水移送ポンプにより、	代替スプレイ冷却系(常設)を使用する。	却モード)が機能喪失した場合及び全交流動力電源喪失又		
夏水貯蔵タンクの水を残留熱除去系等を経由して原子炉	原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)は、復水移	は原子炉補機冷却水系(原子炉補機冷却海水系を含む。)		
各納容器内のスプレイ管からドライウェル内にスプレイ	送ポンプ、配管・弁類、計測制御装置等で構成し、復水移	機能喪失によるサポート系の故障により、残留熱除去系		
けることで、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させ	送ポンプにより、復水貯蔵タンクの水を残留熱除去系等を	(格納容器スプレイ冷却モード)及び残留熱除去系(サプ		
ることができる設計とする。		レッションプール水冷却モード)が起動できない場合の重		
COMPANICY SO	MEDIC R F R R R R R R R R R R R R R R R R R	大事故等対処設備として、原子炉格納容器代替スプレイ冷		
	温度を低下させることができる設計とする。	却系(常設)は、復水移送ポンプにより、復水貯蔵タンク		
	価反で限してせることがくさる以前とする。	の水を残留熱除去系等を経由して原子炉格納容器内のド		
		<u>の水を残留窓縁ムボ寺を框面して深すが指摘は描れ</u> りの下 ライウェルスプレイ管からドライウェル内にスプレイす		
		フィッエル <u>ベフレイ 目がら下フィッエル内にベフレイリー</u> ることで、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させる		
		ことができる設計とする。		
		<中略>		
		3.2.3 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系		
		(1) 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)による		
		代替格納容器スプレイ		
		<中略>		
原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)は、非常用	原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)は、非常用	原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)は、非常用		

を流電源設備に加えて、代替所内電気設備を経由した常設 は替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給	交流電源設備に加えて、代替所内電気設備を経由した常設		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
、替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給	文加电泳放開に加えて、「自力」「电人放開を配出した用放	交流電源設備に加えて、代替所内電気設備を経由した常設		
	代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給	代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給		
意が可能な設計とする。また、系統構成に必要な電動弁(直	電が可能な設計とする。また,系統構成に必要な電動弁(直	電が可能な設計とする。また、系統構成に必要な電動弁(直		
は、所内常設蓄電式直流電源設備からの給電が可能な	流)は、所内常設蓄電式直流電源設備からの給電が可能な	流)は、所内常設蓄電式直流電源設備からの給電が可能な		
と計とする。	設計とする。	<u>設計とする。</u>		
	<中略>	<中略>		
a-1-2) 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)	(b) 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系 (可搬型) によ	3.2.3 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系		
による原子炉格納容器の冷却	る原子炉格納容器の冷却	(2) 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)による代替格納容器スプレイ		
残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)の機能が	残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)の機能が	炉心の著しい損傷防止のための原子炉格納容器内冷却		
要失した場合の重大事故等対処設備として, 原子炉格納容	喪失した場合の重大事故等対処設備として,原子炉格納容	に用いる設備のうち、 <u>残留熱除去系(格納容器スプレイ冷</u>		
骨代替スプレイ冷却系 (可搬型) は, 大容量送水ポンプ (タ	器代替スプレイ冷却系(可搬型)を使用する。	<u>却モード)の機能が喪失した場合</u> 及び全交流動力電源喪失		
'プI)により,代替淡水源の水を残留熱除去系等を経由	原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)は,大容	又は原子炉補機冷却水系 (原子炉補機冷却海水系を含む。)		
て原子炉格納容器内のスプレイ管からドライウェル内	量送水ポンプ (タイプ I), 配管・ホース・弁類, 計測制	機能喪失によるサポート系の故障により、残留熱除去系		
ニスプレイすることで,原子炉格納容器内の圧力及び温度	御装置等で構成し、 <u>大容量送水ポンプ(タイプI)により、</u>	(格納容器スプレイ冷却モード) 及び残留熱除去系(サプ		
と低下させることができる設計とする。	代替淡水源の水を残留熱除去系等を経由して原子炉格納	レッションプール水冷却モード)が起動できない場合 <u>の重</u>		
	容器内のスプレイ管からドライウェル内にスプレイする	大事故等対処設備として,原子炉格納容器代替スプレイ冷		
	ことで、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるこ	却系(可搬型)は,大容量送水ポンプ(タイプI)により,		
	とができる設計とする。	代替淡水源の水を残留熱除去系等を経由して原子炉格納		
		容器内のドライウェルスプレイ管からドライウェル内に		
		スプレイすることで,原子炉格納容器内の圧力及び温度を		
		低下させることができる設計とする。		
		<中略>		
		3.2.3 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系		
		(2) 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系 (可搬型) によ		
		る代替格納容器スプレイ		
		<中略>		
原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)は、代替	原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)は、代替	原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)は、代替		
※水源が枯渇した場合において,重大事故等の収束に必要	淡水源が枯渇した場合において、重大事故等の収束に必要	淡水源が枯渇した場合において、重大事故等の収束に必要		
:なる水の供給設備である大容量送水ポンプ (タイプ I)	となる水の供給設備である大容量送水ポンプ (タイプ I)	となる水の供給設備である大容量送水ポンプ (タイプ I)		
こより海を利用できる設計とする。	により海を利用できる設計とする。	により海を利用できる設計とする。		
		<中略>		

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備	考
		3.2.3 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系			
		(2) 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)によ			
		る代替格納容器スプレイ			
		<中略>			
原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)は、非常	原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)は,非常	原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)は,非常			
用交流電源設備に加えて、代替所内電気設備を経由した常	用交流電源設備に加えて、代替所内電気設備を経由した常	用交流電源設備に加えて、代替所内電気設備を経由した常			
設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの	設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの	設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの			
給電が可能な設計とする。また、大容量送水ポンプ (タイ	給電が可能な設計とする。また、大容量送水ポンプ (タイ	給電が可能な設計とする。			
プ I) は、空冷式のディーゼルエンジンにより駆動できる	プ I)は、空冷式のディーゼルエンジンにより駆動できる	また,大容量送水ポンプ(タイプ I)は,空冷式のディ			
設計とする。_	設計とする。燃料は、燃料補給設備である軽油タンク又は	<u>ーゼルエンジンにより駆動できる設計とする。</u>			
	ガスタービン発電設備軽油タンク及びタンクローリによ	<中略>			
	り補給できる設計とする。				
	<中略>				
(a-2) サポート系故障時に用いる設備	b. サポート系故障時に用いる設備	3.2.3 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系			
(a-2-1) 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)に	(a) 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)による	(1) 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)による			
よる原子炉格納容器の冷却	原子炉格納容器の冷却	代替格納容器スプレイ			
全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却水系(原子炉補	全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却水系(原子炉補	炉心の著しい損傷防止のための原子炉格納容器内冷却	設計及び工事の計画の		
機冷却海水系を含む。)機能喪失によるサポート系の故障	機冷却海水系を含む。)機能喪失によるサポート系の故障	に用いる設備のうち,残留熱除去系(格納容器スプレイ冷	『(3)(ii)a②は、設置		
により, 残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)及	により、残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)及	却モード) が機能喪失した場合及び <u>全交流動力電源喪失又</u>	変更許可申請書 (本文		
び残留熱除去系(サプレッションプール水冷却モード)が	び残留熱除去系(サプレッションプール水冷却モード)が	は原子炉補機冷却水系(原子炉補機冷却海水系を含む。)	(五号)) のリ(3) (ii)a.		
起動できない場合の重大事故等対処設備として使用する	起動できない場合の重大事故等対処設備として使用する	機能喪失によるサポート系の故障により、残留熱除去系	-②と同義であり整合		
原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)は, 🎚	原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)は,「(1)a.	(格納容器スプレイ冷却モード)及び残留熱除去系(サプ	している。		
(3)(ii)a②「リ(3)(ii)a. (a-1-1) 原子炉格納容器代	(a) 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)による	レッションプール水冷却モード) が起動できない場合の重			
替スプレイ冷却系(常設)による原子炉格納容器の冷却」	原子炉格納容器の冷却」と同じである。	大事故等対処設備として、原子炉格納容器代替スプレイ冷			
と同じである。		却系(常設)は、 𝔻(3)(ii)a② 復水移送ポンプにより,			
		復水貯蔵タンクの水を残留熱除去系等を経由して原子炉			
		格納容器内のドライウェルスプレイ管からドライウェル			
		内にスプレイすることで、原子炉格納容器内の圧力及び温			
		度を低下させることができる設計とする。			
		<中略>			
		原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)の流路とし			
		て、設計基準対象施設である原子炉格納容器を重大事故等			
		対処設備として使用することから、流路に係る機能につい			
		て重大事故等対処設備としての設計を行う。			
		1		<u> </u>	

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備	考
		原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)は,炉心の			
		著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するための			
		設備として兼用する設計とする。			
		原子炉格納容器安全設備のうち、復水貯蔵タンクを水源			
		として原子炉格納容器冷却のために運転するポンプは,復			
		水貯蔵タンクの圧力及び温度により、想定される最も小さ			
		い有効吸込水頭においても、正常に機能する能力を有する			
		設計とする。			
		3.2.3 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系			
 (a-2-2) 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)	(b) 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系 (可搬型) によ	(2) 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)によ			
による原子炉格納容器の冷却	る原子炉格納容器の冷却	る代替格納容器スプレイ			
全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却水系(原子炉補	全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却水系(原子炉補		設計及び工事の計画の		
機冷却海水系を含む。)機能喪失によるサポート系の故障	機冷却海水系を含む。)機能喪失によるサポート系の故障	に用いる設備のうち、残留熱除去系(格納容器スプレイ冷			
により、残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)及	により、残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)及	却モード)の機能が喪失した場合及び全交流動力電源喪失	変更許可申請書(本文		
び残留熱除去系(サプレッションプール水冷却モード)が	び残留熱除去系(サプレッションプール水冷却モード)が	又は原子炉補機冷却水系(原子炉補機冷却海水系を含む。)	(五号))の「(3)(ii)a.		
起動できない場合の重大事故等対処設備として使用する	起動できない場合の重大事故等対処設備として使用する	機能喪失によるサポート系の故障により、残留熱除去系	-③と同義であり整合		
原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)は、	原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)は,「(1)a.	(格納容器スプレイ冷却モード)及び残留熱除去系(サプ	している。		
(3)(ii)a③「リ(3)(ii)a. (a-1-2) 原子炉格納容器代	(b)原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)による	レッションプール水冷却モード)が起動できない場合の重			
替スプレイ冷却系(可搬型)による原子炉格納容器の冷却」	原子炉格納容器の冷却」と同じである。	大事故等対処設備として、原子炉格納容器代替スプレイ冷			
と同じである。		却系 (可搬型) は, Ϳ(3) (ii) a③ 大容量送水ポンプ (タ			
		イプI)により、代替淡水源の水を残留熱除去系等を経由			
		して原子炉格納容器内のドライウェルスプレイ管からド			
		ライウェル内にスプレイすることで、原子炉格納容器内の			
		圧力及び温度を低下させることができる設計とする。			
		<中略>			
		原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)に使用す			
		るホースの敷設等は、ホース延長回収車(台数 4 (予備 1))			
		(核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち「4.2 燃料			
		プール代替注水系」の設備を原子炉格納施設のうち「3.2.3			
		原子炉格納容器代替スプレイ冷却系」の設備として兼用)			
		により行う設計とする。			
		原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)の流路と			
		して、設計基準対象施設である原子炉格納容器を重大事故			
		等対処設備として使用することから、流路に係る機能につ			
		サバベドミュ へんだいりょうしょう。 (川町に下る)及形にフ			

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備	考
		いて重大事故等対処設備としての設計を行う。			
		原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)は,炉心		1	
		の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため		1	
		の設備として兼用する設計とする。		1	
		原子炉格納容器安全設備のうち,淡水貯水槽 (No.1),		1	
		淡水貯水槽 (No.2) 又は海を水源として原子炉格納容器冷		1	
		却のために運転するポンプは,淡水貯水槽(No.1),淡水		1	
		貯水槽 (No. 2) 又は海の圧力及び温度により, 想定される		1	
		最も小さい有効吸込水頭においても,正常に機能する能力		1	
		を有する設計とする。		1	
(a-2-3) 常設代替交流電源設備による残留熱除去系(格	 (c) 常設代替交流電源設備による残留熱除去系(格納容			1	
納容器スプレイ冷却モード)の復旧	 器スプレイ冷却モード)の復旧	(1) 系統構成		1	
		<中略>		1	
全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却水系(原子炉補	 全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却水系(原子炉補	 炉心の著しい損傷防止のための原子炉格納容器内冷却		1	
機冷却海水系を含む。)機能喪失によるサポート系の故障	機冷却海水系を含む。)機能喪失によるサポート系の故障	 に用いる設備のうち,全交流動力電源喪失又は原子炉補機		1	
により,残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)が	により、残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)が	冷却水系(原子炉補機冷却海水系を含む。)機能喪失によ		1	
起動できない場合の重大事故等対処設備として、常設代替	 起動できない場合の重大事故等対処設備として,常設代替	るサポート系の故障により,残留熱除去系(格納容器スプ		1	
交流電源設備を使用し、残留熱除去系(格納容器スプレイ	交流電源設備を使用し、残留熱除去系(格納容器スプレイ	レイ冷却モード)が起動できない場合の重大事故等対処設		1	
冷却モード)を復旧する。	 冷却モード) を復旧する。_	備として,常設代替交流電源設備を使用し,残留熱除去系		1	
		_(格納容器スプレイ冷却モード)を復旧できる設計とす		1	
		る。		1	
		<中略>		1	
		3.2.8 残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)		1	
		(1) 系統構成		1	
		 原子炉格納容器内の冷却等のための設備として,想定さ		1	
		 れる重大事故等時において,設計基準事故対処設備である		1	
		 残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)が使用でき		1	
		る場合は重大事故等対処設備(設計基準拡張)として使用		i	
		できる設計とする。		i	
		<中略>		1	
		3.2.8 残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)		1	
		(1) 系統構成		1	

	<中略>	
	炉心の著しい損傷が発生した場合において、全交流動力	
	電源喪失又は原子炉補機冷却水系(原子炉補機冷却海水系	
	を含む。)機能喪失によるサポート系の故障により、残留	
	熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)が起動できない	
	場合の重大事故等対処設備として、常設代替交流電源設備	
	を使用し、残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)	
	を復旧できる設計とする。	
残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)は、常設 残留熱除去系(格納容器	器スプレイ冷却モード)は、常設 残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)は、常設 設計及び工事の計画の	
代替交流電源設備からの給電により機能を復旧し、残留熱 代替交流電源設備からの給	給電により機能を復旧し,残留熱 代替交流電源設備からの給電により機能を復旧し,残留熱 (3)(ii)a④は,設置	
除去系ポンプ及び (3) (ii) a ④ 熱交換器によりサプレッ 除去系ポンプ及び熱交換	器によりサプレッションチェン 除去系ポンプ及びリ(3)(ii)a④残留熱除去系熱交換器に 変更許可申請書 (本文	
	エル内及びサプレッションチェ よりサプレッションチェンバのプール水をドライウェル (五号))の川(3)(ii)a.	
<u>ッションチェンバ内にスプレイすることで原子炉格納容</u> <u>ンバ内にスプレイするこ</u>	とで原子炉格納容器を冷却でき 内及びサプレッションチェンバ内にスプレイすることで - 4 と同義であり整合	
器を冷却できる設計とする。 る設計とする。	原子炉格納容器を冷却できる設計とする。 している。	
本系統に使用する冷却水は、原子炉補機冷却水系(原子本系統に使用する冷却な	水は,原子炉補機冷却水系(原子本系統に使用する冷却水は原子炉補機冷却水系(原子炉	
炉補機冷却海水系を含む。) 又は原子炉補機代替冷却水系 炉補機冷却海水系を含む。	。)又は原子炉補機代替冷却水系 補機冷却海水系を含む。)又は原子炉補機代替冷却水系か	
から供給できる設計とする。 から供給できる設計とする	<u>ら供給できる設計とする。</u>	
	残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)の流路と	
	して,設計基準対象施設である原子炉格納容器を重大事故	
	等対処設備として使用することから、流路に係る機能につ	
	いて重大事故等対処設備としての設計を行う。	
	<中略>	
	【原子炉冷却系統施設 (蒸気タービンを除く。)】	
	(基本設計方針)	
	4.1.3 格納容器スプレイ冷却モード	
	(2) 多様性,位置的分散等	
	残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)は、設計	
	基準事故対処設備であるとともに、重大事故等時において	
	も使用するため、重大事故等対処設備としての基本方針に	
	示す設計方針を適用する。ただし、多様性及び独立性並び	
	に位置的分散を考慮すべき対象の設計基準事故対処設備	
	はないことから、重大事故等対処設備の基本方針のうち	
	「5.1.2 多様性,位置的分散等」に示す設計方針は適用	
	しない。	

設置変更許可申請書 (本文 (五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
		【原子炉格納施設】 (基本設計方針)		
		3.2.8 残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)		
		(2) 多様性, 位置的分散等		
		残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)は,設計		
		基準事故対処設備であるとともに, 重大事故等時において		
		も使用するため、重大事故等対処設備としての基本方針に		
		示す設計方針を適用する。ただし、多様性及び独立性並び		
		に位置的分散を考慮すべき対象の設計基準事故対処設 <mark>備</mark>		
		はないことから、重大事故等対処設備の基本方針のうち		
		「5.1.2 多様性,位置的分散等」に示す設計方針は適用		
		しない。		
(a-2-4) 常設代替交流電源設備による残留熱除去系(サ	(d) 常設代替交流電源設備による残留熱除去系(サプレ	3.2.9 残留熱除去系(サプレッションプール水冷却モード)		
プレッションプール水冷却モード)の復旧	ッションプール水冷却モード)の復旧	(1) 系統構成		
		<中略>		
全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却水系(原子炉補	全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却水系(原子炉補	炉心の著しい損傷防止のための原子炉格納容器内冷却		
機冷却海水系を含む。)機能喪失によるサポート系の故障	機冷却海水系を含む。)機能喪失によるサポート系の故障	に用いる設備のうち,全交流動力電源喪失又は原子炉補機		
により,残留熱除去系(サプレッションプール水冷却モー	により,残留熱除去系(サプレッションプール水冷却モー	冷却水系(原子炉補機冷却海水系を含む。)機能喪失によ		
ド)が起動できない場合の重大事故等対処設備として,常	 <u>ド)</u> が起動できない場合の重大事故等対処設備として,常	るサポート系の故障により、残留熱除去系(サプレッショ		
設代替交流電源設備を使用し,残留熱除去系(サプレッシ	 設代替交流電源設備を使用し,残留熱除去系(サプレッシ	ンプール水冷却モード)が起動できない場合の重大事故等		
ョンプール水冷却モード)を復旧する。	ョンプール水冷却モード)を復旧する。	対処設備として,常設代替交流電源設備を使用し,残留熱		
		除去系(サプレッションプール水冷却モード)を復旧でき		
		る設計とする。		
		<中略>		
		3.2.9 残留熱除去系(サプレッションプール水冷却モード)		
		(1) 系統構成		
		原子炉格納容器内の冷却等のための設備として,想定さ		
		れる重大事故等時において、設計基準事故対処設備である		
		残留熱除去系(サプレッションプール水冷却モード)が使		
		用できる場合は重大事故等対処設備(設計基準拡張)とし		
		て使用できる設計とする。		
		<中略>		
残留熱除去系 (サプレッションプール水冷却モード) は,	 残留熱除去系 (サプレッションプール水冷却モード) は,	残留熱除去系(サプレッションプール水冷却モード)は,	設計及び工事の計画の	
常設代替交流電源設備からの給電により機能を復旧し、残	常設代替交流電源設備からの給電により機能を復旧し、残	常設代替交流電源設備からの給電により機能を復旧し、残		

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性		 考
留熱除去系ポンプ及びリ(3)(ii)a⑤熱交換器により、サ	図熱除去系ポンプ及び熱交換器により、サプレッションチ	留熱除去系ポンプ及び (3) (ii) a ⑤ 残留熱除去系熱交換	変更許可申請書(本文	7/HI	75
プレッションチェンバのプール水を冷却することで原子	エンバのプール水を冷却することで原子炉格納容器を冷	器により、サプレッションチェンバのプール水を冷却する	(五号))の『(3)(ii)a.		
炉格納容器を冷却できる設計とする。	却できる設計とする。	ことで原子炉格納容器を冷却できる設計とする。	- ⑤ と同義であり整合		
本系統に使用する冷却水は、原子炉補機冷却水系(原子	本系統に使用する冷却水は,原子炉補機冷却水系(原子	本系統に使用する冷却水は、原子炉補機冷却水系(原子	<u></u>		
炉補機冷却海水系を含む。) 又は原子炉補機代替冷却水系	炉補機冷却海水系を含む。) 又は原子炉補機代替冷却水系	ディー・ディー・ディー・ディー・ディー・ディー・ディー・ディー・ディー・ディー・			
から供給できる設計とする。	から供給できる設計とする。	から供給できる設計とする。			
		一一一一一一一一一一一 残留熱除去系(サプレッションプール水冷却モード)の			
		 流路として,設計基準対象施設である原子炉格納容器を重			
		 大事故等対処設備として使用することから、流路に係る機			
		能について重大事故等対処設備としての設計を行う。			
		 原子炉格納容器安全設備のうち,サプレッションチェン			
		バのプール水を水源として原子炉格納容器除熱のために			
		 運転するポンプは,原子炉格納容器内の圧力及び温度並び			
		に、原子炉冷却材中の異物の影響について「非常用炉心冷			
		却設備又は格納容器熱除去設備に係るろ過装置の性能評			
		価等について (内規)」(平成 20・02・12 原院第 5 号 (平			
		成 20 年 2 月 27 日原子力安全・保安院制定)) によるろ過			
		装置の性能評価により、重大事故等時に想定される最も小			
		さい有効吸込水頭においても、正常に機能する能力を有す			
		る設計とする。			
		【原子炉冷却系統施設(蒸気タービンを除く。)】			
		(基本設計方針)			
		4.1.4 サプレッションプール水冷却モード			
		(2) 多様性,位置的分散等			
		残留熱除去系 (サプレッションプール水冷却モード) は,			
		設計基準事故対処設備であるとともに, 重大事故等時にお			
		いても使用するため、重大事故等対処設備としての基本方			
		針に示す設計方針を適用する。ただし,多様性及び独立性			
		並びに位置的分散を考慮すべき対象の設計基準事故対処			
		設備はないことから, 重大事故等対処設備の基本方針のう			
		ち「5.1.2 多様性,位置的分散等」に示す設計方針は適			
		用しない。			

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備	考
		【原子炉格納施設】 (基本設計方針)			
		3.2.9 残留熱除去系(サプレッションプール水冷却モード)			
		(2) 多様性,位置的分散等			
		残留熱除去系 (サプレッションプール水冷却モード) は,			
		設計基準事故対処設備であるとともに、重大事故等時にお			
		いても使用するため、重大事故等対処設備としての基本方			
		針に示す設計方針を適用する。ただし、多様性及び独立性			
		並びに位置的分散を考慮すべき対象の設計基準事故対処			
		設 <mark>備は</mark> ないことから,重大事故等対処設備の基本方針のう			
		ち「5.1.2 多様性,位置的分散等」に示す設計方針は適			
		用しない。			
(b) 原子炉格納容器の破損を防止するための原子炉格納	 (2) 原子炉格納容器の破損を防止するための原子炉格納	3.2.3 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系			
容器内冷却に用いる設備	容器内冷却に用いる設備	(1) 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)による			
(b-1) フロントライン系故障時に用いる設備	a. フロントライン系故障時に用いる設備	代替格納容器スプレイ			
(b-1-1) 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)に	 (a) 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)による	<中略>			
よる原子炉格納容器の冷却	原子炉格納容器の冷却				
炉心の著しい損傷が発生した場合において,残留熱除去	炉心の著しい損傷が発生した場合において,残留熱除去	 炉心の著しい損傷が発生した場合において,残留熱除去	設計及び工事の計画の		
系(格納容器スプレイ冷却モード)が機能喪失した場合の	系(格納容器スプレイ冷却モード)が機能喪失した場合の		リ(3)(ii)a⑥は,設置		
重大事故等対処設備として、原子炉格納容器代替スプレイ	■ 重大事故等対処設備として,原子炉格納容器代替スプレイ	 び全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却水系(原子炉補	変更許可申請書(本文		
一 冷却系(常設)は、復水移送ポンプにより、復水貯蔵タン	ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー	│ │機冷却海水系を含む。)機能喪失によるサポート系の故障	(五号))の『(3)(ii)a.		
クの水を残留熱除去系等を経由してリ(3)(ii)a⑥原子炉	 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)は、復水移	により,残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)及	-⑥と同義であり整合		
格納容器内のスプレイ管からドライウェル内にスプレイ	送ポンプ、配管・弁類、計測制御装置等で構成し、復水移				
することで、原子炉格納容器内の圧力及び温度並びに放射					
性物質の濃度を低下させることができる設計とする。	<u>経由して原子炉格納容器内のスプレイ管からドライウェ</u>				
	温度並びに放射性物質の濃度を低下させることができる	(3)(ii)a⑥ドライウェルスプレイ管からドライウェル			
	設計とする。	内にスプレイすることで、原子炉格納容器内の圧力及び温			
		度並びに放射性物質の濃度を低下させることができる設			
		計とする。			
また、スプレイした水がドライウェル床面に溜まり、原	また、スプレイした水がドライウェル床面に溜まり、原	データング 原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却を行う			
子炉格納容器下部開口部を経由して原子炉格納容器下部					
へ流入することで、溶融炉心が落下するまでに原子炉格納					
容器下部にあらかじめ十分な水位を確保するとともに、落					
下した溶融炉心を冷却できる設計とする。	下した溶融炉心を冷却できる設計とする。	納容器内のドライウェルスプレイ管からドライウェル内			
C (A MAM A C C A MX D C) 300					

(東京の上の時間を入り、) (最近の上の時間を入り、) (最近の上の時間を入り、) (東京の上の時間を入り、) (東京の上の時間を発し、) (東京の上の時間を発し、) (東京の上の時間を発し、) (東京の日の上の時間を発し、) (東京の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日	効果水田新ゴ巾鉢書 /ナウ /アロ\\	効果水田氷ゴウキ⇒ (ぶし⇒ギョ) ************************************	乳乳 ルバー 声の乳 赤 ・	■ 人 MT	/ 世	业
株式	設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性		考
株物運動・作品のあいであれる火を発達するとした 株の変数の対象性の大きな変数を発生されるとした 株の変数の対象性の大きを変数とないであれる火を発生されるとした 株の変数の対象性に対しておいます。 株の変数の対象性に対して対して対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対						
上上が開発を行っていた。 1.0 (公司) に、正名 (公司) に、正公 (公司						
大学権が発生した場合に対して、大学の対している。						
にこの学生の表現を選供をフレイ合類系(金数)は、単常用 変更養産品を加えて、(大変治・同意を選出を作用した言語 に対する場合を使用した言語 に対するとなった。表別の表現と必要な理解を使用した言語 に対するとなった。まの表別ととなった。まの表別ととなった。まる概定とを変なを使用した言語 に対するとなった。また。まの表別などをでは対するとなった。まる概定とを変なを使用した言語 に対するとなった。また。まの表別などとなった。まる概定とを変なを使用した言語 に対するとなった。また。また概定とを変なを使用した言語 に対するとなった。また。また概定とを変なを理由とした。こと に対するとなった。また。また概定とを変なを理由となった。また概定とを変なを理由とは に対するとなった。また。また概定とを変なを理由となった。また。またでは対する。 に対するとなった。また。また概定となった。また。またでは対するとなった。また。またでは、対すとなった。また。またでは、対すとなった。また。またでは、対すとなった。また。またでは、対すとなった。また。またでは、対すとなった。また。またでは、対すとなった。また。またでは、対すとなった。また。またでは、対すとなった。また。またでは、対すとなった。また。またでは、対すとなった。また。またでは、は、またでは、は、またでは、は、またでは、は、またでは、またでは、また						
□ 日子学格前書提代替スプレイ高頻系(常沙)は、非常用			<中略>			
□ 日子学格前書提代替スプレイ高頻系(常沙)は、非常用						
供工作格納容養代替スプレイ合紅系 (活性) 15、非常用			3.2.3 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系			
本条係の対抗については、12 (3)(4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4)			(1) 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)による			
展子が格納容器(特なプレイ治知系 (常設) は、非常用 交流電源機に加えて、代書所の恒気液産を経由した含液 化性交流電源機に加えて、代書所の恒気液産を経由した含液 化性交流電源機に加えて、代書所の電流機を使える。主な、深刻性の経過があるの格 成が可能が設計とする。主な、系統構成に必要な活動を値 液)は、所内常及蓄電式直流電源であるの格電が可能な 変社とする。 本系統の禁機については、「リ(か(重) a. (a-1-1) 原 子が機能容器(性からの終電が可能な 変社とする。 本系統の禁機については、「リ(か(重) a. (a) 原子が機能容器(性からの終電が可能な 変社とする。 本系統の禁機については、「リ(か(重) a. (a) 原子が機能容器(性からの終電が可能な 変社とする。 本系統の禁機については、「リ(か(重) a. (a) 原子が機能容器(性からの終電が可能な 変社とする。 本系統の禁機については、「リ(か(重) a. (a) 原子が機能容器(性からの終電が可能な 変社とする。 本系統の禁機については、「リ(か a. (a) 原子が機能容器(性からの終電が可能な 変社とする。 本系統の禁機については、「リ(か a. (a) 原子が機能容器(性からの終電が可能な 変社とする。 本系統の禁機については、「リ(か a. (a) 原子が機能容器(性からの終電が可能な 変化を表現したの影響(性が a. (a-1-1) 原子が機能容器(性が a. (a-1-1) 原子が機能容器(性が a. (a-1-1) 原子が機能容器(性が a. (a-1-1) 原子が機能容器の機能に対して、方に p. (a) (a) (a) (a) (a) (a) (a) (a. (a-1-1) 原子が機能容器(性が a. (a-1-1) 原子を検能を またする。 「ないれば、a-1-1-1 原子が機能容器(性が a. (a-1-1) 原子が機能容器(性が a. (a-1-1-1) 原子が機能容器(性が a. (a-1-1-1) 原子が機能容器(性が a. (a-1-1-1) 原子が機能容器(性が a. (a-1-1-1) 原子が機能容器(性が a. (a-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1			代替格納容器スプレイ			
公司主張の機能に加えて、代替所内国協議権を移由した常設 (公言立成国高度権人は可能を代替文化を支配電高を権力をの語 電が可能なな話とする。また、系統構成に必要な電影が (ロ 20 注、財力等設置電水直流電影製作の公前を可能な 設定とする。			<中略>			
代書支通電源設備又は可難型代書支通電源設備からの設 電が可能な設計とする。また、系統構成に必要な電動学(国 認)は、所有常設置電式直流電源設備が必要が高速である。また、系統構成に必要な電動学(国 認)は、所有常設置電式直流電源設備がらの給電が可能な 設計とする。 本系統の詳細については、「リ (3) (5) a. (a-1-1) 原 本系統の詳細については、「リ (3) (5) a. (a-1-1) 原 本系統の詳細については、「(1) a. (a) 原子原格情容 数議器の企創、に記載する。	原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)は、非常用	原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)は、非常用	原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)は、非常用			
 塩が可能な設計とする。また、系統構成に必要な整動介(直流)は、所内常設置電式直流電源設備からの給電が可能な設計とする。 本系統の詳細については、「リ(3)(前)点、(n-1-1)原 元が終土では、「(1)点、(a)原子が整備的影響を表現して、原子が格納容器の冷却による。 本系統の詳細については、「リ(3)(前)点、(n-1-1)原 元が終土に本原子が格別では、対しては、「(1)点、(a)原子が格納容器の冷却による。 (b)原子が格納容器の冷却による。 (c)原子が格納容器の冷却による。 (d)原子が格納容器の冷却による。 (d)原子が格納容器の冷却による原子が格が容器の冷めで表現による原子が表現である。 (4)原子が格納容器の冷却による原子が格納容器の冷却による原子が格納容器の冷却による原子が格納容器の冷却による原子が格納容器の冷却による原子が格納容器の冷却による原子が格納容器の冷却による原子が格が容器の冷却による原子が表が表がある。原子が格が容器を表が表が表が表が表がある。原子が格が容器を表が表が表が表が表が表がある。原子が格が容器を表が表が表が表が表が表が表が表がある。原子が格が容器を含めらいとなる原子が表が表がある。原子が格が容器を含めらいとなる原子が表が表がある。原子が格が容器を含めらいとなる原子が表が表がある。原子が格が容器を含めらいとなる原子が表が表がある。原子が格が容器を含めるのである。原子が格が容器を含めるのである。原子が表が表が表が表が表がある。原子が表が表が表が表がある。原子が表が表が表が表がある。原子が表が表が表がある。原子が表が表が表がある。原子が表が表が表が表がある。原子が表が表がある。原子が表が表がある。原子が表が表が表がある。原子が表が表が表がある。原子が表が表がある。原子が表が表がある。原子が表が表がある。原子が表が表がある。原子が表が表がある。原子が表が表が表がある。原子が表が表が表がある。原子が表が表がある。原子が表が表がある。原子が表が表がある。原子が表が表が表がある。原子が表が表がある。原子が表が表がある。原子が表が表がある。原子が表が表がある。原子が表がある。原子が表が表がある	交流電源設備に加えて、代替所内電気設備を経由した常設	交流電源設備に加えて、代替所内電気設備を経由した常設	交流電源設備に加えて、代替所内電気設備を経由した常設			
 ② は、所内常設当国式直流重要設備からの給国が可能な設計とする。 ※ は、所内常設当国式直流重測設備からの給国が可能な設計とする。 ※ 本系統の発揮については、「リ(3)(真) a。((a-1-1)) 原 差別終末の発現については、「リ(3) a。((a) 原子炉格納容器(情況) による原子炉格納容器(情況) に対して、原子炉格納容器(情況) による原子炉格納容器(情況) による原子が検納容器(情況) による原子炉格納容器(情況) による原子が格納容器(情況) による原子炉格納容器(情況) による原子が格納容器(情況) による原子が格別を表がなる。 による原子が格納容器(情況) による原子が格納容器(情況) による原子が格納容器(情況) による原子が格納容器(情況) による原子が格納容器(情況) による原子が格納容器(情況) による原子が格納容器(情況) による原子が格納容器(情況) に	代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給	代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給	代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給			
設計とする。 設計とする。	電が可能な設計とする。また、系統構成に必要な電動弁(直	電が可能な設計とする。また、系統構成に必要な電動弁(直	電が可能な設計とする。また、系統構成に必要な電動弁(直			
本系統の詳細については、「リ(3)(前) a、(a-1-1) 原	流)は、所内常設蓄電式直流電源設備からの給電が可能な	 流)は,所内常設蓄電式直流電源設備からの給電が可能な	流)は、所内常設蓄電式直流電源設備からの給電が可能な			
本系統の詳細については、「リ(3)(前) a、(a-1-1) 原	設計とする。	 設計とする。	- 設計とする。			
	本系統の詳細については、「リ(3)(ii)a.(a-1-1) 原	 本系統の詳細については、「(1)a. (a) 原子炉格納容		 設置変更許可申請書(本		
## 2						
(b-1-2) 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系 (可搬型) (b) 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系 (可搬型) による原子炉格納容器の冷却」に示す。 (b) 原子炉格納容器の冷却						
(b-1-2) 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)による原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)による原子炉格納容器の冷却」に示す。 (b) 原子炉格納容器の冷却 による原子炉格納容器の冷却 による原子炉格納容器の冷却 (2) 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)による代替格納容器の冷却系(可搬型)による代替格納容器スプレイ冷却系(可搬型)による代替格納容器スプレイ。 (2) 原子炉格納容器スプレイ冷却系(可搬型)による代替格納容器スプレイ冷却系(可搬型)による代替格納容器スプレイ冷却系(可搬型)による代替格納容器スプレイ。 (2) 原子炉格納容器スプレイ冷却系(可搬型)による原子炉格納容器スプレイ冷却系(可搬型)による代替格納容器スプレイ。 (2) 原子炉格納容器代替スプレイ。 (3) 原子炉格納容器スプレイ冷却系(可搬型)による代替格納容器スプレイ冷却系(可搬型)による作替格納容器スプレイ心力系(で乗ると、大きを終われる。(で乗ると、大きを表した場合において、大きの著しい損傷が発生した場合において、大きの著しい損傷が発生した場合において、大きの素に、大きの著しい損傷が発生した場合において、大きの素に、大	WWH BESS WAS TO HERWIN TO SEE THE SECOND TO SE	F11.17.00.00.00.00.00.00.00.00.00.00.00.00.00				
(b-1-2) 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)による原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)による原子炉格納容器の冷却」による原子炉格納容器の冷却 による原子炉格納容器の冷却 (b) 原子炉格納容器の冷却 (b) 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)による原子炉格納容器の冷却 (c) 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)による代替格納容器スプレイ (2) 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)による代替格納容器スプレイ (中略) 「炉心の著しい損傷が発生した場合において、残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)が機能喪失した場合の工作が機能喪失した場合の工作が機能喪失した場合の工作が機能要失した場合の工作が機能要失した場合の工作が機能要失した場合の工作が機能要失した場合の工作が関係を認るプレイ冷却モード)の機能が要失した場合において、残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)の機能が要失した場合の関づ。(i) i) a. 一では、設置で表す数等対処設備として、原子炉格納容器代替スプレイ。及び全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却水系(原子炉変更許可申請書(本文変更許可申請書(本文を変更計可申請書(本文を変更計可申請書)(本文を変更計可申請書)(本文を変更計可申請書)(本文を変更計可申請書)(本文を変更計可申請書)(本文を変更計可申請書)(本文を変更計可申請書)(本文を変更計可申請書)(本文を変更計可申請書)(本文を表示数))						
(b-1-2) 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)による原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)による原子炉格納容器の冷却 (b) 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)による原子炉格納容器の冷却 3.2.3 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)による保予炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)による代替格納容器スプレイ。 (2) 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)による代替格納容器スプレイ (2) 原子炉格納容器スプレイ (2) 原子炉格納容器スプレイ (4) 中略> 大戸心の著しい損傷が発生した場合において、残留熱除去系(格納容器スプレイ治却モード)が機能喪失した場合において、残留熱除去系(格納容器スプレイ治却モード)が機能喪失した場合の表(格納容器スプレイ治却モード)が機能要失した場合の表(格納容器スプレイ治却モード)の機能が喪失した場合を表(大事故等対処設備として、原子炉格納容器代替スプレイ (4) 力電源要失又は原子炉補機冷却水系(原子炉 設計及び工事の計画の「(3) (ii) a.一⑦は、設置を変更許可申請書(本文						
(b-1-2) 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)による原子炉格納容器の冷却 による原子炉格納容器の冷却 (b) 原子炉格納容器の冷却 (b) 原子炉格納容器の冷却 (c) 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)による原子炉格納容器の冷却 (c) 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)による代替格納容器スプレイ (2) 原子炉格納容器スプレイ (2) 原子炉格納容器スプレイ冷却系(可搬型)による代替格納容器スプレイ (2) 原子炉格納容器スプレイ (2) 原子炉格納容器スプレイ冷却系(可搬型)による代替格納容器スプレイ冷却系(可搬型)による代替格納容器スプレイ冷却系(可搬型)による代替格納容器スプレイ冷却系(可搬型)による代替格納容器スプレイ冷却系(可搬型)による代替格納容器スプレイ (2) 原子炉格納容器スプレイ冷却系(可搬型)による代替格納容器スプレイ冷却系(可搬型)による代替格納容器スプレイ冷却系(可搬型)による代替格納容器スプレイ冷却系(可搬型)による代替格納容器スプレイ冷却系(可搬型)による代替格納容器スプレイ冷却系(可搬型)による代替格納容器スプレイ冷却系(可搬型)による代替格納容器スプレイ冷却系(可搬型)による代替格納容器スプレイ (2) 原子炉格納容器スプレイ (2) 原子炉格納容器スプレイ (2) 原子炉格納容器スプレイ (2) 原子炉格納容器スプレイ冷却系(可搬型)による代替を表面である。 (4) 原子炉 (4) 原子炉 (4) 原子炉 (4) 原子炉 (4) 原子炉格納容器スプレイ冷却を用きるのでは、表面では、表面では、表面では、表面では、表面では、表面では、表面では、表面						
による原子炉格納容器の冷却				9 0		
による原子炉格納容器の冷却						
方の著しい損傷が発生した場合において、残留熱除去 「かいの著しい損傷が発生した場合において、残留熱除去 「かいの著しい損傷が発生した場合において、残留熱除去 「かいの著しい損傷が発生した場合において、残留熱除去 「かいの著しい損傷が発生した場合において、残留熱除去 「かいの著しい損傷が発生した場合において、残留熱除去 「おいの著しい損傷が発生した場合において、残留熱除去 「おいの著しい損傷が発生した場合において、我自ない 「おいの著しい損傷が発生した場合において、我自ない 「おいの著しい損傷が発生した場合において、我自ない 「おいの者にはない 「おいの者に						
ケーの著しい損傷が発生した場合において、残留熱除去 ケーの著しい損傷が発生した場合において、残留熱除去 ケーの著しい損傷が発生した場合において、残留熱除去 ケーの著しい損傷が発生した場合において、残留熱除去 ケーの著しい損傷が発生した場合において、残留熱除去 ケーの著しい損傷が発生した場合において、残留熱除去 大事故等対処設備として、原子炉格納容器スプレイ冷却モード)が機能喪失した場合の 煮(格納容器スプレイ冷却モード)が機能喪失した場合の 煮(格納容器スプレイ冷却モード)の機能が喪失した場合 大事故等対処設備として、原子炉格納容器代替スプレイ 重大事故等対処設備として、原子炉格納容器代替スプレイ 及び全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却水系(原子炉 変更許可申請書(本文	による原子炉格納容器の冷却 	る原子炉格納容器の冷却				
<u>炉心の著しい損傷が発生した場合において,残留熱除去</u> <u>炉心の著しい損傷が発生した場合において,残留熱除去</u> <u>炉心の著しい損傷が発生した場合において,残留熱除去</u> <u>ア心の著しい損傷が発生した場合において,残留熱除去</u> <u>系(格納容器スプレイ冷却モード)が機能喪失した場合の 系(格納容器スプレイ冷却モード)が機能喪失した場合の 系(格納容器スプレイ冷却モード)が機能喪失した場合の 五大事故等対処設備として,原子炉格納容器代替スプレイ 重大事故等対処設備として,原子炉格納容器代替スプレイ なび全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却水系(原子炉 変更許可申請書(本文</u>						
系(格納容器スプレイ冷却モード)が機能喪失した場合の 系(格納容器スプレイ冷却モード)が機能喪失した場合の 系(格納容器スプレイ冷却モード)が機能喪失した場合の 系(格納容器スプレイ冷却モード)の機能が喪失した場合 系(格納容器スプレイ冷却モード)の機能が喪失した場合 原(3)(ii) a⑦は、設置 重大事故等対処設備として、原子炉格納容器代替スプレイ 重大事故等対処設備として、原子炉格納容器代替スプレイ 及び全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却水系(原子炉 変更許可申請書(本文			<中略>			
<u>重大事故等対処設備として,原子炉格納容器代替スプレイ</u> <u>重大事故等対処設備として,</u> 原子炉格納容器代替スプレイ 及び全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却水系(原子炉 変更許可申請書(本文	炉心の著しい損傷が発生した場合において, 残留熱除去	炉心の著しい損傷が発生した場合において,残留熱除去	<u>炉心の著しい損傷が発生した場合において、残留熱除去</u>	設計及び工事の計画の		
	系 (格納容器スプレイ冷却モード) が機能喪失した場合の	<u>系(格納容器スプレイ冷却モード)が機能喪失した場合の</u>	系(格納容器スプレイ冷却モード)の機能が喪失した場合	リ(3)(ii)a⑦は,設置		
冷却系(可搬型)は、大容量送水ポンプ(タイプ I)によ 冷却系(可搬型)を使用する。 補機冷却海水系を含む。)機能喪失によるサポート系の故 (五号))の (3)(ii)a.	重大事故等対処設備として,原子炉格納容器代替スプレイ	重大事故等対処設備として,原子炉格納容器代替スプレイ	及び全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却水系(原子炉	変更許可申請書(本文		
	冷却系(可搬型)は、大容量送水ポンプ(タイプ I)によ	冷却系(可搬型)を使用する。	補機冷却海水系を含む。)機能喪失によるサポート系の故	(五号)) の『(3) (ii) a.		

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備	考
り、代替淡水源の水を残留熱除去系等を経由して	原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)は、大容	障により、残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)	-⑦と同義であり整合	VHI	
(3) (ii) a ⑦原子炉格納容器内のスプレイ管からドライ	量送水ポンプ(タイプ I),配管・ホース・弁類,計測制	及び残留熱除去系(サプレッションプール水冷却モード)	している。		
ウェル内にスプレイすることで、原子炉格納容器内の圧力	御装置等で構成し、大容量送水ポンプ(タイプI)により、	が起動できない場合の重大事故等対処設備として、原子炉			
及び温度並びに放射性物質の濃度を低下させることがで	代替淡水源の水を残留熱除去系等を経由して原子炉格納	格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)は、大容量送水ポ			
きる設計とする。	容器内のスプレイ管からドライウェル内にスプレイする	ンプ (タイプ I) により、代替淡水源の水を残留熱除去系			
	ことで、原子炉格納容器内の圧力及び温度並びに放射性物	等を経由して (3) (ii) a (7) ドライウェルスプレイ管から			
	質の濃度を低下させることができる設計とする。	ドライウェル内にスプレイすることで、原子炉格納容器内			
		の圧力及び温度並びに放射性物質の濃度を低下させるこ			
		とができる設計とする。			
		<u> </u>			
また、スプレイした水がドライウェル床面に溜まり、原	 また,スプレイした水がドライウェル床面に溜まり,原	原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却を行う			
子炉格納容器下部開口部を経由して原子炉格納容器下部	子炉格納容器下部開口部を経由して原子炉格納容器下部	ための重大事故等対処設備として、原子炉格納容器代替ス			
へ流入することで、落下した溶融炉心を冷却できる設計と	へ流入することで、落下した溶融炉心を冷却できる設計と	プレイ冷却系(可搬型)は、大容量送水ポンプ(タイプ I)			
<u>する。</u>	<u>する。</u>	により、代替淡水源の水を残留熱除去系配管等を経由して			
<u>, , , , , , , , , , , , , , , , , , , </u>	<u>, , , , , , , , , , , , , , , , , , , </u>	原子炉格納容器内のドライウェルスプレイ管からドライ			
		ウェル内にスプレイし、スプレイした水がドライウェル床			
		面に溜まり、原子炉格納容器下部開口部を経由して原子炉			
		格納容器下部へ流入することで、落下した溶融炉心を冷却			
		できる設計とする。			
		<u></u> <			
		3.2.3 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系			
		(2) 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)によ			
		る代替格納容器スプレイ			
		<中略>			
原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)は、代替	原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)は,代替	原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)は,代替			
淡水源が枯渇した場合において、重大事故等の収束に必要	一	- 淡水源が枯渇した場合において、重大事故等の収束に必要			
となる水の供給設備である大容量送水ポンプ(タイプ I)	となる水の供給設備である大容量送水ポンプ(タイプ I)	となる水の供給設備である大容量送水ポンプ(タイプ I)			
により海を利用できる設計とする。	により海を利用できる設計とする。	により海を利用できる設計とする。			
		<中略>			
		3.2.3 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系			
		(2) 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)によ			
		る代替格納容器スプレイ			
		3 1	, ·		

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	 考
原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)は、非常	原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)は、非常	原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)は、非常		 -
用交流電源設備に加えて、代替所内電気設備を経由した常	用交流電源設備に加えて、代替所内電気設備を経由した常	用交流電源設備に加えて、代替所内電気設備を経由した常		
設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの	設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの	設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの		
給電が可能な設計とする。また,大容量送水ポンプ (タイ	給電が可能な設計とする。また、大容量送水ポンプ (タイ	給電が可能な設計とする。_		
プ1)は、空冷式のディーゼルエンジンにより駆動できる	プ I) は、空冷式のディーゼルエンジンにより駆動できる	また,大容量送水ポンプ(タイプ I)は,空冷式のディ		
設計とする。_	設計とする。燃料は、燃料補給設備である軽油タンク又は	<u>ーゼルエンジンにより駆動できる設計とする。</u>		
	ガスタービン発電設備軽油タンク及びタンクローリによ	<中略>		
	り補給できる設計とする。			
本系統の詳細については,「リ(3)(ii)a. (a-1-2) 原	本系統の詳細については,「(1) a . (b) 原子炉格納容		設置変更許可申請書(本	
子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)による原子炉	器代替スプレイ冷却系(可搬型)による原子炉格納容器の		文 (五号)) 「リ(3)(ii)	
格納容器の冷却」に記載する。	冷却」に記載する。		a . (a-1-2) 原子炉格	
			納容器代替スプレイ冷	
			却系 (可搬型) による原	
			子炉格納容器の冷却」に	
			示す。	
(b-2) サポート系故障時に用いる設備	b. サポート系故障時に用いる設備	3.2.3 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系		
(b-2-1) 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)に	(a) 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)による			
よる原子炉格納容器の冷却	原子炉格納容器の冷却	代替格納容器スプレイ		
		<中略>		
	<u>炉心の著しい損傷が発生した場合において、全交流動力</u>		l	
電源喪失又は原子炉補機冷却水系(原子炉補機冷却海水系	電源喪失又は原子炉補機冷却水系(原子炉補機冷却海水系	系(格納容器スプレイ冷却モード)が機能喪失した場合及		
を含む。)機能喪失によるサポート系の故障により、残留	を含む。)機能喪失によるサポート系の故障により,残留	び全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却水系(原子炉補	変更許可申請書(本文	
熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)及び残留熱除去	熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)及び残留熱除去	機冷却海水系を含む。)機能喪失によるサポート系の故障	(五号))の『(3)(ii)a.	
<u>系(サプレッションプール水冷却モード)が起動できない</u>	<u>系(サプレッションプール水冷却モード)が起動できない</u>	により、残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)及		
場合の重大事故等対処設備として使用する原子炉格納容	場合の重大事故等対処設備として使用する原子炉格納容	び残留熱除去系 (サプレッションプール水冷却モード) が	している。	
器代替スプレイ冷却系 (常設) は, リ(3)(ii)a® 「リ	器代替スプレイ冷却系 (常設) は,「(1) a. (a) 原子炉	起動できない場合の重大事故等対処設備として,原子炉格		
(3)(ii)a.(a-1-1) 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系	格納容器代替スプレイ冷却系(常設)による原子炉格納容	納容器代替スプレイ冷却系 (常設) は, J(3)(ii)a® 復		
(常設)による原子炉格納容器の冷却」と同じである。	器の冷却」と同じである。	水移送ポンプにより、復水貯蔵タンクの水を残留熱除去系		
		等を経由してドライウェルスプレイ管からドライウェル		
		内にスプレイすることで、原子炉格納容器内の圧力及び温		
		度並びに放射性物質の濃度を低下させることができる設		
		計とする。		
		<中略>		

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備	考
(b-2-2) 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)	(b) 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系 (可搬型) によ	3.2.3 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系			
による原子炉格納容器の冷却	る原子炉格納容器の冷却	(2) 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)によ			
		る代替格納容器スプレイ			
		<中略>			
炉心の著しい損傷が発生した場合において、全交流動力	炉心の著しい損傷が発生した場合において、全交流動力	<u> 炉心の著しい損傷が発生した場合において、</u> 残留熱除去	設計及び工事の計画の		
電源喪失又は原子炉補機冷却水系(原子炉補機冷却海水系	電源喪失又は原子炉補機冷却水系(原子炉補機冷却海水系	系(格納容器スプレイ冷却モード)の機能が喪失した場合	リ(3)(ii)a⑨は、設置		
を含む。)機能喪失によるサポート系の故障により,残留	を含む。)機能喪失によるサポート系の故障により,残留	及び全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却水系(原子炉	変更許可申請書(本文		
熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)及び残留熱除去	熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)及び残留熱除去	補機冷却海水系を含む。)機能喪失によるサポート系の故	(五号)) の J(3) (ii) a.		
系 (サプレッションプール水冷却モード) が起動できない	系(サプレッションプール水冷却モード)が起動できない	障により,残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)	- ⑨と同義であり整合		
場合の重大事故等対処設備として使用する原子炉格納容	場合の重大事故等対処設備として使用する原子炉格納容	及び残留熱除去系(サプレッションプール水冷却モード)	している。		
器代替スプレイ冷却系 (可搬型) は, [J(3)(ii)a⑨ 「リ	器代替スプレイ冷却系 (可搬型) は,「(1) a. (b) 原子	が起動できない場合の重大事故等対処設備として,原子炉			
(3)(ii)a.(a-1-2) 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系	炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)による原子炉格	格納容器代替スプレイ冷却系 (可搬型) は, リ(3)(ii)a			
(可搬型) による原子炉格納容器の冷却」と同じである。	納容器の冷却」と同じである。	③大容量送水ポンプ (タイプ I) により,代替淡水源の水			
		── を残留熱除去系等を経由してドライウェルスプレイ管か			
		らドライウェル内にスプレイすることで,原子炉格納容器			
		内の圧力及び温度並びに放射性物質の濃度を低下させる			
		ことができる設計とする。			
		<中略>			
(b-2-3) 常設代替交流電源設備による残留熱除去系(格	(c) 常設代替交流電源設備による残留熱除去系(格納容	3.2.8 残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)			
納容器スプレイ冷却モード)の復旧	器スプレイ冷却モード)の復旧	(1) 系統構成			
		<中略>			
炉心の著しい損傷が発生した場合において, 全交流動力	炉心の著しい損傷が発生した場合において,全交流動力	炉心の著しい損傷が発生した場合において,全交流動力	設計及び工事の計画の		
電源喪失又は原子炉補機冷却水系(原子炉補機冷却海水系	電源喪失又は原子炉補機冷却水系(原子炉補機冷却海水系	電源喪失又は原子炉補機冷却水系(原子炉補機冷却海水系	リ(3)(ii)a⑩は,設置		
を含む。)機能喪失によるサポート系の故障により、残留	を含む。)機能喪失によるサポート系の故障により、残留	を含む。)機能喪失によるサポート系の故障により、残留	変更許可申請書(本文		
熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)が起動できない	熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)が起動できない	熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)が起動できない	(五号))の『(3)(ii)a.		
場合の重大事故等対処設備リ(3)(ii)a⑩は,「リ(3)(ii)	場合の重大事故等対処設備は,「(1) b.(c) 常設代替交	場合の重大事故等対処設備リ(3)(ii)a⑩として,常設代	-⑩と同義であり整合		
a. (a-2-3) 常設代替交流電源設備による残留熱除去系	流電源設備による残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モ	替交流電源設備を使用し、残留熱除去系(格納容器スプレ	している。		
(格納容器スプレイ冷却モード)の復旧」と同じである。	ード)の復旧」と同じである。	イ冷却モード)を復旧できる設計とする。			
		残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)は、常設			
		代替交流電源設備からの給電により機能を復旧し、残留熱			
		除去系ポンプ及び残留熱除去系熱交換器によりサプレッ			
		ションチェンバのプール水をドライウェル内及びサプレ			
		ッションチェンバ内にスプレイすることで原子炉格納容			
		器を冷却できる設計とする。			
		11日にこれて この以口 こ)。			

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備	考
		本系統に使用する冷却水は原子炉補機冷却水系(原子炉			
		補機冷却海水系を含む。)又は原子炉補機代替冷却水系か			
		ら供給できる設計とする。			
		<中略>			
(b-2-4) 常設代替交流電源設備による残留熱除去系(サ	(d) 常設代替交流電源設備による残留熱除去系 (サプレ	3.2.9 残留熱除去系(サプレッションプール水冷却モード)			
プレッションプール水冷却モード)の復旧	ッションプール水冷却モード)の復旧	(1) 系統構成			
		<中略>			
炉心の著しい損傷が発生した場合において,全交流動力	炉心の著しい損傷が発生した場合において,全交流動力	炉心の著しい損傷が発生した場合において,全交流動力	設計及び工事の計画の		
電源喪失又は原子炉補機冷却水系(原子炉補機冷却海水系	電源喪失又は原子炉補機冷却水系(原子炉補機冷却海水系	電源喪失又は原子炉補機冷却水系(原子炉補機冷却海水系	リ(3)(ii)a⑪は, 設置		
を含む。)機能喪失によるサポート系の故障により,残留	を含む。)機能喪失によるサポート系の故障により,残留	を含む。)機能喪失によるサポート系の故障により、残留	変更許可申請書(本文		
熱除去系(サプレッションプール水冷却モード)が起動で	熱除去系(サプレッションプール水冷却モード)が起動で	熱除去系(サプレッションプール水冷却モード)が起動で	(五号)) の (3) (ii)a.		
きない場合の重大事故等対処設備リ(3)(ii)a⑩は,「リ	きない場合の重大事故等対処設備は,「(1) b. (d) 常設	きない場合の重大事故等対処設備╿(3)(ii)a⑩として,	-⑪と同義であり整合		
(3)(ii)a.(a-2-4) 常設代替交流電源設備による残留熱	代替交流電源設備による残留熱除去系(サプレッションプ	常設代替交流電源設備を使用し,残留熱除去系(サプレッ	している。		
除去系(サプレッションプール水冷却モード)の復旧」と	ール水冷却モード)の復旧」と同じである。	ションプール水冷却モード)を復旧できる設計とする。			
同じである。		残留熱除去系 (サプレッションプール水冷却モード) は,			
		常設代替交流電源設備からの給電により機能を復旧し、残			
		留熱除去系ポンプ及び残留熱除去系熱交換器により,サプ			
		レッションチェンバのプール水を冷却することで原子炉			
		格納容器を冷却できる設計とする。			
		本系統に使用する冷却水は,原子炉補機冷却水系(原子			
		炉補機冷却海水系を含む。)又は原子炉補機代替冷却水系			
		から供給できる設計とする。			
		<中略>			
		3.2.3 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系			
		(1) 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)による			
		代替格納容器スプレイ			
		<中略>			
原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)及び原子炉	原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)及び原子炉	原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)は,炉心の			
格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)は、炉心の著しい	格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)は、炉心の著しい	著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するための			
損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するための設備と	損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するための設備と	設備として兼用する設計とする。			
して兼用する設計とする。	して兼用する設計とする。	<中略>			
	<中略>				

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備	考	
		(2) 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)によ				
		る代替格納容器スプレイ				
		<中略>				
		原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)は、炉心				
		の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため				
		の設備として兼用する設計とする。				
		<中略>				
常設代替交流電源設備,可搬型代替交流電源設備,代替	常設代替交流電源設備,可搬型代替交流電源設備,代替		設置変更許可申請書(本			
所内電気設備及び所内常設蓄電式直流電源設備について	所内電気設備,所内常設蓄電式直流電源設備及び燃料補給		文(五号))「ヌ(2)(iv)			
は,「ヌ(2)(iv) 代替電源設備」に記載する。	設備については、「10.2 代替電源設備」に記載する。		代替電源設備」に示す。			
	9.2.2.1 多様性及び独立性,位置的分散	3.2.3 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系				
	基本方針については,「1.1.7.1 多様性,位置的分散,	(3) 多重性又は多様性及び独立性,位置的分散				
	悪影響防止等」に示す。					
原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)は、残留熱	原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)は,残留熱	原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)は、残留熱				
除去系(格納容器スプレイ冷却モード)と共通要因によっ	除去系(格納容器スプレイ冷却モード)と共通要因によっ	除去系(格納容器スプレイ冷却モード)と共通要因によっ				
て同時に機能を損なわないよう, 復水移送ポンプを代替所	て同時に機能を損なわないよう、復水移送ポンプを代替所	て同時に機能を損なわないよう,復水移送ポンプを代替所				
内電気設備を経由した常設代替交流電源設備又は可搬型	内電気設備を経由した常設代替交流電源設備又は可搬型	内電気設備を経由した常設代替交流電源設備又は可搬型				
代替交流電源設備からの給電により駆動することで, 非常	代替交流電源設備からの給電により駆動することで、非常	代替交流電源設備からの給電により駆動することで,非常				
用所内電気設備を経由した非常用交流電源設備からの給	用所内電気設備を経由した非常用交流電源設備からの給	用所内電気設備を経由した非常用交流電源設備からの給				
電により駆動する残留熱除去系ポンプを用いた残留熱除	電により駆動する残留熱除去系ポンプを用いた残留熱除	電により駆動する残留熱除去系ポンプを用いた残留熱除				
去系 (格納容器スプレイ冷却モード) に対して多様性を有	去系(格納容器スプレイ冷却モード)に対して多様性を有	去系(格納容器スプレイ冷却モード)に対して多様性を有				
する設計とする。	する設計とする。	する設計とする。				
原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)の電動弁(交	原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)の電動弁(交	原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)の電動弁(交				
流)は、ハンドルを設けて手動操作を可能とすることで、	流)は、ハンドルを設けて手動操作を可能とすることで、	流)は、ハンドルを設けて手動操作を可能とすることで、				
非常用交流電源設備からの給電による遠隔操作に対して	非常用交流電源設備からの給電による遠隔操作に対して	非常用交流電源設備からの給電による遠隔操作に対して				
多様性を有する設計とする。また、原子炉格納容器代替ス	多様性を有する設計とする。また、原子炉格納容器代替ス	多様性を有する設計とする。また、原子炉格納容器代替ス				
プレイ冷却系(常設)の電動弁(交流)は、代替所内電気	プレイ冷却系(常設)の電動弁(交流)は、代替所内電気	プレイ冷却系(常設)の電動弁(交流)は、代替所内電気				
設備を経由して給電する系統において、独立した電路で系	設備を経由して給電する系統において、独立した電路で系	設備を経由して給電する系統において、独立した電路で系				
統構成することにより, 非常用所内電気設備を経由して給	統構成することにより、非常用所内電気設備を経由して給	統構成することにより、非常用所内電気設備を経由して給				
電する系統に対して独立性を有する設計とする。また、電	電する系統に対して独立性を有する設計とする。また、電	電する系統に対して独立性を有する設計とする。				
動弁(直流)は、ハンドルを設けて手動操作を可能とする	動弁(直流)は、ハンドルを設けて手動操作を可能とする	原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)の電動弁(直				
ことで、所内常設蓄電式直流電源設備からの給電による遠	ことで、所内常設蓄電式直流電源設備からの給電による遠	流)は、ハンドルを設けて手動操作を可能とすることで、				
隔操作に対して多様性を有する設計とする。	一	所内常設蓄電式直流電源設備からの給電による遠隔操作				

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
		に対して多様性を有する設計とする。 また, 原子炉格納容		
		器代替スプレイ冷却系(常設)の電動弁(直流)は, 125V		
		蓄電池から125V直流主母線盤までの系統において,独立し		
		た電路で系統構成することにより,非常用ディーゼル発電		
		機の交流を直流に変換する電路に対して、独立性を有する		
		設計とする。さらに、常設代替直流電源設備からの給電も		
		可能であり、125V代替蓄電池から125V直流主母線盤までの		
		系統において,独立した電路で系統構成することにより,		
		非常用ディーゼル発電機の交流を直流に変換する電路に		
		対して、独立性を有する設計とする。		
また、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)は、	また,原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)は,	また,原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)は,		
	- 復水貯蔵タンクを水源とすることで, サプレッションチェ	 復水貯蔵タンクを水源とすることで, サプレッションチェ		
· バを水源とする残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モ	ンバを水源とする残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モ			
-ド)に対して異なる水源を有する設計とする。	ード)に対して異なる水源を有する設計とする。			
	異なる区画に設置することで、共通要因によって同時に機			
て同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計と	##			
する。_				
 復水貯蔵タンクは,屋外に設置することで,原子炉建屋	復水貯蔵タンクは,屋外に設置することで,原子炉棟内			
- 『子炉棟内のサプレッションチェンバと共通要因によっ	のサプレッションチェンバと共通要因によって同時に機			
て同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計と	## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ##	 共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分		
する。_		 散を図る設計とする。		
 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)は,残留	 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)は,残留			
	熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)及び原子炉格納	熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)及び原子炉格納		
京器代替スプレイ冷却系(常設)と共通要因によって同時	容器代替スプレイ冷却系(常設)と共通要因によって同時			
	に機能を損なわないよう、大容量送水ポンプ(タイプ I)	一		
を空冷式のディーゼルエンジンにより駆動することで,電	を空冷式のディーゼルエンジンにより駆動することで、電	を空冷式のディーゼルエンジンにより駆動とすることで,		
助機駆動ポンプにより構成される残留熱除去系(格納容器		電動機駆動ポンプにより構成される残留熱除去系(格納容		
		器スプレイ冷却モード)及び原子炉格納容器代替スプレイ		
即系(常設)に対して多様性を有する設計とする。	却系(常設)に対して多様性を有する設計とする。	冷却系(常設)に対して多様性を有する設計とする。		
原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)の電動弁		原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)の電動弁		
は、ハンドルを設けて手動操作を可能とすることで、非常		は、ハンドルを設けて手動操作を可能とすることで、非常		
用交流電源設備からの給電による遠隔操作に対して多様		用交流電源設備からの給電による遠隔操作に対して多様		
生を有する設計とする。また,原子炉格納容器代替スプレ		性を有する設計とする。また、原子炉格納容器代替スプレ		

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
イ冷却系(可搬型)の電動弁は、代替所内電気設備を経由	イ冷却系(可搬型)の電動弁は、代替所内電気設備を経由	イ冷却系(可搬型)の電動弁は、代替所内電気設備を経由		
して給電する系統において、独立した電路で系統構成する	して給電する系統において,独立した電路で系統構成する	して給電する系統において、独立した電路で系統構成する		
ことにより,非常用所内電気設備を経由して給電する系統	ことにより,非常用所内電気設備を経由して給電する系統	ことにより, 非常用所内電気設備を経由して給電する系統		
に対して独立性を有する設計とする。	に対して独立性を有する設計とする。	に対して独立性を有する設計とする。		
また,原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)は,	また,原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)は,	原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)は,代替		
代替淡水源を水源とすることで, サプレッションチェンバ	代替淡水源を水源とすることで、サプレッションチェンバ	淡水源を水源とすることで、サプレッションチェンバを水		
を水源とする残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モー	を水源とする残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モー	源とする残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)及		
ド) 及び復水貯蔵タンクを水源とする原子炉格納容器代替	ド) 及び復水貯蔵タンクを水源とする原子炉格納容器代替	び復水貯蔵タンクを水源とする原子炉格納容器代替スプ		
スプレイ冷却系(常設)に対して異なる水源を有する設計	スプレイ冷却系(常設)に対して異なる水源を有する設計	レイ冷却系(常設)に対して異なる水源を有する設計とす		
<u>とする。</u>	<u>とする。</u>	<u>3.</u>		
大容量送水ポンプ(タイプI)は,原子炉建屋から離れ	大容量送水ポンプ(タイプI)は、原子炉建屋から離れ	大容量送水ポンプ(タイプ I)は,原子炉建屋から離れ		
た屋外に分散して保管することで,原子炉建屋原子炉棟内	た屋外に分散して保管することで,原子炉棟内の残留熱除	た屋外に分散して保管することで,原子炉建屋原子炉棟内		
の残留熱除去系ポンプ及び復水移送ポンプと共通要因に	去系ポンプ及び復水移送ポンプと共通要因によって同時	の残留熱除去系ポンプ及び復水移送ポンプと共通要因に		
よって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設	に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。	よって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設		
<u>計とする。</u>		計とする。		
大容量送水ポンプ(タイプI)の接続口は、共通要因に	大容量送水ポンプ (タイプ I) の接続口は、共通要因に	大容量送水ポンプ(タイプ I)の接続口は,共通要因に		
よって接続できなくなることを防止するため、位置的分散	よって接続できなくなることを防止するため、位置的分散	よって接続できなくなることを防止するため、位置的分散		
を図った複数箇所に設置する設計とする。	を図った複数箇所に設置する設計とする。	を図った複数箇所に設置する設計とする。		
原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)及び原子炉	原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)及び原子炉	原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)及び原子炉		
格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)は,残留熱除去系	格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)は、残留熱除去系	格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)は,残留熱除去系		
と共通要因によって同時に機能を損なわないよう,水源か	と共通要因によって同時に機能を損なわないよう, 水源か	と共通要因によって同時に機能を損なわないよう, 水源か		
ら残留熱除去系配管との合流点までの系統について,残留	ら残留熱除去系配管との合流点までの系統について、残留	ら残留熱除去系配管との合流点までの系統について、残留		
熱除去系に対して独立性を有する設計とする。	熱除去系に対して独立性を有する設計とする。	熱除去系に対して独立性を有する設計とする。		
これらの多様性及び系統の独立性並びに位置的分散に	これらの多様性及び系統の独立性並びに位置的分散に	これらの多様性及び系統の独立性並びに位置的分散に		
よって,原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)及び	よって,原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)及び	よって,原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)及び		
原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)は,設計基	原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)は、設計基	原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)は,設計基		
準事故対処設備である残留熱除去系(格納容器スプレイ冷	準事故対処設備である残留熱除去系(格納容器スプレイ冷	準事故対処設備である残留熱除去系(格納容器スプレイ冷		
却モード)に対して重大事故等対処設備としての独立性を	却モード) に対して重大事故等対処設備としての独立性を	却モード)に対して重大事故等対処設備としての独立性を		
有する設計とする。	有する設計とする。	有する設計とする。		
		<中略>		
電源設備の多様性、独立性及び位置的分散については	電源設備の多様性、独立性及び位置的分散については		設置変更許可申請書(本	
「ヌ(2)(iv) 代替電源設備」に記載する。	「10.2 代替電源設備」に記載する。		文(五号))「ヌ(2)(iv)	
			代替電源設備」に示す。	

設置変更許可申請書(本文(五号)) 設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項 設計及び工事の計画 該当事項 整合性 考 備 [常設重大事故等対処設備] 第9.2-1表 原子炉格納容器内の冷却等のための設備の 【原子炉冷却系統施設(蒸気タービンを除く。)】 主要機器仕様 (要目表) 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設) (1) 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設) 3.7.2 補給水系 復水移送ポンプ a. 復水移送ポンプ 変 更 前 変 更 後 以(3)(ii)a.-⑫(「ホ(3)(ii)b.(c) 原子炉冷却材圧力 第5.6-1表 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発 設計及び工事の計画の 復水移送ポンプ*1 復水移送ポン 称 種 うず巻形 変更なし リ(3)(ii)a.-12は,設置 バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設 電用原子炉を冷却するための設備の主要機器仕様に記載 変更なし 以上**。 以上**。 以上**。 以上**。 (100*4) 備」他と兼用) 変更許可申請書 (本文 する。 m3/h/個 (五号)) の (3)(ji)a. (本文十号) ・設置変更許可申請書(本文十号)で使用している復 以上**。 以上**。 -⑫と同義であり整合 以上** 程*10 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設) 水移送ポンプの注水流量は、設計及び工事の計画で使 している。 格納容器内へのスプレイ流量 88m³/h 用している復水移送ポンプの容量と整合しており,設 最高使用圧力 1 37*1 MPa 最高使用温度 86*1 置変更許可申請書(本文十号)で使用している解析条 • 記載箇所 150*3,** 吸 込 内 径 mm: 吐出內径 100*3, *4 (2) (ii) c. (b) (b-9) 件に包絡されている。 要 ケーシング厚さ mm 180*3.*4 min 横 mm 770*3, *4 変更なし 725*4.*11 à mm ケーシング 1 ケーシングカバー 系 統 名 (ライン名) *12 素 復水移送ポンプ 補給水系 H 20 (94) 原子炉建屋 0. P. -0. 80m * 溢水防護上の R-B2F-5 区 画 番 号 溢水防護上の 床上 0.10m以上 配慮が必要な高さ 誘導電動機 変更なし 力 kW/個 45 数 所 ポンプと同じ*3 ポンプと同じ 100 注記*1 :非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備(低圧代替注水系)及び原子炉格納 リ(3)(ii)a.-① *2:記載の適正化を行う。既工事計画書には「定格容量」と記載。 *3:既工事計画書に記載がないため、記載の適正化を行う。記載内容は、設計図書 *4:公称値を示す。 *5: 重大事故等時における,非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備(低圧代替 注水系) 及び原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備の原子炉格 納容器安全設備(低圧代替注水系)で使用する場合の値(ポンプ1台運転時)。 *6: 重大事故等時における, 非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備(低圧代替 注水系)で使用する場合の値(ポンプ2台運転時)。 *7: 重大事故等時における,原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備 の原子炉格納容器安全設備(原子炉格納容器代替スプレイ冷却系)で使用する 場合の値(ポンプ2台運転時) *8: 重大事故等時における、原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備 の原子炉格納容器安全設備(原子炉格納容器下部注水系)で使用する場合の値 (事前水張り:ポンプ1台運転時)。 *9 : 重大事故等時における、原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備 の原子炉格納容器安全設備 (原子炉格納容器下部注水系) で使用する場合の値 (溶融炉心冷却:ポンプ1台運転時)。 *10:記載の適正化を行う。既工事計画書には「定格揚程」と記載。 *11:既工事計画書に記載がないため、記載の適正化を行う。記載内容は、平成4年4 月3日付け4資庁第1992号にて認可された工事計画の添付書類「第2-2-3図 復水 移送ポンプ構造図」による。 *12:非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備及び原子炉格納施設のうち圧力低減 設備その他の安全設備の原子炉格納容器安全設備で使用する場合の記載事項。

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	
[可搬型重大事故等対処設備]	以但久天山 3 T 明百(你自百規八) 以 3 书 农		正 口 注	// Ш
原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型) 大容量送水ポンプ(タイプI) リ(3)(ii)a③ (「二(3)(ii) 使用済燃料プールの冷却等のための設備」他と兼用)	 (2) 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型) a. 大容量送水ポンプ(タイプI) 第4.3-1表 使用済燃料プールの冷却等のための設備の主要機器仕様に記載する。 	2.4.4 使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備 2.4.2 燃料ブール代替注水系(2) ポンプ (可搬型) 変更前 変更 後 大容量送水ポンプ (タイプ1) *1 種類 類 一 114 以上*3 126 以上*4 10 以上*5 199 以上*6 150 以上*7 1200 以上*8 50 以上*9 88 以上*10 (1440*11) 42.1 以上*3 116.1 以上*4 21.6 以上*5 117.8 以上*6	設計及び工事の計画の リ(3)(ii)a⑬は,設置 変更許可申請書(本文 (五号))のリ(3)(ii)a. -⑬と同義であり整合 している。	
(本文十号) 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型) 格納容器内へのスプレイ流量 88m³/h ・記載箇所 ハ(2)(ii)b.(a)(a-8) ハ(2)(ii)b.(d)(d-2)(d-2-9) ハ(2)(ii)b.(f)(f-7) ハ(2)(ii)c.(a)(a-2)(a-2-8) ハ(2)(ii)c.(b)(b-11)	・設置変更許可申請書(本文十号)では、大容量送水ポンプ(タイプI)の容量に対してスプレイ流量を同量に設定しており整合している。そのため、設計及び工事の計画に使用している大容量送水ポンプ(タイプI)の容量は、設置変更許可申請書(本文十号)で使用している解析条件に包括されている。	機		

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	東東	整 合 性	備考
		*4:使用済燃料貯蔵権合却浄化設備(燃料ブールスプレイ系)で使用する場合の値を示す。 *5:原子炉冷却素発施設のうち残留終除去設備(原子炉格納容器フィルタペント系)及び原子炉格納施設のうち居力低減設備その他の安全設備の放射性物質濃度制御設備及び可燃性ガス濃度制御設備をびに格納容器 フィルタペント系)。正力連がし装置(原子炉格納容器フィルタペント系)。正力連がし装置(原子炉格納容器フィルタペント系)。使用する場合の値を示す。 *6:原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備(低圧代替注水系)及び原子炉格納密設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備(低圧代替注水系)で使用する場合の値を示す。 *7:原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備(代替本源移送系)で使用する場合の値を示す。 *8:原子炉冷却系統施設のうち原子炉補機冷却設備(原子炉補機代替冷却水系)で使用する場合の値を示す。 *9:原子炉給物容器を強力が原子が構造がある。 *10:原子炉格納路設のうち圧力低減設備その他の安全設備の原子炉格納容器安全設備(原子炉格納容器で部注水系)で使用する場合の値を示す。 *10:原子炉格納路設のうち圧力低減設備その他の安全設備の原子炉格納容器安全設備(原子炉格納容器代替スプレイ冷却系)で使用する場合の値を示す。 *11:公称値を示す。		

□ 原子製物資産の設定機能が設まれるための機能 9.3 日 構成 9.3 日 標本 9.3 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備	考
空心の楽しい編集が発生した場合に対いて同子が終始	b. 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備	9.3 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備	【原子炉格納施設】 (基本設計方針)			
第二の表に日報が発生した場合とおいて選手が終わった。		9.3.1 概要	3. 圧力低減設備その他の安全設備			
変元の苦し、神儒が発生した単位において原子学的 変元の苦し、神儒が発生した場合において、原子学的 での苦し、神儒が発生したの、原子・神経神経神 であったの、原子・神経神経神 であったの、原子・神経神経神 であったの、原子・神経神経神 であったの、原子・神経神経神 であったの、原子・神経神経神 であったの、原子・神経神経神 であったの、原子・神経神経神経神経神経神経神経神経神経神経神経神経神経神経神経神経神経神経神経			3.2 原子炉格納容器安全設備			
### 25			3.2.4 代替循環冷却系			
の正力及び温度を包下させるために「①(コ)トー①(京)を 無人業等等対策が展現を急口及び発音ます。	炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納	炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納	炉心の著しい損傷が発生した場合において,原子炉格納	設計及び工事の計画の		
 金人事報等対象議備を設回及び悠省する。 原土が精育容易の値上確似を防止するための設備の系統製団を第3-1回から第9.3 - 2回に示す。 ※5.5 戸力基がし設価	容器の過圧による破損を防止するため、原子炉格納容器内	容器の過圧による破損を防止するため、原子炉格納容器内	容器の過圧による破損を防止するために必要な重大事故	リ(3)(ii)b①a及びリ		
展子が格納容器の過上機長を防止するための設備の表現に表現に表現に表現に表現に表現に表現に表現に表現に表現に表現に表現して、 (大学)の(10.1年)から、(10.1年)	の圧力及び温度を低下させるために 「(3)(ii)b①必要な	の圧力及び温度を低下させるために必要な重大事故等対	等対処設備のうち、原子炉格納容器バウンダリを維持しな	(3)(ii)b①bは,設置		
機能委屈を作9.3~1回から作9.3~3宮に亦す。	重大事故等対処設備を設置及び保管する。	処設備を設置及び保管する。	がら <u>原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるため</u>	変更許可申請書(本文		
機能委屈を作9.3~1回から作9.3~3宮に亦す。		原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備の系	の (3) (ii)b (a) 設備として、代替循環冷却系を設ける設	(五号))の『(3)(ii)b.		
2.5 圧力液がし装置 2.5 圧力液がし装置 3.5.1 圧力液がし装置 3.5.2 圧力液がと装置 3.5.1 圧力液がと装置 3.5.1 圧力液がと装置 2.5.2 圧力液が発生した場合において、原子炉格箱登局の圧力 が必要を表現するとのでは、原子炉格箱登場として、原子炉格箱登場という。原子炉格箱登場という。原子炉格箱登場という。原子炉格箱登場という。原子炉格箱登場として、原子炉格箱登場という。原子炉格箱登場という。原子炉格箱登場という。原子炉格箱登場という。原子炉格箱登場という。原子炉格箱登場という。原子炉格箱登場の正力を大気中に透がすための設備として、原子炉格箱登場の正力を大気中に選がすための設備として、原子炉格箱登場での正力を大気中に選がすための設備として、原子炉格箱登場での正力を大気中に選がすための設備として、原子炉格箱登場での正力を大気中に選がすための設備として、原子炉格箱登場での正力を大気中に繋がすための設備として、原子炉格箱登場での正力を大気中に繋がすための設備として、原子炉格箱登場での正力を大気中に繋がすための設備として、原子炉格箱登場での正力を大気中に表して、原子炉格箱登場での正力を大気中に表して、原子炉格箱登場での正力を大気中に表して、原子炉格箱登場として、保養機会はよりき、原子炉格箱を設するといませるために必要なる大事を対しませるといました場合において、原子炉格箱をいるといました場合において、原子炉格箱をいまりたのまました場合において、原子炉格箱をいまりを大気中に表力をの変した。原子が格剤を発生した場合において、原子炉格箱を変していまりた。原子が格前をなりも、原子が格剤を発生した場合において、原子炉格箱を発力・などのでなる大事を実対機を通りら、原子が格剤を発がりたりたりません変やする大事を実対機を通りら、原子が格剤を発がりたりたりまして、原子が格剤を発がりたりたりまして、原子が格剤を発がりたりたりまして、原子が格剤を発がりたり、原子が格剤を発がりたり、原子が格剤を発がりたり、原子が格剤を発がりたり、原子が格剤を発がりたり、原子が格剤を受けると思いまして、原子が格剤を発がりたり、原子が格剤を受けると思いまして、原子が格剤を発がりたり、原子が格剤を受けると思いまして、原子が格剤を受けると思いまして、原子が格剤を受けると思いまして、原子が格剤を受けると思いまして、原子が格剤を受けると思いまして、原子が格剤を受けると思いまして、原子が食剤を受けると思いまして、原子が食剤を受けると思いまして、原子が食剤を受けると思いまして、原子が食剤を受けると思いまして、原子が食剤を受けると思いまして、原子が食剤を受けると思いまして、原子が食剤を受けると思いまして、原子が食剤を受けると思いまして、原子が食剤を受けると思いまして、原子が食剤を受けると思いまして、原子が食剤を受けると思いまして、原子が食剤を受けると思いまして、原子が食剤を受けると思いまして、原子が食剤を受けると思いまして、原子が食剤を使けると思いまして、原子が食剤を使けると思いまして、原子が食剤を使けると思いまして、原子が食剤を使けると思いまして、原子が食剤を使けると思いまして、原子が食剤を使けると思いまして、原子が食剤を使けると思いまして、原子が食用を使けると思いまして、原子が食用を使けると思いまして、原子が食用を使けると思いまして、原子が食用を使用を使けると思いまして、原子が良いまして、原子が良いまして、原子が良いまして、原子が食用を使けると思いまして、原子が良いまして、原子が食用を使けると思いまして、原子が食用を使用を使用を使用を使用を使用を使用を使用を使用を使用を使用を使用を使用を使用		統概要図を第9.3-1図から第9.3-3図に示す。				
9.3.2 設計方針			<中略>	ており整合している。		
9.3.2 設計方針						
### ### ### ### ### ### ### ### ### ##			3.5 圧力逃がし装置			
2			3.5.1 原子炉格納容器フィルタベント系			
※要な業大事後等終知議備のうち、原子が格納容器のの正規を防止するための設備のうち、原子が格納容器の過圧破損を防止するための設備のうち、原子が格納容器の過圧破損を防止するための設備のうち、原子が格納容器の過圧破損を防止するための設備のうち、原子が格納容器の過圧破損を防止するための設備のうち、原子が格納容器の過圧破損を防止するための設備のうち、原子が格納容器の過圧破損を防止するための設備のうち、原子が格納容器の過圧破損を防止するための設備のうち、原子が格納容器の過圧として、医子が格納容器の過圧として、医子が格納容器の過圧として、医子が格納容器の過圧として、医子が格納容器の過度として、管理機能を提出した、管理機能を提出して、原子が格納容器のの設備として、医子が格納容器のの設備として、医子が格納容器のの表に、と、自然を受ける。また、原子が格納容器のの設備として、医子が格納容器のの設備として、医子が格納容器のの設備として、医子が格納容器の過程として、医子が格納容器のの設備として、使能能は表して、代書を取りませる。クロ設備として、代書を取りませる。クロ設備として、代書を取りませる。クロ設備として、代書を取りませるとめ、会は表して、代書を取りませるとあり、会は表して、代書を取りませるとあり、会は表して、代書を取りませるとあり、会は表して、代書を取りませるとあり、会は表して、代書を取りませるとあり、会は表して、代書を取りませるとあり、会は表して、代書を取りませるとあり、会は表して、代書を取りませるとあり、会は表して、代書を取りませるとあり、会は表して、代書を取りませるとあり、会は表して、例では、表して、の表して、を表して、表して、表して、表して、原子が格納容器の過じて、原子が格納容器ののとして、原子が格納容器の過じて、原子が格納容器の過じて、原子が格納容器ののとして、原子が格納容器ののとして、原子が格納容器ののとして、原子が格納容器の過じて、原子が格納容器のよして、原子が格納容器の過じて、原子が格納容器の過じて、原子が格納容器の過じて、原子が格納容器の過じて、原子が格納容器の過じて、原子が格納容器の過じて、原子が格納容器の過じて、原子が格納容器の過じて、原子が格納容器の過じて、原子が格納容器のより、原子が格納容器の過じて、原子が格納容器の過じて、原子が格納容器の過じて、原子が格納容器の過じて、原子が格納容器の過じて、表して、保証を表して、表して、表して、原子が格納容器の過じて、表して、表して、表して、表して、表して、表して、表して、表して、表して、表し			炉心の著しい損傷が発生した場合において,原子炉格納			
カを大気中に逃がすための設備として、原子炉格納容器の過圧は損を防止するための設備のうち、原子炉格納容器の過圧は過を防止するための設備の方面を設置して、代き循環冷却系を設ける。また、原子炉格納容器のの正力を登出した。原子炉格納容器のの正力を登出した。 原子炉格納容器のの正力を登出した。 原子炉格納容器のの正力を登出した。 東子炉格納容器のの正力を登出した。 東子炉格納容器のの正力を登出した。 東子炉格納容器のの正力を登出した。 東子炉格納容器のの正力を登出した。 東子炉格納容器のの正力を登別の正力を受ける。また、原子炉格納容器のの正力を受ける。また、原子炉格納容器のの正力を受ける。 また、原子炉格納容器のの正力を受ける。 また、原子炉格納容器のの正力を受ける。 また、原子炉格納容器のの正力を受ける。 また、原子炉格納容器のの正力を受ける。 また、原子炉格納容器のの正力を受ける。 また、原子炉格納容器のでは、東子炉格納容器のの正力を受ける。 また、原子が格納容器のでは、東子炉格納容器のの正力を受ける。 また、原子が格納容器フィルタベント系を設ける。			容器の過圧による破損を防止するためにリ(3)(ii)b①b			
<u>原子炉格納容器の適圧破損を防止するための設備のうち、原子炉格納容器の適圧破損を防止するための設備のうち、原子炉格納容器の力が大きを設ける。また、原子炉格納容器の力が大きを設ける。また、原子炉格納容器の力が大きを設ける。また、原子炉格納容器の力が大きを設ける。また、原子炉格納容器の担産を低下させるための設備として、代替額流や知系を設ける。また、原子炉格納容器の内に力なび間度を低下させるための設備として、代替額流や知系を設ける。また、原子炉格納容器の内に力を大気中に逃がすための設備として、原子炉格納容器の力が大きの設備として、原子炉格納容器のの正力を大気中に逃がすための設備として、原子が格納容器の外に力及び間度を低下させるための設備として、原子が格納容器のの正力を大気中に逃がすための設備として、原子が格納容器のの正力を大気中に必ずための設備として、原子が格納容器の方に、原子が格納容器の方に、原子が格納容器の通正による破損を防止するために必要な直大事故を設ける。また、原子が格納容器のの正力を大気中に必ずため、表記して、保持の場所を出した場合において、原子が格納容器の正の上の表記して、原子が格納容器の正力を大気中に逐がすための設備として、原子が格納容器の正力を大気中に逐がすための設備として、原子が格納容器の正力を大気中に逐がすため。設備として、原子が格納容器の正力を大気中に逐がすための設備として、原子が格納容器のに力を大気中に逐がすための設備として、原子が格納容器のに力を大気中に逐がすための設備として、原子が格納容器のに力を大気中に逐がすための設備として、原子が格納容器のに力を大気中に逐がすための設備として、原子が格納容器のに力を大気中に逐がすための設備として、原子が格納容器のに力を大気中に逐がすための設備として、原子が格納容器のに力を大気中に逐がすための設備として、原子が格納容器のに力を大気中に逐がすための設備として、原子が格納容器のに力を大気中に逐がすための設備として、原子が格納容器のに力を大気中に逐</u>			必要な重大事故等対処設備のうち、原子炉格納容器内の圧			
原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備のうち、原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備の方ち、原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備として、代替循環冷却系を設ける。また、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるための設備として、代替循環冷却系を設ける。また、原子炉格納容器内の圧力を設ける。また、原子炉格納容器内の圧力を設ける。また、原子炉格納容器内の圧力を対した。 3.2.4 代替循環冷却系炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉格納容器内が上が、原子炉格納容器内が上が、原子炉格納容器内が上が、な器内の圧力及び温度を低下させるための設備として、依替循環冷却系を設ける。また、原子炉格納容器内が上が、方原子炉格納容器内が上が、方原子が格納容器内が上が、方原子が格納容器内が上が、方原子が格納容器内が上が、方原子が格納容器内が上が、方原子が表がで表して、代替循環冷却系を設ける。 タベント系を設ける。 本がり、原子が格納容器内が上が、大気中に逃がすための設備として、原子が格納容器内が上が、原子が格納容器内が上が、原子が格納容器ではいり、保証を設ける。 3.5.1 原子が格納容器では、は、原子が格納容器では、は、原子が格納容器では、現金を設ける。 3.5.1 原子が格納容器では、原子が格納容器では、現金を設ける。 3.5.1 原子が格納容器では、現金を設ける。 3.5.1 原子が格納容器では、現金を設ける。 3.5.2 使力感が発生した場合において、原子が格納容器では、現金を設ける。 3.5.2 使うが表れる。			力を大気中に逃がすための設備として、原子炉格納容器フ			
原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備のうち、原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備のうち、原子炉格納容器がウンダリを維持しながら原子炉格納容器がウンダリを維持しながら原子炉格納容器がウンダリを維持しながら原子炉格納容器がウンダリを維持しながら原子炉格納容器がウンダリを維持しながら原子炉格納容器がウンダリを維持しながら原子炉格納容器がウンダリを維持しながら原子炉格納容器がウンダリを維持しながら原子炉格納容器がウンダリを維持しながら原子炉格納容器がの圧力をがいた場合において、原子炉格納容器がの圧力をがいた場合に必要な重大事故を設ける。また、原子炉格納容器がの圧力をがいた場合に必要な重大事故を設ける。また、原子炉格納容器がの圧力をがいた場合に必要な重大事故を設ける。また、原子炉格納容器がの圧力をではあための設備として、原子炉格納容器がの正力をがら原子炉格納容器がの正力をではあための設備として、代替循環冷却系を設ける設計とする。 タベント系を設ける。 本の設備として、原子炉格納容器がの変換を低下させるための設備として、保管循環冷却系を設ける設計とする。 タベント系を設ける。 本の設備として、保管循環冷却系を設ける設計とする。 タベント系を設ける。 本の設備として、原子炉格納容器がのまり、原子炉格納容器がの正力を大気中に必要な重大事故を対し、原子炉格納容器がの正力を大気中に逃がすための設備として、原子炉格納容器がの正力を大気中に逃がすための設備として、原子炉格納容器がの正力を大気中に逃がすための設備として、原子炉格納容器がの正力を大気中に逃がすための設備として、原子炉格納容器がの正力を大気中に逃がすための設備として、原子炉格納容器がの正力を大気中に逃がすための設備として、原子炉格納容器がの正力を大気中に逃がすための設備として、原子炉格納容器がの正力を大気中に逃がすための設備として、原子炉格納容器がの正力を大気中に逃がすための設備として、原子炉格納容器がの正力を大気中に逃がすための設備として、原子炉格納容器がの正力を大気中に逃がすための設備として、原子炉格納容器がの正力を大気中に逃がすための設備として、原子炉格納容器がの正力を大気中に逃がすための設備として、原子炉格納容器がの正力を大気中に逃がすための設備として、原子炉格納容器がの正力を大気中に逃がするの設備として、原子炉格納容器がの正力を大気中に逃がするの過程を使用を認めるといる。			ィルタベント系を設ける設計とする。			
原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備のうち、原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備のうち、原子炉格納容器がウンダリを維持しながら原子炉格納容器がウンダリを維持しながら原子炉格納容器がウンダリを維持しながら原子炉格納容器がウンダリを維持しながら原子炉格納容器がウンダリを維持しながら原子炉格納容器がウンダリを維持しながら原子炉格納容器がウンダリを維持しながら原子炉格納容器がウンダリを維持しながら原子炉格納容器がウンダリを維持しながら原子炉格納容器がの圧力をがいた場合において、原子炉格納容器がの圧力をがいた場合に必要な重大事故を設ける。また、原子炉格納容器がの圧力をがいた場合に必要な重大事故を設ける。また、原子炉格納容器がの圧力をがいた場合に必要な重大事故を設ける。また、原子炉格納容器がの圧力をではあための設備として、原子炉格納容器がの正力をがら原子炉格納容器がの正力をではあための設備として、代替循環冷却系を設ける設計とする。 タベント系を設ける。 本の設備として、原子炉格納容器がの変換を低下させるための設備として、保管循環冷却系を設ける設計とする。 タベント系を設ける。 本の設備として、保管循環冷却系を設ける設計とする。 タベント系を設ける。 本の設備として、原子炉格納容器がのまり、原子炉格納容器がの正力を大気中に必要な重大事故を対し、原子炉格納容器がの正力を大気中に逃がすための設備として、原子炉格納容器がの正力を大気中に逃がすための設備として、原子炉格納容器がの正力を大気中に逃がすための設備として、原子炉格納容器がの正力を大気中に逃がすための設備として、原子炉格納容器がの正力を大気中に逃がすための設備として、原子炉格納容器がの正力を大気中に逃がすための設備として、原子炉格納容器がの正力を大気中に逃がすための設備として、原子炉格納容器がの正力を大気中に逃がすための設備として、原子炉格納容器がの正力を大気中に逃がすための設備として、原子炉格納容器がの正力を大気中に逃がすための設備として、原子炉格納容器がの正力を大気中に逃がすための設備として、原子炉格納容器がの正力を大気中に逃がすための設備として、原子炉格納容器がの正力を大気中に逃がすための設備として、原子炉格納容器がの正力を大気中に逃がすための設備として、原子炉格納容器がの正力を大気中に逃がするの設備として、原子炉格納容器がの正力を大気中に逃がするの過程を使用を認めるといる。						
ち、原子炉格納容器パウングリを維持しながら原子炉格納容器パウングリを維持しながら原子炉格納容器パウングリを維持しながら原子炉格納容器パウングリを維持しながら原子炉格納容器パウングリを維持しながら原子炉格納容器パウングリを維持しながら原子炉格納容器パウングリを維持しな一体を指環冷却系を設ける。また、原子炉格納容器内の圧力を大気中に逃がすための設備として、原子炉格納容器フィルタベント系を設ける。 ち、原子炉格納容器パウングリを維持しながら原子炉格納容器パウングリを維持しながら原子炉格納容器パウングリを維持しながら原子炉格納容器のの圧力を大気中に逃がすための設備として、原子炉格納容器のの圧力及び温度を低下させるため、の設備として、代替循環冷却系を設ける設計とする。 マール マベント系を設ける。 おもいと、原子が格納容器のの圧力を対象を設ける。 おもいと、原子が格納容器のの圧力を対象に必要な重大事を表して、変数の過圧による被損を防止するために必要な重大事を表して、原子が格納容器の過圧による被損を防止するために必要な重大事を発表の過圧による被損を防止するために必要な重大事を表しい。 おもによる被損を防止するために必要な重大事を発表の過圧による被損を防止するために必要な重大事を表して、原子が格納容器ののに力を大気中に逃がすための設備として、原子が格納容器フィルタベント系		9.3.2 設計方針	3.2.4 代替循環冷却系			
容器内の圧力及び温度を低下させるための設備として、代替循環冷却系を設ける。また、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるための設備として、代替循環冷却系を設ける。また、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるための設備として、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるための設備として、原子炉格納容器フィルタベント系を設ける。 本気中に逃がすための設備として、原子炉格納容器フィルタベント系を設ける。 本気中に逃がすための設備として、原子炉格納容器フィルタベント系を設ける。 本気中に逃がすための設備として、原子炉格納容器フィルタベント系の設備として、原子炉格納容器フィルタベント系の潜しい損傷が発生した場合において、原子炉格納容器の過圧による破損を防止するために必要な重大事故等対処設備のうち、原子炉格納容器フィルタベント系がしための設備として、原子炉格納容器のの手力を大気中に逃がすための設備として、原子炉格納容器のの手力を大気中に逃がすための設備として、原子炉格納容器フィルタベント系	原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備のう	原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備のう	炉心の著しい損傷が発生した場合において, <u>原子炉格納</u>			
替循環冷却系を設ける。また、原子炉格納容器内の圧力を 大気中に逃がすための設備として、原子炉格納容器フィル タベント系を設ける。	ち ,原子炉格納容器バウンダリを維持しながら原子炉格納	ち、原子炉格納容器バウンダリを維持しながら原子炉格納	容器の過圧による破損を防止するために必要な重大事故			
大気中に逃がすための設備として、原子炉格納容器フィルタベント系を設ける。 大気中に逃がすための設備として、原子炉格納容器フィルタベント系を設ける。 の設備として、代替循環冷却系を設ける設計とする。 3.5 圧力逃がし装置 3.5.1 原子炉格納容器フィルタベント系 炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉格納容器内の正力を大気中に逃 等対処設備のうち、原子炉格納容器内の圧力を大気中に逃 がすための設備として、原子炉格納容器フィルタベント系	容器内の圧力及び温度を低下させるための設備として、代	容器内の圧力及び温度を低下させるための設備として、代	等対処設備のうち、原子炉格納容器バウンダリを維持しな			
タベント系を設ける。 < < 中略 > 3.5 圧力逃がし装置 3.5.1 原子炉格納容器フィルタベント系 炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉格納容器内の圧力を大事故等対処設備のうち、原子炉格納容器内の圧力を大気中に逃がすための設備として、原子炉格納容器フィルタベント系	替循環冷却系を設ける。また,原子炉格納容器内の圧力を	替循環冷却系を設ける。また,原子炉格納容器内の圧力を	がら原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるため			
3.5 圧力逃がし装置 3.5.1 原子炉格納容器フィルタベント系 炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉格納 容器の過圧による破損を防止するために必要な重大事故 等対処設備のうち、原子炉格納容器内の圧力を大気中に逃 がすための設備として、原子炉格納容器フィルタベント系	大気中に逃がすための設備として,原子炉格納容器フィル	大気中に逃がすための設備として、原子炉格納容器フィル	の設備として、代替循環冷却系を設ける設計とする。			
3.5.1 原子炉格納容器フィルタベント系 炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉格納 容器の過圧による破損を防止するために必要な重大事故 等対処設備のうち、原子炉格納容器内の圧力を大気中に逃がすための設備として、原子炉格納容器フィルタベント系	タベント系を設ける。	タベント系を設ける。	<中略>			
3.5.1 原子炉格納容器フィルタベント系 炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉格納 容器の過圧による破損を防止するために必要な重大事故 等対処設備のうち、原子炉格納容器内の圧力を大気中に逃がすための設備として、原子炉格納容器フィルタベント系						
炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉格納容器の過圧による破損を防止するために必要な重大事故 等対処設備のうち、原子炉格納容器内の圧力を大気中に逃がすための設備として、原子炉格納容器フィルタベント系			3.5 圧力逃がし装置			
容器の過圧による破損を防止するために必要な重大事故 等対処設備のうち、原子炉格納容器内の圧力を大気中に逃 がすための設備として、原子炉格納容器フィルタベント系			3.5.1 原子炉格納容器フィルタベント系			
等対処設備のうち、原子炉格納容器内の圧力を大気中に逃がすための設備として、原子炉格納容器フィルタベント系			炉心の著しい損傷が発生した場合において, <u>原子炉格納</u>			
がすための設備として、原子炉格納容器フィルタベント系			容器の過圧による破損を防止するために必要な重大事故			
			等対処設備のうち,原子炉格納容器内の圧力を大気中に逃			
<u>を設ける</u> 設計とする。			がすための設備として,原子炉格納容器フィルタベント系			
			<u>を設ける</u> 設計とする。			

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備る	考
(a) 代替循環冷却系による原子炉格納容器内の減圧及び	(1) 代替循環冷却系による原子炉格納容器内の減圧及び	3.2.4 代替循環冷却系			
除熱	除熱				
<u>炉心の著しい損傷が発生した場合に原子炉格納容器の</u>	<u>炉心の著しい損傷が発生した場合に原子炉格納容器の</u>	<u>炉心の著しい損傷が発生した場合</u> において, <u>原子炉格納</u>			
過圧破損を防止するための重大事故等対処設備として,代	過圧破損を防止するための重大事故等対処設備として,代	容器の過圧による破損を防止するために必要な重大事故			
替循環冷却系は、代替循環冷却ポンプによりサプレッショ	替循環冷却系を使用する。	<u>等対処設備</u> のうち,原子炉格納容器バウンダリを維持しな			
ンチェンバのプール水を残留熱除去系熱交換器にて冷却	代替循環冷却系は、代替循環冷却ポンプ, 残留熱除去系	がら原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるため			
し、残留熱除去系等を経由して原子炉圧力容器へ注水及び	熱交換器,配管・弁類,計測制御装置等で構成し,代替循	の設備として、代替循環冷却系を設ける設計とする。			
原子炉格納容器内へスプレイすることで、原子炉格納容器	環冷却ポンプによりサプレッションチェンバのプール水	<中略>			
バウンダリを維持しながら原子炉格納容器内の圧力及び	を残留熱除去系熱交換器にて冷却し,残留熱除去系等を経				
温度を低下できる設計とする。	由して原子炉圧力容器へ注水及び原子炉格納容器内へス	(1) 系統構成			
	プレイすることで,原子炉格納容器バウンダリを維持しな	代替循環冷却系は、代替循環冷却ポンプによりサプレッ			
	がら原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下できる設計	ションチェンバのプール水を残留熱除去系熱交換器にて			
	<u>とする。</u>	冷却し,残留熱除去系等を経由して原子炉圧力容器へ注水			
		及び原子炉格納容器内へスプレイすることで,原子炉格納			
		容器バウンダリを維持しながら原子炉格納容器内の圧力			
		及び温度を低下できる設計とする。			
		また、本系統に使用する冷却水は、原子炉補機冷却水系			
		(原子炉補機冷却海水系を含む。) 又は原子炉補機代替冷			
		却水系から供給できる設計とする。			
		<中略>			
原子炉圧力容器に注水された水は,原子炉圧力容器又は	原子炉圧力容器に注水された水は,原子炉圧力容器又は	原子炉圧力容器に注水された水は,原子炉圧力容器又は			
原子炉格納容器内配管の破断口等から流出し,原子炉格納	原子炉格納容器内配管の破断口等から流出し、原子炉格納	原子炉格納容器内配管の破断口等から流出し,原子炉格納			
容器内へスプレイされた水とともに,ベント管を経てサプ	容器内へスプレイされた水とともに、ベント管を経てサプ	容器内へスプレイされた水とともに、ベント管を経てサプ			
レッションチェンバに戻ることで循環する。	レッションチェンバに戻ることで循環する。	レッションチェンバに戻ることで循環できる設計とする。			
		<中略>			
		3.2.4 代替循環冷却系			
		(1) 系統構成			
		<中略>			
なお、代替循環冷却系は、原子炉圧力容器へ注水するこ	なお、代替循環冷却系は、原子炉圧力容器へ注水するこ	代替循環冷却系は,代替循環冷却ポンプにより,サプレ			
とで,原子炉圧力容器内に存在する溶融炉心を冷却できる	とで,原子炉圧力容器内に存在する溶融炉心を冷却できる	ッションチェンバのプール水を残留熱除去系配管を経由			
<u>設計とする。</u>	<u>設計とする。</u>	して <u>原子炉圧力容器へ注水することで,原子炉圧力容器内</u>			
		に存在する溶融炉心を冷却できる設計とする。			
		また、本系統に使用する冷却水は、原子炉補機冷却水系			
		(原子炉補機冷却海水系を含む。) 又は原子炉補機代替冷			

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備	考
7 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -	TOTAL VIEW CONTRACTOR OF THE PROPERTY OF THE P	却水系から供給できる設計とする。	ш н ш	V10	
また、代替循環冷却系は、原子炉格納容器内へスプレイ	 また,代替循環冷却系は,原子炉格納容器内へスプレイ	代替循環冷却系は,代替循環冷却ポンプによりサプレッ			
することで、スプレイした水がドライウェル床面に溜ま	- することで,スプレイした水がドライウェル床面に溜ま	ションチェンバのプール水を残留熱除去系熱交換器にて			
り、原子炉格納容器下部開口部を経由して原子炉格納容器	つける	冷却し、残留熱除去系配管を経由して、原子炉格納容器内			
下部へ流入することで、溶融炉心が落下するまでに原子炉					
格納容器下部にあらかじめ十分な水位を確保するととも	 <u>格</u> 納容器下部にあらかじめ十分な水位を確保するととも	り、原子炉格納容器下部開口部を経由して原子炉格納容器			
に、落下した溶融炉心を冷却できる設計とする。	 <u>に、落下した溶融炉心を冷却できる設計とする。</u>	下部へ流入することで、溶融炉心が落下するまでに原子炉			
		格納容器下部にあらかじめ十分な水位を確保するととも			
		- に、落下した溶融炉心を冷却できる設計とする。			
代替循環冷却系は、非常用交流電源設備に加えて、代替	 代替循環冷却系は,非常用交流電源設備に加えて,代替	代替循環冷却系は,非常用交流電源設備に加えて,代替			
所内電気設備を経由した常設代替交流電源設備からの給	- 所内電気設備を経由した常設代替交流電源設備からの給				
電が可能な設計とする。	電が可能な設計とする。	電が可能な設計とする。			
		 代替循環冷却系の流路として,設計基準対象施設である			
		原子炉圧力容器,炉心支持構造物 <mark>及び</mark> 原子炉圧力容器内部			
		構造物 <mark>並びに</mark> 原子炉格納容器を重大事故等対処設備とし			
		 て使用することから,流路に係る機能について重大事故等			
		対処設備としての設計を行う。			
		<中略>			
		3.2.4 代替循環冷却系			
		(1) 系統構成			
リ(3)(ii)b②残留熱除去系熱交換器は、代替循環冷却	 残留熱除去系熱交換器は,代替循環冷却系で使用する原	代替循環冷却系は, (3)(ii)b②代替循環冷却ポンプに	設計及び工事の計画の		
系で使用する原子炉補機冷却水系(原子炉補機冷却海水系	 子炉補機冷却水系(原子炉補機冷却海水系を含む。)並び	よりサプレッションチェンバのプール水を残留熱除去系	『(3)(ii)b②は,設置		
を含む。) 並びに原子炉補機代替冷却水系の (i) (b3)	に原子炉補機代替冷却水系の熱交換器ユニット及び大容	熱交換器にて冷却し、残留熱除去系等を経由して原子炉圧	変更許可申請書(本文		
熱交換器ユニット及び大容量送水ポンプ (タイプ I) によ		力容器へ注水及び原子炉格納容器内へスプレイすること	(五号))の『(3)(ii)b.		
り冷却できる設計とする。		で、原子炉格納容器バウンダリを維持しながら原子炉格納	-②と文章表現は異な		
		 容器内の圧力及び温度を低下できる設計とする。	 るが, 内容に相違はない		
		また, ♥(3)(ii)b②本系統に使用する冷却水は, 原子炉	ため整合している。		
		補機冷却水系(原子炉補機冷却海水系を含む。)又は			
		(3)(ii)b③原子炉補機代替冷却水系から供給できる設	設計及び工事の計画の		
		計とする。	リ(3)(ii)b③は、設置		
		<中略>	変更許可申請書(本文		
			(五号))の『(3)(ii)b.		
			-③と同一設備(系統)		

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備	考
			であり整合している。以		
			下同じ。		
		【原子炉冷却系統施設(蒸気タービンを除く。)】			
		(基本設計方針)			
		7. 原子炉補機冷却設備			
		7.3 原子炉補機代替冷却水系			
		7.3.1 系統構成			
		<中略>			
原子炉補機代替冷却水系は,熱交換器ユニットを原子炉	原子炉補機代替冷却水系は,淡水ポンプ及び熱交換器を	原子炉補機代替冷却水系は,原子炉補機代替冷却水系熱			
補機冷却水系に接続し、大容量送水ポンプ(タイプ I)に	搭載した熱交換器ユニット、大容量送水ポンプ(タイプ	交換器ユニットを原子炉補機冷却水系に接続し、大容量送			
より熱交換器ユニットに海水を送水することで、残留熱除	I),配管・ホース・弁類,計測制御装置等で構成し, <u>熱</u>	水ポンプ (タイプ I) により取水口又は海水ポンプ室から			
去系熱交換器で発生した熱を最終的な熱の逃がし場であ	交換器ユニットを原子炉補機冷却水系に接続し、大容量送	海水を取水し、原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニット			
<u>る海へ輸送できる設計とする。</u>	水ポンプ(タイプI)により熱交換器ユニットに海水を送	に海水を送水することで,残留熱除去系熱交換器又は燃料			
	水することで、残留熱除去系熱交換器で発生した熱を最終	プール冷却浄化系熱交換器で除去した熱を最終的な熱の			
	的な熱の逃がし場である海へ輸送できる設計とする。	逃がし場である海へ輸送できる設計とする。			
	<中略>	<中略>			
(b) 原子炉格納容器フィルタベント系による原子炉格納					
容器内の減圧及び除熱	容器内の減圧及び除熱	3.5 圧力逃がし装置			
		3.5.1 原子炉格納容器フィルタベント系			
炉心の著しい損傷が発生した場合において,原子炉格納		炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉格納			
	容器の過圧破損を防止するための重大事故等対処設備と				
して、原子炉格納容器フィルタベント系は、原子炉格納容	<u>して,</u> 原子炉格納容器フィルタベント糸を使用する。 	等対処設備のうち、原子炉格納容器内の圧力を大気中に逃			
器内雰囲気ガスを原子炉格納容器調気系等を経由して、フ		がすための設備として、原子炉格納容器フィルタベント系			
イルタ装置へ導き、放射性物質を低減させた後に原子炉建		を設ける設計とする。			
屋屋上に設ける放出口から排出することで、排気中に含ま					
れる放射性物質の環境への放出量を低減しつつ、原子炉格		(1) 系統構成			
納容器内の圧力及び温度を低下できる設計とする。	原子炉格納容器フィルタベント系は、フィルタ装置(フ				
	イルタ容器、スクラバ溶液、金属繊維フィルタ、放射性よ				
	う素フィルタ),フィルタ装置出口側圧力開放板,配管・	う素フィルタ),フィルタ装置出口側ラプチャディスク,			
	弁類、計測制御装置等で構成し、原子炉格納容器内雰囲気				
	ガスを原子炉格納容器調気系等を経由して、フィルタ装置				
	<u>へ導き、放射性物質を低減させた後に原子炉建屋屋上に設</u>				
	ける放出口から排出することで、排気中に含まれる放射性				
	物質の環境への放出量を低減しつつ,原子炉格納容器内の	において)) <u>することで、排気中に含まれる放射性物質の</u>			

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備	考
	圧力及び温度を低下できる設計とする。	環境への放出量を低減しつつ、原子炉格納容器内の圧力及			
		び温度を低下できる設計とする。			
		<中略>			
		【原子炉冷却系統施設(蒸気タービンを除く。)】			
		(基本設計方針)			
		4.2 原子炉格納容器フィルタベント系			
		4.2.1 系統構成			
		<中略>			
		原子炉格納容器フィルタベント系は、代替淡水源から、			
		大容量送水ポンプ(タイプI)によりフィルタ装置にスク			
		ラバ溶液を補給できる設計とする。			
		<中略>			
		【原子炉格納施設】 (基本設計方針)			
		3.5 圧力逃がし装置			
		3.5.1 原子炉格納容器フィルタベント系			
		(1) 系統構成			
		<中略>			
		原子炉格納容器フィルタベント系は、代替淡水源から、			
		大容量送水ポンプ(タイプI)によりフィルタ装置にスク			
		ラバ溶液を補給できる設計とする。			
		<中略>			
		【原子炉冷却系統施設(蒸気タービンを除く。)】			
		(基本設計方針)			
		4.2 原子炉格納容器フィルタベント系			
		4.2.1 系統構成			
		<中略>			
フィルタ装置は3台を並列に設置し、排気中に含まれる	フィルタ装置は3台を並列に設置し、排気中に含まれる	フィルタ装置は3台を並列に設置し、排気中に含まれる			
粒子状放射性物質、ガス状の無機よう素及び有機よう素を	粒子状放射性物質、ガス状の無機よう素及び有機よう素を	粒子状放射性物質、ガス状の無機よう素及び有機よう素を			
除去できる設計とする。	除去できる設計とする。	<u>除去できる設計とする。</u> また、無機よう素をスクラバ溶液			
		中に捕集・保持するためにアルカリ性の状態(待機状態に			
		おいてpH13以上)に維持する設計とする。			
		<中略>			

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性		考
以但友买可引中明盲(华文(亚与))	以直发奖可引申明音(你的音频八) <u>的</u> 司事得	【原子炉格納施設】 (基本設計方針)	金 口 注	·VEI	<u>~</u>
		3.5.1 原子炉格納容器フィルタベント系			
		(1) 系統構成			
		<中略>			
		フィルタ装置は3台を並列に設置し、排気中に含まれる			
		粒子状放射性物質、ガス状の無機よう素及び有機よう素を			
		除去できる設計とする。また、無機よう素をスクラバ溶液			
		中に捕集・保持するためにアルカリ性の状態(待機状態に			
		おいてpH13以上)に維持する設計とする。			
		(中略)			
		\ #11 /			
		 【原子炉冷却系統施設(蒸気タービンを除く。)】			
		 (基本設計方針)			
		 4.2 原子炉格納容器フィルタベント系			
		4.2.1 系統構成			
		<中略>			
』(3) (ii)b④本系統は,サプレッションチェンバ及び	本系統は,サプレッションチェンバ及びドライウェルと	』(3) (ii)b④原子炉格納容器フィルタベント系は,サ	設計及び工事の計画の		
- ドライウェルと接続し、いずれからも排気できる設計とす	接続し、いずれからも排気できる設計とする。サプレッシ	プレッションチェンバ及びドライウェルと接続し、いずれ	リ(3)(ii)b④は,設置		
る。サプレッションチェンバ側からの排気ではサプレッシ	ョンチェンバ側からの排気ではサプレッションチェンバ	からも排気できる設計とする。サプレッションチェンバ側	変更許可申請書(本文		
ョンチェンバの水面からの高さを確保し、ドライウェル側	の水面からの高さを確保し、ドライウェル側からの排気で	からの排気ではサプレッションチェンバの水面からの高	(五号)) の『(3) (ii) b.		
からの排気では、ドライウェル床面からの高さを確保する	は、ドライウェル床面からの高さを確保するとともに有効	さを確保し、ドライウェル側からの排気では、ドライウェ	-④と同義であり整合		
とともに有効燃料棒頂部よりも高い位置に接続箇所を設	燃料棒頂部よりも高い位置に接続箇所を設けることで長	ル床面からの高さを確保するとともに有効燃料棒頂部よ	している。		
けることで長期的にも溶融炉心及び水没の悪影響を受け	期的にも溶融炉心及び水没の悪影響を受けない設計とす	りも高い位置に接続箇所を設けることで長期的にも溶融			
ない設計とする。	<u>る。</u>	炉心及び水没の悪影響を受けない設計とする。			
		<中略>			
		【原子炉格納施設】 (基本設計方針)			
		3.5.1 原子炉格納容器フィルタベント系			
		(1) 系統構成			
		<中略>			
		リ(3)(ii)b④原子炉格納容器フィルタベント系は,サ			
		プレッションチェンバ及びドライウェルと接続し,いずれ			
		からも排気できる設計とする。サプレッションチェンバ側			
		からの排気ではサプレッションチェンバの水面からの高			
		さを確保し、ドライウェル側からの排気では、ドライウェ			

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	 備 考
		ル床面からの高さを確保するとともに有効燃料棒頂部よ		
		りも高い位置に接続箇所を設けることで長期的にも溶融		
		炉心及び水没の悪影響を受けない設計とする。		
		<中略>		
		【原子炉冷却系統施設(蒸気タービンを除く。)】		
		(基本設計方針)		
		4.2 原子炉格納容器フィルタベント系		
		4.2.1 系統構成		
		<中略>		
原子炉格納容器フィルタベント系は、排気中に含まれる	原子炉格納容器フィルタベント系は、排気中に含まれる	原子炉格納容器フィルタベント系は,排気中に含まれる		
可燃性ガスによる爆発を防ぐため、系統内を不活性ガス	可燃性ガスによる爆発を防ぐため、系統内を不活性ガス	可燃性ガスによる爆発を防ぐため, 可搬型窒素ガス供給系		
(窒素)で置換した状態で待機させ,原子炉格納容器ベン	(窒素) で置換した状態で待機させ,原子炉格納容器ベン	により, <u>系統内を不活性ガス(窒素)で置換した状態で待</u>		
ト開始後においても不活性ガス (窒素) で置換できる設計	ト開始後においても不活性ガス (窒素) で置換できる設計	機させ、原子炉格納容器ベント開始後においても不活性ガ		
とするとともに,系統内に可燃性ガスが蓄積する可能性の	とするとともに,系統内に可燃性ガスが蓄積する可能性の	ス (窒素) で置換できる設計とするとともに, 系統内に可		
<u>ある箇所にはバイパスラインを設け、可燃性ガスを連続し</u>	<u>ある箇所にはバイパスラインを設け、可燃性ガスを連続し</u>	燃性ガスが蓄積する可能性のある箇所にはバイパスライ		
て排出できる設計とすることで,系統内で水素濃度及び酸	て排出できる設計とすることで、系統内で水素濃度及び酸	<u>ンを設け、可燃性ガスを連続して排出できる設計とするこ</u>		
素濃度が可燃領域に達することを防止できる設計とする。	素濃度が可燃領域に達することを防止できる設計とする。	とで、系統内で水素濃度及び酸素濃度が可燃領域に達する		
		ことを防止できる設計とする。_		
		<中略>		
		【原子炉格納施設】 (基本設計方針)		
		3.5.1 原子炉格納容器フィルタベント系		
		(1) 系統構成		
		<中略>		
		原子炉格納容器フィルタベント系は、排気中に含まれる		
		可燃性ガスによる爆発を防ぐため、可搬型窒素ガス供給系		
		により、系統内を不活性ガス(窒素)で置換した状態で待		
		機させ、原子炉格納容器ベント開始後においても不活性ガ		
		ス (窒素) で置換できる設計とするとともに, 系統内に可		
		燃性ガスが蓄積する可能性のある箇所にはバイパスライ		
		<u>ンを設け、可燃性ガスを連続して排出できる設計とするこ</u>		
		とで、系統内で水素濃度及び酸素濃度が可燃領域に達する		
		ことを防止できる設計とする。		
		<中略>		

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整 合 性	備考
以巨友关时 与于明白(华人(五方))	以但及美国马工明目(100万目频八)以口事"景	【原子炉冷却系統施設(蒸気タービンを除く。)】	正口止	VHI 75
		(基本設計方針)		
		4.2 原子炉格納容器フィルタベント系		
		4.2.1 系統構成		
		〈中略〉		
原子炉格納容器フィルタベント系は、他の発電用原子炉		原子炉格納容器フィルタベント系は、他の発電用原子炉		
施設とは共用しない設計とする。また,原子炉格納容器フ	施設とは共用しない設計とする。また、原子炉格納容器フ	施設とは共用しない設計とする。また,原子炉格納容器フ		
<u>ィルタベント系と他の系統・機器を隔離する弁は直列で2</u>	イルタベント系と他の系統・機器を隔離する弁は直列で2	<u>イルタベント系と他の系統・機器を隔離する弁は、直列で</u>		
個設置し,原子炉格納容器フィルタベント系と他の系統・	個設置し、原子炉格納容器フィルタベント系と他の系統・	2個設置(ベント用非常用ガス処理系側隔離弁(T48-F020)		
機器を確実に隔離することで、悪影響を及ぼさない設計と	機器を確実に隔離することで、悪影響を及ぼさない設計と	と格納容器排気非常用ガス処理系側止め弁(T48-F045)		
<u>する。</u>	<u>する。</u>	(原子炉格納施設のうち「3.6.1 原子炉格納容器フィル		
		タベント系」の設備を原子炉冷却系統施設のうち「4.2 原		
		子炉格納容器フィルタベント系」の設備として兼用)、ベ		
		ント用換気空調系側隔離弁(T48-F021)と格納容器排気		
		換気空調系側止め弁(T48-F046)(原子炉格納施設のう		
		ち「3.5.1 原子炉格納容器フィルタベント系」の設備を		
		原子炉冷却系統施設のうち「4.2 原子炉格納容器フィル		
		タベント系」の設備として兼用),原子炉格納容器耐圧強		
		化ベント用連絡配管隔離弁(T48-F043)(原子炉格納施		
		設のうち「3.5.1 原子炉格納容器フィルタベント系」の		
		設備を原子炉冷却系統施設のうち「4.2 原子炉格納容器		
		フィルタベント系」の設備として兼用)と原子炉格納容器		
		耐圧強化ベント用連絡配管止め弁(T48-F044)(原子炉		
		格納施設のうち「3.5.1 原子炉格納容器フィルタベント		
		系」の設備を原子炉冷却系統施設のうち「4.2 原子炉格		
		納容器フィルタベント系」の設備として兼用))し、原子		
		「		
		離することで悪影響を及ぼさない設計とする。		
		<中略>		

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性備考
		【原子炉格納施設】 (基本設計方針)	
		3.5.1 原子炉格納容器フィルタベント系	
		(1) 系統構成	
		<中略>	
		原子炉格納容器フィルタベント系は,他の発電用原子炉	
		施設とは共用しない設計とする。また、原子炉格納容器フ	
		イルタベント系と他の系統・機器を隔離する弁は、直列で	
		2個設置 (ベント用非常用ガス処理系側隔離弁 (T48-F020)	
		と格納容器排気非常用ガス処理系側止め弁(T48-F045)	
		(原子炉冷却系統施設のうち「4.2 原子炉格納容器フィ	
		ルタベント系」の設備と兼用),ベント用換気空調系側隔	
		離弁 (T48-F021) と格納容器排気換気空調系側止め弁 (T48	
		-F046) (原子炉冷却系統施設のうち「4.2 原子炉格納	
		容器フィルタベント系」の設備と兼用),原子炉格納容器	
		耐圧強化ベント用連絡配管隔離弁(T48-F043)(原子炉	
		冷却系統施設のうち「4.2 原子炉格納容器フィルタベン	
		ト系」,原子炉冷却系統施設のうち「4.3 耐圧強化ベン	
		ト系」の設備と兼用)と原子炉格納容器耐圧強化ベント用	
		連絡配管止め弁(T48-F044)(原子炉冷却系統施設のう	
		ち「4.2 原子炉格納容器フィルタベント系」,原子炉冷	
		却系統施設のうち「4.3 耐圧強化ベント系」の設備と兼	
		用))し,原子炉格納容器フィルタベント系と他の系統・	
		機器を確実に隔離することで悪影響を及ぼさない設計と	
		<u>する。</u>	
		<中略>	
		【原子炉冷却系統施設(蒸気タービンを除く。)】	
		(基本設計方針)	
		4.2 原子炉格納容器フィルタベント系	
		4.2.1 系統構成	
		<中略>	
原子炉格納容器フィルタベント系の使用に際しては、原	原子炉格納容器フィルタベント系の使用に際しては、原	原子炉格納容器フィルタベント系の使用に際しては、	設計及び工事の計画の
子炉格納容器代替スプレイ冷却系等による原子炉格納容	子炉格納容器代替スプレイ冷却系等による原子炉格納容	(3)(ii)b⑤原子炉格納容器が負圧とならないよう,原子	リ(3)(ii)b⑤は、設置
器内へのスプレイは停止する運用 [(3)(ii)b⑤ としてお	器内へのスプレイは停止する運用としており、原子炉格納	炉格納容器代替スプレイ冷却系等による原子炉格納容器	変更許可申請書(本文
り,原子炉格納容器が負圧とならない。仮に,原子炉格納	容器が負圧とならない。仮に、原子炉格納容器内にスプレ	内へのスプレイを停止する運用 (3) (ii)b⑥を保安規定	(五号))の『(3)(ii)b.

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備	考
容器内にスプレイする場合においても、原子炉格納容器内	イする場合においても、原子炉格納容器内圧力が規定の圧	に定めて管理する。原子炉格納容器フィルタベント系の使	-⑤と同義であり整合	VIII	
一	一	用後に再度,原子炉格納容器内にスプレイする場合におい	している。		
内へのスプレイを停止する運用『(3)(ii)b⑥とする。』	を停止する運用とする。また,原子炉格納容器フィルタベ	ても,原子炉格納容器内圧力が規定の圧力まで減圧した場			
(3) (ii)b. (b)-⑦また,原子炉格納容器フィルタベント系	ント系使用後において,可燃性ガスによる爆発及び原子炉	ー	設計及び工事の計画の		
使用後において、可燃性ガスによる爆発及び原子炉格納容	格納容器の負圧破損を防止するために、可搬型窒素ガス供	(3)(ii)b⑥を保安規定に定めて管理する。	リ(3)(ii)b⑥は,設置		
器の負圧破損を防止するために、可搬型窒素ガス供給装置	給装置を用いて原子炉格納容器内に不活性ガス(窒素)の	<中略>	変更許可申請書(本文		
を用いて原子炉格納容器内に不活性ガス(窒素)の供給が	<u>供</u> 給が可能な設計とする。		(五号))の『(3)(ii)b.		
一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一		【原子炉格納施設】(基本設計方針)	-⑥を具体的に記載し		
		 3.5.1 原子炉格納容器フィルタベント系	 ており整合している。		
		(1) 系統構成			
		<中略>	設計及び工事の計画の		
		原子炉格納容器フィルタベント系の使用に際しては,	リ(3)(ii)b⑦は, 設置		
		(3)(ii)b⑤原子炉格納容器が負圧とならないよう,原子	変更許可申請書(本文		
			(五号))の『(3)(ii)b.		
		内へのスプレイを停止する運用 (3)(ii)b⑥を保安規定	-⑦と同義であり整合		
		に定めて管理する。原子炉格納容器フィルタベント系の使			
		ー			
		<中略>			
		 【原子炉冷却系統施設(蒸気タービンを除く。)】			
		(基本設計方針)			
		4.2 原子炉格納容器フィルタベント系			
		4.2.1 系統構成			
		<中略>			
		可搬型窒素ガス供給系は, リ(3)(ii)b⑦可燃性ガスに			
		よる爆発及び原子炉格納容器の負圧破損を防止するため			
		に、可搬型窒素ガス供給装置を用いて原子炉格納容器内に			
		不活性ガス(窒素)の供給が可能な設計とする。			
		<中略>			

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備	考
		【原子炉格納施設】 (基本設計方針)			
		3.5.1 原子炉格納容器フィルタベント系			
		(1) 系統構成			
		<中略>			
		可搬型窒素ガス供給系は, リ(3)(ii)b⑦可燃性ガスに			
		よる爆発及び原子炉格納容器の負圧破損を防止するため			
		に, 可搬型窒素ガス供給装置を用いて原子炉格納容器内に			
		不活性ガス(窒素)の供給が可能な設計とする。			
		<中略>			
		3.3 放射性物質濃度制御設備及び可燃性ガス濃度制御設			
		備並びに格納容器再循環設備			
		3.3.6 可搬型窒素ガス供給系			
		可搬型窒素ガス供給系は, リ(3)(ii)b⑦可燃性ガスに			
		よる爆発及び原子炉格納容器の負圧破損を防止するため			
		に, 可搬型窒素ガス供給装置を用いて原子炉格納容器内に			
		不活性ガス(窒素)の供給が可能な設計とする。また、原			
		子炉格納容器フィルタベント系は、排気中に含まれる可燃			
		性ガスによる爆発を防ぐため、可搬型窒素ガス供給系によ			
		り、系統内を不活性ガス(窒素)で置換した状態で待機さ			
		せ,原子炉格納容器ベント後においても不活性ガス(窒素)			
		で置換できる設計とする。			
		<中略>			
		【非常用電源設備】(基本設計方針)			
		2. 交流電源設備			
		2.5 可搬型窒素ガス供給装置発電設備			
		可搬型窒素ガス供給装置発電設備は, 車両内に搭載し,			
		可搬型窒素ガス供給装置に給電できる設計とする。			
		【原子炉冷却系統施設(蒸気タービンを除く。)】			
		(基本設計方針)			
		4.2 原子炉格納容器フィルタベント系			
		4.2.1 系統構成			

原子炉格納容器フィルタベント系使用時の排出経路に				考
原子炉格納容器フィルタベント系使用時の排出経路に		<中略>		
	原子炉格納容器フィルタベント系使用時の排出経路に	原子炉格納容器フィルタベント系使用時の排出経路に		
設置される隔離弁は、遠隔手動弁操作設備によって人力に	設置される隔離弁は、遠隔手動弁操作設備によって人力に	設置される隔離弁は、遠隔手動弁操作設備 (個数4) (原		
よる操作が可能な設計とする。	よる操作が可能な設計とする。	子炉格納施設のうち「3.5.1 原子炉格納容器フィルタベ		
		ント系」の設備を原子炉冷却系統施設のうち「4.2 原子		
		炉格納容器フィルタベント系」の設備として兼用) <u>によっ</u>		
		て人力により容易かつ確実に操作が可能な設計とする。		
		<中略>		
		【原子炉格納施設】(基本設計方針)		
		3.5.1 原子炉格納容器フィルタベント系		
		(1) 系統構成		
		<中略>		
		原子炉格納容器フィルタベント系使用時の排出経路に		
		設置される隔離弁は、遠隔手動弁操作設備(個数4)(原		
		子炉冷却系統施設のうち「4.2 原子炉格納容器フィルタ		
		ベント系」,「4.3 耐圧強化ベント系」,原子炉格納施		
		設のうち「3.3.7 原子炉格納容器フィルタベント系」と		
		兼用)によって人力により容易かつ確実に操作が可能な設		
		計とする。		
		<中略>		
		【原子炉冷却系統施設(蒸気タービンを除く。)】		
		(基本設計方針)		
		4.2 原子炉格納容器フィルタベント系		
		4.2.1 系統構成		
		<中略>		
リ(3)(ii)b⑧遠隔手動弁操作設備の操作場所は,原子	遠隔手動弁操作設備の操作場所は、原子炉建屋付属棟内	(3)(ii)b®原子炉格納容器フィルタベント系使用時の	設計及び工事の計画の	
炉建屋付属棟内とし,必要に応じて遮蔽材を設置すること	とし、必要に応じて遮蔽材を設置することで、放射線防護	排出経路に設置される隔離弁に設ける遠隔手動弁操作設	リ(3)(ii)b®は、設置	
で、放射線防護を考慮した設計とする。	を考慮した設計とする。	備の操作場所は、原子炉建屋付属棟内とし、サプレッショ		
		ンチェンバベント用出口隔離弁 (T48-F022) の操作を行う	(五号))の「(3)(ii)b.	
		原子炉建屋地下1階及びドライウェルベント用出口隔離弁		
		(T48-F019)の操作を行う原子炉建屋地上1階に遮蔽体(遠	している。	
		隔手動弁操作設備遮蔽(原子炉格納施設のうち「3.5.1 原	- • • • •	
		子炉格納容器フィルタベント系」の設備を原子炉冷却系統		

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備	考
		施設のうち「4.2 原子炉格納容器フィルタベント系」の			_
		設備として兼用)(以下同じ。)) <u>を設置し</u> , <u>放射線防護を</u>			
		考慮した設計とする。遠隔手動弁操作設備遮蔽は、炉心の			
		著しい損傷時においても,原子炉格納容器フィルタベント			
		系の隔離弁操作ができるよう、どちらの遮蔽体においても			
		鉛厚さ2mmの遮蔽厚さを有する設計とする。			
		【放射線管理施設】 (基本設計方針)			
		2. 換気設備, 生体遮蔽装置等			
		2.3 生体遮蔽装置等			
		<中略>			
		リ(3)(ii)b⑧原子炉格納容器フィルタベント系のフィ			
		ルタ装置等は,原子炉建屋原子炉棟内に設置することによ			
		り、フィルタ装置等の周囲には遮蔽壁が設置されることか			
		ら原子炉格納容器フィルタベント系の使用時に本系統内			
		に蓄積される放射性物質から放出される放射線から作業			
		員を防護する設計とする。			
		<中略>			
		【原子炉格納施設】 (基本設計方針)			
		3.3.7 原子炉格納容器フィルタベント系			
		<中略>			
		リ(3)(ii)b⑧原子炉格納容器フィルタベント系使用時			
		の排出経路に設置される隔離弁に設ける遠隔手動弁操作			
		設備の操作場所は、原子炉建屋付属棟内とし、サプレッシ			
		ョンチェンバベント用出口隔離弁(T48-F022)の操作を行			
		う原子炉建屋地下1階及びドライウェルベント用出口隔離			
		弁(T48-F019)の操作を行う原子炉建屋地上1階に遮蔽体			
		(遠隔手動弁操作設備遮蔽(原子炉格納施設のうち「3.5.1			
		原子炉格納容器フィルタベント系」の設備を原子炉格納施			
		設のうち「3.3.7 原子炉格納容器フィルタベント系」の			
		設備として兼用)(以下同じ。)) <u>を設置し</u> , <u>放射線防護を</u>			
		考慮した設計とする。遠隔手動弁操作設備遮蔽は、炉心の			
		著しい損傷時においても,原子炉格納容器フィルタベント			

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備	考
		系の隔離弁操作ができるよう, どちらの遮蔽体においても			
		鉛厚さ2mmの遮蔽厚さを有する設計とする。			
		<中略>			
		3.5.1 原子炉格納容器フィルタベント系			
		(1) 系統構成			
		<中略>			
		リ(3)(ii)b⑧原子炉格納容器フィルタベント系使用時			
		の排出経路に設置される隔離弁に設ける遠隔手動弁操作			
		設備の操作場所は,原子炉建屋付属棟内とし,サプレッシ			
		ョンチェンバベント用出口隔離弁(T48-F022)の操作を行			
		う原子炉建屋地下1階及びドライウェルベント用出口隔離			
		弁(T48-F019)の操作を行う原子炉建屋地上1階に遮蔽体			
		(遠隔手動弁操作設備遮蔽(原子炉冷却系統施設のうち			
		「4.2 原子炉格納容器フィルタベント系」,原子炉格納			
		施設のうち「3.3.7 原子炉格納容器フィルタベント系」			
		と兼用)(以下同じ。)) <u>を設置し</u> , <u>放射線防護を考慮し</u>			
		た設計とする。遠隔手動弁操作設備遮蔽は、炉心の著しい			
		損傷時においても、原子炉格納容器フィルタベント系の隔			
		離弁操作ができるよう、どちらの遮蔽体においても鉛厚さ			
		2mmの遮蔽厚さを有する設計とする。			
		<中略>			
		【原子炉冷却系統施設(蒸気タービンを除く。)】			
		(基本設計方針)			
		4.2 原子炉格納容器フィルタベント系			
		4.2.1 系統構成			
		<中略>			
また, 排出経路に設置される隔離弁の電動弁について	また,排出経路に設置される隔離弁の電動弁について	排出経路に設置される隔離弁の電動弁については,常設			
は,所内常設蓄電式直流電源設備,常設代替直流電源設備	は、所内常設蓄電式直流電源設備、常設代替直流電源設備	一 代替交流電源設備,可搬型代替交流電源設備, <u>所内常設蓄</u>			
又は可搬型代替直流電源設備からの給電により,中央制御	又は可搬型代替直流電源設備からの給電により、中央制御	電式直流電源設備,常設代替直流電源設備又は可搬型代替			
室から操作が可能な設計とする。	室から操作が可能な設計とする。	直流電源設備からの給電により、中央制御室から操作が可			

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備	考
		【原子炉格納施設】 (基本設計方針)			
		3.5.1 原子炉格納容器フィルタベント系			
		(1) 系統構成			
		<中略>			
		排出経路に設置される隔離弁の電動弁については,常設			
		代替交流電源設備,可搬型代替交流電源設備, <u>所内常設蓄</u>			
		電式直流電源設備、常設代替直流電源設備又は可搬型代替			
		直流電源設備からの給電により、中央制御室から操作が可			
		能な設計とする。			
		<中略>			
		【原子炉冷却系統施設(蒸気タービンを除く。)】			
		(基本設計方針)			
		4.2 原子炉格納容器フィルタベント系			
		4.2.1 系統構成			
		<中略>			
系統内に設けるリ(3)(ii)b⑨フィルタ装置出口側圧力	系統内に設けるフィルタ装置出口側圧力開放板は,原子	系統内に設ける♥(3)(ii)b®フィルタ装置出口側ラプ	設計及び工事の計画の		
開放板は、原子炉格納容器フィルタベント系の使用の妨げ	<u> 炉格納容器フィルタベント系の使用の妨げにならないよ</u>	チャディスクは、原子炉格納容器フィルタベント系の使用	リ(3)(ii)b⑨は,設置		
にならないよう,原子炉格納容器からの排気圧力と比較し	う,原子炉格納容器からの排気圧力と比較して十分に低い	の妨げにならないよう、原子炉格納容器からの排気圧力と	変更許可申請書(本文		
て十分に低い圧力で破裂する設計とする。	圧力で破裂する設計とする。	比較して十分に低い圧力で破裂する設計とする。	(五号))の『(3)(ii)b.		
		<中略>	-⑨と同一設備であり		
			整合している。以下同		
			じ。		
		【原子炉格納施設】 (基本設計方針)			
		3.5.1 原子炉格納容器フィルタベント系			
		(1) 系統構成			
		<中略>			
		系統内に設けるJJJ(3)(ii)b⑨フィルタ装置出口側ラ			
		プチャディスクは、原子炉格納容器フィルタベント系の使			
		用の妨げにならないよう,原子炉格納容器からの排気圧力			
		と比較して十分に低い圧力で破裂する設計とする。			
		<中略>			
		【原子炉冷却系統施設(蒸気タービンを除く。)】			
		(基本設計方針)			

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備	考
		4.2 原子炉格納容器フィルタベント系			
		4.2.1 系統構成			
		<中略>			
		原子炉格納容器フィルタベント系に使用するホースの			
		敷設等は、ホース延長回収車(台数 4 (予備 1)) (核燃料			
		物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち「4.2 燃料プール代			
		替注水系」の設備を原子炉冷却系統施設のうち「4.2 原			
		子炉格納容器フィルタベント系」の設備として兼用)によ			
		り行う設計とする。			
		原子炉格納容器フィルタベント系の流路として、設計基			
		準対象施設である原子炉格納容器を重大事故等対処設備			
		として使用することから、流路に係る機能について重大事			
		故等対処設備としての設計を行う。			
		【原子炉格納施設】(基本設計方針)			
		3.3.7 原子炉格納容器フィルタベント系			
		<中略>			
		原子炉格納容器フィルタベント系に使用するホースの			
		敷設等は、ホース延長回収車(台数 4(予備 1))(核燃料			
		物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち「4.2 燃料プール代			
		替注水系」の設備を原子炉格納施設のうち「3.3.7 原子			
		炉格納容器フィルタベント系」の設備として兼用)により			
		行う設計とする。			
		原子炉格納容器フィルタベント系の流路として、設計基			
		準対象施設である原子炉格納容器を重大事故等対処設備			
		として使用することから、流路に係る機能について重大事			
		故等対処設備としての設計を行う。			
		3.5.1 原子炉格納容器フィルタベント系			
		(1) 系統構成			
		<中略>			
		原子炉格納容器フィルタベント系に使用するホースの			
		敷設等は、ホース延長回収車(台数 4 (予備 1)) (核燃料)			
		物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち「4.2 燃料プール代			
		特注水系」の設備を原子炉格納施設のうち「3.5.1 原子			

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備	考
		炉格納容器フィルタベント系」の設備として兼用)により			
		行う設計とする。			
		原子炉格納容器フィルタベント系の流路として,設計基			
		準対象施設である原子炉格納容器を重大事故等対処設備			
		として使用することから、流路に係る機能について重大事			
		故等対処設備としての設計を行う。			
		【放射線管理施設】(基本設計方針)			
		2.3 生体遮蔽装置等			
		<中略>			
原子炉格納容器フィルタベント系のフィルタ装置等は,	原子炉格納容器フィルタベント系のフィルタ装置等は、	原子炉格納容器フィルタベント系のフィルタ装置等は,			
原子炉建屋原子炉棟内に設置することにより,フィルタ装	原子炉棟内に設置することにより,フィルタ装置等の周囲	原子炉建屋原子炉棟内に設置することにより,フィルタ装			
置等の周囲には遮蔽壁が設置されることから原子炉格納	には遮蔽壁が設置されることから原子炉格納容器フィル	置等の周囲には遮蔽壁が設置されることから原子炉格納			
容器フィルタベント系の使用時に本系統内に蓄積される	タベント系の使用時に本系統内に蓄積される放射性物質	容器フィルタベント系の使用時に本系統内に蓄積される			
放射性物質から放出される放射線から作業員を防護する	から放出される放射線から作業員を防護する設計とする。	放射性物質から放出される放射線から作業員を防護する			
設計とする。	<中略>	設計とする。_			
		<中略>			
	9.3.2.1 多様性,位置的分散	【原子炉格納施設】(基本設計方針)			
	基本方針については,「1.1.7.1 多様性,位置的分散,	3.5.1 原子炉格納容器フィルタベント系			
	悪影響防止等」に示す。	(2) 多重性又は多様性及び独立性,位置的分散			
代替循環冷却系及び原子炉格納容器フィルタベント系	代替循環冷却系及び原子炉格納容器フィルタベント系	代替循環冷却系及び原子炉格納容器フィルタベント系			
は, 共通要因によって同時に機能を損なわないよう, 原理	は、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、原理	は,共通要因によって同時に機能を損なわないよう,原理			
の異なる冷却及び原子炉格納容器内の減圧手段を用いる	の異なる冷却及び原子炉格納容器内の減圧手段を用いる	の異なる冷却手段及び原子炉格納容器内の減圧手段を用			
ことで多様性を有する設計とする。_	ことで多様性を有する設計とする。	いることで多様性を有する設計とする。			
代替循環冷却系は、非常用交流電源設備に対して多様性	代替循環冷却系は,非常用交流電源設備に対して多様性	代替循環冷却系は、非常用交流電源設備に対して多様性			
を有する常設代替交流電源設備からの給電により駆動で	を有する常設代替交流電源設備からの給電により駆動で	を有する常設代替交流電源設備からの給電により駆動で			
きる設計とする。また、原子炉格納容器フィルタベント系	きる設計とする。また、原子炉格納容器フィルタベント系	きる設計とする。また,原子炉格納容器フィルタベント系			
は、非常用交流電源設備に対して多様性を有する所内常設	は、非常用交流電源設備に対して多様性を有する所内常設	は、非常用交流電源設備に対して多様性を有する常設代替			
蓄電式直流電源設備,常設代替直流電源設備又は可搬型代	蓄電式直流電源設備,常設代替直流電源設備又は可搬型代	交流電源設備,可搬型代替交流電源設備,所内常設蓄電式			
替直流電源設備からの給電により駆動できる設計とする。	替直流電源設備からの給電により駆動できる設計とする。	直流電源設備,常設代替直流電源設備又は可搬型代替直流			
原子炉格納容器フィルタベント系は、人力により排出経	原子炉格納容器フィルタベント系は,人力により排出経	電源設備からの給電により駆動できる設計とする。			
路に設置される隔離弁を操作できる設計とすることで、代	路に設置される隔離弁を操作できる設計とすることで、代	原子炉格納容器フィルタベント系は,人力により排出経			
替循環冷却系に対して駆動源の多様性を有する設計とす	替循環冷却系に対して駆動源の多様性を有する設計とす	路に設置される隔離弁を操作できる設計とすることで、代			
<u>る。</u>	<u>る。</u>	替循環冷却系に対して駆動源の多様性を有する設計とす			
		<u>る。</u>			

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
		<中略>		
		3.2.4 代替循環冷却系		
		(2) 多重性又は多様性及び独立性,位置的分散		
		<u>代替循環冷却系及び原子炉格納容器フィルタベント系</u>		
		は、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、原理		
		の異なる冷却手段及び原子炉格納容器内の減圧手段を用		
		いることで多様性を有する設計とする。		
		代替循環冷却系は、非常用交流電源設備に対して多様性		
		を有する常設代替交流電源設備からの給電により駆動で		
		きる設計とする。また,原子炉格納容器フィルタベント系		
		は、非常用交流電源設備に対して多様性を有する常設代替		
		交流電源設備,可搬型代替交流電源設備, <u>所内常設蓄電式</u>		
		直流電源設備,常設代替直流電源設備又は可搬型代替直流		
		電源設備からの給電により駆動できる設計とする。原子炉		
		格納容器フィルタベント系は,人力により排出経路に設置		
		される隔離弁を操作できる設計とすることで、代替循環冷		
		却系に対して駆動源の多様性を有する設計とする。		
代替循環冷却系に使用する原子炉補機代替冷却水系の	代替循環冷却系に使用する原子炉補機代替冷却水系の	代替循環冷却系に使用する原子炉補機代替冷却水系熱		
熱交換器ユニット及び大容量送水ポンプ (タイプ I) は,	熱交換器ユニット及び大容量送水ポンプ (タイプ I) は,	交換器ユニット及び大容量送水ポンプ (タイプ I) は,原		
原子炉建屋から離れた屋外に分散して保管することで、原	原子炉建屋から離れた屋外に分散して保管することで、原	子炉建屋から離れた屋外に分散して保管することで、原子		
子炉建屋内の原子炉格納容器フィルタベント系と共通要	子炉建屋内の原子炉格納容器フィルタベント系と共通要	炉建屋内の原子炉格納容器フィルタベント系と共通要因		
因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図	因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図	によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る		
<u>る</u> 設計とする。	る設計とする。_	設計とする。		
		原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニットの接続口は,		
きなくなることを防止するため、互いに異なる複数箇所に	きなくなることを防止するため、互いに異なる複数箇所に	共通要因によって接続できなくなることを防止するため,		
設置し,かつ原子炉格納容器フィルタベント系と異なる区	設置し、かつ原子炉格納容器フィルタベント系と異なる区	互いに異なる複数箇所に設置し、かつ原子炉格納容器フィ		
画に設置する設計とする。	画に設置する設計とする。	ルタベント系と異なる区画に設置する設計とする。		
		<中略>		
		3.5.1 原子炉格納容器フィルタベント系		
		(2) 多重性又は多様性及び独立性,位置的分散		
		<中略>		
 代替循環冷却系の代替循環冷却ポンプは原子炉建屋付	代替循環冷却系の代替循環冷却ポンプは原子炉建屋付	代替循環冷却系の代替循環冷却ポンプは原子炉建屋付		
	属棟内に、残留熱除去系熱交換器及びサプレッションチェ	属棟内に、残留熱除去系熱交換器及びサプレッションチェ		

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
ンバは原子炉建屋原子炉棟内に設置し,原子炉格納容器フ	ンバは原子炉棟内に設置し、原子炉格納容器フィルタベン	ンバは原子炉建屋原子炉棟内に設置し、原子炉格納容器フ		
ィルタベント系のフィルタ装置及びフィルタ装置出口側	ト系のフィルタ装置及びフィルタ装置出口側圧力開放板	イルタベント系のフィルタ装置及びフィルタ装置出口側		
圧力開放板は原子炉建屋原子炉棟内の代替循環冷却系と	は原子炉棟内の代替循環冷却系と異なる区画に設置する	ラプチャディスクは原子炉建屋原子炉棟内の代替循環冷		
異なる区画に設置することで共通要因によって同時に機	ことで共通要因によって同時に機能を損なわないよう位	却系と異なる区画に設置することで共通要因によって同		
能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。	置的分散を図る設計とする。	時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。		
代替循環冷却系と原子炉格納容器フィルタベント系は,	代替循環冷却系と原子炉格納容器フィルタベント系は,	代替循環冷却系と原子炉格納容器フィルタベント系は,		
共通要因によって同時に機能を損なわないよう, 流路を分	<u>共通要因によって同時に機能を損なわないよう,流路を分</u>	<u>共通要因によって同時に機能を損なわないよう,流路を分</u>		
離することで独立性を有する設計とする。	離することで独立性を有する設計とする。	離することで独立性を有する設計とする。		
これらの多様性及び流路の独立性並びに位置的分散に	これらの多様性及び流路の独立性並びに位置的分散に	これらの多様性及び流路の独立性並びに位置的分散に		
よって,代替循環冷却系と原子炉格納容器フィルタベント	よって、代替循環冷却系と原子炉格納容器フィルタベント	よって、代替循環冷却系と原子炉格納容器フィルタベント		
系は,互いに重大事故等対処設備として,可能な限りの独	<u>系は、互いに重大事故等対処設備として、可能な限りの独</u>	系は、互いに重大事故等対処設備として、可能な限りの独		
立性を有する設計とする。	立性を有する設計とする。	立性を有する設計とする。		
		3.2.4 代替循環冷却系		
		(2) 多重性又は多様性及び独立性,位置的分散		
		〈中略〉		
		代替循環冷却系の代替循環冷却ポンプは原子炉建屋付		
		属棟内に、残留熱除去系熱交換器及びサプレッションチェ		
		ンバは原子炉建屋原子炉棟内に設置し、原子炉格納容器フ		
		ィルタベント系のフィルタ装置及びフィルタ装置出口側		
		ラプチャディスクは原子炉建屋原子炉棟内の代替循環冷		
		却系と異なる区画に設置することで共通要因によって同		
		時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。		
		離することで独立性を有する設計とする。		
		これらの多様性及び流路の独立性並びに位置的分散に		
		よって、代替循環冷却系と原子炉格納容器フィルタベント		
		系は、互いに重大事故等対処設備として、可能な限りの独		
		立性を有する設計とする。		
		<中略>		
		【原子炉格納施設】(基本設計方針)		
		3.2.4 代替循環冷却系		
		(1) 系統構成		

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備	考
		<中略>			<u> </u>
		原子炉格納容器安全設備のうち,サプレッションチェン			
		バのプール水を水源として原子炉格納容器除熱のために			
		運転するポンプは、原子炉格納容器内の圧力及び温度並び			
		に、原子炉冷却材中の異物の影響について「非常用炉心冷			
		却設備又は格納容器熱除去設備に係るろ過装置の性能評			
		価等について(内規)」(平成20・02・12原院第5号(平			
		成20年2月27日原子力安全・保安院制定))によるろ過装			
		置の性能評価により、重大事故等時に想定される最も小さ			
		い有効吸込水頭においても、正常に機能する能力を有する			
		設計とする。			
電源設備の多様性,位置的分散については,「ヌ(2)(iv)	電源設備の多様性、位置的分散については、「10.2 代		設置変更許可申請書(本		
代替電源設備」に記載する。	替電源設備」に記載する。		文(五号))「ヌ(2)(iv)		
			代替電源設備」に示す。		

設置変更許可申請書(本文(五号)) 設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項 設計及び工事の計画 該当事項 整合性 備 考 「常設重大事故等対処設備] 第 9.3-1 表 原子炉格納容器の過圧破損を防止するため 【原子炉格納施設】 (要目表) 7.3 圧力低減設備その他の安全設備 の設備の主要機器仕様 (6) 原子炉格納容器安全設備 d. 代替循環冷却系 代替循環冷却系 (1) 代替循環冷却系 代替循環冷却ポンプ a. 代替循環冷却ポンプ 代替循環冷却ポンプ*1 ターボ形 リ(3)(ii)b.-⑩ (「ホ(3)(ii)b. (c) 原子炉冷却材圧力 兼用する設備は以下のとおり。 以上*2(150*3) m³/h/個 以上*2(80*3) バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設 ・原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷 (吸込側) 1.37*2 (吐出側) 3.73*2 MPa 備」及び「リ(3)(ii)c. 原子炉格納容器下部の溶融炉 却するための設備 リ(3)(ii)b.-① 186*2 心を冷却するための設備」と兼用) ・原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備 mm 出 内 径 mm リ(3)(ii)b.-⑪台数 <u>1</u> 台 数 1 (107.5*3 mm 約 150m³/h 容量 約 150m³/h 容量 mm 1174*31380*3 mm リ(3)(ii)b.-②全揚程 約80m 全揚程 約80m 1500*3 mm ∜(3) (ii) b. −(11) (本文十号) ・設置変更許可申請書(本文十号)では、代替循環冷 溢水防護上の RW-B3F-1 代替循環冷却系の循環流量 却ポンプの容量に対して,代替循環冷却系の循環流量 床上 0.24m 以上 を同量に設定しており整合している。 誘導電動機 全体で 150m³/h kW/個 そのため, 設計及び工事の計画で使用している代替循 • 記載箇所 (2) (ii) c. (a) (a-1) (a-1-8) 環冷却ポンプの容量は、設置変更許可申請書(本文十 : 原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備 (代替循環冷却 系) 及び圧力低減設備その他の安全設備の原子炉格納容器安全設備(原子炉格納容器 号)で使用している解析条件に包絡される。 (2) (ii) c. (b) (b-12) 下部注水系)と兼用。 *2: 重大事故等時における使用時の値。 リ(3)(ii)b.-10 *3 : 公称値を示す。 整合性 ・設計及び工事の計画の [/(3)(ii)b.-⑩は、設置変更許可申請書(本文(五号))の [/(3)(ii)b.-⑩と同義であり 整合している。 ・設計及び工事の計画の [/(3)(ii)b.-① は、設置変更許可申請書(本文(五号))の [/(3)(ii)b.-① と同義であり 整合している。 ・設計及び工事の計画の [/(3)(ii)b.-⑫は、設置変更許可申請書(本文(五号))の [/(3)(ii)b.-⑫と同義であり 整合している。

設置変更許可申請書(本文(五号)) 設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項 設計及び工事の計画 該当事項 整合性 考 備 残留熱除去系熱交換器 b. 残留熱除去系熱交換器 【原子炉冷却系統施設(蒸気タービンを除く。)】 ||(3)(ii)b.-13|(「ホ(4)(i) 残留熱除去系」,「ホ 兼用する設備は以下のとおり。 (要目表) (3)(ii)b.(c) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に • 残留熱除去系 3.5 残留熱除去設備 3.5.1 残留熱除去系 (2) 熱交換器 (常設 発電用原子炉を冷却するための設備」及び「リ(3)(ii) ・原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷 変更前 养留额险+多额亦施器(A)*1 移樹執鈴去系執交換裝(R)* 郑初频除去系数交换器(A)*2 残留熱除去系熱交換器(R)* c. 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設 却するための設備 横置U字管式 容量(設計熱交換量) 以上*4(8.84*5,*6) 備」と兼用) ・原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備 MW/(B) J (3) (ii) b. −Ū5 管 最 高 使 用 圧 力 MPa最 高 使 用 温 度 ℃ 3, 73** 186 リ(3)(ii)b.-④基数 1 基 数 1 1.18*6 70 リ(3)(ii)b.-⑤伝熱容量 約8.8MW 伝熱容量 約8.8MW titi 積 m²/個 <中略> *9(25, 0*5) *9(27, 0*5) 胴 板 厚 さ*8 mm 鏡 板 厚 さ*10 (鏡板の内面における長径) 325.0*5.*9 館板の形状に係る寸法 (競板の内面における短径の2分の1) 管台外径 (水宝入口) 425, 4*5, *9 変更なし *9(46, 0*5, *9) 管台厚さ(水室入口) 管台外径 (水室出口) 425, 4*5, *9 *9 (46, 0*5, *9) 管台厚さ (水室出口) 170. 0*9 (175. 0*4. *5) 径*11: mm 1300*5 胸 *9(15, 0*5) 胴 板 厚 さ*12 *9(15.0*5) (鏡板の内面における長径) 325.0*5.*9 鏡板の形状に係る寸法 (競板の内面における短径の2分の1 整合性 管台厚さ (胴体入口) **(11, 1*5, *8) mm 355, 6*5, *9 管台外径 (胴体出口) ・設計及び工事の計画の『(3)(ii)b.-⑬は、設置変更許可申請書(本文(五号))の『(3)(ii)b.-⑬と同義であ 管台厚さ(胴体出口) *9(11, 1*5, *9) り整合している。 (前買からの続き) 変更前 ・設計及び工事の計画のリ(3)(ii)b.-(4a)及びリ(3)(ii)b.-(4b)は、代替循環冷却系において、残留熱除去系熱交 *9(166, 0*5) 板厚き *6 主要伝熱管外径 換器(A)を使用することを記載しており、設置変更許可申請書(本文(五号))の「(3)(ii)b.-44の「1」と 伝 熟 管 厚 き mm 同義であり整合している。 SGV49 SGV49 板 ・設計及び工事の計画のリ(3)(ii)b.-⑤は、設置変更許可申請書(本文(五号))のリ(3)(ii)b.-⑥を詳細に記 SFVC2B* 胴側競 SGV49 変更なし 板 SGV49 載しており整合している。 SGV49 管 SUS316LTB ∜(3) (ii) b. -�a 条 統 名 (ライン名) 残留熟除去系熟交换器(B) 残留熱除去系熱交換器(A) 100 床 原子炉建屋 原子炉建屋 所溢水防護上の区画番号 溢水防護上の配慮が必要な高さ | 個本の原工の心態が必要にある 注記*1:記載の適正化を行う。既工事計画書には「残留熱除土系熱交換器」と記載。 *2:非常用炉心布知技備その他原子が往木設備(代謝情報冷却系、残留熱除土系)及び原子が補機冷却設備(原子が補機代替冷却水系)並びに原子が格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備の原子が格納容器安全設備(原子が協対容器をの他の安全設備の原子が格納容器を全設備(原子が協対容器をの他の安全設備の原子が格納容器を会設備(原子が協対などのというとなど、原子が格納などのというとなど、原子が格納などのでは、 *3:非常用炉心冷和政権その他原子が往木設備(保留熱除土系)及び原子が補機合和政権(原子が補機代替冷却水系)並びに原子が格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備の原子が格納容器安全設備(残留熱除土系(格納容器メブレイ冷却モード),残留熱除土系(格納容器メブレイ冷却モード),残留熱除土系(作ブレッションブール水冷却モード))と兼用。 去条 (格納容器スプレイ冷却モード)、残留熱除去系 (サブレッションブール水冷却モード))と兼用。
*4 : 既工事計画書に記載がないため記載の道正化を行う。記載内容は、設計図書による。
*5 : 公料値を示す。
*6 : S 1 単位に換算したものである。
*7 : 記載の適正化を行う。既工事計画書には「水窓内容」と記載。
*8 : 記載の適正化を行う。既工事計画書には「水窓内容」と記載。
*9 : 既工事計画書に認載がないため。記載の適正化を行う。既工事計画書には「水窓内容」と記載。
*11 : 記載の適正化を行う。既工事計画書には「水窓内容」と記載。
*12 : 記載の適正化を行う。既工事計画書には「水窓板厚き」と記載。
*13 : 記載の適正化を行う。既工事計画書には「塚原本版厚き」と記載。
*14 : 記載の適正化を行う。既工事計画書には「塚原本版厚き」と記載。
*15 : 記載の適正化を行う。既工事計画書には「塚原本版厚き」と記載。
*16 : 記載の適正化を行う。既工事計画書には「塚原本版厚き」と記載。
*17 : 記載の適正化を行う。既工事計画書には「塚原本版厚き」と記載。
*18 : 記載の適正化を行う。既工事計画書には「塚原本版字」と記載。
*19 : 記載の適正化を行う。既工事計画書には「塚原本版字」と記載。

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
		【原子炉格納施設】(要目表)	·	
		d. 代替循環冷却系 <u> </u>		
		変更前 変更後		
		名 称 一 残留熟除去系熱交換器 (A) * 3. 原子炉冷却系統施設 10. (a) (ii) (iii)		
		3.5 残留熱除去設備 3.5.1 残留熱除去系		
		(2) 熱交換器 (常設) に記載する。		
		注記*:本設備は、既在の原子炉合担系統施設のうち残留熱除去設備。(残留熱除去系 あり、圧力低減設備その他の安全設備の原子炉格納容器安全設備。(代替循環 系)として本工事計画で兼用とする。	<u>)_で.</u> 冷却	
		系 <u>)として本工事計画で兼用とする。</u> リ(3)(ii)b①		
		/ (o) (11 / o) (12 / o)		

設置変更許可申請書(本文(五号)) 設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項 設計及び工事の計画 該当事項 整合性 備 考 原子炉格納容器フィルタベント系 (2) 原子炉格納容器フィルタベント系 【原子炉格納施設】 (要目表) フィルタ装置 a. <u>フ</u>ィルタ装置 7.3 圧力低減設備その他の安全設備 (9) 圧力逃がし装置 リ(3)(ii)b.-⑥ (「ホ(4)(v) 最終ヒートシンクへ熱を 設計及び工事の計画の 兼用する設備は以下のとおり。 a. 原子炉格納容器フィルタベント系 リ(3)(ii)b.-16は,設置 輸送するための設備」及び「リ(3)(ii)d.水素爆発に ・最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備 変 更 後 フィルタ装置*1.*2 変更許可申請書(本文 よる原子炉格納容器の破損を防止するための設備」と兼 ・水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための バ溶液、金属繊維フィル 及び放射性よう素ブイルタ (五号))の「(3)(ii)b. 用) 設備 粒子状放射性物質 99.9 以上 無機よう素 99.8以上 -16と同義であり整合 個数 3 個 数 3 2550*4 系統設計流量 約10.0kg/s 系統設計流量 約10.0kg/s している。 リ(3)(ii)b. −(17) (25, 0*4) 鏡 板 厚 さ (30, 0*1) ∜(3) (ii) b. −①7 (鏡板の内面における長径) 99.9%以上(粒子状放射性物質 放射性物質除去効率 99.9%以上(粒子状放射性物質 放射性物質除去効率 設計及び工事の計画の 鏡板の形状に保る寸法 (鏡板の内面における短径の2分の1) に対して) に対して) リ(3)(ii)b.-①は,設置 ガス入口) 216.3*4 99.8%以上 (無機よう素に対し 99.8%以上(無機よう素に対し 変更許可申請書(本文 (8, 2*4) # 2 7 11 (五号))のリ(3)(ii)b. 406, 4*4 て) て) (12, 7*4) 98 %以上(有機よう素に対し -⑰と同義であり整合 98%以上(有機よう素に対し 600 6*4 ンホール外径 て) て) している。 (17.5*4) ンホール厚さ ンホール平板厚さ (54, 0*4) 材 料 6200*4 (本文十号) スクラバ溶液 原子炉格納容器フィルタベント系等は、格納容器圧力 (pH13以上) 原子炉格納容器フィルタベント系 原子炉建屋 1000 0.427MPa[gage]における排出流量 10.0kg/s に対して, 0, P. 15, 00s 金属繊維フィルタ ステンレス鋼 原子炉格納容器第一隔離弁 (S/Cベント用出口隔離 放射性よう素フィルタ 銀ゼオライト 弁)を全開にて格納容器除熱を実施する。 ご本1:原子炉合却系統施設のうち残留熟除去設備(原子炉格納容器フィルタベント系)及び 圧力低減設備その他の安全設備の放射性物質濃度制調設備及び可燃性ガス濃度制調設 備並びに格納容器再循環設備(原子炉格納容器フィルタベント系)と兼用。 本2:本設備は、容器として使用するフィルタ装置と同一機器である。 • 記載箇所 ・設置変更許可申請書(本文十号)で使用している原 *3:重大事故等時における使用時の値。 (2) (ii) b. (a) (a-9) 子炉格納容器フィルタベント系の排出流量は,設計及 (2) (ii) b. (d) (d-2) (d-2-10) リ(3)(ii)b. −16 び工事の計画で使用している原子炉格納容器フィルタ (2) (ii) b. (f) (f-8) ベント系 (フィルタ装置) の排出流量と整合しており、 設置変更許可申請書(本文十号)で使用している解析 (本文十号) 条件に包絡されている。 原子炉格納容器フィルタベント系 無機よう素の除染係数 500 ・設置変更許可申請書(本文十号)で使用している原 有機よう素の除染係数 50 子炉格納容器フィルタベント系の除染係数は、設計及 • 記載箇所 び工事の計画で使用している原子炉格納容器フィルタ (2) (ii) b. (f) (f-10-9) ベント系 (フィルタ装置) の効率 99.8%以上及び 98% 以上と整合しており、設置変更許可申請書(本文十号) で使用している解析条件に包絡されている。

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
		【原子炉格納施設】 (基本設計方針)		
(本文十号)	・設置変更許可申請書(本文十号)で使用している原	3.5.1 原子炉格納容器フィルタベント系		
原子炉格納容器フィルタベント系フィルタ装置による	 子炉格納容器フィルタベント系の除染係数は,設計及	(1) 系統構成		
粒子状放射性物質に対する除染係数は 1,000 とする。	び工事の計画で使用している原子炉格納容器フィルタ	原子炉格納容器フィルタベント系は、フィルタ装置(フ		
• 記載箇所	ベント系 (フィルタ装置) の効率 99.9%以上と整合し	イルタ容器,スクラバ溶液,金属繊維フィルタ,放射性よ		
ハ(2) (ii) c. (a) (a-2) (a-2-11) (a-2-11-5) (a-2-11-5	ており、設置変更許可申請書(本文十号)で使用して	う素フィルタ)、フィルタ装置出口側ラプチャディスク、		
-2)	いる解析条件に包絡されている。	配管・弁類、計測制御装置等で構成し、原子炉格納容器内		
,	(**3)	雰囲気ガスを原子炉格納容器調気系等を経由して、フィル		
(1.1.1.17)				
(本文十号)	・設置変更許可申請書(本文十号)における原子炉格	タ装置へ導き、放射性物質を低減させた後に原子炉建屋屋		
原子炉格納容器フィルタベント系を用いた場合の環境	納容器フィルタベント系の系統構成は、設計及び工事	上に設ける放出口から排出(<u>系統設計流量10.0kg/s</u> (1Pd		
中への総放出量の評価においては、原子炉内に内蔵さ	の計画の原子炉格納容器フィルタベント系の系統構成	において))することで、排気中に含まれる放射性物質の		
れている核分裂生成物が事象進展に応じた割合で、格	と整合しており、設置変更許可申請書(本文十号)で	環境への放出量を低減しつつ、原子炉格納容器内の圧力及		
納容器内に放出され、サプレッションチェンバ又はド	使用している解析条件に包絡されている。	び温度を低下できる設計とする。		
ライウェルのベントラインを通じて原子炉格納容器フ		<中略>		
ィルタベント系フィルタ装置に至るものとする。原子				
炉格納容器フィルタベント系に到達した核分裂生成物				
は,原子炉格納容器フィルタベント系フィルタ装置に				
よって除去された後、原子炉格納容器フィルタベント				
系排気管から放出されるものとする。				
• 記載箇所				
ハ(2) (ii) c. (a) (a-2) (a-2-11) (a-2-11-2)				

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性		考
フィルタ装置出口側圧力開放板	b. フィルタ装置出口側圧力開放板	【原子炉格納施設】(要目表)	ш н н	VIII	
リ(3)(ii)b® (「ホ(4)(v) 最終ヒートシンクへ熱を	兼用する設備は以下のとおり。		設計及び工事の計画の		
輸送するための設備」及び「リ(3)(ii)d. 水素爆発に	・最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備	7.3 圧力低減設備その他の安全設備 (9) 圧力逃がし装置	リ(3)(ii)b®は,設置		
よる原子炉格納容器の破損を防止するための設備」と兼	・水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための	a. 原子炉格納容器フィルタベント系 圧力開放板	変更許可申請書(本文		
		変更前 変 更 後	(五号))の『(3)(ii)b.		
<u>用)</u>	設備 (B) */**	フィルタ装置出具側ラブチャディスク*1 設 定 破 製 圧 力 kPa 100	<u> </u>		
個数 1	<u>個数</u> <u>1</u>	主要寸法 呼 び 径 ー 500A 材 料 デ ィ ス ク ー SUS316L	- ⑱と同義であり整合		
<u>設定破裂圧力</u> <u>約 100kPa[gage]</u>	<u>設定破裂圧力</u> <u>約100kPa[gage]</u>	個 数 一 上	している。		
		亲 《 名			
		取 設 選 床 ― 原子が建屋 0.P.15.00m 付 選 水 防 選 上 の			
		が 本 防 渡 上 の ― 一 配 庫 が 必 要 な 高 さ ー			
		注記 *1 : 原子炉冷却系統施設のうち残留整除去設備(原子炉格納発器フィルタベント系)及びE 力低減設備その他の安全設備の放射性物質濃度制和設備及び可使性ガス適度制御設備			
		並びに移納容器再務機設備 (原子炉移納容器フォルタベント系) 上兼用。			
		ÿ(3)(ii)b.−®			
		【原子炉格納施設】 (基本設計方針)			
		3.5.1 原子炉格納容器フィルタベント系			
		(1) 系統構成			
		<中略>			
遠隔手動弁操作設備	c. 遠隔手動弁操作設備	原子炉格納容器フィルタベント系使用時の排出経路に			
リ(3)(ii)b⑩ (「ホ(4)(v) 最終ヒートシンクへ熱を	兼用する設備は以下のとおり。	設置される隔離弁は、遠隔手動弁操作設備(個数4) リ	設計及び工事の計画の		
輸送するための設備」と兼用)	・最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備	(3)(ii)b⑩ (原子炉冷却系統施設のうち「4.2 原子炉	リ(3)(ii)b19は,設置		
<u> </u>	個 数 4				
		原子炉格納施設のうち「3.3.7 原子炉格納容器フィルタ			
		ベント系」と兼用)によって人力により容易かつ確実に操	<u> </u>		
			している。		
		<中略>			
		1.14			

			±4 ∧ 1/1.	/++ - +y
設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
[可搬型重大事故等対処設備]	第9.3-1表 原子炉格納容器の過圧破損を防止するため	【原子炉冷却系統施設 (蒸気タービンを除く。)】		
	の設備の主要機器仕様	(要目表) [J(3)(ii)b20]		
原子炉補機代替冷却水系	(1) 代替循環冷却系	3.8 原子炉補機冷却設備		
熱交換器ユニット	c. 熱交換器ユニット	3.8.3 原子炉補機代替冷却水系 (2) 熟交換器 (可錄型)		
リ(3)(ii)b② (「ホ(4)(v) 最終ヒートシンクへ熱を	第5.10-1表 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための	変更前 変更後	「熱交換器ユニット」	
輸送するための設備」他と兼用)	設備の主要機器仕様に記載する。	名	は,設置変更許可申請書	
		種 類 — ブレート式 容量 (設計熟交換量) 類/台*1 □以上(20.0 **)	(本文(五号))におけ	
		1 1 - 1 1 - 1 1 - 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	る『(3)(ii)b②を設	
		談 最高使用压力** MPa 1.18	計及び工事の計画にお	
		海 最高使用圧力*1 MPa 1.20 水 側 最高使用温度*1 ℃ 50	ける「原子炉冷却系統施	
		側 最高使用温度*** ℃ 50 伝 熱 面 積 m²/台*** □以上(□ *²)	設」のうち「原子炉補機	
		佐 熟 板 幅 mm	冷却設備」に整理してお	
		伝 熟 板 高 さ nun 🔲 *:	り整合している。	
		要 側 板 厚 さ mm □(□*2)		
		·		
		車 両 全 長 mm 15915*5		
		車 両 全 幅 nan 2490*2 車 両 高 さ nan 3475*2		
		車 両 高 き mm 3475************************************		
		料 熟交換器伝熟板 一		
		個 数 — 6 (予備3) *5		
		車 両 個 数 — 2 (予備1) (次頁へ続く)		
		SACRAT TRACE OF		
		(前頁からの続き) 変 更 前 変 更 後		
		保管場所:		
		 第1保管エリア 屋外 0.P.約62m 第3保管エリア 屋外 0.P.約14.8m 第4保管エリア 屋外 0.P.約62m 		
		予備を含めた3台を上記3箇所のうち		
		第1保管エリアに1台, 第3保管エリ アに1台及び第4保管エリアに1台保		
		取 付 箇 所 一 一 管する。 取付箇所:		
		(*屋外 0, P, 約 14.8m 原子炉建屋北侧) 付近		
		・屋外 0. P. 約 14. 8m 原子炉建屋西側 付近		
		注記*1 : 車両1台あたりの容量を示す。 *2 : 公称値を示す。		
		*3 : 重大事故等時における使用時の値。 *4 : 車両 1 台あたりの伝熱面積を示す。 *5 : 車両 1 分かりの伝熱面積を示す。		
		*5:車両1台につき3個設置する。	i l	

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
双直发更計判甲語音(本义(五方))	双直发更計判申請者 (條刊 者類八) 該 3 事項	(3) ボンブ (可繁型) (3) ボンブ (可繁型) (4) 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東	登行性	

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項 整 合 性 備	考
大容量送水ポンプ (タイプ I)	d. 大容量送水ポンプ (タイプ I)	【核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設】 (要目表)	
リ(3)(ii)b ② (「ニ(3)(ii) 使用済燃料プールの冷却	第4.3-1表 使用済燃料プールの冷却等のための設備	2.4 使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備 設計及び工事の計画の	
等のための設備」他と兼用)	の主要機器仕様に記載する。	2.4.2 燃料ブール代替注水系 (2) ポンプ (可搬型) (3) (ii) b② は, 設置	
		変更前 変更後 変更許可申請書(本文 名 株 大容量送水ポンプ (タイプ1) *1	
		A	
		2 量*2 m³/h/個 114以上*3 126以上*6 119以上*5 119以上*5 119以上*7 1200以上*7 1200以上*9 88以上*10 (1440*11)	
		42.1以上*3 116.1以上*4 21.6以上*5 117.8以上*6 30.8以上*7 94.8以上*7 95.8以上*9 95.以上*10 (122**11)	
		ポ 最 高 使 用 圧 力*2 MPa	
		→ 最高使用温度*2 ℃ 50	
		9 込口径mm 300****	
		吐 出 口 径 mm 250*11 た て mm 1050*11	
		主 要 横 mm 1280***1	
		子 法 高 さ mm 525**11	
		車 両 全 長 mm 12750*11	
		車 両 全 幅 mm 2495*11 車 両 高 さ mm 3510*11	
		Man	
		個 数 — 4 (予備 1)	
		保管場所:	
		取 付 箇 所 — ・第1保管エリア 屋外 0. P. 約 62m ・第2保管エリア 屋外 0. P. 約 62m ・第3保管エリア 屋外 0. P. 約 14. 8m	
		(次頁~続く)	

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	
原子炉格納容器フィルタベント系	(2) 原子炉格納容器フィルタベント系	【原子炉格納施設】(要目表)		
可搬型窒素ガス供給装置	d. 可搬型窒素ガス供給装置			
(3)(ii)b② (「リ(3)(ii)d. 水素爆発による原子炉格	第9.5-1表 水素爆発による原子炉格納容器の破損を	7.3 圧力低減設備その他の安全設備 (7) 放射性物質濃度制御設備及び可燃性ガス濃度制御設備並びに格納容器再循環系	設計及び工事の計画の	
		 可搬型窒素ガス供給系 圧縮機(可搬型) 		
納容器の破損を防止するための設備」他と兼用)	防止するための設備の主要機器仕様に記載する。	変更前 変更後	リ(3)(ii)b ②は,設	
		名 一 「	置変更許可申請書(本文	
		© 編★2 m³/h/個 C(b (220 *3)	(五号))の『(3)(ii)b.	
		性 出 圧 カ*? kPa 以上 (427*3)	- ②と同義であり整合	
		た て mm 1200 *3	している。	
		主 横 mm 2000 * 3 要高 き mm 1800 * 3		
		庄 寸 車 両 全 長 un 16070*1		
		接車両全幅 mm 2495 **3 車両高さ mm 3781 **3		
		機 個 数 — 1 (予備1)		
		保管場所: ・第1保管エリア 屋外 0,P,約62 m ・第4保管エリア 屋外 0,P,約62 m		
		取 付 箇 所 — 予備を含めた 2 個を第 1 保管エリアに 1 個及び第 4 保管エリアに 1 個保管する。		
		取付箇所: [•屋外 0.P.約 14.8m原子炉建屋付近]		
		棟 類 一 誘導電動機		
		動 個 数 一 1 (子備 1)		
		取 付 箇 所 一 圧縮機と同じ		
		注記*1 :原子庁資知系統施設のうち幾留熟隆去設備(原子炉格納空器フィルタペント 系)、並びに圧力低減設備その他の安全設備のうち放射性物質濃度制御設備及		
		び『燃性ガス濃度制御設備並びに終め容異再循環設備 (原子炉終め容異フィ ルタベント系)。及び圧力逃がし旋覆 (原子炉終約容器フィルタベント系) と		
		兼用。 *2 : 重大事故等時における使用時の値。 *3 : 公称値を示す。		
		本3: 公种胆 6 次 9 a		

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備	考
c. 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備	9.4 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備	【原子炉格納施設】(基本設計方針)			
	9.4.1 概要	3.2.2 原子炉格納容器下部注水系			
リ(3)(ii)c①炉心の著しい損傷が発生した場合におい	<u>炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納</u>	『(3)(ii)c①炉心の著しい損傷が発生した場合におい	設計及び工事の計画の		
て原子炉格納容器の破損を防止するため、溶融し、原子炉	容器の破損を防止するため、溶融し、原子炉格納容器の下	て原子炉格納容器の破損を防止するため、溶融し、原子炉	リ(3)(ii)c①は, 設置		
各納容器の下部に落下した炉心を冷却するために必要な	部に落下した炉心を冷却するために必要な重大事故等対	格納容器の下部に落下した炉心を冷却するために必要な	変更許可申請書(本文		
重大事故等対処設備を設置及び保管する。	処設備を設置及び保管する。	重大事故等対処設備として、原子炉格納容器下部注水系	(五号))の『(3)(ii)c.		
原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心を冷却するこ	原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心を冷却するこ	(常設) (復水移送ポンプ),原子炉格納容器下部注水系	-①と同義であり整合		
とで、溶融炉心・コンクリート相互作用(MCCI)を抑	とで、溶融炉心・コンクリート相互作用(MCCI)を抑	(常設) (代替循環冷却ポンプ)及び原子炉格納容器下部	している。		
制し、溶融炉心が原子炉格納容器バウンダリに接触するこ	制し、溶融炉心が原子炉格納容器バウンダリに接触するこ	注水系(可搬型)を設ける設計とする。			
とを防止する。	とを防止する。				
	原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備				
	の系統概要図を第9.4-1図から第9.4-12図に示す。				
	9.4.2 設計方針	3.2.2 原子炉格納容器下部注水系			
原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備	原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備	炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納			
のうち,炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉	のうち、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉	<u>容器の破損を防止</u> するため、溶融し、 <u>原子炉格納容器の下</u>			
格納容器の破損を防止できるよう,原子炉格納容器下部に	格納容器の破損を防止できるよう、原子炉格納容器下部に	部に落下した炉心を冷却するために必要な重大事故等対			
落下した溶融炉心の冷却を行うための設備として, 原子炉	落下した溶融炉心の冷却を行うための設備として, 原子炉	処設備として、原子炉格納容器下部注水系(常設)(復水			
格納容器下部注水系(常設)(復水移送ポンプ),原子炉格	格納容器下部注水系(常設)(復水移送ポンプ),原子炉格	移送ポンプ),原子炉格納容器下部注水系(常設)(代替			
納容器下部注水系(常設)(代替循環冷却ポンプ),原子炉	納容器下部注水系(常設)(代替循環冷却ポンプ),原子炉	循環冷却ポンプ)及び原子炉格納容器下部注水系(可搬型)			
格納容器下部注水系 (可搬型), 原子炉格納容器代替スプ	格納容器下部注水系 (可搬型), 原子炉格納容器代替スプ	<u>を設ける</u> 設計とする。			
レイ冷却系(常設),原子炉格納容器代替スプレイ冷却系	レイ冷却系 (常設), 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系				
(可搬型)及び代替循環冷却系を設ける。	(可搬型)及び代替循環冷却系を設ける。				
		3.2.3 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系			
		<中略>			
		炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納			
		容器の破損を防止するため、溶融し、原子炉格納容器の下			
		部に落下した炉心を冷却するために必要な重大事故等対			
		処設備として,原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)			
		及び原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)を設け			

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備	考
		3.2.4 代替循環冷却系			-
		<中略>			
		<u>炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納</u>			
		容器の破損を防止するため、溶融し、原子炉格納容器の下			
		部に落下した炉心を冷却するために必要な重大事故等対			
		処設備として、代替循環冷却系を設ける設計とする。			
(a) 原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却に用	(1) 原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却に用	3.2.2 原子炉格納容器下部注水系			
いる設備	いる設備	(1) 原子炉格納容器下部注水系(常設)(復水移送ポン			
(a-1) 原子炉格納容器下部注水系(常設)(復水移送ポン	a. 原子炉格納容器下部注水系(常設)(復水移送ポンプ)	プ)による原子炉格納容器下部への注水			
プ)による原子炉格納容器下部への注水	による原子炉格納容器下部への注水				
原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却を行う	原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却を行う	原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却を行う			
ための重大事故等対処設備として、原子炉格納容器下部注	ための重大事故等対処設備として,原子炉格納容器下部注	ための重大事故等対処設備として,原子炉格納容器下部注			
水系(常設)(復水移送ポンプ)は、復水移送ポンプによ	水系(常設)(復水移送ポンプ)を使用する。	水系(常設)(復水移送ポンプ)は、復水移送ポンプによ			
り,復水貯蔵タンクの水を補給水系等を経由して原子炉格	原子炉格納容器下部注水系(常設)(復水移送ポンプ)	り、復水貯蔵タンクの水を補給水系配管等を経由して原子			
納容器下部へ注水し、溶融炉心が落下するまでに原子炉格	は、復水移送ポンプ、配管・弁類、計測制御装置等で構成	炉格納容器下部へ注水し、溶融炉心が落下するまでに原子			
納容器下部にあらかじめ十分な水位を確保するとともに,	し、復水移送ポンプにより、復水貯蔵タンクの水を補給水	<u>炉格納容器下部にあらかじめ十分な水位を確保するとと</u>			
落下した溶融炉心を冷却できる設計とする。	系等を経由して原子炉格納容器下部へ注水し、溶融炉心が	もに、落下した溶融炉心を冷却できる設計とする。			
	落下するまでに原子炉格納容器下部にあらかじめ十分な				
	水位を確保するとともに、落下した溶融炉心を冷却できる				
	設計とする。				
原子炉格納容器下部注水系(常設)(復水移送ポンプ)	原子炉格納容器下部注水系(常設)(復水移送ポンプ)	原子炉格納容器下部注水系(常設)(復水移送ポンプ)			
は,非常用交流電源設備に加えて,代替所内電気設備を経	は、非常用交流電源設備に加えて、代替所内電気設備を経	は、非常用交流電源設備に加えて、代替所内電気設備を経			
由した常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設	由した常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設	由した常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設			
備からの給電が可能な設計とする。また、系統構成に必要	備からの給電が可能な設計とする。また、系統構成に必要	備からの給電が可能な設計とする。また,系統構成に必要			
な電動弁(直流)は、所内常設蓄電式直流電源設備からの	な電動弁(直流)は、所内常設蓄電式直流電源設備からの	な電動弁(直流)は、所内常設蓄電式直流電源設備からの			
<u>給電が可能な設計とする。</u>	<u>給電が可能な設計とする。</u>	<u>給電が可能な設計とする。</u>			
		原子炉格納容器下部注水系(常設)(復水移送ポンプ)			
		の流路として、設計基準対象施設である原子炉格納容器を			
		重大事故等対処設備として使用することから、流路に係る			
		機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。			
		原子炉格納容器安全設備のうち、復水貯蔵タンクを水源			
		として原子炉格納容器冷却のために運転するポンプは、復			
		水貯蔵タンクの圧力及び温度により、想定される最も小さ			
		い有効吸込水頭においても、正常に機能する能力を有する			

			the A total		La
設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備	考
		設計とする。			
(-0) 百乙烷物 如家咒丁如汁业 (/ / / / / / / / / / / / / / / / / /	b. 原子炉格納容器下部注水系(常設)(代替循環冷却ポ	200 百乙烷换纳索明下如冷水泵			
(a-2) 原子炉格納容器下部注水系(常設)(代替循環冷却					
ポンプ)による原子炉格納容器下部への注水	ンプ)による原子炉格納容器下部への注水	(2) 原子炉格納容器下部注水系(常設)(代替循環冷却			
「フに牧 研究 明 て如) 技工] も次頭に > の 次 切 た (なる)	「フに投いの甲丁切りをすて」と次頭にとの込むた(に)	ポンプ)による原子炉格納容器下部への注水			
原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却を行う	原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却を行う	原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却を行う			
ための重大事故等対処設備として、原子炉格納容器下部注	ための重大事故等対処設備として、原子炉格納容器下部注				
水系(常設)(代替循環冷却ポンプ)は、代替循環冷却ポ	水系(常設)(代替循環冷却ポンプ)を使用する。	水系(常設)(代替循環冷却ポンプ)は、代替循環冷却ポ			
ンプにより、サプレッションチェンバのプール水を残留熱	原子炉格納容器下部注水系(常設)(代替循環冷却ポン	ンプにより、サプレッションチェンバのプール水を残留熱			
除去系等を経由して原子炉格納容器下部へ注水し、溶融炉	プ)は、代替循環冷却ポンプ、配管・弁類、計測制御装置	除去系等を経由して原子炉格納容器下部へ注水し、溶融炉			
心が落下するまでに原子炉格納容器下部にあらかじめ十	等で構成し、代替循環冷却ポンプにより、サプレッション	心が落下するまでに原子炉格納容器下部にあらかじめ十			
分な水位を確保するとともに、落下した溶融炉心を冷却で	チェンバのプール水を残留熱除去系等を経由して原子炉	分な水位を確保するとともに、落下した溶融炉心を冷却で			
きる設計とする。	格納容器下部へ注水し、溶融炉心が落下するまでに原子炉	きる設計とする。			
	格納容器下部にあらかじめ十分な水位を確保するととも				
	に,落下した溶融炉心を冷却できる設計とする。				
原子炉格納容器下部注水系(常設)(代替循環冷却ポン	原子炉格納容器下部注水系(常設)(代替循環冷却ポン	原子炉格納容器下部注水系(常設)(代替循環冷却ポン			
プ)は、非常用交流電源設備に加えて、代替所内電気設備	プ)は、非常用交流電源設備に加えて、代替所内電気設備	プ)は、非常用交流電源設備に加えて、代替所内電気設備			
を経由した常設代替交流電源設備からの給電が可能な設	を経由した常設代替交流電源設備からの給電が可能な設	を経由した常設代替交流電源設備からの給電が可能な設			
<u>計とする。</u>	<u>計とする。</u>	<u>計とする。</u>			
		原子炉格納容器下部注水系(常設)(代替循環冷却ポン			
		プ) の流路として,設計基準対象施設である残留熱除去系			
		熱交換器及び原子炉格納容器を重大事故等対処設備とし			
		て使用することから,流路に係る機能について重大事故等			
		対処設備としての設計を行う。			
		原子炉格納容器安全設備のうち,サプレッションチェン			
		バのプール水を水源として原子炉格納容器除熱のために			
		運転するポンプは、原子炉格納容器内の圧力及び温度並び			
		に,原子炉冷却材中の異物の影響について「非常用炉心冷			
		却設備又は格納容器熱除去設備に係るろ過装置の性能評			
		価等について(内規)」(平成 20・02・12 原院第 5 号(平			
		成20年2月27日原子力安全・保安院制定))によるろ過			
		装置の性能評価により、重大事故等時に想定される最も小			
		さい有効吸込水頭においても,正常に機能する能力を有す			
		る設計とする。			

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備	考
(a-3) 原子炉格納容器下部注水系(可搬型)による原子	c. 原子炉格納容器下部注水系 (可搬型) による原子炉格	3.2.2 原子炉格納容器下部注水系			
炉格納容器下部への注水	納容器下部への注水	(3) 原子炉格納容器下部注水系 (可搬型) による原子炉			
		格納容器下部への注水			
原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却を行う	原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却を行う	原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却を行う	設計及び工事の計画の		
ための重大事故等対処設備として,原子炉格納容器下部注	ための重大事故等対処設備として、原子炉格納容器下部注	ための重大事故等対処設備として,原子炉格納容器下部注	J(3)(ii)c②は, 設置		
k系(可搬型)は,大容量送水ポンプ(タイプ I)により,	水系(可搬型)を使用する。	水系(可搬型)は,大容量送水ポンプ(タイプI)により,	変更許可申請書(本文		
弋替淡水源の水を♥(3)(ii)c②補給水系等を経由して原	原子炉格納容器下部注水系(可搬型)は,大容量送水ポ	代替淡水源の水をリ(3)(ii)c②あらかじめ敷設した補給	(五号)) の』(3) (ii) c.		
子炉格納容器下部へ注水し,落下した溶融炉心を冷却でき	ンプ (タイプ I), 配管・ホース・弁類, 計測制御装置等	水系配管を経由して原子炉格納容器下部へ注水し、落下し	-②と同義であり整合		
る設計とする。_	で構成し、 <u>大容量送水ポンプ(タイプ I)により、代替淡</u>	た溶融炉心を冷却できる設計とする。	している。		
	水源の水を補給水系等を経由して原子炉格納容器下部へ				
	注水し、落下した溶融炉心を冷却できる設計とする。				
原子炉格納容器下部注水系(可搬型)は、代替淡水源が	原子炉格納容器下部注水系(可搬型)は、代替淡水源が	原子炉格納容器下部注水系(可搬型)は、代替淡水源が			
古渇した場合において、重大事故等の収束に必要となる水	枯渇した場合において、重大事故等の収束に必要となる水	枯渇した場合において、重大事故等の収束に必要となる水			
の供給設備である大容量送水ポンプ(タイプI)により海	の供給設備である大容量送水ポンプ (タイプ I) により海	の供給設備である大容量送水ポンプ (タイプ I) により海			
を利用できる設計とする。	を利用できる設計とする。	を利用できる設計とする。			
原子炉格納容器下部注水系(可搬型)は、非常用交流電	原子炉格納容器下部注水系(可搬型)は,非常用交流電	原子炉格納容器下部注水系(可搬型)は,非常用交流電			
原設備に加えて、代替所内電気設備を経由した常設代替交	源設備に加えて、代替所内電気設備を経由した常設代替交	源設備に加えて代替所内電気設備を経由した常設代替交			
	流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可	流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可			
能な設計とする。また,大容量送水ポンプ (タイプ I) は,		能な設計とする。			
空冷式のディーゼルエンジンにより駆動できる設計とす	空冷式のディーゼルエンジンにより駆動できる設計とす	また,大容量送水ポンプ(タイプI)は,空冷式のディ			
ა	<u> </u>				
		原子炉格納容器下部注水系(可搬型)に使用するホース			
		の敷設等は、ホース延長回収車(台数 4 (予備 1)) (核燃			
		料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち「4.2 燃料プール			
		 代替注水系」の設備を原子炉格納施設のうち「3.2.2 原			
		│ │子炉格納容器下部注水系」の設備として兼用)により行う			
		設計とする。			
		原子炉格納容器下部注水系(可搬型)の流路として,設			
		計基準対象施設である原子炉格納容器を重大事故等対処			
		 設備として使用することから,流路に係る機能について重			
		大事故等対処設備としての設計を行う。			
		原子炉格納容器安全設備のうち,淡水貯水槽(No.1),			
		淡水貯水槽(No.2)又は海を水源として原子炉格納容器冷			
		却のために運転するポンプは、淡水貯水槽(No.1)、淡水			
		$+ \Delta \mu \nu J / C \alpha J (C) = 4 \Delta G + G + G + G + G + G + G + G + G + G$	l l		

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整 合 性	備考
成但友实計刊中胡音(<u>华</u> 文(五方))	双巨友关计可中语音(你的音短八) 吸引争伐	最も小さい有効吸込水頭においても、正常に機能する能力	金 日 住	加州
		を有する設計とする。		
		(を有りるpxol C y る)。		
 (a-4) 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)によ	d. 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)による原	3.2.3 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系		
る原子炉格納容器下部への注水	子炉格納容器下部への注水	(1) 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)による		
	J 79 14 77 44 1 47 32 14 27	代替格納容器スプレイ		
		〈中略〉		
原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却を行う	原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却を行う	原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却を行う		
ための重大事故等対処設備として、原子炉格納容器代替ス	ための重大事故等対処設備として、原子炉格納容器代替ス	ための重大事故等対処設備として、原子炉格納容器代替ス		
プレイ冷却系(常設)は、復水移送ポンプにより、復水貯	プレイ冷却系(常設)を使用する。	プレイ冷却系(常設)は、復水移送ポンプにより、復水貯		
蔵タンクの水を残留熱除去系等を経由して原子炉格納容	原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)は,復水移	蔵タンクの水を残留熱除去系配管等を経由して原子炉格		
器内のスプレイ管からドライウェル内にスプレイし、スプ	送ポンプ,配管・弁類,計測制御装置等で構成し,復水移	<u>納容器内の</u> ドライウェル <u>スプレイ管からドライウェル内</u>		
レイした水がドライウェル床面に溜まり、原子炉格納容器	送ポンプにより、復水貯蔵タンクの水を残留熱除去系等を	にスプレイし、スプレイした水がドライウェル床面に溜ま		
下部開口部を経由して原子炉格納容器下部へ流入するこ	経由して原子炉格納容器内のスプレイ管からドライウェ	り,原子炉格納容器下部開口部を経由して原子炉格納容器		
とで、溶融炉心が落下するまでに原子炉格納容器下部にあ	ル内にスプレイし、スプレイした水がドライウェル床面に	下部へ流入することで、溶融炉心が落下するまでに原子炉		
らかじめ十分な水位を確保するとともに、落下した溶融炉	溜まり、原子炉格納容器下部開口部を経由して原子炉格納	格納容器下部にあらかじめ十分な水位を確保するととも		
心を冷却できる設計とする。	容器下部へ流入することで、溶融炉心が落下するまでに原	に、落下した溶融炉心を冷却できる設計とする。		
	子炉格納容器下部にあらかじめ十分な水位を確保すると	<中略>		
	ともに、落下した溶融炉心を冷却できる設計とする。			
		原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)の流路とし		
		て、設計基準対象施設である原子炉格納容器を重大事故等		
		対処設備として使用することから、流路に係る機能につい		
		て重大事故等対処設備としての設計を行う。		
		原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)は,炉心の		
		著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するための		
		設備として兼用する設計とする。		
		 原子炉格納容器安全設備のうち,復水貯蔵タンクを水源		
		として原子炉格納容器冷却のために運転するポンプは、復		
		水貯蔵タンクの圧力及び温度により、想定される最も小さ		
		い有効吸込水頭においても、正常に機能する能力を有する		
		設計とする。		
		NATI ⊂ 7 '0'0		

本系統の詳細については、「9.2 原子炉格納容器内の企業を表現した。」 本系統の詳細については、「9.2 原子炉格納容器内の企業の企業の企業の企業の企業の企業の企業の企業の企業の企業の企業の企業の企業の	i)	
(a-5) 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)に よる原子炉格納容器で落下部への注水 「原子炉格納容器で落下部への注水 「原子炉格納容器で落下部への注水 「原子炉格納容器で落下部への注水 「原子炉格納容器で落下部への注水 「原子炉格納容器で落下部への注水 「原子炉格納容器で落下部への注水 「原子炉格納容器で落下部への注水 「原子炉格納容器で落下部への注水 「原子炉格納容器で落下がで落からできる設計とする。 」 「原子炉格納容器で落下がに落下した溶融炉心の冷却を行うたかの重大事体等対処設備として、原子炉格納容器で替入プレイ冷却系(可線型)による代替格納容器であた。 「原子炉格納容器で落たでます。」 「原子炉格納容器で落たでは、原子炉格納容器で替入プレイ冷却系(可線型)による代替格納容器では、下に落下した溶融炉心の冷却を行うための重大事体等対処設備として、原子炉格納容器で落ながでは、下に変した、原子炉格納容器である。「原子炉格納容器では、下に変した、原子炉格納容器では、下に変した、原子炉格納容器では、下に変した、原子炉格納容器では、下に変した、原子炉格納容器では、下に変した、原子が格納容器では、下に変した、原子が格納容器では、下に変した、原子が格納容器では、下に変した、原子が格納容器では、下に変した、アンレイを対して、原子が格納容器では、下に変した、アンレイを対して、原子が格納容器では、下に変した、アンレイを対し、アンレイを対し、アンレイを対し、アンレイを対し、アンレイでは、下に変した、アンレイを対して、アンレイと、アンレイに、アンレイに、アンレイと、アンレイに、アンレイと、アンレイと、アンレイと、アンレイと、アンレイと、アンレイと、アンレイと、アンレイと、アンレイと、アンレイと、アンレイと、アンレイと、アンレイと、アンレイと、アンレイと、アンレイと、アンレイを対し、アンレイに対し、アンレイを対し、アンレイに、	の	
(a-5) 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可轍型)による 成子炉格納容器で高への注水 (c. 原子炉格納容器で高への注水 (c. 原子炉格納容器で替スプレイ冷却系 (c. 原子炉格納容器で替スプレイ 今中略 > 原子炉格納容器で替スプレイ 人中略 > 原子炉格納容器で高に落下した溶融炉心の冷却を行うための重大事放等対処設備として、原子炉格納容器で高て著スプレイ冷却系(可搬型)は、大容量送水ボンブ(タイプ 1)により、代替液水源の水を残留熱除去系等を経由して原子炉格納容器で蓄大まり、原子炉格納容器で蓄スプレイ冷却系(可搬型)は、大容量送水ボンブ(タイプ 1)により、代替液水源の水を残留熱除去系等を経由して原子炉格納容器で構成し、大容量送水ボンブ(タイプ 1)により、代替液水源の水を残留熱除去系配管等を経由して原子炉格納容器で高用口部を経由して原子炉格納容器で高用口部を経由して原子炉格納容器で高用口部を経由して原子炉格納容器で高入することで、落下した溶融炉心を冷却できる設計とする。 「本本 2 原子炉格納容器で高大さんとで、落下した溶融炉心を冷却できる設計とする。」の子炉格納容器で高用口部を経由して原子炉格納容器で高入することで、落下した溶融炉心を冷却できる設計とする。 「本本 2 原子炉格納容器で高入することで、落下した溶融炉心を冷却できる設計とする。		
(a-5) 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可機型)による原子炉格納容器下部への注水 「原子炉格納容器下部への注水 「原子炉格納容器下部への注水 「原子炉格納容器下部への注水 「原子炉格納容器下部への注水 「原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却を行うための重大事放等対処設備として、原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却を行うための重大事放等対処設備として、原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却を行うための重大事放等対処設備として、原子炉格納容器で替えて、原子炉格納容器で替えて、原子炉格納容器で替えて、原子炉格納容器で替えて、原子炉格納容器で替えて、原子炉格納容器で替えて、原子炉格納容器で替えて、原子炉格納容器で替えて、原子炉格納容器で替えて、原子炉格納容器で替えて、原子炉格納容器で替えて、原子炉格納容器で替えて、原子炉格納容器で替えて、原子炉格納容器で替えて、原子炉格納容器で替えて、原子炉格納容器で替えて、原子炉格納容器で替えて、ための重大事故等対処設備として、原子炉格納容器で替えて、原子炉格納容器で替えて、原子炉格納容器で高に落下した溶融炉心の冷却を行うための重大事故等対します。大容量送水ボンブ(タイプ I)により、代替液水源の水を残留熱除去系配管等を経由して原子炉格納容器で構成し、大容量送水ボンブ(タイプ I)により、代替液水源の水を残留熱除去系配管等を経由して原子炉格納容器で構成し、大容量送水ボンブ(タイプ I)により、大学を関内のドライウェルスプレイ管からドライウェルスプレイでからドライウェルスプレイでからドライウェルスプレイでからドライウェルで構成し、大学を選供を指して原子が格納容器で構成し、大学を選供を選上で原子が格納容器である。 「香港内のスプレイを添加する冷却できる設計とする。」 「香港内のスプレイを添加する冷却できる設計とする。」 「香港内のスプレイに水がドライウェル床面に溜まり、原子炉格納容器で部へ流入することで、落下した溶融炉心を冷却できる設計とする。	12	
(a-5) 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)に よる原子炉格納容器下部への注水 「原子炉格納容器下部への注水 「原子炉格納容器下部、高下した溶離炉心の冷却を行うた。 ための重大事故等対処設備として、原子炉格納容器で替えている。 「原子炉格納容器で持て、プレイ治却系(可搬型)は、大容量送水ボンブ(タイプ I)により、代替淡水源の水を残留熱除去系等を経由して原子炉格納容器では、大容量送水ボンブ(タイプ I)により、代替淡水源の水を残留熱除去系配等多を経由して原子炉格納容器下部開口部を経由して原子炉格納容器下部開口部を経由して原子炉格納容器下部開口部を経由して原子炉格納容器下部開口部を経由して原子炉格納容器下部開口部を経由して原子炉格納容器下部開口部を経由して原子炉格納容器下部開口部を経由して原子炉格納容器下部開口部を経由して原子炉格納容器下部開口部を経由して原子炉格納容器下部開口部を経由して原子炉格納容器下部開口部を経由して原子炉格納容器下部開口部を経由して原子炉格納容器下部に入流入することで、落下した溶酸炉心を冷却できる設計とする。 「中略) 「できる設計とする。 「中略) 「できる設計とする。 「中略) 「できる設計とする。 「中略) 「できる設計とする。 「中略)		
よる原子炉格納容器下部への注水 原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却を行う ための重大事故等対処設備として、原子炉格納容器代替ス プレイ冷却系(可擬型)は、大容量送水ボンブ(タイプ I) により、代替淡水源の水を残留熱除去系等を経由して原子 炉格納容器内のスプレイ管からドライウェル内にスプレ イし、スプレイした水がドライウェル床面に溜まり、原子 炉格納容器下部に溜まり、原子 炉格納容器下部に溜まり、原子 が構成し、大容量送水ボンブ(タイプ I)により、代替淡水源の水を残留熱除去系等を経由して原子 炉格納容器下部間口部を経由して原子 が構成し、大容量送水ボンブ(タイプ I)により、大容量送水ボンブ(タイプ I)により、大容量送水ボの水を残留熱除去系を経由して原子炉格納容器下部内に双ブレイし、スプレイした水がドライウェル床面に溜まり、原子炉格納容器下部内に沿入することで、落下した溶融炉心を冷却できる設計とする。 マきる設計とする。 <中略> ことで、落下した溶融炉心を冷却できる設計とする。		
原子炉格納容器下部への注水 原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却を行うための重大事故等対処設備として、原子炉格納容器で部に落下した溶融炉心の冷却を行うための重大事故等対処設備として、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可練型)は、大容量送水ボンブ(タイプ I)により、代替淡水源の水を残留熱除去系等を経由して原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可練型)は、大容量送水ボンブ(タイプ I)により、代替淡水源の水を残留熱除去系等を経由して原子炉格納容器で構成し、大容量送水ボンブ(タイプ I)により、代替淡水源の水を残留熱除去系等を経由して原子炉格納容器で構成し、大容量送水ボンブ(タイプ I)により、代替淡水源の水を残留熱除去系でを経由して原子炉格納容器で構成し、大容量送水ボンブ(タイプ I)により、代替淡水源の水を残留熱除去系配管等を経由して原子炉格納容器で構成し、大容量送水ボンブ(タイプ I)により、代替淡水源の水を残留熱除去系配管等を経由して原子炉格納容器で開口部を経由して原子炉格納容器で開口部を経由して原子炉格納容器で部開口部を経由して原子炉格納容器で部の水を残留熱除去系等を経由して原子炉格納容器で部開口部を経由して原子炉格納容器で部の水を残留熱除去系等を経由して原子炉格納容器で部へ流入することで、落下した溶融炉心を冷却できる設計とする。 全部を表示した溶融炉心を冷却できる設計とする。 本語を表示に落下した溶融炉心を冷却できる設計とする。 本語を表示に落下した溶融炉心を冷却できる設計とする。 本語を表示に表示に表示した溶融炉心を冷却できる設計とする。 本語を表示に表示に表示した溶融炉心を冷却できる設計とする。 本語を表示に表示に表示した溶融炉心を冷却できる設計とする。 本語を表示に表示に表示した溶融炉心を冷却できる設計とする。 本語を表示に表示に表示した溶融炉心を冷却できる設計とする。 本語を表示に表示して原子炉格納容器で部へ流入することで、落下した溶融炉心を冷却できる設計とする。 本語を表示に表示して原子が表示を表示して原子が表示を表示して原子が表示と表示して原子が表示と表示に表示して原子が表示して原子が表示して原子が表示と表示して原子が表示して表示して原子が表示していていていていていていていていていていていていていていていていていていてい		
原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却を行う ための重大事故等対処設備として、原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却を行う ための重大事故等対処設備として、原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却を行う ための重大事故等対処設備として、原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却を行う ための重大事故等対処設備として、原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却を行う ための重大事故等対処設備として、原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却を行う ための重大事故等対処設備として、原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却を行う ための重大事故等対処設備として、原子炉格納容器で部と表して、原子炉格納容器で部と表して、原子炉格納容器で部と表して、原子炉格納容器で部と表して、原子炉格納容器で部と表して、原子炉格納容器で部と表して、原子炉格納容器で部と経由して、原子炉格納容器で部と表して、原子炉格納容器で部と表して、原子炉格納容器で部と表して、原子炉格納容器で部のドライウェルスプレイ管からドライウェル床がドライウェル床で表して原子炉格納容器で部内口部を経由して原子炉格納容器で部のドライウェル床で表して原子炉格納容器で部のアンレイでからドライウェル床である。とで、落下した溶融炉心を冷却できる設計とする。とで、落下した溶融炉心を冷却できる設計とする。とで、落下した溶融炉心を冷却できる設計とする。とや略と		
原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却を行う ための重大事故等対処設備として、原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却を行う ための重大事故等対処設備として、原子炉格納容器で替っための重大事故等対処設備として、原子炉格納容器で替っための重大事故等対処設備として、原子炉格納容器で替っための重大事故等対処設備として、原子炉格納容器で替っための重大事故等対処設備として、原子炉格納容器で替っための重大事故等対処設備として、原子炉格納容器で替っための重大事故等対処設備として、原子炉格納容器で替っための重大事故等対処設備として、原子炉格納容器で替っための重大事故等対処設備として、原子炉格納容器で替ったのの重大事故等対処設備として、原子炉格納容器で替っための重大事故等対処設備として、原子炉格納容器で著った。 原子炉格納容器であれて、原子炉格納容器であった。 原子炉格納容器であった。 原子炉格納容器であった。 原子炉格納容器であった。 原子炉格納容器であった。 原子炉格納容器であった。 原子炉格納容器の水を残留熱除去系配管等を経由して原子炉格納容器であった。 原子炉格納容器の水を残留熱除去系配管等を経由して原子炉格納容器であった。 原子炉格納容器の水を残留熱除去系がを経由して原子炉格納容器であった。 できる設計とする。 とで、落下した溶融炉心を冷却できる設計とする。 ことで、落下した溶融炉心を冷却できる設計とする。 と中略>		
原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却を行う ための重大事故等対処設備として,原子炉格納容器代替ス プレイ冷却系(可機型)は,大容量送水ポンプ(タイプ I) により,代替淡水源の水を残留熱除去系等を経由して原子 炉格納容器内のスプレイ管からドライウェル内にスプレ イレ、スプレイした水がドライウェル内にスプレ が強素で、一般が変数下部関口部を経由して原子が格納容器下部へ 流入することで、落下した溶融炉心を冷却できる設計とする。 原子炉格納容器下部内のスプレイ管からドライウェル床面に溜まり,原子 が養素のスプレイ管からドライウェル床面に溜まり。原子 が養液、源の水を残留熱除去系等を経由して原子が、大容量送水ポンプ(タイプ I)により。 (大替淡水源の水を残留熱除去系配管等を経由して原子が、大容量送水ポンプ(タイプ I)により。 (大替淡水源の水を残留熱除去系配管等を経由して原子が、大容量送水ポンプ(タイプ I)により。 (大替淡水源の水を残留熱除去系で変を経由して原子が、大容量送水ポンプ(タイプ I)により。 (大替淡水源の水を残留熱除去系等を経由して原子が、大容量送水ポンプ(タイプ I)により。 (大替淡水源の水を残留、できる設計とする。 本語の表で、本で、本でした溶融が心を冷却できる設計とする。 とで、落下した溶融が心を冷却できる設計とする。		
ための重大事故等対処設備として、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)は、大容量送水ポンプ(タイプ I)により、代替淡水源の水を残留熱除去系等を経由して原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)は、大容量送水ポンプ(タイプ I)により、代替淡水源の水を残留熱除去系等を経由して原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)は、大容量送水ポンプ(タイプ I)により、代替淡水源の水を残留熱除去系配管等を経由して原子炉格納容器でで構成し、大容量送水ポンプ(タイプ I)により、代替淡水源の水を残留熱除去系配管等を経由して原子炉格納容器下部開口部を経由して原子炉格納容器下部開口部を経由して原子炉格納容器下部開口部を経由して原子炉格納容器下部開口部を経由して原子炉格納容器下部開口部を経由して原子炉格納容器下部開口部を経由して原子炉格納容器下部開口部を経由して原子炉格納容器下部開口部を経由して原子炉格納容器下部開口部を経由して原子炉格納容器下部内のスプレイ管からドライウェル内にスプレイし、スプレイし、スプレイし、スプレイし、スでより、保持淡水源の水を残留熱除去系等を経由して原子炉格納容器下部へ流入することで、落下した溶融炉心を冷却できる設計とする。		
プレイ冷却系(可搬型)は、大容量送水ポンプ(タイプ I)により、代替淡水源の水を残留熱除去系等を経由して原子 炉格納容器内のスプレイ管からドライウェル内にスプレ イし、スプレイした水がドライウェル床面に溜まり、原子 炉格納容器下部開口部を経由して原子炉格納容器下部へ 流入することで、落下した溶融炉心を冷却できる設計とす る。 プレイ冷却系(可搬型)は、大容量送水ポンプ(タイプ I)により、 代替淡水源の水を残留熱除去系配管等を経由して 原子炉格納容器内のドライウェル皮で 「原子炉格納容器内のドライウェル皮で 「原子炉格納容器内のドライウェル皮で 「原子炉格納容器内のドライウェル皮で 「原子炉格納容器内のドライウェル皮で 「原子炉格納容器内のドライウェル皮で 「原子炉格納容器内のドライウェル皮で 「原子炉格納容器内のドライウェル皮で 「原子炉格納容器内のドライウェル皮で 「原子炉格納容器内のドライウェル皮で 「原子炉格納容器下部開口部を経由して原子炉格納容器下部開口部を経由して原子炉 を器内のスプレイ管からドライウェル皮で 「などした水がドライウェル皮で 「などした水が下のよりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによ		
により、代替淡水源の水を残留熱除去系等を経由して原子 炉格納容器内のスプレイ管からドライウェル内にスプレ イし、スプレイした水がドライウェル床面に溜まり、原子 炉格納容器下部開口部を経由して原子炉格納容器下部へ 流入することで、落下した溶融炉心を冷却できる設計とする。 墨下部開口部を経由して原子炉格納容器下部へ流入する。 場子炉格納容器下部へ流入する。 原子炉格納容器下部へ流入する。 原子炉格納容器下部内のドライウェルスプレイ管からドライ ウェル内にスプレイし、スプレイした水がドライウェル床 面に溜まり、原子炉格納容器下部開口部を経由して原子炉 格納容器下部へ流入することで、落下した溶融炉心を冷却 できる設計とする。 と中略>		
 炉格納容器内のスプレイ管からドライウェル内にスプレイし、スプレイした水がドライウェル床面に溜まり、原子 クロスプレイと大がドライウェル床面に溜まり、原子 クロスプレイと大がドライウェル床面に溜まり、原子 作替淡水源の水を残留熱除去系等を経由して原子炉格納 容器下部開口部を経由して原子炉格納容器下部開口部を経由して原子炉格的である。 一点 大容量送水ポンプ(タイプ I)により、 クロスプレイし、スプレイした水がドライウェル床 面に溜まり、原子炉格納容器下部開口部を経由して原子炉格的容器下部へ流入することで、落下した溶融炉心を冷却できる設計とする。 一点 大容量送水ポンプ(タイプ I)により、 クロスプレイし、スプレイした水がドライウェル床 面に溜まり、原子炉格納容器下部開口部を経由して原子炉格的容器下部へ流入することで、落下した溶融炉心を冷却できる設計とする。 一点 大容量送水ポンプ(タイプ I)により、 クロスプレイし、スプレイした水がドライウェル床面に溜まり、原子炉格的容器下部へ流入することで、落下した溶融炉心を冷却できる設計とする。 「できる設計とする。 		
イし、スプレイした水がドライウェル床面に溜まり、原子 炉格納容器下部開口部を経由して原子炉格納容器下部へ 流入することで、落下した溶融炉心を冷却できる設計とする。 御装置等で構成し、大容量送水ポンプ(タイプ I)により、 代替淡水源の水を残留熱除去系等を経由して原子炉格納 容器内のスプレイ管からドライウェル内にスプレイし、ス できる設計とする。 ウェル内にスプレイし、スプレイした水がドライウェル床 面に溜まり、原子炉格納容器下部へ流入することで、落下した溶融炉心を冷却できる設計とする。 る。 プレイした水がドライウェル床面に溜まり、原子炉格納容器下部へ流入する ことで、落下した溶融炉心を冷却できる設計とする。 できる設計とする。		
ケース		
流入することで、落下した溶融炉心を冷却できる設計とす 容器内のスプレイ管からドライウェル内にスプレイし、ス プレイした水がドライウェル床面に溜まり、原子炉格納容 できる設計とする。		
る。 プレイした水がドライウェル床面に溜まり、原子炉格納容 できる設計とする。 器下部開口部を経由して原子炉格納容器下部へ流入する < 中略> ことで、落下した溶融炉心を冷却できる設計とする。		
器下部開口部を経由して原子炉格納容器下部へ流入する ことで、落下した溶融炉心を冷却できる設計とする。		
ことで、落下した溶融炉心を冷却できる設計とする。		
原フに枚効応界(小井ュプ)、/公和文(可柳和))z 佐田子		
原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)に使用す		
るホースの敷設等は、ホース延長回収車(台数4(予備1))		
(核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち「4.2 燃料		
プール代替注水系」の設備を原子炉格納施設のうち「3.2.3		
原子炉格納容器代替スプレイ冷却系」の設備として兼用)		
により行う設計とする。		
原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)の流路と		
して、設計基準対象施設である原子炉格納容器を重大事故		
等対処設備として使用することから、流路に係る機能につ		
いて重大事故等対処設備としての設計を行う。		
原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)は,炉心		
の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため		
の設備として兼用する設計とする。		
原子炉格納容器安全設備のうち,淡水貯水槽 (No.1),		

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備	考
		淡水貯水槽 (No.2) 又は海を水源として原子炉格納容器冷			
		却のために運転するポンプは、淡水貯水槽 (No.1) 、淡水			
		貯水槽 (No. 2) 又は海の圧力及び温度により、想定される			
		最も小さい有効吸込水頭においても、正常に機能する能力			
		を有する設計とする。			
本系統の詳細については,「リ(3)(ii)a. 原子炉格納容	本系統の詳細については、「9.2 原子炉格納容器内の冷		設置変更許可申請書(本		
器内の冷却等のための設備」に記載する。	却等のための設備」に記載する。		文(五号))「リ(3)(ii)		
			a.原子炉格納容器内の		
			冷却等のための設備」に		
			示す。		
(a-6) 代替循環冷却系による原子炉格納容器下部への注水	f. 代替循環冷却系による原子炉格納容器下部への注水	3.2.4 代替循環冷却系			
原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却を行う	原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却を行う	<mark><中略></mark>			
ための重大事故等対処設備として、代替循環冷却系は、代	ための重大事故等対処設備として、代替循環冷却系を使用	炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納			
替循環冷却ポンプによりサプレッションチェンバのプー	する。	容器の破損を防止するため、溶融し、 <u>原子炉格納容器</u> の <u>下</u>			
ル水を残留熱除去系熱交換器にて冷却し, 残留熱除去系を	代替循環冷却系は、代替循環冷却ポンプ、残留熱除去系	<u>部に落下した炉心を冷却</u> するために必要な <u>重大事故等対</u>			
経由して原子炉格納容器内へスプレイし、スプレイした水	熱交換器,配管・弁類,計測制御装置等で構成し,代替循	<u>処設備として、代替循環冷却系</u> を設ける設計とする。			
がドライウェル床面に溜まり,原子炉格納容器下部開口部	環冷却ポンプによりサプレッションチェンバのプール水				
を経由して原子炉格納容器下部へ流入することで,溶融炉	を残留熱除去系熱交換器にて冷却し、残留熱除去系を経由				
心が落下するまでに原子炉格納容器下部にあらかじめ十	して原子炉格納容器内へスプレイし、スプレイした水がド				
分な水位を確保するとともに,落下した溶融炉心を冷却で	ライウェル床面に溜まり,原子炉格納容器下部開口部を経	(1) 系統構成			
きる設計とする。	由して原子炉格納容器下部へ流入することで,溶融炉心が	代替循環冷却系は、代替循環冷却ポンプによりサプレッ			
	落下するまでに原子炉格納容器下部にあらかじめ十分な	ションチェンバのプール水を残留熱除去系熱交換器にて			
	水位を確保するとともに、落下した溶融炉心を冷却できる	冷却し、残留熱除去系等を経由して原子炉圧力容器へ注水			
	<u>設計とする。</u>	及び原子炉格納容器内へスプレイすることで、原子炉格納			
		容器バウンダリを維持しながら原子炉格納容器内の圧力			
		及び温度を低下できる設計とする。			
		<中略>			
		代替循環冷却系は、代替循環冷却ポンプによりサプレッ			
		ションチェンバのプール水を残留熱除去系熱交換器にて			
		冷却し,残留熱除去系配管を経由して,原子炉格納容器内			
		~スプレイし,スプレイした水がドライウェル床面に溜ま			
		り,原子炉格納容器下部開口部を経由して原子炉格納容器			

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備	考
以但久入时节于明自(个人(<u>北</u> 7))	以巨久人山马宁明自(下部へ流入することで、溶融炉心が落下するまでに原子炉	走口压	VH3	~7
		格納容器下部にあらかじめ十分な水位を確保するととも			
		に、落下した溶融炉心を冷却できる設計とする。			
		<中略>			
本系統の詳細については,「リ(3)(ii)b. 原子炉格納容	 本系統の詳細については,「9.3 原子炉格納容器の過圧		 設置変更許可申請書(本		
器の過圧破損を防止するための設備」に記載する。	破損を防止するための設備」に記載する。		文(五号))「リ(3)(ii)		
HELD RECEIPTION OF THE ALL OF THE ANNUAL DEFINE AND ALL OF THE AND ALL OF THE ANNUAL DEFINE AND ALL OF THE AN	INTERNAL ALL RECORDE DE LA CONTRACTION DEL CONTRACTION DE LA CONTR		b.原子炉格納容器の過		
			圧破損を防止するため		
			の設備」に示す。		
			() () () () ()		
 (b) 溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下遅延・防止	(2) 溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下遅延・防止				
に用いる設備	に用いる設備	 3.2.6 低圧代替注水系			
(b-1) 低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)による	a. 低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)による原				
原子炉圧力容器への注水	子炉圧力容器への注水	原子炉注水			
77. 1 77 1 HI 12 12 12 13 1	1 // /== 23 in the 12 in 13 in	77. 3 77 122.3			
炉心の著しい損傷が発生した場合に溶融炉心の原子炉	 炉心の著しい損傷が発生した場合に溶融炉心の原子炉	 炉心の著しい損傷が発生した場合に溶融炉心の原子炉			
格納容器下部への落下を遅延・防止するための重大事故等	格納容器下部への落下を遅延・防止するための重大事故等	格納容器下部への落下を遅延・防止するための重大事故等			
対処設備として、低圧代替注水系(常設)(復水移送ポン	対処設備として、低圧代替注水系(常設)(復水移送ポン	対処設備として、低圧代替注水系(常設)(復水移送ポン			
プ)を使用する。	プ)を使用する。	プ)を設ける設計とする。なお、この場合は、ほう酸水注			
なお,この場合は,ほう酸水注入系による原子炉圧力容	からの	入系による原子炉圧力容器へのほう酸水注入と並行して			
器へのほう酸水注入と並行して行う。	器へのほう酸水注入と並行して行う。	行う。			
		<中略>			
		· · · · · · · ·			
本系統の詳細については,「ホ(3)(ii)b.(c) 原子炉	本系統の詳細については,「5.6 原子炉冷却材圧力バウ		 設置変更許可申請書(本		
冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却する	ンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備」に記		文(五号))「ホ(3)(ii)		
ための設備」に記載する。	載する。		b. (c) 原子炉冷却材		
			圧力バウンダリ低圧時		
			に発電用原子炉を冷却		
			するための設備」に示		
			す。		
			, 0		
 (b-2) 低圧代替注水系(可搬型)による原子炉圧力容器	 b. 低圧代替注水系(可搬型)による原子炉圧力容器への。	3.2.6 低圧代替注水系			
への注水	注水	(2) 低圧代替注水系(可搬型)による原子炉注水			
炉心の著しい損傷が発生した場合に溶融炉心の原子炉	「二小 炉心の著しい損傷が発生した場合に溶融炉心の原子炉	「炉心の著しい損傷が発生した場合に溶融炉心の原子炉			
格納容器下部への落下を遅延・防止するための重大事故等	格納容器下部への落下を遅延・防止するための重大事故等	格納容器下部への落下を遅延・防止するための重大事故等			
THM17年11日 12日 12日 12日 13日	THMPは出日 マンは1ではた「別エリるにめの里八手以守	11/11/17 11 11 11 12 12 12 12			

設置変更許可申請書 (本文 (五号) 設置変更許可申請書 (添付書類八) 該当事項 設計及び工事の計画 該当事項 整 合 性 対処設備として、低圧代替注水系 (可搬型) を使用する。	(本	考
器へのほう酸水注入と並行して行う。	(本	
本系統の詳細については,「ホ(3)(ii)b.(c) 原子炉 本系統の詳細については,「5.6 原子炉冷却材圧力バウ 設置変更許可申請書 文(五号))「ホ(3)((本	
本系統の詳細については,「ホ(3)(ii) b.(c) 原子炉 本系統の詳細については,「5.6 原子炉冷却材圧力バウ 設置変更許可申請書 次却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却する ンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備」に記 文(五号))「ホ(3)((本	
冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却する ンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備」に記 文(五号))「ホ(3)((本	
冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却する ンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備」に記 文(五号))「ホ(3)((本	
冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却する ンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備」に記 文(五号))「ホ(3)(
	ii)	
ための設備」に記載する。 載する。 b. (c) 原子炉冷却	却材	
	E時	
に発電用原子炉を浴		
するための設備」に		
す。		
(b-3) 高圧代替注水系による原子炉圧力容器への注水		
「「「「」」」		
本納容器下部への落下を遅延・防止するための重大事故等 格納容器下部への落下を遅延・防止するための重大事故等 格納容器下部への落下を遅延・防止するための重大事故等		
対処設備として、高圧代替注水系を使用する。 対処設備として、高圧代替注水系を使用する。 対処設備として、高圧代替注水系を設ける設計とする。な		
なお、この場合は、ほう酸水注入系による原子炉圧力容 なお、この場合は、ほう酸水注入系による原子炉圧力容 お、この場合は、ほう酸水注入系による原子炉圧力容器へ		
本系統の詳細については,「ホ(3)(ii)b. (a) 原子炉 本系統の詳細については,「5.4 原子炉冷却材圧力バウ 設置変更許可申請書	(本	
冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却する ンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備」に記 文(五号))「ホ(3)(ii)	
ための設備」に記載する。 載する。 b. (a) 原子炉冷却	却材	
Table Ta	E時	
に発電用原子炉を料	冷却	
するための設備」と	こ示	
す。		
(b-4) 代替循環冷却系による原子炉圧力容器への注水		
<中略>		
炉心の著しい損傷が発生した場合に溶融炉心の原子炉 炉心の著しい損傷が発生した場合に溶融炉心の原子炉 炉心の著しい損傷が発生した場合に溶融炉心の原子炉格		
格納容器下部への落下を遅延・防止するための重大事故等 格納容器下部への落下を遅延・防止するための重大事故等 納容器下部への落下を遅延・防止するための重大事故等対		
対処設備として、代替循環冷却系を使用する。 対処設備として、代替循環冷却系を使用する。 処設備として、代替循環冷却系を設ける設計とする。なお、		
なお,この場合は,ほう酸水注入系による原子炉圧力容 なお,この場合は,ほう酸水注入系による原子炉圧力容 溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延・防止する		
器へのほう酸水注入と並行して行う。 器へのほう酸水注入と並行して行う。 場合は、ほう酸水注入系による原子炉圧力容器へのほう酸		

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備	考
		水注入と並行して行う。			
		<中略>			
本系統の詳細については,「リ(3)(ii)b. 原子炉格納容	本系統の詳細については,「9.3 原子炉格納容器の過圧		設置変更許可申請書(本		
器の過圧破損を防止するための設備」に記載する。	破損を防止するための設備」に記載する。		文(五号))「リ(3)(ii)		
和6.57.16/1-16/14/15/15/15/15/15/15/15/15/15/15/15/15/15/			b. 原子炉格納容器の過		
			圧破損を防止するため		
			の設備」に示す。		
(b-5) ほう酸水注入系による原子炉圧力容器へのほう酸水注入	e. ほう酸水注入系による原子炉圧力容器へのほう酸水注入	3.2.7 ほう酸水注入系			
炉心の著しい損傷が発生した場合に溶融炉心の原子炉	炉心の著しい損傷が発生した場合に溶融炉心の原子炉	炉心の著しい損傷が発生した場合に溶融炉心の原子炉			
格納容器下部への落下を遅延・防止するための重大事故等	格納容器下部への落下を遅延・防止するための重大事故等	格納容器下部への落下を遅延・防止するための重大事故等			
対処設備として、ほう酸水注入系を使用する。	対処設備として、ほう酸水注入系を使用する。	対処設備として,ほう酸水注入系を設ける設計とする。な			
なお、この場合は、低圧代替注水系(常設)(復水移送	なお,この場合は,低圧代替注水系(常設)(復水移送	お、この場合は、低圧代替注水系(常設)(復水移送ポン			
ポンプ), 低圧代替注水系 (可搬型), 代替循環冷却系及び	ポンプ), 低圧代替注水系 (可搬型), 代替循環冷却系及び	プ),低圧代替注水系(可搬型),代替循環冷却系及び高			
高圧代替注水系のいずれかによる原子炉圧力容器への注	高圧代替注水系のいずれかによる原子炉圧力容器への注	圧代替注水系のいずれかによる原子炉圧力容器への注水			
水と並行して行う。	水と並行して行う。	と並行して行う。			
		<中略>			
本系統の詳細については,「へ(5)(x ii) 緊急停止失敗	本系統の詳細については、「6.7 緊急停止失敗時に発電		設置変更許可申請書(本		
時に発電用原子炉を未臨界にするための設備」に記載す	用原子炉を未臨界にするための設備」に記載する。		文(五号))「へ(5)(x		
<u>5</u>	<中略>		ii) 緊急停止失敗時に		
			発電用原子炉を未臨界		
			にするための設備」に示		
			す。		
常設代替交流電源設備,可搬型代替交流電源設備,代替	常設代替交流電源設備,可搬型代替交流電源設備,代替		設置変更許可申請書(本		
所内電気設備及び所内常設蓄電式直流電源設備について	所内電気設備,所内常設蓄電式直流電源設備及び燃料補給		文(五号))「ヌ(2)(iv)		
は, 「ヌ(2)(iv) 代替電源設備」に記載する。	設備については、「10.2 代替電源設備」に記載する。		代替電源設備」に示す。		
152	B公园10.1.(2.1.1.(2.1.0))				
	9.4.2.1 多重性又は多様性及び独立性,位置的分散	3.2.2 原子炉格納容器下部注水系			
		(4) 多重性又は多様性及び独立性,位置的分散			
	基本方針については、「1.1.7.1 多様性、位置的分散、				

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備	考
原子炉格納容器下部注水系(常設)(復水移送ポンプ)	原子炉格納容器下部注水系(常設)(復水移送ポンプ)	原子炉格納容器下部注水系(常設)(復水移送ポンプ)			
及び原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)は、原子	及び原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)は、原子	は、原子炉格納容器下部注水系(可搬型)及び原子炉格納			
炉格納容器下部注水系(可搬型)及び原子炉格納容器代替	炉格納容器下部注水系(可搬型)及び原子炉格納容器代替	容器代替スプレイ冷却系(可搬型)と共通要因によって同			
スプレイ冷却系(可搬型)と共通要因によって同時に機能	スプレイ冷却系 (可搬型) と共通要因によって同時に機能	時に機能を損なわないよう,原子炉格納容器下部注水系			
を損なわないよう,原子炉格納容器下部注水系(常設)(復	を損なわないよう,原子炉格納容器下部注水系(常設)(復	(常設) (復水移送ポンプ) の復水移送ポンプを代替所内			
水移送ポンプ)及び原子炉格納容器代替スプレイ冷却系	水移送ポンプ)及び原子炉格納容器代替スプレイ冷却系	電気設備を経由した常設代替交流電源設備又は可搬型代			
(常設)の復水移送ポンプを代替所内電気設備を経由した	(常設)の復水移送ポンプを代替所内電気設備を経由した	替交流電源設備からの給電による電動機駆動とし,原子炉			
常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から	常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から	格納容器下部注水系(可搬型)及び原子炉格納容器代替ス			
の給電による電動機駆動とし、原子炉格納容器下部注水系	の給電による電動機駆動とし,原子炉格納容器下部注水系	プレイ冷却系(可搬型)の大容量送水ポンプ(タイプ I)			
(可搬型)及び原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬	(可搬型)及び原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬	を空冷式のディーゼルエンジンによる駆動とすることで,			
型)の大容量送水ポンプ(タイプI)を空冷式のディーゼ	型) の大容量送水ポンプ(タイプ I)を空冷式のディーゼ	多様性を有する設計とする。			
<u>ルエンジンによる駆動とすることで、多様性を有する設計</u>	<u>ルエンジンによる駆動とすることで,多様性を有する設計</u>	<中略>			
<u>とする。</u>	<u>とする。</u>				
		3.2.3 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系			
		(3) 多重性又は多様性及び独立性,位置的分散			
		<中略>			
		原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)は,原子炉			
		格納容器下部注水系(可搬型)及び原子炉格納容器代替ス			
		プレイ冷却系(可搬型)と共通要因によって同時に機能を			
		損なわないよう、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常			
		設) の復水移送ポンプを代替所内電気設備を経由した常設			
		代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給			
		電による電動機駆動とし,原子炉格納容器下部注水系(可			
		搬型)及び原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)			
		の大容量送水ポンプ (タイプ I) を空冷式のディーゼルエ			
		ンジンによる駆動とすることで,多様性を有する設計とす			
		<u>3.</u>			
		原子炉格納容器下部注水系(常設)(復水移送ポンプ)			
		及び原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)並びに原			
		子炉格納容器下部注水系(常設)(代替循環冷却ポンプ)			
		及び代替循環冷却系は,共通要因によって同時に機能を損			
		なわないよう,非常用所内電気設備を経由した非常用交流			
		電源設備からの給電に対して、原子炉格納容器下部注水系			

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備	考
		(常設)(復水移送ポンプ)及び原子炉格納容器代替スプ			
		レイ冷却系(常設)の復水移送ポンプを代替所内電気設備			
		を経由した常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電			
		源設備からの給電とし,原子炉格納容器下部注水系(常設)			
		(代替循環冷却ポンプ) 及び代替循環冷却系の代替循環冷			
		却ポンプを代替所内電気設備を経由した常設代替交流電			
		源設備からの給電とすることで、多様性を有する設計とす			
		る。			
		原子炉格納容器代替スプレイ冷却系 (常設) の電動弁 (交			
		流)は、ハンドルを設けて手動操作を可能とすることで、			
		常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から			
		の給電による遠隔操作に対して多様性を有する設計とす			
		る。また,原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)の			
		電動弁(交流)は、代替所内電気設備を経由して給電する			
		系統において、独立した電路で系統構成することにより、			
		非常用所内電気設備を経由して給電する系統に対して独			
		立性を有する設計とする。			
		<中略>			
		3.2.2 原子炉格納容器下部注水系			
		(4) 多重性又は多様性及び独立性,位置的分散			
		<中略>			
原子炉格納容器下部注水系(常設)(代替循環冷却ポン	原子炉格納容器下部注水系(常設)(代替循環冷却ポン	原子炉格納容器下部注水系(常設)(代替循環冷却ポン			
プ) 及び代替循環冷却系は, 原子炉格納容器下部注水系 (可	プ)及び代替循環冷却系は,原子炉格納容器下部注水系(可	プ)は,原子炉格納容器下部注水系(可搬型)及び原子炉			
搬型)及び原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)	搬型)及び原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)	格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)と共通要因によっ			
と共通要因によって同時に機能を損なわないよう, 原子炉	と共通要因によって同時に機能を損なわないよう,原子炉	て同時に機能を損なわないよう,原子炉格納容器下部注水			
格納容器下部注水系(常設)(代替循環冷却ポンプ)及び	格納容器下部注水系(常設)(代替循環冷却ポンプ)及び	系(常設)(代替循環冷却ポンプ)の代替循環冷却ポンプ			
代替循環冷却系の代替循環冷却ポンプを代替所内電気設	代替循環冷却系の代替循環冷却ポンプを代替所内電気設	を代替所内電気設備を経由した常設代替交流電源設備か			
備を経由した常設代替交流電源設備からの給電による電	備を経由した常設代替交流電源設備からの給電による電	らの給電による電動機駆動とし、原子炉格納容器下部注水			
動機駆動とし、原子炉格納容器下部注水系(可搬型)及び	動機駆動とし,原子炉格納容器下部注水系(可搬型)及び	系(可搬型)及び原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可			
原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)の大容量送	原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)の大容量送	搬型)の大容量送水ポンプ (タイプ I) を空冷式のディー			
水ポンプ(タイプI)を空冷式のディーゼルエンジンによ	水ポンプ(タイプI)を空冷式のディーゼルエンジンによ	ゼルエンジンによる駆動とすることで、多様性を有する設			
る駆動とすることで、多様性を有する設計とする。	る駆動とすることで、多様性を有する設計とする。	<u>計とする。</u>			
		<中略>			

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備	考
		3.2.4 代替循環冷却系			
		(2) 多重性又は多様性及び独立性,位置的分散			
		<中略>			
		代替循環冷却系は,原子炉格納容器下部注水系(可搬型)			
		及び原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)と共通			
		要因によって同時に機能を損なわないよう、代替循環冷却			
		系の代替循環冷却ポンプを代替所内電気設備を経由した			
		常設代替交流電源設備からの給電による電動機駆動とし、			
		原子炉格納容器下部注水系(可搬型)及び原子炉格納容器			
		代替スプレイ冷却系(可搬型)の大容量送水ポンプ(タイ			
		プ I)を空冷式のディーゼルエンジンによる駆動とするこ			
		とで、多様性を有する設計とする。			
		原子炉格納容器下部注水系(常設)(復水移送ポンプ)			
		及び原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)並びに原			
		子炉格納容器下部注水系(常設)(代替循環冷却ポンプ)			
		及び代替循環冷却系は、共通要因によって同時に機能を損			
		なわないよう,非常用所内電気設備を経由した非常用交流			
		電源設備からの給電に対して、原子炉格納容器下部注水系			
		(常設)(復水移送ポンプ)及び原子炉格納容器代替スプ			
		レイ冷却系(常設)の復水移送ポンプを代替所内電気設備			
		を経由した常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電			
		源設備からの給電とし,原子炉格納容器下部注水系(常設)			
		(代替循環冷却ポンプ) 及び代替循環冷却系の代替循環冷			
		却ポンプを代替所内電気設備を経由した常設代替交流電			
		源設備からの給電とすることで、多様性を有する設計とす			
		る。			
		<中略>			
		3.2.2 原子炉格納容器下部注水系			
		(4) 多重性又は多様性及び独立性,位置的分散			
		<中略>			
原子炉格納容器下部注水系(常設)(復水移送ポンプ)	原子炉格納容器下部注水系(常設)(復水移送ポンプ)	原子炉格納容器下部注水系(常設)(復水移送ポンプ)			
及び原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)並びに原	及び原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)並びに原	及び原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)並びに原			
子炉格納容器下部注水系 (常設) (代替循環冷却ポンプ)	子炉格納容器下部注水系(常設)(代替循環冷却ポンプ)	子炉格納容器下部注水系(常設)(代替循環冷却ポンプ)			
及び代替循環冷却系は、共通要因によって同時に機能を損	及び代替循環冷却系は、共通要因によって同時に機能を損	及び代替循環冷却系は、共通要因によって同時に機能を損			

設置変更許可申請書(本文(五号)) なわないよう、非常用所内電気設備を経由した非常用交流 電源設備からの給電に対して、原子炉格納容器下部注水系 (常設)(復水移送ポンプ)及び原子炉格納容器代替スプ レイ冷却系(常設)の復水移送ポンプを代替所内電気設備 を経由した常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電 源設備からの給電とし,原子炉格納容器下部注水系(常設) (代替循環冷却ポンプ) 及び代替循環冷却系の代替循環冷 却ポンプを代替所内電気設備を経由した常設代替交流電 源設備からの給電とすることで, 多様性を有する設計とす る。 原子炉格納容器下部注水系(常設)(復水移送ポンプ) 及び原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)の電動弁 で、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備か

(交流) は、ハンドルを設けて手動操作を可能とすること らの給電による遠隔操作に対して多様性を有する設計と し,原子炉格納容器下部注水系(常設)(代替循環冷却ポ ンプ)及び代替循環冷却系の電動弁(交流)は、ハンドル を設けて手動操作を可能とすることで、常設代替交流電源 設備からの給電による遠隔操作に対して多様性を有する 設計とする。また、原子炉格納容器下部注水系(常設)(復 水移送ポンプ),原子炉格納容器下部注水系(常設)(代替 循環冷却ポンプ),原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常 設)及び代替循環冷却系の電動弁(交流)は、代替所内電 気設備を経由して給電する系統において, 独立した電路で 系統構成することにより、非常用所内電気設備を経由して 給電する系統に対して独立性を有する設計とする。また、 原子炉格納容器下部注水系(常設)(復水移送ポンプ)及 び原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)の電動弁(直 流)は、ハンドルを設けて手動操作を可能とすることで、 所内常設蓄電式直流電源設備からの給電による遠隔操作 に対して多様性を有する設計とする。

設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項

なわないよう、非常用所内電気設備を経由した非常用交流 電源設備からの給電に対して、原子炉格納容器下部注水系 (常設)(復水移送ポンプ)及び原子炉格納容器代替スプ レイ冷却系(常設)の復水移送ポンプを代替所内電気設備 を経由した常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電 源設備からの給電とし,原子炉格納容器下部注水系(常設) (代替循環冷却ポンプ) 及び代替循環冷却系の代替循環冷 却ポンプを代替所内電気設備を経由した常設代替交流電 源設備からの給電とすることで、多様性を有する設計とす

原子炉格納容器下部注水系(常設)(復水移送ポンプ) 及び原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)の電動弁 (交流) は、ハンドルを設けて手動操作を可能とすること で、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備か らの給電による遠隔操作に対して多様性を有する設計と し、原子炉格納容器下部注水系(常設)(代替循環冷却ポ ンプ)及び代替循環冷却系の電動弁(交流)は、ハンドル を設けて手動操作を可能とすることで、常設代替交流電源 設備からの給電による遠隔操作に対して多様性を有する 設計とする。また、原子炉格納容器下部注水系(常設)(復 水移送ポンプ),原子炉格納容器下部注水系(常設)(代替 | 却ポンプ)の電動弁(交流)は、代替所内電気設備を経由 循環冷却ポンプ),原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常 設)及び代替循環冷却系の電動弁(交流)は、代替所内電 気設備を経由して給電する系統において、独立した電路で 系統構成することにより,非常用所内電気設備を経由して 給電する系統に対して独立性を有する設計とする。また、 原子炉格納容器下部注水系(常設)(復水移送ポンプ)及 び原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)の電動弁(直 流)は、ハンドルを設けて手動操作を可能とすることで、 所内常設蓄電式直流電源設備からの給電による遠隔操作│動弁(直流)は、125V蓄電池から125V直流主母線盤までの に対して多様性を有する設計とする。

設計及び工事の計画 該当事項

整合性

考

備

なわないよう、非常用所内電気設備を経由した非常用交流 電源設備からの給電に対して、原子炉格納容器下部注水系 (常設) (復水移送ポンプ) 及び原子炉格納容器代替スプ レイ冷却系(常設)の復水移送ポンプを代替所内電気設備 を経由した常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電 源設備からの給電とし,原子炉格納容器下部注水系(常設) (代替循環冷却ポンプ) 及び代替循環冷却系の代替循環冷 却ポンプを代替所内電気設備を経由した常設代替交流電 源設備からの給電とすることで,多様性を有する設計とす

原子炉格納容器下部注水系(常設)(復水移送ポンプ) の電動弁(交流)は、ハンドルを設けて手動操作を可能と することで, 常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電 源設備からの給電による遠隔操作に対して多様性を有す る設計とし,原子炉格納容器下部注水系(常設)(代替循 環冷却ポンプ)の電動弁(交流)は、ハンドルを設けて手 動操作を可能とすることで、常設代替交流電源設備からの 給電による遠隔操作に対して多様性を有する設計とする。 また、原子炉格納容器下部注水系(常設)(復水移送ポン プ)及び原子炉格納容器下部注水系(常設)(代替循環冷 して給電する系統において,独立した電路で系統構成する ことにより, 非常用所内電気設備を経由して給電する系統 に対して独立性を有する設計とする。

原子炉格納容器下部注水系(常設)(復水移送ポンプ) の電動弁(直流)は、ハンドルを設けて手動操作を可能と することで, 所内常設蓄電式直流電源設備からの給電によ る遠隔操作に対して多様性を有する設計とする。また、原 子炉格納容器下部注水系(常設)(復水移送ポンプ)の電 系統において,独立した電路で系統構成することにより, 非常用ディーゼル発電機の交流を直流に変換する電路に 対して,独立性を有する設計とする。さらに,常設代替直 流電源設備からの給電も可能であり、125V代替蓄電池から 125V直流主母線盤までの系統において,独立した電路で系

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備	考
		統構成することにより、非常用ディーゼル発電機の交流を			
		直流に変換する電路に対して、独立性を有する設計とす			
		る。			
		<中略>			
		3.2.3 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系			
		(3) 多重性又は多様性及び独立性,位置的分散			
		<中略>			
		原子炉格納容器代替スプレイ冷却系 (常設) の電動弁 (交			
		流) は、ハンドルを設けて手動操作を可能とすることで、			
		常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から			
		の給電による遠隔操作に対して多様性を有する設計とす			
		る。また、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)の			
		電動弁(交流)は、代替所内電気設備を経由して給電する			
		系統において、独立した電路で系統構成することにより、			
		非常用所内電気設備を経由して給電する系統に対して独			
		立性を有する設計とする。			
		<中略>			
		3. 2. 4 代替循環冷却系			
		(2) 多重性又は多様性及び独立性,位置的分散			
		<中略>			
		代替循環冷却系の電動弁(交流)は、ハンドルを設けて			
		手動操作を可能とすることで、常設代替交流電源設備から			
		の給電による遠隔操作に対して多様性を有する設計とす			
		る。また、代替循環冷却系の電動弁(交流)は、代替所内			
		電気設備を経由して給電する系統において、独立した電路			
		で系統構成することにより、非常用所内電気設備を経由し			
		て給電する系統に対して独立性を有する設計とする。			
		<中略>			
		3.2.2 原子炉格納容器下部注水系			
		(4) 多重性又は多様性及び独立性,位置的分散			
		<中略>			
また,原子炉格納容器下部注水系(可搬型)及び原子炉	また,原子炉格納容器下部注水系(可搬型)及び原子炉	また,原子炉格納容器下部注水系(可搬型)は代替淡水			

とすることで、復水貯蔵タンクを水源とする原子炉格納 器下部注水系(常設)(復水移送ポンプ)及び原子炉格 容器代替スプレイ冷却系(常設)並びにサプレッション ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	内容器代替スプレイ冷却系(可搬型)は代替淡水源を水土することで,復水貯蔵タンクを水源とする原子炉格納器下部注水系(常設)(復水移送ポンプ)及び原子炉格器とは一般では一般では一般では一般では一般では一般では一般では一般では一般では一般で	源を水源とすることで、復水貯蔵タンクを水源とする原子 炉格納容器下部注水系(常設)(復水移送ポンプ)及び原 子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)並びにサプレッ ションチェンバを水源とする原子炉格納容器下部注水系 (常設)(代替循環冷却ポンプ)及び代替循環冷却系に対 して、異なる水源を有する設計とする。	
器下部注水系(常設)(復水移送ポンプ)及び原子炉格 容器 容器代替スプレイ冷却系(常設)並びにサプレッション 納容 エンバを水源とする原子炉格納容器下部注水系(常設) チェ 代替循環冷却ポンプ)及び代替循環冷却系に対して,異	器下部注水系(常設)(復水移送ポンプ)及び原子炉格 器器代替スプレイ冷却系(常設)並びにサプレッション ンバを水源とする原子炉格納容器下部注水系(常設) は替循環冷却ポンプ)及び代替循環冷却系に対して,異	子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)並びにサプレッションチェンバを水源とする原子炉格納容器下部注水系 (常設) (代替循環冷却ポンプ)及び代替循環冷却系に対	
容器代替スプレイ冷却系(常設)並びにサプレッション 納容 エンバを水源とする原子炉格納容器下部注水系(常設) チェ 代替循環冷却ポンプ)及び代替循環冷却系に対して,異	等器代替スプレイ冷却系(常設)並びにサプレッション - ンバを水源とする原子炉格納容器下部注水系(常設) 大替循環冷却ポンプ)及び代替循環冷却系に対して,異	ションチェンバを水源とする原子炉格納容器下部注水系 (常設) (代替循環冷却ポンプ) 及び代替循環冷却系に対	
エンバを水源とする原子炉格納容器下部注水系(常設) チェ 代替循環冷却ポンプ)及び代替循環冷却系に対して,異 (代表	-ンバを水源とする原子炉格納容器下部注水系(常設) は替循環冷却ポンプ)及び代替循環冷却系に対して,異	(常設) (代替循環冷却ポンプ) 及び代替循環冷却系に対	
代替循環冷却ポンプ)及び代替循環冷却系に対して,異 (代表	大替循環冷却ポンプ)及び代替循環冷却系に対して,異		
		1 て 異かる水源を有する設計とする	
	5水源を有する設計とする。	<u>して、発味の水で用する採用でする。</u>	
る水源を有する設計とする。 なる		<中略>	
		3.2.3 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系	
		(3) 多重性又は多様性及び独立性,位置的分散	
		<中略>	
		また,原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)は	
		代替淡水源を水源とすることで、復水貯蔵タンクを水源と	
		する原子炉格納容器下部注水系(常設)(復水移送ポンプ)	
		及び原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)並びにサ	
		プレッションチェンバを水源とする原子炉格納容器下部	
		注水系(常設)(代替循環冷却ポンプ)及び代替循環冷却	
		系に対して、異なる水源を有する設計とする。	
		(中略>)	
		1 74	
		3.2.4 代替循環冷却系	
		(2) 多重性又は多様性及び独立性,位置的分散	
		(中略>	
		格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)は代替淡水源を水	
		源とすることで、復水貯蔵タンクを水源とする原子炉格納	
		容器下部注水系(常設)(復水移送ポンプ)及び原子炉格	
		納容器代替スプレイ冷却系(常設)並びにサプレッション	
		サエンバを水源とする原子炉格納容器下部注水系(常設)	
		(代替循環冷却ポンプ)及び代替循環冷却系に対して,異	
		なる水源を有する設計とする。	
		<u>なる小原を有りる設計とりる。</u> <中略>	
		〜 T MG /	

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	
		3.2.2 原子炉格納容器下部注水系		
		(4) 多重性又は多様性及び独立性,位置的分散		
		<中略>		
復水移送ポンプは,原子炉建屋原子炉棟内,代替循環冷	復水移送ポンプは、原子炉棟内、代替循環冷却ポンプは	復水移送ポンプは,原子炉建屋原子炉棟内,代替循環冷		
却ポンプは原子炉建屋付属棟内に設置し,大容量送水ポン	原子炉建屋付属棟内に設置し、大容量送水ポンプ(タイプ	却ポンプは原子炉建屋付属棟内に設置し,大容量送水ポン		
プ (タイプ I) は原子炉建屋から離れた屋外に分散して保	I) は原子炉建屋から離れた屋外に分散して保管すること	プ(タイプI) は原子炉建屋から離れた屋外に分散して保		
管することで、共通要因によって同時に機能を損なわない	で,共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的	管することで、共通要因によって同時に機能を損なわない		
よう位置的分散を図る設計とする。	分散を図る設計とする。	よう位置的分散を図る設計とする。		
		<中略>		
		3.2.3 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系		
		(3) 多重性又は多様性及び独立性,位置的分散		
		<中略>		
		復水移送ポンプは,原子炉建屋原子炉棟内,代替循環冷		
		却ポンプは原子炉建屋付属棟内に設置し、大容量送水ポン		
		よう位置的分散を図る設計とする。		
		 <中略>		
		 3.2.2 原子炉格納容器下部注水系		
		 (4) 多重性又は多様性及び独立性,位置的分散		
		<中略>		
原子炉格納容器下部注水系(可搬型)及び原子炉格納容	原子炉格納容器下部注水系(可搬型)及び原子炉格納容	 原子炉格納容器下部注水系(可搬型)の電動弁は,ハン		
器代替スプレイ冷却系(可搬型)の電動弁は, ハンドルを	器代替スプレイ冷却系(可搬型)の電動弁は、ハンドルを			
設けて手動操作を可能とすることで、常設代替交流電源設	設けて手動操作を可能とすることで、常設代替交流電源設			
備又は可搬型代替交流電源設備からの給電による遠隔操	備又は可搬型代替交流電源設備からの給電による遠隔操			
作に対して多様性を有する設計とする。また,原子炉格納	作に対して多様性を有する設計とする。また、原子炉格納			
容器下部注水系(可搬型)及び原子炉格納容器代替スプレ	容器下部注水系(可搬型)及び原子炉格納容器代替スプレ	一		
イ冷却系(可搬型)の電動弁は、代替所内電気設備を経由	イ冷却系(可搬型)の電動弁は、代替所内電気設備を経由	系統構成することにより、非常用所内電気設備を経由して		
して給電する系統において、独立した電路で系統構成する	して給電する系統において、独立した電路で系統構成する	給電する系統に対して独立性を有する設計とする。		
	ことにより、非常用所内電気設備を経由して給電する系統	<中略>		
ことにより,非常用所内電気設備を経由して給電する系統		• -		I

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
		3.2.3 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系		
		(3) 多重性又は多様性及び独立性,位置的分散		
		<中略>		
		原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)の電動弁		
		は、ハンドルを設けて手動操作を可能とすることで、常設		
		代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給		
		電による遠隔操作に対して多様性を有する設計とする。ま		
		た,原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)の電動		
		<u>弁は、代替所内電気設備を経由して給電する系統におい</u>		
		て、独立した電路で系統構成することにより、非常用所内		
		電気設備を経由して給電する系統に対して独立性を有す		
		<u>る設計とする。</u>		
		これらの多様性及び系統の独立性並びに位置的分散に		
		よって,原子炉格納容器下部注水系(常設)(復水移送ポ		
		ンプ)及び原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)並		
		びに原子炉格納容器下部注水系(常設)(代替循環冷却ポ		
		ンプ)及び代替循環冷却系並びに原子炉格納容器下部注水		
		系(可搬型)及び原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可		
		搬型)は,それぞれ互いに重大事故等対処設備としての独		
		立性を有する設計とする。		
		<中略>		
		3.2.4 代替循環冷却系		
		(2) 多重性又は多様性及び独立性,位置的分散		
		<中略>		
代替循環冷却系に使用する原子炉補機代替冷却水系の	代替循環冷却系に使用する原子炉補機代替冷却水系の	代替循環冷却系に使用する原子炉補機代替冷却水系熱		
<u>熱交換器ユニット及び大容量送水ポンプ(タイプ I)は、</u>	<u>熱交換器ユニット及び大容量送水ポンプ(タイプ I)は、</u>	交換器ユニット及び大容量送水ポンプ(タイプI)は、原		
原子炉建屋から離れた屋外に分散して保管することで、共	原子炉建屋から離れた屋外に分散して保管することで、共	子炉建屋から離れた屋外に分散して保管することで、共通		
通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散	通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散	要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を		
を図る設計とする。	を図る設計とする。	図る設計とする。		
<u>熱交換器ユニット及び大容量送水ポンプ(タイプ I)</u> の	<u>熱交換器ユニット及び大容量送水ポンプ(タイプ I)の</u>	原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニット及び大容量		
接続口は、共通要因によって接続できなくなることを防止	接続口は、共通要因によって接続できなくなることを防止	<u>送水ポンプ(タイプ I)の接続口は、共通要因によって接</u>		
するため,位置的分散を図った複数箇所に設置する設計と	するため,位置的分散を図った複数箇所に設置する設計と	続できなくなることを防止するため、位置的分散を図った		
<u>する。</u>	<u>する。</u>	複数箇所に設置する設計とする。		
これらの多様性及び系統の独立性並びに位置的分散に	これらの多様性及び系統の独立性並びに位置的分散に	これらの多様性及び系統の独立性並びに位置的分散に		

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備	考
って,原子炉格納容器下部注水系(常設)(復水移送ポ	よって,原子炉格納容器下部注水系(常設)(復水移送ポ	よって,原子炉格納容器下部注水系(常設)(復水移送ポ			
プ)及び原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)並	ンプ)及び原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)並	ンプ)及び原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)並			
に原子炉格納容器下部注水系(常設)(代替循環冷却ポ	びに原子炉格納容器下部注水系(常設)(代替循環冷却ポ	びに原子炉格納容器下部注水系(常設)(代替循環冷却ポ			
プ)及び代替循環冷却系並びに原子炉格納容器下部注水	ンプ)及び代替循環冷却系並びに原子炉格納容器下部注水	ンプ)及び代替循環冷却系並びに原子炉格納容器下部注水			
(可搬型)及び原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可	系(可搬型)及び原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可	系(可搬型)及び原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可			
型)は,互いに重大事故等対処設備としての独立性を有	搬型)は、互いに重大事故等対処設備としての独立性を有	搬型)は、それぞれ互いに重大事故等対処設備としての独			
る設計とする。	する設計とする。	立性を有する設計とする。			
		3.2.2 原子炉格納容器下部注水系			
		(4) 多重性又は多様性及び独立性,位置的分散			
		(中略)			
		大容量送水ポンプ(タイプI)の接続口は、共通要因に			
		よって接続できなくなることを防止するため、位置的分散			
		を図った複数箇所に設置する設計とする。			
		これらの多様性及び系統の独立性並びに位置的分散に			
		よって、原子炉格納容器下部注水系(常設)(復水移送ポ			
		ンプ)及び原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)並			
		びに原子炉格納容器下部注水系(常設)(代替循環冷却ポ			
		ンプ)及び代替循環冷却系並びに原子炉格納容器下部注水			
		系(可搬型)及び原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可			
		搬型)は、それぞれ互いに重大事故等対処設備としての独			
		立性を有する設計とする。			
電源設備の多重性又は多様性及び独立性,位置的分散に	電源設備の多重性又は多様性及び独立性、位置的分散に		設置変更許可申請書(本		
いては「ヌ(2)(iv) 代替電源設備」に記載する。	ついては「10.2代替電源設備」に記載する。		文(五号))「ヌ(2)(iv)		
			代替電源設備」に示す。		

設置変更許可申請書(本文(五号)) 設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項 設計及び工事の計画 該当事項 整合性 考 備 [常設重大事故等対処設備] 第9.4-1表 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却する 【原子炉冷却系統施設(蒸気タービンを除く。)】 ための設備の主要機器仕様 (要目表) 原子炉格納容器下部注水系 (常設) (1) 原子炉格納容器下部注水系(常設) 3.7 原子炉冷却材補給設備 3.7.2 補給水系 復水移送ポンプ a. 復水移送ポンプ 変更前 変更後 以(3)(ii)c.-③(「ホ(3)(ii)b.(c) 原子炉冷却材圧力 第5.6-1表 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発 設計及び工事の計画の 復水移送ポンプ 称 復水移送ポンプ*1 類 うず巻形 変更なし バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設 電用原子炉を冷却するための設備の主要機器仕様に記載 リ(3)(ii)c.-③は,設置 変更なし 以上**。 以上**。 以上**。 以上**。 以上** 備」他と兼用) 変更許可申請書 (本文 する。 量*2 m3/h/個 (五号))のり(3)(ii)c. 以上**, 以上**, -③と同義であり整合 以上*** 程*10 m している。 1.37** 最高使用圧力 MPa 最高使用温度 8 66*3 150**** 吸 込 内 径 mm 主 吐 出 內 径 mm 100*3.*4 ケーシング厚さ mm mm 180*1.*4 楷 mm 770*3.*4 変更なし mm 725*4.*11 ケーシング ケーシングカバー *12 A 系 統 名 (ライン名) 復水移送ボンフ 補給水系 付 設 置 原子炉建量 0, P. -0, 80m 箇溢水防護上の R-B2F-5 所 区 画 番 号 床上 0.10m以上 配慮が必要な高さ 誘導電動機 種 類 原 変更なし カ kW/個 45 勸 数 個 所 ポンプと同じ 機取 付 凿 ポンプと同じ* 注記*1 :非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備(低圧代替注水系)及び原子炉格納 施設のうち圧力低減設備その他の安全設備の原子炉格納容器安全設備(原子炉 格納容器下配注水系,原子炉格納容器代替スプレイ冷却系,低圧代替注水系) と兼用。 *4:公称値を示す。 *5:重大事故等時における,非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備(低圧代替 注水系) 及び原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備の原子炉格 納容器安全設備(低圧代替注水系)で使用する場合の値(ポンプ1台運転時)。 *6: 重大事故等時における,非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備(低圧代替 注水系)で使用する場合の値 (ポンプ2台運転時)。 *7: 重大事故等時における,原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備 の原子炉格納容器安全設備(原子炉格納容器代替スプレイ冷却系)で使用する 場合の値 (ポンプ2台運転時)。 *8: 重大事故等時における,原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備 の原子炉格納容器安全設備(原子炉格納容器下部注水系)で使用する場合の値 (事前水張り:ポンプ1台運転時)。 *9:重大事故等時における,原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備 の原子炉格納容器安全設備(原子炉格納容器下部注水系)で使用する場合の値 (溶融炉心冷却:ポンプ1台運転時)。 *10:記載の適正化を行う。既工事計画書には「定格揚程」と記載。 *11:既工事計画書に記載がないため、記載の適正化を行う。記載内容は、平成4年4 月3日付け4資庁第1992号にて認可された工事計画の添付書類「第2-2-3図 復水 移送ポンプ構造図」による。 *12:非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備及び原子炉格納施設のうち圧力低減 設備その他の安全設備の原子炉格納容器安全設備で使用する場合の記載事項。

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
代替循環冷却ポンプ	b. 代替循環冷却ポンプ	【原子炉格納施設】(要目表)		
		【原子炉格納施設】(要目表) 7.3 圧力低減設備その他の安全設備 (6) 原子炉格納容器安全設備 d. 代替循環冷却系 ハ ボンブ (常設) 変更前 変 更 後 (た替循環冷却ポンブ*1 容 量 m³/h/個 揚 程 m 最 高 使 用 圧 力 MPa 最 高 使 用 温 度 で	整合性 設計及び工事の計画の (3)(ii)c④は、設置 変更許可申請書(本文 (五号))の(3)(ii)c. (五号)と同義であり整合している。	備考
		T		

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項 整合性 備 考
原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)	(3) 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)	【原子炉冷却系統施設(蒸気タービンを除く。)】
復水移送ポンプ	a. 復水移送ポンプ	(要目表)
リ(3)(ii)c⑤ (「ホ(3)(ii)b.(c) 原子炉冷却材圧力	第5.6-1表 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発	3.7 原子炉冷却材補給設備 設計及び工事の計画の
バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設	電用原子炉を冷却するための設備の主要機器仕様に記載	3.7.2 輔給水系 (1) ポンプ
備」他と兼用)	<u>する。</u>	変更前 変更後 変更許可申請書(本文
		4 株 復木移送ポンプ <u>夜木移送ポンプ*1</u> (五号))のリ(3)(ii)c.
		#**
		费 程*10 m 以上**。 以上**。 以上**。 以上**。 以上**。 以上**。 以上**。 以上**。
		最高使用圧力 MPa 1,37*3
		最高使用温度 ℃ 66*° 吸込内径 mm 150*2.**
		表 主 吐 出 内 径 mm 100 ^{+2,**} 要 ケーシング厚さ mm
		ン 要 ケーシング厚さ mm す た て nm 180*3.**s
		ブ 法 横 mm 770*1.*** 高 き mm 725*4.*11 変更なし
		材 ケーシング 一
		個 数 一 3
		*12 取
		取 補給水系 *** 付 設 置 珠 一 原子炉建屋
		箇 0. P0. 80m 0-925-5
		所 区 画 番 号
		原 種 類 一 誘導電動機
		助 出 力 kW/個 45 変更なし 個 数 - 3
		機 取 付 箇 所 一 ポンプと同じ*** 注記*1:非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備 (低圧代替注水系) 及び原子炉格納
		施設のうち圧力低減設備その他の安全設備の原子炉格納容器安全設備(原子炉 格納容器下部注水系、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系、低圧代替注水系) ト 兼 囲
		*2: 記載の適正化を行う。既工事計画書には「定格容量」 *3: 既工事計画書に記載がないため,記載の適正化を行う による。
		*4:公称値を示す。 *5:重大事故等時における,非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備(低圧代替 注水系)及び原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備の原子炉格
		納容器安全設備(低圧代替注水系)で使用する場合の値(ポンプ1台運転時)。 *6: 重大事故等時における,非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備(低圧代替 注水系)で使用する場合の値(ポンプ2台運転時)。
		注か系)で使用する場合の値(ホンノ2台運転時)。 *7: 重大事故等時における,原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備 の原子炉格納容器安全設備(原子炉格納容器代替スプレイ冷却系)で使用する
		場合の値(ポンプ2台運転時)。 *8 : 重大事故等時における,原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備
		の原子炉格納容器安全設備 (原子炉格納容器下部注水系) で使用する場合の値 (事前水張り:ポンプ1台運転時)。 *9:重大事故等時における,原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備
		の原子炉格納容器安全設備(原子炉格納容器下部注水系)で使用する場合の値 (溶融炉心冷却:ポンプ1台運転時)。
		*10: 記載の適正化を行う。既工事計画書には「定格揚程」と記載。 *11: 既工事計画書に記載がないため、記載の適正化を行うと記載内容は、平成4年4 日3日はは30年2月100日にアジョン・カンエ専計画の近付ま類「第2-2-2回」第4
		月3日付け4資庁第1992号にて認可された工事計画の添付書類「第2-2-3図 復水 移送ポンプ構造図」による。 *12:非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備及び原子炉格納施設のうち圧力低減
		設備その他の安全設備の原子炉格納容器安全設備で使用する場合の記載事項。

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性 備 考
代替循環冷却系	(5) 代替循環冷却系	【原子炉格納施設】(要目表)	
代替循環冷却系 代替循環冷却ポンプ (1)(3)(ii) b. 原子炉格納容器の過圧 破損を防止するための設備」他と兼用).	(5) 代替循環冷却系 a. 代替循環冷却ポンプ 第9.3-1表 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備の主要機器仕様に記載する。	(原子炉格納施設) (要目表) 7.3 圧力低減設備その他の安全設備 (6) 原子炉格輸客器安全設備 (6) 原子炉格輸客器安全設備 (7) 代替循環冷却系 (7) ボンブ (常設) (8) 変更前 変 更 後 (大替循環冷却ボンブ*1 (2) (表 (150**) (3) (11) C. 一⑥ (4) (16) 原子炉格前系流 (八子炉格前深流 (八子炉格) () () () () () () () () () (設計及び工事の計画の リ(3)(ii)c⑥は、設置 変更許可申請書(本文 (五号))のリ(3)(ii)c. -⑥と同義であり整合 している。
残留熱除去系熱交換器 リ(3)(ii)c⑦ (「リ(3)(ii)b.原子炉格納容器の過圧 破損を防止するための設備」他と兼用)	b. 残留熱除去系熱交換器 第9.3-1表 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備の主要機器仕様に記載する。	【原子炉格納施設】(要目表) d. 代替循環冷却系	設計及び工事の計画の リ(3)(ii)c⑦は,設置 変更許可申請書(本文 (五号))のリ(3)(ii)c. -⑦と同義であり整合 している。

設置変更許可申請書(本文(五号)) 設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項 設計及び工事の計画 該当事項 整合性 考 備 低圧代替注水系(常設) (6) 低圧代替注水系(常設) 【原子炉冷却系統施設(蒸気タービンを除く。)】 復水移送ポンプ a. 復水移送ポンプ (要目表) 3.7 原子炉冷却材補給設備 以(3)(ii)c.-⑧(「ホ(3)(ii)b.(c) 原子炉冷却材圧力 第5.6-1表 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発 設計及び工事の計画の 3.7.2 補給水系 (1) ポンプ リ(3)(ii)c.-⑧は,設置 バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設 電用原子炉を冷却するための設備の主要機器仕様に記載 変 更 後 変 更 前 復水移送ポン 復水移送ポンプ*1 称 変更許可申請書(本文 備」他と兼用) する。 種 類 うず巻形 変更なし 変更なし 以上**, 以上**, 以上**, 以上**, (五号))の『(3)(ii)c. (100*4) 3 量*: m²/h/個 -⑧と同義であり整合 している。 以上**。以上**。 以上**。 以上**。 以上*5, 以上*1 程*10 m 最高使用圧力 1.37*3 最高使用温度 66*1 吸 込 内 径 150*3.*4 mm 吐出內径 100** ** mm ケーシング厚さ mm mm 180*3.*4 横 mm 770**.*4 変更なし 725*4.*11 mm ケーシングカバー 復木移送ポンプ (ライン名) 補給水系 付 設 置 床 原子炉建崖 0. P. -0. 80m 100 濫水防護上の R-B2F-5 所 区 画 番 号 温水防護上の 床上 0.10m以上 配慮が必要な高さ 誘導電動機 原種 変更なし kW/個 45 個 数 機取 付 箇 所 ポンプと同じ*1 ポンプと同じ 注記*1:非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備 (低圧代替注水系) 及び原子炉格納 施設のうち圧力低減設備その他の安全設備の原子炉格納容器安全設備 (原子炉 格納容器下部注水系,原子炉格納容器代替スプレイ冷却系,低圧代替注水系) *2 :記載の適正化を行う。既工事計画書には「定格容量」 [リ(3)(ii)c. -8] *3:既工事計画書に記載がないため、記載の適正化を行う *4:公称値を示す。 *5:重大事故等時における,非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備(低圧代替 注水系)及び原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備の原子炉格 納容器安全設備(低圧代替注水系)で使用する場合の値(ポンプ1台運転時)。 *6: 重大事故等時における, 非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備(低圧代替 注水系)で使用する場合の値(ポンプ2台運転時)。 *7: 重大事故等時における,原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備 の原子炉格納容器安全設備 (原子炉格納容器代替スプレイ冷却系) で使用する 場合の値(ポンプ2台運転時)。 *8: 重大事故等時における,原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備 の原子炉格納容器安全設備(原子炉格納容器下部注水系)で使用する場合の値 (事前水張り:ポンプ1台運転時)。 *9 : 重大事故等時における,原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備 の原子炉格納容器安全設備 (原子炉格納容器下部注水系) で使用する場合の値 (溶融炉心冷却:ポンプ1台運転時)。 *10:記載の適正化を行う。既工事計画書には「定格揚程」と記載。 *11: 既工事計画書に記載がないため、記載の適正化を行う。記載内容は、平成4年4 月3日付け4資庁第1992号にて認可された工事計画の添付書類「第2-2-3図 復水 移送ポンプ構造図」による。 *12:非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備及び原子炉格納施設のうち圧力低減 設備その他の安全設備の原子炉格納容器安全設備で使用する場合の記載事項。

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備	考
高圧代替注水系	(8) 高圧代替注水系	【原子炉冷却系統施設(蒸気タービンを除く。)】			
リ(3)(ii)c⑨高圧代替注水系ポンプ	a. 高圧代替注水系ポンプ	(要目表)	設計及び工事の計画の		
『(3)(ii)c⑩ (「ホ(3)(ii)b. (a) 原子炉冷却材圧力	第5.4-1表 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発	3.6 非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備	リ(3)(ii)c⑨は, 設置		
バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設	電用原子炉を冷却するための設備の主要機器仕様に記載	3.6.3 高圧代替注水系 (1) ポンプ (常設)	変更許可申請書(本文		
備」と兼用)	する。.	変更前	(五号))の『(3)(ii)c.		
		名 称 高圧代替注水系 タービンポンプ	-⑨と同一設備であり		
		種 類 - ターボ形 容 量*2 m³/h/個 以上 (90.8*3)	整合している。		
		揚 程*2 m 以上 (882*3) B 京 体 用 F +*2 MD			
		最高使用压力*2 MPa	設計及び工事の計画の		
		吸 込 内 径 mm 144.0*3	リ(3)(ii)c⑩は, 設置		
		要 た て mm 850*3	変更許可申請書(本文		
		ポ 寸 横 mm 771.6*3 ン 法 高 さ mm 1199*3	(五号))の『(3)(ii)c.		
		ン 法 ケーシング厚さ mm (66.0*3) SCS6 相当	-⑩と同義であり整合		
		7 M 7 - 2 2 7 -	している。		
		ヤ ケーシングカバー			
		系 統 名 取 (ライン名) 高圧代替注水系タービンポンプ高圧代替注水系			
		付 設 置 床 — 原子炉建屋 0. P. −0. 80m			
		箇 溢 木 防 護 上 の 区 画 番 号 所 溢 木 防 護 上 の			
		Max			
		助 出 力 kW/個			
		機 取付簡所 一 1 ポンプと同じ			
		注記*1:原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備の原子炉格純容器安全設備(高圧代替注水系)と兼用。			
		*2:重大事故等時における使用時の値。 *3:公称値を示す。 リ(3)(ii)c.一(ii)			

設置変更許可申請書 (本文 (五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項		設計及	及び工事	の計画 該当事項		整合性	備	考
ほう酸水注入系	(9) ほう酸水注入系	[計測制御系統施記	役】 (要	[目表]				
ほう酸水注入系ポンプ	a. ほう酸水注入系ポンプ								
『(3)(ii)c⑪ (「へ(4) 非常用制御設備」他と兼用)	第6.1.2-3表 ほう酸水注入系主要仕様に記載する。		4 ほう酸水注入設備 4.4.1 ほう酸水注入系 (1) ポンプ (常設)				設計及び工事の計画の		
			(I) #27 (MIX)		変 更 前	变更後	『(3)(ii)c⑪は, 設置		
		名		称	ほう酸水注入系ポンプ	ほう酸水注入 系ポンプ*1	変更許可申請書(本文		
			種 類	m ³ /h/個*4	往復形*2 以上*6(9, 78*6)		(五号))の『(3)(ii)c.		
			社 出 压 为	10 000	从上*f (8: 43*6,*f)				
			最高使用圧力	MPa	(吸込側) 1.18*5 (吐出側) 10,79*5		-⑪と同義であり整合		
			最高使用温度 吸込内径	°C nm	66*5 78. 1*5.*6	-	している。		
			主 吐 出 內 径	18	38. 4*1.*6				
			要ケーシング厚さ	nm nm	*6 (17.75*5.*6) 1425*5.*6				
		北	法横	tum.	900*6*6	変更なし			
		7	高 き リキッドシリンダ	nin	887*6,*8				
			材リキッドシリンダカバ	18					
			個 数	-	2**				
			奈 統 名 (ライン名)		はう酸水注入系ポンプ ほう酸水注入系				
			取付 設 置 床		原子炉建屋 0. P. 22. 50m				
			所 溢水防護上の 区 画 番 号 溢水防護上の		=	R-2F-3-1 床上			
		-	配慮が必要な高さ 種 類	_	誘導電動機	0.12m ELE			
		原動	出为	kW/個	37	変更なし			
		根据	取 付 茵 所		2** ポンプと同じ**	ポンプと同じ			
			至), 原子仮格納施設	のうち圧力値	程炉心冷却設備その他原子炉洗水設備 L減設備その他の安全設備の原子炉料	各納容器安全設備			
		X	(ほう酸水注入系) *2:記載の適正化を行う。	と兼用。 既工事計画	書には「往復式」と記載 書には「定務容量」と記述	(;;) ₋ (i)			
			*4:記載の適正化を行う。	画信車工規	書には「D/min/個」と記し				
			*6 ; 公称値を示す。		載の適正化を行う。記載内容は、設	対図書による。			
				がないため記	載の適正化を行う。記載内容は、平				
			注入系ポンプ構造図」	による。	れた工事計画の添付書類「第 7-3-3書には「2 (予備 1)」と記載。	2-2 図 ほう酸水			
			***: 記載の趣正化を行う。	35. 上半計画	香には「2(下頭 1/) こ記載。				

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
[可搬型重大事故等対処設備]	(2) 原子炉格納容器下部注水系 (可搬型)	【核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設】(要目表)		
原子炉格納容器下部注水系(可搬型)	a. 大容量送水ポンプ (タイプ I)	A TIT Se like to Industriality A bit Vs // 201. (the		
大容量送水ポンプ (タイプ I)	第4.3-1表 使用済燃料プールの冷却等のための設備	2.4 使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備 2.4.2 燃料プール代替注水系 (2) ポンプ (可搬型)		
リ(3)(ii)c③ (「ニ(3)(ii) 使用済燃料プールの冷却		変更前 変 更 後	設計及び工事の計画の	
等のための設備」他と兼用)		名 称 大容量送水ポンプ (タイプ1)*1 種 類 一 うず巻型	リ(3)(ii)c®は,設置	
		114 以上*3 126 以上*4	変更許可申請書(本文	
		10以上*5 199以上*6 容 量*2 m³/h/個 150以上*7	(五号))の『(3)(ii)c.	
		1300以上*8	-⑬と同義であり整合	
		88以上* ¹⁰ (1440* ¹¹)	している。	
		42.1以上*3 116.1以上*4 21.6以上*5		
		据 程*2 m 117.8以上*6 30.8以上*7		
		94.8以上** 98.8以上** ⁹ 95以上* ¹⁰		
		(122*11)		
		□ → 最高使用圧力*2 MPa → 最高使用混废*2 ℃ 50		
		プ 吸 込 口 径 mm 300*11 吐 出 口 径 mm 250*11		
		た て mm 1050*11		
		世 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		
		車 両 全 長 mm 12750*11		
		車 両 全 幅 mm 2495*11 車 両 高 さ mm 3510*11		
		材料 ケーシング 一 ダクタイル鋳鉄		
		個 数 — 4 (予備 1) 保管場所:		
		取 付 箇 所 — ・第1保管エリア 屋外 O. P. 約 62m ・第2保管エリア 屋外 O. P. 約 62m		
		・第3保管エリア 屋外 0. P.約14.8m (次頁へ続く)		

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
		(前質からの続き)		
		変更前 変 更 後		
		・ 第 4 保管エリア - 屋外 O. P. 約 62m		
		予備を含めた5個を第1保管エリア に1個、第2保管エリアに1個、第 3保管エリアに2個及び第4保管エ リアに1個保管する。		
		ン 取 付 箇 所		
		機 類		
		機 個 数 - 取 付 適 所 -		
		在記率1 使用点燃料的整體的起泡化證明(原料と一・2.7%とも、原子を含填孔地區區の方式。		
		*15: 当該取付箇所は、本系統並びに使用済燃料貯蔵槽合却浄化設備(燃料ブールスブレイ 系)、原子炉冷却系統施設のうち残留熱除去設備(原子炉格納容器フルタペント系)、 非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備(低圧代替注水系、代替水源移送系)及び 原子炉格納容器下部注水系。原子炉格納容器代替スプレイ冷却系。低圧代替注水系)。放 射性物質濃度制御設備及び可燃性力ス濃度制御設備並びに格納容器再循環設備(原子 炉格納容器フィルタペント系)、圧力逃がし装置(原子炉格納容器フィルタペント系) として使用する場合の取付箇所を示す。 *16: 当該取付箇所は、本系統並びに使用済燃料貯暖槽冷却浄化設備(燃料ブールスプレイ 系)、原子炉冷却系被施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備(低圧代替 注水系、代替水源移送系)、原子炉格納容器内部分配价。原子炉 格納容器下部注水系。原子炉格納容器		
		使用する場合の取付箇所を示す。		

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項 整 合 性 備	# 考
原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)	(4) 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系 (可搬型)	【核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設】(要目表)	
大容量送水ポンプ(タイプI)	a. 大容量送水ポンプ (タイプ I)_		
	第4.3-1表 使用済燃料プールの冷却等のための設備	2.4 使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備 2.4.2 燃料プール代替注水系 設計及び工事の計画の	
等のための設備」他と兼用)	の主要機器仕様に記載する。	(2) ポンプ (可搬型) 変更前 変更後 リ(3)(ii)c④は、設置	
		名 称 大容量送水ポンプ (タイプ I) *1 種 類 - うず参型 変更許可申請書(本文)	
		The state of t	
		10以上**5	
		客 量*2 m³/h/個 150以上*7 1200以上*8	
		50以上*9 88以上*10	
		(1440*11) 42.1以上*3 116.1以上*4	
		21.6 以上*6	
		揚 程*2 m 30.8以上*7 94.8以上*8	
		98.8以上** ⁹ 95以上* ¹⁰	
		ポ 最 高 使 用 圧 力*2 MPa	
		ン 最高使用温度* ² ℃ 50	
		吸込口径mm 300*11 吐出口径mm 250*11	
		た て mm 1050*11	
		要すす法 横 mm 1280*11 高 さ mm 525*11	
		車 両 全 長 mm 12750*11	
		車 両 全 幅 mm 2495*11 車 両 高 さ mm 3510*11	
		材 ケ ー シ ン グ ー ダクタイル鋳鉄	
		個 数 — 4 (予備 1)	
		取 付 箇 所 — 保管場所: - 第1保管エリア 屋外 0. P. 約 62m	
		・第2保管エリア 屋外 0. P. 約 62m ・第3保管エリア 屋外 0. P. 約 14. 8m	
		(次頁~続く)	

低圧代替注水系(可機型) 大容量送水ポンプ(タイプ I) (7) 低圧代替注水系(可機型) a. 大容量送水ポンプ(タイプ I) 第4.3 — 1表 使用済燃料ブールの治却等のための設備 第2.4 使用済燃料ブールの治却等のための設備 第2.4 使用済燃料ブールの治却等のための設備 第2.5 (第2.5 (第2.
F(3)(ii) c (5)([-2(3)(ii) 使用済燃料ブールの冷却等のための設備
展高使用速度*** C

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	東東部 東東	整 合 性	/
		子炉格納容器下部注水系、原子炉格納容器代替スプレイ給却系、低圧代替注水系)。放射性物質濃度制御設備及び可燃性ガス濃度制御設備並びに格納容器再循環設備(原子炉格納容器フィルタベント系)。圧力逃がし装置(原子炉格納容器フィルタベント系)として使用する場合の取付箇所を示す。		

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
原子炉補機代替冷却水系	(5) 代替循環冷却系	【原子炉冷却系統施設(蒸気タービンを除く。)】		
熱交換器ユニット	c. 熱交換器ユニット	(要目表)		
リ(3)(ii)c16 (「ホ(4)(v) 最終ヒートシンクへ熱を	第5.10-1表 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための	3.8_原子炉補機冷却設備。 [J(3)(ii)c16]	「熱交換器ユニット」	
輸送するための設備」他と兼用)	設備の主要機器仕様に記載する。	3.8.3 原子炉補機代替冷却水系 (2) 熱交換器 (可樂型)	は,設置変更許可申請書	
		変 更 前 変 更 後	(本文(五号))におけ	
		名	る『(3)(ii)c⑯を設	
		種類一プレート式	計及び工事の計画の「原	
		容量 (設計熟交換量) M#/台*1 以上(20.0 **)	子炉冷却系統施設」のう	
		水 版高使用温度** °C 70.	ち「原子炉補機冷却設	
		海 最高使用圧力*** MPa 1.20	備」に整理しており整合	
		侧 最高使用温度** ℃ 50 伝 熱 而 積 n²/台** 以上(■**)	している。	
		伝 熟 板 幅 mm □ *□		
		伝 熟 板 高 さ mm ニュニ		
		要 側 板 厚 ざ mm		
		法 全 長 nun		
		車 両 全 長 mm 15915*2 車 両 全 幅 mm 2490*1		
		車 両 高 き mm 3475***		
		材 熟交換器側板 一		
		料 熟交換器伝熟板 — 6 (予備3) *5		
		本 両 個 数 — 2 (予備1)		
		(次頁へ続く)		
		(前買からの続き)		
		変 更 前 変 更 後 保管場所:		
		・第 1 保管エリア 屋外 0.P. 約 62m ・第 3 保管エリア 屋外 0.P. 約 14.8m ・第 4 保管エリア 屋外 0.P. 約 62m		
		予備を含めた3台を上記3箇所のうち 第1保管エリアに1台,第3保管エリ		
		アに1台及び第4保管エリアに1台保 取 付 箇 所 — 管する。		
		取付箇所: (*屋外 0.P. 約 14.8m 原子炉建屋北側)		
		付近 ・屋外 0. P. 約 14. 8m 原子炉建屋西侧		
		[付近		
		注記*1 : 車両1台あたりの容量を示す。		
		*2 : 公称値を示す。 *3 : 重大事故等時における使用時の値。 *4 : 車両1 台あたりの伝熱而積を示す。 *5 : 車両1 台につき3 個設置する。		

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
		(3) ボンブ (可障型) 表更前 表更前 表更前 表更前 表更前 表更前 表更前 表更 表更		

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備	考
大容量送水ポンプ (タイプ I)	d. 大容量送水ポンプ (タイプ I)	【核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設】(要目表)			
(3)(ii)c① (「二(3)(ii) 使用済燃料プールの冷却等のための設備」他と兼用)	第4.3-1表 使用済燃料プールの冷却等のための設備 の主要機器仕様に記載する。	2.4 使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備 2.4.2 燃料プール代替注水系	設計及び工事の計画の リ(3)(ii)c①は,設置		
大容量送水ポンプ (タイプ I) J (3) (ii) c① (「ニ(3)(ii) 使用済燃料プールの冷却	d. 大容量送水ポンプ (タイプ I) 第4.3-1表 使用済燃料プールの冷却等のための設備	【核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設】 (要目表) 2.4 使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備	設計及び工事の計画の リ(3)(ii)c.一切は、設置 変更許可申請書(本文 (五号))のリ(3)(ii)c. 一切と同義であり整合 している。	/帕	<i>芍</i>

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
		(前頁からの続き)		
		変更前 変 更 後		
		+ 第.4 保管エリア - 屋外 0.P. 約 62m		
		テ備を含めた5個を第1保管エリア に1個、第2保管エリアに1個、第 3保管エリアに2個及び第4保管エ		
		シ 取 付 簡 所 一 取付箇所:		
		- Martin Marti		
		横 類		
		版		
		注記*1:使用消燃料的蔵槽冷却冷化設備(燃料アールスプレイ系)。原子炉冷却系統施設のうち 残留熱除主設備(原子炉格納容器フィルタベント系)。非常用炉心冷却設備その他原子 炉注水設備(低圧代替注水系、代替水源移送系)。原子炉補機合均設備(原子炉補機代 唇冷却水系)及び原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備の原子炉格納 容器安全設備(原子炉格納容器下部注水系、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系、低		
		存器女主政備(原子炉格納容器下部注水系、原子炉格納容器代替スプレイ倍均系、低 任代財化水系)、放射性物質療法制御設備及び可燃性ガス濃度制御設備がに、核納容器 可構構設備(原子炉格納容器フィルタ・シト系)、圧力速がし実置(原子炉格納容器フィルタペント系)と兼用 *2 : 重大事故等時における使用時の値。 り(3)(ii)c.一①		
		*3:本系統で使用する場合の値を示す。 *4:使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備(燃料プールスプレイ系)で使用する場合の値を示す。 *5:原子炉冷却系統施設のうち残留熱除去設備(原子炉格納容器フィルタベント系)及び 原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備の放射性物質濃度制御設備及び		
		可燃性ガス濃度制御設備並びに格納容器再循環設備(原子炉格納容器フィルタベント 系), 圧力逃がし装置(原子炉格納容器フィルタベント系)で使用する場合の値を示す。 *6:原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備(低圧代替注水		
		系)及び原子炉格箱施設のうち圧力低減設備その他の安全設備の原子炉格納容器安全 設備(低圧代替注水系)で使用する場合の値を示す。*7:原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備(代替水源移送系)で使用する場合の値を示す。		
		*8 : 原子炉冷却系統施設のうち原子炉補機冷却設備 (原子炉補機代替冷却水系) で使用する場合の値を示す。 *9 : 原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備の原子炉格納容器安全設備(原		
		子が格納容器下部注水系)で使用する場合の値を示す。 *10:原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備の原子炉格納容器安全設備(原 子炉格納容器代替スプレイ冷却系)で使用する場合の値を示す。 *11:公称値を示す。		
		*12:淡水貯水槽を水原とし、本系就並びに使用済燃料貯蔵槽冷却净化設備(燃料ブールスプレイ系)。原子炉冷却系被施設のうち残留熱除土設備(原子炉格納容器フィルタベント系)。非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備(低圧代替注水系。代替水原移送系)。		
		及び原子が格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備の原子が格納容器安全設備 (原子が格納容器下部注水系、原子が格納容器代替スプレイ冷却系、毎圧代替注水系), 放射性物質濃度制御設備及び可燃性ガス濃度制御設備並びに格納容器再類環設備(原子 が格納容器フィルタベント系), 圧力逐がし装置(原子が格納容器フィルタベント系)		
		で使用する場合の値を示す。 *13:原子炉冷却系統施設のうち原子炉補機冷却設備(原子炉補機代替冷却水系)で使用する 場合の値を示す。		
		*14:海を水源とし、本系統並びに使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備(燃料ブールスプレイ系)、 原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備(低圧代替注水 系,代替水源移送系)及び原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備の原子 炉格納容器安全設備(原子炉格納容器下部注水系、原子炉格納容器代替スプレイ冷却		
		系、仮圧代替注水系)で使用する場合の値を示す。 *15: 当該取付箇所は、本系統並びに使用済燃料貯蔵槽治却浄化設備(燃料ブールスプレイ 系)、原子炉冷却系統施設のうち投留熱除去設備(原子炉格納容器フィルタベント系)、 非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備(低圧代替注水系、代替水源移送系)及び		
		原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備の原子炉格納容器安全設備(原子炉格納容器下部注水系、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系、低圧代替注水系)、放射性物質濃度制御設備及び可燃性ガス濃度制御設備並びに格納容器再循環設備(原子炉格納容器フィルタベント系)、圧力逃がし装置(原子炉格納容器フィルタベント系)		
		として使用する場合の取付箇所を示す。 *16:当該取付箇所は、本系統並びに使用済然科貯蔵槽冷却浄化設備(燃料ブールスプレイ 系)、原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備(低圧代替		
		注水系,代替水源移送系)、原子炉補機冷却設備(原子炉補機代替冷却水系)及び原子 炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備の原子炉格納容器安全設備(原子炉 格納容器下部注水系、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系、低圧代替注水系)として 使用する場合の取付箇所を示す。		

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備	老
d. 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するため	9.5 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するた	【原子炉格納施設】 (基本設計方針)			
の設備	めの設備	3.3.6 可搬型窒素ガス供給系			
	9.5.1 概要	<中略>			
炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納	<u>炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納</u>	<u>炉心の著しい損傷が発生した場合において,原子炉格納</u>	設計及び工事の計画の		
容器内における水素爆発による破損を防止する则	容器内における水素による爆発(以下「水素爆発」という。)	容器内における水素爆発による破損を防止する	リ(3)(ii)d①は, 設置		
3)(ii)d①必要がある場合には、水素爆発による原子炉	による破損を防止する必要がある場合には、水素爆発によ	(3)(ii)d①ために必要な重大事故等対処設備のうち,原	変更許可申請書(本文		
各納容器の破損を防止するために必要な重大事故等対処	る原子炉格納容器の破損を防止するために必要な重大事	子炉格納容器内を不活性化するための設備として,可搬型	(五号))の『(3)(ii)d.		
没備を設置及び保管する。	故等対処設備を設置及び保管する。	窒素ガス供給装置を設ける設計とする。	-①と同義であり整合		
水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するため	水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するため	<中略>	している。		
D設備のうち, 炉心の著しい損傷が発生した場合において	の設備の系統概要図を第9.5-1図から第9.5-3図に示す。				
原子炉格納容器内における水素爆発による破損を防止で		【非常用電源設備】(基本設計方針)			
きるよう,原子炉格納容器内を不活性化するための設備と	9.5.2 設計方針	2. 交流電源設備			
して,可搬型窒素ガス供給装置を設ける。	水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するため	2.5 可搬型窒素ガス供給装置発電設備			
	の設備のうち、炉心の著しい損傷が発生した場合において	可搬型窒素ガス供給装置発電設備は,車両内に搭載し,			
	原子炉格納容器内における水素爆発による破損を防止で	可搬型窒素ガス供給装置に給電できる設計とする。			
	きるよう,原子炉格納容器内を不活性化するための設備と				
	して,可搬型窒素ガス供給装置を設ける。				
		【原子炉格納施設】 (基本設計方針)			
		3.3.7 原子炉格納容器フィルタベント系			
水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するため	水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するため	<u>炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納</u>			
の設備のうち,炉心の著しい損傷が発生した場合において	<u>の設備のうち、炉心の著しい損傷が発生した場合において</u>	容器内における水素爆発による破損を防止できるように,			
原子炉格納容器内における水素爆発による破損を防止で	原子炉格納容器内における水素爆発による破損を防止で	原子炉格納容器内に滞留する水素及び酸素を大気へ排出			
きるよう,原子炉格納容器内に滞留する水素及び酸素を大	きるよう,原子炉格納容器内に滞留する水素及び酸素を大	するための設備として,原子炉格納容器フィルタベント系			
気へ排出するための設備として,原子炉格納容器フィルタ	気へ排出するための設備として、原子炉格納容器フィルタ	を設ける設計とする。			
ベント系を設ける。_	ベント系を設ける。	<中略>			
		【計測制御系統施設】(基本設計方針)			
		2. 計測装置等			
		2.1 計測装置			
		2.1.2 原子炉格納容器内の水素濃度及び酸素濃度の計測			
水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するため	水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するため	水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するため	設計及び工事の計画の		
D設備のうち,炉心の著しい損傷が発生した場合におい	<u>の設備のうち、炉心の著しい損傷が発生した場合におい</u>	<u>の設備のうち、炉心の著しい損傷が発生した場合におい</u>	『(3)(ii)d②は、設置		

て,原子炉格納容器内の水素濃度を監視する設備として,	て,原子炉格納容器内の水素濃度を監視する設備として,	て,原子炉格納容器内の水素濃度及び酸素濃度が変動する	変更許可申請書(本文		

			±6 A UL	/ -11-	- 1 y
設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項 ②格納容器内水素濃度(D/W),格納容器内水素濃度(S/C),	整合性 - ②を具体的に記載し		考
					
		格納容器内雰囲気水素濃度及び格納容器内雰囲気酸素濃	ており整合している。		
		度を設ける設計とする。			
		<中略>			
		【原子炉格納施設】 (基本設計方針)			
		3.4 原子炉格納容器調気設備			
		3.4.1 原子炉格納容器調気系			
		<中略>			
また, 炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉	また, 炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉	炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納			
格納容器内における水素爆発による破損を防止できるよ	格納容器内における水素爆発による破損を防止できるよ	容器内における水素爆発による破損を防止できるように,			
う,発電用原子炉の運転中は,原子炉格納容器内を原子炉	う,発電用原子炉の運転中は,原子炉格納容器内を原子炉	発電用原子炉の運転中は、原子炉格納容器内を原子炉格納			
格納容器調気系により常時不活性化する設計とする。	格納容器調気系により常時不活性化する設計とする。	容器調気系により常時不活性化する設計とする。			
(a) 炉心の著しい損傷が発生した場合の原子炉格納容器	(1) 炉心の著しい損傷が発生した場合の原子炉格納容器	3.3.6 可搬型窒素ガス供給系			
水素爆発防止	水素爆発防止	<中略>			
(a-1) 可搬型窒素ガス供給装置による原子炉格納容器内	a. 可搬型窒素ガス供給装置による原子炉格納容器内の不				
の不活性化	活性化				
リ(3)(ii)d③原子炉格納容器内を不活性化するための	原子炉格納容器内を不活性化するための重大事故等対	リ(3)(ii)d③可搬型窒素ガス供給装置は,原子炉格納	設計及び工事の計画の		
重大事故等対処設備として,可搬型窒素ガス供給装置は,	<u>処設備として</u> ,可搬型窒素ガス供給装置を使用する。	容器内に窒素を供給することで、ジルコニウムー水反応、	リ(3)(ii)d③は,設置		
原子炉格納容器内に窒素を供給することで、ジルコニウム	可搬型窒素ガス供給装置は,原子炉格納容器内に窒素を	水の放射線分解等により原子炉格納容器内に発生する水	変更許可申請書(本文		
-水反応,水の放射線分解等により原子炉格納容器内に発	供給することで、ジルコニウムー水反応、水の放射線分解	素及び酸素の濃度を可燃限界未満にできる設計とする。	(五号)) [J(3)(ii)d		
生する水素及び酸素の濃度を可燃限界未満にすることが	等により原子炉格納容器内に発生する水素及び酸素の濃		③と同義であり整合し		
可能な設計とする。	 度を可燃限界未満にすることが可能な設計とする。		ている。		
	主要な設備は、以下のとおりとする。				
	・可搬型窒素ガス供給装置	 可搬型窒素ガス供給装置は,車両内に搭載された可搬型			
	・常設代替交流電源設備(10.2 代替電源設備)	 窒素ガス供給装置発電設備により給電できる設計とする。			
	・燃料補給設備(10.2 代替電源設備)	可搬型窒素ガス供給系の流路として,設計基準対象施設			
		である原子炉格納容器を重大事故等対処設備として使用			
	弁を重大事故等対処設備として使用する。	することから、流路に係る機能について重大事故等対処設			
	その他、設計基準対象施設である原子炉格納容器を重大				
	事故等対処設備として使用する。				
	1 12 13 713 7 ER VIII C C C DC/13 / 00				

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
(a-2) 原子炉格納容器フィルタベント系による原子炉格	b. 原子炉格納容器フィルタベント系による原子炉格納容	3.3 放射性物質濃度制御設備及び可燃性ガス濃度制御設		
納容器内の水素及び酸素の排出	器内の水素及び酸素の排出	備並びに格納容器再循環設備		
		3.3.7 原子炉格納容器フィルタベント系		
		<中略>		
原子炉格納容器内に滞留する水素及び酸素を大気へ排	原子炉格納容器内に滞留する水素及び酸素を大気へ排	原子炉格納容器内に滞留する水素及び酸素を大気へ排		
出するための重大事故等対処設備として,原子炉格納容器	出するための重大事故等対処設備として,原子炉格納容器	出するための重大事故等対処設備として、原子炉格納容器		
フィルタベント系は、炉心の著しい損傷が発生した場合に	フィルタベント系を使用する。	<u>フィルタベント系は、</u> フィルタ装置(フィルタ容器、スク		
おいて,原子炉格納容器内雰囲気ガスを原子炉格納容器調	原子炉格納容器フィルタベント系は,フィルタ装置(フ	ラバ溶液、金属繊維フィルタ、放射性よう素フィルタ)、		
気系等を経由して,フィルタ装置へ導き,放射性物質を低	ィルタ容器、スクラバ溶液、金属繊維フィルタ、放射性よ	フィルタ装置出口側ラプチャディスク、配管・弁類、計測		
減させた後に原子炉建屋屋上に設ける放出口から排出す	う素フィルタ),フィルタ装置出口側圧力開放板,配管・	制御装置等で構成し、炉心の著しい損傷が発生した場合に		
ることで、排気中に含まれる放射性物質の環境への放出量	弁類、計測制御装置等で構成し、炉心の著しい損傷が発生	おいて,原子炉格納容器内雰囲気ガスを原子炉格納容器調		
を低減しつつ、ジルコニウムー水反応、水の放射線分解等	した場合において、原子炉格納容器内雰囲気ガスを原子炉	気系等を経由して、フィルタ装置へ導き、放射性物質を低		
により発生する原子炉格納容器内の水素及び酸素を大気	格納容器調気系等を経由して,フィルタ装置へ導き,放射	減させた後に原子炉建屋屋上に設ける放出口から排出(系		
に排出できる設計とする。	性物質を低減させた後に原子炉建屋屋上に設ける放出口	統設計流量10.0kg/s (1Pdにおいて)) <u>することで, 排気</u>		
	から排出することで、排気中に含まれる放射性物質の環境	中に含まれる放射性物質の環境への放出量を低減しつつ,		
	への放出量を低減しつつ, ジルコニウムー水反応, 水の放	ジルコニウムー水反応、水の放射線分解等により発生する		
	射線分解等により発生する原子炉格納容器内の水素及び	原子炉格納容器内の水素及び酸素を大気に排出できる設		
	酸素を大気に排出できる設計とする。	計とする。		
		<中略>		
原子炉格納容器フィルタベント系は,排気中に含まれる	原子炉格納容器フィルタベント系は、排気中に含まれる	原子炉格納容器フィルタベント系は、排気中に含まれる		
可燃性ガスによる爆発を防ぐため、系統内を不活性ガス	可燃性ガスによる爆発を防ぐため、系統内を不活性ガス	可燃性ガスによる爆発を防ぐため, 可搬型窒素ガス供給系		
(窒素) で置換した状態で待機させ,原子炉格納容器ベン	(窒素) で置換した状態で待機させ,原子炉格納容器ベン	により、系統内を不活性ガス(窒素)で置換した状態で待		
ト開始後においても不活性ガス(窒素)で置換できる設計	ト開始後においても不活性ガス(窒素)で置換できる設計	機させ、原子炉格納容器ベント開始後においても不活性ガ		
とするとともに、系統内に可燃性ガスが蓄積する可能性の	とするとともに、系統内に可燃性ガスが蓄積する可能性の	ス (窒素) で置換できる設計とするとともに,系統内に可		
ある箇所にはバイパスラインを設け、可燃性ガスを連続し	ある箇所にはバイパスラインを設け、可燃性ガスを連続し	燃性ガスが蓄積する可能性のある箇所にはバイパスライ		
て排出できる設計とすることで、系統内で水素濃度及び酸	て排出できる設計とすることで、系統内で水素濃度及び酸	ンを設け、可燃性ガスを連続して排出できる設計とするこ		
素濃度が可燃領域に達することを防止できる設計とする。	素濃度が可燃領域に達することを防止できる設計とする。	とで、系統内で水素濃度及び酸素濃度が可燃領域に達する		
		ことを防止できる設計とする。		
		可搬型窒素ガス供給装置は,車両内に搭載された可搬型		
		窒素ガス供給装置発電設備により給電できる設計とする。		
		<中略>		
		3.3.7 原子炉格納容器フィルタベント系		
		<中略>		

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備	考
		粒子状放射性物質、ガス状の無機よう素及び有機よう素を			
		除去できる設計とする。また、無機よう素をスクラバ溶液			
		中に捕集・保持するためにアルカリ性の状態(待機状態に			
		おいてpH13以上)に維持する設計とする。			
		<中略>			
		原子炉格納容器フィルタベント系使用時の排出経路に			
		設置される隔離弁は、遠隔手動弁操作設備(個数4) (原			
		子炉格納施設のうち「3.5.1 原子炉格納容器フィルタベ			
		ント系」の設備を原子炉格納施設のうち「3.3.7 原子炉			
		格納容器フィルタベント系」の設備として兼用)によって			
		人力により容易かつ確実に操作が可能な設計とする。			
		排出経路に設置される隔離弁の電動弁については,常設			
		代替交流電源設備,可搬型代替交流電源設備,所內常設蓄			
		電式直流電源設備,常設代替直流電源設備又は可搬型代替			
		直流電源設備からの給電により、中央制御室から操作が可			
		能な設計とする。			
		原子炉格納容器フィルタベント系は、代替淡水源から、			
		大容量送水ポンプ(タイプI)によりフィルタ装置にスク			
		ラバ溶液を補給できる設計とする。			
		<中略>			
		【計測制御系統施設】 (基本設計方針)			
		2.1.3 原子炉格納容器フィルタベント系排出経路内の水			
		素濃度の計測			
排出経路における水素濃度を測定し、監視できるよう、	排出経路における水素濃度を測定し、監視できるよう、	原子炉格納容器フィルタベント系の排出経路における			
フィルタ装置出口配管にフィルタ装置出口水素濃度を設	フィルタ装置出口配管にフィルタ装置出口水素濃度を設	水素濃度を測定し、監視できるよう、フィルタ装置出口配			
ける。また、放射線量率を測定し、放射性物質濃度を推定	ける。また、放射線量率を測定し、放射性物質濃度を推定	管にフィルタ装置出口水素濃度(個数2,計測範囲0~			
できるよう,フィルタ装置出口配管にフィルタ装置出口放	できるよう,フィルタ装置出口配管にフィルタ装置出口放	30vo1%のものを1個, 計測範囲0~100vo1%のものを1個)			
射線モニタを設ける。_	射線モニタを設ける。	を <u>設ける</u> 設計とする。			
		<中略>			
		【放射線管理施設】(基本設計方針)			
		1. 放射線管理施設			
		1.1 放射線管理用計測装置			
		1.1.1 プロセスモニタリング設備			

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性		考
		<中略>		V114	
		原子炉格納容器フィルタベント系の排出経路における			
		放射線量率を測定し、放射性物質濃度を推定できるよう、			
		フィルタ装置出口配管にフィルタ装置出口放射線モニタ			
		<u>を設ける</u> 設計とする。			
		<中略>			
		【計測制御系統施設】(基本設計方針)			
		2.1.3 原子炉格納容器フィルタベント系排出経路内の水			
		素濃度の計測			
		<中略>			
フィルタ装置出口水素濃度は,常設代替交流電源設備又	フィルタ装置出口水素濃度は,常設代替交流電源設備又	フィルタ装置出口水素濃度は,常設代替交流電源設備又			
は可搬型代替交流電源設備から給電が可能な設計とする。	は可搬型代替交流電源設備から給電が可能な設計とする。	は可搬型代替交流電源設備から給電が可能な設計とする。			
また,フィルタ装置出口放射線モニタは,所内常設蓄電式	また、フィルタ装置出口放射線モニタは、所内常設蓄電式				
直流電源設備,常設代替直流電源設備又は可搬型代替直流	直流電源設備,常設代替直流電源設備又は可搬型代替直流				
電源設備から給電が可能な設計とする。_	電源設備から給電が可能な設計とする。	【放射線管理施設】(基本設計方針)			
	<中略>	1.1.1 プロセスモニタリング設備			
		<中略>			
		フィルタ装置出口放射線モニタは,所内常設蓄電式直流			
		電源設備,常設代替直流電源設備又は可搬型代替直流電源			
		設備から給電が可能な設計とする。			
本系統の詳細については,「リ(3)(ii)b. 原子炉格納容	本系統のうちフィルタ装置出口水素濃度及びフィルタ		設置変更許可申請書(本		
器の過圧破損を防止するための設備」に記載する。	装置出口放射線モニタの詳細については,「6.4 計装設備		文(五号))「リ(3)(ii)		
	(重大事故等対処設備)」に記載し、その他系統の詳細に		b.原子炉格納容器の過		
	ついては,「9.3 原子炉格納容器の過圧破損を防止するた		圧破損を防止するため		
	めの設備」に記載する。		の設備」に示す。		
(b) 原子炉格納容器内の水素濃度監視及び酸素濃度監視	(2) 原子炉格納容器内の水素濃度監視及び酸素濃度監視	【計測制御系統施設】(基本設計方針)			
(b-1) 格納容器内水素濃度 (D/W) 及び格納容器内水素	a. 格納容器内水素濃度 (D/W) 及び格納容器内水素濃	2.1.2 原子炉格納容器内の水素濃度及び酸素濃度の計測			
濃度 (S/C) による原子炉格納容器内の水素濃度監視	度(S/C)による原子炉格納容器内の水素濃度監視				
リ(3)(ii)d④原子炉格納容器内の水素濃度監視を行う	原子炉格納容器内の水素濃度監視を行うための重大事	リ(3)(ii)d④水素爆発による原子炉格納容器の破損を	設計及び工事の計画の		
ための重大事故等対処設備として,格納容器内水素濃度	故等対処設備として,格納容器内水素濃度(D/W)及び	防止するための設備のうち、炉心の著しい損傷が発生した	リ(3)(ii)d④は, 設置		

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備	考
(D/W)及び格納容器内水素濃度(S/C)は、炉心の著しい	格納容器内水素濃度 (S/C) を使用する。	場合において、原子炉格納容器内の水素濃度及び酸素濃度	変更許可申請書(本文		
損傷が発生した場合に、水素濃度が変動する可能性のある	格納容器内水素濃度 (D/W) 及び格納容器内水素濃度	が変動する可能性のある範囲を測定できる設備として、格	(五号)) の (3) (ii) d.		
範囲の水素濃度を中央制御室より監視できる設計とする。	(S/C)は,炉心の著しい損傷が発生した場合に,水素	納容器內水素濃度(D/W),格納容器內水素濃度(S/C),	-④と文章表現は異な		
格納容器内水素濃度(D/W)及び格納容器内水素濃度(S/	濃度が変動する可能性のある範囲の水素濃度を中央制御	格納容器内雰囲気水素濃度及び格納容器内雰囲気酸素濃	るが,内容に相違はない		
<u>C)は,所内常設蓄電式直流電源設備,常設代替直流電源</u>	室より監視できる設計とする。格納容器内水素濃度 (D/	度を設ける設計とする。	ため整合している。		
設備又は可搬型代替直流電源設備から給電が可能な設計	W) 及び格納容器内水素濃度 (S/C) は, 所内常設蓄電	格納容器内水素濃度 (D/W) 及び格納容器内水素濃度			
<u>とする。</u>	式直流電源設備,常設代替直流電源設備又は可搬型代替直	(S/C) は、原子炉格納容器内の水素濃度が変動する可能			
	流電源設備から給電が可能な設計とする。	性のある範囲の水素濃度を中央制御室より監視できる設			
	<中略>	<u>計とする。</u>			
		格納容器内水素濃度 (D/W) 及び格納容器内水素濃度			
		(S/C) は,所内常設蓄電式直流電源設備,常設代替直流			
		電源設備又は可搬型代替直流電源設備から給電が可能な			
		<u>設計とする。</u>			
		<中略>			
(b-2) 原子炉格納容器内雰囲気計装による原子炉格納容	b. 原子炉格納容器内雰囲気計装による原子炉格納容器内	【計測制御系統施設】(基本設計方針)			
器内の水素濃度監視及び酸素濃度監視	の水素濃度監視及び酸素濃度監視	2.1.2 原子炉格納容器内の水素濃度及び酸素濃度の計測			
リ(3)(ii)d⑤原子炉格納容器内の水素濃度監視及び酸	原子炉格納容器内の水素濃度監視及び酸素濃度監視を	リ(3)(ii)d⑤水素爆発による原子炉格納容器の破損を	設計及び工事の計画の		
素濃度監視を行うための重大事故等対処設備として、格納	行うための重大事故等対処設備として,格納容器内雰囲気	防止するための設備のうち、炉心の著しい損傷が発生した	リ(3)(ii)d⑤は、設置		
容器内雰囲気水素濃度及び格納容器内雰囲気酸素濃度は、	水素濃度及び格納容器内雰囲気酸素濃度を使用する。	場合において,原子炉格納容器内の水素濃度及び酸素濃度	変更許可申請書(本文		
炉心の著しい損傷が発生した場合に, ╿(3)(ii)d⑥サン	格納容器内雰囲気水素濃度及び格納容器内雰囲気酸素	が変動する可能性のある範囲を測定できる設備として、格	(五号)) の (3) (ii) d.		
プリング装置により原子炉格納容器内の雰囲気ガスを原	濃度は、炉心の著しい損傷が発生した場合に、サンプリン	納容器內水素濃度(D/W),格納容器內水素濃度(S/C),	-⑤と文章表現は異な		
子炉建屋原子炉棟内へ導き,検出器で測定することで,原	グ装置により原子炉格納容器内の雰囲気ガスを原子炉棟	格納容器内雰囲気水素濃度及び格納容器内雰囲気酸素濃	るが,内容に相違はない		
子炉格納容器内の水素濃度及び酸素濃度を中央制御室よ	内へ導き, 検出器で測定することで, 原子炉格納容器内の	度を設ける設計とする。	ため整合している。		
り監視できる設計とする。格納容器内雰囲気水素濃度及び	水素濃度及び酸素濃度を中央制御室より監視できる設計	<中略>			
格納容器内雰囲気酸素濃度は、常設代替交流電源設備又は	とする。格納容器内雰囲気水素濃度及び格納容器内雰囲気	格納容器内雰囲気水素濃度及び格納容器内雰囲気酸素	設計及び工事の計画の		
可搬型代替交流電源設備から給電が可能な設計とする。	酸素濃度は、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電	<u>濃度は、『(3)(ii)d⑥格納容器内雰囲気ガスサンプリン</u>	リ(3)(ii)d⑥は、設置		
	源設備から給電が可能な設計とする。	グ装置(吸引ポンプ(個数2,容量0.05L/min/個以上,吐	変更許可申請書(本文		
		出圧力0.2MPa), 排気ポンプ (個数2, 容量0.05L/min/個以	(五号)) の (3) (ii) d.		
		上,吐出圧力0.854MPa以上),サンプル冷却器(個数2,伝	-⑥と同一設備であり		
		熱面積0.245m²/個以上) <mark>,酸素検出器冷却装置(個数2)</mark>) <u>に</u>	整合している。		
		より原子炉格納容器内の雰囲気ガスを原子炉建屋原子炉			
		棟内へ導き,検出器で測定することで,原子炉格納容器内			
		の水素濃度及び酸素濃度を中央制御室より監視できる設			
		<u>計とする。</u>			

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性		考
KEXXII 7 III (17X (±47))	KEXXII I III (MIII I MX V M I I X	格納容器内雰囲気水素濃度及び格納容器内雰囲気酸素	4 1 14	MI	<u> </u>
		農度は、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設			
なお,原子炉補機代替冷却水系から冷却水を供給するこ	なお、原子炉補機代替冷却水系から冷却水を供給するこ	なお、原子炉補機代替冷却水系から冷却水を供給するこ			
とにより、サンプリングガスを冷却できる設計とする。	とにより、サンプリングガスを冷却できる設計とする。	とにより、サンプリングガスを冷却できる設計とする。			
	<中略>				
所内常設蓄電式直流電源設備, 常設代替直流電源設備,	所内常設蓄電式直流電源設備, 常設代替直流電源設備,		設置変更許可申請書(本		
可搬型代替直流電源設備、常設代替交流電源設備及び可搬	可搬型代替直流電源設備, 常設代替交流電源設備, 可搬型		文 (五号))「ヌ(2)(iv)		
型代替交流電源設備については,「ヌ(2)(iv) 代替電源設	代替交流電源設備、代替所内電気設備及び燃料補給設備に		代替電源設備」に示す。		
備」に記載する。	ついては,「10.2 代替電源設備」に記載する。				

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備	考
フィルタ装置出口側圧力開放板	b. フィルタ装置出口側圧力開放板	【原子炉格納施設】(要目表)			
リ(3)(ii)d⑧ (「リ(3)(ii)b. 原子炉格納容器の過圧 破損を防止するための設備」他と兼用)	第9.3-1表 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備の主要機器仕様に記載する	7.3 圧力低減設備その他の安全設備 (9) 圧力逃がし装置	設計及び工事の計画の リ(3)(ii)d⑧は,設置		
破損を防止するための設備」他と兼用)	めの設備の主要機器仕様に記載する。	A	(3)(ii)d(8)は,設置変更許可申請書(本文(五号))の (3)(ii)d. -8 と同義であり整合している。		
フィルタ装置出口水素濃度 リ(3)(ii)d⑨ (「ヘ 計測制御系統施設の構造及び設備」と兼用) 個数 2	d. <u>フィルタ装置出口水素濃度</u> 第6.4-1表 計装設備(重大事故等対処設備)の主要機 器仕様に記載する。	【計測制御系統施設】(基本設計方針) 2.1.3 原子炉格納容器フィルタベント系排出経路内の水 素濃度の計測 原子炉格納容器フィルタベント系の排出経路における 水素濃度を測定し、監視できるよう、フィルタ装置出口配 管にフィルタ装置出口水素濃度(個数2、計測範囲0~ 30vo1%のものを1個、計測範囲0~100vo1%のものを1個) を設ける設計とする。	素濃度」は、設置変更許可申請書(本文(五号))における』(3)(ii)d ②を設計及び工事の計		

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該	该 当事項	整合性	備考
フィルタ装置出口放射線モニタ	e. フィルタ装置出口放射線モニタ	女射線管理施設】 (要目表)			
リ(3)(ii)d⑩ (「チ(1)(iii) 放射線監視設備」他と兼用)	第8.1-2表 放射線管理設備(重大事故等時)の主要機器仕様に記載する。	放射線管理用計測装置 プロセスモニタリング設備			
7.0.2	泊立 上:1水(〜月上事X.) . (ジョ	ハ 放射性物質により汚染するおそれがある管理区域から環境に放出する様 変 更 前 株 出 器 計 測 鉱 団 繁報動作 取 付 数 選 報 金 変 を	簡 所 個数 名	を	付 箇 所 個後
		*1 設置床	** プロセス放射線モニタ系 **2 原子が準屋 0.P. 33.20m (階視・記録:1中央制御 電にで行う。)		
		子炉建屋 41 設 置 床	#2 / ロセ人放射線モニタ系 様 原子炉速度 O.P. 27.20m (監視・記録は中央制御 室にて行う。)	変更なし	変更なし 変更なし 変更なし 変更なし 変更なし 変更なし 変更なし 変更なし
		設置床	**2 プロセス放射線モータ系 **2 タービン建歴 O.P. 7.60m O.P. 15.00m (監視・記録は中央制御 室にで行う。)	変更なし 益 水 防 区 画	変更な1. 変更な1. 変更
				溢水防満が必要	注上の配慮
		変 更 前	I	変 更 後	1
		称 検 出 器 計 測 範 囲 警報動作 取 付 前 囲 財	箇 所 個数 名		付 箇 所 個数 統 名 原子炉格納容器 ン名) フィルタベント系
			<u>フィルタ装</u> 圏出 <u>放射線モニタ</u>	世 電解箱 10°2 ~10° mSv/h	原子炉建屋 0.P. 24.80m (監視・記録は 中央制御室にて 行う。) 2 2 3 3 3 3 4 7 4 7 7 8 8 8 8 7 9 8 8 7 9 8 7 9 8 7 9 8 9 8
		_	耐圧強化ベント 放射線モニタ	系 電離箱 10 ⁻² ~10 ⁵	総 名 プロセス放射線 ン名) モニタ系 原子炉建屋 O.P. 27.20m (監視・記録は 中央制御窓にて 行う。) *8 番 号 R=M3F-3
		 : 記載の適正化を行う。既工事計画書には「計鋼範囲内で可変」と記載。 2 : 既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、設計は対象計器は、D11-RE003A, D11-RE003B, D11-RE003C, D11-RE003B, D11-RE003C, D11-RE002B, D11-RE012B, D11-RE019B, D11-RE01B, D11-RE019B, D11-RE019B, D11-RE019B, D11-RE019	図書による。	か 必 要	な高さ 外上 0.42m以上
		合性 「フィルタ装置出口放射線モニタ」 ⑩を設計及び工事の計画における り整合している。			

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
	(3) 水素濃度監視設備及び酸素濃度監視設備	【計測制御系統施設】(要目表)		
格納容器内水素濃度 (D/W)_	a. 格納容器内水素濃度(D/W)			
リ(3)(ii)d⑩ (「ヘ 計測制御系統施設の構造及び設	第6.4-1表 計装設備(重大事故等対処設備)の主要機	4.5 計測装置 (4) 原子炉絡納容器本体内の圧力、温度、酸素ガス濃度又は水素ガス濃度を計測する装置 。 水素ガス濃度を計測する装置 (常設)		
備」と兼用)	器仕様に記載する。	変更前 名称 検出器 *** 警報動作 の種類計測範囲 範囲 の種類計測範囲 施田 する が 検 日 器 が 測 範囲 を 田	変更後 称 検 出器 計測範囲 警報動作 個数 取 の 種類 計測範囲	付 箇 所
<u>個数</u> <u>2</u>		47 がの種類計測範囲範囲 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11	系	統 名 格納容器内 ライン名) 雰囲気モニタ系
		格納容器内 水素濃度(b)		産 床 原子炉格納容器内 0.P. 15.00m水 防 護 上 の
				画番号 水防護上の配慮 必要な高さ
格納容器内水素濃度 (S/C)	b. 格納容器内水素濃度(S/C)			統 名 格納容器内 ライン名) 雰囲気モニタ系 原子炉格納容器内 原子炉格納容器内 0.P = 0.80m
リ(3)(ii)d⑫ (「ヘ 計測制御系統施設の構造及び設	第6.4-1表 計装設備(重大事故等対処設備)の主要機	格納安器内 水素濃度(S/	<u>1</u>	水防護上の 画番号
備」と兼用)	器仕様に記載する。	系統名 46 64/05/2019 4-8	が	水防護上の配慮 必要な高さ 統 名
<u> </u>		(ライン名) 発測気モニタ系 **3	(ライン名) 変更なし
		格納容器内雰囲気 水素濃度 熱伝導率 大水素検 出器 0~30vol%*6 二*6 2*7 散 置 床 原子炉建屋 0.P. 22.50m	変更なし	置 床 水防護上の R-2F-2-5*9
			溢がが	画番号 R-2F-2-6*10 水防護上の配慮 床上 0.00m以上*9 必要な高さ 床上 0.00m以上*10
格納容器内雰囲気水素濃度	c. 格納容器内雰囲気水素濃度		系 <u>(</u> 熱伝導率	ライン名) 雰囲気モニタ系 原子炉建屋
(3)(ii)d ¹³ (「へ 計測制御系統施設の構造及び設	<u> </u>	_	式水素検 0~100vo1% — 2*7 溢 区	水防護上の R-2F-2-5**1 画番号 R-2F-2-6**12
備」と兼用)	器仕様に記載する。	注記*1:記載の適正化を行う。既工事計画書には「計測範囲(%)」と記載。		水防護上の配慮 水上 0.00m以上*11 必要な高さ 床上 0.00m以上*12
個数 [J(3)(ii)d44] 4	38.14.16.1.1.18.17.1.2.1.4.0.1.	*2 : 対象計器は,D23-HE101A,D23-HE101B。 *3 : 対象計器は,D23-HE102A,D23-HE102B。 *4 : 記載の適正化を行う。既工事計画書には「熱伝導率式」と記載。		
<u></u> <u></u> <u></u>		*5: 記載の適正化を行う。既工事計画者には「0~30」と記載。*6: 警報動作が要求される検出器ではないため、記載の適正化を行う。*7: 検出器はドライウェル・サブレッションチェンバを切替えて使用する。		
		*8:既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、設計図書による。 *9:対象計器は、D23-H5101B。 *10:対象計器は、D23-H51001B。		
		*11: 対象計器は, D23-H27002A。 *12: 対象計器は, D23-H27002B。		I
	整合性			
	I	納容器内水素濃度(D/W)」は,設置変更許可申請書(本文(
		事の計画における「計測制御系統施設」のうち「計測装置」		
	・「格	納容器内水素濃度(S/C)」は,設置変更許可申請書(本文(五号)) における 🛚 (3) (ii) d⑫を設計及
	びエ	事の計画における「計測制御系統施設」のうち「計測装置」	に整理しており整合してい	いる。
	・「格	納容器内雰囲気水素濃度」は、設置変更許可申請書(本文(五号)) における J(3)(ii) d⑬を設計及
	び工	事の計画における「計測制御系統施設」のうち「計測装置」	に整理しており整合してレ	いる。
	・設計	·及び工事の計画の『(3)(ii)d@a及び』(3)(ii)d@bは,i	设置変更許可申請書(本文	て (五号)) の🗓
	(3) ((ii)d④を具体的に記載しており整合している。		

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
格納容器内雰囲気酸素濃度	d. 格納容器内雰囲気酸素濃度	【計測制御系統施設】(要目表)		
リ(3)(ii)d⑤ (「ヘ 計測制御系統施設の構造及び設	第6.4-1表 計装設備(重大事故等対処設備)の主要機	4 P = \$1.30524-998		
		4.5 計測装置 (4) 原子原格納容器本体内の圧力,温度、酸素ガス濃度又は水素ガス濃度を計測する装置 (。 酸素ガス濃度を計測する装置 (常設)		
備」と兼用)	器仕様に記載する。	変更前	変更後	
<u>個数 2</u>		名	称 検 出 器 計 測 範 囲 警報動作 個数 取 の 種 類 計 測 範 囲 範 囲	
		系 統 名 (ライン名)	系 (統 名 ライン名) 変更なし
		格納容器內雰囲気 熱磁気風 式酸素検 ○~30vo1%*2 —*4 2*6 数 厘 床 原子炉建屋 0.P. 22.50m	変更なし	置 床
		取業債及 出器		水防護上の 画番号 R-2F-2-5*7 R-2F-2-6*8
			益がが	k防護上の配慮 水 要 な 高 さ 床上 0.00m以上** 床上 0.00m以上**
		注記*1:記載の適正化を行う。既工事計画書には「計測範囲(M)」と記載。 *2:記載の適正化を行う。既工事計画書には「熱磁気風式」と記載。		
		*3: 紅裳の適正化を行う。既正事計画書には「0~30」と記載。 *4: 警報動作が要求される検出器ではないため、記載の適正化を行う。 *5: 検出器はドライウェル・サブレッションチェンパを切替えて使用する。		
		*6: 既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は,設計図書による。 *7: 対象計器は,D23-0,7003A。 *8: 対象計器は,D23-0,7003A。		
		本 O : 対 映 FT		
			「按研究明由最四年齡	
			「格納容器内雰囲気酸	
			素濃度」は、設置変更許	
			可申請書(本文(五号))	
			における』(3)(ii)d	
			⑤を設計及び工事の計	
			画における「計測制御系	
			統施設」のうち「計測装	
			置」に整理しており整合	
			している。	

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
[可搬型重大事故等対処設備]		【原子炉格納施設】 (要目表)		•
可搬型窒素ガス供給装置	(1) 可搬型窒素ガス供給装置			
リ(3)(ii)d(b)(「ホ(4)(v) 最終ヒートシンクへ熱を輸	兼用する設備は以下のとおり。	7.3 圧力低減設備その他の安全設備 (7) 放射性物質濃度制御設備及び可燃性ガス濃度制御設備並びに格納容器再循環系	設計及び工事の計画の	
送するための設備」及び「リ(3)(ii)b. 原子炉格納容器	・最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備	1. 可幾型窒素ガス供給系 ニ 圧縮機(可襲型)	リ(3)(ii)d16は,設置	
の過圧破損を防止するための設備」と兼用)	・原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備	変更前 変更後 名 称 可搬型窒素ガス供給装置*1	変更許可申請書(本文	
リ(3)(ii)d①台数 <u>1 (予備1)</u>	<u>台</u> 数 <u>1 (予備1)</u>	種 類 一 圧力変動吸着方式	(五号))の『(3)(ii)d.	
容量 約 220Nm³/h	<u>容 量</u> 約220Nm ³ /h	字 量*2 n*/h/個 以上 (220*3) 吐 出 圧 力*2 kPa 以上 (427*3)	- ⑯ と同義であり整合	
		た で mm 1200 ^{★3}	している。	
		主 横 mm 2000** 要 高 さ mm 1800**		
		任 寸 車 両 全 長 mm 16070** 車 両 全 幅 mm 2495**	設計及び工事の計画の	
		縮 車両高さ mm 3781*3	J(3)(ii)d⑪は, 設置	
		機 學数	変更許可申請書(本文	
		リ(3)(ii)d(17) ・第1保管エリア 屋外 0.P.約62 m ・第4保管エリア 屋外 0.P.約62 m	(五号)) の🏿 (3) (ii) d.	
		取 付 箇 所 — 予備を含めた 2 個を第 1 保管エリアに 1 個及び第 4 保管エリアに 1 個保管する。	-⑰と同義であり整合	
		取付箇所: (•屋外 0.P.約14.8m原子炉建屋付近)	している。	
		種 類 一 誘導電動機		
		原 助 出 力 k#/個		
		機 個 数 一 1 (予備1) 取 付 箇 所 一 圧縮機と同じ		
		注記*1 :原子炉冷却系越施設のうち残留熱除主設備(原子炉格納容器フィルタベント 系), 並びに圧力低減設備子の他の安全設備のうち放射性物質適度制御設備及		
		び可燃性ガス濃度制御設備並びに格納容器再循環設備(原子炉格納容器フィ ルタベント系)、及び圧力進がし装置(原子炉格納容器フィルタベント系)と ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		
		*2:重大事故等時における使用時の値。 *3:公称値を示す。		

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備 考
e. 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備	9.7 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備	【原子炉格納施設】(基本設計方針)		
	9.7.1 概要	3.3 放射性物質濃度制御設備及び可燃性ガス濃度制御設		
		備並びに格納容器再循環設備		
		3.3.4 放射性物質拡散抑制系		
	炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又は使用			
	済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷に至った場合に			
	おいて、発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために			
	必要な重大事故等対処設備を保管する。			
	<中略>			
	9.7.2 設計方針			
発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備	発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備	<u>炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損に至った</u>		
のうち, 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又は	<u>のうち、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又は</u>	場合において、発電所外への放射性物質の拡散を抑制する		
使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷に至った場	使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷に至った場	ための重大事故等対処設備として、放水設備(大気への拡		
合において,発電所外への放射性物質の拡散を抑制するた	合において、発電所外への放射性物質の拡散を抑制するた	散抑制設備) 及び海洋への拡散抑制設備(シルトフェンス)		
めの設備として、放水設備(大気への拡散抑制設備)及び	めの設備として、放水設備(大気への拡散抑制設備)及び	<u>を設ける</u> 設計とする。		
海洋への拡散抑制設備(シルトフェンス)を設ける。	海洋への拡散抑制設備(シルトフェンス)を設ける。	<中略>		
		【核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設】(基本設計方針)		
		4.4 放射性物質拡散抑制系		
		4.4.1 大気への拡散抑制		
		使用済燃料プールからの大量の水の漏えい等により使		
		用済燃料プールの水位の異常な低下により,使用済燃料プ		
		一ル内の燃料体等の著しい損傷に至った場合において,燃		
		料損傷時にはできる限り環境への放射性物質の放出を低		
		減するための重大事故等対処設備として,放水設備(大気		
		<u>への拡散抑制設備)を設ける</u> 設計とする。		
		<中略>		
		4.4.2 海洋への拡散抑制		
		使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷に至った		
		場合において、発電所外への放射性物質の拡散を抑制する		
		ための重大事故等対処設備として、海洋への拡散抑制設備		
		(シルトフェンス)を設ける設計とする。		
		<中略>		
ı.		> 中 № /		

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備	考
		【原子炉格納施設】 (基本設計方針)			
		3.3 放射性物質濃度制御設備及び可燃性ガス濃度制御設			
		備並びに格納容器再循環設備			
		3.3.5 放射性物質拡散抑制系(航空機燃料火災への泡消火)			
また,原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機	また,原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機	原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料			
燃料火災に対応できる設備として,放水設備(泡消火設備)	燃料火災に対応できる設備として,放水設備(泡消火設備)	火災に対応できる設備として、放水設備(泡消火設備)を			
を設ける。	を設ける。_	設ける設計とする。			
		<中略>			
(a) 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又は使	(1) 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又は使	【原子炉格納施設】(基本設計方針)			
用済燃料プール内燃料体等の著しい損傷時に用いる設備	用済燃料プール内燃料体等の著しい損傷時に用いる設備	3.3.4 放射性物質拡散抑制系			
(a-1) 大気への放射性物質の拡散抑制	a. 大気への放射性物質の拡散抑制	(1) 放水設備(大気への拡散抑制設備)			
(a-1-1) 放水設備(大気への拡散抑制設備)による大気	(a) 放水設備 (大気への拡散抑制設備) による大気への				
への放射性物質の拡散抑制	放射性物質の拡散抑制				
大気への放射性物質の拡散を抑制するための重大事故	大気への放射性物質の拡散を抑制するための重大事故	 大気への放射性物質の拡散を抑制するための重大事故			
等対処設備として、放水設備(大気への拡散抑制設備)は、	等対処設備として、放水設備(大気への拡散抑制設備)を				
大容量送水ポンプ (タイプⅡ) により海水をホースを経由	使用する。	大容量送水ポンプ(タイプⅡ)により海水を取水し、ホー			
して放水砲から原子炉建屋へ放水できる設計とする。大容	放水設備(大気への拡散抑制設備)は、大容量送水ポン	スを経由して放水砲から原子炉建屋へ放水できる設計と			
量送水ポンプ (タイプⅡ) 及び放水砲は、設置場所を任意	プ (タイプⅡ), 放水砲, ホース等で構成し, <u>大容量送水</u>	する。大容量送水ポンプ(タイプⅡ)及び放水砲は、設置			
に設定し、複数の方向から原子炉建屋に向けて放水できる	ポンプ (タイプⅡ) により海水をホースを経由して放水砲	場所を任意に設定し、複数の方向から原子炉建屋に向けて			
設計とする。	から原子炉建屋へ放水できる設計とする。大容量送水ポン	放水できる設計とする。			
	プ(タイプⅡ)及び放水砲は、設置場所を任意に設定し、	放水設備(大気への拡散抑制設備)に使用するホースの			
	複数の方向から原子炉建屋に向けて放水できる設計とす	敷設は,ホース延長回収車(台数 4(予備 1))(核燃料物			
	<u>る。</u>	質の取扱施設及び貯蔵施設のうち「4.2 燃料プール代替			
	<中略>	注水系」の設備を原子炉格納施設のうち「3.3.4 放射性			
		物質拡散抑制系」の設備として兼用)により行う設計とす			
		る。			
		【核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設】(基本設計方針)			
		4.4.1 大気への拡散抑制			
		<中略>			
		放水設備(大気への拡散抑制設備)は,大容量送水ポン			
		<u>水砲から原子炉建屋へ放水する</u> ことにより、環境への放射			
		性物質の放出を可能な限り低減できる設計とする。			

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備	考
队但及人们 打印明目(什么(五万))	以但次人们 [1] 明目 (MI] 目然/() [M] 尹·然	大容量送水ポンプ(タイプⅡ)及び放水砲は、設置場所	TE 11 1T	νm	···J
		できる設計とする。			
		<中略>			
		V F MH 2			
(a-2) 海洋への放射性物質の拡散抑制	b. 海洋への放射性物質の拡散抑制	【原子炉格納施設】(基本設計方針)			
(a-2-1) 海洋への拡散抑制設備(シルトフェンス)によ	(a) 海洋への拡散抑制設備 (シルトフェンス) による海	3.3.4 放射性物質拡散抑制系			
る海洋への放射性物質の拡散抑制	洋への放射性物質の拡散抑制	(2) 海洋への拡散抑制設備 (シルトフェンス)			
海洋への放射性物質の拡散を抑制するための重大事故	海洋への放射性物質の拡散を抑制するための重大事故	海洋への放射性物質の拡散を抑制するための重大事故			
等対処設備として、海洋への拡散抑制設備(シルトフェン	等対処設備として,海洋への拡散抑制設備(シルトフェン	等対処設備として、海洋への拡散抑制設備(シルトフェン			
ス) は、シルトフェンスで構成する。シルトフェンスは、	ス)を使用する。	ス)は、シルトフェンス(核燃料物質の取扱施設及び貯蔵			
汚染水が発電所から海洋に流出する4箇所(南側排水路排	海洋への拡散抑制設備(シルトフェンス)は、シルトフ	施設のうち「4.4 放射性物質拡散抑制系」の設備と兼用)			
水桝、タービン補機放水ピット、北側排水路排水桝及び取	エンスで構成する。シルトフェンスは、汚染水が発電所か	で構成する。シルトフェンスは、汚染水が発電所から海洋			
水口)に設置できる設計とする。	ら海洋に流出する4箇所(南側排水路排水桝,タービン補	に流出する4箇所(南側排水路排水桝,タービン補機放水			
	機放水ピット、北側排水路排水桝及び取水口)に設置でき	ピット,北側排水路排水桝及び取水口)に設置できる設計			
	る設計とする。	<u>とする。</u>			
	<中略>	<中略>			
		【核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設】(基本設計方針)			
		4.4.2 海洋への拡散抑制			
		<中略>			
		海洋への放射性物質の拡散を抑制するための重大事故			
		等対処設備として、海洋への拡散抑制設備(シルトフェン			
		ス) は,シルトフェンス (原子炉格納施設のうち「3.3.4			
		放射性物質拡散抑制系」の設備を核燃料物質の取扱施設及			
		び貯蔵施設のうち「4.4 放射性物質拡散抑制系」の設備			
		として兼用)で構成する。シルトフェンスは,汚染水が発			
		電所から海洋に流出する4箇所(南側排水路排水桝,ター			
		ビン補機放水ピット, 北側排水路排水桝及び取水口) に設			
		置できる設計とする。			
		<中略>			

到黑水豆沙豆中往事 (大大 (7 日))	如果亦再杂司由往事(还从事按用) 装业市店		₩ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	/#: / .
設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
(b) 原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災時に用いる設備	(2) 原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災時に用いる設備	【原子炉格納施設】(基本設計方針)		
		3.3.5 放射性物質拡散抑制系(航空機燃料火災への泡消火)		
(b-1) 航空機燃料火災への泡消火	a. 航空機燃料火災への泡消火	<中略>		
(b-1-1) 放水設備(泡消火設備)による航空機燃料火災				
への泡消火	泡消火			
原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料				
火災に対応するための重大事故等対処設備として、放水設体、(次)※は、武(次)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				
備(泡消火設備)は、大容量送水ポンプ(タイプⅡ)によ		備(泡消火設備)は、大容量送水ポンプ(タイプⅡ)によ		
り海水を泡消火薬剤と混合しながらホースを経由して放	放水設備(泡消火設備)は、大容量送水ポンプ(タイプ			
水砲から原子炉建屋周辺へ放水できる設計とする。	Ⅱ)、放水砲、泡消火薬剤混合装置、ホース等で構成し、	しながらホースを経由して放水砲から原子炉建屋周辺へ		
	大容量送水ポンプ (タイプ II) により海水を泡消火薬剤と	放水できる設計とする。		
	混合しながらホースを経由して放水砲から原子炉建屋周	<中略>		
	辺へ放水できる設計とする。			
	<中略>			

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備	考
[可搬型重大事故等対処設備]	第9.7-1表 発電所外への放射性物質の拡散を抑制する	【原子炉格納施設】(要目表)			
	ための設備の主要機器仕様				
		7.3 圧力低減設備その他の安全設備			
	(1) 放水設備(大気への拡散抑制設備)及び放水設備(泡	(7) 放射性物質濃度制御設備及び可燃性ガス濃度制御設備並びに格納容器再循環系d. 放射性物質拡散抑制系	_		
	消火設備)	ハ ボンプ (可樂型)	- 19		
大容量送水ポンプ (タイプⅡ)_	a. <u>大容量送水ポンプ (タイプⅡ)</u>	変更前 変更後 名 株 大容量送水ポンプ(タイプ目)*	<u> </u>		
リ(3)(ii)e① (「ホ(4)(vi) 重大事故等の収束に必要と	第5.7-1表 重大事故等の収束に必要となる水の供給	種 類 一 うず巻型	設計及び工事の計画の		
		600 以上*** 第 量** □*/h/個 613 以上***	(3)(ii)e① は,設置		
なる水の供給設備」他と兼用)	設備の主要機器仕様に記載する。	(1800 % F**			
		3 117.0 以上** 79.4 以上**	変更許可申請書(本文		
		119.5以上*4 (122*6)	(五号))の『(3)(ii)e.		
		最高使用圧力** \$P\$ 1.2 最高使用温度** ℃ 50	-①と同義であり整合		
		最高使用温度** ℃ 50 吸込口径 mm 350**	している。		
		吐 出 口 径 mun 300*6			
		た で min 1125*** - 機 min 1340***			
		要 寸 高 き mm 585*6			
		ン 車 両 全 長 mm - 12750***			
		車 両 全 幅 mm 2495*** 車 両 高 き mm 3570**	-		
		材ケーシングー サクタイル鋳鉄			
		個数 一 2 (子備1)			
		保管場所:			
		第1保管エリア 星外 0.P.約62 第2保管エリア 星外 0.P.約62			
		第 4 保管エリア 量外 0, P, 約 62:			
		取 付 箇 所 一 子備を含めた3個を第1保管エリアに1個及第1保管エリアに1個及管する。	U		
		取付箇所: [・屋外 0.P.約14.8m 海水ボン	7]		
		室付近 、屋外 0. P. 約 3. 5m 取水口付近	i l		
		(次頁~続く)			
		(前頁からの続き)			
		変更前 変 更 後	<u> </u>		
		原 出 力 kW/個 1193			
		動個数一			
		機取付第所一ポンプと同じ			
		注記×1 : 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち使用落燃料貯蔵構発却浄化設備(核射性 拡散抑制系)。原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心洗知設備その他原子炉注水設付	20) #		
		替水源移送毛)。放射性抗質適應制制設備及び可燃性ガス濃度制制設備並近に格制 再導媒設備(放射性抗質拡散抑制系(航空機燃料火災への泡消火))と兼理。			
		*2 : 重大事故等時における使用時の値。 *3 : 本系統及び核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち使 (3) (ii) e. 一①	B.		
		(放射性物質拡散抑制系)で使用する場合の他を示す。 *4:原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備(代替水源料	送		
		系)で使用する場合の値を示す。 *5: 放射性物質濃度制御設備及び可燃性ガス濃度制御設備並びに格納容器再循環設備	放射		
		性物質拡散抑制系(航空機燃料火災への泡消火))で使用する場合の値を示す。 *6:公称値を示す。			

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画	該当事項	整合性	備考
放水砲	b. <u>放水砲</u>	【原子炉格納施設】 (要目表)			
リ(3)(ii)e② (「ニ(3)(ii) 使用済燃料プールの冷却等	兼用する設備は以下のとおり。	7.3 圧力低減設備その他の安全設備			
のための設備」と兼用)	・使用済燃料プールの冷却等のための設備	(7) 放射性物質濃度制御設備及び可燃性ガス濃度制 d. 放射性物質拡散抑制系	御設備並びに格納容器再循環系		
台数 1 (予備1)	<u>台 数</u> <u>1 (予備1)</u>			変 更 後	-
		名称 最高使用 最高使用 名称 圧 力 温 度 外径*1 厚さ*2 材料 個数 取付箇所	名 称 最高使用 圧 力		取付箇所
		(MPa) (°C) (nm) (nm)	(MPa) *1 2. 核燃料物質	(°C) (nm) (nm) の取扱施設及び貯蔵施設	No. William
			(250A: 5m, 10m, 20m) 2.4 使用指 2.4.2 燃 (8) ±1	然料貯蔵槽冷却浄化設備 料プール代替注水系 記管(スプレイヘッダを含む。)(可能型)	
		数	近水用ホース (300A: 2m, 5m, 10m, 20m, 50m) 放		保管場所立
		· 作性物質	性物質	318. 5 (10. 3) SUS304TP	保管場所: 第1保管エリア 屋外 0.P. 約62m 第4保管エリア 屋外 0.P.
		(E)	版 和 *4 *5 1.2**	50*6 216,3 (8.2) SUS304TP 1 (20.00)	₩1 62m
		*	· 秋水砲 1.2***	50*6 216,3 (8.2) SUS304TP (千備)	ナリアに1個及び第4保管エ リアに1個保管する。
				220 10 (10) CAC406	取付箇所: {屋外 0.P. 約14.8m 原子炉 建屋付近
		注記*1:外径は公林値を示す。 *2:()内は公林値を示す。			(realize)
		*3:本設備は、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち使用済燃料理 に格納容器再携報設備(放射性物質放散制)会として本工事計 44:核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち使用活燃料計蔵構合設定	前で毎日レナス		
		*4 : 評価計算管の取扱施設及ご計算基礎のうち使用流域計算器機合型が 機械對大災への電視人) と兼用する。 *5 : 故水砲寸法 (公幹値): たて 4690 5mm. 横 1920mm. 高さ 2185mm *6 : 重大事故等時における使用時の値。	11/02/(**)		
		10.1000	IJ(3)(ii)e② —		
				設計及び工事の計画の	
				リ(3)(ii)e②は, 設置	
				変更許可申請書(本文	
				(五号)) のJ(3)(ii)e.	
				-②と同義であり整合	
				している。	

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更	許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備	考
包消火薬剤混合装置	c. 泡消火薬剤	昆合装置	【原子炉格納施設】 (基本設計方針)			
リ(3)(ii)e③台数 1 (予備1)	<u>容</u> 量	<u>1,000L</u>	3.3.5 放射性物質拡散抑制系(航空機燃料火災への泡消火)	設計及び工事の計画の		
<u>容量</u> 1,000L	台 数	1 (予備1)	<中略>	リ(3)(ii)e③は, 設置		
			原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料	変更許可申請書(本文		
			火災に対応するための重大事故等対処設備として、放水設	(五号)) の (3) (ii) e.		
			備(泡消火設備)は、大容量送水ポンプ(タイプⅡ)によ	-③を具体的に記載し		
			り 泡消火薬剤混合装置を通して、海水を泡消火薬剤と混合	ており整合している。		
			しながらホースを経由して放水砲から原子炉建屋周辺へ			
			放水できる設計とする。			
			泡消火薬剤混合装置1 <mark>個</mark> の泡消火薬剤の保有量は,必要			
			な <u>容量</u> である646Lに対し余裕をみた <u>1000L</u> を保管する。			
			泡消火薬剤混合装置は、航空機燃料火災に対応するた			
			め、大容量送水ポンプ(タイプⅡ)及び放水砲に接続する			
			ことで、泡消火薬剤を混合して放水できる設計とする。ま			
			た、泡消火薬剤混合装置の保有数は、航空機燃料火災に対			
			応するため, リ(3)(ii)e③1個と故障時及び保守点検時の			
			予備として1 <mark>個</mark> の合計2 <mark>個</mark> を保管する。			
			放水設備(泡消火設備)に使用するホースの敷設は、ホ			
			ース延長回収車(台数 4(予備 1)) (核燃料物質の取扱			
			施設及び貯蔵施設のうち「4.2 燃料プール代替注水系」			
			の設備を原子炉格納施設のうち「3.3.5 放射性物質拡散			
			抑制系(航空機燃料火災への泡消火)」の設備として兼用)			
			により行う設計とする。			

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性		 考
以但及关门 马下明自(个人(五万))	以巨久人们 当下明目 (100円目別人) 以口事項	【原子炉格納施設】(基本設計方針)	走 口 L	ν μ	~7
	 (2) 海洋への拡散抑制設備(シルトフェンス)	3.3.4 放射性物質拡散抑制系			
シルトフェンス	a. シルトフェンス	(2) 海洋への拡散抑制設備(シルトフェンス)			
南側排水路排水桝用	(a) 南側排水路排水桝用	<中略>			
組数 <u>2</u> (川(3)(ii)e④ 予備 1)	<u>組 数</u> <u>2 (予備1)</u>	シルトフェンスは、海洋への放射性物質の拡散を抑制す	設計及び工事の計画の		
<u> </u>		るため、設置場所に応じた高さ及び幅を有する設計とす			
	- 幅 約5m(1組当たり)	る。必要数は、各設置場所に必要な幅に対してシルトフェ			
		ンスを二重に設置することとし、南側排水路排水桝に1本1			
タービン補機放水ピット用	 (b) <u>タービン補機放水ピット用</u>	組(高さ約5m, 幅約5m) として計2本, タービン補機放水			
組数 <u>2</u> (川(3)(ii)e④ 予備 1)	組 数 2 (予備1)	<u>ピット</u> に1本1組(高さ約7m, 幅約5m) として計2本, <u>北側</u>			
<u></u>		#水路排水桝に1本1組(高さ約6m, 幅約11m) として計2本			
	幅 約5m(1組当たり)	及び取水口に3本1組(1本あたり高さ約12m, 幅約20m) と) <u> </u>		
	,, v = , (= , 1 = , 7)	して計6本の合計12本使用する設計とする。また、			
北側排水路排水桝用	(c) 北側排水路排水桝用	(3) (ii) e④ 予備については、破損時のバックアップとし			
組数 <u>2</u> (川(3)(ii)e④予備1)	<u>組数</u> <u>2 (予備1)</u>	て、各設置場所に対して1組の合計6本を保管する。			
<u> </u>	高 さ 約6m	the result of th			
	幅 約11m(1組当たり)	【核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設】(基本設計方針)			
	111111111111111111111111111111111111111	4.4.2 海洋への拡散抑制			
取水口用	(d) <u>取水口用</u>	〈中略〉			
組数 <u>2</u> (川(3)(ii)e④予備 1)	<u>組数</u> <u>2 (予備1)</u>	シルトフェンスは、海洋への放射性物質の拡散を抑制す			
	高 さ 約12m	るため、設置場所に応じた高さ及び幅を有する設計とす	_		
	幅 約60m(1組当たり)	る。必要数は、各設置場所に必要な幅に対してシルトフェ			
	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	ンスを二重に設置することとし、南側排水路排水桝に1本1			
		組(高さ約5m, 幅約5m) <u>として計2本</u> , タービン補機放水			
		<u>ピット</u> に1本1組 (高さ約7m, 幅約5m) <u>として計2本</u> , 北側			
		#水路排水桝に1本1組(高さ約6m, 幅約11m) として計2本			
		及び取水口に3本1組 (1本あたり高さ約12m, 幅約20m) と			
		して計6本の合計12本使用する設計とする。また、予備に			
		ついては、破損時のバックアップとして、 (3)(ii)e④			
		各設置場所対して1組の合計6本を保管する。			

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備	考
(4) その他の主要な事項	9.1.2 重大事故等時	【原子炉格納施設】(基本設計方針)			
(i) 原子炉建屋原子炉棟	9.1.2.3 原子炉棟	2. 原子炉建屋			
	9.1.2.3.1 概要	2.1 原子炉建屋原子炉棟等			
		<中略>			
原子炉建屋原子炉棟は,原子炉格納容器をU(4)(i)-①	原子炉棟は、重大事故等時においても、非常用ガス処理	原子炉建屋原子炉棟は,原子炉格納容器をリ(4)(i)-①	設計及び工事の計画の		
完全に取り囲む建物であって、 (4)(i)-②内部を負圧に	系により、内部の負圧を確保することができる設計とす	収納する建屋であって、非常用ガス処理系等により、	リ(4)(i)-①は,設置変		
保つことにより、原子炉格納容器から放射性物質の漏えい	<u>る。</u> 原子炉棟の気密バウンダリの一部として原子炉棟に設	(4)(i)-②内部の負圧を確保し、原子炉格納容器から放射	更許可申請書(本文(五		
があっても発電所周辺に直接放出されることを防止する。	置する原子炉建屋ブローアウトパネルは、閉状態を維持で	性物質の漏えいがあっても発電所周辺に直接放出される	号)) の (4) (i)-①と		
	きる、又は開放時に容易かつ確実に原子炉建屋ブローアウ	<u>ことを防止する</u> 設計とする。	同義であり整合してい		
	トパネル閉止装置により開口部を閉止できる設計とする。	<中略>	る。		
	また、原子炉建屋ブローアウトパネル閉止装置は、現場に	原子炉建屋原子炉棟は、重大事故等時においても、非常			
	おいて、人力により操作ができる設計とする。	用ガス処理系により、内部の負圧を確保することができる	設計及び工事の計画の		
	また、原子炉建屋ブローアウトパネルは、原子炉格納容	設計とする。原子炉建屋原子炉棟の気密バウンダリの一部	リ(4)(i)-②は,設置変		
	器外での配管破断事故時に原子炉棟の圧力が上昇し、建屋	として原子炉建屋原子炉棟に設置する原子炉建屋ブロー	更許可申請書(本文(五		
	の内外差圧により自動的に開放する機能を有する設計と	アウトパネル (原子炉冷却系統施設のうち「5.2 高圧炉	号)) の (4) (i)-2 と		
	する。	心スプレイ系」,浸水防護施設と兼用)(以下同じ。)は,	同義であり整合してい		
		閉状態の維持又は開放時に容易かつ確実に原子炉建屋ブ	る。		
	原子炉建屋ブローアウトパネル閉止装置については、	ローアウトパネル閉止装置により開口部を閉止可能な設			
	「6.10 制御室」に記載する。	計とする。			

弘 吳亦 東新司中建事(七本(工具))	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	11.31.17.17.11で、おりまで	→ ∧ ₩	/ 世 士
設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
	第9.1-6表 原子炉棟(重大事故等時)主要仕様	【原子炉格納施設】(要目表)		
構造 鉄筋コンクリート造(一部鉄骨鉄筋コンクリート	構 造 鉄筋コンクリート造(一部鉄骨鉄筋コ	7.2 原子炉建屋		
造及び鉄骨造)_	ンクリート造及び鉄骨造, ブローアウ	(1) 原子炉建屋原子炉棟		
リ(4)(i)-③形状 床面長方形の直方体	トパネル付き)	変 更 前		
寸法 リ(4)(i)-④約 66m×約 53m, リ(4)(i)-⑤最下階	形状床面直方形の直方体	4 (二次格納施設) (二次格納施設) *1 鉄筋コンクリート造 種 類 — (一部鉄骨鉄筋コンクリート造及		
<u> </u>	<u>寸 法</u> たて横 約66m×約53m	び鉄(骨造)		
『(4)(i)-⑥気密度 建物が水柱約6mm の負圧状態にあ		設計 気 密 度 %/d*2 (6.4 mm Aq の負圧における原子炉 建屋原子炉棟容積に対する空気 (1) (4) (i) -⑥		
るとき、内部への漏えい率が1日につき建物内空間容積		<u>瀬之い率)</u> ± た て × 横 m <u>100-75-00-75 m (4 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 </u>		
		土 地下3階面,壁外面寸法)		
の 50%以下	約6mmの負圧時)	要 東 壁 mm 250~1800*3, *4 リ(4)(1)-(5)a		
		寸 厚 <u>陸</u> mm 250~1800*3, *4 南 <u>壁</u> mm 250~1800*3, *4		
		法 壁 mm 250~1800*3.*4		
		材料 ― 鉄筋コンクリート及び鋼材		
		注:記載の適正化を行う。既工事計画書の「主要寸法(基礎版厚さ)」の記載を削除。		
		注記*1:原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備の放射性物質濃度制御設備及び可燃性ガス濃度制御設備並びに格納容器再循環設備(非常用ガス処理系,原子炉建屋水素濃度抑制系)と兼用。		
		*2:記載の適正化を行う。既工事計画書には「%/day」と記載。 *3:公称値を示す。		
		*4 : 既工事計画書には記載がないため記載の適正化を行う。		
		(4) 原子炉建屋基礎スラブ		
		変 更 前 変 更 後 名 称 原子炉建屋基礎版*1		
		種 類 - 鉄筋コンクリート造*2		
		注 た て × 横 m		
		法 底 面 の 標 高 m 0.P14.1*2,*4		
		材 料 一 鉄筋コンクリート*2 注記*1:既工事計画書には記載がないため記載の適正化を行う。既工事計画書では原子炉建屋原		
		子炉棟(二次格納施設) に記載。 *2:既工事計画書には記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は設計図書による。		
		*3 :記載の適正化を行う。既工事計画書には「基礎版厚さ」と記載。 *4 :公称値を示す。		
整合性				
・設計及び工事の計画の[J(4)(i)-3]は、設置変更許可能	可申請書(本文(五号))の『(4)(i)-③の「床面長方形の直	[方体」となる主要寸法を詳細に記┃		
 載しており整合している。				
I	可申請書(本文(五号))の <mark>『(4)(i)-④</mark> を詳細に記載してお	:り整合している。		
<u> </u>	+地下28.9m=64.6m」に「(4)(i)-⑤bの「6.0m」を引いた「58	l l		
文 (五号)) の (4) (i) - ⑤ の 「約59m」を詳細に記		· 0m」16,队但及入口马丁明目(个		
・設計及び上事の計画の (4)(1)-(6) は,設置変更許	可申請書(本文(五号))の[J(4)(i)-⑥]を詳細に記載してお	59整合している。		

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備	考
(ii) 非常用ガス処理系	9.1.1.4.2.2 非常用ガス処理系	【原子炉格納施設】 (基本設計方針)			
	<中略>	3.3 放射性物質濃度制御設備及び可燃性ガス濃度制御設			
		備並びに格納容器再循環設備			
		3.3.1 非常用ガス処理系			
		<中略>			
リ(4)(ii)-①この系は、2系統で構成する湿分除去装置	この系統構成は、2系統で構成する非常用ガス処理系空	リ(4)(ii)-①非常用ガス処理系は、非常用ガス処理系空	設計及び工事の計画の		
及びファン並びに1系統で構成する高性能粒子フィルタ,	気乾燥装置,非常用ガス処理系排風機等並びに1系統で構	気乾燥装置、非常用ガス処理系排風機及び高性能エアフィ	リ(4)(ii)-①は,設置変		
よう素用チャコールフィルタを含むフィルタユニット等	成する高性能エアフィルタ、チャコールエアフィルタを含	ルタ、チャコールエアフィルタを含む非常用ガス処理系フ	更許可申請書(本文(五		
からなり、 ∥(4)(ii)-② 放射性物質の放出を伴う事故時に	む非常用ガス処理系フィルタ装置等からなり,原子炉棟を	ィルタ装置等から構成される。	号)) の『(4) (ii)-①を		
は,常用換気系を閉鎖し,ファンによって原子炉建屋原子	水柱約6mmの負圧に保ち,原子炉棟内空気を50%/dで処理	リ(4)(ii)-②放射性物質の放出を伴う設計基準事故時に	具体的に記載しており		
炉棟内を負圧に保ちながら原子炉格納容器等から漏えい	する能力をもっている。	は、常用換気系を閉鎖し、非常用ガス処理系排風機によっ	整合している。		
した放射性物質をフィルタユニットを通して排気筒から	<中略>	て原子炉建屋原子炉棟内を水柱約6mmの負圧に保ちなが			
<u>放出する。</u>		ら,原子炉格納容器等から漏えいした放射性物質を非常用	設計及び工事の計画の		
		ガス処理系フィルタ装置を通して除去・低減した後、排気	リ(4)(ii)-②は,設置変		
		筒から放出する設計とする。	更許可申請書(本文(五		
		<中略>	号)) の (4) (ii)-2と		
			同義であり整合してい		
			る。		
(本文十号)					
原子炉棟内に放出された核分裂生成物は非常用ガス処					
理系で処理された後、排気筒から大気中へ放出される					
ものとする。					
・記載箇所					
口(2)(iii) c. (j)					
ロ(2)(iii)d. (m)					
= (2) (m) d. (m)					

設置変更許可申請書(本文(五号)) 設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項 設計及び工事の計画 該当事項 整合性 考 備 第9.1-4表 非常用ガス処理系主要仕様 【原子炉格納施設】 (要目表) リ(4)(ii)-③フィルタユニット (1) フィルタユニット 7.3 圧力低減設備その他の安全設備 (7) 放射性物質濃度制御設備及び可燃性ガス濃度制御設備並びに格納容器再循環系 リ(4)(ii)-④基数 1 基数 1 a 非常用ガス処理系 リ(4)(ii)-⑤処理容量 リ(4)(ii)-⑥約2,500m³/h 系統設計流量 約2,500m³/h 変更前 変更後 リ(4)(ii)-⑦よう素除去効率 99%以上 (原子炉棟内空気を1日に0.5回換気できる量) 非常用ガス処理系フィルタ装置*1)(4)(ii)-③ 高性能エアフィルタ (温度 66℃以下, 相対湿度 70%以 系統よう素除去効率 99%以上 以上 (相対湿度 70%以 99. 97 以上 下において) (相対湿度70%以下, 温度66℃以下において無機, 有機 (0.3µm粒子に対 下、温度66℃以下 してり よう素に対して) 99以上 (相対湿度 70%以 99.9以上 (0.5 μm 粒子に対 チャコールフィルタベッド厚さ 下、温度66℃以下 約10cm して) (本文十号) (4) (ii) -7 304, 5*3, *4 304. 5*3.** 口径 非常用ガス処理系の設計換気率 0.5 回/日相当 高性能粒子フィルタ効率 99.9%以上(直径0.3 μ mの 1600*4.*5 変更なし • 記載箇所 9940*3.*1 D. O. P粒子に対して) 1800*4,*5 <中略> 込 6.0*6(7.0*4.*5) (2) (ii) c. (a) (a-1) (a-1-11) (a-1-11-4) (a-1-11-4-2) 6.0*6(7.0*4.*5) ttt mm 6.0*6(7.0*4.*5) (2) (ii) c. (a) (a-2) (a-2-11) (a-2-11-6) (a-2-11-6-2) 非常用ガス処理系フィルタ装置) (4) (ii) -(4) 非常用ガス処理系 (2) (ii) c. (b) (b-15) (b-15-4) (b-15-4-2) ・設計及び工事の計画で使用している非常用ガス処理 原子炉建屋 0, P. 22, 50m 系フィルタユニットのよう素用チャコールフィルタの 微水防護上の R-2F-1-1 画 巻 夫 (本文十号) よう素除去効率に対して,設置変更許可申請書(本文 溢水防護上の 床上 0.13m 以上 配慮が必要な高さ 非常用ガス処理系チャコールフィルタのよう素の除去 注:記載の適正化を行う。既工事計画書には「放射線管理設備のうち幾気設備」に記載。 十号)で使用しているよう素用チャコールフィルタの 注記*1:記載の適正化を行う。既工事計画書には「非常用ガス処理系フィルタ」と記載。 *2:記載の適正化を行う。既工事計画書には「能力」と記載。 効率は、設計上定められた最小値(99%)を用いるもの よう素除去効率は保守的に設定している。 *3:既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、設計図書による。 *4:公称値を示す。 とする。 *5:記載の適正化を行う。既工事計画書では主配管に記載。 そのため, 設置変更許可申請書(本文十号)で使用し *6:既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、平成4年1月13日 付け3資庁第10518号にて認可された工事計画の添付書類「IV-3-5-1-1 管の強度計算 • 記載箇所 ている解析条件に包絡されている。 書」による。 口(2)(iii)c.(h) ョ 排風機 (常設) 非常用ガス処理系排風機 口(2)(iii)d.(i) 遠心式 リ(4)(ii)-⑥ 祭 量 m³/h/個 以上*1(2500 *2 IJ(4)(ii)-⑤ 321*1,*2 整合性 1223. 5*1. *1 ・設計及び工事の計画の (4) (ii) - 3 は、設置変更許可申請書(本文(五号))の (4) (ii) - 3 と同一設備であり整 変更なし 1610*1,*1 mm 合している。 ・設計及び工事の計画の (4)(ii)-④は、設置変更許可申請書(本文(五号))の (4)(ii)-④と同義であり整合し 系 統 名 (ライン名) 非常用ガス処理系振感機(A) 非常用ガス処理系換風機(B) 原子炉建屋 原子炉建屋 ・設計及び工事の計画の (4)(ii)-⑤は、設置変更許可申請書(本文(五号))の (4)(ii)-⑤と同義であり整合し 溢水防護上の区画番号 R-2F-1-2 R-2F-1-3 ている。 床上 0.09 m以上 床上 0.10 m以上 ・設計及び工事の計画の [(4)(ii)-⑥は、設置変更許可申請書(本文(五号))の [(4)(ii)-⑥ を詳細に記載してお 誘導電動機* *1, *2 変更なし kW/個 り整合している。 ・設計及び工事の計画の (4) (ii) - (7) は、設置変更許可申請書 (本文(五号))の (4) (ii) - (7) と同義であり整合し 所 排風機と同じ* 排風機と同じ 注記*1:既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、設計図書による。 *2:公称値を示す。 ている。

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備	考
(iii) 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するた	9.6 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するため	【原子炉格納施設】(基本設計方針)			
めの設備	の設備	3.3.3 原子炉建屋水素濃度抑制系			
	9.6.1 概要				
	炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉建屋				
	等の水素爆発による損傷を防止するために必要な重大事				
	故等対処設備を設置する。				
	水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設				
	備の構造図及び系統概要図を第9.6-1図から第9.6-3図				
	に示す。				
	9.6.2 設計方針				
リ(4)(iii)-①水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止	水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための	』(4)(iii)-①炉心の著しい損傷が発生した場合において	設計及び工事の計画の		
するための設備のうち、原子炉建屋等の損傷を防止するた	設備のうち、原子炉建屋等の損傷を防止するための水素濃		リ(4)(iii)-①は,設置変		
めの水素濃度制御設備として、静的触媒式水素再結合装置	度制御設備として、静的触媒式水素再結合装置及び静的触	子炉建屋原子炉棟内の水素濃度上昇を抑制し,水素濃度を	更許可申請書(本文(五		
及び静的触媒式水素再結合装置動作監視装置を設ける。ま	媒式水素再結合装置動作監視装置を設ける。	可燃限界未満に制御するための重大事故等対処設備とし	号)) の (4) (iii) - ①と		
た、原子炉建屋内の水素濃度が変動する可能性のある範囲	また,原子炉建屋内の水素濃度が変動する可能性のある	て、水素濃度制御設備である静的触媒式水素再結合装置を	同義であり整合してい		
にわたり測定するための設備として,原子炉建屋水素濃度	範囲にわたり測定するための設備として、原子炉建屋水素	設ける設計とする。	る。		
監視設備を設ける。	濃度監視設備を設ける。_	水素濃度制御設備である静的触媒式水素再結合装置は、			
		運転員の起動操作を必要とせずに、原子炉格納容器から原			
		子炉建屋原子炉棟内に漏えいした水素と酸素を触媒反応			
		によって再結合させることで,原子炉建屋原子炉棟内の水			
		素濃度の上昇を抑制し,原子炉建屋原子炉棟の水素爆発を			
		防止できる設計とする。また評価に用いる性能を満足し、			
		試験により性能及び耐環境性が確認された型式品を設置			
		する設計とする。静的触媒式水素再結合装置は,原子炉建			
		屋原子炉棟内に漏えいした水素が滞留すると想定される			
		原子炉建屋原子炉棟3階に設置することとし、静的触媒式			
		水素再結合装置の触媒反応時の高温ガスの排出が重大事			
		故等時の対処に重要な計器・機器に悪影響がないよう離隔			
		距離を設ける設計とする。			
		<中略>			

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備	考
		【計測制御系統施設】 (基本設計方針)			
		2.1.4 原子炉格納容器から原子炉建屋に漏えいした水素			
		濃度の計測			
		』(4)(iii)-①炉心の著しい損傷が発生した場合において			
		原子炉建屋等の水素爆発による損傷を防止するために原			
		子炉建屋原子炉棟内の水素濃度が変動する可能性のある			
		範囲にわたり測定できる監視設備として,原子炉建屋内水			
		素濃度を設ける設計とする。			
		<中略>			
		2.1.5 静的触媒式水素再結合装置の作動状態監視			
		』(4)(iii)-①炉心の著しい損傷が発生した場合において			
		原子炉建屋等の水素爆発による損傷を防止するために原			
		 子炉建屋原子炉棟内の水素濃度上昇を抑制し,水素濃度を			
		 可燃限界未満に制御するための重大事故等対処設備とし			
		て、水素濃度制御設備である静的触媒式水素再結合装置動			
		作監視装置を設ける設計とする。			
		<中略>			
a. 水素濃度制御による原子炉建屋等の損傷を防止するた	(1) 水素濃度制御による原子炉建屋等の損傷を防止する	【原子炉格納施設】(基本設計方針)			
めの設備	ための設備	3.3.3 原子炉建屋水素濃度抑制系			
(a) 静的触媒式水素再結合装置による水素濃度の上昇抑制	a. 静的触媒式水素再結合装置による水素濃度の上昇抑制				
リ(4)(iii)-②水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止	水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための	(4)(iii)-②炉心の著しい損傷が発生した場合において	設計及び工事の計画の		
するための設備のうち、炉心の著しい損傷により原子炉格	設備のうち、炉心の著しい損傷により原子炉格納容器から	原子炉建屋等の水素爆発による損傷を防止するために原	J(4)(iii)-②は,設置変		
納容器から原子炉建屋原子炉棟内に水素が漏えいした場	原子炉棟内に水素が漏えいした場合において,原子炉棟内	子炉建屋原子炉棟内の水素濃度上昇を抑制し,水素濃度を	更許可申請書(本文(五		
合において,原子炉建屋原子炉棟内の水素濃度上昇を抑制	の水素濃度上昇を抑制し、水素濃度を可燃限界未満に制御	可燃限界未満に制御するための重大事故等対処設備とし	号))の『(4)(iii)-②と		
し、水素濃度を可燃限界未満に制御するための重大事故等	するための重大事故等対処設備として, 水素濃度制御設備	 <u>て,</u> 水素濃度制御設備である静的触媒式水素再結合装置を	同義であり整合してい		
対処設備として、静的触媒式水素再結合装置は、運転員の	である静的触媒式水素再結合装置及び静的触媒式水素再	 設ける設計とする。	る。		
起動操作を必要とせずに,原子炉格納容器から原子炉建屋	結合装置動作監視装置を使用する。	水素濃度制御設備である静的触媒式水素再結合装置は,			
原子炉棟内に漏えいした水素と酸素を触媒反応によって	静的触媒式水素再結合装置は、運転員の起動操作を必要				
再結合させることで、原子炉建屋原子炉棟内の水素濃度の	とせずに、原子炉格納容器から原子炉棟内に漏えいした水	子炉建屋原子炉棟内に漏えいした水素と酸素を触媒反応			
	素と酸素を触媒反応によって再結合させることで、原子炉	によって再結合させることで、原子炉建屋原子炉棟内の水			
る設計とする。	棟内の水素濃度の上昇を抑制し、原子炉棟の水素爆発を防	素濃度の上昇を抑制し、原子炉建屋原子炉棟の水素爆発を			
	止できる設計とする。	防止できる設計とする。また評価に用いる性能を満足し、			

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
		する設計とする。静的触媒式水素再結合装置は,原子炉建		
		屋原子炉棟内に漏えいした水素が滞留すると想定される		
		原子炉建屋原子炉棟3階に設置することとし、静的触媒式		
		水素再結合装置の触媒反応時の高温ガスの排出が重大事		
		故等時の対処に重要な計器・機器に悪影響がないよう離隔		
		距離を設ける設計とする。		
		静的触媒式水素再結合装置の流路として、設計基準対象		
		施設である原子炉建屋原子炉棟,原子炉建屋大物搬入口及		
		び原子炉建屋エアロックを重大事故等対処設備として使		
		用することから,流路に係る機能について重大事故等対処		
		設備としての設計を行う。		
		【計測制御系統施設】(基本設計方針)		
		2.1.5 静的触媒式水素再結合装置の作動状態監視		
		<中略>		
静的触媒式水素再結合装置動作監視装置は、静的触媒式	静的触媒式水素再結合装置動作監視装置は、静的触媒式	静的触媒式水素再結合装置動作監視装置 (個数8, 計測		
水素再結合装置の入口側及び出口側の温度により静的触	水素再結合装置の入口側及び出口側の温度により静的触	範囲0~500℃,検出器種類 熱電対)は,静的触媒式水素		
媒式水素再結合装置の作動状態を中央制御室から監視で	媒式水素再結合装置の作動状態を中央制御室から監視で	再結合装置の入口側及び出口側の温度により静的触媒式		
きる設計とする。静的触媒式水素再結合装置動作監視装置	きる設計とする。静的触媒式水素再結合装置動作監視装置	水素再結合装置の作動状態を中央制御室から監視できる		
は,所内常設蓄電式直流電源設備,常設代替直流電源設備	は,所内常設蓄電式直流電源設備,常設代替直流電源設備	<u>設計</u> とし、重大事故等時において測定可能なよう耐環境性		
又は可搬型代替直流電源設備から給電が可能な設計とす	又は可搬型代替直流電源設備から給電が可能な設計とす	を有した熱電対を使用する。		
<u>3.</u>	<u>3.</u>	静的触媒式水素再結合装置動作監視装置は,所内常設蓄		
	<中略>	電式直流電源設備,常設代替直流電源設備又は可搬型代替		
		直流電源設備から給電が可能な設計とする。		
b. 水素濃度監視	b. 水素濃度監視	【計測制御系統施設】(基本設計方針)		
(a) 原子炉建屋水素濃度監視設備による水素濃度測定	(a) 原子炉建屋水素濃度監視設備による水素濃度測定	2.1.4 原子炉格納容器から原子炉建屋に漏えいした水素		
		濃度の計測		
『(4)(iii)-③水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止	水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための		設計及び工事の計画の	
するための設備のうち、炉心の著しい損傷により原子炉格	設備のうち、炉心の著しい損傷により原子炉格納容器から	原子炉建屋等の水素爆発による損傷を防止するために原	J(4)(iii)-③は、設置変	
納容器から原子炉建屋原子炉棟内に漏えいした水素の濃	原子炉棟内に漏えいした水素の濃度を測定するため、炉心	子炉建屋原子炉棟内の水素濃度が変動する可能性のある	更許可申請書 (本文 (五	
度を測定するため、炉心の著しい損傷が発生した場合に水	の著しい損傷が発生した場合に水素濃度が変動する可能	範囲にわたり測定できる監視設備として,原子炉建屋内水	号))の『(4)(iii)-③と	
素濃度が変動する可能性のある範囲で測定できる重大事	性のある範囲で測定できる重大事故等対処設備として、原	素濃度を設ける設計とする。	同義であり整合してい	
故等対処設備として,原子炉建屋内水素濃度は,中央制御	子炉建屋水素濃度監視設備である原子炉建屋内水素濃度	原子炉建屋内水素濃度は、中央制御室において連続監視	る。	
	I			

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
室において連続監視できる設計とし,原子炉建屋内水素濃	を使用する。	できる設計とする。		
度のうち,原子炉建屋地上3階及び原子炉建屋地下2階に	原子炉建屋内水素濃度は、中央制御室において連続監視	原子炉建屋内水素濃度のうち,原子炉建屋地上3階及び		
設置するものについては,常設代替交流電源設備又は可搬	できる設計とし,原子炉建屋内水素濃度のうち,原子炉建	原子炉建屋地下2階に設置するものについては、常設代替		
型代替交流電源設備からの給電及び所内常設蓄電式直流	屋地上3階及び原子炉建屋地下2階に設置するものにつ	交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電及		
電源設備,常設代替直流電源設備又は可搬型代替直流電源	いては、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設	び所内常設蓄電式直流電源設備,常設代替直流電源設備又		
設備からの給電が可能な設計とする。	備からの給電及び所内常設蓄電式直流電源設備,常設代替	は可搬型代替直流電源設備からの給電が可能な設計とす		
	直流電源設備又は可搬型代替直流電源設備からの給電が	<u>る。</u>		
	可能な設計とする。			
また,原子炉建屋内水素濃度のうち,原子炉建屋地上1	また,原子炉建屋内水素濃度のうち,原子炉建屋地上1	また,原子炉建屋内水素濃度のうち,原子炉建屋地上1		
階及び原子炉建屋地下1階に設置するものについては,所	階及び原子炉建屋地下1階に設置するものについては、所	階及び原子炉建屋地下1階に設置するものについては、所		
内常設蓄電式直流電源設備,常設代替直流電源設備又は可	内常設蓄電式直流電源設備,常設代替直流電源設備又は可	内常設蓄電式直流電源設備、常設代替直流電源設備又は可		
搬型代替直流電源設備からの給電が可能な設計とする。	搬型代替直流電源設備からの給電が可能な設計とする。	搬型代替直流電源設備からの給電が可能な設計とする。		
	<中略>			
常設代替交流電源設備,可搬型代替交流電源設備,代替	常設代替交流電源設備,可搬型代替交流電源設備,代替		設置変更許可申請書(本	
所内電気設備,所内常設蓄電式直流電源設備,常設代替直	所内電気設備, 所内常設蓄電式直流電源設備, 常設代替直		文 (五号))「ヌ(2)(iv)	
流電源設備及び可搬型代替直流電源設備については,「ヌ	流電源設備及び可搬型代替直流電源設備については、		代替電源設備」に示す。	
(2)(iv) 代替電源設備」に記載する。	「10.2 代替電源設備」に記載する。			

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許	可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の	計画 該当事項	整合性	備	考
[常設重大事故等対処設備]		 大塚 大塚 大塚 大塚 大塚 大塚 大塚 大塚	【原子炉格納施設】(要目表		1E H 17	VITI	<u>, </u>
	するための設備の						
静的触媒式水素再結合装置	(1) 静的触媒式	水素再結合装置	7.3 圧力低減設備その他の安全設備				
種類 触媒式		触媒式	(7) 放射性物質濃度制御設備及び可燃性ス c. 原子炉建屋水素濃度抑制系 ワ 再結合装置(常設)	ガス濃度制御設備並びに格納容器再循環系			
	<u>個数</u>	<u>19</u>	変更前	変 更 後			
リ(4)(iii)-④水素処理容量 約0.5kg/h (1個当たり)	水素処理容量	約0.5kg/h (1個当たり)	名 称	静的触媒式水素再結合装置 触媒式	設計及び工事の計画の		
		(水素濃度4.0vol%, 100℃, 大気圧	容 量 一 最高使用圧力 一		リ(4)(iii)-④は,設置変		
<u>~)</u>		において)_	最高使用温度℃	300*1	更許可申請書(本文(五		
			再 <u> 結 合 効 率</u> kg/h/個	0.50以上*1.*2 (水素濃度 4.0vo1%, 大気圧, 温度 100℃ において)	号))の『(4)(iii)-④と		
			り(4)(iii)-④ 高 mm	817*3 463*3	同義であり整合してい		
			法 奥 行 mm	460*3	る。		
			材料ハウジングー	SUS304 相当 ()			
			<u>個数</u> — — — — — — — — — — — — — — — — — — —	<u>19</u>			
			(ライン名) 取 設 置 床 ー	原子炉建屋 0. P. 33. 20m			
			質	R-3F-1			
			溢 水 防 護 上 の 配慮が必要な高さ	床上 0.31m以上			
			注記*1:重大事故等時における使用時の値。 *2:水素処理容量を示す。メーカ型式 PAR- クタを乗じた値。	-88 の性能評価式の代表点での値にスケールファ			
			*3 : 公称値を示す。				
	I						

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	
MEXANT THIE (TX (4.3))	MEXXII THIE WITH MATE	【計測制御系統施設】(基本設計方針)	4 1 14	VIII 3
静的触媒式水素再結合装置動作監視装置	(2) 静的触媒式水素再結合装置動作監視装置	2.1.5 静的触媒式水素再結合装置の作動状態監視		
リ(4)(iii)-⑤ (「ヘ 計測制御系統施設の構造及び設備」と	第6.4-1表 計装設備(重大事故等対処設備)の主要機	<中略>	「静的触媒式水素再結	
兼用)	器仕様に記載する。	静的触媒式水素再結合装置動作監視装置(個数8,計測	合装置動作監視装置」	
<u>個数 8</u>		範囲0~500℃, 検出器種類 熱電対) は, 静的触媒式水素	は,設置変更許可申請書	
計測範囲 0~500℃		再結合装置の入口側及び出口側の温度により静的触媒式	(本文(五号))におけ	
		水素再結合装置の作動状態を中央制御室から監視できる	る『(4)(iii)-⑤を設計	
		設計とし、重大事故等時において測定可能なよう耐環境性	及び工事の計画におけ	
		を有した熱電対を使用する。	る「計測制御系統施設」	
		<中略>	のうち「基本設計方針」	
			に整理しており整合し	
			ている。	
		【計測制御系統施設】(要目表)		
原子炉建屋内水素濃度	(3) 原子炉建屋内水素濃度	4 計測制御系統施改 リ(4)(iii)-⑥		
リ(4)(iii)-⑥ (「ヘ 計測制御系統施設の構造及び設備」と	第6.4-1表 計装設備(重大事故等対処設備)の主要機	4. 計測制御系統施設 リ(4)(iii)ー(6) 4.5 計測装置 (12) 原子炉建屋内の水素ガス濃度を計測する装置(常設) 変 更 前	変更後	
兼用)	器仕様に記載する。	名 株 検 出 器 計 測 範 囲 警 報動作 個数 取 付 箇 所 名	## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ##	付 箇 所 統 名 原子炉建屋
リ(4)(iii)-①個数 <u>7</u>		原子 / 原子 / 序 原子 / 序	放縦式 0~10vol% - 3 設 設 接 接 接 接 接 接 接 接	ライン名) 木業濃度抑制系 歴 床 0.P0.80m²¹ 0.P0.80m²¹ 0.P0.80m²¹ 0.P3.3.20m²² 0.P6.87-10²¹ 水 防護上の面 康上 6.40m以上*² 核 名 水 原子炉建屋 ライン名) 原子炉建屋 0.P. 6.00m²² 0.P. 6.00m²² 水 防護上の 8-1F-2°³ R-1F-2°° R-1F-2°° R-1F
		*2: 対象計器は、T71-HE101A、T71-HE201B。 *3: 対象計器は、T71-HE203。 *4: 対象計器は、T71-HE201, T71-HE202, T71-HE204。 *5: 対象計器は、T71-HE201, T71-HE202。 *6: 対象計器は、T71-HE201。 *7: 対象計器は、T71-HE202。 *8: 対象計器は、T71-HE204。		
		整合性 ・「原子炉建屋内水素濃度」は、設置変更許可申請書(本 及び工事の計画における「計測制御系統施設」のうち「記 ・設計及び工事の計画のリ(4)(iii)-⑦は、設置変更許可申記 細に記載しており整合している。		整合している。

# その地野山県万平の射航電影の構造及び影響	設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備	考
(1) 常用電源設備の構造 (1) <u>発車機</u> (2) (1) <u>全車機</u> (3) (1) (1) (1) (1) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2	ヌ その他発電用原子炉の附属施設の構造及び設備			設置変更許可申請書(本		
(1) 常用電源設備の精造 (注) <u>発電機</u> (注) <u>発電機</u> (注) <u>発電機</u> (注) <u>発電機</u> (注) <u>発電機</u> (注) <u>経電機</u> (注) <u>基電機</u> (注) <u>基度</u> (注) <u>基度</u> (注)				文(五号))ヌ項におい		
(1) 常用電源設備の構造 (1) <u>発電機</u> (2) (1) (1) (1) (1) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2				て,設計及び工事の計画		
(1) 常用電源設備の構造 (i) 発電機 (i) 発電				の内容は, 以下のとおり		
(i) <u>発電機</u>				整合している。		
	(i) <u>発電機</u> 以(1)(i)-① 台数 <u>1</u>	(1) 発電機 種 類 横軸円筒回転界磁三相同期発電機 台 数 1. 容 量 約 920,000kVA 力 率 0.90 (遅れ) 電 圧 17kV 相 数 3 周 波 数 50Hz 回 転 数 1,500rpm 結 線 法 四重星形 冷 却 法 固定子 水直接及び水素間接冷却	8.2 常用電源設備 8.2.1 発電機 (1) 発電機 (2) 機 (4) 機 (4) 機 (4) 機 (4) 機 (4) 機 (5) 機 (5) 機 (6) 機 (6) 機 (6) 機 (7) 機 (6) 機 (7) 機 (7) 機 (7) 機 (7) 機 (8) 機 (8) (8) (8) (8) (8) (8) (8) (8) (8) (8)	設置変更許可申請書(本 文(五号))の図(1)(i) -①については、添付図 面第1-4-1図「単線結線 図(その1)」に記載し		

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可	「申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整 合 性	備考
(ii) 外部電源系	第10.3-1表 送電	線の主要機器仕様	【常用電源設備】 (基本設計方針)		
<u>275kV</u> <u>4回線(1号,2号及び3号炉共用,既設)</u>	(1) <u>275kV送電線</u>	(1号,2号及び3号炉共用)	1. 保安電源設備		
	兼用する設備は以下	ぶ のとおり。	1.2 電線路の独立性及び物理的分離		
	• 非常用電源設備	(通常運転時等)	発電用原子炉施設は、重要安全施設がその機能を維持す		
	a. 牡鹿幹線		るために必要となる電力を当該重要安全施設に供給する		
	電圧	275kV	ため、電力系統に連系した設計とする。		
	回線数	<u>2</u>	設計基準対象施設は、送受電可能な回線として <u>275kV送</u>		
	導体サイズ	TACSR/23EAC 610mm ² 2導体	電線 (東北電力ネットワーク株式会社牡鹿幹線(以下「牡		
		TACSR/EGS 610mm ² 2導体	鹿幹線」という。))(<u>第1号機設備,第1,2,3号機共用</u> (以		
		TACSR 610mm ² 2導体	下同じ。)) 及び <u>275kV送電線</u> (東北電力ネットワーク株式		
	送電容量	約1,548MW(1回線当たり)	会社松島幹線(以下「松島幹線」という。))(第3号機設備,		
	亘 長	約28km (石巻変電所まで)	<u>第1,2,3号機共用</u> (以下同じ。))の2ルート <mark>各2回線</mark> 及び		
			受電専用の回線として <u>66kV送電線</u> (東北電力ネットワーク		
	b. 松島幹線		株式会社塚浜支線(以下「塚浜支線」という。)(東北電力		
	電圧	275kV	ネットワーク株式会社鮎川線(以下「鮎川線」という。)1		
	回線数	<u>2</u>	号を一部含む。) 及び東北電力ネットワーク株式会社万石		
	導体サイズ	Z2SBACSR/UGS 780mm ² 2導体	線(以下「万石線」という。)) (第1号機設備,第1,2,3		
		Z2LN-SBACSR/EGS 810mm² 2導体	<u>号機共用</u> (以下同じ。)) 1ルート <u>1回線</u> の合計3ルート5回線		
		SBACSR/UGS 780mm ² 2導体	にて, 電力系統に接続する設計とする。		
		LN-SBACSR/EGS 810mm ² 2導体	<中略>		
	送電容量	約1,078MW(1回線当たり)			
	亘 長	約84km(宮城中央変電所まで)			

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可	申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備	考
66kV 1回線(1号, 2号及び3号炉共用, 既設)		号, 2号及び3号炉共用)	既用人びエチャ川西 10コチス	1E 1 12	VIII	
	兼用する設備は以下の					
	• 非常用電源設備(i					
	a. 塚浜支線(鮎川線	_ ,,				
	電圧	66kV				
	回線数	<u>1</u>				
	導体サイズ					
	送電容量	約49MW				
	亘 長	約8km (女川変電所まで)				
	b. 万石線					
	電圧	66kV				
		2				
	導体サイズ	ACSR 330mm ² 1 導体				
	ACSR/EAC	330mm ² 1 導体				
	Z2ACSR/EAC	330mm ² 1 導体				
	SBTACSR/UGS	320mm ² 1 導体				
	SBACSR/EAC	190mm ² 1 導体				
	送電容量	約58MW(1回線当たり)				
	亘 長	約22km(女川変電所から西石巻変電				
		所まで)				
			1. 保安電源設備			
			1. 保女电源設備 1.1 発電所構内における電気系統の信頼性確保			
			1.1. 機器の破損, 故障その他の異常の検知と拡大防止			
ヌ(1)(ii)-①発電機,外部電源系,非常用所内電源系,			安全施設へ電力を供給する保安電源設備は、電線路、発	設計及び工事の計画の		
その他の関連する電気系統の機器の短絡若しくは地絡又			電用原子炉施設において常時使用される発電機、外部電源			
は母線の低電圧若しくは過電流に対し、検知できる設計と						
<u>する。</u>			停止することがないよう, ¤(1)(ii)-①発電機, 送電線,	号))の[x(1)(ii)-①と		
			変圧器、母線等に保護継電器を設置し、機器の損壊、故障	同義であり整合してい		
			その他の異常を検知するとともに、異常を検知した場合	る。		
			は、ガス絶縁開閉装置あるいはメタルクラッド開閉装置等			
			の遮断器が動作することにより、その拡大を防止する設計			
			<u>とする。</u>			
			<中略>			

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
	第10.3-4表 変圧器の主要機器仕様	【常用電源設備】(要目表)		
ii) 変圧器		8,2.2 変圧器 (1) 変圧器		
. <u>主変圧器</u>	名 称 <u>主変圧器</u> 所内変圧器 起動変圧器 予備変圧器*	変 更 前	設計及び工事の計画の	
ヌ(1)(iii)-① <u>台数 1</u>	屋外用三相二巻 屋外用三相三巻 線無圧密封式 屋外用三相二巻 線無圧密封式 量外用三相二巻 線無圧密封式 負荷時タップ切 線無圧密封式 負荷時タップ切	名 称 主変圧器*1 種 塩外用三相二巻線無圧密封式 (負荷時タップ切換装置付)	ヌ(1)(ⅲ)-①は,設置変	
<u> </u>	換装置付換装置付	容 量 <u>kVA</u> <u>890000</u>	更許可申請書(本文(五	
電圧 16.5kV/ 16.5kV/ 10.5kV/ 10.5kV/	台数 1 2 1 1 容量 約890,000kVA 約33,000kVA 約70,000kVA 約25,000kVA	一	号)) の <mark>ヌ(1)(iii)-①</mark> と	
	電 一次 <u>16.5kV</u> 16.5kV 275kV 66kV	本 三 数 数 (19 タップ) 対 (1) (iii) - ② 相 - 3	同義であり整合してい	
. 所内変圧器	相 数 3 3 3	周 波 数 Hz 50 結 - 次 - 三角形 変更なし	る。	
<u>台数 2</u>	周波数 50Hz 50Hz 50Hz 結 一次 三角形 星形 三角形	線		
容量 約33,000kVA(1台当たり)	線 二次 星形 星形 星形, 星形 三角形 法 三次 - 三角形(内蔵) -	冷 却 法 一 送油風冷式 個 常 用 一 【X(1)(iii)一①	 設計及び工事の計画の	
	冷却方法 送油風冷式 油入風冷式 油入風冷式 油入自冷式	数 予 備 一 なし	ヌ(1)(iii)-②は,設置変	
電圧 16.5kV/6.9kV (1次/2次)	※ 1号, 2号及び3号炉共用, 既設	(ライン名) - 土泼圧帝・	更許可申請書(本文(五	
お 妻が	次 1万,2万及US万炉共用,风政	取 付 設 隆 床 — 屋外 0.P.15.0m	<u></u>	
. 起動変圧器		窗 所	号)) の (1) (iii) - ②の	
台数 1		益 水 防 護 上 の 配慮が必要な高さ	電圧調整範囲(タップに	
容量 約 70,000kVA		注記*1: 既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。 *2: 既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は設計図書による。	」より、二次電圧を変更可	
電圧 275kV/6.9kV (1次/2次)			能)を記載しており整合	
			している。	
. 予備変圧器(1号, 2号及び3号炉共用, 既設)				
<u>台数 1</u>			設置変更許可申請書(本	
容量 約 25,000kVA			文(五号))の「所内変	
電圧 66kV/6.9kV (1次/2次)			圧器」,「起動変圧器」,	
			「予備変圧器(1号,2	
			号及び3号炉共用,既	
			設)」は、本工事計画の	
			対象外である。	

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項		設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備	考
(2) 非常用電源設備の構造		電線の主要機器仕様	【非常用電源設備】(基本設計方針)			
(i) 外部電源系			2. 交流電源設備			
			2.1 非常用交流電源設備			
			2.1.1 系統構成			
275kV 4回線(1号,2号及び3号炉共用,既設)	(1) <u>275kV</u> 送電線	(1号, 2号及び3号炉共用)	ヌ(2)(i)-①発電用原子炉施設は, 重要安全施設がその	設置変更許可申請書(本		
ヌ(2)(i)-① (「ヌ(1) 常用電源設備の構造」と兼用)	兼用する設備は以て	下のとおり。	機能を維持するために必要となる電力を当該重要安全施	文 (五号)) の (2) (i)		
	・非常用電源設備		 設に供給するため、電力系統に連系した設計とする。	-①は,電力系統に連系		
	a. 牡鹿幹線		<中略>	 した送電線について,常		
	電圧	275kV		 用電源設備と非常用電		
	回線数	<u>2</u>	【常用電源設備】(基本設計方針)	源設備で同じ設備を表		
	導体サイズ	TACSR/23EAC 610mm ² 2 導体	1. 保安電源設備	しており,設計及び工事		
		TACSR/EGS 610mm ² 2 導体	1.2 電線路の独立性及び物理的隔離	の計画においては、常用		
		TACSR 610mm ² 2 導体	ヌ(2)(i)-①発電用原子炉施設は, 重要安全施設がその	電源設備と非常用電源		
	送電容量	約1,548MW (1回線当たり)	機能を維持するために必要となる電力を当該重要安全施	設備の基本設計方針に		
	亘長	約28km (石巻変電所まで)	設に供給するため、電力系統に連系した設計とする。	それぞれ記載しており		
			設計基準対象施設は,送受電可能な回線として <u>275kV送</u>	整合している。		
	b. 松島幹線		電線(東北電力ネットワーク株式会社牡鹿幹線(以下「牡			
	電圧	275kV	鹿幹線」という。))(<u>第1号機設備,第1,2,3号機共用</u> (以			
	回線数	<u>2</u>	下同じ。))及び <u>275kV送電線</u> (東北電力ネットワーク株式			
	導体サイズ	Z2SBACSR/UGS 780mm ² 2 導体	会社松島幹線(以下「松島幹線」という。))(第3号機設備,			
		Z2LN-SBACSR/EGS 810mm² 2導体	<u>第1,2,3号機共用</u> (以下同じ。))の2ルート <mark>各2回線</mark> 及び			
		SBACSR/UGS 780mm ² 2 導体	受電専用の回線として <u>66kV送電線</u> (東北電力ネットワーク			
		LN-SBACSR/EGS 810mm ² 2 導体	株式会社塚浜支線(以下「塚浜支線」という。)(東北電力			
	送電容量	約1,078MW (1回線当たり)	ネットワーク株式会社鮎川線(以下「鮎川線」という。)1			
	亘 長	約84km(宮城中央変電所まで)	号を一部含む。)及び東北電力ネットワーク株式会社万石			
			線(以下「万石線」という。))(第1号機設備,第1,2,3			
			<u>号機共用</u> (以下同じ。)) 1ルート <u>1回線</u> の合計3ルート5回線			
			にて、電力系統に接続する設計とする。			
			<中略>			

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可	申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
66kV 1回線(1号, 2号及び3号炉共用, 既設)		1号, 2号及び3号炉共用)			<i>V</i> 113
ヌ(2)(i)-① (「ヌ(1) 常用電源設備の構造」と兼用)	兼用する設備は以下				
	• 非常用電源設備 (
		線1号を一部含む。)			
	電圧	66kV			
	回線数	<u>1</u>			
	導体サイズ	SBACSR/UAC 150mm² 1導体			
	送電容量	約49MW			
	亘 長	約8km(女川変電所まで)			
	b. 万石線				
	電圧	66kV			
	回線数	2			
	導体サイズ	ACSR 330mm ² 1 導体			
		ACSR/EAC 330mm ² 1 導体			
		Z2ACSR/EAC 330mm ² 1 導体			
		SBTACSR/UGS 320mm ² 1 導体			
	W.Z.4. E	SBACSR/EAC 190mm ² 1 導体			
	送電容量	約58MW (1回線当たり)			
	亘 長	約22km(女川変電所から西石巻変電			
		所まで)			
<u> </u>	1				<u> </u>

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
(ii) 非常用ディーゼル発電機	10.1.1.4.3 非常用ディーゼル発電機(高圧炉心スプレイ	【非常用電源設備】 (基本設計方針)		
	系ディーゼル発電機を含む。)	2.1 非常用交流電源設備		
		2.1.1 系統構成		
		<中略>		
1. 非常用ディーゼル発電機	非常用ディーゼル発電機(高圧炉心スプレイ系ディーゼ	非常用ディーゼル発電機(高圧炉心スプレイ系ディーゼ		
ヌ(2)(ii)-① <u>台数</u> <u>2</u>	ル発電機を含む。)は、外部電源が喪失した場合には発電	ル発電機を含む。)は、非常用高圧母線低電圧信号又は非		
ヌ(2)(ii)-②出力 約6,100kW(1台当たり)	用原子炉を安全に停止するために必要な電力を供給し, ま	常用炉心冷却設備作動信号で起動し、設置(変更)許可を受		
ス(2)(ii)-③起動時間 約10秒	た、外部電源が喪失し同時に原子炉冷却材喪失が発生した	けた冷却材喪失事故における工学的安全施設の設備の作		
	場合には工学的安全施設作動のための電力を供給する。	動開始時間を満足する時間として非常用ディーゼル発電		
	非常用ディーゼル発電機(高圧炉心スプレイ系ディーゼ	機はx(2)(ii)-③10 秒及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル		
. 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機	ル発電機を含む。) は多重性を考慮して,3台を備え,各々	発電機は又(2)(ii)-313 秒以内に電圧を確立した後は,各		
ヌ(2)(ii)-④ <u>台数 </u> 1	非常用高圧母線に接続する。各非常用ディーゼル発電設備	非常用高圧母線に接続し、負荷に給電する設計とする。		
 	(高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。) は、耐	<中略>		
ヌ(2)(ii)-③起動時間 約13秒	震性を有した原子炉建屋付属棟内のそれぞれ独立した部			
	屋に設置する。	【非常用電源設備】(要目表)		
	<中略>	8.1.2 非常用発電装置		
		8.1.2.1 非常用ディーゼル発電設備		
		(5) 死電機 イ 発電機 (常設)		1
		変更前 名 称 非常用ディーゼル発電機*'	変更後	
整合性		種 類 一 同期発電機 <u>穿 量 kVA/個 </u>		
	許可申請書(本文(五号))のヌ(2)(ii)-①と同義であり整合	主 表 て mm 3710*1.*2 要 横 mm 4640*1.*2	_	
している。		注 高 さ mm 3050*1.*2 フ幸 ***	_	
<u> </u>	許可申請書(本文(五号))のx(2)(ii)-②と同義であり整合	電 圧 V 6900 相 一 3 周 波 数 Hz 50		
している。 出力 7625×0.8(力率)=6100kW		N	-	
<u> </u>	許可申請書(本文(五号))の区(2)(ii)-③を詳細に記載して	冷 却 方 法** 一 空気冷却 劇 数 — 2 (ディーゼル機関!個につき1) **	-	
おり整合している。		ス(2)(ii)-① カー 非常用ディーゼル発電機A 非常用ディーゼル発電機 非常用ディーゼル発電機 非常用ディーゼル発電設備B系		
	許可申請書(本文(五号))のx(2)(ii)-④と同義であり整合	取 付 付 節 形 のP, 15, 00m のP, 15, 00m		
している。 ・設計及び工事の計画の * 2(2)(ii)-Gbt 設置変更	許可申請書(本文(五号))のヌ(2)(ii)-⑤と同義であり整合	遊 水 防 護 上 の 区 画 番 号 ―――――――――――――――――――――――――――――――――	R-1F-13 床上 0.10m以上	R-1F-16 床上 0.10m以上
している。	THE CALCULATION OF THE CHARGE CONTROL	注記*1: 医工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、設計図書による。 *2: 公称値を示す。 *3:記載の適正化を行う。既工事計画書には「一」と記載。		
出力 3750×0.8(力率)=3000kW		*4 : 記載の適正化を行う。既工事計画書には「印載数」と記載。 *5 : 記載の適正化を行う。既工事計画書には「回載数」と記載。 *6 : 記載の適正化を行う。既工事計画書には「ppa」と記載。 *2 : 記載の適正化を行う。既工事計画書には「ppa」と記載。		
		*7:配載の適正化を行う。既工事計画書には「冷却法」と記載。 *8:記載の適正化を行う。既工事計画書には「2 (ディーゼル機関1台につき1)」と記載。		I

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)	該当事項 設計及び工事の計画 該当事項	整合性備考
	第 10.1-5 表 非常用ディーゼル発電機	(高圧炉心スプレ 【非常用電源設備】 (要目表)	
	イ系ディーゼル発電機を含む。)の主要	P機器仕様 8.1.2 非常用発電装置	
		8.1.2.2 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備	
	(1) エンジン	(5) 発電機 イ 発電機 (常設)	
	a. 非常用ディーゼル発電機	変 更 前 変更後 名 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機*1	
	種 類 4サイクルたて形	18気筒ディーゼ 種 類	
	ル機関	<u>容</u> <u> </u>	
	<u>台</u> 数 2	主要 横 mm 4460*1. *2 法 高 さ mm 2450*1. *2	
	出 力 約6,100kW(1 台当		
	回 転 数 500rpm	電 E V 6900 相 — 3	
	起動方式 圧縮空気起動	周 波 数 Hz 50 変更なし	
	起動時間 約10秒	回 転 速 度*5 min ⁻¹ 1000 結 線 法 — 星形	
	使用燃料 軽油	冷 却 方 法* ⁷ — 空気冷却	
		個 数 一 1 ヌ(2)(ii)ー④ E - 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機	
	b. 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備 *1	
	種 類 4サイクルたて形	18気筒ディーゼ	
	ル機関	区画番号	
	<u>台</u> 数 <u>1</u>	記慮が必要な高さ 床上 0.14m以上 注記*1 : 既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、設計図書による。	
	出 力 約3,000kW	*2 : 公称値を示す。 *3 : 記載の適正化を行う。既工事計画書には「 ― 」と記載。 *4 : 記載の適正化を行う。既工事計画書には「0.8」と記載。	
	回 転 数 1,000rpm	*5 : 記載の適正化を行う。既工事計画書には「回転数」と記載。 *6 : 記載の適正化を行う。既工事計画書には「rpm」と記載。	
	起動方式 圧縮空気起動	*7 :記載の適正化を行う。既工事計画書には「冷却法」と記載。	
	起動時間 約13秒		
	使用燃料軽油		

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許	可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
	(2) 発電機				
	a . <u>非常用ディー</u>	ゼル発電機			
	種類	横軸回転界磁三相同期発電機			
	台 数	2			
	<u>容 量</u>	約7,625kVA (1台当たり)			
	<u>力 率</u>	<u>0.80</u> (遅れ)			
	電圧	6. 9kV			
	周 波 数	50Hz			
	回転数	500rpm			
	1 草田桐心フブ	プレイ系ディーゼル発電機			
	1	横軸回転界磁三相同期発電機			
	<u>台数</u>	<u>1</u>			
	<u>容 量</u>	約3,750kVA			
	<u>力 率</u>	<u>0.80</u> (遅れ)			
	電圧	6. 9kV			
	周 波 数	50Hz			
	回転数	1,000rpm			

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
	10.1.2 重大事故等時	【非常用電源設備】 (基本設計方針)	**	
	10.1.2.1 非常用交流電源設備	2.1 非常用交流電源設備		
	10.1.2.1.1 概要	2.1.1 系統構成		
		<中略>		
	非常用交流電源設備は、想定される重大事故等時におい	非常用交流電源設備は、想定される重大事故等時におい		
	て、重大事故等対処設備(設計基準拡張)として使用する。	て、重大事故等対処設備(設計基準拡張)として使用でき		
	非常用交流電源設備のうち非常用ディーゼル発電機は、	る設計とする。		
	ATWS緩和設備(代替制御棒挿入機能), ATWS緩和	<中略>		
	設備(代替原子炉再循環ポンプトリップ機能),ATWS			
	緩和設備(自動減圧系作動阻止機能),ほう酸水注入系,	2.1.2 多様性,位置的分散等		
	代替自動減圧回路(代替自動減圧機能),高圧窒素ガス供	非常用交流電源設備は、設計基準事故対処設備であると		
	給系(非常用),低圧代替注水系(常設)(復水移送ポン	ともに, 重大事故等時においても使用するため, 重大事故		
	プ),低圧代替注水系(可搬型),残留熱除去系(低圧注	等対処設備としての基本方針に示す設計方針を適用する。		
	水モード)、低圧炉心スプレイ系、残留熱除去系(原子炉	ただし, 多様性及び独立性並びに位置的分散を考慮すべき		
	停止時冷却モード),原子炉補機冷却水系(原子炉補機冷	対象の設計基準事故対処設備はないことから, 重大事故等		
	却海水系を含む。),原子炉格納容器代替スプレイ冷却系	対処設備の基本方針のうち,「5.1.2 多様性,位置的分		
	(常設) ,原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型) ,	散等」に示す設計方針は適用しない。		
	残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード),残留熱除			
	去系(サプレッションプール水冷却モード),代替循環冷	2.1.1 系統構成		
	却系,原子炉格納容器下部注水系(常設)(復水移送ポン	<中略>		
	プ),原子炉格納容器下部注水系(常設)(代替循環冷却	非常用交流電源設備のうち非常用ディーゼル発電機は		
	ポンプ),原子炉格納容器下部注水系(可搬型),計測制	重大事故等時に、ATWS 緩和設備(代替制御棒挿入機能)、		
	御装置及び非常用ガス処理系へ電力を供給できる設計と	ATWS 緩和設備(代替原子炉再循環ポンプトリップ機能),		
	する。	ATWS 緩和設備(自動減圧系作動阻止機能),ほう酸水注入		
	非常用交流電源設備のうち高圧炉心スプレイ系ディー	系,代替自動減圧回路(代替自動減圧機能),高圧窒素ガ		
	ゼル発電機は、高圧炉心スプレイ系及び計測制御装置へ電	ス供給系(非常用),低圧代替注水系(常設)(復水移送		
	力を供給できる設計とする。	ポンプ)、低圧代替注水系(可搬型)、残留熱除去系(低		
	非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディ	圧注水モード),低圧炉心スプレイ系,残留熱除去系(原		
	ーゼル発電機の燃料は、軽油タンクより非常用ディーゼル	子炉停止時冷却モード),原子炉補機冷却水系(原子炉補		
	発電設備燃料移送ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ディー	機冷却海水系を含む。),原子炉格納容器代替スプレイ冷		
	ゼル発電設備燃料移送ポンプを用いて補給できる設計と	却系(常設),原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬		
	する。	型),残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード),残		
		留熱除去系 (サプレッションプール水冷却モード), 代替		
	10.1.2.1.2 設計方針	循環冷却系,原子炉格納容器下部注水系(常設)(復水移		
	非常用交流電源設備は,「1.1.7 重大事故等対処設備	送ポンプ),原子炉格納容器下部注水系(常設)(代替循		

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
2.22556 4	に関する基本方針」のうち、多様性、位置的分散を除く設			
	計方針を適用して設計を行う。	計測制御装置及び非常用ガス処理系へ電力を供給できる		
		設計とする。		
		非常用交流電源設備のうち高圧炉心スプレイ系ディー		
		ゼル発電機は重大事故等時に、高圧炉心スプレイ系及び計		
		測制御装置へ電力を供給できる設計とする。		
	10.1.2.1.2.2 容量等	4. 燃料設備		
		4.1 非常用交流電源設備の燃料補給設備		
		<中略>		
	非常用ディーゼル発電機、高圧炉心スプレイ系ディーゼ	重大事故等時に,非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心		
	ル発電機、非常用ディーゼル発電設備燃料デイタンク、高	スプレイ系ディーゼル発電機の燃料は、非常用ディーゼル		
	圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料デイタンク、軽	発電設備軽油タンク、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電		
	油タンク, 非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ及び	設備軽油タンク及び燃料移送ポンプを用いて給油できる		
	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ	設計とする。		
	は、設計基準事故時に使用する場合の容量が、重大事故等			
	の収束に必要な容量に対して十分であることから、設計基			
	準事故対処設備と同仕様で設計する。			

設置変更許可申請書(本文(五号))	小果亦再計司由	t 隶 (沃	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	/ 世	
双直发发計刊中語者(本义(五亏))		情書(添付書類八)該当事項 ディーゼル発電機(高圧炉心スプレ		金 台 性	備	考
		後を含む。)の主要機器仕様	8.1.2 非常用発電装置			
	(3) 軽油タンク	《2·日号。) 少工女/X/邮上/A	8.1.2.1 非常用ディーゼル発電設備			
c. 以(2)(ii)-⑥軽油タンク		黃置 円筒形	(4) 燃料設備	設計及び工事の計画の		
C. (1) (1) (HEIH)		3 (1系列につき3 <u>基)</u>	(I) MATERIAL DIE	ス(2)(ii)-⑥は、設置変		
x(2)(ii)-⑦基数 6 (1系列につき3基)		<u>, (1 系列につき3 基)</u> . (1 系列につき1 基)	ロ 容器 (常設) 変更前 変 更 後	更許可申請書(本文(五		
<u>1 (1系列につき1基)</u>		5 110kL(1 基当たり)	4 ヌ(2)(ii)-⑥ 非常用ディーゼル発電設備. 軽値タング	号))の又(2)(ii)-⑥と		
容量 約 110 x(2)(ii)-®kL (1 基当たり)		5 170kL	種 類 一 横置円筒形 容 量 m²/偏 以上(110*²)	同一設備であり整合し		
<u> </u>		S IY ONL E油	B 4 4 10 11 4 4 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11	ている。以下同じ。		
<u> </u>	又用燃料	сти	最高使用压力			
			胴 板 厚 さ mm (28.0*2)	設計及び工事の計画の		
			主 鏡 板 厚 さ mm (28.0*2) 3500* [‡] 要 鏡 板 の 形 状 (鏡板の内面における長径)			
			に 係 る 寸 法 (競板の内面における規径の 2 分の 1)	更許可申請書(本文(五		
			 管 台 外 径 mm (被 出 口) 位 台 厚 さ 	号)) の ^{又(2)(ii)-} ⑦と		
			管台厚さ (液出口) mm 全 長 mm 13056*2	同義であり整合してい		
			新 版 — SM400C	 		
			** 競 核 一 SM400C			
			ヌ(2)(ii)-⑦ * 軽油タンク A. C. E 軽油タンク B. D. F 非常用ディーゼル発電 非常用ディーゼル発電	 設計及び工事の計画の		
			設備A系 設備B系 設備B系 接油タンク室 軽油タンク室 0.P.9.50m 0.P.9.50m			
			箇 滋水防護上の 所 区 画 番 号	更許可申請書(本文(五		
			滋水防護上の 配慮が必要な高さ	H.)) (7(9) (;;) (0)];		
			注記*1:非常用電源設備の非常用発電装置(ガスタービン発電設備,可搬型代替交流電源設備 可搬型代替直流電源設備,可搬型窒素ガス供給装置発電設備),補機駆動用燃料設備 うち燃料設備と兼用。			
			*2:公林値を示す。	」 る。		
				00		

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
		8.1.2 非常用発電装置		
		8.1.2.2 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備		
		(4) 燃料設備		
		字 容器 (常設) 変 更 後		
		名 株 高圧炉シスプレイ系ディーゼル発電設備 又((2) (ii) - (6)	
		軽胎タンク*1 種 類 一 横圏円筒形		
		容 量 m³/個 以上(170*2)		
		最高使用压力 最高使用温度 以(2)(ii)-®		
		期 /9 径 mm 4000*2		
		期 板 厚 さ mm (28.0*²) 主 鏡 板 厚 さ mm (28.0*²)		
		4000*□		
		要 鏡 板 の 形 状 (鏡板の内面における長径) に 保 る 寸 法 1000*2		
		寸 (鏡板の内面における短径の2分の1)		
		法 管 台 厚 さ		
		管 台 厚 さ mm (5.5*2) 全 長 mm 15296*2		
		材 樹 板 SM490C SM490C		
		個数 <u>1</u> 軽温タンク		
		ヌ(2)(iii)-⑦ 新圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備 付 設 置 床 ー 軽油タンクを ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
		信 本 防 護 上 の 区 画 番 号		
		所 滋 水 防 護 上 の		
		配慮が必要な高さ 注記*1:非常用電源設備の非常用発電装置 (ガスタービン発電設備, 可接型代替交流電源設備。		
		可搬型代替直流電原設備,可搬型逐素ガス供給装置発電設備), 補機駆動用燃料設備の うち燃料設備と兼用。		
		*2 : 公称値を示す。		

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整 合 性	備考
	10.1.1.4.3 非常用ディーゼル発電機(高圧炉心スプレイ		ш п п	VII3 3
	系ディーゼル発電機を含む。)	4.1 非常用交流電源設備の燃料補給設備		
	<中略>			
7日間の外部電源喪失を仮定しても、運転時の異常な過	なお、7日間の外部電源喪失を仮定しても、運転時の異	7 日間の外部電源喪失を仮定しても,運転時の異常な過		
渡変化又は設計基準事故に対処するために必要な非常用	常な過渡変化又は設計基準事故に対処するために必要な	渡変化又は設計基準事故に対処するために必要な非常用		
ディーゼル発電機(高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機	非常用ディーゼル発電機(高圧炉心スプレイ系ディーゼル	ディーゼル発電機(高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機		
を含む。) 2台を7日間連続運転することにより必要とす	発電機を含む。)2台を7日間連続運転できる燃料貯蔵設	を含む。)2台を7日間運転することにより必要とする電		
る電力を供給できる容量以上の燃料を敷地内の軽油タン	備を発電所内に設ける。	力を供給できる容量以上の燃料を敷地内の軽油タンクに		
クに貯蔵する設計とする。	<中略>	貯蔵する設計とする。		
		<中略>		
	<u>l</u>			

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当	当事項 設計及び工事の計画 該当事項	整合性 備 考
(iii) 蓄電池	第10.1-3表 直流電源設備の主要機器仕様	【非常用電源設備】(要目表)	LE II III
a. 🗓 (iii) - 🗓 蓄電池 (非常用)	(1) 蓄電池	8.1.3.2 電力貯蔵装置 (2) 電力貯蔵装置 (常設)	
x(2)(iii)-②型式 鉛蓄電池		ス(2)(iii)一①	変 更 後 変更なし
ヌ(2)(iii)-③,④組数 3	<u>種 類</u> <u>鉛蓄電池</u>	2A 2B 2H 種 類 一 密閉形クラッド式振置 密閉形クラッド式振置 新音電池 新音電池	<u>2A</u>
容量 125V 蓄電池 2A 約 8,000Ah (1組)	<u>組</u> 数 <u>3</u>	容 量 Ah/組 ^{*2} 4000 (10時間率) 400 (10時間率) 電 E V 125 125	(10時間率) <u>8000</u> (10時間率) (10時間率) (10時間率) 変更なし
125V 蓄電池 2B 約 6,000Ah (1組)	セル数 A系 60	主 た て mm	*3 *3
125V 蓄電池 2H 約 400Ah (1組)	B系 60	横 m	
123V 亩电他 2n		<u>数</u>	個)*6 1(1組当たり180個) 1(1組当たり120個) ヌ(2)(iii)ー④
	HPCS系 60	X(2)(iii)-(3) - (3) - (4) (3) (10) (10) (10) (10) (10) (10) (10) (10	*1 制御建屋
	電 圧 A系 125V	取 版 置 床 — 0.P.8.00m 0.P.11.40m 0.P.8.00m 0.P.20.90m	
	B系 125V	済 溢水防護上の区画番号 ―	C-B2F-5 C-B1F-2 C-M01F-1 C-M01F-1
	HPCS系 125V	溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ	で-MBIF-1 床上 0.00m以上 床上 0.00m以上 床上 0.00m以上
	<u>容</u> <u> </u>	注記*1: 既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。 記載内容は,設計図書による。 *2:記載の適正化を行う。既工事計画書には「Ah/個」と記載。 *3:公称値を示す。	
	<u>B系</u> 約 6,000Ah	*4:記載の適正化を行う。既工事計画書には「一」と記載。 *5:記載の適正化を行う。既工事計画書には「2」と記載。 *6:記載の適正化を行う。既工事計画書には「1」と記載。	
	<u>HPCS系</u> 約 400Ah		
整合性			
・設計及び工事の計画の又(2)(iii)-①は、設置変更許可能	可申請書(本文(五号))の <mark>又(2)(iii)-①</mark> を具体的	的に記載しており整	
合している。	ゴカ寺寺 (ナナ (エロ)) の1(0)(***) のたまか	5万1 大 1 アルル 車	
・設計及び工事の計画の <a>(2)(iii)-② は、設置変更許可合している。	可申請書(本义(五号))(ク <u>区(2)(Ⅲ)-②</u> を具体に	がに記載してわり登り	
・設計及び工事の計画のx(2)(iii)-③は、設置変更許可能	可申請書(本文(五号))のx(2)(iii)-③と同義で	あり整合している。	
・設置変更許可申請書 (本文 (五号)) のx(2)(iii)-	④は、各系統の蓄電池をまとめて記載しているだ	が、設計及び工事の	
計画のx(2)(iii)-④では,系統毎に記載しており整	合している。		

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
	10.1.2 重大事故等時	【非常用電源設備】(基本設計方針)		
	10.1.2.2 非常用直流電源設備	3. 直流電源設備及び計測制御用電源設備		
	10.1.2.2.1 概要	3.1 常設直流電源設備		
		3.1.1 系統構成		
		<中略>		
	非常用直流電源設備は、想定される重大事故等時におい	非常用直流電源設備の 125V 蓄電池 2A, 2B 及び 2H 並び		
	て,重大事故等対処設備(設計基準拡張)として使用する。	に 125V 充電器 2A, 2B 及び 2H (125V, 700A のものを 2 個,		
		125V, 50A のものを 1 個) は, 想定される重大事故等時に		
		おいて、重大事故等対処設備(設計基準拡張)として使用		
		できる設計とする。		
	非常用直流電源設備である 125V 蓄電池 2A, 125V 蓄電池	非常用直流電源設備のうち, 125V 蓄電池 2H 及び 125V 充		
	2B 及び 125V 蓄電池 2H は,全交流動力電源喪失から8時間	電器 2H は,125V 直流主母線盤 2H(125V,1200A のものを		
	にわたり電力を供給できる設計とする。	1個) 及び 125V 直流分電盤 2H (125V, 1200A のものを 1 個)		
		へ接続することで、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機		
		の起動信号及び初期励磁並びにメタルクラッドスイッチ		
		ギア(高圧炉心スプレイ系用)の制御回路等の高圧炉心ス		
		プレイ系の負荷に電力を供給できる設計とする。		
	10.1.2.2.2 設計方針	3.1.2 多樣性,位置的分散等		
		<中略>		
	非常用直流電源設備は,「1.1.7 重大事故等対処設備	非常用直流電源設備は、設計基準事故対処設備であると		
	に関する基本方針」のうち、多様性、位置的分散を除く設	ともに、重大事故等時においても使用するため、重大事故		
	計方針を適用して設計を行う。	等対処設備としての基本方針に示す設計方針を適用する。		
		ただし、多様性及び独立性並びに位置的分散を考慮すべき		
		対象の設計基準事故対処設備はないことから、重大事故等		
		対処設備の基本方針のうち「5.1.2 多様性,位置的分散		
		等」に示す設計方針は適用しない。		

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
(iv) 代替電源設備	10.2 代替電源設備	2.2 常設代替交流電源設備		
	10.2.1 概要	2.2.1 系統構成		
設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重	設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重	設計基準事故対処設備の <mark>交流電源が喪失(全交流動力電</mark>	設計及び工事の計画の	
大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷,原子	大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷,原子	源喪失) した場合に、重大事故等の対応に必要な炉心の著	ヌ(2)(iv)-①は、設置変	
<u> 炉格納容器の破損,使用済燃料プール内の燃料体等の著し</u>	炉格納容器の破損,使用済燃料プール内の燃料体等の著し	しい損傷,原子炉格納容器の破損,使用済燃料プール内の	更許可申請書(本文(五	
い損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防	い損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防	燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の	号)) の ^{又(2)(iv)-①} を	
止するため, ヌ(2)(iv)-①必要な電力を確保するために必	止するため、必要な電力を確保するために必要な重大事故	著しい損傷を防止するため <mark>の</mark> 交流負荷へ電力を供給する図	具体的に記載しており	
要な重大事故等対処設備を設置又(2)(iv)-②及び保管す	等対処設備を設置及び保管する。	(2)(iv)-①常設代替交流電源設備としてガスタービン発	整合している。	
3	<中略>	電機を <mark>使用できる</mark> 設計とする。		
		<中略>	設計及び工事の計画の	
			ヌ(2)(iv)-②は、設置変	
		2.3 可搬型代替交流電源設備	更許可申請書(本文(五	
		2.3.1 系統構成	号)) の (2) (iv) - ②を	
		設計基準事故対処設備の交流電源が喪失(全交流動力電	具体的に記載しており	
		源喪失) した場合に, 重大事故等の対応に必要な炉心の著	整合している。	
		しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の		
		燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の		
		著しい損傷を防止するための交流負荷へ電力を供給する図		
		(2)(iv)-②可搬型代替交流電源設備として,電源車を使用		
		できる設計とする。		
		<中略>		
		3.1 常設直流電源設備		
		3.1.1 系統構成		
		<中略>		
		設計基準事故対処設備の交流電源が喪失(全交流動力電		
		源喪失) した場合に, 重大事故等の対応に必要な炉心の著		
		しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の		
		燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の		
		著しい損傷を防止するための直流負荷へ電力を供給する図		
		(2)(iv)-①所内常設蓄電式直流電源設備として, 125V 蓄電		
		池 2A 及び 2B 並びに 125V 充電器 2A 及び 2B を使用できる		
		設計とする。		
		<中略>		

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備	考
		3.2 常設代替直流電源設備			
		3.2.1 系統構成			
		設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源が喪失			
		した場合に, 重大事故等の対応に必要な炉心の著しい損			
		傷,原子炉格納容器の破損,使用済燃料プール内の燃料体			
		等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい			
		損傷を防止するための直流負荷へ電力を供給する図			
		(2)(iv)-① 常設代替直流電源設備として,125V 代替蓄電池			
		を使用できる設計とする。また、設計基準事故対処設備の			
		交流電源が喪失(全交流動力電源喪失)した場合又は交流			
		電源及び直流電源が喪失した場合は、常設代替直流電源設			
		備として、250V 蓄電池を使用できる設計とする。			
		<中略>			
		3.3 可搬型代替直流電源設備			
		3.3.1 系統構成			
		設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源が喪失			
		した場合に、重大事故等の対応に必要な炉心の著しい損			
		傷,原子炉格納容器の破損,使用済燃料プール内の燃料体			
		等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい			
		損傷を防止するための直流負荷へ電力を供給する図			
		(2)(iv)-②可搬型代替直流電源設備として 125V 代替蓄電			
		<u>池,250V 蓄電池,電源車,125V 代替充電器及び250V 充電</u>			
		器を使用できる設計とする。			
		<中略>			
		1.2 代替所内電気系統			
		1.2.1 系統構成			
		<中略>			
		これとは別に上記3系統の非常用母線等の機能が喪失し			
		たことにより発生する重大事故等の対応に必要な設備に			
		電力を給電する (2) (iv) - ① 代替所内電気設備として, ガ			
		スタービン発電機接続盤 (7200V, 1200A のものを 2 個),			
		メタルクラッドスイッチギア(緊急用) (7200V, 1200Aの)			
		ものを3個),動力変圧器(緊急用)(500kVA,6900/460V			

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備	考
		のものを 2 個, 750kVA, 6750/460V のものを 1 個) , パワ			
		ーセンタ (緊急用) (600V, 3000A のものを 1 個), モー			
		タコントロールセンタ(緊急用)(600V, 800A のものを 4			
		個),ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ接続盤(600V,			
		100A のものを 1 個), 460V 原子炉建屋交流電源切替盤 (緊			
		急用)(600V, 150A のものを 1 個), 460V 原子炉建屋交			
		流電源切替盤 (非常用) (600V, 30A のものを 2 個) , メ			
		タルクラッドスイッチギア(非常用)(6900V, 1200Aのも			
		のを2個),120V原子炉建屋交流電源切替盤(緊急用)(120V,			
		30Aのものを1個)及び中央制御室120V交流分電盤(緊急			
		用) (20kVA, 460/120V のものを 1 個) を使用できる設計			
		とする。			
		<中略>			
		4.2 常設代替交流電源設備の燃料補給設備			
		ヌ(2)(iv)-①ガスタービン発電機は,ガスタービン発電			
		設備軽油タンクからガスタービン発電設備燃料移送ポン			
		プを用いて燃料を補給できる設計とする。			
		<中略>			
		非常用ディーゼル発電設備軽油タンク及び高圧炉心ス			
		プレイ系ディーゼル発電設備軽油タンクからタンクロー			
		リへの燃料の補給は、ホースを用いる設計とする。			
		<中略>			
		4.3 可搬型代替交流電源設備及び可搬型代替直流電源設			
		備の燃料補給設備			
		ヌ(2)(iv)-②電源車は,(2)(iv)-①非常用ディーゼル発			
		電設備軽油タンク、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設			
		備軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンクから図			
		(2)(iv)-②タンクローリを用いて燃料を補給できる設計			
		とする。			
		非常用ディーゼル発電設備軽油タンク,高圧炉心スプレ			
		イ系ディーゼル発電設備軽油タンク又はガスタービン発			
		電設備軽油タンクからタンクローリへの燃料の補給は、ホ			
		一スを用いる設計とする。			
		7 ° € / П ¥ О ВДИГС 7 ° О 0			

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備	考
		<中略>			
		4.5 可搬型窒素ガス供給装置発電設備の燃料補給設備			
		ヌ(2)(iv)-②可搬型窒素ガス供給装置発電設備は、図			
		(2)(iv)-①非常用ディーゼル発電設備軽油タンク,高圧炉			
		心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンク又はガスタ			
		ービン発電設備軽油タンクから ヌ(2)(iv)-②タンクローリ			
		を用いて燃料を補給できる設計とする。			
		<中略>			
	10.2.2 設計方針	2.2 常設代替交流電源設備			
		2.2.1 系統構成			
ヌ(2)(iv)-③代替電源設備のうち, 重大事故等の対応に	代替電源設備のうち, 重大事故等の対応に必要な電力を	ヌ(2)(iv)-③設計基準事故対処設備の <mark>交流電源が喪失</mark>	設計及び工事の計画の		
必要な電力を確保するための設備として、常設代替交流電	確保するための設備として、常設代替交流電源設備、可搬	(全交流動力電源喪失) した場合に, 重大事故等の対応に	ヌ(2)(iv)-③は、設置変		
源設備, 可搬型代替交流電源設備, 所內常設蓄電式直流電	型代替交流電源設備,所內常設蓄電式直流電源設備,常設	<u>必要な</u> 炉心の著しい損傷,原子炉格納容器の破損,使用済	更許可申請書(本文(五		
源設備, 常設代替直流電源設備, 可搬型代替直流電源設備	代替直流電源設備,可搬型代替直流電源設備及び代替所内	燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原	号)) の ^{又(2)(iv)-③} を		
及び代替所内電気設備を設ける。	電気設備を設ける。	子炉内燃料体の著しい損傷を防止するため <mark>の</mark> 交流負荷へ	具体的に記載しており		
		電力を供給する常設代替交流電源設備としてガスタービ	整合している。		
		ン発電機を <mark>使用できる</mark> 設計とする。			
		<中略>			
		2.3 可搬型代替交流電源設備			
		2.3.1 系統構成			
		ヌ(2)(iv)-③設計基準事故対処設備の交流電源が喪失			
		(全交流動力電源喪失) した場合に, 重大事故等の対応に			
		必要な炉心の著しい損傷,原子炉格納容器の破損,使用済			
		燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原			
		子炉内燃料体の著しい損傷を防止するための交流負荷へ			
		電力を供給する可搬型代替交流電源設備として、電源車を			
		使用できる設計とする。			
		<中略>			
		3.1 常設直流電源設備			
		3.1.1 系統構成			
		<中略>			
		ヌ(2)(iv)-③設計基準事故対処設備の交流電源が喪失			

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
		(全交流動力電源喪失) した場合に, 重大事故等の対応に		
		必要な炉心の著しい損傷,原子炉格納容器の破損,使用済		
		燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原		
		子炉内燃料体の著しい損傷を防止するための直流負荷へ		
		電力を供給する所内常設蓄電式直流電源設備として,125V		
		蓄電池 2A 及び 2B 並びに 125V 充電器 2A 及び 2B を使用で		
		きる設計とする。		
		<中略>		
		3.2 常設代替直流電源設備		
		3. 2. 1 系統構成		
		ヌ(2)(iv)-③設計基準事故対処設備の交流電源及び直流		
		電源が喪失した場合に、重大事故等の対応に必要な炉心の		
		著しい損傷,原子炉格納容器の破損,使用済燃料プール内		
		の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体		
		の著しい損傷を防止するための直流負荷へ電力を供給す		
		る常設代替直流電源設備として, 125V 代替蓄電池を使用で		
		きる設計とする。また、設計基準事故対処設備の交流電源		
		が喪失(全交流動力電源喪失)した場合又は交流電源及び		
		直流電源が喪失した場合は、常設代替直流電源設備とし		
		て、250V 蓄電池を使用できる設計とする。		
		<中略>		
		3.3 可搬型代替直流電源設備		
		3.3.1 系統構成		
		ヌ(2)(iv)-③設計基準事故対処設備の交流電源及び直流		
		電源が喪失した場合に、重大事故等の対応に必要な炉心の		
		著しい損傷,原子炉格納容器の破損,使用済燃料プール内		
		の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体		
		の著しい損傷を防止するための直流負荷へ電力を供給す		
		る可搬型代替直流電源設備として 125V 代替蓄電池, 250V		
		蓄電池 <mark>、</mark> 電源車、125V 代替充電器及び 250V 充電器を使用		
		できる設計とする。		
		<中略>		

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
		1.2 代替所内電気系統		ı
		1.2.1 系統構成		ı
		<中略>		ı
		これとは別に上記3系統の非常用母線等の機能が喪失し		ı
		たことにより発生する 		ı
		要な設備に電力を給電する代替所内電気設備として、ガス		ı
		タービン発電機接続盤 (7200V, 1200A のものを 2 個),メ		ı
		タルクラッドスイッチギア(緊急用)(7200V, 1200A のも		ı
		のを 3 個),動力変圧器(緊急用)(500kVA, 6900/460V		ı
		のものを 2 個, 750kVA, 6750/460V のものを 1 個) , パワ		ı
		ーセンタ (緊急用) (600V, 3000A のものを 1 個), モー		ı
		タコントロールセンタ (緊急用) (600V, 800A のものを 4		ı
		個),ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ接続盤(600V,		ı
		100Aのものを1個),460V原子炉建屋交流電源切替盤(緊		ı
		急用) (600V, 150A のものを 1 個) , 460V 原子炉建屋交		ı
		流電源切替盤 (非常用) (600V, 30A のものを 2 個) , メ		ı
		タルクラッドスイッチギア (非常用) (6900V, 1200A のも		ı
		のを2個),120V原子炉建屋交流電源切替盤(緊急用)(120V,		ı
		30Aのものを1個)及び中央制御室120V交流分電盤(緊急		ı
		用) (20kVA, 460/120V のものを 1 個) を使用できる設計		ı
		とする。		ı
		<中略>		I
				I
		4.2 常設代替交流電源設備の燃料補給設備		ı
	また、重大事故等時に重大事故等対処設備の補機駆動用の	ヌ(2)(iv)-③ガスタービン発電機は、ガスタービン発電		ı
補機駆動用の軽油を補給するための設備として、燃料補給		設備軽油タンクからガスタービン発電設備燃料移送ポン		ı
設備を設ける。	<u>3</u>	プを用いて燃料を補給できる設計とする。		ı
		<中略>		ı
		非常用ディーゼル発電設備軽油タンク及び高圧炉心ス		ı
		プレイ系ディーゼル発電設備軽油タンクからタンクロー		ı
		リへの燃料の補給は、ホースを用いる設計とする。		I
		<中略>		I
				I
		4.3 可搬型代替交流電源設備及び可搬型代替直流電源設		I
		備の燃料補給設備		

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備	考
		ヌ(2)(iv)-③電源車は,非常用ディーゼル発電設備軽油			
		タンク, 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タン			
		ク又はガスタービン発電設備軽油タンクからタンクロー			
		リを用いて燃料を補給できる設計とする。			
		非常用ディーゼル発電設備軽油タンク、高圧炉心スプレ			
		イ系ディーゼル発電設備軽油タンク又はガスタービン発			
		電設備軽油タンクからタンクローリへの燃料の補給は、ホ			
		ースを用いる設計とする。			
		<中略>			
		4.5 可搬型窒素ガス供給装置発電設備の燃料補給設備			
		ヌ(2)(iv)-③可搬型窒素ガス供給装置発電設備は、非常			
		用ディーゼル発電設備軽油タンク、高圧炉心スプレイ系デ			
		ィーゼル発電設備軽油タンク又はガスタービン発電設備			
		軽油タンクからタンクローリを用いて燃料を補給できる			
		設計とする。			
		<中略>			
		1 74			
a. 代替交流電源設備による給電	(1) 代替交流電源設備による給電	2.2 常設代替交流電源設備			
(a) 常設代替交流電源設備による給電	a. 常設代替交流電源設備による給電	2.2.1 系統構成			
		<中略>			
設計基準事故対処設備の交流電源が喪失(全交流動力電	 設計基準事故対処設備の交流電源が喪失(全交流動力電		設計及び工事の計画の		
源喪失) した場合又(2)(iv)-④の重大事故等対処設備とし		ービン発電設備軽油タンク, ガスタービン発電設備燃料移			
て,常設代替交流電源設備を使用する。	交流電源設備を使用する。	送ポンプ、非常用ディーゼル発電設備軽油タンク、高圧炉			
常設代替交流電源設備は、ガスタービン発電機、ガスタ		心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンク、タンクロー	号)) の (2) (iv) - ④を		
ービン発電設備軽油タンク,ガスタービン発電設備燃料移					
<u> </u>			整合している。		
<u> </u>			金百している。		
		(2)(iv)-④に, 重大事故等時に対処するために外部電源喪 失時に自動起動したガスタービン発電機を, 又(2)(iv)-⑤	設計及び工事の計画の		
動起動し,図(2)(iv)-⑤緊急用高圧母線 2F 系を介して非常 田真医母線 2C 系及び非常田真医母線 2D 系双は緊急用係医					
用高圧母線 2C 系及び非常用高圧母線 2D 系又は緊急用低圧 Bl: 90 系。按禁士スストで震力な供給できる記述 いする			ヌ(2)(iv)-⑤は,設置変		
母線 2G 系へ接続することで電力を供給できる設計とする。	<u>接続することで電力を供給できる設計とする。</u>	ラッドスイッチギア(非常用)又はモータコントロールセンス (緊急用) ・ 技術オステル で乗れた(供外でなる記述)			
		ンタ (緊急用) <u>へ接続することで電力を供給できる設計と</u>	号)) の x(2) (iv) - ⑤を		
		<u>+5.</u>	具体的に記載しており		
		<中略>	整合している。		

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備	考
		4.2 常設代替交流電源設備の燃料補給設備			
ガスタービン発電機の燃料は、ガスタービン発電設備軽	ガスタービン発電機の燃料は、ガスタービン発電設備軽	ガスタービン発電機は、ガスタービン発電設備軽油タン	設計及び工事の計画の		
油タンクよりガスタービン発電設備燃料移送ポンプを用	油タンクよりガスタービン発電設備燃料移送ポンプを用	クからガスタービン発電設備燃料移送ポンプを用いて燃	ヌ(2)(iv)-⑥は、設置変		
いて補給できる設計とする。また、ガスタービン発電設備	いて補給できる設計とする。また、ガスタービン発電設備	料を補給できる設計とする。また、ガスタービン発電設備	更許可申請書(本文(五		
軽油タンクの燃料は、 x(2)(iv)-⑥ 軽油タンクよりタンク	軽油タンクの燃料は、軽油タンクよりタンクローリを用い	軽油タンクは、又(2)(iv)-⑥非常用ディーゼル発電設備軽	号))の <mark>ヌ(2)(iv)-⑥</mark> を		
ローリを用いて補給できる設計とする。	て補給できる設計とする。	油タンク及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽	具体的に記載しており		
		油タンクからタンクローリを用いて燃料を補給できる設	整合している。		
		計とする。			
		<中略>			
		2.2 常設代替交流電源設備			
		2.2.2 多様性,位置的分散等			
		<中略>			
常設代替交流電源設備は、非常用交流電源設備に対し	常設代替交流電源設備は、非常用交流電源設備に対し	常設代替交流電源設備のガスタービン発電機,ガスター			
て、独立性を有し、位置的分散を図る設計とする。	て、独立性を有し、位置的分散を図る設計とする。	ビン発電設備軽油タンク,ガスタービン発電設備燃料移送			
		ポンプ及びタンクローリは、原子炉建屋付属棟から離れた			
		屋外に設置又は保管することで、原子炉建屋付属棟内の非			
		常用ディーゼル発電機,高圧炉心スプレイ系ディーゼル発			
		電機及び燃料デイタンク並びに原子炉建屋付属棟近傍の			
		燃料移送ポンプと共通要因によって同時に機能を損なわ			
		ないよう,位置的分散を図る設計とする。			
		常設代替交流電源設備は、ガスタービン発電機からメタ			
		ルクラッドスイッチギア (非常用) までの系統において,			
		独立した電路で系統構成することにより、非常用ディーゼ			
		ル発電機からメタルクラッドスイッチギア(非常用)まで			
		の系統及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機からメ			
		タルクラッドスイッチギア(高圧炉心スプレイ系用)まで			
		の系統に対して、独立性を有する設計とする。			
		これらの多様性及び <u>位置的分散</u> 並びに電路の独立性 <u>に</u>			
		よって、常設代替交流電源設備は非常用交流電源設備に対			
	主要な設備は、以下のとおりとする。	して独立性を有する設計とする。			
	・ガスタービン発電機				
	・ガスタービン発電設備軽油タンク				
	・ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ				
	・軽油タンク				
	・タンクローリ				

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備	 考
(b) 可搬型代替交流電源設備による給電	b. 可搬型代替交流電源設備による給電	2.3 可搬型代替交流電源設備	正 口 上	VHI	
(a) TAXIII (II) COM. Elizabethic (II) III (III)	TO THE STATE OF TH	2.3.1 系統構成			
設計基準事故対処設備の交流電源が喪失(全交流動力電	設計基準事故対処設備の交流電源が喪失(全交流動力電	設計基準事故対処設備の交流電源が喪失(全交流動力電	設計及び工事の計画の		
源喪失) した場合取(2)(iv)- <mark>⑦</mark> の重大事故等対処設備とし	源喪失)した場合の重大事故等対処設備として、可搬型代	源喪失) した場合取(2)(iv)- <mark>⑦</mark> に, 重大事故等の対応に必	ヌ(2)(iv)- ⑦ は,設置変		
て、可搬型代替交流電源設備を使用する。	替交流電源設備を使用する。	要な炉心の著しい損傷,原子炉格納容器の破損,使用済燃	更許可申請書(本文(五		
TAKELI VE SOM EDINGVIN C DO NO - O	a zero-carrier vin C bezin z wo	料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子	号))のx(2)(iv)-7を		
		炉内燃料体の著しい損傷を防止するための交流負荷へ電	具体的に記載しており		
		力を供給する可搬型代替交流電源設備として、電源車を使	整合している。		
		用できる設計とする。			
可搬型代替交流電源設備は、電源車、軽油タンク、ガス	可搬型代替交流電源設備は、電源車、軽油タンク、ガス	可搬型代替交流電源設備は、電源車、非常用ディーゼル	設計及び工事の計画の		
タービン発電設備軽油タンク、タンクローリ、電路、計測	タービン発電設備軽油タンク、タンクローリ、電路、計測	発電設備軽油タンク, 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電	ヌ(2)(iv)- <mark>⑧</mark> は,設置変		
制御装置等で構成し、電源車ス(2)(iv)-8は緊急用高圧母	制御装置等で構成し、電源車は緊急用高圧母線 2G 系を介	設備軽油タンク、ガスタービン発電設備軽油タンク、タン	更許可申請書(本文(五		
線 2G 系を介して非常用高圧母線 2C 系及び非常用高圧母線	して非常用高圧母線 2C 系及び非常用高圧母線 2D 系又は緊	クローリ,電路,計測制御装置等で構成し,電源車を,以	号))のx(2)(iv)-8を		
2D 系又は緊急用低圧母線 2G 系へ接続することで電力を供	急用低圧母線 2G 系へ接続することで電力を供給できる設	(2)(iv)- <mark>8</mark> メタルクラッドスイッチギア(緊急用)を経由	具体的に記載しており		
給できる設計とする。	計とする。	してメタルクラッドスイッチギア(非常用)又はモータコ	整合している。		
		ントロールセンタ(緊急用)へ接続することで電力を供給			
		できる設計とする。			
		 4.3 可搬型代替交流電源設備及び可搬型代替直流電源設			
		備の燃料補給設備			
電源車の燃料は、軽油タンク又はガスタービン発電設備	電源車の燃料は、軽油タンク又はガスタービン発電設備	電源車は、非常用ディーゼル発電設備軽油タンク、高圧			
軽油タンクよりタンクローリを用いて補給できる設計と	軽油タンクよりタンクローリを用いて補給できる設計と	 炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンク <u>又</u> はガス			
<u>する。</u>	<u>する。</u>	タービン発電設備軽油タンクからタンクローリを用いて			
		燃料を補給できる設計とする。			
		<中略>			
		2.3 可搬型代替交流電源設備			
		2.3.2 多様性,位置的分散等			
		<中略>			
可搬型代替交流電源設備は、非常用交流電源設備に対し	可搬型代替交流電源設備は、非常用交流電源設備に対し	可搬型代替交流電源設備の電源車は,屋外の原子炉建屋			
て,独立性を有し,位置的分散を図る設計とする。	て、独立性を有し、位置的分散を図る設計とする。	付属棟から離れた場所に保管することで、原子炉建屋付属			
		棟内の非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系			
		ディーゼル発電機と共通要因によって同時に機能を損な			
		わないよう,位置的分散を図る設計とする。また,可搬型			

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
		代替交流電源設備の電源車は,屋外 (緊急用電気品建屋)		
		のガスタービン発電機から離れた場所に保管することで、		
		共通要因によって同時に機能を損なわないよう,位置的分		
		散を図る設計とする。		
		可搬型代替交流電源設備は、電源車からメタルクラッド		
		スイッチギア(非常用)までの系統において、独立した電		
		路で系統構成することにより、非常用ディーゼル発電機か		
		らメタルクラッドスイッチギア(非常用)までの系統及び		
		高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機からメタルクラッ		
		ドスイッチギア(高圧炉心スプレイ系用)までの系統に対		
		して、独立性を有する設計とする。		
		これらの多様性及び <u>位置的分散</u> 並びに電路の独立性 <u>に</u>		
		よって,可搬型代替交流電源設備は非常用交流電源設備で		
		ある非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系デ		
		ィーゼル発電機に対して独立性を有する設計とする。		
		<中略>		
	主要な設備は、以下のとおりとする。			
	・電源車			
	・軽油タンク			
	・ガスタービン発電設備軽油タンク			
	・タンクローリ			
b. 代替直流電源設備による給電	(2) 代替直流電源設備による給電	3.1 常設直流電源設備		
(a) 所内常設蓄電式直流電源設備による給電	a. 所内常設蓄電式直流電源設備による給電	3.1.1 系統構成		
		<中略>		
設計基準事故対処設備の交流電源が喪失(全交流動力電	設計基準事故対処設備の交流電源が喪失(全交流動力電	設計基準事故対処設備の交流電源が喪失(全交流動力電		
源喪失) した場合又(2)(iv)-9の重大事故等対処設備とし	源喪失)した場合の重大事故等対処設備として、所内常設	<u>源喪失)した場合</u> 又(2)(iv)- <mark>9</mark> に,重大事故等の対応に必		
て,所内常設蓄電式直流電源設備を使用する。	<u>蓄電式直流電源設備を使用する。</u>	要な炉心の著しい損傷,原子炉格納容器の破損,使用済燃	更許可申請書(本文(五	
		料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子	号))の取(2)(iv)-9を	
		炉内燃料体の著しい損傷を防止するための直流負荷へ電 カな供給する時内党部業電子直流電源部借りして、195V業		
		力を供給する所内常設蓄電式直流電源設備として,125V 蓄電池 24 及び 20 大体 円でき	整合している。	
		電池 2A 及び 2B 並びに 125V 充電器 2A 及び 2B を使用でき		
市内告到英電式店海電福記標片 195V 英電池 9/ 195V	市内告訟裝電式市法電瓶設備以 195V 裝電池 9/ 195V	る設計とする。		
所内常設蓄電式直流電源設備は、125V 蓄電池 2A、125V 素電池 2B、 125V 素電器 2B、 電路、計測制	所内常設蓄電式直流電源設備は、125V 蓄電池 2A、125V 素電池 2P、 125V 素電池 2P、 125V 素電池 2P、 電路 (125V	所内常設蓄電式直流電源設備は,125V 蓄電池 2A 及び 2B,		
蓄電池 2B, 125V 充電器 2A, 125V 充電器 2B, 電路, 計測制	蓄電池 2B, 125V 充電器 2A, 125V 充電器 2B, 電路 (125V	125V 充電器 2A 及び 2B (125V, 700A のものを 2 個) <u></u> 電路,		

設置変更許可申請書(本文(五号)) 設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項 設計及び工事の計画 該当事項 整合性 備 考 設計及び工事の計画の 御装置等で構成し、全交流動力電源喪失から1時間以内に 直流主母線盤及び 125V 直流電源切替盤を含む。), 計測 計測制御装置等で構成し、125V 蓄電池 2A 及び 2B は、125V ヌ(2)(iv)-10は,設置変 中央制御室において,全交流動力電源喪失から8時間後 制御装置等で構成し、全交流動力電源喪失から1時間以内 直流主母線盤 2A 及び 2B (125V, 1800A のものを 2 個), に,不要な負荷の切離しを行い,全交流動力電源喪失から 更許可申請書(本文(五 に中央制御室において、全交流動力電源喪失から8時間後 125V 直流主母線盤 2A-1 及び 2B-1 (125V, 1800A のものを 号))のx(2)(iv)-10を 24 時間にわたり、125V 蓄電池 2A 及び125V 蓄電池 2B から に,不要な負荷の切離しを行い,全交流動力電源喪失から 2 個), 125V 直流分電盤 2A-1, 2A-2, 2A-3, 2B-1, 2B-2 電力を供給できる設計とする。また、交流電源復旧後に、 24 時間にわたり、125V 蓄電池 2A 及び 125V 蓄電池 2B から 及び 2B-3 (125V, 1200A のものを 6 個), 125V 直流電源切 具体的に記載しており 交流電源を 125V 充電器 2A 及び 125V 充電器 2B を経由し 電力を供給できる設計とする。また,交流電源復旧後に, 替盤 2A 及び 2B (125V, 60A のものを 2 個) 並びに 125V 直 整合している。 (2)(iv)-<mark>10</mark>125V 直流母線へ接続することで電力を供給で 交流電源を 125V 充電器 2A 及び 125V 充電器 2B を経由し 流 RCIC モータコントロールセンタ (125V, 800A のものを きる設計とする。 125V 直流母線へ接続することで電力を供給できる設計と 1個)へ電力を給電できる設計とする。 所内常設蓄電式直流電源設備の 125V 蓄電池 2A 及び 2B <u>する。</u> は、全交流動力電源喪失から1時間以内に中央制御室にお いて不要な負荷の切り離しを行うこと、また全交流動力電 源喪失から8時間後に中央制御室外において不要な負荷の 切り離しを行うことで、全交流動力電源喪失から 24 時間 にわたり, 125V 蓄電池 2A 及び 2B から電力を供給できる設 計とする。また、交流電源復旧後に、交流電源を 125V 充 電器 2A 及び 2B を経由し又(2)(iv)-10125V 直流主母線盤 2A 及び2Bへ接続することで電力を供給できる設計とする。 <中略> 主要な設備は、以下のとおりとする。 • 125V 蓄電池 2A • 125V 蓄電池 2B ・125V 充電器 2A • 125V 充電器 2B (b) 常設代替直流電源設備による給電 b. 常設代替直流電源設備による給電 3.2 常設代替直流電源設備 3.2.1 系統構成 設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源が喪失 設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源が喪失 設計及び工事の計画の 設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源が喪失 した場合 x(2)(iv)-11の重大事故等対処設備として,常設 した場合以(2)(iv)-11に, 重大事故等の対応に必要な炉心 ス(2)(iv)-11は,設置変 した場合の重大事故等対処設備として、常設代替直流電源 代替直流電源設備のうち 125V 代替蓄電池を使用する。ま 設備のうち 125V 代替蓄電池を使用する。また、設計基準 更許可申請書(本文(五 の著しい損傷,原子炉格納容器の破損,使用済燃料プール た、設計基準事故対処設備の交流電源が喪失(全交流動力 事故対処設備の交流電源が喪失(全交流動力電源喪失)し 内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料 号))のx(2)(iv)-11を 電源喪失)した場合又は交流電源及び直流電源が喪失した た場合又は交流電源及び直流電源が喪失した場合の重大 具体的に記載しており 体の著しい損傷を防止するための直流負荷へ電力を供給 場合の重大事故等対処設備として,常設代替直流電源設備 事故等対処設備として,常設代替直流電源設備のうち 250V する常設代替直流電源設備として, 125V 代替蓄電池を使用 整合している。 のうち 250V 蓄電池を使用する。 蓄電池を使用する。 できる設計とする。また、設計基準事故対処設備の交流電 源が喪失(全交流動力電源喪失)した場合又は交流電源及 び直流電源が喪失した場合は、常設代替直流電源設備とし

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整 合 性	備	考
WEXXIII THE VIX (AV)	MEXAL TIME (MITERAL VI MATE)	て、250V 蓄電池を使用できる設計とする。	<u>те</u>	спу	
常設代替直流電源設備は、125V 代替蓄電池、250V 蓄電	 常設代替直流電源設備は,125V 代替蓄電池,250V 蓄電	常設代替直流電源設備は,125V 代替蓄電池,250V 蓄電			
池, 電路, 計測制御装置等で構成し, 125V 代替蓄電池は電	一	他, 電路, 計測制御装置等で構成し, 125V 代替蓄電池は,			
力の供給開始から8時間後に、不要な負荷の切離しを行	 びに 250V 直流主母線盤を含む。),計測制御装置等で構	電力の供給開始から8時間後に中央制御室外において不要			
い, 250V 蓄電池は電力の供給開始から1時間後に中央制御					
室において、不要な負荷の切離しを行い、電力の供給開始		 供給開始から1時間後に中央制御室において不要な負荷の			
から 24 時間にわたり, 125V 代替蓄電池及び 250V 蓄電池か	 から1時間後に中央制御室において,不要な負荷の切離し				
ら電力を供給できる設計とする。					
		 る設計とする。			
	主要な設備は、以下のとおりとする。				
	• 125V 代替蓄電池				
	• 250V 蓄電池				
(c) 可搬型代替直流電源設備による給電	c. 可搬型代替直流電源設備による給電	3.3 可搬型代替直流電源設備			
		3.3.1 系統構成			
設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源が喪失	設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源が喪失	設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源が喪失	設計及び工事の計画の		
した場合x(2)(iv)-12の重大事故等対処設備として,可搬	した場合の重大事故等対処設備として、可搬型代替直流電	した場合x(2)(iv)-⑫に、重大事故等の対応に必要な炉心	ヌ(2)(iv)- <mark>12</mark> は,設置変		
型代替直流電源設備を使用する。	源設備を使用する。	の著しい損傷,原子炉格納容器の破損,使用済燃料プール	更許可申請書(本文(五		
		内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料	号))の ^{又(2)(iv)-} ⑫を		
		体の著しい損傷を防止するための直流負荷へ電力を供給	具体的に記載しており		
		する可搬型代替直流電源設備として 125V 代替蓄電池, 250V	整合している。		
		蓄電池 <mark>、</mark> 電源車,125V 代替充電器及び 250V 充電器を使用			
		できる設計とする。			
可搬型代替直流電源設備は,125V 代替蓄電池,250V 蓄	可搬型代替直流電源設備は,125V 代替蓄電池,250V 蓄	可搬型代替直流電源設備は,125V 代替蓄電池,250V 蓄			
電池,電源車,125V 代替充電器,250V 充電器,軽油タン	電池, 電源車, 125V 代替充電器, 250V 充電器, 軽油タン	<u>電池,電源車,125V 代替充電器</u> (125V,700A のものを 1			
ク,ガスタービン発電設備軽油タンク,タンクローリ,電	ク , ガスタービン発電設備軽油タンク, タンクローリ, 電	個), 250V 充電器 (250V, 400A のものを 1 個), 非常用			
路,計測制御装置等で構成し,125V代替蓄電池は電力の供	路(125V 直流主母線盤及び 125V 直流電源切替盤並びに	ディーゼル発電設備軽油タンク,高圧炉心スプレイ系ディ			
給開始から8時間後に,不要な負荷の切離しを行い,250V	250V 直流主母線盤を含む。), 計測制御装置等で構成し,	ーゼル発電設備軽油タンク,ガスタービン発電設備軽油タ			
蓄電池は電力の供給開始から1時間後に中央制御室にお	125V 代替蓄電池は電力の供給開始から8時間後に,不要な	ンク,タンクローリ,電路,計測制御装置等で構成し,125V			
いて,不要な負荷の切離しを行い,125V 代替蓄電池及び	負荷の切離しを行い,250V 蓄電池は電力の供給開始から1	代替蓄電池は 125V 直流主母線盤 2A-1 及び 2B-1 (125V,			
250V 蓄電池から電力を供給し、その後、電源車を代替所内	時間後に中央制御室において、不要な負荷の切離しを行	1800A のものを 2 個)並びに 125V 直流電源切替盤 2A 及び			
電気設備, 125V 代替充電器及び 250V 充電器を経由し, 125V	い,125V 代替蓄電池及び 250V 蓄電池から電力を供給し,	2B(125V, 60A のものを 2 個)へ, 250V 蓄電池は 250V 直			
直流主母線盤 2A-1, 125V 直流主母線盤 2B-1 及び 250V 直	その後,電源車を代替所内電気設備,125V 代替充電器及び	流主母線盤(250V,1800A のものを 1 個)へ接続すること			
流主母線盤へ接続することで電力を供給できる設計とす	<u>250V</u> 充電器を経由し,125V 直流主母線盤 2A-1,125V 直流	で電力を供給できる設計とする。			
<u>3.</u>	主母線盤 2B-1 及び 250V 直流主母線盤へ接続することで電	可搬型代替直流電源設備の <u>125V 代替蓄電池は,電力の</u>		<u> </u>	

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整 合 性	備考
	力を供給できる設計とする。	供給開始から8時間後に中央制御室外において不要な負荷		
		<u>の切離しを行うこと</u> ,また <u>250V 蓄電池は,電力の供給開</u>		
		始から1時間後に中央制御室において不要な負荷の切離し		
		を行い,125V 代替蓄電池及び 250V 蓄電池から電力を供給		
		し,その後,電源車を代替所内電気設備,125V代替充電器		
		<u>及び250V充電器を経由し125V直流主母線盤2A-1及び2B-1</u>		
		並びに 250V 直流主母線盤へ接続することで, 電力を供給		
		できる設計とする。		
		<中略>		
		4.3 可搬型代替交流電源設備及び可搬型代替直流電源設		
		備の燃料補給設備		
電源車の燃料は、軽油タンク又はガスタービン発電設備	電源車の燃料は、軽油タンク又はガスタービン発電設備	電源車は、非常用ディーゼル発電設備軽油タンク、高圧		
軽油タンクよりタンクローリを用いて補給できる設計と	軽油タンクよりタンクローリを用いて補給できる設計と	 炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンク又はガス		
する。	- する。_	タービン発電設備軽油タンクからタンクローリを用いて		
		<中略>		
		3.3 可搬型代替直流電源設備		
		3.3.1 系統構成		
		<中略>		
可搬型代替直流電源設備は、電源車の運転を継続するこ	可搬型代替直流電源設備は,電源車の運転を継続するこ	可搬型代替直流電源設備は、電源車の運転を継続するこ		
とで、設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源の喪	とで、設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源の喪	とで、設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源の喪		
失から 24 時間にわたり必要な負荷に電力の供給を行うこ	 失から 24 時間にわたり必要な負荷に電力の供給を行うこ	失から 24 時間にわたり必要な負荷に電力の供給を行うこ		
とができる設計とする。	とができる設計とする。	とができる設計とする。		
可搬型代替直流電源設備は、非常用直流電源設備に対し	可搬型代替直流電源設備は、非常用直流電源設備に対し			
て、独立性を有し、位置的分散を図る設計とする。	て、独立性を有し、位置的分散を図る設計とする。	3.3.2 多様性,位置的分散等		
		<中略>		
		可搬型代替直流電源設備の 125V 代替蓄電池,250V 蓄電		
		池, 125V 代替充電器及び 250V 充電器は, 制御建屋内の 125V		
		蓄電池 2A 及び 2B,125V 充電器 2A 及び 2B 並びに原子炉建		
		屋付属棟内の 125V 蓄電池 2H 及び 125V 充電器 2H と異なる		
		区画又は建屋に設置することで、非常用直流電源設備と共		
		通要因によって同時に機能を損なわないよう,位置的分散		
		を図る設計とする。		

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	
		<中略>		-
		可搬型代替直流電源設備は, 125V 代替蓄電池及び電源車		
		から 125V 直流主母線盤 2A−1 及び 2B−1 までの系統並びに		
		 250V 蓄電池及び電源車から 250V 直流主母線盤までの系統		
		 において,独立した電路で系統構成することにより,非常		
		 用直流電源設備の 125V 蓄電池 2A, 2B 及び 2H から 125V 直		
		 流主母線盤 2A, 2B 及び 2H までの系統に対して,独立性を		
		有する設計とする。		
		 これらの多様性及び <u>位置的分散</u> 並びに電路の独立性 <u>に</u>		
		よって,可搬型代替直流電源設備は非常用直流電源設備に		
		<中略>		
	主要な設備は,以下のとおりとする。			
	• 125V 代替蓄電池			
	• 250V 蓄電池			
	・電源車			
	• 125V 代替充電器			
	• 250V 充電器			
	・軽油タンク			
	・ガスタービン発電設備軽油タンク			
	・タンクローリ			
c. 代替所内電気設備による給電	(3) 代替所内電気設備による給電	【非常用電源設備】(基本設計方針)		
		1.2 代替所内電気系統		
		1.2.1 系統構成		
ヌ(2)(iv)-13設計基準事故対処設備の非常用所内電気設	設計基準事故対処設備の非常用所内電気設備が機能喪	ヌ(2)(iv)- <mark>11</mark> 非常用所内電気設備は,3系統の非常用母線	設計及び工事の計画の	
	失した場合の重大事故等対処設備として、代替所内電気設	「 等 (メタルクラッドスイッチギア (非常用) (6900V, 1200A	ヌ(2)(iv)- <mark>13</mark> は,設置変	
所内電気設備を使用する。	備を使用する。	のものを 2 個),メタルクラッドスイッチギア(高圧炉心	更許可申請書(本文(五	
ヌ(2)(iv)-13代替所内電気設備は, ガスタービン発電機	代替所内電気設備は,ガスタービン発電機接続盤,緊急	スプレイ系用)(6900V,1200A のものを 1 個),パワーセ	号))の ^{ヌ(2)(iv)-13} と	
接続盤,緊急用高圧母線 2F系,緊急用高圧母線 2G系,緊	用高圧母線 2F 系,緊急用高圧母線 2G 系,緊急用動力変圧	ンタ(非常用)(600V, 5000A のものを 2 個), モータコ	文章表現は異なるが,内	
急用動力変圧器 2G 系,緊急用低圧母線 2G 系,緊急用交流	器 26 系, 緊急用低圧母線 26 系, 緊急用交流電源切替盤 26	ントロールセンタ (非常用) (600V, 800A のものを 14 個),	容に相違はないため整	
電源切替盤 2G 系, 緊急用交流電源切替盤 2C 系, 緊急用交	系, 緊急用交流電源切替盤 2C 系, 緊急用交流電源切替盤	モータコントロールセンタ(高圧炉心スプレイ系用)	合している。	
流電源切替盤 2D 系, 非常用高圧母線 2C 系, 非常用高圧母	2D 系,非常用高圧母線 2C 系,非常用高圧母線 2D 系,計測	(600V, 800Aのものを1個),動力変圧器(非常用)(3300kVA,		
線 2D 系, 計測制御装置等で構成し, 常設代替交流電源設	制御装置等で構成し、常設代替交流電源設備又は可搬型代	6750/460V のものを 2 個),動力変圧器(高圧炉心スプレ	設計及び工事の計画の	

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性		考
備又は可搬型代替交流電源設備の電路として使用し電力	替交流電源設備の電路として使用し電力を供給できる設	イ系用) (750kVA, 6900/460V のものを 1 個) 及び中央制	ヌ(2)(iv)-Wは,設置変	714	
を供給できる設計とする。	計とする。	御室 120V 交流分電盤(非常用)(75kVA,460/120V のもの	更許可申請書(本文(五		
ヌ(2)(iv)-13代替所内電気設備は,共通要因で設計基準	代替所内電気設備は、共通要因で設計基準事故対処設備	を4個))により構成することにより、共通要因で機能を	号))の又(2)(iv)- <mark>値</mark> を		
事故対処設備である非常用所内電気設備と同時に機能を	である非常用所内電気設備と同時に機能を喪失しない設	失うことなく, x(2)(iv)-15少なくとも 1 系統は電力供給	具体的に記載しており		
喪失しない設計とする。また、代替所内電気設備又(2)(iv)-	計とする。また、代替所内電気設備及び非常用所内電気設	機能の維持及び人の接近性の確保を図る設計とする。	整合している。		
	備は,少なくとも1系統は機能の維持及び人の接近性の確	これとは別にx(2)(iv)-13上記 3 系統の非常用母線等の			
系統は機能の維持及び人の接近性の確保を図る設計とす	保を図る設計とする。	機能が喪失したことにより発生する重大事故等の対応に	設計及び工事の計画の		
<u>3</u>		必要な設備に電力を給電する代替所内電気設備として、ガ	ヌ(2)(iv)- <mark>15</mark> は,設置変		
		<u>スタービン発電機接続盤</u> (7200V, 1200A のものを 2 個),	更許可申請書(本文(五		
		メタルクラッドスイッチギア(緊急用)(7200V, 1200A の	号))のx(2)(iv)-15を		
		ものを3個) <u>,動力変圧器(緊急用)</u> (500kVA, 6900/460V	具体的に記載しており		
		のものを 2 個, 750kVA, 6750/460V のものを 1 個) <u>, パワ</u>	整合している。		
		<u>ーセンタ(緊急用)(600V,3000A</u> のものを1個) <u>,モー</u>			
		タコントロールセンタ(緊急用)(600V, 800A のものを 4			
		個),ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ接続盤(600V,			
		100Aのものを1個),460V原子炉建屋交流電源切替盤(緊			
		<u>急用)</u> (600V, 150A のものを 1 個) <u>, 460V 原子炉建屋交</u>			
		流電源切替盤 (非常用) (600V, 30A のものを 2 個), メ			
		タルクラッドスイッチギア(非常用)(6900V, 1200A のも			
		のを2個),120V原子炉建屋交流電源切替盤(緊急用)(120V,			
		30Aのものを1個)及び中央制御室120V交流分電盤(緊急			
		用) (20kVA, 460/120V のものを 1 個) を使用できる設計			
		とする。			
		代替所内電気設備は,上記に加え,電路,計測制御装置			
		等で構成し、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電			
		源設備の電路として使用し電力を供給できる設計とする。			
		また, 図(2)(iv)-15代替所内電気設備は,少なくとも1系			
		統は機能の維持及び人の接近性を考慮した設計とする。			
	主要な設備は、以下のとおりとする。				
	・ガスタービン発電機接続盤				
	・緊急用高圧母線 2F 系				
	・緊急用高圧母線 2G 系				
	・緊急用動力変圧器 2G 系				
	・緊急用低圧母線 2G 系				
	・緊急用交流電源切替盤 2G 系				

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備	 考
以色久入川 J T IIH 目 (不久(エリ))	・緊急用交流電源切替盤 2C 系	以目及6五年9月日 18日年18	# U IX	en v	<u>J</u>
	・緊急用交流電源切替盤 2D 系				
	・非常用高圧母線 2C 系				
	・非常用高圧母線 2D 系				
 d. 燃料補給設備による給油	 (4) 燃料補給設備による給油	【補機駆動用燃料設備】(基本設計方針)			
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		1. 補機駆動用燃料設備			
		<中略>			
ヌ(2)(iv)-16 重大事故等時に補機駆動用の軽油を補給す	 重大事故等時に補機駆動用の軽油を補給する設備とし	ヌ(2)(iv)-16大容量送水ポンプ (タイプ I), 大容量送水	設計及び工事の計画の		
る設備として、軽油タンク、ガスタービン発電設備軽油タ	て、軽油タンク、ガスタービン発電設備軽油タンク、タン	ポンプ(タイプⅡ)及び原子炉補機代替冷却水系熱交換器	ヌ(2)(iv)-16は,設置変		
ンク、 (iv) - $(i$	クローリ及びホースを使用する。	ユニットの燃料は、燃料補給設備である非常用ディーゼル			
		発電設備軽油タンク、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電	号))のx(2)(iv)-16を		
		設備軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンクよ	具体的に記載しており		
		り又(2)(iv)-ffタンクローリを用いて補給できる設計とす	整合している。		
		<u>5.</u>			
		非常用ディーゼル発電設備軽油タンク,高圧炉心スプレ	設計及び工事の計画の		
		イ系ディーゼル発電設備軽油タンク又はガスタービン発			
		電設備軽油タンクからタンクローリへの燃料の補給は、ホ			
		ースを用いる設計とする。	号))の取(2)(iv)-17を		
			使用するものとして設		
		1. 補機駆動用燃料設備	計しており整合してい		
		<中略>	る。		
大容量送水ポンプ (タイプ I), 以(2)(iv)- <mark>18</mark> 熱交換器ユ	大容量送水ポンプ(タイプI),熱交換器ユニット,可	大容量送水ポンプ (タイプ I), 大容量送水ポンプ (タ			
ニット, 区(2)(iv)-19可搬型窒素ガス供給装置及び大容量	搬型窒素ガス供給装置及び大容量送水ポンプ(タイプⅡ)	イプⅡ)及び図(2)(iv)- <mark>®</mark> 原子炉補機代替冷却水系熱交換	設計及び工事の計画の		
	は、軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンクから	器ユニットの燃料は、燃料補給設備である非常用ディーゼ	ヌ(2)(iv)-18は,設置変		
発電設備軽油タンクからx(2)(iv)-fpタンクローリを用い	タンクローリを用いて燃料を補給できる設計とする。	ル発電設備軽油タンク、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発	更許可申請書(本文(五		
て燃料を補給できる設計とする。		電設備軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンク	号))の取(2)(iv)-18と		
軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンクから図	軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンクから	より又(2)(iv)-ffのタンクローリを用いて補給できる設計と	同一設備であり整合し		
(2)(iv)-17タンクローリへの軽油の補給は、ホースを用い	タンクローリへの軽油の補給は、ホースを用いる設計とす	<u>する。</u>	ている。		
<u>る</u> 設計とする。	る。				
		【非常用電源設備】(基本設計方針)			

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備	考
	かに久へHI JI HR目(IMIJ目放/ V) Mコザス	4.5 可搬型窒素ガス供給装置発電設備の燃料補給設備	設計及び工事の計画の	thv	· J
		ヌ(2)(iv)-19可搬型窒素ガス供給装置発電設備は,非常	ヌ(2)(iv)-19は,設置変		
		用ディーゼル発電設備軽油タンク、高圧炉心スプレイ系デ	更許可申請書(本文(五		
		ィーゼル発電設備軽油タンク又はガスタービン発電設備			
		軽油タンクから又(2)(iv)-10タンクローリを用いて燃料を	同一設備であり整合し		
		補給できる設計とする。	ている。		
	主要な設備は、以下のとおりとする。	<中略>			
	・軽油タンク				
	 ・ガスタービン発電設備軽油タンク				
	・タンクローリ				
	 本系統の流路として,ホースを重大事故等対処設備とし				
	て使用する。				
	 10.2.2.1 多様性及び独立性,位置的分散	2.2 常設代替交流電源設備			
	 基本方針については, 「1.1.7.1 多様性, 位置的分散,	2.2.2 多様性,位置的分散等			
	悪影響防止等」に示す。				
常設代替交流電源設備は、非常用交流電源設備と共通要	常設代替交流電源設備は、非常用交流電源設備と共通要	常設代替交流電源設備は、非常用交流電源設備と共通要			
因によって同時に機能を損なわないよう, ガスタービン発	因によって同時に機能を損なわないよう, ガスタービン発	因によって同時に機能を損なわないよう, ガスタービン発			
電機をガスタービンにより駆動することで, ディーゼルエ	電機をガスタービンにより駆動することで, ディーゼルエ	電機をガスタービンにより駆動することで, ディーゼルエ			
<u>ンジンにより駆動する非常用ディーゼル発電機及び高圧</u>	ンジンにより駆動する非常用ディーゼル発電機及び高圧	ンジンにより駆動する非常用ディーゼル発電機及び高圧			
炉心スプレイ系ディーゼル発電機を用いる非常用交流電	炉心スプレイ系ディーゼル発電機を用いる非常用交流電	炉心スプレイ系ディーゼル発電機を用いる非常用交流電			
源設備に対して多様性を有する設計とする。	源設備に対して多様性を有する設計とする。	源設備に対して多様性を有する設計とする。			
常設代替交流電源設備のガスタービン発電機,ガスター	常設代替交流電源設備のガスタービン発電機,ガスター	常設代替交流電源設備のガスタービン発電機、ガスター			
ビン発電設備軽油タンク、ガスタービン発電設備燃料移送	ビン発電設備軽油タンク,ガスタービン発電設備燃料移送	ビン発電設備軽油タンク,ガスタービン発電設備燃料移送			
ポンプ及びタンクローリは,原子炉建屋付属棟から離れた	ポンプ及びタンクローリは、原子炉建屋付属棟から離れた	ポンプ及びタンクローリは、原子炉建屋付属棟から離れた			
屋外に設置又は保管することで、原子炉建屋付属棟内の非	屋外に設置又は保管することで,原子炉建屋付属棟内の非	屋外に設置又は保管することで,原子炉建屋付属棟内の図			
常用ディーゼル発電機、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発	常用ディーゼル発電機,高圧炉心スプレイ系ディーゼル発	(2)(iv)-20非常用ディーゼル発電機,高圧炉心スプレイ系	設計及び工事の計画の		
電機, 又(2)(iv)-20非常用ディーゼル発電設備燃料デイタ	電機, 非常用ディーゼル発電設備燃料デイタンク及び高圧	ディーゼル発電機及び燃料デイタンク並びに原子炉建屋	ヌ(2)(iv)- <mark>20</mark> は,設置変		
ンク及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料デ	炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料デイタンク並び	付属棟近傍の燃料移送ポンプと共通要因によって同時に	更許可申請書(本文(五		
イタンク並びに原子炉建屋付属棟近傍のx(2)(iv)-20非常	に原子炉建屋付属棟近傍の非常用ディーゼル発電設備燃	機能を損なわないよう,位置的分散を図る設計とする。	号))の取(2)(iv)-20と		
用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ及び高圧炉心スプ	料移送ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設	<中略>	同一設備であり整合し		
レイ系ディーゼル発電設備燃料移送ポンプと共通要因に	備燃料移送ポンプと共通要因によって同時に機能を損な		ている。以下同じ。		
よって同時に機能を損なわないよう,位置的分散を図る設	わないよう、位置的分散を図る設計とする。	4.2 常設代替交流電源設備の燃料補給設備			
<u>計とする。</u>		<中略>			

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	 考
		燃料補給設備のガスタービン発電設備燃料移送ポンプ	設計及び工事の計画の	
		及びタンクローリは、原子炉建屋付属棟から離れた屋外に	ヌ(2)(iv)- <mark>②</mark> は,設置変	
		設置又は分散して保管することで,原子炉建屋付属棟近傍	更許可申請書(本文(五	
		のヌ(2)(iv)- <mark>②燃料移送ポンプと共通要因によって同時に</mark>	号)) の又(2)(iv)-21と	
		機能を損なわないよう,位置的分散を図る設計とする。ま	同一設備であり整合し	
		た、予備のタンクローリについては、上記タンクローリと	ている。以下同じ。	
		異なる場所に保管する設計とする。		
		ガスタービン発電設備軽油タンクは、非常用ディーゼル		
		発電設備軽油タンク及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル		
		発電設備軽油タンクと離れた屋外に分散して設置するこ		
		とで、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位		
		置的分散を図る設計とする。		
		2.2 常設代替交流電源設備		
		2.2.2 多樣性,位置的分散等		
		<中略>		
常設代替交流電源設備は、ガスタービン発電機から図	常設代替交流電源設備は、ガスタービン発電機から非常	常設代替交流電源設備は、ガスタービン発電機から図	設計及び工事の計画の	
(2)(iv)-22非常用高圧母線までの系統において、独立した	用高圧母線までの系統において、独立した電路で系統構成	(2)(iv)-20メタルクラッドスイッチギア(非常用)までの	ヌ(2)(iv)- <mark>22</mark> は,設置変	
電路で系統構成することにより,非常用ディーゼル発電機	することにより,非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心ス	系統において、独立した電路で系統構成することにより、	更許可申請書(本文(五	
及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機から又(2)(iv)-	プレイ系ディーゼル発電機から非常用高圧母線までの系	非常用ディーゼル発電機からx(2)(iv)-20メタルクラッド	号))の又(2)(iv)-22を	
2 非常用高圧母線までの系統に対して、独立性を有する設	統に対して、独立性を有する設計とする。	スイッチギア (非常用) までの系統及び高圧炉心スプレイ	具体的に記載しており	
計とする。		系ディーゼル発電機から取(2)(iv)-22メタルクラッドスイ	整合している。	
		ッチギア(高圧炉心スプレイ系用)までの系統に対して、		
		独立性を有する設計とする。		
これらの多様性及び位置的分散並びに電路の独立性に	これらの多様性及び位置的分散並びに電路の独立性に	これらの多様性及び位置的分散並びに電路の独立性に		
よって、常設代替交流電源設備は非常用交流電源設備に対	よって、常設代替交流電源設備は非常用交流電源設備に対	よって、常設代替交流電源設備は非常用交流電源設備に対		
して独立性を有する設計とする。	して独立性を有する設計とする。	して独立性を有する設計とする。		
		2.3 可搬型代替交流電源設備		
		2.3.2 多様性,位置的分散等		
可搬型代替交流電源設備は、非常用交流電源設備と共通	可搬型代替交流電源設備は、非常用交流電源設備と共通	可搬型代替交流電源設備は,非常用交流電源設備と共通		
要因によって同時に機能を損なわないよう, 電源車の冷却	要因によって同時に機能を損なわないよう, 電源車の冷却	要因によって同時に機能を損なわないよう, 電源車の冷却		
方式を空冷とすることで、冷却方式が水冷である非常用デ	方式を空冷とすることで、冷却方式が水冷である非常用デ	方式を空冷とすることで、冷却方式が水冷である非常用デ		
ィーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電	<u>ィーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電</u>	ィーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電		

可搬型代替交流電源設備は、電源車からのヌ(2)(iv)-23

設置変更許可申請書(本文(五号)) 設置変更許可申請書 (添付書類八) 該当事項 設計及び工事の計画 該当事項 整合性 考 備 機を用いる非常用交流電源設備に対して多様性を有する 機を用いる非常用交流電源設備に対して多様性を有する 機を用いる非常用交流電源設備に対して多様性を有する 設計とする。また, 可搬型代替交流電源設備は, 常設代替 設計とする。また,可搬型代替交流電源設備は,常設代替 設計とする。また、可搬型代替交流電源設備は、常設代替 交流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわな 交流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわな 交流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわな いよう、電源車をディーゼルエンジンにより駆動すること いよう, 電源車をディーゼルエンジンにより駆動すること いよう,電源車をディーゼルエンジンにより駆動すること で、ガスタービンにより駆動するガスタービン発電機を用 で、ガスタービンにより駆動するガスタービン発電機を用 で、ガスタービンにより駆動するガスタービン発電機を用 いる常設代替交流電源設備に対して多様性を有する設計 いる常設代替交流電源設備に対して多様性を有する設計 いる常設代替交流電源設備に対して多様性を有する設計 とする。 とする。 とする。 可搬型代替交流電源設備の電源車, ガスタービン発電設 可搬型代替交流電源設備の電源車、ガスタービン発電設 可搬型代替交流電源設備の電源車は、屋外の原子炉建屋 付属棟から離れた場所に保管することで,原子炉建屋付属 備軽油タンク及びタンクローリは、屋外の原子炉建屋付属 備軽油タンク及びタンクローリは、屋外の原子炉建屋付属 棟内の非常用ディーゼル発電機、高圧炉心スプレイ系ディ 棟から離れた場所に設置又は保管することで、原子炉建屋 棟から離れた場所に設置又は保管することで、原子炉建屋 ーゼル発電機<mark>,非常用ディーゼル発電設備燃料デイタンク</mark> 付属棟内の非常用ディーゼル発電機、高圧炉心スプレイ系 付属棟内の非常用ディーゼル発電機、高圧炉心スプレイ系 ディーゼル発電機、非常用ディーゼル発電設備燃料デイタ ディーゼル発電機、非常用ディーゼル発電設備燃料デイタ 及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料デイタ ンク及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料デ ンク及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料デ <mark>ンク</mark>と共通要因によって同時に機能を損なわないよう,位 <mark>イタンク</mark>並びに原子炉建屋付属棟近傍の非常用ディーゼ <mark>イタンク</mark>並びに原子炉建屋付属棟近傍の非常用ディーゼ 置的分散を図る設計とする。また、可搬型代替交流電源設 ル発電設備燃料移送ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ディ 備の電源車は、屋外 (緊急用電気品建屋) のガスタービン ル発電設備燃料移送ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ディ ーゼル発電設備燃料移送ポンプと共通要因によって同時 発電機から離れた場所に保管することで、共通要因によっ ーゼル発電設備燃料移送ポンプと共通要因によって同時 に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。 に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。 て同時に機能を損なわないよう, 位置的分散を図る設計と また, 可搬型代替交流電源設備の電源車及びタンクローリ また、可搬型代替交流電源設備の電源車及びタンクローリ <u>する。</u> は、屋外のガスタービン発電機、ガスタービン発電設備軽 は、屋外のガスタービン発電機、ガスタービン発電設備軽 <中略> 油タンク及びガスタービン発電設備燃料移送ポンプから 油タンク及びガスタービン発電設備燃料移送ポンプから 離れた場所に保管することで、共通要因によって同時に機 離れた場所に保管することで、共通要因によって同時に機 4.3 可搬型代替交流電源設備及び可搬型代替直流電源設 能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。 能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。 備の燃料補給設備 <中略> 燃料補給設備のタンクローリは、屋外の原子炉建屋付属 棟から離れた場所に保管することで,原子炉建屋付属棟近 傍の燃料移送ポンプと共通要因によって同時に機能を損 なわないよう, 位置的分散を図る設計とする。また, 予備 のタンクローリについては、上記タンクローリと異なる場 所に保管する設計とする。 <中略> 2.3 可搬型代替交流電源設備 2.3.2 多様性,位置的分散等 <中略>

可搬型代替交流電源設備は、電源車から非常用高圧母線

設計及び工事の計画の

可搬型代替交流電源設備は、電源車から又(2)(iv)-23メ

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備	考
非常用高圧母線までの系統において、独立した電路で系統	までの系統において、独立した電路で系統構成することに	タルクラッドスイッチギア (非常用) までの系統において,	ヌ(2)(iv)- <mark>33</mark> は,設置変	*	-
構成することにより、非常用ディーゼル発電機及び高圧炉	より、非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系デ	独立した電路で系統構成することにより、非常用ディーゼ	更許可申請書(本文(五		
心スプレイ系ディーゼル発電機から又(2)(iv)-3非常用高	ィーゼル発電機から非常用高圧母線までの系統に対して,	ル発電機からx(2)(iv)-3xメタルクラッドスイッチギア	号))のx(2)(iv)-23を		
 圧母線までの系統に対して、独立性を有する設計とする。	独立性を有する設計とする。		具体的に記載しており		
		発電機からx(2)(iv)-30メタルクラッドスイッチギア(高	整合している。		
		る設計とする。_			
これらの多様性及び位置的分散並びに電路の独立性に	これらの多様性及び位置的分散並びに電路の独立性に	これらの多様性及び位置的分散並びに電路の独立性に			
よって、可搬型代替交流電源設備は非常用交流電源設備に	よって、可搬型代替交流電源設備は非常用交流電源設備に	よって、可搬型代替交流電源設備は非常用交流電源設備で			
対して独立性を有する設計とする。	対して独立性を有する設計とする。	 ある非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系デ			
		 ィーゼル発電機に対して独立性を有する設計とする。			
可搬型代替交流電源設備の電源車の接続箇所は,共通要	可搬型代替交流電源設備の電源車の接続箇所は, 共通要	可搬型代替交流電源設備の電源車の接続箇所は,共通要			
因によって接続できなくなることを防止するため,位置的	因によって接続できなくなることを防止するため、位置的	因によって接続できなくなることを防止するため、位置的			
分散を図った複数箇所に設置する設計とする。	分散を図った複数箇所に設置する設計とする。	分散を図った複数箇所に設置する設計とする。			
		3.1 常設直流電源設備			
		3.1.2 多様性,位置的分散等			
		<中略>			
所内常設蓄電式直流電源設備は,原子炉建屋付属棟内の	所内常設蓄電式直流電源設備は、原子炉建屋付属棟内の	所内常設蓄電式直流電源設備は,原子炉建屋付属棟内の			
非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディー	非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディー	非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディー			
ゼル発電機と異なる制御建屋内に設置することで、非常用	ゼル発電機と異なる制御建屋内に設置することで、非常用	ゼル発電機と異なる制御建屋内に設置することで、非常用			
交流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわな	交流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわな	交流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわな			
いよう,位置的分散を図る設計とする。	いよう,位置的分散を図る設計とする。	いよう,位置的分散を図る設計とする。			
所内常設蓄電式直流電源設備は、125V 蓄電池 2A 及び	所内常設蓄電式直流電源設備は,125V 蓄電池 2A 及び	所内常設蓄電式直流電源設備は,125V 蓄電池 2A 及び 2B			
125V 蓄電池 2B から 125V 直流主母線盤 2A 及び 125V 直流主	125V 蓄電池 2B から 125V 直流主母線盤 2A 及び 125V 直流主	<u>から 125V 直流主母線盤 2A 及び 2B までの系統において,</u>			
母線盤 2B までの系統において,独立した電路で系統構成	母線盤 2B までの系統において、独立した電路で系統構成	独立した電路で系統構成することにより、非常用ディーゼ			
<u>することにより,非常用ディーゼル発電機の交流を直流に</u>	することにより,非常用ディーゼル発電機の交流を直流に	ル発電機の交流を直流に変換する電路を用いた 125V 直流			
変換する電路を用いた 125V 直流主母線盤 2A 及び 125V 直	変換する電路を用いた 125V 直流主母線盤 2A 及び 125V 直	主母線盤 2A 及び 2B までの系統に対して、独立性を有する			
流主母線盤 2B までの系統に対して,独立性を有する設計	流主母線盤 2B までの系統に対して、独立性を有する設計	設計とする。_			
<u>とする。</u>	とする。				
これらの位置的分散及び電路の独立性によって, 所内常	これらの位置的分散及び電路の独立性によって, 所内常	これらの位置的分散及び電路の独立性によって, 所内常			
設蓄電式直流電源設備は非常用交流電源設備に対して独	設蓄電式直流電源設備は非常用交流電源設備に対して独	設蓄電式直流電源設備は非常用交流電源設備に対して独			
立性を有する設計とする。	立性を有する設計とする。	立性を有する設計とする。			
		<中略>			

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
		3.2 常設代替直流電源設備		
		3.2.2 多様性,位置的分散等		
		<中略>		
常設代替直流電源設備は、制御建屋内の非常用直流電源	常設代替直流電源設備は、制御建屋内の非常用直流電源	常設代替直流電源設備は、制御建屋内の非常用直流電源		
設備と異なる区画に設置することで、非常用直流電源設備	設備と異なる区画に設置することで、非常用直流電源設備	設備と異なる区画に設置することで、非常用直流電源設備		
と共通要因によって同時に機能を損なわないよう, 位置的	と共通要因によって同時に機能を損なわないよう, 位置的	と共通要因によって同時に機能を損なわないよう, 位置的		
<u>分散を図る設計とする。</u>	分散を図る設計とする。	分散を図る設計とする。		
常設代替直流電源設備は,125V 代替蓄電池から 125V 直	常設代替直流電源設備は、125V 代替蓄電池から 125V 直	常設代替直流電源設備は,125V 代替蓄電池から 125V 直		
流主母線盤 2A-1 及び 125V 直流主母線盤 2B-1 までの系統	流主母線盤 2A-1 及び 125V 直流主母線盤 2B-1 までの系統	流主母線盤 2A-1 及び 2B-1 までの系統並びに 250V 蓄電池		
並びに 250V 蓄電池から 250V 直流主母線盤までの系統にお	並びに 250V 蓄電池から 250V 直流主母線盤までの系統にお	から 250V 直流主母線盤までの系統において,独立した電		
いて、独立した電路で系統構成することにより、非常用直	いて,独立した電路で系統構成することにより,非常用直	路で系統構成することにより,非常用直流電源設備の 125V		
流電源設備の 125V 蓄電池 2A, 125V 蓄電池 2B 及び 125V 蓄	流電源設備の 125V 蓄電池 2A,125V 蓄電池 2B 及び 125V 蓄	蓄電池 2A, 2B 及び 2H から 125V 直流主母線盤 2A, 2B 及び		
電池 2H から 125V 直流主母線盤 2A, 125V 直流主母線盤 2B	電池 2H から 125V 直流主母線盤 2A, 125V 直流主母線盤 2B	2H までの系統に対して、独立性を有する設計とする。		
及び 125V 直流主母線盤 2H までの系統に対して、独立性を	及び 125V 直流主母線盤 2H までの系統に対して、独立性を			
有する設計とする。	有する設計とする。			
これらの位置的分散及び電路の独立性によって,常設代	これらの位置的分散及び電路の独立性によって、常設代	これらの位置的分散及び電路の独立性によって,常設代		
替直流電源設備は非常用直流電源設備に対して独立性を	替直流電源設備は非常用直流電源設備に対して独立性を	<u>替直流電源設備は非常用直流電源設備に対して独立性を</u>		
有する設計とする。	有する設計とする。	有する設計とする。		
		<中略>		
		3.3 可搬型代替直流電源設備		
		3.3.2 多様性,位置的分散等		
		<中略>		
可搬型代替直流電源設備は、非常用直流電源設備と共通	可搬型代替直流電源設備は、非常用直流電源設備と共通	可搬型代替直流電源設備は,非常用直流電源設備と共通		
要因によって同時に機能を損なわないよう, 電源車の冷却	要因によって同時に機能を損なわないよう、電源車の冷却	要因によって同時に機能を損なわないよう, 電源車の冷却		
方式を空冷とすることで、冷却方式が水冷である非常用デ	方式を空冷とすることで、冷却方式が水冷である非常用デ	方式を空冷とすることで、冷却方式が水冷である非常用デ		
<u>ィーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電</u>	<u>ィーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電</u>	<u>ィーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電</u>		
機から給電する非常用直流電源設備に対して多様性を有	機から給電する非常用直流電源設備に対して多様性を有	機から給電する非常用直流電源設備に対して多様性を有		
する設計とする。また、125V 代替充電器及び 250V 充電器	する設計とする。また、125V 代替充電器及び 250V 充電器	する設計とする。また,125V 代替充電器及び 250V 充電器		
により交流を直流に変換できることで, 125V 蓄電池 2A,	により交流を直流に変換できることで、125V 蓄電池 2A、	により交流を直流に変換できることで、125V 蓄電池 2A,		
125V 蓄電池 2B 及び 125V 蓄電池 2H を用いる非常用直流電	125V 蓄電池 2B 及び 125V 蓄電池 2H を用いる非常用直流電	2B 及び 2H を用いる非常用直流電源設備に対して多様性を		
源設備に対して多様性を有する設計とする。	源設備に対して多様性を有する設計とする。	有する設計とする。		
可搬型代替直流電源設備の 125V 代替蓄電池, 250V 蓄電	可搬型代替直流電源設備の 125V 代替蓄電池, 250V 蓄電	可搬型代替直流電源設備の 125V 代替蓄電池, 250V 蓄電		
<u>池,125V 代替充電器及び250V 充電器は,制御建屋内の125V</u>	<u>池,125V 代替充電器及び250V 充電器は,制御建屋内の125V</u>	<u>池,125V 代替充電器及び 250V 充電器は,制御建屋内の 125V</u>		
蓄電池 2A, 125V 蓄電池 2B, 125V 充電器 2A 及び 125V 充電	蓄電池 2A, 125V 蓄電池 2B, 125V 充電器 2A 及び 125V 充電	蓄電池 2A 及び 2B,125V 充電器 2A 及び 2B 並びに原子炉建		

よって,可搬型代替直流電源設備は非常用直流電源設備に

設置変更許可申請書(本文(五号)) 設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項 設計及び工事の計画 該当事項 整合性 備 考 器2B並びに原子炉建屋付属棟内の125V蓄電池2H及び125V 屋付属棟内の 125V 蓄電池 2H 及び 125V 充電器 2H と異なる |器2B並びに原子炉建屋付属棟内の125V蓄電池2H及び125V 区画又は建屋に設置することで, 非常用直流電源設備と共 充電器 2H と異なる区画又は建屋に設置することで、非常 充電器 2H と異なる区画又は建屋に設置することで、非常 通要因によって同時に機能を損なわないよう, 位置的分散 用直流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわ 用直流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわ ないよう, 位置的分散を図る設計とする。 ないよう, 位置的分散を図る設計とする。 を図る設計とする。 可搬型代替直流電源設備の電源車, ガスタービン発電設 可搬型代替直流電源設備の電源車、ガスタービン発電設 可搬型代替直流電源設備の電源車は、屋外の原子炉建屋 備軽油タンク及びタンクローリは、屋外の原子炉建屋付属 備軽油タンク及びタンクローリは、屋外の原子炉建屋付属 付属棟から離れた場所に保管することで,原子炉建屋付属 棟から離れた場所に設置又は保管することで,原子炉建屋 棟から離れた場所に設置又は保管することで,原子炉建屋 棟内の非常用ディーゼル発電機, 高圧炉心スプレイ系ディ 付属棟内の非常用ディーゼル発電機、高圧炉心スプレイ系 付属棟内の非常用ディーゼル発電機、高圧炉心スプレイ系 ーゼル発電機<mark>,非常用ディーゼル発電設備燃料デイタンク</mark> ディーゼル発電機、非常用ディーゼル発電設備燃料デイタ ディーゼル発電機、非常用ディーゼル発電設備燃料デイタ 及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料デイタ ンク及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料デ ンク及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料デ ンクと共通要因によって同時に機能を損なわないよう. 位. <mark>イタンク</mark>並びに原子炉建屋付属棟近傍の非常用ディーゼ <mark>イタンク</mark>並びに原子炉建屋付属棟近傍の非常用ディーゼ 置的分散を図る設計とする。 ル発電設備燃料移送ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ディ ル発電設備燃料移送ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ディ <中略> 4.3 可搬型代替交流電源設備及び可搬型代替直流電源設 ーゼル発電設備燃料移送ポンプと共通要因によって同時 ーゼル発電設備燃料移送ポンプと共通要因によって同時 に機能を損なわないよう, 位置的分散を図る設計とする。 に機能を損なわないよう, 位置的分散を図る設計とする。 備の燃料補給設備 <中略> 燃料補給設備のタンクローリは、屋外の原子炉建屋付属 棟から離れた場所に保管することで、原子炉建屋付属棟近 傍の燃料移送ポンプと共通要因によって同時に機能を損 なわないよう, 位置的分散を図る設計とする。また, 予備 のタンクローリについては、上記タンクローリと異なる場 所に保管する設計とする。 <中略> 3.3 可搬型代替直流電源設備 3.3.2 多様性,位置的分散等 <中略> 可搬型代替直流電源設備は,125V代替蓄電池及び電源車 可搬型代替直流電源設備は,125V代替蓄電池及び電源車 可搬型代替直流電源設備は,125V代替蓄電池及び電源車 から 125V 直流主母線盤 2A-1 及び 125V 直流主母線盤 2B-1 から 125V 直流主母線盤 2A-1 及び 125V 直流主母線盤 2B-1 から 125V 直流主母線盤 2A-1 及び 2B-1 までの系統並びに までの系統並びに 250V 蓄電池及び電源車から 250V 直流主 までの系統並びに 250V 蓄電池及び電源車から 250V 直流主 250V 蓄電池及び電源車から 250V 直流主母線盤までの系統 母線盤までの系統において、独立した電路で系統構成する 母線盤までの系統において, 独立した電路で系統構成する において,独立した電路で系統構成することにより,非常 ことにより,非常用直流電源設備の 125V 蓄電池 2A, 125V ことにより,非常用直流電源設備の 125V 蓄電池 2A, 125V 用直流電源設備の 125V 蓄電池 2A, 2B 及び 2H から 125V 直 流主母線盤 2A, 2B 及び 2H までの系統に対して,独立性を 蓄電池 2B 及び 125V 蓄電池 2H から 125V 直流主母線盤 2A, 蓄電池 2B 及び 125V 蓄電池 2H から 125V 直流主母線盤 2A, 有する設計とする。 125V 直流主母線盤 2B 及び 125V 直流主母線盤 2H までの系 125V 直流主母線盤 2B 及び 125V 直流主母線盤 2H までの系 統に対して,独立性を有する設計とする。 統に対して,独立性を有する設計とする。 これらの多様性及び位置的分散並びに電路の独立性に これらの多様性及び位置的分散並びに電路の独立性に これらの多様性及び位置的分散並びに電路の独立性に

よって, 可搬型代替直流電源設備は非常用直流電源設備に

よって,可搬型代替直流電源設備は非常用直流電源設備に

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備	考
対して独立性を有する設計とする。	対して独立性を有する設計とする。	対して独立性を有する設計とする。			
可搬型代替直流電源設備の電源車の接続箇所は,共通要	可搬型代替直流電源設備の電源車の接続箇所は,共通要	可搬型代替直流電源設備の電源車の接続箇所は,共通要			
因によって接続できなくなることを防止するため、位置的	因によって接続できなくなることを防止するため、位置的	因によって接続できなくなることを防止するため、位置的			
分散を図った複数箇所に設置する設計とする。	分散を図った複数箇所に設置する設計とする。	分散を図った複数箇所に設置する設計とする。			
代替所内電気設備のガスタービン発電機接続盤及び図	代替所内電気設備のガスタービン発電機接続盤及び緊	【非常用電源設備】(基本設計方針)			
(2)(iv)- <mark>匈</mark> 緊急用高圧母線 2F 系は, 緊急用電気品建屋(地	急用高圧母線 2F 系は,緊急用電気品建屋(地下階)に設	1.2 代替所内電気系統			
下階) に設置することで、非常用所内電気設備と共通要因	置することで、非常用所内電気設備と共通要因によって同	1.2.2 多様性,位置的分散等			
によって同時に機能を損なわないよう,位置的分散を図る	時に機能を損なわないよう,位置的分散を図る設計とす				
<u>設計とする。</u>	<u>3.</u>				
代替所内電気設備の取(2)(iv)- <mark>24</mark> 緊急用高圧母線 2G 系,	代替所内電気設備の緊急用高圧母線 26 系,緊急用動力	代替所内電気設備のガスタービン発電機接続盤, 図	設計及び工事の計画の		
緊急用動力変圧器 26 系, 緊急用低圧母線 26 系, 緊急用交	変圧器 26 系,緊急用低圧母線 26 系,緊急用交流電源切替	(2)(iv)-44メタルクラッドスイッチギア(緊急用),動力	ヌ(2)(iv)- <mark>24</mark> は,設置変		
流電源切替盤 2G 系, 緊急用交流電源切替盤 2C 系及び緊急	盤 26 系, 緊急用交流電源切替盤 2C 系及び緊急用交流電源	変圧器(緊急用)、パワーセンタ(緊急用)、モータコン	更許可申請書(本文(五		
用交流電源切替盤 2D 系は,非常用所内電気設備と異なる	切替盤 2D 系は,非常用所内電気設備と異なる区画に設置	トロールセンタ(緊急用),ガスタービン発電設備燃料移	号))の又(2)(iv)-4を		
区画に設置することで、非常用所内電気設備と共通要因に	することで,非常用所内電気設備と共通要因によって同時	送ポンプ接続盤, 460V 原子炉建屋交流電源切替盤(緊急	具体的に記載しており		
よって同時に機能を損なわないよう,位置的分散を図る設	に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。	用), 460V 原子炉建屋交流電源切替盤(非常用), 120V	整合している。		
計とする。		原子炉建屋交流電源切替盤(緊急用)及び中央制御室 1200			
		交流分電盤 (緊急用) は、非常用所内電気設備と異なる区			
		画に設置することで、非常用所内電気設備と共通要因によ			
		って同時に機能を損なわないよう,位置的分散を図る設計。			
		とする。_			
代替所内電気設備は、独立した電路で系統構成すること	代替所内電気設備は、独立した電路で系統構成すること	代替所内電気設備は、独立した電路で系統構成すること			
により,非常用所内電気設備に対して,独立性を有する設	により、非常用所内電気設備に対して、独立性を有する設	により、非常用所内電気設備に対して、独立性を有する設			
計とする。計とする。	計とする。_	 計とする。_			
これらの位置的分散及び電路の独立性によって、代替所	これらの位置的分散及び電路の独立性によって、代替所	これらの位置的分散及び電路の独立性によって、代替所			
内電気設備は非常用所内電気設備に対して独立性を有す	 内電気設備は非常用所内電気設備に対して独立性を有す	一 内電気設備は非常用所内電気設備に対して独立性を有す			
る設計とする。	る設計とする。	る設計とする。			
		 重大事故等対処施設の動力回路に使用するケーブルは,			
		 負荷の容量に応じたケーブルを使用し,非常用電源系統に			
		接続するか,非常用電源系統と独立した代替所内電気系統			
		へ接続する設計とする。			
		 4.3 可搬型代替交流電源設備及び可搬型代替直流電源設			

		設計及び工事の計画 該当事項	赵 众 从	/# *
設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	一 設計及び工事の計画 該当事項 備の燃料補給設備	整合性	備考
		(中略)		
 燃料補給設備のタンクローリは、原子炉建屋付属棟近傍	燃料補給設備のタンクローリは,原子炉建屋付属棟近傍			
の非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ及び高圧炉	の非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ及び高圧炉	棟から離れた場所に保管することで,原子炉建屋付属棟近		
心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送ポンプから離れた屋外に八巻して保管されている。原ス原建屋仕屋構に	心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送ポンプから離れた民間に八巻して保管することで、原スに対导は民事に	<u>傍の燃料移送ポンプと共通要因によって同時に機能を損</u>		
れた屋外に分散して保管することで、原子炉建屋付属棟近	れた屋外に分散して保管することで、原子炉建屋付属棟近	なわないよう、位置的分散を図る設計とする。また、予備		
傍の非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ及び高圧	<u>傍の非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ及び高圧</u>	のタンクローリについては、上記タンクローリと異なる場		
<u>炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送ポンプと共</u>	<u>炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送ポンプと共</u>	所に保管する設計とする。		
<u>通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散</u>	<u>通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散</u>			
を図る設計とする。	<u>を図る設計とする。</u>			
<u>軽油タンク及びガスタービン発電設備軽油タンクは、屋</u>	軽油タンク及びガスタービン発電設備軽油タンクは、屋	ガスタービン発電設備軽油タンクは、非常用ディーゼル		
外に分散して設置することで、共通要因によって同時に機	外に分散して設置することで、共通要因によって同時に機	発電設備軽油タンク及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル		
能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。	能を損なわないよう,位置的分散を図る設計とする。	発電設備軽油タンクと離れた屋外に分散して設置するこ		
		とで, 共通要因によって同時に機能を損なわないよう, 位		
		置的分散を図る設計とする。		
				1
				1
				1
				1
				1
				l

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
		【非常用電源設備】(要目表)		
[常設重大事故等対処設備]	第10.2-1表 代替電源設備の主要機器仕様	8.1.2.3 ガスタービン発電設備		
	(1) 常設代替交流電源設備	(5) 発電機 イ 発電機 (常設)		
ガスタービン発電機	a. ガスタービン発電機	変更前 変更後 名称 ガスタービン発電機	「ガスタービン発電機」	
ヌ(2)(iv)-65 (「ヌ(3)(vi) 緊急時対策所」と兼用)	ガスタービン	種類 一 同期発電機	は,設置変更許可申請書	
ヌ(2)(iv)- <mark>36</mark> 台数 <u>2</u>	<u>台</u> 数 <u>2</u>	<u>容</u> <u>最</u> <u>kVA/個</u> 主 た て mm *	(本文 (五号)) におけ	
容量 約4,500kVA (1台当たり)	使用燃料 軽油	要 寸法 高 さ mm **	る又(2)(iv)- <mark>您</mark> を設計	
	出 力 約3,600kW (1台当たり)	力 率 % 80	及び工事の計画の「その	
	発電機	電 圧 V 6900 相 一 3	他発電用原子炉の附属	
	<u>台</u> 数 <u>2</u>	周 波 数 Hz 50 回 転 速 度 min ⁻¹ 1500	施設」のうち「非常用電	
	種 類 三相同期発電機	結 線 法 一 星形	源設備」に整理しており	
	<u>容 量 約4,500kVA(1台当たり)</u>	個数 - <u>2</u> (ガスタービン機関1個につき1)	整合している。	
	力 率 0.80 (遅れ)	取 又 (2) (iv) - 26		
	電 圧 6.9kV	付 版 直	設計及び工事の計画の	
	周 波 数 50Hz	区画番号 E-1F-1 所 溢水防護上の配慮が必要な高さ 床上 0.00m以上	ヌ(2)(iv)- <mark>26</mark> は,設置変	
		注記*:公称值を示す。	更許可申請書(本文(五	
			号))の取(2)(iv)-26と	
			同義であり整合してい	
			る。	

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性		 考
	POR DOCUMENT OF THE PROPERTY O	【非常用電源設備】(要目表)		NIM	
	(1) 常設代替交流電源設備	8.1.2.3 ガスタービン発電設備			
ガスタービン発電設備軽油タンク	b. ガスタービン発電設備軽油タンク	(4) 燃料設備	「ガスタービン発電設		
ヌ(2)(iv)- <mark>②</mark> (「ヌ(3)(vi) 緊急時対策所」と兼用)		口 容器 (常設) 変更前 変 更 後	備軽油タンク」は、設置		
ヌ(2)(iv)- <mark>38</mark> 基数 <u>3</u>	<u>基数</u> <u>3</u>	名	変更許可申請書(本文		
容量 約110 x(2)(iv)- <mark>29</mark> kL (1基当たり)		種 類 ─ 横圏円筒形 容 量 m²/個	(五号)) における図		
		最高使用压力**	(2)(iv)- <mark>勿</mark> を設計及び		
	(2) 可搬型代替交流電源設備	胴 内 径 mm 3100*3	 工事の計画における「そ		
	c. ガスタービン発電設備軽油タンク	胴 板 厚 さ mm (32.0**) 競 板 厚 さ mm (32.0**)	の他発電用原子炉の附		
	第 10.2-1 表 代替電源設備の主要機器仕様「(1) b.	主 鏡 板 の 形 状 (鏡板の内面における長径) 775**	属施設」のうち「非常用		
	ガスタービン発電設備軽油タンク」に記載する。	要 (競板の内面における頻径の2分の1)	電源設備」に整理してお		
		寸 (給油口) mm 59.1**	り整合している。		
	(5) 可搬型代替直流電源設備	法 (給油口)			
	g. ガスタービン発電設備軽油タンク	管 台 厚 さ mm (8.7**)	設計及び工事の計画の		
	第 10.2-1 表 代替電源設備の主要機器仕様「(1) b.	全 長 mm 16854**	ヌ(2)(iv)- <mark>圏</mark> は,設置変		
	ガスタービン発電設備軽油タンク」に記載する。	料 競 板 — SM490C	更許可申請書(本文(五		
		個 数 3 軽油タンク ガスタービン発電設備	号))のタ(2)(iv)- <mark>郷</mark> と		
	(7) 燃料補給設備	X (2) (IV) - 20	同義であり整合してい		
	b. ガスタービン発電設備軽油タンク	盤	る。		
	第 10.2-1 表 代替電源設備の主要機器仕様「(1)b.	所 溢 木 防 護 上 の 配慮が必要な高さ 注記*1 :非常用電源設備の非常用発電装置(可搬型代替交流電源設備,可搬型代替直流電源設			
	ガスタービン発電設備軽油タンク」に記載する。	備。可搬型窒素ガス供給装置発電設備)、補機駆動用燃料設備のうち燃料設備と兼用。 *2 : 重大事故等時における使用時の値。	設計及び工事の計画の		
		*3 : 公称植を示す。	ヌ(2)(iv)- <mark>29</mark> は,設置変		
			更許可申請書(本文(五		
			号))の又(2)(iv)-29と		
			同義であり整合してい		
			る。		

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備	考
以但及又叫 可 T 明 首 (华 入 (业 ク) /	以但及关时 [7] 中明百(你们 盲规八)	【非常用電源設備】(要目表)	走口注	VĦ	~>
	(1) 常設代替交流電源設備	8.1.2.3 ガスタービン発電設備			
ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ	c. ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ		「ガスタービン発電設		
	C · <u>/> / / / C ▽ /L 电以 開 / / / / / / / / / / / / / / / / / / </u>	(4) 燃料設備 イ ボンブ 変更前 変 更 後	備燃料移送ポンプ」は、		
ス(2)(iv)-30 (「ス(3)(vi) 緊急時対策所」と兼用) ス(2)(iv)-30 台数 2	∠ *\tau 0	名 称 ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ	では、 一設置変更許可申請書(本		
	<u>台</u> 数 <u>2</u>	種 類 — スクリュー形 容 量*i m²/h/個 以上(3*²)			
<u>容量</u> 約3.0m ³ /h (1台当たり)	<u>容</u> <u>量</u> 約3.0m3/h(1台当たり)	揚 程*1 m 以上(61*2)	文 (五号)) における図		
	全 圧 力 約 0.5MPa [gage]	最高使用压力** MPa 0.95 最高使用温度** ℃ 50	(2)(iv)- <mark>30</mark> を設計及び		
		wy 込 内 径 mm 65*2	工事の計画における「そ		
		世 出 内 径 mm 50*2 た て mm 275*2	の他発電用原子炉の附		
		ポ 寸	属施設」のうち「非常用		
		オ 林 ケーシング — SC480	電源設備」に整理してお		
		但	り整合している。		
		付 取 直 球 —	設計及び工事の計画の		
		箇 溢 水 防 護 上 の	ヌ(2)(iv)- <mark>30</mark> は,設置変		
		配慮が必要な高さ	更許可申請書(本文(五		
		m 111 23 847 64	号)) の ^{又(2)(iv)-31} と		
		職 取 付 箇 所 ─ ポンプと同じ	同義であり整合してい		
		注記*1:重大事故等時における使用時の値。 *2:公称値を示す。	る。		

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備	考
		【非常用電源設備】(要目表)			
	(1) 常設代替交流電源設備	8.1.2.3 ガスタービン発電設備			
軽油タンク	d. <u>軽油タンク</u>	(4) 燃料設備			
又(2)(iv)- <mark>②</mark> (「ヌ(2)(ii) 非常用ディーゼル発電機」他	第10.1-5表 非常用ディーゼル発電機(高圧炉心スプ	口容器	設計及び工事の計画の		
と兼用)	レイ系ディーゼル発電機を含む。)の主要機器仕様に記載	変更前 変 更 後	「非常用ディーゼル発		
	する。	名 赤 - 非常用ディーゼル発電設備軽曲タンク* 8. その他発電用原子炉の附属施設	電設備軽油タンク」及び		
		8.1. 非常用電源設備 8.1.2 非常用発電装置	「高圧炉心スプレイ系		
	(2) 可搬型代替交流電源設備	8.1.2.1 非常用ディーゼル発電設備 (4) 燃料設備 ロ 容器(常設)	ディーゼル発電設備軽		
	b. <u>軽油タンク</u>	に記載する。	油タンク」は、設置変更		
	第 10.2-1 表 代替電源設備の主要機器仕様「(1) d.	注記*: 本設備は、非常用電源設備の非常用発電装置(非常用ディーゼル発電設備)であり、非常 用電源設備の非常用発電装置(ガスタービン発電設備)として本工事計画で兼用とする。 又(2)(iv)-32	許可申請書(本文(五		
	軽油タンク」に記載する。	変更前 変 更 後	号))の ^{ヌ(2)(iv)-} 20を		
		名 称 一 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンク*	「その他発電用原子炉		
	(5) 可搬型代替直流電源設備	8. その他発電用原子炉の附属施設 8.1 非常用電源設備 8.1.2 非常用発電装置	の附属施設」のうち「非		
	f . 軽油タンク	8.1.2.2 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備 (4) 燃料設備	常用電源設備」に整理し		
	第 10.2-1 表 代替電源設備の主要機器仕様「(1) d.	ロ 容器(常設) に記載する。 注記*:本設備は、非常用電源設備の非常用発電装置(高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備)	ており整合している。		
	軽油タンク」に記載する。	注記*:本設備は、非常用電源設備の非常用発電装置(高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備) であり、非常用電源設備の非常用発電装置(ガスタービン発電設備)として本工事計画で 兼用とする。			
		₹(2)(iv)- <mark>32</mark>			
	(7) 燃料補給設備				
	a. <u>軽油タンク</u>				
	第 10.2-1 表 代替電源設備の主要機器仕様「(1) d.				
	軽油タンク」に記載する。				

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
		【非常用電源設備】(要目表)		
	(3) 所内常設蓄電式直流電源設備	8.1.3.2 電力貯蔵装置 (2) 電力貯蔵装置 (客設)		
THE TOTAL OF		変 更 前	変更後	
/ <u>蓄電池 2A</u>	a. <u>125V 蓄電池 2A</u>	名	変更なし 2A 2B	2H
)(iv)- <mark>33</mark> (「ヌ(2)(iii) 蓄電池」と兼用)	第10.1-3表 直流電源設備の主要機器仕様に記載する。		制御弁式据置 鉛蓄電池	1-40
		容 量 Ah/組 ² 4000 (10時間率) 400 (10時間率) 電 E V 125 125	8000(<u>10時</u> 間率) 6000(<u>10時</u> 間 変更なし	(率)
V 蓄電池 2B	b. 125V 蓄電池 2B	主要 た r mm	*3 *3	
		寸 法 高 さ m	*3 *3	
)(iv)- <mark>33</mark> (「ヌ(2)(iii) 蓄電池」と兼用)	第10.1-3表 直流電源設備の主要機器仕様に記載する。	個 数組 ^{*4} 2(1組当たり60個)* ⁶ 1(1組当たり60個)* ⁶ 系統名(ライン名) - 125V蓄電池2A* ¹ 125V蓄電池2B* ¹ 125V蓄電池2H* ¹	1(1組当たり180個) 1(1組当たり1 変更なし	20個)
		*1 *1 *1 *1	制御建屋	
		取 設 置 床 — 0.P.8.00m 0.P.8.00m 0.P.8.00m 0.P.20.90m	0. P. 1. 50m 0. P. 8. 00m 0. P. 11, 40m	
		滋水防護上の区画番号 ―	C-B2F-5 C-B1F-2 C-B1F-4	R-M2F-
整合性		企 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 寒 な 高 さ	C-MB1F-1 床上 0.00m以上 床上 0.00m以	以上 床上 0.00
・設計及び工事の計画の「125V 蓄電池」は、設置変	更許可申請書(本文(五号))の <mark>又(2)(iv)-</mark> 33を「その他発	注記*1 - 既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、設計図書による。 *2 :記載の適正化を行う。既工事計画書には「Ah/個」と記載。	ı	
電用原子炉の附属施設」のうち「非常用電源設備」	に整理しており整合している。	*3: 公幹値を示す。 *4: 記載の適正化を行う。既工事計画書には「一」と記載。 *5: 記載の適正化を行う。既工事計画書には「2」と記載。		
		*6 :記載の適正化を行う。既工事計画書には「1」と記載。	1	
		【非常用電源設備】(基本設計方針)		
		3. 直流電源設備及び計測制御用電源設備		
		3.1 常設直流電源設備		
		3.1.1 系統構成		
		<中略>		
		所内常設蓄電式直流電源設備は,125V 蓄電池 2A 及び 2B,		
V 充電器 2A	c. <u>125V 充電器 2A</u>	<u>125V 充電器 2A 及び 2B (</u> 125V, <u>700A のものを 2 個)</u> , 電路,		
<u> </u>	第10.1-3表 直流電源設備の主要機器仕様に記載する。	計測制御装置等で構成し、125V 蓄電池 2A 及び 2B は、125V		
<u>- ※</u>		直流主母線盤 2A 及び 2B (125V, 1800A のものを 2 個),		
LICTURE OF	La company (1) CTAPIT	125V 直流主母線盤 2A-1 及び 2B-1 (125V, 1800A のものを		
V 充電器 2B	d. <u>125V 充電器 2B</u>	2個), 125V 直流分電盤 2A-1, 2A-2, 2A-3, 2B-1, 2B-2,		
<u> 国数 1</u>	第10.1-3表 直流電源設備の主要機器仕様に記載する。	及び 2B-3 (125V, 1200A のものを 6 個), 125V 直流電源切		
直流出力電流 約 700A		替盤 2A 及び 2B(125V,60A のものを 2 個)並びに 125V 直		
		流 RCIC モータコントロールセンタ (125V, 800A のものを		
		1個) へ電力を給電できる設計とする。		
		<中略>		
	1	1		

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
		【非常用電源設備】(要目表)		
	(4) 常設代替直流電源設備	8.1.3.2 電力貯蔵装置		
125V 代替蓄電池	a. 125V 代替蓄電池	(2) 電力貯蔵装置(常設)		
		変更前 変更後	7	
又(2)(iv)- <mark>34</mark> 組数 <u>1</u>	<u>組</u> 数 <u>1</u>	名	設計及び工事の計画の	
<u>容量 約 2,000Ah</u>	電 圧 125V	種 類 一 制御弁式揺置鉛蓄電池	ヌ(2)(iv)- <mark>級</mark> は,設置変	
	<u>容 量 約 2,000Ah</u>	容 量 Ah/組 2000 (10 時間率) 電 E V	更許可申請書(本文(五	
			号)) の ^{ヌ(2)(iv)-} 34と	
	(5) 可搬型代替直流電源設備	た て mm 📑*1	同義であり整合してい	
	a. <u>125V 代替蓄電池</u>	±	- る。	
		要 寸 *1	√ √0 °	
	第 10.2-1 表 代替電源設備の主要機器仕様「(4) a.		-	
	125V 代替蓄電池」に記載する。	高 さ nm ニ *1		
		77 W. 67 - (4.67.1/1.) to 20.773		
		個 数 組 1(1組当たり60個)	-	
		文(2)(iv)- <mark>34</mark> 名 125v 代替蓄電池		
			-	
		設 置 床 — 制御建屋 0.P.19.50m		
		取	4	
		所 溢水防護上の 区 画 番 号		
		100 km M //		
		溢 水 防 護 上 の 床上 0.00m 以上		
		配慮が必要な高さ 床上 0.00m 以上		
		注記*1:公称値を示す。		
				<u> </u>
				<u> </u>
				<u> </u>
				1
				1
				1
				1
				i

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性 備 考
		【非常用電源設備】(要目表)	
	(4) 常設代替直流電源設備	8.1.3.2 電力貯蔵装置	
<u>250V 蓄電池</u>	b. <u>250V 蓄電池</u>	(2) 電力貯蔵装置(常設)	
又(2)(iv)- <mark>35</mark> 組数 <u>1</u>	組 数 1	変 更 前 変 更 後	設計及び工事の計画の
<u>容量</u> 約 6,000Ah	電 圧 250V	名 称 250V 蓄電池*1 変更なし 種 類 - 密閉形クラッド式据置 鉛蓄電池 制御弁式据置鉛蓄電池	ヌ(2)(iv)- <mark>35</mark> は,設置変
	<u>容 量 約 6,000Ah</u>		更許可申請書(本文(五
		容 量 Ah/組*2 4500 (10 時間率) 6000 (10 時間率)	号))のx(2)(iv)-35と
	(5) 可搬型代替直流電源設備	電 圧 V 250 変更なし	同義であり整合してい
	b. <u>250V 蓄電池</u>	た て mm =================================	る。
	第 10.2-1 表 代替電源設備の主要機器仕様「(4) b.		
	250V 蓄電池」に記載する。	要 寸 法	
		高 さ mm *1, *3	
		<u>個</u> 数組*4 1(1組当たり120個)*5 <u>1(</u> 1組当たり232個)	
		*1 設 置 床 — 制御建屋 0.P.1.50m 変更なし	
		簡所 溢水防護上の 区画番号	
		溢 水 防 護 上 の 配慮が必要な高さ	
		注記*1:既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は,設計図書による。 *2:記載の適正化を行う。既工事計画書には「Ah/個」と記載。 *3:公称値を示す。 *4:記載の適正化を行う。既工事計画書には「一」と記載。 *5:記載の適正化を行う。既工事計画書には「1」と記載。	

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許	可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整 合 性	 備 考
			【非常用電源設備】(基本設計方針)		
	(5) 可搬型代替直	流電源設備	3.3 可搬型代替直流電源設備		
125V 代替充電器	d. <u>125V 代替充電</u>	器	3.3.1 系統構成		
<u>個数 1</u>	個 数	<u>1</u>	<中略>		
直流出力電流 約 700A	直流出力電圧	133. 8V	可搬型代替直流電源設備は,125V 代替蓄電池,250V 蓄		
	直流出力電流	<u>約 700A</u>	電池, 電源車, <u>125V 代替充電器(</u> 125V, <u>700A のものを 1</u>		
			<u>個</u>), <u>250V 充電器(</u> 250V, <u>400A のものを 1 個)</u> , 非常用デ		
250V 充電器	e. <u>250V 充電器</u>		ィーゼル発電設備軽油タンク、高圧炉心スプレイ系ディー		
<u>個数</u> <u>1</u>	個 数	<u>1</u>	ゼル発電設備軽油タンク、ガスタービン発電設備軽油タン		
直流出力電流 約 400A	直流出力電圧	258.7V	ク, タンクローリ, 電路, 計測制御装置等で構成し, 125V		
	直流出力電流	約 400A	代替蓄電池は 125V 直流主母線盤 2A-1 及び 2B-1 (125V,		
			1800A のものを 2 個)並びに 125V 直流電源切替盤 2A 及び		
			2B (125V, 60A のものを 2 個) へ, 250V 蓄電池は 250V 直		
			流主母線盤 (250V, 1800A のものを 1 個) へ接続すること		
			で電力を供給できる設計とする。		
			<中略>		

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
		【非常用電源設備】(基本設計方針)		
	(6) 代替所内電気設備	1.2 代替所内電気系統		
ガスタービン発電機接続盤	a. ガスタービン発電機接続盤	1.2.1 系統構成		
ヌ(2)(iv)- <mark>⑥</mark> (「ヌ(3)(vi) 緊急時対策所」と兼用)	個 数 2	<中略>		
<u>個数</u> <u>2</u>	定格電圧 7.2kV	これとは別に上記3系統の非常用母線等の機能が喪失し		
		たことにより発生する重大事故等の対応に必要な設備に		
ヌ(2)(iv)- <mark>貁</mark> 緊急用高圧母線	b. 緊急用高圧母線	電力を給電する代替所内電気設備として, ガスタービン発		
ヌ(2)(iv)- <mark>⑯</mark> (「ヌ(3)(vi) 緊急時対策所」と兼用)	<u>個数</u> <u>3</u>	<u>電機接続盤</u> (7200V,1200A のものを <u>2 個</u>),又(2) (iv) - 37		
<u>個数 3</u>	定格電圧 7.2kV	メタルクラッドスイッチギア(緊急用)(7200V, 1200A の		
		ものを <u>3 個</u>), $\overline{z(2)(iv)}$ - <mark>®</mark> 動力変圧器 (緊急用) (500kVA,		
ヌ(2)(iv)- <mark>繆</mark> 緊急用動力変圧器	c. 緊急用動力変圧器	6900/460V のものを 2 個, <u>750kVA</u> ,6750/460V のものを <u>1</u>		
<u>個数 1</u>	<u>個数</u> <u>1</u>	個), 🗵(2)(iv)- <mark>39</mark> パワーセンタ (緊急用) (600V, 3000A		
<u>容量</u> 約 750kVA	<u>容</u> <u></u> 約 750kVA	のものを図(2)(iv)- <mark>⑩</mark> 1 個), 図(2)(iv)- <mark>鉚</mark> モータコントロ		
	定格電圧 6.75kV/460V	ールセンタ (緊急用) (600V, 800A のものを又(2)(iv)-104		
_		<u>個</u>),ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ接続盤 (600V,		
ス(2)(iv)- <mark>39</mark> 緊急用低圧母線	d. 緊急用低圧母線	100A のものを 1 個), ヌ(2) (iv) - 40460V 原子炉建屋交流電		
個数 又(2)(iv)- <mark>40</mark> .3.	個 数 3	<u>源切替盤 (緊急用)</u> (600V, 150A のものを <u>1 個</u>), 又(2) (iv)-		
	定格電圧 600V	₫460V 原子炉建屋交流電源切替盤(非常用)(600V, 30A		
_		のものを <u>2 個</u>), <mark>ヌ(2) (iv)-</mark> @メタルクラッドスイッチギ		
ヌ(2)(iv)- <mark>④</mark> 緊急用交流電源切替盤	e. 緊急用交流電源切替盤	ア (非常用) (6900V,1200A のものを <u>2 個</u>),120V 原子		
<u>個数 3</u>	個 数 3	炉建屋交流電源切替盤(緊急用)(120V, 30Aのものを 1		
	定格電圧 600V	個)及び中央制御室 120V 交流分電盤(緊急用)(20kVA,		
_		460/120V のものを 1 個)を使用できる設計とする。		
ヌ(2)(iv)- <mark>@</mark> 非常用高圧母線	f. 非常用高圧母線	<中略>		
<u>個数 2</u>	第 10.1-1 表 メタルクラッド開閉装置 (高圧母線) の			
	主要機器仕様に記載する。			
the A III				
整合性 ・「ガスタービン発雲燃控結般」及び「駆刍田真圧丹線」	は,設置変更許可申請書(本文(五号))におけるx(2)(iv)-	300 300 300 300 300 300 300 300		
	用電源設備」のうち「基本設計方針」に整理しており整合して			
	用電源設備」のプラー室本設計が到了に監理しており整合して 申請書(本文(五号))の収(2)(iv)- <mark>新</mark> と同一設備であり整合し			
	申請書(本文(五号))の以(2)(jv)- <mark>38</mark> と同一設備であり整合し			
	申請書(本文(五号))の <mark>又(2)(iv)-</mark> 39を具体的に記載しており	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
	申請書 (本文 (五号)) の <mark>以(2) (iv) - ④</mark> を具体的に記載しており 申請書 (本文 (エ号)) の以(2) (iv) - <mark>④</mark> な具体的に記載しており			
	申請書(本文(五号))の <mark>以(2)(iv)-</mark> ④を具体的に記載しており 申請書(本文(五号))の収(2)(iv)- <mark>@</mark> と同一設備であり整合し			
BEACH 1	THE CONTRACTOR OF THE CONTRACTOR BROWN CONTRACTOR			

設置変更許可申請書(本文(五号)) 設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項 設計及び工事の計画 該当事項 整合性 備 考 【補機駆動用燃料設備】 (要目表) 「可搬型重大事故等対処設備] (1) 常設代替交流電源設備 8.6 補機駆動用燃料設備 タンクローリ e. タンクローリ 8.6.1 燃料設備 2 (予備1) ヌ(2)(iv)-<mark>④</mark> (「ヌ(3)(vi) 緊急時対策所」と兼用) (2)容器 (可搬型) 「タンクローリ」は、設 台 数 ヌ(2)(iv)-44台数 2 (予備1) 置変更許可申請書(本文 容 量 約4.0kL (1台当たり) 変 更 後 タンクローリャ (五号)) における (2) 容量 約4.0kL (1台当たり) 横置だ円形 (iv)-43を設計及び工 (2) 可搬型代替交流電源設備 4.0以上(4.0*2) 量 kL/個 最高使用压力** kPa 24 d. タンクローリ 事の計画における「その 最高使用温度*3 ℃ 40 径 mm 胴 長 1800*2 第 10.2-1 表 代替電源設備の主要機器仕様「(1) e. 他発電用原子炉の附属 径 mm 短 930** タンクローリ」に記載する。 施設」のうち「補機駆動 胴板厚さ (上板) mm (3.2*2) (3, 2*2) 胴 板 厚 さ mm 用燃料設備」に整理して 鏡 板 厚 さ mm (3, 2*2) (5) 可搬型代替直流電源設備 おり整合している。 (鏡板の内面における長径) に係る寸法 h. タンクローリ (競板の内面における短径の2分の1) 排出口管台外径 136.4*1 第 10.2-1 表 代替電源設備の主要機器仕様「(1) e. 設計及び工事の計画の 2.8 (3.2*2) 排出口管台厚さ マンホール管台外径 406, 4*2 mm ヌ(2)(iv)-44は,設置変 タンクローリ」に記載する。 マンホール管台厚さ (3. 2*2) non 更許可申請書(本文(五 マンホールふた厚さ mm (3. 2**) 3350*2 min 号))のx(2)(iv)-44と (7) 燃料補給設備 車 両 全 長 5920*3 mm 同義であり整合してい c. タンクローリ 車 両 全 幅 2200*2 2420*2 車両高さ 第 10.2-1 表 代替電源設備の主要機器仕様「(1) e. る。 胴板 (上板) SS400 相当 (KCP-SS400) 胴 板 SAPH400 タンクローリ」に記載する。 SAPH400 マンホールふた SAPH400 2 (予備1) (次買へ続く) $\chi(2) (i_{\rm V}) - 44$ (前頁からの続き) 変更前 変更後 第2保管エリア 0.P.約62m ・第3保管エリア 0.P.約14.8m 第4保管エリア 0.P.約62m 予備を含めた3個を第2保管エリアに1個。 第3保管エリアに1個及び第4保管エリアに 付 所 (・屋外 0.P.約 14.8m 軽油タンク設置場) 所付近**
・屋外 0.P.約 62m ガスタービン発電設 注記*1:非常用電源設備の非常用発電装置(ガスタービン発電設備,可搬型代替交流電源設備。 可搬型代替直流電源設備、可搬型窒素ガス供給装置発電設備)と兼用。 *3:重大事故等時における使用時の値。 *4:燃料油の吸入箇所を示す。

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
電源車 (2) (iv) - (6) 台数 4 (予備1*) 容量 約 400kVA (1 台当たり) 20 円搬型代替交流電源設備の電源車, 可搬 20 (iv) - (6) 円搬型代替交流電源設備の電源車, 可搬 20 (iv) - (6) 円搬型代替交流電源設備の電源車又は緊急時対策所用代替 交流電源設備の電源車 (緊急時対策所用) として使用する。 (() () () () () () () () () () () () ()	2) 可機型代替交流電源設備 a. 電源車 エンジン 白. 数 4(予備1*1) 使用燃料 軽油 発電機 白. 数 4(予備1*1) 種 類 三相同期発電機 答 量 約400kVA(1台当たり) 力 率 0.85(遅れ) 電 圧 6.9kV 周 波 数 50Hz ※1:可擦型代替交流電源設備の電源車、可擦型代替直流電源設備の電源車(緊急時対策所用代替交流電源設備の電源車(緊急時対策所用)として使用する。 5) 可搬型代替直流電源設備 こ. 電源車 第 10.2-1 表 代替電源設備の主要機器仕様「(2) a	「非常用電源設備 「要目表	設計及び工事の計画の 双(2)(iv)-動は、設置変 更許可申請書(本文(五 号))の区(2)(iv)-動と 同義であり整合している。 設計及び工事の計画の 双(2)(iv)-動は、設置変 更許可申請書(本文(五 号))の区(2)(iv)-動と 同義であり整合している。	

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備	考
(3) その他の主要な事項	10.5 火災防護設備	【火災防護設備】(基本設計方針)			
(i) 火災防護設備	10.5.1 設計基準対象施設	1. 火災防護設備の基本設計方針			
a. 設計基準対象施設	10. 5. 1. 1 概要				
ヌ(3)(i)a①火災防護設備は、火災区域及び火災区画	至電用原子炉施設内の火災区域及び火災区画に設置さ	ヌ(3)(i)a①設計基準対象施設は,火災により発電用	設計及び工事の計画の		
を考慮し、火災感知、消火又は火災の影響軽減の機能を有	1 れる,安全機能を有する構築物,系統及び機器(10.5にお	原子炉施設の安全性を損なわないよう、火災防護上重要な	ヌ(3)(i)a①は,設置		
するものとする。	いて本文五口(3)(i)a.(c)に同じ。) を火災から防護す	機器等を設置する火災区域及び火災区画に対して、火災防	変更許可申請書 (本文		
	ることを目的として、火災の発生防止、火災の感知及び消	護対策を講じる。	(五号))の ^{ヌ(3)(i)} a.		
	火並びに火災の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護	<中略>	-①と文章表現は異な		
	対策を講じる。	設定する区(3)(i)a①火災区域及び火災区画に対し	るが,内容に相違はない		
	<中略>	て,以下に示す火災の発生防止,火災の感知及び消火並び	ため整合している。		
		に火災の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を			
		講じる設計とする。			
		なお,発電用原子炉施設のうち,火災防護上重要な機器			
		等又は重大事故等対処施設に含まれない構築物,系統及び			
		機器は,「消防法」,「建築基準法」,「日本電気協会電			
		気技術規程・指針」に基づき設備に応じた火災防護対策を			
		講じる設計とする。			
		<中略>			
	10.5.1.4 主要設備	1.2 火災の感知及び消火			
	(2) 火災感知設備	1.2.1 火災感知設備			
火災感知設備は、固有の信号を発するアナログ式の煙感	火災感知設備の火災感知器は,各火災区域又は火災区画	火災感知設備の火災感知器は、火災区域又は火災区画に	設計及び工事の計画の		
知器及びアナログ式の熱感知器をx(3)(i)a②組み合れ	における放射線,取付面高さ、温度、湿度、空気流等の環	おける放射線,取付面高さ,温度,湿度,空気流等の環境	ヌ(3)(i)a②は,設置		
せて設置することを基本とするが,各火災区域又は火災区	<u>境条件</u> や,炎が生じる前に発煙すること等,予想される <u>火</u>	条件,予想される <u>火災の性質を考慮し、</u> 火災感知器を設置	変更許可申請書(本文		
画における放射線,取付面高さ,温度,湿度,空気流等の	<u>災の性質を考慮し</u> て、火災感知器を設置する火災区域又は	する火災区域又は火災区画の火災防護上重要な機器等及	(五号))の ^{又(3)(i)} a.		
環境条件や火災の性質を考慮し、又(3)(i)a③上記の設	火災区画の安全機能を有する構築物、系統及び機器の種類	び重大事故等対処施設の種類に応じ、火災を早期に感知で	-②を具体的に記載し		
置が適切でない場合においては、非アナログ式の炎感知	[に応じ、火災を早期に感知し、誤作動を防止するために、	きるよう、固有の信号を発するアナログ式の煙感知器及び	ており整合している。		
器、非アナログ式の防爆型の煙感知器、非アナログ式の防	<u>固有の信号を発するアナログ式の煙感知器及びアナログ</u>	アナログ式の熱感知器のx(3)(i)a②異なる種類の火災			
爆型の熱感知器等の火災感知器も含めた中から2つの異	式の熱感知器の異なる種類の感知器を組み合わせて設置	感知器を組み合わせて設置する設計とする。	設計及び工事の計画の		
なる種類の感知器を設置する。	する設計とする。		又(3)(i)a③は、設置		
	ただし、発火性又は引火性の雰囲気を形成するおそれの	ヌ(3)(i)a③ただし、発火性又は引火性の雰囲気を形	変更許可申請書 (本文		
	ある場所及び屋外等は、非アナログ式も含めた組み合わせ	成するおそれのある場所及び屋外等は、環境条件や火災の	(五号)) の ^{ヌ(3) (i) a.}		
	で設置する設計とする。炎感知器は非アナログ式である	性質を考慮し、非アナログ式の炎感知器、アナログ式の屋	-③を具体的に記載し		
	が,炎が発する赤外線又は紫外線を感知するため,炎が生	外仕様の熱感知カメラ、非アナログ式の屋外仕様の炎感知	ており整合している。		
	じた時点で感知することができ、火災の早期感知が可能で	器、非アナログ式の防爆型の煙感知器及び非アナログ式の			

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画を該当事項を整め	合 性 備 考
	ある。	防爆型の熱感知器も含めた組み合わせで設置する設計と	
	<中略>	<u>する。</u>	
	水素等による引火性又は発火性の雰囲気を形成するお	火災感知器については、消防法施行規則に従い設置す	
	それのある場所(蓄電池室)は,万一の水素濃度の上昇を	る,又は火災区域内の感知器の網羅性及び火災報知設備の	
	考慮し、火災を早期に感知できるよう、非アナログ式の防	感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令に定	
	爆型で、かつ固有の信号を発する異なる種類の煙感知器及	める感知性能と同等以上の方法により設置する設計とす	
	び熱感知器を設置する設計とする。	る。	
	また,火災により安全機能への影響が考えにくい火災防	非アナログ式の火災感知器は、環境条件等を考慮するこ	
	護対象機器のみを設けた火災区域又は火災区画について	とにより誤作動を防止する設計とする。	
	は、「消防法」又は「建築基準法」に基づく火災感知器を	なお、アナログ式の屋外仕様の熱感知カメラ及び非アナ	
	設置する設計とする。	ログ式の屋外仕様の炎感知器は、監視範囲に火災の検知に	
		影響を及ぼす死角がないように設置する設計とする。	
		また、発火源となるようなものがない火災区域又は火災	
		区画は、可燃物管理により可燃物を持ち込まない運用とし	
		て保安規定に定めて、管理することから、火災感知器を設	
	10.5.1.7 手順等	置しない設計とする。	
	(1) 火災が発生していない平常時の対応においては、以	火災感知設備のうち <u>火災受信機盤は中央制御室に設置</u>	
	下の手順を整備し、操作を行う。	<u>し</u> ,火災感知設備の作動状況を <u>常時監視できる設計とす</u>	
また,中央制御室で常時監視可能な火災受信機盤を設置	a. 中央制御室内の巡視点検によって,火災が発生してい	<u>る。</u> また、火災受信機盤は、構成されるアナログ式の受信	
<u>する。</u>	ないこと及び火災感知設備に異常がないことを <u>火災受</u>	機により作動した火災感知器を1つずつ特定できる設計と	
	信機盤で確認する。	する。屋外の海水ポンプ室(補機ポンプエリア)及びガス	
		タービン発電設備燃料移送ポンプを監視するアナログ式	
		の屋外仕様の熱感知カメラの火災受信機盤においては, カ	
		メラ機能による映像監視(熱サーモグラフィ)により火災	
		発生箇所の特定が可能な設計とする。	
		<中略>	
	10.5.1.1 概要	1.2.2 消火設備	
	<中略>		
ヌ(3)(i)a④消火設備は、破損、誤作動又は誤操作に	火災感知設備及び <u>消火設備は</u> ,想定される自然現象に対	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設し設計及びエ	
より,安全機能を有する構築物,系統及び機器(「ロ(3)(i)	して当該機能が維持され、かつ、安全機能を有する構築物、	置する火災区域又は火災区画の <a>又(3)(i)a④ 消火設備 <a>又(3)(i)a.	-④は,設置
a. (c-1-2) 火災防護対策を講じる安全機能を有する構	系統及び機器は、消火設備の破損、誤動作又は誤操作によ		計書(本文
築物、系統及び機器の抽出」と同じ)の安全機能を損なわ	<u>って</u> 安全機能を失うことのないように設置する。	l	D(x(3)(i)a.
ない設計とし、又(3)(i)a⑤火災発生時の煙の充満又は			的に記載し
放射線の影響により消火活動が困難である火災区域又は		響を与えない設計とし、ヌ(3)(i)a⑤火災発生時の煙の ており整合	している。

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備	考
火災区画であるかを考慮し,全域ガス消火設備等を設置す		充満又は放射線の影響により消火活動が困難となるとこ			
<u>5</u>		ろは、自動消火設備又は手動操作による固定式消火設備で	設計及び工事の計画の		
		あるハロンガス消火設備及びケーブルトレイ消火設備を	ヌ(3)(i)a⑤は,設置		
		設置して消火を行う設計とする。	変更許可申請書(本文		
		火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活	(五号)) の ^{又(3)(i)a.}		
		動が困難とならないところは、消火器、移動式消火設備又	-⑤を具体的に記載し		
		は消火栓により消火を行う設計とする。	ており整合している。		
		<中略>			
	10.5.1.1 概要	【火災防護設備】(基本設計方針)			
		1. 火災防護設備の基本設計方針			
	<中略>	<中略>			
ヌ(3)(i)a⑥ <u>火災の影響軽減の機能を有するものとし</u>	火災の影響軽減は,安全機能を有する構築物,系統及び	建屋内のうち,図(3)(i)a⑥火災の影響軽減の対策が	設計及び工事の計画の		
て、安全機能を有する構築物、系統及び機器の重要度に応	機器の重要度に応じ、それらを設置する火災区域又は火災	必要な原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持する	ヌ(3)(i)a⑥は, 設置		
じ,それらを設置する火災区域x(3)(i)a⑦又は火災区	区画の火災及び隣接する火災区域又は火災区画における	ための安全機能を有する構築物、系統及び機器並びに放射	変更許可申請書(本文		
画の火災及び隣接する火災区域又は火災区画の火災によ	火災による影響を軽減するため、系統分離等の火災の影響	性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び	(五号)) の ^{又(3)(i)a.}		
る影響を軽減するため、火災耐久試験で確認された3時間	軽減のための対策を行う。	機器を設置する火災区域は, 又(3)(i)a⑦3 時間以上の耐	-⑥を具体的に記載し		
以上の耐火能力を有する耐火壁又は1時間以上の耐火能	<中略>	火能力を有する耐火壁として、3 時間耐火に設計上必要な	ており整合している。		
力を有する隔壁等を設置する。		コンクリート壁厚である 150mm 以上の壁厚を有するコンク			
	10.5.1.4 主要設備	リート壁や火災耐久試験により3時間以上の耐火能力を有	設計及び工事の計画の		
	(4) 火災の影響軽減のための対策設備	することを確認した耐火壁(貫通部シール,防火扉,防火	ヌ(3)(i)a⑦は, 設置		
	b. 火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルの火災の	ダンパ)により隣接する他の火災区域と分離するように設	変更許可申請書(本文		
	影響軽減のための対策を実施する設備	定する。	(五号)) の ^{又(3)(i)} a.		
	火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルを設置す	<中略>	-⑦を具体的に記載し		
	る火災区域又は火災区画に対して,火災区域又は火災区画		ており整合している。		
	内の火災の影響軽減のための対策や隣接する火災区域又	1.3 火災の影響軽減			
	は火災区画における火災の影響を軽減するための対策を	1.3.1 火災の影響軽減対策			
	実施するための隔壁等として、火災耐久試験により3時間	<中略>			
	以上の耐火能力を確認した隔壁等を設置する。	ヌ(3)(i)a⑥火災が発生しても原子炉の高温停止及び			
	また、これと同等の対策として火災耐久試験により1時	低温停止を達成し、維持するためには、プロセスを監視し			
	間以上の耐火能力を確認した隔壁等と火災感知設備及び	ながら原子炉を停止し、冷却を行うことが必要であり、こ			
	消火設備を設置する。	のためには、手動操作に期待してでも原子炉の高温停止及			
		び低温停止を達成し、維持するために必要な機能を少なく			
		とも 1 つ確保するように系統分離対策を講じる必要があ			
		る。			

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備	考
		このため,火災防護対象機器等に対して,以下に示す火			
		災の影響軽減対策を講じる設計とする。			
		(1) 火災防護対象機器等の系統分離による影響軽減対策			
		a. 3時間以上の耐火能力を有する隔壁等			
		互いに相違する系列の火災防護対象機器等は, 図			
		(3) (i)a⑦ 火災耐久試験により3時間以上の耐火能力を			
		- 確認した隔壁等で分離する設計とする。			
		 c. 1時間耐火隔壁等,火災感知設備及び自動消火設備			
		互いに相違する系列の火災防護対象機器等は, 図			
		(3) (i)a⑦ 火災耐久試験により1時間以上の耐火能力を			
		確認した隔壁等で分離する設計とする。			
		<中略>			
b. 重大事故等対処施設	10.5.2 重大事故等対処施設	1. 火災防護設備の基本設計方針			
	10.5.2.1 概要	<中略>			
ヌ(3)(i)b①火災防護設備は、火災区域及び火災区画	発電用原子炉施設内の <u>火災区域及び火災区画</u> に設置さ	ヌ(3)(i)b①重大事故等対処施設は,火災により重大	設計及び工事の計画の		
を考慮し、火災感知又は消火の機能を有するものとする。	れる <u>重大事故等対処施設</u> を火災から防護することを目的	事故等に対処するために必要な機能が損なわれないよう,	ヌ(3)(i)b①は,設置		
	として,火災の発生防止,火災の感知及び消火のそれぞれ	重大事故等対処施設を設置する火災区域及び火災区画に	変更許可申請書(本文		
	を考慮した火災防護対策を講じる。	対して,火災防護対策を講じる。	(五号)) の ^{又(3)(i)b.}		
	<中略>	<中略>	-①と同義であり整合		
		ヌ(3)(i)b①設定する火災区域及び火災区画に対し	している。		
		て、以下に示す火災の発生防止、火災の感知及び消火並び			
		に火災の影響軽減 <u>のそれぞれを考慮した火災防護対策を</u>			
		講じる設計とする。			
		<中略>			
	10. 5. 2. 4 主要設備	1.2 火災の感知及び消火			
	(2) 火災感知設備	1.2.1 火災感知設備			
火災感知設備は,固有の信号を発するアナログ式の煙感	<u>火災感知設備</u> の火災感知器 <u>は,各火災区域又は火災区画</u>	火災感知設備の火災感知器は,火災区域又は火災区画に	設計及び工事の計画の		
知器,アナログ式の熱感知器を収(3)(i)b②組み合わせ	における放射線,取付面高さ,温度,湿度,空気流等の環	おける放射線,取付面高さ,温度,湿度,空気流等の環境	ヌ(3)(i)b②は,設置		
て設置することを基本とするが、各火災区域又は火災区画	<u>境条件</u> や,炎が生じる前に発煙すること等,予想される <u>火</u>	条件 <u></u> 予想される <u>火災の性質を考慮し</u> 火災感知器を設置	変更許可申請書(本文		
における放射線,取付面高さ,温度,湿度,空気流等の環	<u>災の性質を考慮し</u> て,火災感知器を設置する火災区域又は	する火災区域又は火災区画の火災防護上重要な機器等及	(五号)) の ^{又(3)(i)b.}		
境条件や火災の性質を考慮し、又(3)(i)b③上記の設置	火災区画の重大事故等対処施設の種類に応じ,火災を早期	び重大事故等対処施設の種類に応じ、火災を早期に感知で	-②を具体的に記載し		

設置変更許可申請書 (本文 (五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備	考
が適切でない場合においては、非アナログ式の炎感知器、	に感知し、誤作動を防止するために、固有の信号を発する	きるよう、固有の信号を発するアナログ式の煙感知器及び			
非アナログ式の防爆型の煙感知器、非アナログ式の防爆型	アナログ式の煙感知器,アナログ式の熱感知器の異なる種	アナログ式の熱感知器のx(3)(i)b②異なる種類の火災			
の熱感知器等の火災感知器も含めた中から2つの異なる	類の感知器を組み合わせて設置する設計とする。	感知器を組み合わせて設置する設計とする。			
種類の感知器を設置する。					
	ただし、発火性又は引火性の雰囲気を形成するおそれの	ヌ(3)(i)b③ただし、発火性又は引火性の雰囲気を形	設計及び工事の計画の		
	ある場所及び屋外等は、非アナログ式も含めた組合せで設	成するおそれのある場所及び屋外等は、環境条件や火災の	ヌ(3)(i)b③は,設置		
	置する設計とする。炎感知器は非アナログ式であるが、炎	性質を考慮し、非アナログ式の炎感知器、アナログ式の屋	変更許可申請書(本文		
	が発する赤外線又は紫外線を感知するため、炎が生じた時	外仕様の熱感知カメラ、非アナログ式の屋外仕様の炎感知	(五号))の ^{又(3)(i)b.}		
	点で感知することができ、火災の早期感知が可能である。	器、非アナログ式の防爆型の煙感知器及び非アナログ式の	-③を具体的に記載し		
		防爆型の熱感知器も含めた組み合わせで設置する設計と	ており整合している。		
	c. 蓄電池室	<u>する。</u>			
	充電時に水素発生のおそれがある蓄電池室は、万一の水	<中略>			
	素濃度の上昇を考慮し、火災を早期に感知できるよう、非				
	アナログ式の防爆型で、かつ <u>固有の信号を発する異なる種</u>				
	類の煙感知器及び熱感知器を設置する設計とする。				
	10.5.2.7 手順等				
また,中央制御室で常時監視可能な火災受信機盤を設置	(1) 火災が発生していない平常時の対応においては、以	火災感知設備のうち <u>火災受信機盤は中央制御室に設置</u>			
<u>†3.</u>	下の手順を整備し、操作を行う。	<u>し,</u> 火災感知設備の作動状況を <u>常時監視できる設計とす</u>			
		<u>る。</u> また、火災受信機盤は、構成されるアナログ式の受信			
	a. 中央制御室内の巡視点検によって, 火災が発生してい	機により作動した火災感知器を1つずつ特定できる設計と			
	ないこと及び火災感知設備に異常がないことを <u>火災受</u>	する。屋外の海水ポンプ室(補機ポンプエリア)及びガス			
	信機盤で確認する。	タービン発電設備燃料移送ポンプを監視するアナログ式			
		の屋外仕様の熱感知カメラの火災受信機盤においては, カ			
		メラ機能による映像監視(熱サーモグラフィ)により火災			
		発生箇所の特定が可能な設計とする。			
		火災感知器は,自動試験機能又は遠隔試験機能により点			
		検ができる設計とする。			
		自動試験機能又は遠隔試験機能を持たない火災感知器			
		は、機能に異常がないことを確認するため、「消防法施行			
		規則」に準じ、煙等の火災を模擬した試験を実施する。			
		<中略>			
	10.5.2 重大事故等対処施設	1.2.2 消火設備			
	10. 5. 2. 1 概要				

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備	考
ヌ(3)(i)b④消火設備は、破損、誤作動又は誤操作に	<中略>	火災防護上重要な機器等及び <a>x(3)(i)b④ <a>重大事故等	設計及び工事の計画の		
より、重大事故等対処施設の重大事故等に対処するために	火災感知設備及び <u>消火設備は,</u> 想定される自然現象に対	対処施設を設置する火災区域又は火災区画の消火設備は,	ヌ(3)(i)b④は,設置		
必要な機能を損なわない設計とし、 x(3)(i)b⑤ 火災発	して当該機能が維持され、かつ、重大事故等対処施設は、	破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても、原子炉	変更許可申請書 (本文		
生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難	消火設備の破損, 誤動作又は誤操作によって重大事故等に	を安全に停止させるための機能又は <u>重大事故等に対処す</u>	(五号))の ^{又(3)(i)b.}		
である火災区域又は火災区画であるかを考慮し、全域ガス	対処する機能を失うことのないように設置する。	<u>るために必要な機能</u> を有する電気及び機械設備に <u>影響を</u>	-④と文章表現は異な		
消火設備等を設置する。		与えない設計とし、x(3)(i)b⑤火災発生時の煙の充満	るが, 内容に相違はない		
		又は放射線の影響により消火活動が困難となるところは、	ため整合している。		
		自動消火設備又は手動操作による固定式消火設備である			
		ハロンガス消火設備及びケーブルトレイ消火設備を設置	設計及び工事の計画の		
		して消火を行う設計とする。	ヌ(3)(i)b⑤は,設置		
		火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活	変更許可申請書(本文		
		 動が困難とならないところは,消火器,移動式消火設備又	(五号))の ^{又(3)(i)b.}		
		 は消火栓により消火を行う設計とする。	-⑤を具体的に記載し		
		<中略>	 ており整合している。		

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備	考
(ii) 浸水防護設備	10.6 津波及び内部溢水に対する浸水防護設備	【浸水防護施設】(基本設計方針)			
a. 津波に対する防護設備	10.6.1 津波に対する防護設備	1. 津波による損傷の防止			
	10.6.1.1 設計基準対象施設	1.1 耐津波設計の基本方針			
	10. 6. 1. 1. 1 概要				
ス(3)(ii)a①設計基準対象施設は,基準津波に対して,	発電用原子炉施設の耐津波設計については, 「 <u>設計基準</u>	ヌ(3)(ii)a①設計基準対象施設及び重大事故等対処施	設計及び工事の計画の		
その安全機能が損なわれるおそれがないものでなければ	対象施設は、基準津波に対して、その安全機能が損なわれ	<u>設が</u> 設置(変更)許可を受けた <u>基準津波によりその安全性</u>	ヌ(3)(ii)a①は, 設置		
ならないこと, また, 重大事故等対処施設は, 基準津波に	<u>るおそれがないものでなければならない。</u> 」ことを目的と	又は重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれ	変更許可申請書(本文		
対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわ	して、津波の敷地への流入防止、漏水による安全機能への	るおそれがないよう、遡上への影響要因及び <mark>流入</mark> 経路等を	(五号)) の ^{ヌ(3) (ii) a.}		
れるおそれがないものでなければならないことから, 防潮	影響防止、津波防護の多重化及び水位低下による安全機能	考慮して、設計時にそれぞれの施設に対して入力津波を設	-①と同義であり整合		
堤,防潮壁,取放水路流路縮小工,貯留堰,逆流防止設備,	への影響防止を考慮した津波防護対策を講じる。	定するとともに津波防護対象設備に対する入力津波の影	している。		
水密扉、浸水防止蓋、浸水防止壁、逆止弁付ファンネル、	<中略>	響を評価し、影響に応じた津波防護対策を講じる設計とす			
貫通部止水処置により、津波から防護する設計とする。		る。			
		<中略>			
	10.6.1.2 重大事故等対処施設				
	10. 6. 1. 2. 1 概要				
	発電用原子炉施設の耐津波設計については,「 <u>重大事故</u>				
	等対処施設は、基準津波に対して重大事故等に対処するた				
	めに必要な機能が損なわれるおそれがないものでなけれ				
	ばならない。」ことを目的として、津波の敷地への流入防				
	止、漏水による重大事故等に対処するために必要な機能へ				
	の影響防止、津波防護の多重化及び水位低下による重大事				
	故等に対処するために必要な機能への影響防止を考慮し				
	た津波防護対策を講じる。				
	<中略>				
	10.6.1.1.4 主要設備	1.3 津波防護対策			
	(1) <u>防潮堤</u>	1.3.1 敷地への <mark>流入</mark> 防止(外郭防護1)			
	基準津波による遡上波の地上部からの流入防止を目的	(1) 遡上波の地上部からの到達,流入の防止			
	として、鋼管式鉛直壁と盛土堤防で構成される <u>防潮堤</u> を敷	<中略>			
	地前面に設置する。	評価の結果、遡上波が地上部から到達し流入するため、			
	<中略>	津波防護対象設備(非常用取水設備を除く。)を内包する			
	(2) <u>防潮壁</u>	建屋及び区画(緊急用電気品建屋、可搬型重大事故等対処			
	海と連接する取水路、放水路から設計基準対象施設の津	設備保管場所である第1保管エリア,第2保管エリア及び第			
	波防護対象設備(津波防護施設,浸水防止設備,津波監視	4保管エリア, 緊急時対策建屋並びにガスタービン発電設			
	設備及び非常用取水設備を除く。)への流入を防止するた	備タンクピットを除く。) の設置された敷地に、遡上波の			

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整 合 性	備考	_
	め、2号及び3号炉の流入経路となる可能性のある開口部	流入を防止するための <u>津波防護施設として,防潮堤を設置</u>			
	(2号炉海水ポンプ室スクリーンエリア, 3号炉海水ポン	する設計とする。			
	プ室スクリーンエリア、2号炉放水立坑、3号炉放水立坑	<中略>			
	及び3号炉海水熱交換器建屋取水立坑)に対して、防潮壁				
	を設置する。	(2) 取水路,放水路等の経路からの津波の流入防止			
	<中略>	<中略>			
	(3) 取放水路流路縮小工	評価の結果、流入する可能性のある経路が特定されたこ			
	海と連接する取水路、放水路から設計基準対象施設の津	とから,津波防護対象設備(非常用取水設備を除く。)を			
	波防護対象設備(津波防護施設,浸水防止設備,津波監視	内包する建屋及び区画の設置された敷地並びに建屋及び			
	設備及び非常用取水設備を除く。)への流入を防止するた	区画への流入を防止するため、津波防護施設として <u>防潮壁</u>			
	め、1号炉取水路及び1号炉放水路内にコンクリート製の	及び取放水路流路縮小工を設置する設計とする。また、浸			
	取放水路流路縮小工を設置する。_	水防止設備として <u>逆流防止設備</u> , <u>水密扉</u> , <u>浸水防止蓋</u> 及び			
	<中略>	<u>逆止弁付ファンネルを設置</u> 並びに <u>貫通部止水処置を実施</u>			
	(4) <u>貯留堰</u>	する設計とする。_			
	基準津波による水位低下時においても,非常用海水ポン	<中略>			
	プによる補機冷却に必要な海水を確保するため、取水口底				
	盤に設置する。	1.3.3 津波の流入等による重要な安全機能及び重大事故			
	<中略>	等に対処するために必要な機能への影響防止(内郭防			
	(5) 逆流防止設備	護)			
	設計基準対象施設の津波防護対象施設を内包する建屋	(2) 浸水防護重点化範囲の境界における浸水対策			
	及び区画に対して津波による影響が発生することを防止	<中略>			
	する浸水防止設備として、防潮堤及び防潮壁の横断部に <u>逆</u>	評価の結果,浸水防護重点化範囲への流入の可能性のあ			
	流防止設備を設置する。	る経 <mark>路が</mark> 特定されたことから、地震による設備の損傷箇所			
	<中略>	からの津波の流入を防止するための浸水防止設備として,			
	(6) 水密扉	浸水防止壁、水密扉及び浸水防止蓋の設置並びに貫通部止			
	取水路,放水路を流入経路とした津波により浸水する区	水処置を実施する設計とする。			
	画と設計基準対象施設の津波防護対象施設を内包する建				
	屋及び区画とを接続する経路上に浸水防止設備として水	1.3.4 水位変動に伴う取水性低下及び津波の二次的な影			
	密扉を設置する。設置位置は、3号炉海水熱交換器建屋補	響による重要な安全機能及び重大事故等に対処するた			
	機ポンプエリアから海水熱交換器建屋取水立坑へのアク	めに必要な機能への影響防止			
	セス用入口である。また、地震による海水系機器等の損傷	(1) 非常用海水ポンプ、大容量送水ポンプ(タイプ I)			
	による溢水が原子炉建屋及び制御建屋に流入することを	及び大容量送水ポンプ(タイプⅡ)の取水性			
	防止するため、浸水防護重点化範囲の境界に浸水防止設備	<中略>			
	として水密扉を設置する。	評価の結果、海水ポンプ室の下降側の評価水位が非常用			
	<中略>	海水ポンプの取水可能水位を下回ることから、津波防護施			

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備	考
	(7) <u>浸水防止蓋</u>	設として、海水を貯留するための <u>貯留堰を設置</u> すること			
	取水路、放水路を流入経路とした津波により浸水する区	で、取水性を確保する設計とする。			
	画と設計基準対象施設の津波防護対象施設を内包する建	<中略>			
	屋及び区画とを接続する経路の床面に設置する。設置位置				
	は、3号炉海水熱交換器建屋補機ポンプエリアの床開口				
	部、2号炉海水ポンプ室スクリーンエリアから補機冷却系				
	トレンチへのアクセス用入口、2号炉海水ポンプ室防潮壁				
	及び3号炉海水ポンプ室防潮壁区画内の揚水井戸並びに				
	3号炉補機冷却海水系放水ピットの開口部である。また,				
	地震による屋外タンクの損傷等による溢水が軽油タンク				
	エリアに流入することを防止するため、浸水防護重点化範				
	囲の境界に浸水防止設備として <u>浸水防止蓋を設置する。</u>				
	<中略>				
	(8) <u>浸水防止壁</u>				
	基準地震動Ssによる地震力に対して耐震性が確保さ				
	れない屋外に設置されたタンク・貯槽類の複数同時破損に				
	より生じる屋外の溢水に加え、基準津波が発生した場合に				
	津波の襲来によって2号炉放水立坑防潮壁の水位が上昇				
	し、逆流防止設備が「閉」となることで、2号炉放水立坑				
	に接続する補機冷却海水系放水路からの海水ポンプ排水				
	が一時的に放水立坑へ排出できなくなり、補機冷却海水系				
	放水路より海水が溢れることから、海水ポンプ室補機ポン				
	プエリアへの溢水の流入防止を考慮し補機ポンプエリア				
	周りに <u>浸水防止壁を設置する。</u>				
	<中略>				
	(9) 逆止弁付ファンネル				
	取水路を流入経路とした津波により浸水する区画と設				
	計基準対象施設の津波防護対象施設を内包する建屋及び				
	区画とを接続する経路上に <u>設置する。</u>				
	<中略>				
	(10) <u>貫通部止水処置</u>				
	海水ポンプ室スクリーンエリア及び放水立坑に津波が				
	流入した場合に海水ポンプ室補機ポンプエリア、海水ポン				
	プ室循環水ポンプエリア及び敷地への浸水防止を目的と				
	して、2号炉海水ポンプ室スクリーンエリア及び2号炉放				

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
	水立坑エリアの防潮壁下部貫通部、3号炉海水ポンプ室ス			
	クリーンエリア及び3号炉放水立坑エリアの防潮壁下部			
	貫通部にシリコンシール材施工又はブーツラバー施工を			
	実施するものである。また、地震による海水系機器等の損			
	傷による溢水が原子炉建屋,制御建屋及び軽油タンクエリ			
	アに流入することを防止するため、浸水防護重点化範囲の			
	境界に浸水防止設備として <u>貫通部止水処置を実施する。</u>			
	<中略>			
	10.6.1.2 <u>重大事故等対処施設</u>			
	10.6.1.2.4 主要設備			
	(1) <u>防潮堤</u>			
	「10.6.1.1 設計基準対象施設 10.6.1.1.4 主要設備」			
	に同じ。			
	(2) <u>防潮壁</u>			
	「10.6.1.1 設計基準対象施設 10.6.1.1.4 主要設備」			
	に同じ。			
	(3) 取放水路流路縮小工			
	「10.6.1.1 設計基準対象施設 10.6.1.1.4 主要設備」			
	に同じ。			
	(4) <u>貯留堰</u>			
	「10.6.1.1 設計基準対象施設 10.6.1.1.4 主要設備」			
	に同じ。			
	(5) <u>逆流防止設備</u>			
	「10.6.1.1 設計基準対象施設 10.6.1.1.4 主要設備」			
	に同じ。			
	(6) 水密扉			
	「10.6.1.1 設計基準対象施設 10.6.1.1.4 主要設備」			
	に同じ。			
	(7) <u>浸水防止蓋</u>			
	「10.6.1.1 設計基準対象施設 10.6.1.1.4 主要設備」			
	に同じ。			
	(8) <u>浸水防止壁</u>			
	「10.6.1.1 設計基準対象施設 10.6.1.1.4 主要設備」			
	に同じ。			

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
	(9) 逆止弁付ファンネル			-
	「10.6.1.1 設計基準対象施設 10.6.1.1.4 主要設備」			
	に同じ。			
	(10) 貫通部止水処置			
	「10.6.1.1 設計基準対象施設 10.6.1.1.4 主要設備」			
	に同じ。			

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性 備 考
	第 10.6-1 表 浸水防護設備の主要仕様		
防潮堤 (鋼管式鉛直壁)	(1) <u>防潮堤</u>	【浸水防護施設】(要目表) 1. 外郭浸水防護設備	
防潮堤(鋼管式鉛直壁) 個 数 1.	(1) 防潮堤 種 類 防潮堤(鋼管式鉛直壁) 材 料 鋼製 個数 1.	8.5 浸木防護施設 8.5.1 外郭浸木防護設備 変 更 前 変 更 後 防潮堤 (鋼管式鉛直壁) 防潮堤 (鋼管式鉛直壁) 防潮堤 (鋼管式鉛直壁) 防潮堤 (鋼管式鉛直壁) 防潮堤 (鋼管式鉛直壁) が 高 さ n	設計及び工事の計画の 「防潮堤(鋼管式鉛直 壁)」は、個数1を示す ものであり、設置変更許 可申請書(本文(五号)) の「個数1」と整合して いる。
<u>防潮堤(盛土堤防)</u> 個 <u>数</u> 1.	(2) <u>防潮堤</u> 種 類 <u>防潮堤(盛土堤防)</u> 材 料 セメント改良土 <u>個 数 1</u>	注記 *1: 構造境界部に止水ジョイントを設置する。	設計及び工事の計画の 「防潮堤(盛土堤防)」 は、個数1を示すもので あり、設置変更許可申請 書(本文(五号))の「個 数1」と整合している。

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性 備 考
<u>防潮壁</u> 個 数 <u>5</u> .	(3) <u>防潮壁</u> 種 類 <u>防潮壁</u> 材 料 鋼製,鉄筋コンクリート 個 数 <u>5</u> .	【浸水防護施設】 (要目表) 1. 外郭浸水防護設備 ※ 更 前 ※ 更 後 防網壁 (第2号機像水ボンブ窓) 振	
壁(第3号機海水ポンプ室)」、「防潮壁(第3	ンプ室)」, 「防潮壁(第2号機放水立坑)」, 「防潮 号機放水立坑)」, 「防潮壁(第3号機海水熱交換器建 計書(本文(五号))の「個数5」と整合している。		

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画	該当事項	整 合 性	備考
		【浸水防護施設】(要目表) 1.	外郭浸水防護設備		
		変更	前 変 更 後		
		名称	防潮壁		
		稚類一	(第 2 号機放水立坑) <u>防潮壁*</u> ¹		
		天 端 高 さ m	0. P. +19. 0*2. *3		
		銅製遮水壁 (鋼板)① 厚さ mm	20.0以上 (20.0*2)		
		鋼製遮水壁 厚さ mm (鋼板)②	20.0以上 (20.0*2)		
		到製進水壁 (鋼板)③ 厚さ mm	16.0以上(16.0*2)		
		要 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1.0*2		
		海製進水壁 法 (鋼桁) たて m	5.0*2		
		横 n	15.7*2		
		<u>ΦΠ</u> m	0.6*2		
		銅製尿 たて m	5. 15*2		
		横加	5. 9*2 SM570		
		鋼製進水壁(鋼板)① —	鉄筋コンクリート		
		鋼製遮水壁(鋼板)② —	SM570 鉄筋コンクリート		
		村 鋼製進水壁(鋼板)③ —	SM570 鉄筋コンクリート		
		鋼製遮水壁 (鋼桁)	SM490Y 鉄筋コンクリート		
		網製庫	SM570		
		注記 *1:構造境界部に止水ジョイントを設置する。	鉄筋コンクリート		
		*2:公称値を示す。 *3:平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋	沖地震による地勢変動に伴い 針鹿半		
		島全体で約1mの地盤沈下が発生していることを			
		慮した高さを示す。			

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性 備 考
		【浸水防護施設】(要目表) 1. 外郭浸水防護設備	
		変更前変更後	
		方 方 方 新 監 方 新 監 一 の に る に る 。 に る 。 に る 。 に	
		(第3号機海水ポンプ室) 種類 - <u>防潮壁*1</u>	
		天 端 高 さ m 0.P.+20.0*2.*3	
		鋼製遮水壁 厚さ IIII 16.0以上 (16.0*2)	
		()夠 (权)	
		五 類製遮水壁 たて m 6.0*2	
		寸 (鋼桁) ## m 47 1*2	
		法	
		鋼製扉 たて m 6.15*2	
		横 m 5.9*2	
		年	
		鉄筋コンクリート 	
		料 (鋼桁) - 鉄筋コンクリート	
		鋼製扉 鉄筋コンクリート	
		注記 *1:構造境界部に止水ジョイントを設置する。 *2:公称値を示す。	
		*3:平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による地殻変動に伴い、牡鹿半島全体で約1mの地盤沈下が発生していることを考慮した設計とし、地盤沈下量を考慮した高さを示す。	

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性 備 考
		【浸水防護施設】(要目表) 1. 外郭浸水防護設備	11177
		変 更 前 変 更 後	\neg
		名称	
		1 (第 3 号機放水立5 種 類 -	3
		天 端 高 さ m 0.P.+19.0*2.*3	
		鋼製遮水壁 (鋼板) 厚さ mm 16.0以上(16.0**)
		申顧 m 1.0*2	
		鋼製遮水壁 (鋼桁) ① たて m 5.0*2	
		主 横 m	
		要 寸 ^{600 del 767 d. 106} 幅 m	
		9 編製進水壁 法 (鋼桁) ② たて m 5.0*2	
		横 m 16.3*2	
		申語 m 0.6*2	
		鋼製扉 たて m 5.15*2	
		横 m 5.9*2	
		鋼製遮水壁 (鋼板) - SM570 鉄筋コンクリー	,
		鋼製遮水壁 SM490Y	
		材	
		(鋼桁)② 鉄筋コンクリー	<u>. </u>
		鋼製扉 — SM570 鉄筋コンクリー	
		注配 *1:構造境界部に止水ジョイントを設置する。 *2:公称値を示す。 *3:平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による地殻変動に伴い。 島全体で約1mの地盤沈下が発生していることを考慮した設計とし、地盤沈慮した高さを示す。 【浸水防護施設】(要目表) 1. 外郭浸水防護設備	下量を考
		変 更 前 変 更 後	<u> </u>
		名称	45
		(第3号機海水熱交換器) 種類 一 <u>防潮壁</u>	(経)
		主 天 端 高 さ m 0.P.20.0*1. *2	
		- 上段・90以上(90	*1)
		寸 鋼製遮水壁 厚 mm 中段:12.0以上(12.0	*1)
		下段:16.0以上(16.0	')
		料 鋼製遮水壁(鋼板) — SM490	
		注記 *1:公称値を示す。 *2:平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による地殻変動に伴い, 島全体で約1mの地盤沈下が発生していることを考慮した設計とし、地盤沈丁慮した高さを示す。	

設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
設置変更許可申請書(添付書類八) 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性 設計及び工事の計画の 「取放水路流路縮小工 (第1号機取水路) (N o.1), (No.2)」は個数2を, 「取放水路流路縮小工(第1号機放水路)」は個数1を示すものであり、設置変更許可申請書(本文(五号))の「個数3」と整合している。	/
	(4) 取放水路流路縮小工 種 類 流路縮小工 材 料 コンクリート	(4) <u>取放水路流路縮小工</u> 種 類 流路縮小工 材 料 コンクリート 値数 .3. (2) 水防護施設】 (要目表) 1. 外郭浸水防護設備 (第1 特殊政権) (の。1) (の。2) (の。1) (の。2) (の。1) (の。2) (の。1) (の。2) (の。1) (の。2) (の。3.5* (2) 本防護施設】 (要目表) 1. 外郭浸水防護設備 (2) 本防護施設】 (要目表) 1. 外郭浸水防護設備 (3) まで 申 コンクリート (2) 本防護施設】 (要目表) 1. 外郭浸水防護設備 (2) 本防護施設】 (要目表) 1. 外郭浸水防護設備 (3) 本庭 中	(4) 取放水路流路縮小工 (要目表) 1. 外郭浸水防護設備 種類 流路縮小工 東東面 東東面 (野球機が取り) (野球機が取り) (地域水路流路縮小工 (第1号機取水路) (N の.1), (No. 2) は個数2を、「取放水路流路縮小工 (第1号機取水路) (N の.1), (No. 2) は個数2を、「取放水路流路路が下 (第1号機取水路) (N の.1) は個数1を、「取放水路流路路が下 (第1号機取水路) (N の.2) は個数2を、「取放水路流路路が高い工 (第1号機放水路) は個数1を変更許可申請書 (本文 (五号)) のであり、設置変更許可申請書 (本文 (五号)) の「個数3」と整合している。 【浸水防護施設】 (要目表) 1. 外郭浸水防護設備 (浸水防護施設】 (要目表) 1. 外郭浸水防護設備 (浸水防護施設】 (要目表) 1. 外郭浸水防護設備 (浸水防護施設】 (要目表) 1. 外郭浸水防護設備 (浸水防護施設】 (要目表) 1. 外郭浸水防護設備 (水防護施設】 (要目表) 1. 外郭浸水防護設備 (浸水防護施設】 (要目表) 1. 外郭浸水防護設備 (水防護施設】 (要目表) 1. 外郭浸水防護設施 (水防護施設】 (要目表) 2. 小防電流流流流流流流流流流流流流流流流流流流流流流流流流流流流流流流流流流流流

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性 備 考
<u>Fiau</u> (3) (ii) a② (「ヌ(3) (v) 非常用取水設備」と兼用) (個 数 6	(5) <u>貯留堰(非常用取水設備と兼用)</u> 種類 鉄筋コンクリート堰 材料 鉄筋コンクリート 個数 6	「浸水防護施設」(要目表) 1. 外郭浸水防護設備 変 変 後	

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<u>補機冷却海水系放水路逆流防止設備</u> <u>個</u> 数 <u>2</u>	(7) <u>補機冷却海水系放水路逆流防止設備</u> 種 類 逆流防止設備 (フラップゲート) 材 料 ステンレス鋼 <u>個 数 2</u>	【浸水防護施設】(要目表) 1. 外郭浸水防護設備	設計及び工事の計画の 「補機冷却海水系放水 路逆流防止設備(No.1), (No.2)」は個数2を示す ものであり,設置変更許 可申請書(本文(五号)) の「個数2」と整合して いる。	
x(3)(ii)a③ 水密扉 x(3)(ii)a④ (「x(3)(ii)b. 内部溢水に対する防護設備」との兼用を含む。) 個数 13 整合性 ・設計及び工事の計画のx(3)(ii)a③ は、設置変更許可整合している。 ・設計及び工事の計画のx(3)(ii)a④ は、設置変更許可整合している。 ・設計及び工事の計画の「水密扉」個数と設置変更許可慮数のとおり整合している(次頁に続く)。	材 料 鋼製 個 数 13 申請書(本文(五号))の図(3)(ii)a③を含んでおり 申請書(本文(五号))の図(3)(ii)a④と同義であり	【浸水防護施設】 (要目表) 1. 外郭浸水防護設備	設計及び工事の計画の 「水密扉(第3号機海水 熱交換器建屋海水ポン プ設置エリア)(No.1)」 は個数1を示す。	

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
BAEAAHIJI BOB (TPA (449))	NEXAMITER (MATERIAL MATERIAL M	「「フィット」	設計及び工事の計画の 「水密扉(第3号機海水 熱交換器建屋海水ポン プ設置エリア)(No.2)」 は個数1を示す。	E. EIN
		【浸水防護施設】 (要目表) 1. 外郭浸水防護設備 又(3)(ii)a③ 変 更 前 変 更 後 原子伊建屋浸水防止水密區 (No.1)*1 指 類 -	設計及び工事の計画の 「原子炉建屋浸水防止 水密扉(No.1)」は個数 1を示す。	

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備	考
		【浸水防護施設】 (要目表) 1. 外郭浸水防護設備	設計及び工事の計画の		
		名 称 原子炉建屋浸水防止水密扉(No. 2)*1 種 類 片開き扉	「原子炉建屋浸水防止 水密扉(No.2)」は個数 1を示す。		
		主要 た て mm 2080*2 寸 機 mm 1335*2 材 様 - SS400			
		料 芯 材 - SS400 系 統 名			
		付 簡 所 経 水 防 護 上 の 区 画 番 号 ー 溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ 注記 *1: 内郭浸水防護設備と兼用する。 *2: 公称値を示す。 ス(3)(ii)a④			
		*2: 公称値を示す。 *3: 内郭浸水防護設備に使用する場合の記載事項。 【浸水防護施設】(要目表) 1. 外郭浸水防護設備			
		変更前 又(3)(ii)a.一③ 名 柳御建屋浸水防止水密原 (No.1)*1 租 類一 片開き原	設計及び工事の計画の 「制御建屋浸水防止水 密扉(No.1)」は個数 1		
		主要 た て mm 2080*2 寸法 横 mm 1175*2 材原 板 - SS400	を示す。 - -		
		料 芯 材 - SS400 系 (ラ イ ン 名)	-		
		付 箇 所 溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ 注記 *1: 内郭浸水防護設備と兼用する。 *2: 公称値を示す。 ヌ(3)(ii)a④			
		*2: 公外順を小り。 *3: 内郭浸水防護設備に使用する場合の記載事項。			

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
		【浸水防護施設】(要目表) 1. 外郭浸水防護設備		
		\$\forall (3) (ii) a6	3	
		変 更 前 変 更 後	設計及び工事の計画の	
		名 称(No. 2) *1	「制御建屋浸水防止水	
		種 類 一 片開き扉	密扉 (No.2)」は個数 1	
		主 要 た て mm 1955*2	を示す。	
		寸 法 横 mm 1000*2		
		料 芯 材 — SS400		
		系 統 名		
		#3 制御建屋		
		付 (c) (注) 水 防 護 上 の	-	
		所強水防護上の		
		配慮が必要な高さ		
		注記 *1: 内郭浸水防護設備と兼用する。 *2: 公称値を示す。 *3: 内郭浸水防護設備に使用する場合の記載事項。		
		. 0 . 1 140 KAN AND KAN KAN KAN AND AND AND AND AND AND AND AND AND A		
		【浸水防護施設】(要目表) 1. 外郭浸水防護設備		
		\$\ti(3)(ii)a6	3	
		変 更 前 変 更 後	- 設計及び工事の計画の	
		名 称 制御建屋浸水防止水密扉		
		和		
		* .		
		要		
		法 横 mm 1816*2		
		材 版 - SS400		
		料 芯 材 - SS400		
		系 統 名		
		取 設 置 床 m 制御建屋 0. P. 15. 00		
		付		
		所 溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ		
		注記 *1: 内郭浸水防護設備と兼用する。 *2: 公称値を示す。 *2: 公称値を示す。	_	
		*2: 公称値を示す。		

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画	該当事項	整合性 備 考
		【浸水防護施設】(要目表) 1. 分	外郭浸水防護設備	
			ヌ(3)(ii)a③	
		変 更 前		
		名称	制御建屋浸水防止水密扉 (No.4)*1	設計及び工事の計画の
		種類一	片開き扉	「制御建屋浸水防止水
		主たて咖啡	1840*2	を示す。
		寸 横 ㎜	945*2	
		法版	SS400	
		N	SS400	
		系 統 名	_	
		(ラ イ ン 名) 取 設 置 床 m	制御建屋	
		付 溢 水 防 護 上 の	0. P. 15. 00	
		所は、一個の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の	-	
		記慮が必要な高さ 注記 *1: 内郭浸水防護設備と兼用する。 *2: 公称値を示す。 ヌ(3)(ii)a.		
		*2:公称値を示す。	. – 4)	
		【浸水防護施設】(要目表) 1. %	外郭浸水防護設備	
			ヌ(3)(ii)a③	
		変更前	変更後	設計及び工事の計画の
		名称	制御建屋浸水防止水密扉 (No. <u>5</u>)*1	「制御建屋浸水防止水
		稙 類 —	片開き扉	密扉 (No. 5)」は個数 1
		主 要 た mm	2052*2	を示す。
		寸 法 横	2002*2	
		材犀板一	SS400	
		料 芯 材 -	SS400	
		系 統 名 _ (ライン名)	_	
		*3 取 設	制御建屋	
		付	0. P. 15. 00	
		所 溢水防護上の 配慮が必要な高さ	_	
		注記 *1: 内郭浸水防護設備と兼用する。 フィクン(;;) へ	4	
		*2:公称値を示す。 (ACO)(II) 23: 内郭浸水防護設備に使用する場合の記載事項。	· •	
		I		

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性 備	青 考
		【浸水防護施設】(要目表) 1. 外郭浸水防護設備		
		ヌ(3)(ii)a③		
		変更前変更後	型	
		名	□ 設計及び工事の計画の□ 「計測制御電源室(B)浸	
		種 類 - 片開き扉	一 水防止水密扉 (No. 3)	
		主 要 た て mm 2111*2	は個数 1 を示す。	
		寸 法 横 mm 1522*2		
		料		
		系 統 名		
		*3 取 設 置 床 m 制御建屋 0.P.8.00		
		位		
		所 溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ		
		注記 *1: 内郭浸水防護設備と兼用する。 *2: 公称値を示す。	_	
		*3: 内郭浸水防護設備に使用する場合の記載事項。		
		【浸水防護施設】(要目表) 1. 外郭浸水防護設備		
		\$\mathridg{3}\$ (3) (ii) a3		
		変更前変更後	■ ■ 設計及び工事の計画の	
		名	「制御建屋空調機械(A)	
		種類一片開き扉	室浸水防止水密扉」は個	
		主 要 た て mm 1990*2	数1を示す。	
		寸 法 横 mm 950*2		
		F K - SS400		
		料 芯 材 - SS400		
		系 統 名 (ライン名)		
		取 設 置 床 m 制御建屋 O.P.1.50		
		行 箇 注 水 防 護 上 の 区 画 番 号		
		溢水防護上の 配慮が必要な高さ		
		注記 *1: 内郭浸水防護設備と兼用する。 *2: 公称値を示す。 *2: 公称値を示す。 ヌ(3)(ii)a ④		
		*3: 内郭浸水防護設備に使用する場合の記載事項。		

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性備考	ź
		【浸水防護施設】(要目表) 1. 外郭浸水防護設備 x(3)(ii)a③		
		変更前変更後	設計及び工事の計画の	
		名	「制御建屋空調機械(B)	
		租 類 一 片開き扉	室浸水防止水密扉」は個	
		主 要 た て mm 2106*2	数1を示す。	
		寸 法 横 mm 1047* ²		
		材		
		料 芯 材 - SS400		
		系 (ラ イ ン 名)		
		*3		
		付 箇 区 画 番 号		
		溢水防護上の 配慮が必要な高さ		
		注記 *1:内郭浸水防護設備と兼用する。 *2:公称値を示す。		
		*3: 内郭浸水防護設備に使用する場合の記載事項。		
		【浸水防護施設】(要目表) 1. 外郭浸水防護設備		
		変 更 前		
		名	設計及び工事の計画の	
		<u>類</u> - 片開き扉	「第2号機MCR浸水防止」 ************************************	
			水密扉」は個数 1 を示 す。	
		扉 体 横 mm 2030*2		
		要 寸 フ フ フ フ フ フ フ フ フ フ フ フ フ		
		法		
		雇 板 - SS400		
		材		
		系 統 名 _		
		*3 (フイン名) 制御嫌屋		
		取 設 置 床 m O.P. 23. 50 (付 論 水 防 護 上 の		
		配慮が必要な高さ		
		注記 *1:内郭浸水防護設備と兼用する。- ヌ(3)(ii)a ④ *2:公称値を示す。 *3:内郭浸水防護設備に使用する場合の記載事項。		
		では・F14円X小がJRXはA間に区用する物ロツル駅平内。		

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申	·請書(添付書類八)該当事項	設計及び	工事の計画	該当事項	整合性	備	考
			【浸水防護施設】(要	目表) 1.	. 外郭浸水防護設備			
是水防止蓋	(9) 浸水防止蓋			変更				
(3)(ⅱ)a⑤ (「ヌ(3)(ⅱ)b. 内部溢水に対する防護設	<u>種 類</u>	浸水防止蓋	名	称	浸水防止蓋 (原子炉機器冷却 海水配管ダクト)	設計及び工事の計画の		
」との兼用を含む。)	材料	鋼製	種類	_	浸水防止蓋	「浸水防止蓋(原子炉機		
個 数 10	<u>個</u> 数	<u>10</u>	たて	mm	2880*	器冷却海水配管ダク		
			主横	mm _	_ 2880*	ト)」は個数1を示す。		
			1 高 さ	mm	266*			
整合性			法スキンプレート					
・設計及び工事の計画の x(3)(ii)a⑤は、設置変更許可整合している。	「甲請書(本文(五号))の¤(3)(ii)a(5) と同義であり	厚 さ 材 料	mm	16.0以上 (16.0*)			
・設計及び工事の計画の「浸水防止蓋」個数と設置変更記)) の「個数 10」は整合性欄に示	村 村 注記 *:公称値を示す。	_	SM490Y			
す個数のとおり整合している(次頁に続く)。								
			【浸水防護施設】(要	目表) 1.	. 外郭浸水防護設備			
				変更				
			名	称	浸水防止蓋 (揚水井戸 (第2号機海水ポ	設計及び工事の計画の		
			種類	_	ンプ室防潮壁区画内)) 浸水防止蓋	「浸水防止蓋(揚水井戸		
			たて	mm	1910*	(第2号機海水ポンプ室		
			主		1910*	防潮壁区画内))」は個数		
			要寸			1を示す。		
			法	mm	266*			
			スキンプレート 厚 さ	mm	16.0以上 (16.0*)			
			対 料 注記 *:公称値を示す。	_	SM490Y			
			【浸水防護施設】(要	目表) 1.	外郭浸水防護設備			
					THE STATE OF THE S			
				変更	更 前 変 更 後 浸水防止蓋	設計及び工事の計画の		
			名	称	(揚水井戸(第3号機海水ポンプ室防潮壁区画内))	「浸水防止蓋(揚水井戸		
	i		種 類	_	浸水防止蓋	(第 3 号機海水ポンプ		
						() 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0		
			主 外 径	mm —	1744*	室防潮壁区画内))」は個		
			主 要 寸 スキンプレート	mm —	30.0以上(30.0*)			
			主要外径			室防潮壁区画内))」は個		

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画	画 該当事項	整合性	備	考
		【浸水防護施設】(要目表)	1. 外郭浸水防護設備			_
		变	更 前 変 更 後			
		名称	浸水防止蓋 (第3号機補機冷 却海水系放水ピット)	設計及び工事の計画の		
		種類	浸水防止蓋	「浸水防止蓋(第3号機		
		t mm	2150*	補機冷却海水系放水ピ		
		主 横 要	11100*	ット)」は個数1を示す。		
		寸 法 高 さ mm	216*			
		スキンプレート 厚 さ	16.0以上 (16.0*)			
		材料	SM490Y			
		注記 *:公称値を示す。				
		【浸水防護施設】(要目表)	1. 外郭浸水防護設備			
		変	更前 変更後			
		名称	浸水防止蓋(第3号機海水熱 交換器建屋海水ポンプ設置	設計及び工事の計画の		
		稚類-	エリア角落し部) 浸水防止蓋	「浸水防止蓋(第3号機		
		t mm	510*	海水熱交換器建屋海水		
		主		ポンプ設置エリア角落		
		要	3135*	し部)」は個数1を示す。		
		法 高 さ	96.0*			
		スキンプレート 厚 さ	16.0以上 (16.0*)			
		注記 *:公称値を示す。	SUS304			
		【浸水防護施設】(要目表)	1. 外郭浸水防護設備			
			浸水防止蓋(第3号機海水熱 交換器建屋海水ボンプ設置	設計及び工事の計画の		
		名 称	文英命単是(博介ホンノ IX III エリア点検用開口部) (No. 1), (No. 2)	「浸水防止蓋(第3号機		
		種類	浸水防止蓋	海水熱交換器建屋海水		
		t mm	1000*	ポンプ設置エリア点検		
		主 横 要	1000*	用開口部)(No. 1), (No. 2)」は個数2を示す。		
		さ 法	164*			
		スキンプレート 厚 さ mm	12.0以上 (12.0*)			
		材	SUS304			
		Lift W - Dayres C 4: 10				

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備	考
		【浸水防護施設】(要目表) 1. 外郭浸水防護設備			
		変更前変更後	設計及び工事の計画の		
		地下軽油タンク燃料移送ポン 名 称 プ室アクセス用浸水防止蓋	- 「地下軽油タンク燃料		
		(No. 1) *1	┃		
		租 類 — 浸水防止蓋	用浸水防止蓋(No. 1)」は		
		た て mm 1336*2	個数1を示す。		
		要 横 mm 1070*2 法			
		厚 さ mm 15.35以上 (16*2) 材 料 — SUS304	-		
		系統名	-		
		(ライン名) -	-		
		取 (b) (c) (d) (d) (d) (d) (d) (d) (d) (d) (d) (d			
		簡所 溢水防護上の 区 画 番 号			
		溢 水 防 護 上 の 配慮が必要な高さ	1		
		注記 *1: 內郭浸水防護設備と兼用。 7 (2) (::) - (5)	-		
		*2:公称値を示す。 *3:内郭浸水防護設備に使用する場合の記載事項。			
		【浸水防護施設】(要目表) 1. 外郭浸水防護設備			
		変 更 前 変 更 後 地下軽油タンク燃料移送ポン	設計及び工事の計画の		
		名 称 プ室アクセス用浸水防止蓋	「地下軽油タンク燃料		
		(No. 2) *1 種類 — 浸水防止蓋	移送ポンプ室アクセス		
		種 類 一 浸水防止蓋 た て mm 1336*2	用浸水防止蓋(No. 2)」は		
		主 要 横 mm 1070*2	個数 1 を示す。		
		で 法 厚 さ mm 15.35以上 (16*2)	-		
		材 料 — SUS304	1		
		系 統 名			
		(ライン名) *3 助 設 置 床 — 地下軽油タンクピット	-		
		取 付	-		
		区画番号			
		溢 水 防 護 上 の 配慮が必要な高さ			
		注記 *1: 內郭浸水防護設備と兼用。 *2: 公称値を示す。 又(3)(ii)a5	_		
		*3: 內郭浸水防護設備に使用する場合の記載事項。			

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	
		「浸水防護施設」(要目表) 1. 外郭浸水防護設備 変 更 前 変 更 後 地下軽油タンク機器輸出入用 浸水防止蓋 浸水防止蓋 浸水防止蓋	設計及び工事の計画の 「地下軽油タンク機器 搬出入用浸水防止蓋」は 個数1を示す。	VIII
浸水防止壁	(10) 浸水防止壁 種 類 浸水防止壁 材 料 鋼製 個数 .1.	(要目表) 1. 外郭浸水防護設備 変 更 前 変 更 後 変 更 前 変 更 後 第 2 号機海水ボンブ室 浸水防止壁 一	設計及び工事の計画の 「浸水防止壁」は、個数 1を示すものであり、設 置変更許可申請書(本文 (五号))の「個数 1」 と整合している。	

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性備考
		【浸水防護施設】(要目表) 1. 外郭浸水防護設備	
<u>逆止弁付ファンネル</u> <u>個</u> 数 20	(11)逆止弁付ファンネル種類逆流防止設備(逆止弁)材料ステンレス鋼	変 更 前 変 更 後 第2号機原子炉補機冷却海水 ポンプ(A)(C) 室逆止弁付ファ ンネル(No. 1), (No. 2), (No. 3)	設計及び工事の計画の 「逆止弁付ファンネル」 個数と設置変更許可申
	個 数 20	種 類 - 逆止弁付ファンネル 主 外 径 mm -	請書(本文(五号))の 「個数 20」は以下に示 すとおり整合している。 設計及び工事の計画の 「第 2 号機原子炉補機 冷却海水ポンプ(A)(C) 室逆止弁付ファンネル (No. 1), (No. 2), (No.
		【浸水防護施設】(要目表) 1. 外郭浸水防護設備 変 更 前 変 更 後 第2号機原子炉補機冷却海水ポンプ(B)(I)) 室逆止弁付ファンネル(No. 1), (No. 2), (No. 3) 種 類 - 主	3)」は個数 3 を示す。 設計及び工事の計画の 「第 2 号機原子炉補機 冷却海水ポンプ(B)(D) 室逆止弁付ファンネル (No. 1), (No. 2), (No. 3)」は個数 3 を示す。
		【浸水防護施設】 (要目表) 1. 外郭浸水防護設備	設計及び工事の計画の 「第 2 号機高圧炉心ス プレイ補機冷却海水ポ ンプ室逆止弁付ファン ネル (No. 1), (No. 2)」 は個数 2 を示す。

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
		【浸水防護施設】 (要目表) 1. 外郭浸水防護設備 変 更 前 変 更 後 第2号機タービン補機冷却海水ポンプ電逆止弁付ファンネル(No. 1), (No. 2), (No. 3) 種 類 - 主 外 経 mm - 技 高 さ mm 材 料 - 注記 *: 公称値を示す。	設計及び工事の計画の 「第 2 号機タービン補 機冷却海水ポンプ室逆 止弁付ファンネル(No. 1),(No.2),(No.3)」 は個数 3 を示す。	
		【浸水防護施設】(要目表) 1. 外郭浸水防護設備 変更前 変更後 第3号機原子炉補機冷却海水ポンプ(A)(C) 室逆止弁付ファンネル(No. 1), (No. 2) 種類 - 上要サ 外條 対点高 さ 材料 - 注記 *:公称値を示す。	設計及び工事の計画の 「第 3 号機原子炉補機 冷却海水ポンプ(A)(C) 室逆止弁付ファンネル (No. 1), (No. 2)」は個数 2 を示す。	
		【浸水防護施設】(要目表) 1. 外郭浸水防護設備 変更前 変更後 第3号機原子炉補機冷却海水ポンプ(B) (D) 室逆止弁付ファンネル(No. 1), (No. 2) 種 類 - 主要サ 外 技高 さ mm 材料 - 本: 公称値を示す。	設計及び工事の計画の 「第 3 号機原子炉補機 冷却海水ポンプ(B)(D) 室逆止弁付ファンネル (No. 1), (No. 2)」は個数 2 を示す。	

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申	請書(添付書類八)該当事項		設計	及び工事の	計画 該	当事項	整合性	備	考
			【浸水防	坊護施設】	(要目表)	1. 外郭	邓浸水防護設備			
						変更前	変更後	設計及び工事の計画の		
			A		称		第3号機高圧炉心スプレイ補 機冷却海水ポンプ室逆止弁付	「第 3 号機高圧炉心ス		
						-	ファンネル(No. 1), (No. 2)	プレイ補機冷却海水ポ		
			種		類 一		<u>逆止弁付ファンネル</u>	ンプ室逆止弁付ファン		
			要		径 mm	_		ネル(No. 1), (No. 2)」は		
			寸 高		mm خ			個数2を示す。		
			材		料 -		1			
			注記 *:4	公称値を示す。						
			【浸水防	坊護施設】	(要目表)	1. 外郭	邓浸水防護設備			
						変更前	変 更 後	「第 3 号機タービン補		
			名		称		第3号機タービン補機冷却海 水ポンプ室逆止弁付ファンネ	機冷却海水ポンプ室逆		
							ル(No. 1), (No. 2), (No. 3)	止弁付ファンネル(No.		
			種		類 —		逆止弁付ファンネル	1) , (No. 2), (No. 3) \		
			要		径 mm	_		は個数3を示す。		
			寸 高 高		ž mm					
			材		料 -		i i			
			注記 *:公	公称値を示す。						
			【浸水防	坊護施設】	(基本設計)	方針)		設計及び工事の計画の		
ヌ(3)(ii)a⑥ <u>貫通部止水処置</u>	(12) 貫通部止水処置		1. 3. 1	敷地への <mark>流</mark>	<mark>入</mark> 防止(外郭防護 1))	ヌ(3)(ii)a⑥は、設置		
ヌ(3)(ii)a⑦ (「ヌ(3)(ii)b. 内部溢水に対する防護設	種類	貫通部止水	(2) 取7	水路,放水	(路等の経	路からの津	波の流入防止	変更許可申請書(本文		
備」との兼用を含む。)	材料	シール材			< ‡	略>		(五号))の又(3)(ii)a.		
又(3)(ii)a⑧個 数 一式	個 数	一式	評価の)結果,流	入する可能	性のある絵	圣路が特定されたこ	-⑥を詳細に記載して		
			とから,	津波防護	対象設備	(非常用取2	水設備を除く。)を	おり整合している。		
			内包する	5建屋及び	区画の設置	された敷地	也並びに建屋及び			
			区画への)流入を防	止するため	,津波防調	護施設として防潮壁	「貫通部止水処置」は,		
			及び取放	女水路流路;	縮小工を設	置する設語	十とする。また,又	設置変更許可申請書(本		
			(3) (ii) a	a⑥浸水	防止設備と	して逆流	方止設備,水密扉,	文 (五号)) における図		
							投 <u>置並びに貫通部</u>	(3)(ii)a⑦を設計及		
			<u></u> 止水処置	置を実施す	る設計とす	る。		び工事の計画における		
								「浸水防護施設」のうち		
					< ‡	略>		「基本設計方針」に整理		

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備	考
			しており,整合してい		_
		1.3.3 津波の流入等による重要な安全機能及び重大事故	る。		
		等に対処するために必要な機能への影響防止(内郭防			
		護)	設計及び工事の計画の		
		(2) 浸水防護重点化範囲の境界における浸水対策	「貫通部止水処置」は,		
		<中略>	個数一式を示すもので		
		評価の結果,浸水防護重点化範囲への <mark>流入</mark> の可能性のあ	あり,設置変更許可申請		
		る経路,浸水口が特定されたことから,地震による設備の	書(本文(五号))の図		
		損傷箇所からの津波の流入を防止するための浸水防止設	(3)(ji)a®と整合し		
		備として,浸水防止壁,水密扉及び浸水防止蓋の設置並び	ている。		
		に貫通部止水処置を実施する設計とする。			
		1	1		

設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項 設置変更許可申請書(本文(五号)) 設計及び工事の計画 該当事項 整合性 備 考 b. 内部溢水に対する防護設備 10.6.2 内部溢水に対する防護設備 2. 発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止 10.6.2.1 概要 2.1 溢水防護等の基本方針 ヌ(3)(ii)b.-①安全施設は,発電用原子炉施設内におけ ヌ(3)(ii)b.-①設計基準対象施設が、発電用原子炉施設 | 設計及び工事の計画の 発電用原子炉施設内における溢水が発生した場合にお る溢水が発生した場合においても、 ヌ(3)(ii)b.-②安全機 内における溢水が発生した場合においても, x(3)(ii)b.-ヌ(3)(ii)b.-①の「設計 いても,施設内に設ける壁,扉,堰等の浸水防護設備によ 能を損なわない設計とする。 り, 溢水防護対象設備が, その安全機能を損なわない設計 ②その安全性を損なうおそれがない設計とする。 基準対象施設」は、設置 そのために、 x(3)(ii)b.-③発電用原子炉施設内に設置 そのために, ヌ(3)(ii)b.-③溢水防護に係る設計時に発 とする。 変更許可申請書 (本文 (五号))の^{ヌ(3)(ii)b.} された機器及び配管の破損(地震起因を含む。),消火系統 電用原子炉施設内で発生が想定される溢水の影響を評価 -①の「安全施設」を含 等の作動、使用済燃料プール等のスロッシングその他の事 10.6.2.2 設計方針 (以下「溢水評価」という。) し、運転状態にある場合は 象による溢水が発生した場合においても, ヌ(3)(ii)b.-④ 浸水防護設備は,以下の方針で設計する。 発電用原子炉施設内における溢水が発生した場合におい んでおり整合している。 ても, x(3)(ii)b.-④ 発電用原子炉を高温停止及び, 引き 発電用原子炉施設内における壁, 扉, 堰等により, 溢水防 (1) 浸水防止堰は、溢水により発生する水位や水圧に対 設計及び工事の計画の 護対象設備が安全機能を損なわない設計とする。また, 使 して流入防止機能が維持できるとともに、基準地震動S 続き低温停止することができ、並びに放射性物質の閉じ込 用済燃料プールの冷却機能及び使用済燃料プールへの給 め機能を維持できる設計とする。また、停止状態にある場 ヌ(3)(ii)b.-②は,設置 sによる地震力等の溢水の要因となる事象に伴い生じ 変更許可申請書(本文 水機能を維持できる設計とする。 る荷重や環境に対して必要な当該機能が損なわれない 合は,引き続きその状態を維持できる設計とする。さらに, (五号))のx(3)(ii)b. 設計とする。また、浸水防止堰の高さは、溢水水位に対 使用済燃料プールにおいては,使用済燃料プールの冷却機 -②と同義であり整合 して裕度を確保する設計とする。 能及び使用済燃料プールへの給水機能を維持できる設計 (2) 水密扉は、溢水により発生する水位や水圧に対して とする。 している。 流入防止機能が維持できるとともに、基準地震動Ssに これらの機能を維持するために必要な設備(以下「溢水 よる地震力等の溢水の要因となる事象に伴い生じる荷|防護対象設備」という。)が発生を想定する没水、被水及| 設計及び工事の計画の ス(3)(ii)b.-③は、設置 重や環境に対して必要な当該機能が損なわれない設計 び蒸気の影響を受けて、その安全機能を損なうおそれがな とする。 い設計(多重性又は多様性を有する設備が同時にその機能 変更許可申請書(本文 (五号))の^{又(3)(ii)b.} (3) 止水壁は、溢水により発生する水位や水圧に対して | を損なうおそれがない設計)とする。 - ③より保守的であり 流入防止機能が維持できるとともに、基準地震動Ssに <中略> よる地震力等の溢水の要因となる事象に伴い生じる荷 溢水影響に対し防護すべき設備 (以下 「防護すべき設備」 整合している。 重や環境に対して必要な当該機能が損なわれない設計 という。)として溢水防護対象設備及び重大事故等対処設 とする。 備を設定する。 設計及び工事の計画の ヌ(3)(ii)b.-④は,設置 (4) (1)~(3)以外の浸水防護設備についても、溢水によ 発電用原子炉施設内の放射性物質を含む液体を内包す 変更許可申請書(本文 り発生する水位や水圧に対して流入防止機能が維持で る容器,配管その他の設備(ポンプ,弁,使用済燃料プー (五号))のx(3)(ii)b. きるとともに、基準地震動Ssによる地震力等の溢水の ル、原子炉ウェル、蒸気乾燥器・気水分離器ピット)から -④を含んでおり整合 要因となる事象に伴い生じる荷重や環境に対して必要 放射性物質を含む液体があふれ出るおそれがある場合に な当該機能が損なわれない設計とする。 おいて、当該液体が管理区域外へ漏えいすることを防止す している。 る設計とする。 溢水評価条件の変更により評価結果が影響を受けない ことを確認するために, 評価条件変更の都度, 溢水評価を 実施することとし保安規定に定めて管理する。

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備	考
以直及火川 引于明言(本人(五方))	以但及关目与于明旨(你自自規八) 吸口事項	取目及び工事の計画 欧ヨず気	走 口 压	V⊞	77
(iii) 又(3)(iii)-①補助ボイラー(1号及び2号炉共用,既	10.4 加熱蒸気系	【補助ボイラー】(基本設計方針)			
設)	10.4.1 概要	1. 補助ボイラー	設計及び工事の計画の		
		 1.1 補助ボイラーの機能	ヌ(3)(iii)-①は,設置変		
ヌ(3)(iii)-②発電所の運転に必要な量,圧力の蒸気を供給	加熱蒸気系は、補助ボイラ及びスチームコンバータ等で	発電用原子炉施設には、設計基準事故に至るまでの間に	更許可申請書(本文(五		
できる系統構成とし、蒸気は蒸気だめより ヌ(3)(iii)-③蒸気	構成し、液体廃棄物処理系の蒸発濃縮装置、タンクの保温	想定される使用条件として, 又(3)(iii)-②液体廃棄物処理系	号)) の ^{又(3)(iii)-①} を		
母管を経て、蒸気を使用する各機器に供給する。	用等に蒸気を供給するほか、タービングランドのシール及	の濃縮装置、排ガス予熱器、屋外タンクの保温及び建屋の	具体的に記載しており		
	び起動停止用空気抽出器駆動用の蒸気を発生させるグラ	暖房用並びに主蒸気が使用できない場合のタービンのグ	整合している。		
	ンド蒸気発生器の加熱用にも蒸気を供給する。	ランドシール及び起動停止用蒸気式空気抽出器に,必要な			
		蒸気を供給する能力を有するx(3)(iii)-①補助ボイラー(第	設計及び工事の計画の		
	10.4.2 設計方針	1,2号機共用(以下同じ。))を設置する。	ヌ(3)(iii)-②は,設置変		
	(1) 発電用原子炉の運転に必要な量,圧力の蒸気を供給	補助ボイラーは、発電用原子炉施設の安全性を損なわな	更許可申請書(本文(五		
	できる系統構成とする。	い設計とする。	号)) の (3) (iii) - ②を		
	(2) 蒸気は、補助ボイラ及び主蒸気あるいはタービン抽		具体的に記載しており		
	気によって加熱されるスチームコンバータ <u>から蒸気母</u>	1.2 補助ボイラーの設計条件	整合している。		
	管を経て、蒸気を使用する各機器に供給する。	補助ボイラーは、ボイラー本体、給水設備、制御装置等			
	(3) 各機器で使用される蒸気のうち回収できるものは、	から構成し、 <u>蒸気は蒸気だめより</u> ヌ(3)(iii)-③加熱蒸気系 <u>を</u>	設計及び工事の計画の		
	補助ボイラ及びスチームコンバータの給水として再使	経て、蒸気を使用する各機器に供給できる設計とる。	ヌ(3)(iii)-③は,設置変		
	用する。		更許可申請書(本文(五		
	(4) 補助ボイラ及びスチームコンバータは、長期連続運	各機器で使用された蒸気のうち回収できるものは、復水	号)) のx(3)(iii)-③と		
	転が可能で、また、負荷変動に耐えるようにする。	戻り系により、補助ボイラーの給水として再使用し、給水	同義であり整合してい		
		使用量を低減できる設計とする。	る。		
		補助ボイラーは、長期連続運転及び負荷変動に対応でき			
		る設計とし、設計基準事故時及び当該事故に至るまでの間			
		に想定される全ての環境条件において、その機能を発揮で			
		きる設計とするとともに、補助ボイラーの健全性及び能力			
		を確認するため、必要な箇所の保守点検(試験及び検査を			
		含む。)ができるよう設計する。			
		設計基準対象施設に施設する補助ボイラー並びにその			
		附属設備の耐圧部分に使用する材料は、安全な化学的成分			
		及び機械的強度を有するとともに、耐圧部分の構造は、最			
		高使用圧力及び最高使用温度において、発生する応力に対			
		して安全な設計とする。			
		設計基準対象施設に施設する補助ボイラーに属する主			
		要な耐圧部の溶接部は、次のとおりとし、使用前事業者検			

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備	考
		査により適用基準及び適用規格に適合していることを確			
		認する。			
		(1) 不連続で特異な形状でない設計とする。			
		(2) 溶接による割れが生ずるおそれがなく、かつ、健全			
		な溶接部の確保に有害な溶込み不良その他の欠陥がな			
		いことを非破壊試験により確認する。			
		(3) 適切な強度を有する設計とする。			
		(4) 適切な溶接施工法,溶接設備及び技能を有する溶接			
		士であることを機械試験その他の評価方法によりあら			
		かじめ確認する。			
		補助ボイラーの蒸気ドラムには,圧力の上昇による設備			
		の損傷防止のため、ドラム内水位、ドラム内圧力等の運転			
		状態を計測する装置を設ける設計とする。			
		損傷が生ずることのないよう水を供給できる適切な容			
		量の給水設備を設け、給水の入口及び蒸気の出口について			
		は、流路を速やかに自動でかつ確実に遮断できる設計とす			
		る。			
		補助ボイラーは、ボイラー水の濃縮を防止し、及び水位			
		を調整するために、ボイラー水を抜くことができる設計と			
		する。			
		補助ボイラーは電気ボイラーを使用することにより、ば			
		い煙を発生しない設計とする。			
(iv) 補機駆動用燃料設備	10.7 補機駆動用燃料設備(非常用発電設備及び加熱蒸気	【補機駆動用燃料設備】(基本設計方針)			
	系に係るものを除く。)	1. 補機駆動用燃料設備			
	10.7.1 概要				
ヌ(3)(iv)-①重大事故等に対処するために使用する可搬	重大事故等に対処するために使用する可搬型又は常設	大容量送水ポンプ(タイプ I)のポンプ駆動用燃料は,	設計及び工事の計画の		
型又は常設設備の動作に必要な駆動燃料を貯蔵及び補給	設備の動作に必要な駆動燃料を貯蔵及び補給する燃料設	大容量送水ポンプ(タイプI)(燃料タンク)に貯蔵する。	ヌ(3)(iv)-①は,設置変		
する燃料設備として軽油タンク、ガスタービン発電設備軽	備として軽油タンク、ガスタービン発電設備軽油タンク及	大容量送水ポンプ(タイプⅡ)のポンプ駆動用燃料は,	更許可申請書(本文(五		
油タンク及びタンクローリを設ける。	びタンクローリを設ける。	大容量送水ポンプ(タイプⅡ)(燃料タンク)に貯蔵する。	号))のx(3)(iv)-①を		
		原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニットのポンプ駆	具体的に記載しており		
		動用燃料は,原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニット	整合している。		
		(燃料タンク)に貯蔵する。			
		ヌ(3)(iv)-①非常用ディーゼル発電設備軽油タンク,高			
		圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンク又はガ			

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
		スタービン発電設備軽油タンクは、大容量送水ポンプ(タ		
		イプI),大容量送水ポンプ(タイプⅡ)及び原子炉補機		
		代替冷却水系熱交換器ユニットの燃料を貯蔵できる設計		
		とする。		
		大容量送水ポンプ(タイプI),大容量送水ポンプ(タ		
		イプⅡ)及び原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニットの	0	
		燃料は,燃料補給設備である非常用ディーゼル発電設備軽		
		油タンク,高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タ		
		ンク又はガスタービン発電設備軽油タンクよりタンクロ		
		<u>ーリを用いて補給できる設計とする。</u>		
		<中略>		
軽油タンク、ガスタービン発電設備軽油タンク及びタン	軽油タンク、ガスタービン発電設備軽油タンク及びタン		設置変更許可申請書(本	
クローリについては、「ヌ(2)(iv) 代替電源設備」に記載	クローリについては、「10.2 代替電源設備」に記載する。		文(五号))「ヌ(2)(iv)	
する。			代替電源設備」に示	
			す。	
(v) 非常用取水設備	10.8 非常用取水設備	【非常用取水設備】(基本設計方針)		
	10.8.1 通常運転時等	1. 非常用取水設備の基本設計方針		
	10.8.1.2 設計方針			
設計基準事故に対処するために必要となる原子炉補機	設計基準事故時に必要な非常用海水ポンプに使用する	設計基準事故に対処するために必要となる原子炉補機	設計及び工事の計画の	
冷却海水系及び高圧炉心スプレイ補機冷却海水系の図	海水を取水し、非常用海水ポンプへ導水するための流路を	冷却海水系及び高圧炉心スプレイ補機冷却海水系図	ヌ(3)(v)-①は,設置変	
(3)(v)-①冷却用の海水を確保するために,取水口,取水	構築するために、取水口、取水路及び海水ポンプ室を設置	(3)(v)-①に使用する海水を取水し、導水するための流路	更許可申請書(本文(五	
路及び海水ポンプ室を設置する。	することで、冷却に必要な海水を確保できる設計とする。	を構築するため、取水口、取水路及び海水ポンプ室から構	号)) の ^{又(3)(v)-①} を	
		成される取水設備を設置することにより冷却に必要な海	具体的に記載しており	
		水を確保できる設計とする。なお、ヌ(3)(v)-③取水設備	整合している。	
		は、海と接続しており容量に制限がなく必要な取水容量を		
		十分に有している。		
ヌ(3)(v)-②また,基準津波による水位低下時において,	また,基準津波に対して,非常用海水ポンプが引き波時	ヌ(3)(v)-②また, 基準津波に対して, 原子炉補機冷却		
冷却に必要な海水を確保するために、貯留堰を設置する。	においても機能保持できるよう, 貯留堰を設置すること	海水ポンプ及び高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプが		
	で、原子炉補機冷却海水系及び高圧炉心スプレイ補機冷却	引き波時においても機能保持できるよう, 貯留堰を設置す	更許可申請書(本文(五	
	海水系の冷却に必要な海水が確保できる設計とする。	ることにより冷却に必要な十分な容量の海水が確保でき	号))のx(3)(v)-②を	
		る設計とする。	具体的に記載しており	
			整合している。	

			+++ A I/I	/-tte	-l-v	
設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備	考	_
	10.00					
	10.8.2 重大事故等時					
	10.8.2.1 概要					
非常用取水設備の貯留堰、取水口、取水路及び海水ポン	非常用取水設備の貯留堰、取水口、取水路及び海水ポン	非常用取水設備の貯留堰、取水口、取水路及び海水ポン				
プ室は、想定される重大事故等時において、重大事故等対	プ室は、設計基準事故対処設備の一部を流路として使用す	プ室は、想定される重大事故等時において、設計基準事故				
処設備として使用する。	ることから,流路に係る機能について重大事故等対処設備	対処設備の一部を流路として使用することから、流路に係				
	としての設計を行う。	る機能について <u>重大事故等対処設備としての設計を行う。</u>				
			_			
ヌ(3)(v)-③ <u>貯留堰,取水口,取水路及び海水ポンプ室</u>			設計及び工事の計画 <mark>の</mark>			
は、基準津波による水位低下に対して、原子炉補機冷却海			<mark>ス(3)(v)-③</mark> は,設置変			
水ポンプ及び高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプの取			更許可申請書(本文(五			
水性を保持できる容量を十分に有している。			号)) <mark>の</mark> 又(3)(v)-③と			
			同義であり整合してい			
			る。			

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性 備 考
野留堰	第 10.8-1 表 非常用取水設備の主要仕様 (1) <u>貯留堰(浸水防護設備と兼用)</u> 種 類 鉄筋コンクリート堰 材 料 鉄筋コンクリート 容 量 約 5,100m³ <u>個 数</u> 6	(要目表) (要目表) (要目表) (要目表) (事常用取水設備	設計及び工事の計画の 又(3)(v)-④は、設置変 更許可申請書(本文(五 号))の 又(3)(v)-④と 同義であり整合してい る。
取水口 個 <u>数</u> 1	(2) 取水口 種 類 鉄筋コンクリート 材 料 鉄筋コンクリート 個 数 1	「東常用取水設備】(要目表) 変更前 変更後 取水口*1 鉄筋コンクリート 振水口*1 鉄筋コンクリート 振水口*1 鉄筋コンクリート 振水口*1 大	

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性 備 考
取水路 個 数 <u>1</u>	(3) 取水路 鉄筋コンクリート函渠 材 料 鉄筋コンクリート 個 数 1		
海水ポンプ室 個 数 1	(4) 海水ポンプ室 種 類 鉄筋コンクリート取水槽 材 料 鉄筋コンクリート 個 数 1	「非常用取水設備】(要目表) 変 更 前 変 更 後 海水ボンブ室*1 鉄筋コンクリート取水槽 型	

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考	
(vi) 緊急時対策所	10.9 緊急時対策所	【緊急時対策所】 (基本設計方針)			
	10.9.1 通常運転時等	1. 緊急時対策所			
	10.9.1.1 概要	1.1 緊急時対策所の設置等			
		1.1.1 緊急時対策所の設置			
原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他	原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他	発電用原子炉施設には、原子炉冷却系統に係る発電用原			
の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対	の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対	子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措			
策所を中央制御室以外の場所に設置する。_	策所を中央制御室以外の場所に設置する。	置をとるため、緊急時対策所を中央制御室以外の場所に設			
	<中略>	置する。			
		1.1.2 設計方針			
		緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合において			
		も、当該事故等に対処するための適切な措置が講じること			
	10.9.2 重大事故等時	ができるよう、緊急時対策所機能に係る設備を含め、以下			
	10.9.2.2 設計方針	の設計とする。			
緊急時対策所は、緊急対策室及びSPDS室から構成さ	緊急時対策所として、緊急対策室及びSPDS室から構	なお、緊急時対策所は、緊急対策室及び SPDS 室から構			
れ,緊急時対策建屋に設置する設計とする。	成する緊急時対策所を緊急時対策建屋内に設置する。	成され、緊急時対策建屋に設置する設計とする。			
		(1) 耐震性及び耐津波性			
		緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合において			
		も、当該事故等に対処するための適切な措置が講じられる			
		よう、その機能に係る設備を含め、基準地震動Ssによる			
		地震力に対し、機能を喪失しないよう設計するとともに、			
		基準津波の影響を受けない設計とする。			
		(2) 中央制御室に対する独立性			
		緊急時対策所の機能に係る設備は、共通要因により中央			
		制御室と同時に機能喪失しないよう、中央制御室に対して			
		独立性を有する設計とするとともに、中央制御室とは離れ			
		た位置に設置又は保管する設計とする。			

			±4r ∧ Lu.	/ -++:	-17 .
設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備	考
	10. 9. 2. 1 概要	(4) 緊急時対策所機能の確保			
		a. 居住性の確保			
緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても	緊急時対策所は,重大事故等が発生した場合において	緊急時対策所は,原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施	設計及び工事の計画の		
当該事故等に対処するために必要な指示を行う要員がと	も、当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要	設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をと	ヌ(3)(vi)-①は,設置変		
どまることができるよう, 🗵(3)(vi)-① 適切な措置を講じ	<u>員がとどまることができるよう、適切な措置を講じた設計</u>	るために必要な要員を収容できるとともに, それら要員が	更許可申請書(本文(五		
た設計とするとともに,重大事故等に対処するために必要	とするとともに、重大事故等に対処するために必要な情報	必要な期間にわたり滞在できる設計とする。	号)) の又(3) (vi)-①を		
な指示ができるよう, 重大事故等に対処するために必要な	<u>を把握できる設備</u> 及び <u>発電所内外の通信連絡をする必要</u>	緊急時対策所は,重大事故等が発生した場合において	具体的に記載しており		
情報を又(3)(vi)-②把握できる設備及び発電所内外の通信	のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設置又	<u>も、重大事故等に対処するために</u> 必要な指示を行う要員に	整合している。		
連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要	は保管する。また、重大事故等に対処するために必要な数	加え,原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性			
な設備を設置又は保管する設計とする。	の要員を収容できる設計とする。	物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要	設計及び工事の計画の		
		な数の要員を含め、重大事故等に対処するために必要な数	ヌ(3)(vi)-②は、設置変		
		の要員を収容することができるとともに、重大事故等に対	更許可申請書(本文(五		
		処するために <u>必要な指示を行う要員がとどまることがで</u>	号)) の ^{ヌ(3) (vi)-②} を		
		きるよう, ヌ(3)(vi)-①適切な遮蔽設計及び換気設計を行	具体的に記載しており		
		い緊急時対策所の居住性を確保する。	整合している。		
		<中略>			
		b. 情報の把握			
		緊急時対策所には,原子炉冷却系統に係る発電用原子炉			
		施設の損壊その他の異常に対処するために必要な情報及			
		び重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対			
		処するために必要な指示ができるよう, 重大事故等に対処			
		するために必要な情報を, g(3)(vi)-②中央制御室内の運			
		転員を介さずに正確かつ速やかに把握できる設備として,			
		安全パラメータ表示システム (SPDS) を設置する。			
		<中略>			
		c. 通信連絡			
		原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他			
		の異常が発生した場合において、当該事故等に対処するた			
		め、発電所内の関係要員に指示を行うために必要な通信連			
		絡設備及び発電所外関係箇所と専用であって多様性を備			
		えた通信回線にて通信連絡できる設計とする。			
		緊急時対策所には、 (3)(vi)-② 重大事故等が発生した			
		場合においても発電所の内外の通信連絡をする必要のあ			
		る場所と通信連絡できる設計とする。			

カーナーの会社が表に付きる機関中に少数では、関連では、19年間できるが、大型の関連を発生した場合に対して、適に対象である。	設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備	考
# 高周内から発電が外の研究時が変更がある。			原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他			
②要なデータを伝送できるデータ位置報信として、SPBS 伝 差異産が置ける設計とする。 が、の性が表情でいっては、通信方式の参議中を確保した。 大・開発回回様でに伝送できる設計とする。 ・ 類急時対式支援システム(位28)へを確認するが、予を伝送できる 32分とする。 ・ 類急時対式支援システム(位28)へを確認するが、予を伝送できる 32分とする。 ・ 類急時対式対していっては、直大手数等が発生した場合においても必要なアータを 在巻きる設計とする。 ・ 第念時対策所は、第一時を対し、一部を対し、一部を対し、 ・ 海条時対策所は、第一時を対し、第二年時の計算機の破除 は、・ 場在性の発解 ・ 場を使り変したよ。原子時の計算を対している。 ・ 海を行うで見に加え、原子時の計算を対象がでしる。 ・ 海を行うで見に加え、原子時の計算を対象を対してよる。 ・ 海外への効性性質の分散を影響するとからの対策に対象 方なかに必要な数の要員を設するとももに、それの要員が ・ 方ながに必要な数の要員を収容するととかできる選手とする。 ・ 本がに必要な数の要員を収容するととかできる選手とない。 ・ 本がは必要が対するために必要な性のをした場合においても、 ・ 気に大事を対するために必要な性のをした場合に対しても、 ・ 気に大事を対するために必要な性のをした場合に対しても、 ・ 気に大事を対するために必要な性のをした場合に対しても、 ・ 気に大事を対するために必要な性のをした場合に対しても、 ・ 気に対する作列を対しても、のとのが対するために必要な性のを対するために必要な性のを対するために必要な性のを対するために必要な性のをある。 ・ 重大事態が対するために必要な性のを含め、重大事態がは対えらないと要な性のと考えない要素を含め、重大事態がは対象がは対するために必要な性のと考えない要素を含め、重大事態がは対象がは対するために必要な性のを表すとないできるともに、東大事変等に対しませると表すとないできるとのできるとができるともに、東大事変等に対しませると表すとないできるとができるとができるととができるともに、東大事変等に対しているというとはないできるとができるとののが対象が対するというとは表するともに、東大事変等に対しているというとないできるとができるとができるとができるとができるとができるとができるとができるとが			の異常が発生した場合において、通信連絡設備により、発			
透認証を被置する設計とする。			電所内から発電所外の緊急時対策支援システム (ERSS) へ			
サータ伝送機能については、適信方式の多様性を確保した専用連信回線にて設立する活針とする。 照念時対策支援システス(図88) - 必要なデータを伝送 できる 別略 伝送設置できる記針とする。 10.9.2.2 設計方針 <中略> 1.1 懸念時対策所の設置等 1.1 影か時対策所の設置等 1.1 影か時対策所の設置等 1.1 影か時対策所の設置等 1.1 影か時対策所の設置等 1.1 影か時対策所の設置等 1.1 影か時対策所の設置等 1.2 変計/射 (4) 既念時対策所決断の確保 素で作う要具に加え、原子原格物容器の散性等による無定 済外への放射性物質の拡致を抑制するための対策に対対 するために必要な数の要員を収象するとともに、それら要目が できために必要な数の要員を収象するとともに、それら要目が できために必要な数の要目を収象するとともに、それら要目が できために必要な数の要目を収象すると表音において の、これが数字が発した場合において の、これが数字が発した場合において の、これが数字が発した場合において の、これが数字が発した場合において の、これが数字が発した場合において の、これが数字が表した場合において の、これが数字が発した場合において の、これが数字が発した場合とおった を、これが数字が表した場合において の、これが数字が表した場合において の、これが数字が表した場合とおった。 を、			必要なデータを伝送できるデータ伝送設備として, SPDS 伝			
た写用通信面線にて伝送できる設計とする。			送装置を設置する設計とする。			
第二時対策支援システム (FRSS) へ必要なゲータを伝送 できる SYEC 伝送装置で譲渡するデータ伝送を開たついて は、 重大事体等が発生した場合においても必要なデータを 伝送できる設計とする。 (本等) (大事体)			データ伝送設備については、通信方式の多様性を確保し			
できる SPDS 伝送装置で構成するデータ伝送設備について は、重人事故学が発生した場合においても必要なデータを 伝送できる設計とする。 10.9.2.2 設計方針 (中略> 1.1 緊急時対策所 (1.1 緊急時対策所の設置等 1.1.2 設計方針 (4) 緊急時対策所の設置等 1.1.2 設計方針 (4) 緊急時対策所は、原子所給知系数に係る発電用原子原施 (5) 緊急時対策所は、原子所給知系数に係る発電用原子原施 (5) 緊急時対策所は、原子所給知系数に係る発電用原子原施 (5) 変わ振表その他の異常が発生した場合に超初な推進をと (5) 水のの動材性物質の変質を含めの対策に対分 (5) 水のに必要な変の変質を改善さきるとともに、それる要負が (6) 変も振表その他の異常が発生した場合に超初な推進をと (6) 水のに必要な変の変音を収音できるとともに、それる要負が (6) 変とが顕著されるようが必要を含むまとも、それる要負が (6) 変を抑制するために必要な要が発生した場合において (6) 重人事故等が発生した場合において (6) 重人事故等が発生した場合において (6) 重大事故等に対処するために必要な数が要性の支援に対処するために必要な数が要性の対象に対しまれたり、定し、主に、それる要負が (7) 変を時期が開発し、主に対しているの関係に対処するために必要な数が要目を含め、重大事故等に対処するために必要な数が関いことを見に対しまっために必要な数が関いませましまに、 (7) 変を対象が変なが、変更の対象に対しまった。 (8) の表に表しまいましましましまいましまいましまいましまいましまいましまいましまいましまい			た専用通信回線にて伝送できる設計とする。			
は、重大事故等が発生した場合においても必要なデータを伝送できる設計とする。 10.9.2.2 設計方針			緊急時対策支援システム (ERSS) へ必要なデータを伝送			
(公地できる設計とする。 10.9.2.2 設計方針 (中略) (中略) (中略) (中略) (中略) (1. 緊急時対策所の設置等 (1.1. なお方針 (4.) 緊急時対策所の設置等 (4.) 緊急時対策所は、重大事故等に対処するために必要な指 家を持く多異に加え、原でや格納容器の破損等による発電 所外への放射性物質の拡散を抑削するための対策に対処する ために必要な数の要員を含め、 <u>富大事故等に対処する</u> をからに必要な数の要員を含め、 <u>富大事故等に対処する</u> ために必要な数の要員を含め、 <u>富大事故等に対処する</u> を変な期間にわたり滞在できる設計とする。 ※急時対策所は、重大事故等に対処するために必要な報 ※表生した場合に適切な措置をとるために必要な要員を収容することができる設計とする。 ※急時対策所は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要目に加え、原子財格納容器の政治等による準衡外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な報の変情なを含め、正文事故等に対処するために必要な対象の要素を含ったのできるよう。 (第二時本納容器が改出的では、全権所外への放射性を物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要ななの要素をできるようとのに必要な対示を行う要目がとどまることができるよう。適切な避難が計及び検索設計を行り要員がとどまることができるよう。適切な避難が計及び検索設計を行い際急時対策所の居住性を確保する。			できる SPDS 伝送装置で構成するデータ伝送設備について			
10.9.2.2 散計方針 1. 緊急時対策所 1. 緊急時対策所 1. 緊急時対策所 1.1 緊急時対策所の設置等 1.2 散計方針 1.2 散引方外機能の確保 1.2 散計方針 1.2 散引方外機能の確保 1.2 散引方外機能の確保 1.2 数の規策を向めの異常が発生した場合に適切な措置をと 1.2 数の規策を向める異常が発生した場合に適切な措置をと 1.2 数の規策を向める異常が発生した場合に適切な措置をと 1.2 数の規策を使いまできるともに、それら要員が 1.2 数の規策を向める異常が発生した場合に適切な措置をと 1.2 数の規策を使いる方とがに必要な要員を図答できるともに、それも要員が 1.2 数の規策を使いまするともに、それも要員が 1.3 数の規策を使いまするともに、それも要員が 1.3 数の規策を使いまするともに、それも要員が 1.3 数の規策を対象を関係を発力を対象を要は対象を対象を要は対象を対象を表す。 1.3 数の規策を対象が発生した場合に必要と 1.3 数の規策を対象が発生した場合に必要と 1.3 数の規策を対象が発生した場合において 1.3 数の規策を対象が発生した場合において 1.3 数の規策を対象が発生した場合において 1.3 数の規策を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を			は、重大事故等が発生した場合においても必要なデータを			
本た、直大事故等に対処するために必要な数の要員を収算した。 東急時対策所は、重大事故等に対処するために必要な指 京を行う要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発電 京を行う要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発電 京を行う要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発電 京を介う要員を加えたができる設計とする。 京が外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処する 上がに必要な数の要員を収容することができる設計とす。 京を助に必要な数の要員を収容することができる設計とす。 京を助に必要な数の要員を収容することができる設計とす。 京を助に必要な報酬に対しておいて 京本を対しておいて 京本を対しておいて 京本を対しておいて 京本を対しておいて 京本を対しておいて 京本を対しておいた必要な対象の変員を含め、重大事故等に対処するために必要な指示を行う変員に 加え、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性 物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な指示を行う変員に 加え、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性 物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な指示を行う要員がとびまることができるよう。 適切な連載設計を行い緊急時対策 所の居住性を確保する。			伝送できる設計とする。			
本た、直大事故等に対処するために必要な数の要員を収算した。 東急時対策所は、重大事故等に対処するために必要な指 京を行う要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発電 京を行う要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発電 京を行う要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発電 京を介う要員を加えたができる設計とする。 京が外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処する 上がに必要な数の要員を収容することができる設計とす。 京を助に必要な数の要員を収容することができる設計とす。 京を助に必要な数の要員を収容することができる設計とす。 京を助に必要な報酬に対しておいて 京本を対しておいて 京本を対しておいて 京本を対しておいて 京本を対しておいて 京本を対しておいて 京本を対しておいた必要な対象の変員を含め、重大事故等に対処するために必要な指示を行う変員に 加え、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性 物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な指示を行う変員に 加え、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性 物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な指示を行う要員がとびまることができるよう。 適切な連載設計を行い緊急時対策 所の居住性を確保する。						
集急時対策所は、重大事故等に対処するために必要な整理性のでは、できる設計とする。 1.1.2 設計方針 (4) 緊急時対策所機能の確保		 10.9.2.2 設計方針	1. 緊急時対策所			
主た、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容するために必要な数の要員を収容するために必要な数の要員に加え、原子炉格納容器の敵損等による発電 所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含め、重大事故等に対処する。 数の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるために必要な要員を収容できるとともに、それら要員が必要な数の要員を収容するとのできるとともに、それら要員が必要な数の要員を収容することができる設計とする。		<中略>	1.1 緊急時対策所の設置等			
また、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容できる設計とする。 - 本のに必要な数の要員を収容できる設計とする。 - 本のに必要な数の要員を収容することができる設計とする。 - 本のに必要な指示を行う要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な指示を行う要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な指示を行う要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な指示を行う要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよともに、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう,適切な遮蔽設計及び換気設計を行い緊急時対策所の居住性を確保する。			1.1.2 設計方針			
変た、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容さる設計とする。 緊急時対策所は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発電 所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な要目を収容できるとともに、それら要員が するために必要な数の要員を含め、重大事故等に対処するなとを もに、それら要員が 必要な期間にわたり滞在できる設計とする。 緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合において も、重大事故等が発生した場合において も、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に 加え、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性 物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な指示を行う要員に 加え、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性 物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含め、重大事故等に対処するために必要な数の要員を必然の要員を収容することができるよともに、重大事故等に対処するために必要なお示を行う要員が 必ずるために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な遮蔽設計及び換気設計を行い緊急時対策 所の居住性を確保する。			(4) 緊急時対策所機能の確保			
京できる設計とする。 示を行う要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発電 所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処 するために必要な数の要員を含め、 <u>電大事故等に対処する</u> を放に必要な数の要員を収容することができる設計とする。 要な期間にわたり滞在できる設計とする。 要な期間にわたり滞在できる設計とする。 要な時対策所は、重大事故等が発生した場合において も、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に 加え、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性 物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数 の要員を図をすることができるとともに、重大事故等に対 の要員を図をすることができるとともに、 また事故等に対処するために必要な数 の要員を図をすることができるとともに、 また事故等に対処するために必要な数 の要員を図をすることができるとともに、 また事故等に対 の要員を図をすることができるとともに、 また事故等に対 の要員を図をすることができるよう、適切な遮蔽設計及び換気設計を行い緊急時対策 所の居住性を確保する。			a. 居住性の確保			
所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含め、 <u>重大事故等に対処する</u> ために必要な数の要員を収容することができる設計とす る。 「整理を表現の要員を収容することができる設計とす を表現した。 を表現したる を表現した。 を表現したる を表現した。 を表現したる。 を表現した。 を表現したる。 を表現した。 を表現したる を表現したる を表現したる を表現したる を表現したる を表現したる を表現したる を表現したる を	また、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収	 緊急時対策所は,重大事故等に対処するために必要な指	緊急時対策所は,原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施			
するために必要な数の要員を含め、 <u>重大事故等に対処する</u> ために必要な数の要員を収容することができる設計とす る。 整急時対策所は、重大事故等が発生した場合において も、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に 加え、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性 物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数 の要員を収容することができるとともに、重大事故等に対 処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な遮蔽設計及び換気設計を行い緊急時対策 所の居住性を確保する。	容できる設計とする。	 示を行う要員に加え,原子炉格納容器の破損等による発電	設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をと			
ために必要な数の要員を収容することができる設計とする。 緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含め、重大事故等に対処するために必要な数の要員を内容することができるとともに、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとざまることができるよう、適切な遮蔽設計及び換気設計を行い緊急時対策所の居住性を確保する。		 所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処	るために必要な要員を収容できるとともに、それら要員が			
る。 も、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含め、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができるとともに、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な遮蔽設計及び換気設計を行い緊急時対策所の居住性を確保する。		 するために必要な数の要員を含め, <u>重大事故等に対処する</u>	必要な期間にわたり滞在できる設計とする。			
る。 も、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含め、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができるとともに、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な遮蔽設計及び換気設計を行い緊急時対策所の居住性を確保する。		ために必要な数の要員を収容することができる設計とす	緊急時対策所は,重大事故等が発生した場合において			
加え、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含め、 <u>重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができる</u> とともに、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な遮蔽設計及び換気設計を行い緊急時対策所の居住性を確保する。		<u>る。</u>	も、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に			
な数の要員を含め、 <u>重大事故等に対処するために必要な数</u> の要員を収容することができるとともに、重大事故等に対 処するために必要な指示を行う要員がとどまることがで きるよう、適切な遮蔽設計及び換気設計を行い緊急時対策 所の居住性を確保する。			加え、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性			
<u>の要員を収容することができる</u> とともに、重大事故等に対 処するために必要な指示を行う要員がとどまることがで きるよう、適切な遮蔽設計及び換気設計を行い緊急時対策 所の居住性を確保する。			物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要			
型するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な遮蔽設計及び換気設計を行い緊急時対策所の居住性を確保する。			な数の要員を含め、重大事故等に対処するために必要な数			
きるよう,適切な遮蔽設計及び換気設計を行い緊急時対策 所の居住性を確保する。			<u>の要員を収容することができる</u> とともに,重大事故等に対			
所の居住性を確保する。			処するために必要な指示を行う要員がとどまることがで			
			きるよう,適切な遮蔽設計及び換気設計を行い緊急時対策			
<中略>			所の居住性を確保する。			
			<中略>			

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性		考
KEXXII JI III (I X (± 4))	队伍久入时 7 F 时日 (KII/O LIFE MATE	# I I	LIIU	
	10.9.1 通常運転時等	1. 緊急時対策所			
	10.9.1.1 概要	1.1 緊急時対策所の設置等			
	<中略>	1.1.2 設計方針			
		(4) 緊急時対策所機能の確保			
緊急時対策所は, x(3)(vi)-3 異常等に対処するために	緊急時対策所は、異常等に対処するために必要な指示を	a. 居住性の確保			
必要な指示を行うための要員等を収容できる設計とする。	行うための要員等を収容できる設計とする。	緊急時対策所は, 又(3)(vi)-③原子炉冷却系統に係る発	設計及び工事の計画の		
		電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適	ヌ(3)(vi)-③は、設置変		
		切な措置をとるために必要な要員を収容できるとともに、	更許可申請書(本文(五		
		それら要員が必要な期間にわたり滞在できる <u>設計とする。</u>	号)) の $x(3)(vi)-3$ を		
		<中略>	具体的に記載しており		
			整合している。		
		b. 情報の把握			
ヌ(3)(vi)-④また, 異常等に対処するために必要な情報	また, 異常等に対処するために必要な情報を中央制御室	緊急時対策所には, 又(3)(vi)-④原子炉冷却系統に係る	設計及び工事の計画の		
を中央制御室内の運転員を介さずに正確かつ速やかに把	内の運転員を介さずに正確かつ速やかに把握できる設備	発電用原子炉施設の損壊その他の異常に対処するために	又(3)(vi)-④は,設置変		
握するために、データ収集装置、SPDS伝送装置及びS	として, データ収集装置, SPDS伝送装置及びSPDS	必要な情報及び重大事故等が発生した場合においても当	更許可申請書(本文(五		
PDS表示装置で構成する安全パラメータ表示システム	表示装置で構成する安全パラメータ表示システム(SPD	該事故等に対処するために必要な指示ができるよう, 重大	号)) の又(3)(vi)-④を		
<u>(SPDS) を設置する。</u>	S) (以下「安全パラメータ表示システム (SPDS)」	事故等に対処するために必要な情報 <u>を、中央制御室内の運</u>	具体的に記載しており		
	という。)を設置する。	転員を介さずに正確かつ速やかに把握できる設備として,	整合している。		
		安全パラメータ表示システム (SPDS) を設置する。			
		安全パラメータ表示システム (SPDS) として,事故状態			
		等の必要な情報を把握するために必要なパラメータ等を			
		収集し、緊急時対策所内で表示できるよう、 <u>データ収集装</u>			
		置、SPDS 伝送装置及び SPDS 表示装置を設置する設計とす			
		る。			
		c. 通信連絡			
又(3)(vi)-⑤発電所内の関係要員への指示及び発電所外	発電所内の関係要員への指示及び発電所外関係箇所と	原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他	設計及び工事の計画の		
関係箇所との通信連絡を行うために、送受話器(ページン	の通信連絡を行うために必要な設備として,送受話器(ペ	の異常が発生した場合において、当該事故等に対処するた	ヌ(3)(vi)-⑤は、設置変		
グ) (警報装置を含む。), 電力保安通信用電話設備, 社内	<u>ージング)(警報装置を含む。),電力保安通信用電話設</u>	め, 又(3)(vi)-⑤発電所内の関係要員に指示を行うために			
テレビ会議システム, 局線加入電話設備, 専用電話設備,	備, 社内テレビ会議システム, 局線加入電話設備, 専用電	必要な通信連絡設備及び発電所外関係箇所と専用であっ	号))のx(3)(vi)-⑤を		
無線連絡設備,衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワ	話設備,無線連絡設備,衛星電話設備及び統合原子力防災	て多様性を備えた通信回線にて通信連絡できる設計とす	含んでおり,整合してい		
一クを用いた通信連絡設備を設置又は保管する。	ネットワークを用いた通信連絡設備を設置又は保管する。	る。	る。		
	緊急時対策所には、室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度	緊急時対策所には、重大事故等が発生した場合において			
	が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう酸	も発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信			

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考	
	素濃度計及び二酸化炭素濃度計を保管する。	連絡できる設計とする。			
		<中略>			
		【計測制御系統施設】 (基本設計方針)			
		4. 通信連絡設備			
		4.1 通信連絡設備 (発電所内)			
		原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故			
		障その他の異常の際に、中央制御室等から人が立ち入る可			
		能性のある原子炉建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の			
		人に操作、作業、退避の指示、事故対策のための集合等の			
		連絡をブザー鳴動等により行うことができる設備及び音			
		声等により行うことができる設備として、警報装置及び通			
		信連絡設備(発電所内)を設置又は保管する設計とする。			
		警報装置として、十分な数量の送受話器(ページング)			
		(警報装置を含む。)及び多様性を確保した通信連絡設備			
		(発電所内)として、十分な数量の <u>送受話器(ページング)</u>			
		(警報装置を含む。),電力保安通信用電話設備(固定電			
		話機、PHS 端末及び FAX), 移動無線設備(固定型), 移			
		動無線設備(車載型),携行型通話装置,無線連絡設備(固			
		定型), <u>無線連絡設備</u> (携帯型), <u>衛星電話設備</u> (固定型)			
		及び <u>衛星電話設備</u> (携帯型) <u>を設置又は保管する</u> 設計とす			
		る。			
		<中略>			
		4.2 通信連絡設備(発電所外)			
		設計基準事故が発生した場合において, 発電所外の本			
		店、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事			
		故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる			
		通信連絡設備(発電所外)として、十分な数量の <u>電力保安</u>			
		通信用電話設備(固定電話機、PHS 端末、FAX 及び衛星保			
		安電話(固定型)), 社内テレビ会議システム, 局線加入			
		<u>電話設備</u> (加入電話機及び加入 FAX), <u>専用電話設備</u> (地			
		方公共団体向ホットライン), <u>衛星電話設備</u> (固定型),			
		衛星電話設備 (携帯型) 及び統合原子力防災ネットワーク			
		を用いた通信連絡設備(テレビ会議システム,IP 電話及び			

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備	考
		IP-FAX) <u>を設置又は保管する</u> 設計とする。			
		<中略>			
	10.9.2.2 設計方針	【緊急時対策所】(基本設計方針)			
	<中略>	1. 緊急時対策所			
		1.1 緊急時対策所の設置等			
		1.1.2 設計方針			
		(1) 耐震性及び耐津波性			
緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても	緊急時対策所は,重大事故等が発生した場合において	緊急時対策所は,重大事故等が発生した場合において			
当該事故等に対処するための適切な措置が講じられるよ	も、当該事故等に対処するための適切な措置が講じること	も、当該事故等に対処するための適切な措置が講じられる			
う, その機能に係る設備を含め, 基準地震動 S s による地	ができるよう、その機能に係る設備を含め、基準地震動S	よう,その機能に係る設備を含め,基準地震動Ssによる			
震力に対し機能を喪失しないよう設計するとともに, 緊急	s による地震力に対し、機能を損なわない設計とするとと	地震力に対し、機能を喪失しないよう設計するとともに、			
時対策所は、基準津波の影響を受けない設計とする。	もに、基準津波の影響を受けない設計とする。	<u>基準津波の影響を受けない設計とする。</u>			
		【原子炉冷却系統設備(蒸気タービンを除く。)】			
		(基本設計方針) 「共通項目」			
		5.1.2 多様性,位置的分散等			
		(1) 多重性又は多様性及び独立性			
		b. 可搬型重大事故等対処設備			
		<中略>			
地震及び津波に対しては,「ロ(1)(ii) 重大事故等対処	地震及び津波に対しては,「1.4.2 重大事故等対処施	地震及び津波に対して可搬型重大事故等対処設備は,			
施設の耐震設計」及び「ロ(2)(ii) 重大事故等対処施設	設の耐震設計」及び「1.5.2 重大事故等対処施設の耐津	「2.1 地震による損傷の防止」及び「2.2 津波による損			
に対する耐津波設計」に基づく設計とする。	波設計」に基づく設計とする。	傷の防止」にて考慮された設計とする。			
		<中略>			
		【緊急時対策所】(基本設計方針)			
		1. 緊急時対策所			
		1.1 緊急時対策所の設置等			
		1.1.2 設計方針			
		(2) 中央制御室に対する独立性			
また,緊急時対策所の機能に係る設備は,中央制御室と	また、緊急時対策所の機能に係る設備は、中央制御室と	緊急時対策所の機能に係る設備は、共通要因により中央			
の共通要因により同時に機能喪失しないよう, 中央制御室	の共通要因により同時に機能喪失しないよう、中央制御室	制御室と同時に機能喪失しないよう,中央制御室に対して			
に対して独立性を有する設計とするとともに,中央制御室	に対して独立性を有する設計とするとともに、中央制御室	独立性を有する設計とするとともに、中央制御室とは離れ			
とは離れた位置に設置又は保管する。	とは離れた位置に設置又は保管する。	た位置に設置又は保管する設計とする。			
*	•				

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
		(4) 緊急時対策所機能の確保		
		a. 居住性の確保		
		<中略>		
緊急時対策所は、重大事故等に対処するために必要な指	緊急時対策所は、重大事故等に対処するために必要な指	緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合において		
示を行う要員に加え,原子炉格納容器の破損等による発電	示を行う要員に加え,原子炉格納容器の破損等による発電	も、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に		
所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処	所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処	加え,原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性		
するために必要な要員を含め、重大事故等に対処するため	するために必要な数の要員を含め、重大事故等に対処する	物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要		
に必要な数の要員を収容することができる設計とする。	ために必要な数の要員を収容することができる設計とす	な数の要員を含め、重大事故等に対処するために必要な数		
	<u>3.</u>	<u>の要員を収容することができる</u> とともに,重大事故等に対		
		処するために必要な指示を行う要員がとどまることがで		
		きるよう, 適切な遮蔽設計及び換気設計を行い緊急時対策		
		所の居住性を確保する。		
		<中略>		
		【放射線管理施設】 (基本設計方針)		
		2. 換気設備, 生体遮蔽装置等		
		2.1 中央制御室及び緊急時対策所の居住性を確保するた		
		めの防護措置		
		<中略>		
重大事故等が発生し、緊急時対策所の外側が放射性物質	重大事故等が発生し、緊急時対策所の外側が放射性物質	緊急時対策所は、重大事故等が発生し、緊急時対策所の		
により汚染したような状況下において,対策要員が緊急時	により汚染したような状況下において, 重大事故等対策要	外側が放射性物質により汚染したような状況下において,		
対策所内に放射性物質による汚染を持ち込むことを防止	員(以下「対策要員」という。) が緊急時対策所内に放射	対策要員が緊急時対策所内に放射性物質による汚染を持		
するため,身体サーベイ及び作業服の着替え等を行うため	性物質による汚染を持込むことを防止するため、身体サー	込むことを防止するため、身体サーベイ及び作業服の着替		
の区画を設置する設計とする。身体サーベイの結果,対策	ベイ及び作業服の着替え等を行うための区画を設置する	え等を行うための区画を設置する設計とする。身体サーベ		
要員の汚染が確認された場合は,対策要員の除染を行うこ	設計とする。身体サーベイの結果、対策要員の汚染が確認	<u>イの結果、対策要員の汚染が確認された場合は、対策要員</u>		
とができる区画を、身体サーベイを行う区画に隣接して設	された場合は、対策要員の除染を行うことができる区画	の除染を行うことができる区画を、身体サーベイを行う区		
置することができるよう考慮する。	を、身体サーベイを行う区画に隣接して設置することがで	画に隣接して設置することができるよう考慮する。		
	きるよう考慮する。			
		【緊急時対策所】(基本設計方針)		
		(4) 緊急時対策所機能の確保		
		a. 居住性の確保		
		緊急時対策所は、重大事故等が発生し、緊急時対策所の		
		外側が放射性物質により汚染したような状況下において,		
		対策要員が緊急時対策所内に放射性物質による汚染を持		

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考	Ĵ
		込むことを防止するため、身体サーベイ及び作業服の着替			
		え等を行うための区画を設置する設計とする。身体サーベ			
		イの結果,対策要員の汚染が確認された場合は,対策要員			
		の除染を行うことができる区画を、身体サーベイを行う区			
		画に隣接して設置することができるよう考慮する。			
	(1) 居住性を確保するための設備	(4) 緊急時対策所機能の確保			
		a. 居住性の確保			
		<中略>			
ヌ(3)(vi)-⑥重大事故等が発生した場合においても,当	重大事故等が発生した場合においても、当該事故等に対	緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合において	設計及び工事の計画の		
該事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとど	処するために必要な指示を行う要員がとどまることがで	も, 🗵(3)(vi)-⑥重大事故等に対処するために必要な指示	ヌ(3)(vi)-⑥は、設置変		
まることができるよう、緊急時対策所の居住性を確保する	きるよう、緊急時対策所の居住性を確保するための設備と	を行う要員に加え,原子炉格納容器の破損等による発電所	更許可申請書(本文(五		
ための設備として、緊急時対策所遮蔽、緊急時対策所換気	して、緊急時対策所遮蔽、緊急時対策所換気空調系、緊急	外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処す	号))の ^{ヌ(3)(vi)-⑥} を		
空調系,緊急時対策所加圧設備,酸素濃度計,二酸化炭素	時対策所加圧設備,酸素濃度計,二酸化炭素濃度計,可搬	るために必要な数の要員を含め, 重大事故等に対処するた	具体的に記載しており		
濃度計、可搬型モニタリングポスト及び緊急時対策所可搬	型モニタリングポスト及び緊急時対策所可搬型エリアモ	めに必要な数の要員を収容することができるとともに,重	整合している。		
型エリアモニタを設ける。	ニタを設ける。	大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとど			
		まることができるよう、適切な遮蔽設計及び換気設計を行			
		い緊急時対策所の居住性を確保する。			
		<中略>			
		【放射線管理施設】 (基本設計方針)			
		2. 換気設備, 生体遮蔽装置等			
		2.1 中央制御室及び緊急時対策所の居住性を確保するた			
		めの防護措置			
		<中略>			
		重大事故等が発生した場合においても、当該事故等に対			
		処するために必要な指示を行う要員がとどまることがで			
		きるよう、緊急時対策所の居住性を確保するための設備と			
		して,緊急時対策所遮蔽,2次しゃへい壁,補助しゃへい,			
		緊急時対策所換気空調系,緊急時対策所加圧空気供給系,			
		酸素濃度計 (緊急時対策所用), 二酸化炭素濃度計 (緊急			
		時対策所用), 緊急時対策所可搬型エリアモニタ及び可搬			
		型モニタリングポストを設ける設計とする。			
		<中略>			

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整 合 性	備考	
121,223,311, 0 (111,22 ())				VII.	_
		【緊急時対策所】(基本設計方針)			
		1. 緊急時対策所			
		1.1 緊急時対策所の設置等			
		1.1.2 設計方針			
		(4) 緊急時対策所機能の確保			
		a. 居住性の確保			
		<中略>			
 緊急時対策所の居住性については, 想定する放射性物質	 緊急時対策所の居住性については,想定する放射性物質	 重大事故等が発生した場合における緊急時対策所の居			
の放出量等を東京電力株式会社福島第一原子力発電所事	 の放出量等を東京電力株式会社福島第一原子力発電所事	 住性については,想定する放射性物質の放出量等を東京電			
一 故と同等とし、かつ、緊急時対策所内でのマスクの着用、	故と同等とし、かつ、緊急時対策所内でのマスクの着用、	 力株式会社福島第一原子力発電所事故と同等とし,かつ緊			
交替要員体制、安定よう素剤の服用及び仮設設備を考慮し	交替要員体制、安定よう素剤の服用及び仮設設備を考慮し	急時対策所内でのマスクの着用、交替要員体制、安定よう			
ない条件においても、緊急時対策所にとどまる要員の実効	ない条件においても、緊急時対策所にとどまる要員の実効	素剤の服用及び仮設設備を考慮しない条件においても、			
線量が7日間で100mSvを超えない設計とする。	線量が7日間で100mSv を超えない設計とする。	「原子力発電所中央制御室の居住性に係る被ばく評価手			
		 法について(内規)」の手法を参考とした被ばく評価にお			
		 いて,緊急時対策所にとどまる要員の実効線量が事故後 7			
		日間で 100mSv を超えない設計とする。			
		<中略>			
	a. 緊急時対策所遮蔽,緊急時対策所換気空調系,緊急時	【放射線管理施設】 (其本設計方針)			
	本. 紫心時列泉/月巡视, 紫心時列泉/月與双至嗣宗, 紫心時 対策所加圧設備	2. 換気設備, 生体遮蔽装置等			
	AJ 水 / J / J / J / L I X / III	2.1 中央制御室及び緊急時対策所の居住性を確保するた			
		2.1 中央制御主及び系芯時利泉別の店住住を確保するに めの防護措置			
		<中略>			
 緊急時対策所遮蔽は、重大事故等が発生した場合におい	 緊急時対策所遮蔽は、重大事故等が発生した場合におい	▽ 中崎ン 緊急時対策所遮蔽,2次しゃへい壁及び補助しゃへいは,			
	紫急時対策所の気密性、緊急時対策所換気空調系及び	<u> </u>			
	て、紫急時対象所の気密性、紫急時対象所換気空調系及び 緊急時対策所加圧設備の機能とあいまって、緊急時対策所	生、緊急時対策所換気空調系及び緊急時対策所加圧空気供			
紫心時対象所加圧設備の機能とあいまって、紫心時対象所にとどまる要員の実効線量が7日間で 100mSv を超えない	紫志時対象所加圧設備の機能とあいまって、紫志時対象所にとどまる要員の実効線量が7日間で 100mSv を超えない	(性, 紫心時対象が換え至嗣系及び紫心時対象が加圧至式度) 給系の機能とあいまって, 緊急時対策所にとどまる要員の			
でことよる安貞の美効縁重か7 口間で 100msv を超えない 設計とする。	設計とする。	実効線量が7日間で100mSv を超えない設計とする。			
RXPICY So	RX FI C リ つ。	<u> </u>			
		▽ 下峭 /			

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整 合 性	備考
		【放射線管理施設】 (基本設計方針)		
		2. 換気設備, 生体遮蔽装置等		
		2.1 中央制御室及び緊急時対策所の居住性を確保するた		
		めの防護措置		
		<中略>		
緊急時対策所換気空調系として、緊急時対策所非常用送	緊急時対策所には、緊急時対策所換気空調系として、緊	緊急時対策所換気空調系である緊急時対策所非常用送		
風機は、非常用給排気配管を介して緊急時対策所を含む緊	急時対策所非常用送風機及び緊急時対策所非常用フィル	風機は、非常用給排気配管を介して緊急時対策所を含む緊		
急時対策建屋地下階を正圧化し、放射性物質の侵入を低減	夕装置を設ける。また、緊急時対策所等の加圧のために、	急時対策建屋地下階を正圧化し、放射性物質の侵入を低減		
できる設計とする。また、緊急時対策所加圧設備は、プル	緊急時対策所加圧設備として、緊急時対策所加圧設備(空	できる設計とする。また、緊急時対策所加圧空気供給系は,		
<u>ーム通過時において、緊急時対策所等を正圧化し、希ガス</u>	気ボンベ)及び差圧計を設ける。	放射性雲通過時において、緊急時対策所等を正圧化し、希		
を含む放射性物質の侵入を防止できる設計とする。		ガスを含む放射性物質の侵入を防止できる設計とする。		
		<中略>		
	緊急時対策所の緊急時対策所非常用送風機は、緊急時対			
	策所を含む緊急時対策建屋地下階を正圧化し、放射性物質			
	の侵入を低減できる設計とする。また、緊急時対策所加圧			
	設備(空気ボンベ)は、プルーム通過時において、緊急時			
	対策所等を正圧化し、希ガスを含む放射性物質の侵入を防			
	<u>止できる設計とする。</u> 差圧計は、緊急時対策所等が正圧化			
	された状態であることを監視できる設計とする。			
	緊急時対策所非常用送風機及び緊急時対策所非常用フ			
	ィルタ装置は,プルーム通過後の緊急時対策建屋内を換気			
	できる設計とする。			
	主要な設備は、以下のとおりとする。			
	・緊急時対策所遮蔽			
	・緊急時対策所非常用送風機			
	・緊急時対策所加圧設備(空気ボンベ)			
	・緊急時対策所非常用フィルタ装置			
	・差圧計			
	本系統の流路として、緊急時対策所非常用給排気配管・			
	弁、緊急時対策所加圧設備(配管・弁)を重大事故等対処			
	設備として使用する。			

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
	b. 酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定設備	【緊急時対策所】(基本設計方針)		
		1. 緊急時対策所		
		1.1 緊急時対策所の設置等		
		1.1.2 設計方針		
		(4) 緊急時対策所機能の確保		
		a. 居住性の確保		
		<中略>		
緊急時対策所は、酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に	緊急時対策所は、酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に	緊急時対策所には、酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動		
支障がない範囲にあることを把握できるよう酸素濃度計	支障がない範囲にあることを把握できるよう酸素濃度計	に支障がない範囲にあることを把握できるよう酸素濃度		
及び二酸化炭素濃度計を保管する設計とするとともに室	及び二酸化炭素濃度計を保管する設計とする。	計(緊急時対策所用)(個数 1(予備 1))及び二酸化炭		
内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止する	主要な設備は、以下のとおりとする。	素濃度計 (緊急時対策所用)(個数 1 (予備 1)) <u>を保管</u>		
ための確実な判断ができるよう放射線量を監視, 測定する	・酸素濃度計	する設計とするとともに,室内への希ガス等の放射性物質		
ため, さらに緊急時対策所加圧設備による加圧判断のため	・二酸化炭素濃度計	の侵入を低減又は防止するための確実な判断ができるよ		
に使用する緊急時対策所可搬型エリアモニタ及び可搬型		う放射線量を監視, 測定するため, さらに緊急時対策所加		
モニタリングポストを保管する設計とする。	c. 放射線量の測定設備	圧空気供給系による加圧判断のために使用する緊急時対		
	緊急時対策所には、室内への希ガス等の放射性物質の侵	策所可搬型エリアモニタ及び可搬型モニタリングポスト		
	入を低減又は防止するための確実な判断ができるよう放	を保管する設計とする。		
	射線量を監視、測定するため、さらに緊急時対策所加圧設	<中略>		
	備による加圧判断のために使用する緊急時対策所可搬型			
	エリアモニタ及び可搬型モニタリングポストを保管する	【放射線管理施設】 (基本設計方針)		
	設計とする。	1. 放射線管理施設		
	主要な設備は、以下のとおりとする。	1.1 放射線管理用計測装置		
	・緊急時対策所可搬型エリアモニタ	1.1.2 エリアモニタリング設備		
	・可搬型モニタリングポスト (8.1 放射線管理設備)	<中略>		
		緊急時対策所に設ける緊急時対策所可搬型エリアモニ		
		タは、重大事故等時に緊急時対策所内への <u>希ガス等の放射</u>		
		性物質の侵入を低減又は防止するための確実な判断がで		
		<u>きるよう放射線量を監視、測定し、計測結果を記録及び保</u>		
		存できる設計とする。		
		1.1.4 移動式周辺モニタリング設備		
		<中略>		
		可搬型モニタリングポストは、重大事故等が発生した場		

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
		用原子炉施設から放出される <u>放射線量を監視</u> し,及び <u>測定</u>		
		し、並びにその結果を記録できる設計とするとともに、緊		
		急時対策所内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又		
		は防止するための確実な判断に用いる設計とする。		
		<中略>		
	(2) 重大事故等に対処するために必要な指示及び通信連	【緊急時対策所】 (基本設計方針)		
	絡に関わる設備	1. 緊急時対策所		
	a. 必要な情報を把握できる設備	1.1 緊急時対策所の設置等		
		1.1.2 設計方針		
		(4) 緊急時対策所機能の確保		
		b. 情報の把握		
緊急時対策所には、重大事故等が発生した場合において	緊急時対策所には,重大事故等が発生した場合において	<u>緊急時対策所には,</u> 原子炉冷却系統に係る発電用原子炉		
も当該事故等に対処するために必要な指示ができるよう、	も当該事故等に対処するために必要な指示ができるよう,	施設の損壊その他の異常に対処するために必要な情報及		
重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設	重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設	び重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対		
備として、安全パラメータ表示システム(SPDS)を設	備として、安全パラメータ表示システム(SPDS)を設	処するために必要な指示ができるよう, 重大事故等に対処		
<u>置する。</u>	置する。	<u>するために必要な情報を</u> ,中央制御室内の運転員を介さず		
		に正確かつ速やかに <u>把握できる設備として、安全パラメー</u>		
		タ表示システム (SPDS) を設置する。		
<u>安全パラメータ表示システム(SPDS)は、重大事故</u>	<u>安全パラメータ表示システム(SPDS)は、重大事故</u>	安全パラメータ表示システム (SPDS) として,事故状態	設計及び工事の計画の	
等に対処するために必要な情報を中央制御室内の運転員	等に対処するために必要な情報を中央制御室内の運転員	等の必要な情報を把握するために必要なパラメータ等を	ヌ(3)(vi)-⑦は,設置変	
を介さずにx(3)(vi)-⑦緊急時対策所において把握できる	<u>を介さずに緊急時対策所において把握できる設計とする。</u>	収集し, 又(3)(vi)-⑦緊急時対策所内で表示できるよう,	更許可申請書(本文(五	
設計とする。	主要な設備は、以下のとおりとする。	データ収集装置,SPDS 伝送装置及び SPDS 表示装置を設置	号)) の(3)(vi)-⑦と	
	・ <u>安全パラメータ表示システム(SPDS)</u> (10.12 通	する設計とする。	同義であり整合してい	
	信連絡設備)		る。	
	b. 通信連絡設備	【計測制御系統施設】(基本設計方針)		
		4.1 通信連絡設備(発電所内)		
		<中略>		
ヌ(3)(vi)-8緊急時対策所には、重大事故等が発生した	緊急時対策所には, 重大事故等が発生した場合において	ヌ(3)(vi)-⑧重大事故等が発生した場合において,発電	設計及び工事の計画の	
場合においても発電所内外の通信連絡をする必要のある	も発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連	所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う	又(3)(vi)-⑧は、設置変	
場所と通信連絡を行うための設備として、無線連絡設備、	絡を行うための設備として、無線連絡設備、衛星電話設備	ために必要な通信連絡設備 (発電所内) 及び計測等を行っ	更許可申請書(本文(五	
衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた	及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備	た特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有	号)) の又(3)(vi)-⑧を	
通信連絡設備を設置又は保管する。	を設置及び保管する。	するために必要な通信連絡設備(発電所内)として,必要	詳細に記載しており整	
	主要な設備は、以下のとおりとする。	な数量の衛星電話設備 (固定型), 衛星電話設備 (携帯型),	合している。	

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整 合 性	備考
	・ <u>衛星電話設備</u> (10.12 通信連絡設備)	無線連絡設備(固定型),無線連絡設備(携帯型)及び携		
	・ <u>無線連絡設備</u> (10.12 通信連絡設備)	行型通話装置を <u>設置又は保管</u> する設計とする。なお,可搬		
	・統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備	型については必要な数量に加え、故障を考慮した数量の予		
	(10.12 通信連絡設備)	備を保管する。		
		<中略>		
		4.2 通信連絡設備 (発電所外)		
		<中略>		
		ヌ(3)(vi)-⑧重大事故等が発生した場合において, 発電		
		<u> </u>		
		絡を行うために必要な通信連絡設備(発電所外)及び計測		
		等を行った特に重要なパラメータを発電所外(社内外)の		
		必要な場所で共有するための通信連絡設備(発電所外)と		
		して、必要な数量の衛星電話設備(固定型)、衛星電話設		
		備 (携帯型) 及び統合原子力防災ネットワークを用いた通		
		信連絡設備(テレビ会議システム,IP 電話及び IP-FAX)		
		を <u>設置又は保管する</u> 設計とする。なお,可搬型については		
		必要な数量に加え、故障を考慮した数量の予備を保管す		
		る。		
		<中略>		
	(3) 代替電源設備からの給電	【緊急時対策所】(基本設計方針)		
		1. 緊急時対策所		
		1.1 緊急時対策所の設置等		
		1.1.2 設計方針		
		(3) 代替交流電源の確保		
緊急時対策所は、全交流動力電源が喪失した場合に、代	緊急時対策所は、全交流動力電源が喪失した場合に、代	緊急時対策所は、全交流動力電源が喪失した場合に、代		
替電源設備からの給電が可能な設計とする。	替電源設備からの給電が可能な設計とする。	替電源設備からの給電が可能な設計とする。		
常設の代替電源設備は、常設代替交流電源設備であるガ	常設の代替電源設備は、常設代替交流電源設備であるガ	常設の代替電源設備は、常設代替交流電源設備であるガ		
スタービン発電機2台で緊急時対策所を含む重大事故等	スタービン発電機2台で緊急時対策所を含む重大事故等	スタービン発電機 2 台で緊急時対策所を含む重大事故等発		
発生時に想定される負荷へ給電するために必要な容量を	発生時に想定される負荷へ給電するために必要な容量を	生時に想定される負荷へ給電するために必要な容量を有		
有する設計とする。ガスタービン発電機の燃料はガスター	有する設計とする。ガスタービン発電機の燃料はガスター	する設計とする。		
ビン発電設備軽油タンク、軽油タンク及びタンクローリを	ビン発電設備軽油タンク、軽油タンク及びタンクローリを	なお、放射性雲通過中には給油を必要とせずに必要負荷		
有しており、軽油タンクからタンクローリにより燃料をガ	有しており、軽油タンクからタンクローリにより燃料をガ	に対して7日間(168時間)以上連続給電が可能な設計と		
スタービン発電設備軽油タンクに補給するが, プルーム通	スタービン発電設備軽油タンクに補給するが, プルーム通	<u>する。</u>		

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備	与
過中には給油を必要とせずに必要負荷に対して7日間	過中には給油を必要とせずに必要負荷に対して7日間				
_(168 時間) 以上連続給電が可能な設計とする。	(168 時間) 以上連続給電が可能な設計とする。				
可搬の代替電源設備は,緊急時対策所用代替交流電源設	可搬の代替電源設備は,緊急時対策所用代替交流電源設	可搬の代替電源設備は,緊急時対策所用代替交流電源設			
備である電源車(緊急時対策所用)1台で緊急時対策所に	備である電源車(緊急時対策所用)1台で緊急時対策所に	備である電源車(緊急時対策所用)1 台で緊急時対策所に			
電源供給するために必要な容量を有する設計とする。電源	電源供給するために必要な容量を有する設計とする。電源	電源供給するために必要な容量を有する設計とする。			
車 (緊急時対策所用) 使用時には電源車 (緊急時対策所用)	車 (緊急時対策所用) 使用時には電源車 (緊急時対策所用)	電源車(緊急時対策所用)使用時には電源車(緊急時対			
1台が必要負荷に対して7日間(168 時間)以上連続運転	1台が必要負荷に対して7日間(168 時間)以上連続運転	策所用)1 台が必要負荷に対して 7 日間(168 時間)以上			
が可能な容量を有する緊急時対策所軽油タンクへ接続す	が可能な容量を有する緊急時対策所軽油タンクへ接続す	連続運転が可能な容量を有する緊急時対策所軽油タンク			
<u>るため、プルーム通過時において、燃料を補給せずに運転</u>	<u>るため、プルーム通過時において、燃料を補給せずに運転</u>	<u>へ接続するため,放射性雲通過時において,燃料を補給せ</u>			
できる設計とする。	できる設計とする。	ずに運転できる設計とする。			
ガスタービン発電機及び電源車(緊急時対策所用)によ	ガスタービン発電機及び電源車(緊急時対策所用)によ	<u>緊急時対策所の</u> 代替電源設備は、常設設備としてガスタ			
り緊急時対策所の電源は多様性を有する設計とする。	り緊急時対策所の電源は多様性を有する設計とする。	ービン駆動である <u>ガスタービン発電機及び</u> 可搬型設備と			
	主要な設備は、以下のとおりとする。	してディーゼル駆動である <u>電源車(緊急時対策所用)</u> を設			
	・ <u>ガスタービン発電機</u> (10.2 代替電源設備)	置することにより、 <u>電源の多様性を有する設計とする</u> 。			
	・ガスタービン発電設備軽油タンク (10.2 代替電源設				
	備)	【非常用電源設備】(基本設計方針)			
	・ <u>タンクローリ</u> (10.2 代替電源設備)	4. 燃料設備			
	・ <u>軽油タンク</u> (10.2 代替電源設備)	4.2 常設代替交流電源設備の燃料補給設備			
	・ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ (10.2 代替電	ガスタービン発電機は、ガスタービン発電設備軽油タン			
	源設備)	<u>クから</u> ガスタービン発電設備燃料移送ポンプを用いて燃			
	・ガスタービン発電機接続盤(10.2 代替電源設備)	料を補給できる設計とする。また、ガスタービン発電設備			
	・緊急用高圧母線 2F 系(10.2 代替電源設備)	軽油タンクは、非常用ディーゼル発電設備軽油タンク及び			
	・ <u>電源</u> 車(緊急時対策所用)	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンクから			
	・緊急時対策所軽油タンク	タンクローリを用いて燃料を補給できる設計とする。			
	・緊急時対策所用高圧母線 J 系	<中略>			
	<中略>				
		4.4 緊急時対策所用代替交流電源設備の燃料補給設備			
		重大事故等時に電源車(緊急時対策所用)の燃料を貯蔵			
		及び補給する設備として、緊急時対策所軽油タンク及びホ			
		ースを使用できる設計とする。			
		電源車(緊急時対策所用)は,緊急時対策所軽油タンク			
		から燃料を補給できる設計とする。			

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備	考
		【非常用電源設備】 (基本設計方針)			
		2. 交流電源設備			
		2.4 緊急時対策所用代替交流電源設備			
		緊急時対策所用代替交流電源設備である電源車(緊急時			
		対策所用)は、メタルクラッドスイッチギア(緊急時対策			
		所用) (7200V, 1200A のものを 2 個), 動力変圧器(緊急			
		時対策所用) (500kVA, 6900/460V のものを 2 個), モータ			
		コントロールセンタ(緊急時対策所用)(600V,800Aのも			
		のを 3 個), 105V 交流電源切替盤(緊急時対策所用)			
		(460/210-105V, 225A のものを 1 個), 105V 交流分電盤 (緊			
		急時対策所用) (30kVA, 210-105V のものを 1 個), 120V 交			
		流分電盤(緊急時対策所用)(10kVA, 460/120V のものを 2			
		個), 210V 交流分電盤 (緊急時対策所用) (150kVA, 460/210V			
		のものを2個),125V直流主母線盤(緊急時対策所用)(125V,			
		 1800A のものを 3 個)を経由して緊急時対策所非常用送風			
		機,衛星電話設備(固定型),無線連絡設備(固定型),			
		 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備(テレ			
		 ビ会議システム,IP 電話及び IP-FAX)及び安全パラメー			
		タ表示システム (SPDS) 等へ給電できる設計とする。			
緊急時対策所の遮蔽については,「チ(1)(v) 遮蔽設			設置変更許可申請書(本		
備」にて記載する。			文(五号))「チ(1)(v)		
			遮蔽設備」に示す。		
緊急時対策所の換気設備については,「チ(1)(vi) 換気			設置変更許可申請書(本		
空調設備」にて記載する。			文 (五号))「チ(1)(vi)		
			換気空調設備」に示		
			す。		
緊急時対策所可搬型エリアモニタについては,「チ			設置変更許可申請書(本		
(1)(iii) 放射線監視設備」にて記載する。			文(五号))「チ(1)(iii)		
			放射線監視空調設備」		
			に示す。		

3. 異亦 百分 司 中 注 申 (ナ ナ (ブ リ))	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	30.31.17.77丁申の31.両 35以申115	▶ △ ₩	/世	<u></u>
設置変更許可申請書(本文(五号)) 可搬型モニタリングポストについては,「チ(2) 屋外管	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性 設置変更許可申請書(本		考
理用の主要な設備の種類」にて記載する。			文(五号))「チ(2) 屋		
<u> </u>					
			外管理用の主要な設備		
			の種類」に示す。		
安全パラメータ表示システム(SPDS),衛星電話設			設置変更許可申請書(本		
備、無線連絡設備及び統合原子力防災ネットワークを用い			文 (五号))「ヌ (3) (vii)		
た通信連絡設備については,「ヌ(3)(vii) 通信連絡設備」			通信連絡設備」に示し、		
にて記載する。			す。		
ガスタービン発電機については,「ヌ(2)(iv) 代替電源			設置変更許可申請書(本		
設備」にて記載する。			文(五号))「ヌ(2)(iv)		
			代替電源設備」に示		
			す。		
	第 10.9-1 表 緊急時対策所の主要機器仕様	【計測制御系統施設】 (基本設計方針)			
	(3) 通信連絡設備	4. 通信連絡設備			
		4.1 通信連絡設備(発電所内)			
		<中略>			
送受話器 (ページング) (警報装置を含む。)	a. 送受話器(ページング)(警報装置を含む。)	警報装置として, 又(3)(vi)-⑩十分な数量の送受話器(ペ	「送受話器(ページン		
ヌ(3)(vi)-⑨ (「ヌ(3)(vii) 通信連絡設備」と兼用)	第 10.12-1 表 通信連絡設備の一覧表に記載する。	<u>ージング)(警報装置を含む。)</u> 及び多様性を確保した通	グ) (警報装置を含		
ヌ(3) (vi)-⑩一式		信連絡設備(発電所内)として, 又(3)(vi)-⑩十分な数量	む。)」,「局線加入電		
		の送受話器(ページング)(警報装置を含む。), 電力保	話設備」,「電力保安通		
<u>局線加入電話設備</u>	i . <u>局線加入電話設備</u>	安通信用電話設備(固定電話機, PHS 端末及び FAX), 移	信用電話設備」,「社内		
ヌ(3)(vi)-⑨ (「ヌ(3)(vii) 通信連絡設備」と兼用)	第 10.12-1 表 通信連絡設備の一覧表に記載する。	動無線設備(固定型),移動無線設備(車載型),携行型	テレビ会議システム」及		
ヌ(3) (vi)-⑩一式		通話装置,無線連絡設備(固定型),無線連絡設備(携帯	び「専用電話設備」は,		
		型),衛星電話設備(固定型)及び衛星電話設備(携帯型)	設置変更許可申請書(本		
電力保安通信用電話設備	b. <u>電力保安通信用電話設備</u>	を設置又は保管する設計とする。	文(五号))における図		
ヌ(3)(vi)-⑨ (「ヌ(3)(vii) 通信連絡設備」と兼用)	第 10.12-1 表 通信連絡設備の一覧表に記載する。	<中略>	(3)(vi)-⑨を設計及び		
又(3)(vi)-⑩—式			工事の計画における「計		
		4.2 通信連絡設備 (発電所外)	測制御系統施設」のうち		
社内テレビ会議システム	h. <u>社内テレビ会議システム</u>	設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本	「基本設計方針」に整理		
ヌ(3)(vi)-⑨ (「ヌ(3)(vii) 通信連絡設備」と兼用)	第10.12-1表 通信連絡設備の一覧表に記載する。	店、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事	しており整合している。		
ヌ(3) (vi)-⑩一式		故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる			
		通信連絡設備(発電所外)として, 又(3)(vi)-⑩十分な数	設計及び工事の計画の		

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	 考
専用電話設備	j. 専用電話設備	量の電力保安通信用電話設備(固定電話機,PHS 端末,FAX	ヌ(3)(vi)-⑩は,設置変	
ヌ(3)(vi)-⑨ (「ヌ(3)(vii) 通信連絡設備」と兼用)	第 10.12-1 表 通信連絡設備の一覧表に記載する。	及び衛星保安電話(固定型))、社内テレビ会議システム、	更許可申請書(本文(五	
ヌ(3) (vi)-⑩一式		局線加入電話設備(加入電話機及び加入 FAX),専用電話	号)) の ^{又(3)(vi)-} ⑩を	
		設備(地方公共団体向ホットライン),衛星電話設備(固	含んでおり整合してい	
		定型),衛星電話設備(携帯型)及び統合原子力防災ネッ	る。	
		トワークを用いた通信連絡設備(テレビ会議システム,IP		
		電話及び IP-FAX)を設置又は保管する設計とする。		
		<中略>		
[常設重大事故等対処設備]	第 10.9-2表 緊急時対策所(重大事故等時)の主要機器	【放射線管理施設】(基本設計方針)		
[而	(全人) (全人) (全人) (全人) (全人) (全人) (全人) (全人)	2. 換気設備, 生体遮蔽装置等		
	(1) 緊急時対策所	2.1 中央制御室及び緊急時対策所の居住性を確保するた		
緊急時対策所遮蔽	a. 緊急時対策所遮蔽	めの防護措置		
ス(3)(vi)-⑪「チ(1)(v) 遮蔽設備」と兼用)	第 8.3-2 表 遮蔽設備(重大事故等時)の主要仕様に	(中略>)		
	記載する。	重大事故等が発生した場合においても、当該事故等に対	設置変更許可由請書(木	
(NO) (VI) (WI)	出日刊A.7.1.公立	型パチ酸サルルエンに続けても、 コ酸チ酸サにパー 処するために必要な指示を行う要員がとどまることがで		
		きるよう、緊急時対策所の居住性を確保するための設備と		
		して、緊急時対策所遮蔽、2次しゃへい壁、補助しゃへい、		
		緊急時対策所換気空調系,緊急時対策所加圧空気供給系,	(1)(v) 遮蔽設備」に	
		酸素濃度計(緊急時対策所用),二酸化炭素濃度計(緊急		
		時対策所用)、緊急時対策所可搬型エリアモニタ及び可搬	H. I. I. Z. G. 7 7 0	
		型モニタリングポストを設ける設計とする。		
		・		
	b. 緊急時対策所換気空調系	【放射線管理施設】(基本設計方針)		
又(3)(vi)-⑫緊急時対策所非常用送風機	(a) 緊急時対策所非常用送風機	2. 換気設備, 生体遮蔽装置等		
ヌ(3)(vi)-③ (「チ(1)(vi) 換気空調設備」と兼用)	第 8.2-2 表 換気空調設備(重大事故等時) (常設)	2.1 中央制御室及び緊急時対策所の居住性を確保するた	設計及び工事の計画の	
又(3)(vi)-③台 数 1 (予備1)	の主要機器仕様に記載する。	めの防護措置	ヌ(3)(vi)-⑫は,設置変	
又(3)(vi)-③ 容 量 約1,000m³/h		<中略>	更許可申請書(本文(五	
		重大事故等が発生した場合においても、当該事故等に対	号)) の ^{又(3)(vi)-} 迎を	
ヌ(3)(vi)-⑫緊急時対策所非常用フィルタ装置	(b) 緊急時対策所非常用フィルタ装置	処するために必要な指示を行う要員がとどまることがで	含んでおり整合してい	
ヌ(3)(vi)-③ (「チ(1)(vi) 換気空調設備」と兼用)	第 8.2-2 表 換気空調設備(重大事故等時)(常設)	きるよう, 緊急時対策所の居住性を確保するための設備と	る。	
ヌ(3)(vi)-⑬基数1(予備1)	の主要機器仕様に記載する。	して,緊急時対策所遮蔽,2次しゃへい壁,補助しゃへい,		
又(3)(vi)-③容		又(3)(vi)-⑫緊急時対策所換気空調系, 緊急時対策所加圧	設置変更許可申請書(本	
	c. 緊急時対策所加圧設備	空気供給系,酸素濃度計(緊急時対策所用),二酸化炭素	文 (五号)) の (x(3) (vi)	

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考	
ヌ(3) (vi) -⑫差圧計	(b) <u>差圧計</u>	濃度計(緊急時対策所用),緊急時対策所可搬型エリアモ		VIII	
ス(3)(vi)-③ (「チ(1)(vi) 換気空調設備」と兼用)	第 8.2-2 表 換気空調設備(重大事故等時)(常設)	ニタ及び可搬型モニタリングポストを設ける設計とする。	請書(本文(五号))「チ		
又(3) (vi)-3 個 数 1	の主要機器仕様に記載する。	<中略>	(1)(vi) 換気空調設		
			備」に整合性を示す。		
ヌ(3)(vi)-4 ガスタービン発電機			設置変更許可申請書(本		
ス(3)(vi)-4 (「ヌ(2)(iv) 代替電源設備」と兼用)			文 (五号)) の (3) (vi)		
其(3)(vi)-個台 数 2			- 44は、設置変更許可申		
ヌ(3)(vi)-④容 量 約4,500kVA(1台当たり)			<u></u> 請書 (本文 (五号))「ヌ		
			(2)(iv) 代替電源設		
ヌ(3)(vi)-④ガスタービン発電設備軽油タンク			備」に整合性を示す。		
ヌ(3)(vi)-④ (「ヌ(2)(iv) 代替電源設備」と兼用)					
又(3)(vi)-④基数3					
ヌ(3)(vi)-④容 量 約110kL (1基当たり)					
ヌ(3)(vi)-⑩ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ					
ヌ(3)(vi)-⑭ (「ヌ(2)(iv) 代替電源設備」と兼用)					
ス(3)(vi)-個台数2					
ヌ(3)(vi)-⑭容 量 約3.0m³/h(1台当たり)					
ヌ(3)(vi)-④軽油タンク					
ヌ(3)(vi)-⑩ (「ヌ(2)(ii) 非常用ディーゼル発電機」及					
び「ヌ(2)(iv) 代替電源設備」と兼用)					
ヌ(3)(vi)-④基 数 6 (1系列につき3基)					
1 (1系列につき1基)					
ヌ(3)(vi)-④容 量 約110kL(1基当たり)					
約 170kL					
ヌ(3) (vi)-④ガスタービン発電機接続盤					
ヌ(3)(vi)-④ (「ヌ(2)(iv) 代替電源設備」と兼用)					
ヌ(3) (vi)-4 個 数 2					
又(3)(vi)-④ <u>緊急用高圧母線 2F 系</u>					
ヌ(3)(vi)-④ (「ヌ(2)(iv) 代替電源設備」と兼用)					

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性備考
設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項 (2) 電源設備 b. 緊急時対策所軽油タンク 基 数 2 (予備1) 容 量 約10kL (1基当たり)	設計及び工事の計画 該当事項 【非常用電源設備】(要目表) 8.1.2 非常用発電装置 8.1.2.6 緊急時対策所ディーゼル発電設備 (4) 禁料設備	整合性 が工事の計画の (x(3)(vi)-⑤は、設置変 更許可申請書(本文(五)
		 最高使用温度 取	 号))の図(3)(vi)-⑤と 同義であり整合している。 設計及び工事の計画の図(3)(vi)-⑥は、設置変更許可申請書(本文(五号))の図(3)(vi)-⑥と 同義であり整合してい
		数 数 数 数 数 数 数 数 数 数	る。

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考	î
	改置変更許可申請書(添付書類八)該当事項 c. 緊急時対策所用高圧母線 J 系 個数2 2 定格電圧 7.2kV 定格電流 約1,200A	設計及び工事の計画 該当事項 【非常用電源設備】(基本設計方針) 2. 交流電源設備 2.4 緊急時対策所用代替交流電源設備である電源車(緊急時対策所用)(替交流電源設備である電源車(緊急時対策所用)(基/2/3)(vi)-⑥/メタルクラッドスイッチギア(緊急時対策所用)(7200V, 1200Aのものを2個),動力変圧器(緊急時対策所用)(500kVA, 6900/460Vのものを2個),モータコントロールセンタ(緊急時対策所用)(600V,800Aのものを3個),105V交流電源切替盤(緊急時対策所用)(460/210-105V,225Aのものを1個),105V交流分電盤(緊急時対策所用)(30kVA,210-105Vのものを1個),120V交流分電盤(緊急時対策所用)(10kVA,460/120Vのものを2個),210V交流分電盤(緊急時対策所用)(150kVA,460/210Vのものを2個),125V直流主母線盤(緊急時対策所用)(150kVA,460/210Vのものを2個),125V直流主母線盤(緊急時対策所用)(150kVA,460/210Vのものを2個),125V直流主母線盤(緊急時対策所用)(150kVA,460/210Vのものを2個),125V直流主母線盤(緊急時対策所用)(150kVA,460/210Vのものを2個),125V直流主母線盤(緊急時対策所用)(150kVA,460/210Vのものを2個),125V直流主母線盤(緊急時対策所用)(150kVA,460/210Vのものを2個),125V直流主母線盤(緊急時対策所用)(150kVA,460/210Vのものを2個),125V直流主母線盤(緊急時対策所用)(150kVA,460/210Vのものを2個),125V直流主母線整(緊急時対策所用)(150kVA,460/120Vのものを2個),125V直流主母線整(緊急時対策所用)(150kVA,460/120Vのものを2個),125V直流主母線整(緊急時対策所用)(150kVA,460/120Vのものを2個),125V直流主母線整(下)(150kVA,460/120Vのものを2個),125V直流主母線整(下)(150kVA,460/120Vのものを2個),125V直流主母線整(下)(150kVA,460/120Vのものを2個),125V直流主母線整(下)(150kVA,460/120Vのものを2個),125V直流主母線整(下)(150kVA,460/120Vのものを2個),125V直流主母線整(下)(150kVA,460/120Vのものを2個),125V直流主母線整(下)(150kVA,460/120Vのものを2個),125V直流主母線整(下)(150kVA,460/120Vのものを2個),125V直流主母線整(下)(150kVA,460/120Vのものを2個),125V直流主母線整(下)(150kVA,460/120Vのものを2個),125V直流主母線整(下)(150kVA,460/120Vのものを2個),125V直流主母線整(下)(150kVA,460/120Vのものを2個),125V直流主母線整(下)(150kVA,460/120Vのものを2個),125V直流主母線整(下)(150kVA,460/120Vのものを2個),125V直流主母線整(下)(150kVA,460/120Vのものを2個),125V直流主母線整(下)(150kVA,460/120Vのものを2個),125V直流主母線整(下)(150kVA,460/120Vのものを2個),125V直流主母線を10kVA,460/120Vのものを2個),125V直流主母線を10kVA,460/120Vのものを2のは20kVA,460/120Vのものを2のは20kVA,460/120Vのものを2個)を10kVA,460/120Vのものを2のは20kVA,460/120Vのものを2個),125V直流主母線を10kVA,460/120Vのものを2Mのは20kVA,460/120Vのものものを2Mのは20kVA,460/120Vのものものものものものものものものものものものものものものものものものものも	設計及び工事の計画の 又(3)(vi)-①は、設置変 更許可申請書(本文(五 号))の又(3)(vi)-①と 同一設備であり整合し ている。	備	

安全パラメータ表示システム (SPDS) ((3)(vi)-⑱ (「ヘ 計測制御系統施設の構造及び設備」及	第 10.9-1 表 緊急時対策所の主要機器仕様 (2) <u>安全パラメータ表示システム(SPDS)</u>	【緊急時対策所】 (基本設計方針)		
	(2) <u>安全パラメータ表示システム(SPDS)</u>	【緊急時対策所】(基本設計万針)	ı	
		to the state of th		
!(3)(vi)-® (「ヘ 計測制御系統施設の構造及び設備」及		1. 緊急時対策所		
	第 10.12-2 表 通信連絡を行うために必要な設備(常	1.1 緊急時対策所の設置等	「安全パラメータ表示	
び「ヌ(3)(vii) 通信連絡設備」と兼用)	設)の主要機器仕様に記載する。	1.1.2 設計方針	システム (SPDS)」,「無	
以(3)(vi)-19一式		(4) 緊急時対策所機能の確保	線連絡設備(固定型)」,	
		b. 情報の把握	「統合原子力防災ネッ	
無線連絡設備(固定型)	(3) 通信連絡設備	緊急時対策所には、原子炉冷却系統に係る発電用原子炉	トワークを用いた通信	
マ(3)(vi)-⑱ (「ヌ(3)(vii) 通信連絡設備」と兼用)	e. 無線連絡設備(固定型)	施設の損壊その他の異常に対処するために必要な情報及	連絡設備(テレビ会議シ	
ス(3) (vi)-② 一式	第 10.12-2 表 通信連絡を行うために必要な設備(常	び重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対	ステム, IP電話及び	
	設)の主要機器仕様に記載する。	処するために必要な指示ができるよう, 重大事故等に対処	IP-FAX)」,「衛星電話	
		するために必要な情報を、中央制御室内の運転員を介さず	設備(固定型)」,「無	
売合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備(テレ	g. 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備	に正確かつ速やかに把握できる設備として、安全パラメー	線連絡設備(携帯型)」	
ビ会議システム,IP電話及びIP-FAX)	(テレビ会議システム,IP電話及びIP-FAX)	タ表示システム (SPDS) を設置する。	及び「衛星電話設備(携	
ス(3)(vi)-⑱(「ヌ(3)(vii) 通信連絡設備」と兼用)	第 10.12-2 表 通信連絡を行うために必要な設備(常	安全パラメータ表示システム (SPDS) として,事故状態	帯型)」は,設置変更許	
又(3)(vi)-20一式	設)の主要機器仕様に記載する。	等の必要な情報を把握するために必要なパラメータ等を	可申請書(本文(五号))	
		収集し、緊急時対策所内で表示できるよう、データ収集装	におけるヌ(3)(vi)-®	
新星電話設備(固定型)	c. 衛星電話設備(固定型)	置、SPDS 伝送装置及び SPDS 表示装置を設置する設計とす	を設計及び工事の計画	
マ(3)(vi)-® (「ヌ(3)(vii) 通信連絡設備」と兼用)	第 10.12-2 表 通信連絡を行うために必要な設備(常	る。	における「計測制御系統	
	設)の主要機器仕様に記載する。		施設」のうち「基本設計	
		【計測制御系統施設】(基本設計方針)	方針」に整理しており整	
[可搬型重大事故等対処設備]		4. 通信連絡設備	合している。	
無線連絡設備(携帯型)	f . 無線連絡設備(携帯型)	4.1 通信連絡設備(発電所内)		
	第 10.12-3 表 通信連絡を行うために必要な設備(可	<中略>	設計及び工事の計画の	
ヌ(3) (vi)-⑩一式	搬型)の主要機器仕様に記載する。	警報装置として、十分な数量の送受話器(ページング)	ヌ(3)(vi)-⑩は,設置変	
		 (警報装置を含む。)及び多様性を確保した通信連絡設備		
衛星電話設備(携帯型)	d. 衛星電話設備(携帯型)	(発電所内)として、十分な数量の送受話器(ページング)		
ス(3)(vi)-⑱(「ヌ(3)(vii) 通信連絡設備」と兼用)	第 10.12-3 表 通信連絡を行うために必要な設備(可			
	搬型)の主要機器仕様に記載する。	話機、PHS 端末及び FAX)、移動無線設備(固定型)、移		
<u> </u>	72K-1177, 1177, 1281, 1281, 1291, 12	動無線設備(車載型),携行型通話装置,無線連絡設備(固		
		定型),無線連絡設備(携帯型),衛星電話設備(固定型)	設計及び工事の計画の	
		及び衛星電話設備(携帯型)を設置又は保管する設計とす	ヌ(3)(vi)-@は, 設置変	
		<u> 次の衛生电前政備(携帯空)</u> を改直又は休息する政計とする。	更許可申請書(本文(五	
		く中略>	安計可申請音(本文(五 号))の又(3)(vi)-20を	
		▽ 中崎 >重大事故等が発生した場合において,発電所内の通信連		

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
		絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要なる。		
		通信連絡設備(発電所内)及び計測等を行った特に重要な		
		パラメータを発電所内の必要な場所で共有するために必		
		要な通信連絡設備(発電所内)として, x(3)(vi)-20必要		
		な数量の衛星電話設備(固定型),衛星電話設備(携帯型),		
		無線連絡設備(固定型),無線連絡設備(携帯型)及び携		
		行型通話装置を設置又は保管する設計とする。なお、可搬		
		型については必要な数量に加え、故障を考慮した数量の予		
		備を保管する。		
		<中略>		
		緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデ		
		ータを伝送するための設備として、 <u>安全パラメータ表示シ</u>		
		ステム (SPDS) 🗵 (3) (vi) - 🗐 のうちデータ収集装置は、制		
		御建屋内に設置し,SPDS 伝送装置及び SPDS 表示装置は,		
		緊急時対策所内に設置する設計とする。		
		<中略>		
		4.2 通信連絡設備 (発電所外)		
		設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本		
		店、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事		
		故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる		
		通信連絡設備(発電所外)として、十分な数量の電力保安		
		通信用電話設備(固定電話機、PHS 端末、FAX 及び衛星保		
		安電話(固定型)),社内テレビ会議システム,局線加入		
		電話設備(加入電話機及び加入 FAX),専用電話設備(地		
		方公共団体向ホットライン),衛星電話設備(固定型),		
		衛星電話設備(携帯型)及び統合原子力防災ネットワーク		
		を用いた通信連絡設備(テレビ会議システム,IP 電話及び		
		IP-FAX)を設置又は保管する設計とする。		
		<中略>		
		重大事故等が発生した場合において,発電所外(社内外)		
		の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うため		
		に必要な通信連絡設備(発電所外)及び計測等を行った特		
		に重要なパラメータを発電所外(社内外)の必要な場所で		
		共有するための通信連絡設備 (発電所外) として, 図		

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備	考
MEANT THIE (TO (= V))	KEXXII I HIE (BIII) I KI	(3)(vi)-②必要な数量の衛星電話設備(固定型),衛星電	ш н н	VIII	
		話設備(携帯型)及び統合原子力防災ネットワークを用い			
		た通信連絡設備(テレビ会議システム, IP 電話及び IP-			
		FAX)を設置又は保管する設計とする。なお、可搬型につ			
		いては必要な数量に加え、故障を考慮した数量の予備を保			
		管する。			
		<中略>			
ヌ(3)(vi)-② 緊急時対策所加圧設備(空気ボンベ) ヌ(3)(vi)-② (「チ(1)(vi) 換気空調設備」と兼用) ヌ(3)(vi)-②本 数 415(予備125) ヌ(3)(vi)-② 章 約 47L(1本当たり)	第10.9-2表 緊急時対策所(重大事故等時)の主要機器仕様 (1) 緊急時対策所 c. 緊急時対策所加圧設備 (a) 緊急時対策所加圧設備(空気ボンベ) 第8.2-3表 換気空調設備(重大事故等時)(可搬型) の主要機器仕様に記載する。	【緊急時対策所】(基本設計方針) 1.1 緊急時対策所の設置等 1.1.2 設計方針 (4) 緊急時対策所機能の確保	設置変更許可申請書(本文(五号))の区(3)(vi) - ②は、設置変更許可申 請書(本文(五号))「チ (1)(vi) 換気空調設 備」に整合性を示す。		
		a. 居住性の確保			
		<中略>			
又(3)(vi)-②酸素濃度計	d. <u>酸素濃度計</u>	緊急時対策所には、酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動	設計及び工事の計画の		
個 数 1 (予備1)	兼用する設備は以下のとおり。	に支障がない範囲にあることを把握できるよう又(3)(vi)-	ヌ(3)(vi)-②は、設置変		
	・酸素濃度計 (通常運転時等)	② <u>酸素濃度計(緊急時対策所用)(個数 1(予備 1))</u> 及			
	<u>個 数</u> <u>1 (予備1)</u>	び <mark>又(3)(vi)-②二酸化炭素濃度計(緊急時対策所用)(個</mark>	号))のx(3)(vi)-22を		
	測定範囲 0~100%	<u>数 1 (予備 1))</u> を保管する設計とするとともに,室内へ	具体的に示しており整		
		の希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するため	合している。		
ヌ(3)(vi)-②二酸化炭素濃度計	e. <u>二酸化炭素濃度計</u>	の確実な判断ができるよう放射線量を監視、測定するた			
個 数 1 (予備1)	兼用する設備は以下のとおり。	め、さらに緊急時対策所加圧空気供給系による加圧判断の			
	・ 二酸化炭素濃度計 (通常運転時等)	ために使用する緊急時対策所可搬型エリアモニタ及び可			
	<u>個数</u> <u>1 (予備1)</u>	搬型モニタリングポストを保管する設計とする。			

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
	測定範囲 0.04~5.0%	<中略>		
ヌ(3)(vi)-②酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は,設計			設置変更許可申請書(本	
基準事故時及び重大事故等時ともに使用する。			文 (五号)) の又(3) (vi)	
			- ②については、添付資	
			料VI-1-9-3「緊急時対策	
			所の説明書」において具	
			体的に示しており整合	
			している。	
ヌ(3)(vi)-@緊急時対策所可搬型エリアモニタ	f. 緊急時対策所可搬型エリアモニタ		設置変更許可申請書(本	
ヌ(3)(vi)-② (「チ(1)(iii) 放射線監視設備」と兼用)	第 8.1-2 表 放射線管理設備(重大事故等時)の主要		文(五号))のX(3)(vi)	
ヌ(3)(vi)-②台 数 1 (予備1)	機器仕様に記載する。		- 24は、設置変更許可申	
			請書(本文(五号))「チ	
			(1)(iii) 放射線監視設	
			備」に整合性を示す。	
ヌ(3)(vi)-②可搬型モニタリングポスト	g. 可搬型モニタリングポスト		設置変更許可申請書(本	
ス(3)(vi)-② (「チ(2) 屋外管理用の主要な設備の種類」	第 8.1-2 表 放射線管理設備(重大事故等時)の主要		文 (五号)) の ^{ヌ(3) (vi)}	
と兼用)	機器仕様に記載する。		- ②は、設置変更許可申	
汉(3)(vi)-25台 数 9 (予備2)			請書(本文(五号))「チ	
			(2) 屋外管理用の主要	
			な設備の種類」に整合性	
			を示す。	

設置亦面並可由該事(木文(五号))	弘署亦 正 並可由善孝 (設計及が工事の計画 該当東西	敕 仝 壯	借考
以但及人们与下明目(不入(五万))	以巨久又们 当于明白 (孙门自规八) 以当于汉	以川及び工事が川岡 以口事が	正口上	VIII 75
電源車 (緊急時対策所用) (図3) (vi) - 図 台 数 1 (予備1**) 室 量 約 400kVA (区3) (vi) - ②※ 電源車 (緊急時対策所用) の予備1 台を電源車の予備と兼用する。		世紀 () () () () () () () () () (整合性 設計及び工事の計画の 又(3)(vi)-③は,設置変 更許可申請書(本文(五号))の 又(3)(vi)-⑤と 同義であり整合している。 設計及び工事の計画の 又(3)(vi)-②は,設置変 更許可申請書(本文(五号))の 又(3)(vi)-②を 具体的に示しており整合している。 設置変更許可申請書(本	備考
ヌ(3)(vi)-®タンクローリ ヌ(3)(vi)-® (「ヌ(2)(iv) 代替電源設備」と兼用) ヌ(3)(vi)-®台 数 2 (予備1) ヌ(3)(vi)-®容 量 約4.0kL(1台当たり)			設置変更許可申請書(本文(五号))の(3)(vi) - (3)(vi) - (3)(vi) - (3)(vi) - (3)(vi) - (3)(vi) - (3)(vi)	
			(2)(iv) 代替電源設備」に整合性を示す。	

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備	考
MEXAN THIE (TA (A.G.))	MEXAN THE WITHAM MATE	WHYO TANDE WITH	1E 1-	νп	
(vii) 通信連絡設備	10.12 通信連絡設備	【計測制御系統施設】(基本設計方針)			
	10.12.1 通常運転時等	4. 通信連絡設備			
	10. 12. 1. 1 概要	4.1 通信連絡設備(発電所内)			
通信連絡設備は、警報装置、通信連絡設備(発電所内)、	設計基準事故が発生した場合において、発電所内の人に	原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故	設計及び工事の計画の		
安全パラメータ表示システム (SPDS), 通信連絡設備	対し必要な指示ができるよう、警報装置及び多様性を確保	障その他の異常の際に、中央制御室等から人が立ち入る可	ヌ(3)(vii)-①は,設置変		
(発電所外)及びデータ伝送設備x(3)(vii)-①から構成さ	した通信連絡設備を設置又は保管する。	能性のある原子炉建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の	更許可申請書(本文(五		
れる。	また、発電所外の通信連絡をする必要がある場所と通信	人に操作、作業、退避の指示、事故対策のための集合等の	号)) の又(3) (vii)-①と		
	連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線に接続	連絡をブザー鳴動等により行うことができる設備及び音	同義であり整合してい		
	する。	声等により行うことができる設備として、警報装置及び通	る。		
		信連絡設備 (発電所内) x(3)(vii)-①を設置又は保管する			
		設計とする。			
		警報装置として、十分な数量の送受話器(ページング)			
		(警報装置を含む。)及び多様性を確保した通信連絡設備			
		(発電所内)として、十分な数量の送受話器(ページング)			
		(警報装置を含む。),電力保安通信用電話設備(固定電			
		話機、PHS 端末及び FAX)、移動無線設備(固定型)、移			
		動無線設備(車載型),携行型通話装置,無線連絡設備(固			
		定型),無線連絡設備(携帯型),衛星電話設備(固定型)			
		及び衛星電話設備(携帯型)を設置又は保管する設計とす			
		る。			
		また、緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータ			
		を伝送できる設備として、安全パラメータ表示システム			
		(SPDS) x(3)(vii)-①を設置する設計とする。			
		<中略>			
		4.2 通信連絡設備(発電所外)			
		設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本			
		店、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事			
		故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる			
		通信連絡設備(発電所外)として、十分な数量の電力保安			
		通信用電話設備(固定電話機、PHS端末、FAX 及び衛星保 で露話(田宮町)) 共内会長で会議された。 民籍加入			
		安電話(固定型))、社内テレビ会議システム、局線加入電話が供(than 電話が供入が加入 RAV) 東田電話が供(than においば、			
		電話設備(加入電話機及び加入 FAX),専用電話設備(地			
		方公共団体向ホットライン), 衛星電話設備(固定型),			

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備	考
		衛星電話設備(携帯型)及び統合原子力防災ネットワーク			
		を用いた通信連絡設備(テレビ会議システム,IP 電話及び			
		IP-FAX)を又(3)(vii)-①設置又は保管する設計とする。			
		また,発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム			
		(ERSS) へ必要なデータを伝送できる設備として, <u>データ</u>			
		伝送設備又(3)(vii)-①を設置する設計とする。			
		<中略>			
	10 10 1 0 7071 1101				
	10.12.1.2 設計方針				
		【計測制御系統施設】(基本設計方針)			
		4. 通信連絡設備			
		4.1 通信連絡設備(発電所内)			
又(3)(vii)-②発電用原子炉施設には、設計基準事故が発	(1) 設計基準事故が発生した場合において、中央制御室	ヌ(3) (vii) -②原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の			
生した場合において、中央制御室等から人が立ち入る可能	等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、タービン	損壊又は故障その他の異常の際に、中央制御室等から人が	x(3)(vii)-②は、設置変		
性のある原子炉建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の者	建屋等の建屋内外各所の者への必要な操作,作業又は退	立ち入る可能性のある原子炉建屋、タービン建屋等の建屋			
への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴	避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことがで	内外各所の人に操作、作業、退避の指示、事故対策のための集合なる。本格なずば、明和なにより行うことができる。	号)) の x(3) (vii) - ②を		
動等により行うことができる装置及び音声等により行う	きる装置及び音声等により行うことができる設備として、数切は関系が名はいるない。	の集合等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる	具体的に記載しており		
ことができる設備として、送受話器(ページング)(警報	て、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備(発電	設備及び音声等により行うことができる設備として、警報	整合している。		
装置を含む。),電力保安通信用電話設備,移動無線設備,	所内)を設置又は保管する設計とする。	装置及び通信連絡設備(発電所内)を設置又は保管する設			
携行型通話装置、無線連絡設備及び衛星電話設備の多様性		計とする。			
を確保した通信連絡設備(発電所内)を設置又は保管する		警報装置として、十分な数量の送受話器(ページング)			
<u>設計とする。</u>		<u>(警報装置を含む。)</u> 及び <u>多様性を確保した通信連絡設備</u>			
		(発電所内)として、十分な数量の送受話器(ページング)			
		(警報装置を含む。),電力保安通信用電話設備(固定電			
		話機、PHS 端末及び FAX)、移動無線設備(固定型)、移			
		動無線設備(車載型),携行型通話装置,無線連絡設備(固			
		定型),無線連絡設備(携帯型),衛星電話設備(固定型)			
		及び衛星電話設備(携帯型)を設置又は保管する設計とす			
また、緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータ	また、緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータ	また、緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータ		1	
を伝送できる設備として、安全パラメータ表示システム (CRDC) た 型圏 ナス型 トナス	を伝送できる設備として、安全パラメータ表示システム (CRDC) さ 記聞する記書します。	を伝送できる設備として、安全パラメータ表示システム (cppc) さずい思ったステル			
(SPDS)を設置する設計とする。	(SPDS)を設置する設計とする。	(SPDS)を設置する設計とする。			
警報装置、通信連絡設備(発電所内)及び安全パラメー	なお、警報装置、通信連絡設備(発電所内)及び安全パ	警報装置,通信連絡設備(発電所内)及び安全パラメー		1	
タ表示システム(SPDS)については、非常用所内電源設	ラメータ表示システム(SPDS)は、非常用所内電源設	タ表示システム (SPDS) については、非常用所内電源又は			
備又は無停電電源装置(充電器等を含む。)に接続し、外	備又は無停電電源装置(充電器等を含む。)に接続し、外	無停電電源(充電器等を含む。)に接続し、外部電源が期			

				- en-	
設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備	考
部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。	部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。	<u>待できない場合でも動作可能な設計とする。</u>		1	
		<中略>		1	
		4.2 通信連絡設備(発電所外)		1	
発電用原子炉施設には、設計基準事故が発生した場合に	(2) 設計基準事故が発生した場合において、発電所外の			1	
おいて、発電所外の本店、国、地方公共団体、その他関係	本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所	店、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事		1	
機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等に	<u>へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことが</u>	故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる		1	
より行うことができる設備として、電力保安通信用電話設	できる設備として、通信連絡設備(発電所外)を設置又	<u>通信連絡設備(発電所外)</u> として、十分な数量の <u>電力保安</u>		1	
備、社内テレビ会議システム、局線加入電話設備、専用電	は保管する設計とする。	通信用電話設備(固定電話機、PHS 端末、FAX 及び衛星保		1	
<u> 話設備,衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを</u>		安電話(固定型)), <u>社内テレビ会議システム</u> , <u>局線加入</u>		1	
用いた通信連絡設備の通信連絡設備(発電所外)を設置又		<u>電話設備</u> (加入電話機及び加入 FAX), <u>専用電話設備</u> (地		1	
は保管する設計とする。		方公共団体向ホットライン), 衛星電話設備(固定型),		1	
		衛星電話設備(携帯型)及び統合原子力防災ネットワーク		1	
		を用いた通信連絡設備(テレビ会議システム,IP 電話及び			
		IP-FAX) <u>を設置又は保管する設計とする。</u>		1	
また,発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム	また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム	また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム		1	
(ERSS)へ必要なデータを伝送できる設備として、デー	(ERSS) へ必要なデータを伝送できる設備として、デ	(ERSS) へ必要なデータを伝送できる設備として、データ		1	
タ伝送設備を設置する設計とする。	<u>ータ伝送設備を設置する設計とする。</u>	伝送設備を設置する設計とする。		1	
通信連絡設備(発電所外)及びデータ伝送設備について	通信連絡設備(発電所外)及びデータ伝送設備について	通信連絡設備(発電所外)及びデータ伝送設備について		1	
は、有線系回線、無線系回線又は衛星系回線による通信方	は、有線系回線、無線系回線又は衛星系回線による通信方	は、有線系回線、無線系回線又は衛星系回線による通信方		1	
式の多様性を確保した専用通信回線に接続し、輻輳等によ	式の多様性を確保した専用通信回線に接続し、輻輳等によ	式の多様性を確保した通信回線に接続する。		1	
<u>る制限を受けることなく常時使用できる設計とする。</u>	<u>る制限を受けることなく常時使用できる設計とする。</u>	電力保安通信用電話設備(固定電話機, PHS 端末, FAX			
		及び衛星保安電話(固定型))、統合原子力防災ネットワ		1	
		ークを用いた通信連絡設備(テレビ会議システム, IP 電話		1	
		及び IP-FAX),専用電話設備(地方公共団体向ホットラ		1	
		イン), 社内テレビ会議システム及びデータ伝送設備は,		1	
		専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることな		1	
		<u>く常時使用できる設計とする。</u> また、これらの専用通信回		1	
		線の容量は、通話及びデータ伝送に必要な容量に対し、十		1	
		分な余裕を確保した設計とする。		1	
通信連絡設備(発電所外)及びデータ伝送設備について	なお、通信連絡設備(発電所外)及びデータ伝送設備は、	通信連絡設備(発電所外)及びデータ伝送設備について		1	
は,非常用所内電源設備又は無停電電源装置(充電器等を	非常用所内電源設備又は無停電電源装置(充電器等を含	は,非常用所内電源又は無停電電源(充電器等を含む。)		1	
含む。) に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作	む。) に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可	に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設		1	
可能な設計とする。	能な設計とする。	<u>計とする。</u>		1	
		原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故		1	
		障その他の異常が発生した場合において、データ伝送設備		1	

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整 合 性	備考
		は、基準地震動Ssによる地震力に対し、地震時及び地震		
		後においても, 緊急時対策支援システム (ERSS) へ必要な		
		データを伝送する機能を保持するため、固縛又は固定によ		
		る転倒防止措置等を実施するとともに,信号ケーブル及び		
		電源ケーブルは、耐震性を有する電線管等の電路に敷設す		
		る設計とする。		
		<中略>		
	10.12.2 重大事故等時	【計測制御系統施設】 (基本設計方針)		
	10. 12. 2. 1 概要	4. 通信連絡設備		
		4.1 通信連絡設備 (発電所内)		
		<中略>		
重大事故等が発生した場合において,発電所の内外の通	重大事故等が発生した場合において,発電所の内外の通	重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連		
信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必	信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必	絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な		
要な通信連絡設備を設置又は保管する。	要な通信連絡設備を設置又は保管する。	通信連絡設備(発電所内)及び計測等を行った特に重要な		
	通信連絡設備の系統概要図を第10.12-1図に示す。	パラメータを発電所内の必要な場所で共有するために必		
		要な通信連絡設備(発電所内)として、必要な数量の衛星		
		電話設備(固定型),衛星電話設備(携帯型),無線連絡		
		設備(固定型),無線連絡設備(携帯型)及び携行型通話		
		装置を設置又は保管する設計とする。なお、可搬型につい		
		ては必要な数量に加え、故障を考慮した数量の予備を保管		
		する。		
		<中略>		
		4.2 通信連絡設備(発電所外)		
		<中略>		
		重大事故等が発生した場合において,発電所外(社内外)		
		の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うため		
		<u>に必要な通信連絡設備(発電所外)</u> 及び計測等を行った特		
		に重要なパラメータを発電所外(社内外)の必要な場所で		
		共有するための通信連絡設備(発電所外)として,必要な数		
		量の衛星電話設備(固定型),衛星電話設備(携帯型)及		
		び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備(テ		
		レビ会議システム,IP 電話及び IP-FAX) <u>を設置又は保管</u>		
		<u>する</u> 設計とする。なお、可搬型については必要な数量に加		

のはまた中央連出した場合に対す。 (1) 2.2.2 減付か。 (1) 2.2.2 減付か。 (1) 2.2.2 減付か。 (1) 3.3.2.2 減付か。 (2) 3.3.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2	凯恩亦再杂录由註卦 (十十 (十日))	型果亦再步 J 内 主 中 (近 山 中 塚 II)	게레고V오구호스레프 첫V호텔	#b ∧ ↓↓	/#:	-tr.
次上集を会び発生した場合において、別ので中の通信機会を行うための数価 大工業を会び発生した場合でおいて、別ので中の通信機会を行うための数価 大工業を受けるとした場合でおいて、別ので中の通信機会を行うための機合 大工業を受けるとした場合でおいて、別ので中の通信機会を行うための通信機会を行うための通信機会を行うための通信機会を行うための通信機会を行うための通信機会を行うための通信機会を行うための通信機会を行うための通信機会を行うための通信機会を行うための通信機会を行うための通信機会を行うためら場合でありた。 大工業のようにおいましました。日本のは、国家のデータを行送するとないましました。日本のは、国家のデータを対象では、日本のは、国家のデータを行るを対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を	設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性		考
10.12.2.2 設計分割 (1) 条集所での連門を表すったのの設備						
(1) 発電所内の通信が含を行うための環境 在大車被称が変生した場合において、発電所内の通信が含を行うための環境 をとする必要のも2単と当信機を行うための運貨を 症状に促血の中、薬の時が養水へ直入手後では次で、発電所内の通信が 症状に促血の中、薬の時が養水へ直入手後では次で、タータ表示 るために必要なデータを信徒できる変かがラークをは、 なたりに必要ながデータを見たできる変かがラークをは、 なたり、クラスト(8 PD DS 及び半側等を行った時に主要ながラークを発電が必要ながませます。 ステスト(8 PD DS 及び半側等を行った時に主要ながラークを発電が必要な話ではまするための運賃を を送信(停車所介)を退ける。 必要を発電が分の変な話ではまするための運賃を を送信(停車所介)を退ける。 必要を発電が分の変な話ではまするための運賃を を送信(停車所介)を退ける。 の表情で発生した場合をは、(場で型)及び割倒を発するがあるとして、要なな質量の宿星を表現し、と思慮し、と思慮のでは、(場で型)、解析を関いていている変な要素が、(場で型)、及び影響のようが、(場所のでいていている変な要素が)、(場所のでいている変な要素が)、(場所のでいていている変な要素が)、(場所のでの方が、)、(場所のでいている変な要素が)、(場下の変した要素の一般を使する。 「中毒・ 「大きの薬のある場合とは、(場で型)を対して、発生の対して、(場所の)の方の方が、クタの変したと、(場所の)の方の方が、クタを表面が、(場所の)の方のが、クタの変を表れて、(場所の)の方のが、クタの変を表れて、(場所の)の面に、(場に、(場に、(場に、(場に、(場に、(場に、(場に、(場に、(場に、(場			\ T ME /			
(1) 発電所内の通信が含を行うための環境 在大車被称が変生した場合において、発電所内の通信が含を行うための環境 をとする必要のも2単と当信機を行うための運貨を 症状に促血の中、薬の時が養水へ直入手後では次で、発電所内の通信が 症状に促血の中、薬の時が養水へ直入手後では次で、タータ表示 るために必要なデータを信徒できる変かがラークをは、 なたりに必要ながデータを見たできる変かがラークをは、 なたり、クラスト(8 PD DS 及び半側等を行った時に主要ながラークを発電が必要ながませます。 ステスト(8 PD DS 及び半側等を行った時に主要ながラークを発電が必要な話ではまするための運賃を を送信(停車所介)を退ける。 必要を発電が分の変な話ではまするための運賃を を送信(停車所介)を退ける。 必要を発電が分の変な話ではまするための運賃を を送信(停車所介)を退ける。 の表情で発生した場合をは、(場で型)及び割倒を発するがあるとして、要なな質量の宿星を表現し、と思慮し、と思慮のでは、(場で型)、解析を関いていている変な要素が、(場で型)、及び影響のようが、(場所のでいていている変な要素が)、(場所のでいている変な要素が)、(場所のでいていている変な要素が)、(場所のでの方が、)、(場所のでいている変な要素が)、(場下の変した要素の一般を使する。 「中毒・ 「大きの薬のある場合とは、(場で型)を対して、発生の対して、(場所の)の方の方が、クタの変したと、(場所の)の方の方が、クタを表面が、(場所の)の方のが、クタの変を表れて、(場所の)の方のが、クタの変を表れて、(場所の)の面に、(場に、(場に、(場に、(場に、(場に、(場に、(場に、(場に、(場に、(場						
(1) 発電所内の通信が含を行うための環境 在大車被称が変生した場合において、発電所内の通信が含を行うための環境 をとする必要のも2単と当信機を行うための運貨を 症状に促血の中、薬の時が養水へ直入手後では次で、発電所内の通信が 症状に促血の中、薬の時が養水へ直入手後では次で、タータ表示 るために必要なデータを信徒できる変かがラークをは、 なたりに必要ながデータを見たできる変かがラークをは、 なたり、クラスト(8 PD DS 及び半側等を行った時に主要ながラークを発電が必要ながませます。 ステスト(8 PD DS 及び半側等を行った時に主要ながラークを発電が必要な話ではまするための運賃を を送信(停車所介)を退ける。 必要を発電が分の変な話ではまするための運賃を を送信(停車所介)を退ける。 必要を発電が分の変な話ではまするための運賃を を送信(停車所介)を退ける。 の表情で発生した場合をは、(場で型)及び割倒を発するがあるとして、要なな質量の宿星を表現し、と思慮し、と思慮のでは、(場で型)、解析を関いていている変な要素が、(場で型)、及び影響のようが、(場所のでいていている変な要素が)、(場所のでいている変な要素が)、(場所のでいていている変な要素が)、(場所のでの方が、)、(場所のでいている変な要素が)、(場下の変した要素の一般を使する。 「中毒・ 「大きの薬のある場合とは、(場で型)を対して、発生の対して、(場所の)の方の方が、クタの変したと、(場所の)の方の方が、クタを表面が、(場所の)の方のが、クタの変を表れて、(場所の)の方のが、クタの変を表れて、(場所の)の面に、(場に、(場に、(場に、(場に、(場に、(場に、(場に、(場に、(場に、(場		10.12.2.2 設計方針	4.1 通信連絡設備(発電所内)			
董人等高等が発生した場合において、発生所作の通信器						
遊生する必要のかる地面と理信は参与行うための通信は 認定権(保護部内)、発金維性系統・数大学の表生を対しませせった。 方かれる必要なテータを信託するの変元分テークを信託することが主要を対す。 方かれる必要なテータを信託することが支出を対するとかである。 シスタム(SEDS)及び制度を行った特に重要な メータを発電所いめ必要な展析で生有するとめの通信を 経済権(保護所内)と記ける。 本語権・保護所内)と記ける。 本語権・保護所内)と記ける。 本語権・保護所内)と記ける。 本語権・保護所内)と記ける。 本語権・保護所内)と記ける。 本語権・保護所内)と記ける。 本語権・保護所内)と記ける。 本語権・保護所内として、必要な要の物理 を認備(保護所内)と記ける。 本語権・保護所内として、必要な要の物理 を認備(保護所内)と記ける。 本語権・保護所内とおいて、経験を表に対しるという。 本語権・保護所内とおいて、経験の対策を任き、 の中略と なに必要が次素に加え、数にを考達した放量の下信を任き する。 本語を表に加え、数にを考達した放量の下信を任き する。 本の表に対して、変更でラークを示す の中略と 不会に対して、変更でラークを表す。 の中略と 不会に対して、変更でラークを表す。 の中略と 不会に対して、変更でラークを表す。 の中略と 不会に対して、変更でラークを表す。 の中略と 本語は、保護所内 のに設定する表がといて、発達所内の通信に 経色すると変のかると規則、連続性・数を行うための通信は 統定権・保護所介として、企業の表に対して、変更を表がといて、発達所内の通信は 統定性・保護所のといて、発達所内の通信は 統定性・保護所のとして、発達を表がといて、発達所内の通信は 統定性・保護所のといて、発達所内の通信は 統定性・保護所のといて、発達所内の通信は 統定性・保護所のといて、発達所内のの通信は 統定性・保護所のといて、発達所内のの表が場所に対していて、発達所内のの場に 統定性・保護所のといて、発達所内のの表が場合に対していて、発達所向に をでするを表がとなる表がといて、発達所内のの表が場合に対していて、発達所内のの表が、 を定するを要のある規則、建度であるといて、発達の表が、 を行るを要のある機関に対したことに必要な を定するを要のある機関に対していて、発達を表がないて、 表述するを要のある機関に対していて、発達を表がないて、 を定するといて、発達を表がで、といて、かまの表がといて、 表述性・保護的 といて、の表が発達しまままままままままままままままままままままままままままままままままままま	■ 重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連					
公表生に年間所に、製造性が宣称、点大率放享に対象で						
整設備(発電所内)を設ける。 整設備(発電所内)を設ける。 整設備(発電所内)を設ける。 認確(関定制)、無線連絡設備(携帯制)及び持行単高語 装置を設置又は保管する設計とする。たお、可線型については必要な数配に加え、放揮を考慮した数量の予備を保管 する。 《中略> 整急時対度所へ宣大事故等に対処するために必要なデークを依許するための設備として、安全パラメータ表示と スケム(STOS)のうちデータ収集実満で、制御事業内に設置し、別係 伝送装置及び STOS よのうちデータ収集実満で、制御事業内に設置し、別係 伝送装置及び STOS よのうちデータ収集実満で、制御事業内に設置し、別係 伝送装置及び STOS よのうちデータ収集実満で、制御事業内に設置し、別係 伝送装置及び STOS よのきの表の設備として、安全パラメータ表示と スケム(STOS)のうちデータ収集実満で、制御事業内に設置し、別の 5D						
安置を設置又は保管する設計とする。						
では必要な数量に加え、放便を考慮した数量の予備を保管する。 《中略》 ※監験対策所へ重大事故等に対処するために必要なアークを低強するための整確として、安全ペシノータ表示システム(SPDS)のうちアータ収集製置は、制御健量内に設置し、SPDS 伝送器度及びSPDS 表示装置は、緊急時対策所内に設置し、SPDS 伝送器度及びSPDS 表示装置は、緊急時対策所内に設置する表計とする。 本人事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をするとありある場所と通信運移をするための通信連絡をするとありある場所と通信運移を行うための通信連絡をするとありある場所と通信運移を行うための通信連絡を信息を表して、使工能活成備、発電所内)として、使工能活成備、無線連絡設備及び場行型通話装置を設置とは保管する設計とする。 及び場行型通話装置を設置とは保管する設計とする。 及び場行型通話装置を設置とは保管する設計とする。 及び場合型が開発を行うための通信連絡を信息を表して、変更のある場所と通信運移を行うために必要を発表した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所を通信運移を行うために必要を発表が優に発電が関係の表しませます。 及び場合型通話装置を設置とは保管する設計とする。 及び場合型通話装置を設置とは保管する設計とする。 ないまた、実に関係を表した場合において、発電所内の通信連絡を表した場合において、発電所内の通信連絡を表した場合において、発電所内の表して場合である場所を表した場合に表した。 を表していまた。 ないまた、大きないまた。 ないまた。 ないまた、大きないまた。 ないまため、大きないまた。 ないまたいまた。 ないまたが、大きないまた。 ないまたが、大きないまた。 ないまたが、大きないまた。 ないまたが、大きないまたが、大きないまた。 ないまたが、大きないま	лива (пр. 170 - В/Л 1 3 / С ва 17 Ф о	THE VIII (20 PEDZ) 1 37 C BALL WO				
# 大字数等が発生した場合において、発生所内の通信連						
(中略 > <u> 照急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なアークを伝送するための設備として、安全パラメーク表示とステム(SPDS)のうちデーク収集装置は、制御体型内に設置し、SPDS 伝送装置及び SPDS 表示装置は、製油体所の設置は、製売時対策所へ内に設置する設計とする。 </u>						
整念時対策所へ電大車依等に対処するために必要なデータを伝送するための設備として、安全パラメータ表示システム(SPDS)のうちデータ収集装置は、制御建屋内に設置し、SPDS 伝送装置及び SPDS 表示装置は、緊急時対策所内に設置し、SPDS 伝送装置及び SPDS 表示装置は、緊急時対策所内に設置しる設計とする。						
- タを伝送するための設備として、安全パラメーク表示システム(SPDS)のうちゲータ収集装置は、制御津屋内に設置し、SPDS 伝送装置及び SPDS 表示装置は、制御津屋内に設置し、SPDS 伝送装置及び SPDS 表示装置は、開御津屋内に設置し、SPDS 伝送装置及び SPDS 表示装置は、開御津屋内に設置し、SPDS 在送装置及び SPDS 表示装置は、開御津屋内に設置し、SPDS 在送装置及び SPDS 表示装置は、原急時対策所内に設置する設計とする。						
本 (国定型)、 からもデータ収集装置は、削御建壁内に設置し、SPDS 伝送装置及び SPDS 表示装置は、削御建壁内に設置し、SPDS 伝送装置及び SPDS 表示装置は、緊急時対策所内に設置する設計とする。						
■大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連 整をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信連 整設備(発電所内)として、衛星電話設備、無線連絡設備 及び携行型通話装置を設置又は保管する設計とする。 本大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連 をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信連 をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信連 をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信連 をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信連 を表表して場合において、発電所内の通信連 を表表した場合において、発電所内の通信連 を表表した場合において、発電所内の通信連 をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な 通信連絡設備(発電所内)及び計測等を行った特に重要な パラメータを発電所内の必要な場所で共有するために必要な 要な通信連絡設備(発電所内)として、必要な数量の衛星 電話設備(固定型)、無線連絡設備(接帯型)、無線連絡 設備(固定型)、無線連絡設備(接帯型)及び接行型通話 装置を設置又は保管する設計とする。なお、可模型につい						
本 通信連絡設備(発電所内) 重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信連絡を行うための通信連絡を行うための通信連絡を行うための通信連絡を行うための通信連絡を行うための通信連絡を行うために必要な経費が、発生した場合において、発電所内)として、衛星電話設備、無線連絡設備及び携行型通話装置を設置又は保管する設計とする。 本						
□ 本大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連整をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信連整をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信連整を行うための通信連整を行うための通信連整を行うための通信連整を行うための通信連整を行うために必要な整設備(発電所内)として、衛星電話設備、無線連絡設備をできる必要のある場所と通信連絡を行うために必要な整設備(発電所内)として、衛星電話設備、無線連絡設備をできる設計とする。 □ 本事故等が発生した場合において、発電所内の通信連整をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な整定は構造を設置又は保管する設計とする。 本書 本 本 本 な ま な ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま						
a. 通信連絡設備(発電所内) 重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連 <u>施をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信連</u> <u>経をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信連</u> <u>経をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信連</u> <u>経をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信連</u> <u>経をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信連</u> <u>経をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な</u> <u>格設備(発電所内)として、衛星電話設備、無線連絡設備</u> <u>及び携行型通話装置を設置又は保管する設計とする。</u> <u>版び携行型通話装置を設置又は保管する設計とする。</u> <u>版び携行型通話装置を設置又は保管する設計とする。</u> <u>版で携行型通話装置を設置又は保管する設計とする。</u> <u>版で携行型通話装置を設置又は保管する設計とする。</u> <u>版で携行型通話装置を設置又は保管する設計とする。</u> <u>版で集で所内)として、必要な数量の衛星電話設備(固定型)、衛星電話設備(携帯型)及び携行型通話装置を設置又は保管する設計とする。</u> <u>版像に固定型)、無線連絡設備(携帯型)及び携行型通話装置を設置又は保管する設計とする。</u> <u>版僧(固定型)、無線連絡設備(携帯型)及び携行型通話装置を設置又は保管する設計とする。</u> <u>版僧(固定型)、無線連絡設備(携帯型)及び携行型通話装置を設置又は保管する設計とする。</u> <u>版僧(固定型)、無線連絡設備(携帯型)及び携行型通話装置を設置又は保管する設計とする。</u> <u>版僧(固定型)、無線連絡設備(携帯型)及び携行型通話装置を設置又は保管する設計とする。</u> <u>版僧(固定型)、無線連絡設備(携帯型)及び携行型通話装置を設置又は保管する設計とする。</u> <u>成僧(固定型)、無線連絡設備(携帯型)及び携行型通話装置を設置又は保管する設計とする。</u> <u>成僧(固定型)、無線連絡設備(携帯型)及び携行型通話装置を設置又は保管する設計とする。</u> <u>成僧(固定型)、無線連絡設備(携帯型)及び携行型通話装置を設置又は保管する設計とする。</u> <u>別備(固定型)、無線連絡設備(携帯型)及び携行型通話装置を設置又は保管する設計とする。</u> <u>別備(固定型)、無線連絡設備(携帯型)及び携行型通話装置を設置又は保管する設計とする。</u> <u>別</u>						
■ 重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信連絡設備(発電所内)として、衛星電話設備、無線連絡設備後電所内)として、衛星電話設備、無線連絡設備を設置又は保管する設計とする。 ■ 大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信連絡設備(発電所内)として、衛星電話設備、無線連絡設備をできる必要のある場所と通信連絡を行うために必要な過行連絡設備(発電所内)及び計測等を行った特に重要なが、ラメータを発電所内の必要な場所で共有するために必要な場所で共有するために必要な過信連絡設備(発電所内)として、必要な数量の衛星電話設備(固定型)、衛星電話設備(携帯型)及び携行型通話装置を設置又は保管する設計とする。 ■ 大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な過信連絡設備(発電所内)として、発電が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な過程連絡設備(発電所内)及び計測等を行った特に重要なが、ラメータを発電所内の必要な場所で共有するために必要な過信連絡設備(固定型)、機量電話設備(携帯型)及び携行型通話装置を設置又は保管する設計とする。なお、可機型につい						
■ 重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信連絡設備(発電所内)として、衛星電話設備、無線連絡設備後電所内)として、衛星電話設備、無線連絡設備を設置又は保管する設計とする。 ■ 大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信連絡設備(発電所内)として、衛星電話設備、無線連絡設備をできる必要のある場所と通信連絡を行うために必要な過行連絡設備(発電所内)及び計測等を行った特に重要なが、ラメータを発電所内の必要な場所で共有するために必要な場所で共有するために必要な過信連絡設備(発電所内)として、必要な数量の衛星電話設備(固定型)、衛星電話設備(携帯型)及び携行型通話装置を設置又は保管する設計とする。 ■ 大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な過信連絡設備(発電所内)として、発電が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な過程連絡設備(発電所内)及び計測等を行った特に重要なが、ラメータを発電所内の必要な場所で共有するために必要な過信連絡設備(固定型)、無線連絡設備(携帯型)及び携行型通話装置を設置又は保管する設計とする。なお、可機型につい		 a. 通信連絡設備(発電所内)	4.1 通信連絡設備(発電所内)			
重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信連絡を行うために必要な過信連絡を行うための通信連絡を行うための通信連絡を行うための通信連絡を行うための通信連絡を行うための通信連絡を行うために必要な過信連絡を行うための通信連絡を行うための通信連絡を行うための通信連絡を行うための通信連絡を行うための通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信連絡を行うための通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な過信連絡を行うを設計とする。過信連絡設備(発電所内)及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有するために必要な過信連絡をする必要が多様に重要なが表生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な過信連絡を行うために必要な過信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な過信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要なが通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な過信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な過信連絡設備(発電所内)及び携行型通話表面は関係を行うとして、必要な数量のでは関係を行うとして、必要な数量のでは関係を行うとして、必要な数量のでは関係を行うとして、必要な数量のでは関係を行うとして、必要な数量のでは関係を行うとして、必要な数量のでは関係を行うとして、必要な数量のでは関係を行うとして、必要な数量のでは関係を行うを表面を表面を表面を表面を表面を表面を表面を表面を表面を表面を表面を表面を表面を			<中略>			
絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信連 終設備(発電所内)として、衛星電話設備、無線連絡設備 及び携行型通話装置を設置又は保管する設計とする。	 重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連	 重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連	重大事故等が発生した場合において,発電所内の通信連			
移設備(発電所内)として,衛星電話設備,無線連絡設備 及び携行型通話装置を設置又は保管する設計とする。 及び携行型通話装置を設置又は保管する設計とする。 及び携行型通話装置を設置又は保管する設計とする。 及び携行型通話装置を設置又は保管する設計とする。 返び携行型通話装置を設置又は保管する設計とする。 返び携行型通話装置を設置又は保管する設計とする。 返び携行型通話装置を設置又は保管する設計とする。 返び携行型通話装置を設置又は保管する設計とする。 返付、発電所内)として,必要な数量の衛星 電話設備(固定型),無線連絡設備(携帯型)及び携行型通話 装置を設置又は保管する設計とする。なお,可搬型につい						
及び携行型通話装置を設置又は保管する設計とする。						
要な通信連絡設備(発電所内) <u>として、</u> 必要な数量の衛星電話設備(固定型), <u>衛星電話設備(携帯型),無線連絡</u> 設備(固定型),無線連絡設備(携帯型)及び携行型通話 装置を設置又は保管する設計とする。なお、可搬型につい						
電話設備(固定型),衛星電話設備(携帯型),無線連絡 設備(固定型),無線連絡設備(携帯型)及び携行型通話 装置を設置又は保管する設計とする。なお、可搬型につい						
設備(固定型),無線連絡設備(携帯型)及び携行型通話 装置を設置又は保管する設計とする。なお、可搬型につい						
<u>装置を設置又は保管する設計とする。</u> なお、可搬型につい						

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
双直及关时 引于明音(个人(五方))	以但及关门 引于明音(你的音想八)以 当 事况	する。		V⊞ [∕] ¬
		<中略>		
緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデ	 緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデ	緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデ		
ータを伝送するための設備として、データ収集装置、SP	ータを伝送するための設備として、データ収集装置、SP	ータを伝送するための設備として、安全パラメータ表示シ		
DS伝送装置及びSPDS表示装置で構成する安全パラ	DS伝送装置及びSPDS表示装置で構成する安全パラ	ステム (SPDS) のうちデータ収集装置は、制御建屋内に設		
メータ表示システム(SPDS)を設置する設計とする。	メータ表示システム (SPDS) を設置する設計とする。	置し、SPDS 伝送装置及び SPDS 表示装置は、緊急時対策所		
		内に設置する設計とする。		
		<中略>		
衛星電話設備のうち衛星電話設備(携帯型)は,緊急時	衛星電話設備のうち衛星電話設備(携帯型)は、緊急時	衛星電話設備(携帯型)は,緊急時対策所内に保管する		
対策所内に保管する設計とする。	対策所内に保管する設計とする。	<u>設計とする。</u>		
無線連絡設備のうち無線連絡設備(携帯型)は,中央制	無線連絡設備のうち無線連絡設備(携帯型)は、中央制	<u>無</u> 線連絡設備(携帯型)は,中央制御室及び緊急時対策		
御室及び緊急時対策所内に保管する設計とする。	御室及び緊急時対策所内に保管する設計とする。	所内に保管する設計とする。		
携行型通話装置は、中央制御室内に保管する設計とす	携行型通話装置は、中央制御室内に保管する設計とす	携行型通話装置は中央制御室内に保管する設計とする。		
<u> 3.</u>	<u>3.</u>	<中略>		
安全パラメータ表示システム (SPDS) のうちデータ	安全パラメータ表示システム (SPDS) のうちデータ	緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデ		
収集装置は、制御建屋内に設置し、SPDS伝送装置及び	収集装置は、制御建屋内に設置し、SPDS伝送装置及び	ータを伝送するための設備として, <u>安全パラメータ表示シ</u>		
SPDS表示装置は、緊急時対策所内に設置する設計とす	SPDS表示装置は、緊急時対策所内に設置する設計とす	ステム (SPDS) のうちデータ収集装置は,制御建屋内に設		
<u>3.</u>	<u>3.</u>	置し,SPDS 伝送装置及び SPDS 表示装置は,緊急時対策所		
		内に設置する設計とする。		
		<中略>		
衛星電話設備のうち衛星電話設備(固定型)及び無線連	衛星電話設備のうち衛星電話設備(固定型)及び無線連	衛星電話設備(固定型)及び無線連絡設備(固定型)は,		
絡設備のうち無線連絡設備(固定型)は、中央制御室及び	絡設備のうち無線連絡設備(固定型)は、中央制御室及び	中央制御室及び緊急時対策所内に設置する設計とする。		
緊急時対策所内に設置し、屋外に設置したアンテナと接続	緊急時対策所内に設置し、屋外に設置したアンテナと接続	<中略>		
することにより、屋内で使用できる設計とする。また、衛	することにより、屋内で使用できる設計とする。また、衛	衛星電話設備(固定型)及び無線連絡設備(固定型)は,		
星電話設備及び無線連絡設備のうち中央制御室内に設置	星電話設備及び無線連絡設備のうち中央制御室内に設置	屋外に設置したアンテナと接続することにより、屋内で使		
する衛星電話設備(固定型)及び無線連絡設備(固定型)	する衛星電話設備(固定型)及び無線連絡設備(固定型)	用できる設計とする。		
は、中央制御室待避所においても使用できる設計とする。	は、中央制御室待避所においても使用できる設計とする。	中央制御室内に設置する衛星電話設備(固定型)及び無		
		線連絡設備(固定型)は、中央制御室待避所においても使		
		用できる設計とする。		
衛星電話設備及び無線連絡設備のうち中央制御室内に	衛星電話設備及び無線連絡設備のうち中央制御室内に	中央制御室内に設置する衛星電話設備(固定型)及び無		
設置する衛星電話設備(固定型)及び無線連絡設備(固定	設置する衛星電話設備(固定型)及び無線連絡設備(固定	線連絡設備(固定型)は、非常用交流電源設備に加えて、		
型)は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が	型)は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が	全交流動力電源が喪失した場合においても, 代替電源設備		
喪失した場合においても,代替電源設備である常設代替交	喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替交	である常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設		
流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可	流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可	備からの給電が可能な設計とする。		
能な設計とする。	能な設計とする。			

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備	考
衛星電話設備及び無線連絡設備のうち緊急時対策所内	衛星電話設備及び無線連絡設備のうち緊急時対策所内	緊急時対策所内に設置する衛星電話設備(固定型)及び			
に設置する衛星電話設備(固定型)及び無線連絡設備(固	に設置する衛星電話設備(固定型)及び無線連絡設備(固	無線連絡設備(固定型)は、非常用交流電源設備に加えて、			
定型)は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源	定型)は,非常用交流電源設備に加えて,全交流動力電源	全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備			
が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替	が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替	である常設代替交流電源設備又は緊急時対策所用代替交			
交流電源設備又は緊急時対策所用代替交流電源設備から	交流電源設備又は緊急時対策所用代替交流電源設備から	流電源設備からの給電が可能な設計とする。			
の給電が可能な設計とする。	の給電が可能な設計とする。				
衛星電話設備のうち衛星電話設備 (携帯型), 無線連絡	衛星電話設備のうち衛星電話設備(携帯型),無線連絡	衛星電話設備(携帯型),無線連絡設備(携帯型)及び			
設備のうち無線連絡設備(携帯型)及び携行型通話装置は,	設備のうち無線連絡設備 (携帯型) 及び携行型通話装置は,	携行型通話装置は,充電式電池又は乾電池を使用する設計			
<u> 充電式電池又は乾電池を使用する設計とする。</u>	充電式電池又は乾電池を使用する設計とする。	<u>とする。</u>			
<u> 充電式電池を用いるものについては</u> , ほかの端末又は予	充電式電池を用いるものについては、ほかの端末又は予	<u> 充電式電池を用いるものについては、ほかの端末又は予</u>			
備の充電式電池と交換することにより7日間以上継続し	備の充電式電池と交換することにより7日間以上継続し	備の充電式電池と交換することにより7日間以上継続して			
て通話を可能とし,使用後の充電式電池は,中央制御室又	て通話を可能とし、使用後の充電式電池は、中央制御室又	通話を可能とし, 使用後の充電式電池は, 中央制御室又は			
は緊急時対策所の電源から充電することができる設計と	は緊急時対策所の電源から充電することができる設計と	緊急時対策所の電源から充電することができる設計とす			
<u>する。</u>	<u>する。</u>	<u>3.</u>			
また, 乾電池を用いるものについては, 予備の乾電池と	また, 乾電池を用いるものについては, 予備の乾電池と	また, 乾電池を用いるものについては, 予備の乾電池と			
交換することにより、7日間以上継続して通話ができる設	交換することにより、7日間以上継続して通話ができる設	交換することにより、7 日間以上継続して通話ができる設			
<u>計とする。</u>	計とする。	<u>計とする。</u>			
安全パラメータ表示システム (SPDS) のうちデータ	<u>安全パラメータ表示システム(SPDS)のうちデータ</u>	安全パラメータ表示システム (SPDS) のうちデータ収集			
収集装置は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電	収集装置は,非常用交流電源設備に加えて,全交流動力電	装置は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が			
源が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代	源が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代	喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替交			
替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電	替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電	流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可			
が可能な設計とする。	が可能な設計とする。	能な設計とする。			
安全パラメータ表示システム (SPDS) のうちSPD	<u>安全パラメータ表示システム(SPDS)のうちSPD</u>	安全パラメータ表示システム (SPDS) のうち SPDS 伝送			
S伝送装置及びSPDS表示装置は、非常用交流電源設備	S伝送装置及びSPDS表示装置は,非常用交流電源設備	装置及び SPDS 表示装置は,非常用交流電源設備に加えて,			
に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代	に加えて,全交流動力電源が喪失した場合においても,代	全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備			
替電源設備である常設代替交流電源設備又は緊急時対策	替電源設備である常設代替交流電源設備又は緊急時対策	である常設代替交流電源設備又は緊急時対策所用代替交			
所用代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。	所用代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。	流電源設備からの給電が可能な設計とする。			
	主要な設備は,以下のとおりとする。	<中略>			
	・衛星電話設備 (固定型)				
	・衛星電話設備 (携帯型)				
	・無線連絡設備 (固定型)				
	・無線連絡設備(携帯型)				
	・携行型通話装置				
	・安全パラメータ表示システム(SPDS)				
	(データ収集装置、SPDS伝送装置及びSPDS表示				

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備	考
	装置)				
	• 常設代替交流電源設備 (10.2 代替電源設備)				
	• 可搬型代替交流電源設備(10.2 代替電源設備)				
	・緊急時対策所用代替交流電源設備(10.9 緊急時対策				
	所)				
	その他、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設				
	備を重大事故等対処設備(設計基準拡張)として使用する。				
	b. 計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必	【計測制御系統施設】(基本設計方針)			
	要な場所で共有する通信連絡設備(発電所内)	4.1 通信連絡設備(発電所内)			
		<中略>			
重大事故等が発生した場合に計測等を行った特に重要	重大事故等が発生した場合に計測等を行った特に重要	重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連	設計及び工事の計画の		
なパラメータを発電所内の必要な場所で共有する通信通	-		ヌ(3)(vii)-③は,設置変		
- 終設備(発電所内)は,ヌ(3)(vii)-③通信連絡設備(発電	- 終設備(発電所内)は,「(1) a. 通信連絡設備(発電所	通信連絡設備(発電所内)及び計測等を行った特に重要な			
<u> </u>	内)」と同じである。	パラメータを発電所内の必要な場所で共有するために必	号)) の ^{ヌ(3) (vii)-③} を		
		要な通信連絡設備(発電所内)として, 図(3)(vii)-③必要	具体的に記載しており		
		な数量の衛星電話設備(固定型),衛星電話設備(携帯型),	整合している。		
		無線連絡設備(固定型),無線連絡設備(携帯型)及び携			
		行型通話装置を設置又は保管する設計とする。なお、可搬			
		型については必要な数量に加え、故障を考慮した数量の予			
		備を保管する。			
		<中略>			
ヌ(3)(vii)-④重大事故等に対処するためのデータ伝送の		ヌ(3)(vii)-④重大事故等が発生した場合に必要な通信連	設計及び工事の計画の		
機能に係る設備及び緊急時対策所の通信連絡機能に係る		A設備 (発電所内) 及び安全パラメータ表示システム	ヌ(3)(vii)-④は,設置変		
設備としての安全パラメータ表示システム (SPDS),		(SPDS) については、基準地震動Ssによる地震力に対し、	更許可申請書(本文(五		
無線連絡設備,携行型通話装置及び衛星電話設備について		地震時及び地震後においても通信連絡に係る機能を保持	号))の ^{ヌ(3) (vii)-④} と		
は、固縛又は転倒防止処置を講じる等、基準地震動Ssi		するため、固縛又は固定による転倒防止措置等を実施する	同義であり整合してい		
よる地震力に対し、機能喪失しない設計とする。		とともに、信号ケーブル及び電源ケーブルは、耐震性を有	る。		
		する電線管等に敷設する設計とする。			
	(2) 発電所外との通信連絡を行うための設備	4.2 通信連絡設備(発電所外)			
		<中略>			
重大事故等が発生した場合において,発電所外(社内外)	重大事故等が発生した場合において,発電所外(社内外)	重大事故等が発生した場合において,発電所外(社内外)			
の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うため		の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うため			
に必要な通信連絡設備(発電所外)、発電所内から発電所		に必要な通信連絡設備(発電所外)及び計測等を行った特			

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備	考
外の緊急時対策支援システム(ERSS)へ必要なデータ	外の緊急時対策支援システム(ERSS)へ必要なデータ	に重要なパラメータを発電所外(社内外)の必要な場所で			
を伝送できるデータ伝送設備及び計測等を行った特に重	を伝送できるデータ伝送設備及び計測等を行った特に重	共有するための通信連絡設備(発電所外)として,必要な			
要なパラメータを発電所外の必要な場所で共有するため	要なパラメータを発電所外の必要な場所で共有するため	数量の衛星電話設備(固定型),衛星電話設備(携帯型)			
の通信連絡設備(発電所外)を設ける。	の通信連絡設備(発電所外)を設ける。	及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備			
		(テレビ会議システム,IP 電話及び IP-FAX) <u>を設置</u> 又は			
		保管する設計とする。なお、可搬型については必要な数量			
		に加え、故障を考慮した数量の予備を保管する。			
		<中略>			
		重大事故等が発生した場合において、発電所内から発電			
		所外の緊急時対策支援システム (ERSS) へ必要なデータを			
		伝送できる設備として, SPDS 伝送装置で構成するデータ伝			
		送設備を緊急時対策所内に <u>設置する</u> 設計とする。			
		<中略>			
	a. 通信連絡設備(発電所外)	4.2 通信連絡設備(発電所外)			
		<中略>			
重大事故等が発生した場合において,発電所外(社内外)	重大事故等が発生した場合において,発電所外(社内外)	重大事故等が発生した場合において,発電所外(社内外)			
の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うため	の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うため	の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うため			
の通信連絡設備(発電所外)として、衛星電話設備及び統	の通信連絡設備(発電所外)として、衛星電話設備及び統	<u>に必要な通信連絡設備(発電所外)</u> 及び計測等を行った特			
合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備を設置	合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備を設置	に重要なパラメータを発電所外(社内外)の必要な場所で			
又は保管する設計とする。	又は保管する設計とする。	共有するための通信連絡設備(発電所外) <u>として,</u> 必要な			
	<中略>	数量の衛星電話設備(固定型),衛星電話設備(携帯型)			
		及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備			
		(テレビ会議システム,IP 電話及び IP-FAX)を <u>設置又は</u>			
		<u>保管する設計とする。</u> なお,可搬型については必要な数量			
		に加え、故障を考慮した数量の予備を保管する。			
		<中略>			
		4.1 通信連絡設備(発電所内)			
		<中略>			
ヌ(3)(vii)-⑤衛星電話設備は,通信連絡設備(発電所内)	衛星電話設備は,「(1) a . 通信連絡設備(発電所内)」	重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連	設計及び工事の計画の		
と同じである。	と同じである。	絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な	双(3)(vii)-⑤は、設置変		
		通信連絡設備(発電所内)及び計測等を行った特に重要な	更許可申請書 (本文 (五		
		パラメータを発電所内の必要な場所で共有するために必	号)) の _{又(3)(vii)} -5を		
		要な通信連絡設備(発電所内)として、必要な数量の図り	具体的に記載しており		

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備	考
		(3)(vii)-⑤衛星電話設備(固定型),衛星電話設備(携帯	整合している。		
		型),無線連絡設備(固定型),無線連絡設備(携帯型)及			
		び携行型通話装置を設置又は保管する設計とする。なお、			
		可搬型については必要な数量に加え、故障を考慮した数量			
		の予備を保管する。			
		ヌ(3)(vii)-⑤衛星電話設備(携帯型)は、緊急時対策所			
		内に保管する設計とする。			
		ヌ(3)(vii)-⑤無線連絡設備(携帯型)は、中央制御室及			
		び緊急時対策所内に保管する設計とする。			
		<中略>			
		ヌ(3)(vii)-⑤衛星電話設備(固定型)及び無線連絡設備			
		(固定型)は、中央制御室及び緊急時対策所内に設置する			
		設計とする。			
		<中略>			
		ヌ(3)(vii)-⑤衛星電話設備(固定型)及び無線連絡設備			
		(固定型) は、屋外に設置したアンテナと接続することに			
		より、屋内で使用できる設計とする。			
		ヌ(3)(vii)-⑤中央制御室内に設置する衛星電話設備(固			
		定型)及び無線連絡設備(固定型)は、中央制御室待避所			
		においても使用できる設計とする。			
		ヌ(3)(vii)-⑤中央制御室内に設置する衛星電話設備(固			
		定型)及び無線連絡設備(固定型)は、非常用交流電源設			
		備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、			
		代替電源設備である常設代替交流電源設備又は可搬型代			
		替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。			
		ヌ(3)(vii)-⑤ 緊急時対策所内に設置する衛星電話設備			
		(固定型)及び無線連絡設備(固定型)は、非常用交流電			
		源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合において			
		も、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は緊急時			
		対策所用代替交流電源設備からの給電が可能な設計とす			
		<u> 3</u>			
		ヌ(3)(vii)-⑤衛星電話設備(携帯型),無線連絡設備(携			
		帯型)及び携行型通話装置は、充電式電池又は乾電池を使			
		用する設計とする。			
		充電式電池を用いるものについては、ほかの端末又は予			

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
		備の充電式電池と交換することにより7日間以上継続して		
		通話を可能とし,使用後の充電式電池は,中央制御室又は		
		緊急時対策所の電源から充電することができる設計とす		
		る。また、乾電池を用いるものについては、予備の乾電池		
		と交換することにより、7 日間以上継続して通話ができる		
		設計とする。		
		<中略>		
	a. 通信連絡設備(発電所外)	4.2 通信連絡設備(発電所外)		
	<中略>	<中略>		
重大事故等が発生した場合において、発電所内から発電	重大事故等が発生した場合において、発電所内から発電	重大事故等が発生した場合において,発電所内から発電		
所外の緊急時対策支援システム(ERSS)へ必要なデー	所外の緊急時対策支援システム(ERSS)へ必要なデー	所外の緊急時対策支援システム(ERSS)へ必要なデータを		
夕を伝送できる設備として、SPDS伝送装置で構成する	夕を伝送できる設備として、SPDS伝送装置で構成する	伝送できる設備として、SPDS 伝送装置で構成するデータ伝		
データ伝送設備を設置する設計とする。	データ伝送設備を設置する設計とする。	送設備を緊急時対策所内に設置する設計とする。		
		<中略>		
		4.2 通信連絡設備(発電所外)		
データ伝送設備は、緊急時対策所内に設置する設計とす	データ伝送設備は、緊急時対策所内に設置する設計とす	<中略> 重大事故等が発生した場合において、発電所内から発電		
		一重人争成等が発生した場合において、発電所内がら発電 所外の緊急時対策支援システム(ERSS)へ必要なデータを		
<u> </u>	<u>る。</u>	伝送できる設備として、SPDS 伝送装置で構成するデータ伝		
		送設備を緊急時対策所内に設置する設計とする。		
		<u> </u>		
		\ PH >		
		データ伝送設備は、非常用交流電源設備に加えて、全交		
		流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備であ		
		る常設代替交流電源設備又は緊急時対策所用代替交流電		
		源設備からの給電が可能な設計とする。		
		<中略>		
		4.2 通信連絡設備(発電所外)		
		(中略)		
x(3)(vii)-⑥ なお, データ伝送設備を構成するSPDS	なお,データ伝送設備を構成するSPDS伝送装置は,	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	設計及び工事の計画の	
伝送装置は、安全パラメータ表示システム(SPDS)の	「(1) a. 通信連絡設備(発電所内)」と同じである。	発電所外の緊急時対策支援システム (ERSS) へ必要な		
SPDS伝送装置と同じである。		データを伝送できる設備として、SPDS 伝送装置で構	設備(発電所外)」の「デ	

要する「(2015年) 2017年の全別が上途無数数を異名のは特別内の 次十年) (1年) (1年) (1年) (1年) (1年) (1年) (1年) (1年)	設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備	考
は			成するx(3)(vii)-⑥データ伝送設備を緊急時対策所内			
************************************				連絡設備(発電所内)」		
4.1 湯信沖流器 (発電所の)			<中略>	の「SPDS伝送装置」は同		
				一設備であることから		
第二時 対策のへ重大等数等にお助するために必要なアークを伝表するためが規範として、後金パラルニの本語と ステム。(第200)、のうちア・東京に、 報酬を随内に改 にし、図(第4)・原とは、新卵連随内に改 にし、図(第4)・原とは、新卵連随内に改 にし、図(第4)・原とは、新卵連随内に改 にし、図(第4)・原とは、新卵連随内に改 にし、図(第4)・原とは、新卵連関連内に改 にい、の(第4)・原とは、新卵連関連内に改 にい、の(第4)・原とは、大型のは、大型のは、大型のは、大型のは、大型のは、大型のは、大型のは、大型の			4.1 通信連絡設備(発電所内)	整合している。		
			<中略>			
ステム (ARS) かり ラブ・ク 数 整成門 、 制度 集神 に設 古し、			緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデ			
型台原子力防災ネットワークを用いた運信連絡設備に、 整台原子力防災ネットワークを用いた運信連絡設備に、 整台原子力防災ネットワークを用いた運信連絡設備に、 整台原子力防災ネットワークを用いた運行連絡設備に、 整台原子力防災ネットワークを用いた運行連絡設備に、 連合原子力防災ネットワークを用いた運行連絡設備に、 連合原子力防災ネットワークを用いた運行連絡設備に、 連合においても、代替型原設備に加えて、全交機動力電影が支上した 連合においても、代替型原設備に加えて、全交機動力電影を設した、 連合においても、代替型原設備に加えて、全交機動力電影機を表しました。 通位においても、代替型原設備に加えて、全交機動力電影機を表しました。 連んにおいても、代替型原設備に加えて、全交機動力電影機を表しました。 連んにおいても、代替型原設備に加えて、全交機動力電影機を表しました。 連んにおいても、代替型原設備に加えて、全交機動力電影機を表しました。 連んにおいても、代替型原設備に加えて、全交機動力電影性を多め地震影響を表しました場合においても、 連んにおいても、代替型原設備に加えて、全交機動力電影が接上した場合においても、 連んにおいても、代替型原設備には、以下のとおりとする。 ・海は哺託設備(周市型) ・海は哺託設備(周市型) ・海は哺託といても、代替の要素を表した場合においても、 ・海は哺託といるとは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、			ータを伝送するための設備として,安全パラメータ表示シ			
総合原子力防災ネットワークを用いた通信運総設備は、 総合原子力防災ネットワークを用いた通信運総設備は、 総合原子力防災ネットワークを用いた通信運総設備は、 総合原子力防災ネットワークを用いた通信運総設備は、 総合原子力防災ネットワークを用いた通信運総設備は、 総合原子力防災ネットワークを用いた通信運総設備は、 総合原子力防災ネットワークを用いた通信運総設備は、 地合原子力防災ネットワークを用いた通信運総設備は、 地合原子力防災ネットワークを用いた通信運総設備は、 地合原子力防災ネットワークを用いた通信運総設備は、 地合原子力防災ネットワークを用いた通信運総設備は、 地合原子力防災ネットワークを用いた通信運総設備は、 地合原子力防災ネットワークを用いた通信運総設備は、 地合原子力防災ネットワークを用いた通信運総設備は、 地合原子の関係する設計をする。 地名の原子の関係する設計をする。 地名の原子の関係を対象の関係のでは、 地名の原子の関係を対象の関係のでは、 地名の原子の関係を対象の関係を関する。 地名の原子の関係を対象の関係を関する。 地名の原子の関係を対象の関係を関する。 地名の原子の関係を対象の関係を関する。 地名の原子の内の原子の対象を対象の関係を関する。 地名の原子の関係を対象の対象を対象の対象を関する。 地名の原子の関係を対象の対象を対象の対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対			ステム (SPDS) のうちデータ収集装置は、制御建屋内に設			
総合原子力防災ネットワークを用いた通信運総設備は、 総合原子力防災ネットワークを用いた通信運総設備は、 総合原子力防災ネットワークを用いた通信運総設備は、 総合原子力防災ネットワークを用いた通信運総設備は、 総合原子力防災ネットワークを用いた通信運総設備は、 総合原子力防災ネットワークを用いた通信運総設備は、 総合原子力防災ネットワークを用いた通信運総設備は、 地合原子力防災ネットワークを用いた通信運総設備は、 地合原子力防災ネットワークを用いた通信運総設備は、 地合原子力防災ネットワークを用いた通信運総設備は、 地合原子力防災ネットワークを用いた通信運総設備は、 地合原子力防災ネットワークを用いた通信運総設備は、 地合原子力防災ネットワークを用いた通信運総設備は、 地合原子力防災ネットワークを用いた通信運総設備は、 地合原子の関係する設計をする。 地名の原子の関係する設計をする。 地名の原子の関係を対象の関係のでは、 地名の原子の関係を対象の関係のでは、 地名の原子の関係を対象の関係を関する。 地名の原子の関係を対象の関係を関する。 地名の原子の関係を対象の関係を関する。 地名の原子の関係を対象の関係を関する。 地名の原子の内の原子の対象を対象の関係を関する。 地名の原子の関係を対象の対象を対象の対象を関する。 地名の原子の関係を対象の対象を対象の対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対			置し, 又(3)(vii)-⑥SPDS 伝送装置及び SPDS 表示装置は, 緊			
遊舎原子力が災ネットワークを用いた適信連絡設備は、 素金時対策所内に設置する設計とする。 遊舎原子力が災ネットワークを用いた適信連絡設備は、 素金時対策所内に設置する設計とする。 遊舎原子力が災ネットワークを用いた適信連絡設備は、 素金用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が表した。 選合においても、代告電源設備である希敦代告交流電源設備 構立は業金時対策所用代替交流電源設備に加えて、全交流動力電源が表した。 選合においても、代告電源設備である希敦代告交流電源設備 構立は業金時対策所用代替交流電源設備に加えて、全交流動力電源が表した。 選合においても、代替電源設備である希敦代告交流電源設備に加えて、全交流動力電源が表した。 選合においても、代替電源設備である希敦代告交流電源設備に加えて、全交流動力電源が表した場合においても、企業のよります。 電力に禁患的対策所用代替交流電源設備に加えて、全交流動力電源が表した場合においてを設定を認定を定定した場合において要な設計とする。 電車電話設備(選定型)・衛星電話設備(選定型)・衛星電話設備(選定型)・衛星電話設備(選定型)・衛星電話設備(選定型)・衛星電話設備(選定型)・衛星電話設備(選定型)・アータを用いた通信連絡設備である常設付を設定電源設備以上開金差差対策所用代替交流電源設備がある給電が可能が設計とする。 マード語 マード語 マード語 マード語 で・中格 で・中格 で・中格 で・アーターの でが、アーターの でが、アーターの でが、アーターの でが、アーターの で・アーターの でが、アーターの でが、アーターの でが、アーターの でが、アーターの でが、アーターの でが、アーターの でが、アーターの でが、アーターの でが、アーターの でが、アーターの でが、アーターの でが、アーターの でが、アーターの でが、アーターの でが、アーターの でが、アーターの でが、アーターの でが、アーターの でが、アーターの でが、アーターの でが、アーターの でが、アータ						
※合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は、 整合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は、 整合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は、 整合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は、 整合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は、 整合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は、 非常用交流通源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した 建常自企流地でも、代替車源設備である常設代替交流電源設備とある常設代替交流電源設備がある常設代替交流電源設備をある常設代替交流電源設備を取り、 を発展力力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 と			<中略>			
※合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は、 整合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は、 整合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は、 整合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は、 整合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は、 整合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は、 非常用交流通源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した 建常自企流地でも、代替車源設備である常設代替交流電源設備とある常設代替交流電源設備がある常設代替交流電源設備をある常設代替交流電源設備を取り、 を発展力力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 と						
			4.2 通信連絡設備(発電所外)			
照金時対策所内に設置する設計とする。 照金時対策所内に設置する設計とする。 原名時対策所内に設置する設計とする。 原内に設置する設計とする。 本管用文流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した 場合においても、代替電源設備である常設代替交流電源設備がある常設代を設定である常設代替交流電源設備がある常設代は要急時が、人といいでは、大学で表で、「P 電話及び IP ーF A X)・第単電記設備(携帯型)・統を原子がある深までは、以下のとおりとする。 ・常量電記設備(携帯型)・統を原子がある深までは、大学で表で、「P 電話及び IP ーF A X)・データ伝送機構がある常設代替交流電源設備がある常設代替交流電源設備がある常設代替交流電源設備が、この治理が可能な設計とする。 ・常量である常設代替交流電源設備が、「P ーF A X)・データ伝送設備			<中略>			
#常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備のらの給電が可能な設計とする。 #定は緊急時対策所用代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。 主要な設備は、以下のとおりとする。 ・ 衛星電話設備(周定型) ・ 衛星電話設備(房本型) ・ 衛星電話設備(房本型) ・ 衛星電話設備(房本型) ・ 衛星電話設備(房本型) ・ 衛星電話設備(房本型) ・ 衛星電話設備(房本型) ・ 衛星電話数備(テレビ会議システム、1 P電話及び1 P - F A X) ・ データ伝送設備	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は,	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は、	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 (テ			
本会原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は、 ・ 主常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が変大した 場合においても、代替電源設備である常設代替交流電源設 備又は緊急時対策所用代替交流電源設備がらの給電が可能な設計とする。 ・ 主要な設備は、以下のとおりとする。 ・ 衛星電話設備(周定型) ・ 衛星電話設備(関定型) ・ 衛星電話設備(関定型) ・ 衛星電話設備(関定型) ・ 衛星電話設備(関定型) ・ 衛星電話設備(関定型) ・ 衛星電話設備(関定型) ・ 衛星電話設備(関定型) ・ 衛星電話設備(関定型) ・ 衛星電話設備(関定型) ・ 衛星電話設備(携帯型) ・ 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 (アレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX) ・ 一学監及びIP-FAX) ・ 一学監察が確立の発電が可能な設計とする。 ・ 一学の伝送設備	緊急時対策所内に設置する設計とする。	緊急時対策所内に設置する設計とする。	レビ会議システム,IP 電話及び IP-FAX) <u>は,緊急時対策</u>			
<u>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は、</u> 非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した 場合においても、代替電源設備である常設代替交流電源設 備又は緊急時対策所用代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。 主要な設備は、以下のとおりとする。 ・衛星電話設備(固定型) ・衛星電話設備(関定型) ・衛星電話設備(関定型) ・衛星電話設備(関定型) ・衛星電話設備(関定型) ・衛星電話設備(関定型) ・衛星電話設備(関定型) ・衛星電話設備(関定型) ・衛星電話設備(関定型) ・衛星電話設備(関定型) ・衛星電話設備(アレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX) ・データ伝送設備			所内に設置する設計とする。_			
※ 総合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡散備は、 ・ 非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した 場合においても、代替電源設備である常設代替交流電源設 備又は緊急時対策所用代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。 ・ 衛星電話設備(固定型)とする。 ・ 衛星電話設備(固定型)とする。 ・ 衛星電話設備(固定型)とする。 ・ 衛星電話設備(固定型)とする。 ・ 衛星電話設備(関定型)・ 衛星電話設備(一定型)を表示の一般な設計とする。 ・ 衛星電話設備(一定型)を表示の一般な設計とする。 ・ 衛星電話設備(一定型)・ 衛星電話設備(一定型)・ 衛星電話及びIP ーFAX)・ データ伝送設備 ・ データ伝送設備・・・データ伝送設備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			<中略>			
※ 総合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡散備は、 ・ 非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した 場合においても、代替電源設備である常設代替交流電源設 備又は緊急時対策所用代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。 ・ 衛星電話設備(固定型)とする。 ・ 衛星電話設備(固定型)とする。 ・ 衛星電話設備(固定型)とする。 ・ 衛星電話設備(固定型)とする。 ・ 衛星電話設備(関定型)・ 衛星電話設備(一定型)を表示の一般な設計とする。 ・ 衛星電話設備(一定型)を表示の一般な設計とする。 ・ 衛星電話設備(一定型)・ 衛星電話設備(一定型)・ 衛星電話及びIP ーFAX)・ データ伝送設備 ・ データ伝送設備・・・データ伝送設備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・						
 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替交流電源設備がある常設代替交流電源設備がある常設代替交流電源設備がある常設代替交流電源設備がある常設代替交流電源設備がらの給電が可能な設計とする。 塩な設計とする。 金、会の原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は、大き電源設備がある常設代替交流電源設備がある常設代替交流電源設備がある常設では、非常用交流電源設備である常設では、非常用交流電源設備である常設では、非常用交流電源設備である常設では、非常用交流電源設備で加えて、全交流動力電源が喪失した場合において、金、設備に加えて、全交流動力電源が要失した場合において、金、会を設計とする。 主要な設備は、以下のとおりとする。 ・衛星電話設備(固定型) ・衛星電話設備(固定型) ・衛星電話設備(携帯型) ・統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 (テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX) ・データ伝送設備 			4.2 通信連絡設備(発電所外)			
#常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した 場合においても、代替電源設備である常設代替交流電源設備である常設代替交流電源設備である常設代替交流電源設備である常設代替交流電源設備のよった。 #常用交流電源設備である常設代替交流電源設備のよっの給電が可能な設計とする。 主要な設備は、以下のとおりとする。 ・衛星電話設備(固定型) ・衛星電話設備(携帯型) ・統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 (テレビ会議システム、IP電話及びIPーFAX) ・統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 (テレビ会議システム、IP電話及びIPーFAX) ・統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 (テレビ会議システム、IP電話及びIPーFAX) ・データ伝送設備			<中略>			
場合においても、代替電源設備である常設代替交流電源設備以上である常設代替交流電源設備以は緊急時対策所用代替交流電源設備のよる常設代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は,	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は,	緊急時対策所内に設置する衛星電話設備(固定型)及び			
備又は緊急時対策所用代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。	非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した	非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 (テレ			
能な設計とする。 も、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は緊急時 対策所用代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。 ・衛星電話設備(固定型) ・衛星電話設備(携帯型) る。 ・統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 (テレビ会議システム, I P電話及びIP-FAX) < 中略> ・データ伝送設備 ・データ伝送設備	場合においても、代替電源設備である常設代替交流電源設	場合においても、代替電源設備である常設代替交流電源設	ビ会議システム,IP電話及びIP-FAX) <u>は,非常用交流電</u>			
主要な設備は、以下のとおりとする。 対策所用代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。 ・衛星電話設備(携帯型) ・統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 (テレビ会議システム, I P電話及び I P-FAX) ・データ伝送設備 対策所用代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。	備又は緊急時対策所用代替交流電源設備からの給電が可	備又は緊急時対策所用代替交流電源設備からの給電が可	源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合において			
・衛星電話設備(固定型) る。 ・衛星電話設備(携帯型) < 中略> ・統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 (テレビ会議システム, I P電話及びI P-FAX) < 中略> ・データ伝送設備	能な設計とする。	能な設計とする。	も、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は緊急時			
・衛星電話設備 (携帯型) < 中略 > ・統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 (テレビ会議システム, IP電話及びIP-FAX) < 中略 > ・データ伝送設備		主要な設備は、以下のとおりとする。	対策所用代替交流電源設備からの給電が可能な設計とす			
・統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 (テレビ会議システム, I P電話及び I P-FAX)・データ伝送設備		• 衛星電話設備(固定型)	<u>3.</u>			
(テレビ会議システム, I P電話及び I P-FAX) ・データ伝送設備		• 衛星電話設備 (携帯型)	<中略>			
・データ伝送設備		・統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備				
		(テレビ会議システム,IP電話及びIP-FAX)				
・常設代替交流電源設備(10.2 代替電源設備)		・データ伝送設備				
		・常設代替交流電源設備(10.2 代替電源設備)				
・可搬型代替交流電源設備(10.2 代替電源設備)		・可搬型代替交流電源設備(10.2 代替電源設備)				

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備	考
	・緊急時対策所用代替交流電源設備(10.9 緊急時対策				
	所)				
	その他, 設計基準事故対処設備である非常用交流電源設				
	備を重大事故等対処設備(設計基準拡張)として使用する。				
	b. 計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外の必	4.2 通信連絡設備(発電所外)			
	要な場所で共有する通信連絡設備(発電所外)	<中略>			
重大事故等が発生した場合に計測等を行った特に重	要 重大事故等が発生した場合に計測等を行った特に重要	重大事故等が発生した場合において,発電所外(社内外)	設計及び工事の計画の		
よパラメータを発電所外の必要な場所で共有する通信	車 <u>なパラメータを発電所外の必要な場所で共有する通信連</u>	の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うため	ス(3)(vii)-⑦は,設置変		
各設備(発電所外)は,又(3)(vii)-⑦通信連絡設備(発	電 <u>終設備(発電所外)は,「(2)a.通信連絡設備(発電所</u>	に必要な通信連絡設備(発電所外)及び計測等を行った特	更許可申請書(本文(五		
「外)と同じである。	外)」と同じである。	に重要なパラメータを発電所外(社内外)の必要な場所で	号)) の (3) (vii) - ⑦を		
		共有するための通信連絡設備(発電所外)として, 図	具体的に記載しており		
		(3)(vii)-⑦必要な数量の衛星電話設備(固定型),衛星電	整合している。		
		話設備(携帯型)及び統合原子力防災ネットワークを用い			
		た通信連絡設備(テレビ会議システム, IP 電話及び IPー			
		FAX) を設置又は保管する設計とする。なお、可搬型につ			
		いては必要な数量に加え、故障を考慮した数量の予備を保			
		管する。			
		<中略>			
		4.2 通信連絡設備(発電所外)			
		(中略)			
7(2)(-::) ⑥ 取 色 味 対 竿 寸 控 シ フ テ ル (F D S S) 。	の「香土車投管に対加土スなめのボータに送の機能に探え乳		設計及び工事の計画の		
又(3)(vii)-⑧緊急時対策支援システム(ERSS)へ		又(3) (vii) - ⑧重大事故等が発生した場合に必要な通信連			
データ伝送の機能に係る設備及び緊急時対策所の通信 7機能に係る記憶 トレスのデータに送記憶 第月電話記		絡設備(発電所外)及びデータ伝送設備については、基準 地震動のようによる地震力に対し、地震時及び地震後におい			
3機能に係る設備としてのデータ伝送設備, 衛星電話設 なな 全原 スカは (**) カル・カカ 思いな 通信 連絡 記		地震動Ssによる地震力に対し、地震時及び地震後においてよる伝達物に係る機能な保持するなめ、円穂又は円字に			
び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設		ても通信連絡に係る機能を保持するため、固縛又は固定に	号)) の (3) (vii) - 8) と		
ついては、固縛又は転倒防止処置を講じる等、基準地		よる転倒防止措置等を実施するとともに、信号ケーブル及びでにある。ゴルは、天気がたちまるとのでは、おかける大気がある。	同義であり整合してい		
JS s による地震力に対し、機能喪失しない設計とする		び電源ケーブルは、耐震性を有する電線管等に敷設する設	る。		
	設備については、固縛又は転倒防止処置を講じる等、基準地	計とする。			
	震動Ssによる地震力に対し、機能喪失しない設計とする。	<中略>			
非常用交流電源設備については,「ヌ(2) 非常用電源	設 非常用交流電源設備については, 「10.1 非常用電源設		設置変更許可申請書(本		
前の構造」に記載する。	備」に記載する。		文(五号))「ヌ(2) 非		
			常用電源設備の構造」に		
			示す。		

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備	 考
跃色久入时 了下间目(十八(五·7))	灰色久入川 1 mile (MI) 自然(4) [[] [] []	MINO THE MALE	# I I	VIII	
常設代替交流電源設備及び可搬型代替交流電源設備に	 常設代替交流電源設備及び可搬型代替交流電源設備に		設置変更許可申請書(本		
ついては,「ヌ(2)(iv) 代替電源設備」に記載する。	ついては,「10.2 代替電源設備」に記載する。		文 (五号))「ヌ(2)(iv)		
			代替電源設備」に示		
			す。		
緊急時対策所用代替交流電源設備については,「ヌ	緊急時対策所用代替交流電源設備については, 「10.9		設置変更許可申請書(本		
(3)(vi) 緊急時対策所」に記載する。	緊急時対策所」に記載する。		文 (五号))「ヌ(3)(vi)		
			緊急時対策所」に示		
			す。		
	非常用交流電源設備は、設計基準事故対処設備であると				
	ともに,重大事故等時においても使用するため,「1.1.7				
	重大事故等対処設備に関する基本方針」のうち、多様性、				
	位置的分散等を除く設計方針を適用する。				
	10.12.2.2.3 共用の禁止	4.2 通信連絡設備(発電所外)			
	基本方針については,「1.1.7.1 多様性,位置的分散,	<中略>			
	悪影響防止等」に示す。				
無線連絡設備,衛星電話設備,携行型通話装置,安全パ	無線連絡設備,衛星電話設備,携行型通話装置,安全パ	中央制御室内,中央制御室待避所内及び緊急時対策所内			
ラメータ表示システム (SPDS), 統合原子力防災ネッ	ラメータ表示システム (SPDS) , 統合原子力防災ネッ	に設置する通信連絡設備のうち無線連絡設備,衛星電話設			
トワークを用いた通信連絡設備及びデータ伝送設備は,二	トワークを用いた通信連絡設備及びデータ伝送設備は,二	備,携行型通話装置,安全パラメータ表示システム(SPDS),			
以上の発電用原子炉施設と共用しない設計とする。	以上の発電用原子炉施設と共用しない設計とする。	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備及び			
		データ伝送設備は, 二以上の発電用原子炉施設と共用しな			
ヌ(3)(vii)-⑨通信連絡設備の一覧を以下に示す。		<u>い設計とする。</u>			
			設置変更許可申請書(本		
			文 (五号)) 🗓 (3) (vii)-		
			⑨に整合していること		
			は、以下に示す。		
		【計測制御系統施設】(基本設計方針)			
		4.1 通信連絡設備(発電所内)			
送受話器 (ページング) (警報装置を含む。)		<中略>			
ヌ(3)(vii)-⑩ (「ヌ(3)(vi) 緊急時対策所」と兼用)		警報装置として, x(3)(vii)-⑪十分な数量の送受話器(ペ	「送受話器(ページン		
ヌ(3) (vii) - ① 一式		<u>ージング)(警報装置を含む。)</u> 及び多様性を確保した通	グ) (警報装置を含		
		信連絡設備(発電所内)として, 又(3)(vii)-①十分な数量	む。)」,「局線加入電		

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備	考
局線加入電話設備		の送受話器(ページング)(警報装置を含む。), 電力保	話設備」,「電力保安通		
ヌ(3)(vii)-⑩ (「ヌ(3)(vi) 緊急時対策所」と兼用)		安通信用電話設備(固定電話機、PHS 端末及び FAX),移	信用電話設備」,「社内		
又(3) (vii)—①—式		動無線設備(固定型), 移動無線設備(車載型), 携行型	テレビ会議システム」及		
		通話装置,無線連絡設備(固定型),無線連絡設備(携帯	び「専用電話設備」は,		
電力保安通信用電話設備		型),衛星電話設備(固定型)及び衛星電話設備(携帯型)	設置変更許可申請書(本		
ヌ(3)(vii)-⑩ (「ヌ(3)(vi) 緊急時対策所」と兼用)		を設置又は保管する設計とする。	文(五号))における図		
ヌ(3) (vii) - ① 一式		<中略>	(3)(vii)-⑩を設計及び		
			工事の計画における「計		
社内テレビ会議システム		4.2 通信連絡設備(発電所外)	測制御系統施設」のうち		
ヌ(3)(vii)-⑩ (「ヌ(3)(vi) 緊急時対策所」と兼用)		設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本	「基本設計方針」に整理		
又(3) (vii) 一① 一式		店、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事	している。		
		故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる			
専用電話設備		通信連絡設備 (発電所外) として, x(3)(vii)-⑪十分な数	設計及び工事の計画の		
ヌ(3)(vii)-⑩ (「ヌ(3)(vi) 緊急時対策所」と兼用)		量の電力保安通信用電話設備(固定電話機,PHS 端末,FAX	ス(3)(vii)-⑪は,設置変		
又(3) (vii) -① 一式		及び衛星保安電話(固定型)),社内テレビ会議システム,	更許可申請書(本文(五		
		局線加入電話設備(加入電話機及び加入 FAX),専用電話	号)) の ^{ヌ(3) (vii) - ①} を		
移動無線設備		設備(地方公共団体向ホットライン),衛星電話設備(固	含んでおり整合してい		
又(3) (vii) - ① 一式		定型),衛星電話設備(携帯型)及び統合原子力防災ネッ	る。		
		トワークを用いた通信連絡設備(テレビ会議システム,IP			
		電話及び IP-FAX) を設置又は保管する設計とする。			
		また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム			
		(ERSS) へ必要なデータを伝送できる設備として、データ			
		伝送設備を設置する設計とする。			
		<中略>			
[常設重大事故等対処設備]	第10.12-2表 通信連絡を行うために必要な設備(常設)				
	の主要機器仕様	【計測制御系統施設】(基本設計方針)			
		4.1 通信連絡設備(発電所内)			
無線連絡設備(固定型)	(1) 無線連絡設備	<中略>			
ヌ(3)(vii)-⑫ (「へ(5)(vi) 中央制御室」及び「ヌ(3)(vi)	無線連絡設備(固定型)	警報装置として、十分な数量の送受話器(ページング)	「無線連絡設備(固定		
緊急時対策所」と兼用)	兼用する設備は以下のとおり。	(警報装置を含む。)及び多様性を確保した通信連絡設備			
又(3) (vii) - ① 一式	・緊急時対策所(通常運転時等)	(発電所内) として, 🛛 (3) (vii)-🗓 十分な数量の送受話器	(固定型)」,「安全パ		
	・緊急時対策所(重大事故等時)	(ページング)(警報装置を含む。),電力保安通信用電	ラメータ表示システム		
	・中央制御室(重大事故等時)	話設備(固定電話機、PHS 端末及び FAX), 移動無線設備	(SPDS)」,「総合原子		
	・通信連絡設備 (通常運転時等)	(固定型),移動無線設備(車載型),携行型通話装置,	力防災ネットワークを		
	使用回線 無線系回線	無線連絡設備(固定型),無線連絡設備(携帯型),衛星	用いた通信連絡設備(テ		

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申	請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備	考
	個 数	一式	電話設備(固定型)及び衛星電話設備(携帯型)を設置又	レビ会議システム, IP		
			は保管する設計とする。	電話及びIP-FAX)」及び		
	(2) 衛星電話設備		<中略>	「データ伝送設備」は,		
衛星電話設備(固定型)	衛星電話設備(固定型	<u>)</u>	重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連	設置変更許可申請書(本		
ヌ(3) (vii) -⑫ (「へ(5) (vi) 中央制御室」及び「ヌ(3) (vi)	兼用する設備は以下の	とおり。	絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な	文(五号))における図		
緊急時対策所」と兼用)	・緊急時対策所(通常	運転時等)	通信連絡設備(発電所内)及び計測等を行った特に重要な	(3)(vii)-⑫を設計及び		
又(3) (vii)-③ <u>一式</u>	・緊急時対策所(重大	事故等時)	パラメータを発電所内の必要な場所で共有するために必	工事の計画における「計		
	・中央制御室(重大事	故等時)	要な通信連絡設備(発電所内)として, x(3)(vii)-13 <u>必要</u>	測制御系統施設」のうち		
	通信連絡設備(通常	運転時等)	な数量の衛星電話設備(固定型),衛星電話設備(携帯型),	「基本設計方針」に整理		
	使用回線	衛星系回線	無線連絡設備(固定型),無線連絡設備(携帯型)及び携	しており整合している。		
	個 数	一式	行型通話装置を設置又は保管する設計とする。なお,可搬			
			型については必要な数量に加え、故障を考慮した数量の予	設計及び工事の計画の		
安全パラメータ表示システム (SPDS)	(3) <u>安全パラメータ</u>	表示システム (SPDS)_	備を保管する。	ヌ(3)(vii)-13は,設置変		
ヌ(3)(vii)-⑫ (「ヘ 計測制御系統施設の構造及び設備」及	兼用する設備は以下の	とおり。	<中略>	更許可申請書(本文(五		
び「ヌ(3)(vi) 緊急時対策所」と兼用)	· 計装設備(重大事故	等対処設備)		号)) の _{又(3)(vii)-13} を		
又(3) (vii) — 武	緊急時対策所(通常	運転時等)	4.2 通信連絡設備(発電所外)	含んでおり整合してい		
	・緊急時対策所(重大	事故等時)	<中略>	る。		
	通信連絡設備(通常	運転時等)	重大事故等が発生した場合において、発電所内から発電			
	a. データ収集装置		所外の緊急時対策支援システム (ERSS) へ必要なデータを	設計及び工事の計画の		
	使用回線	有線系回線及び無線系回線	伝送できる設備として、SPDS 伝送装置で構成するデータ伝	ヌ(3)(vii)-⑭は, 設置変		
	個 数	一式	送設備を緊急時対策所内に設置する設計とする。	更許可申請書(本文(五		
	b. SPDS伝送装置		<中略>	号)) の ^{又(3) (vii) - 44} を		
	使用回線	有線系回線及び無線系回線		具体的に記載しており		
	個 数	一式	4.1 通信連絡設備(発電所内)	整合している。		
	c. SPDS表示装置		<中略>			
	個 数	一式	緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデ			
			ータを伝送するための設備として、 <u>安全パラメータ表示シ</u>			
総合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備(テレ	(4) 統合原子力防災	ネットワークを用いた通信連絡設備	ステム (SPDS) x(3)(vii)-44のうちデータ収集装置は、制			
ビ会議システム, IP電話及びIP-FAX)	兼用する設備は以下の	とおり。	御建屋内に設置し、SPDS 伝送装置及び SPDS 表示装置は、			
ヌ(3)(vii)-⑫ (「ヌ(3)(vi) 緊急時対策所」と兼用)	・緊急時対策所(通常	運転時等)	緊急時対策所内に設置する設計とする。			
又(3) (vii) - ① 一式	・緊急時対策所(重大	事故等時)	<中略>			
	・通信連絡設備(通常	運転時等)				
	a. <u>テレビ会議システ</u>	<u> </u>	4.2 通信連絡設備(発電所外)			
	使用回線	有線系回線及び衛星系回線	設計基準事故が発生した場合において, 発電所外の本			
	個 数	一式	店、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事			

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可	可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備	考
	b. IP電話		故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる			
	使用回線	有線系回線及び衛星系回線	通信連絡設備(発電所外)として、十分な数量の電力保安			
	個数	一式	通信用電話設備(固定電話機,PHS 端末,FAX 及び衛星保			
	c. <u>IP-FAX</u>		安電話(固定型)),社内テレビ会議システム,局線加入			
	使用回線	有線系回線及び衛星系回線	電話設備(加入電話機及び加入 FAX),専用電話設備(地			
	個 数	一式	方公共団体向ホットライン),衛星電話設備(固定型),			
			衛星電話設備(携帯型)及び統合原子力防災ネットワーク			
データ伝送設備	(5) データ伝送設	· <u>備</u>	を用いた通信連絡設備 (テレビ会議システム, IP 電話及び			
又(3) (vii)-④一式	兼用する設備は以	下のとおり。	IP-FAX) を設置又は保管する設計とする。			
	• 通信連絡設備(道	通常運転時等)	<中略>			
	a. <u>SPDS伝送</u> 物	長置	重大事故等が発生した場合において,発電所外(社内外)			
	使用回線	有線系回線及び衛星系回線	の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うため			
	個 数	一式	に必要な通信連絡設備(発電所外)及び計測等を行った特			
			に重要なパラメータを発電所外(社内外)の必要な場所で			
			共有するための通信連絡設備(発電所外)として, 図			
			(3) (vii) - ③必要な数量の衛星電話設備(固定型),衛星電			
			話設備(携帯型)及び統合原子力防災ネットワークを用い			
			た通信連絡設備(テレビ会議システム, IP 電話及び IP-			
			FAX)を設置又は保管する設計とする。なお、可搬型につ			
			いては必要な数量に加え、故障を考慮した数量の予備を保			
			管する。			
			<中略>			
			重大事故等が発生した場合において、発電所内から発電			
			所外の緊急時対策支援システム (ERSS) へ必要なデータを			
			伝送できる設備として, <mark>区(3)(vii)-④SPDS 伝送装置で構成</mark>			
			するデータ伝送設備を緊急時対策所内に設置する設計と			
			する。			
			<中略>			

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備	考
	WEXXII THIE (MITERAL) WITT	WHY CTANHE WITH	<u>ж</u> ц т	VIII	
[可搬型重大事故等対処設備]	第 10.12-3 表 通信連絡を行うために必要な設備(可	搬			
	型)の主要機器仕様	【計測制御系統施設】(基本設計方針)			
		4.1 通信連絡設備(発電所内)			
<u>携行型通話装置</u>	(1) 携行型通話装置	<中略>			
又(3) (vii) - (5) 一式	兼用する設備は以下のとおり。	警報装置として、十分な数量の送受話器(ページング)	設計及び工事の計画の		
	・通信連絡設備 (通常運転時等)	(警報装置を含む。)及び多様性を確保した通信連絡設備	ス(3)(vii)-⑤は, 設置変		
	使用回線 有線系回線	(発電所内) として, 又(3)(vii)-⑤十分な数量の送受話器	更許可申請書(本文(五		
	個 数 一式	(ページング) (警報装置を含む。), 電力保安通信用電	号))の図(3)(vii)-15を		
		話設備(固定電話機、PHS 端末及び FAX), 移動無線設備	含んでおり整合してい		
	(2) 無線連絡設備	(固定型),移動無線設備(車載型), <u>携行型通話装置</u> ,	る。		
無線連絡設備(携帯型)	無線連絡設備 (携帯型)	無線連絡設備(固定型),無線連絡設備(携帯型),衛星			
ヌ(3)(vii)-⑯ (「ヌ(3)(vi) 緊急時対策所」と兼用)	兼用する設備は以下のとおり。	電話設備(固定型)及び衛星電話設備(携帯型)を設置又	「無線連絡設備(携帯		
又(3) (vii) -⑤—式	・緊急時対策所 (通常運転時等)	は保管する設計とする。	型)」及び「衛星電話設		
	・緊急時対策所 (重大事故等時)	<中略>	備(携帯型)」は,設置		
	・通信連絡設備 (通常運転時等)	重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連	変更許可申請書 (本文		
	使用回線 無線系回線	絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な	(五号))における又(3)		
	個 数 一式	通信連絡設備(発電所内)及び計測等を行った特に重要な	(vii)-⑯を設計及び工		
		パラメータを発電所内の必要な場所で共有するために必	事の計画における「計測		
	(3) 衛星電話設備	要な通信連絡設備(発電所内)として, 又(3)(vii)-15以要	制御系統施設」のうち		
衛星電話設備(携帯型)	衛星電話設備 (携帯型)	な数量の衛星電話設備(固定型),衛星電話設備(携帯型),	「基本設計方針」に整理		
ヌ(3)(vii)-⑥ (「ヌ(3)(vi) 緊急時対策所」と兼用)	兼用する設備は以下のとおり。	無線連絡設備(固定型),無線連絡設備(携帯型)及び携	しており整合している。		
又(3) (vii) - ⑤—式	・緊急時対策所 (通常運転時等)	行型通話装置を設置又は保管する設計とする。なお、可搬			
	・緊急時対策所 (重大事故等時)	型については必要な数量に加え、故障を考慮した数量の予			
	・通信連絡設備 (通常運転時等)	備を保管する。			
	使用回線 衛星系回線	<中略>			
	個数 一式				
		4.2 通信連絡設備(発電所外)			
		<中略>			
		重大事故等が発生した場合において,発電所外(社内外)			
		の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うため		1	
		に必要な通信連絡設備(発電所外)及び計測等を行った特			
		に重要なパラメータを発電所外(社内外)の必要な場所で			
		共有するための通信連絡設備(発電所外)として、必要な		l	

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備	考
		数量の衛星電話設備(固定型),衛星電話設備(携帯型)			
		及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備			
		(テレビ会議システム,IP 電話及び IP-FAX)を設置又は			
		保管する設計とする。なお、可搬型については必要な数量			
		に加え、故障を考慮した数量の予備を保管する。			
		<中略>			
		4.1 通信連絡設備(発電所内)			
携行型通話装置,無線連絡設備,衛星電話設備,統合原		<中略>			
子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備、安全パラメ		警報装置として、十分な数量の送受話器(ページング)			
<u>ータ表示システム(SPDS)及びデータ伝送設備は、設</u>		(警報装置を含む。)及び多様性を確保した通信連絡設備			
計基準事故時及び重大事故等時ともに使用する。		(発電所内)として、十分な数量の送受話器(ページング)	準事故時及び重大事故		
		(警報装置を含む。),電力保安通信用電話設備(固定電	等時ともに使用する。」		
		話機、PHS 端末及び FAX)、移動無線設備(固定型)、移	としている通信設備に		
		動無線設備(車載型), <u>携行型通話装置,無線連絡設備</u> (固	ついては,設計及び工事		
		定型),無線連絡設備(携帯型,衛星電話設備(固定型)	の計画の「4.1 通信連		
		及び <u>衛星電話設備</u> (携帯型)を設置又は保管する設計とす	絡設備(発電所内)」及		
		る。	び「4.2 通信連絡設備		
		また, 緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータ	(発電所外)」で設計基		
		を伝送できる設備として、安全パラメータ表示システム	準事故時及び重大事故		
		<u>(SPDS)</u> を設置する設計とする。	等時ともに使用するこ		
		<中略>	とで設計しており整合		
		重大事故等が発生した場合において,発電所内の通信連	している。		
		絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な			
		通信連絡設備(発電所内)及び計測等を行った特に重要な			
		パラメータを発電所内の必要な場所で共有するために必			
		要な通信連絡設備(発電所内)として、必要な数量の衛星			
		<u>電話設備</u> (固定型), <u>衛星電話設備</u> (携帯型), <u>無線連絡</u>			
		<u>設備</u> (固定型), <u>無線連絡設備</u> (携帯型)及び <u>携行型通話</u>			
		<u>装置</u> を設置又は保管する設計とする。なお,可搬型につい			
		ては必要な数量に加え、故障を考慮した数量の予備を保管			
		する。			
		<中略>			
		緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデ			
		ータを伝送するための設備として,安全パラメータ表示シ			

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備	考
		ステム (SPDS) のうちデータ収集装置は、制御建屋内に設			
		置し、SPDS 伝送装置及び SPDS 表示装置は、緊急時対策所			
		内に設置する設計とする。			
		<中略>			
		4.2 通信連絡設備 (発電所外)			
		設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本			
		店、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事			
		故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる			
		通信連絡設備(発電所外)として、十分な数量の電力保安			
		通信用電話設備(固定電話機、PHS 端末, FAX 及び衛星保			
		安電話(固定型))、社内テレビ会議システム、局線加入			
		電話設備(加入電話機及び加入 FAX), 専用電話設備(地			
		方公共団体向ホットライン),衛星電話設備(固定型),			
		衛星電話設備 (携帯型) 及び統合原子力防災ネットワーク			
		を用いた通信連絡設備 (テレビ会議システム, IP 電話及び			
		IP-FAX) を設置又は保管する設計とする。			
		また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム			
		(ERSS) へ必要なデータを伝送できる設備として, <u>データ</u>			
		<u>伝送設備</u> を設置する設計とする。			
		<中略>			
		重大事故等が発生した場合において,発電所外(社内外)			
		の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うため			
		に必要な通信連絡設備(発電所外)及び計測等を行った特			
		に重要なパラメータを発電所外(社内外)の必要な場所で			
		共有するための通信連絡設備(発電所外)として,必要な			
		数量の <u>衛星電話設備</u> (固定型), <u>衛星電話設備</u> (携帯型)			
		及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備			
		(テレビ会議システム,IP 電話及び IP-FAX)を設置又は			
		保管する設計とする。なお、可搬型については必要な数量			
		に加え、故障を考慮した数量の予備を保管する。			
		<中略>			
		重大事故等が発生した場合において,発電所内から発電			
		所外の緊急時対策支援システム (ERSS) へ必要なデータを			
		伝送できる設備として、SPDS 伝送装置で構成する <u>データ伝</u>			

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書	(添付書類八) 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	 備 考
			送設備を緊急時対策所内に設置する設計とする。		
			<中略>		
(viii) <u>復水貯蔵タンク</u>	第 10.13-1 表 補給水系主	要機器仕様	【原子炉冷却系統施設(蒸気タービンを除く。)】		
	復水貯蔵タンク		(基本設計方針)		
	基数	<u>1</u>	6. 原子炉冷却材補給設備		
本貯蔵タンクには、通常運転中の原子炉冷却系統への補	<u>容</u>		6.2 補給水系		
給水,高圧炉心スプレイ系及び原子炉隔離時冷却系の原子	主要部材質	ステンレス鋼	通常運転中の原子炉冷却系統への補給水、高圧炉心スプ	設計及び工事の計画の	
炉への注入水を貯留する <u>。</u>			レイ系及び原子炉隔離時冷却系の原子炉への注入水を貯	ļ	
以(3) (viii) -①基 数			留するため、復水貯蔵タンクを設置する設計とする。	更許可申請書(本文(五	
容 量 約3,000m ³				号)) の(3) (viii) - ① と	
				同義であり整合してい	
				る。	

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性 備 考
		【原子炉冷却系統施設】 (要目表)	
		3.7 原子炉冷却材補給設備	
		3.7.2 補給水系	
		(2) 容器	
		変 更 前 変 更 後	
		名 称 復水貯蔵タンク 復水貯蔵タンク*1 種 類 たて置円筒形	
		容 量 m ³ /個 (3000*3)	
		最高使用圧力 MPa 静水頭	
		最高使用温度°C 66 胴内径 mm 20000*3	
		*4 (10.0*3) *4 (13.0*3)	
		胴 板 厚 さ mm *4 (16.0*3) *4 (19.0*3)	
		底 板 厚 さ mm (12.0*3)	
		平板 (屋根) 厚さ mm *2 (6*2, *3)	
		管 台 外 径 mm 422.4*3, *4	
		管 台 厚 さ mm 【 14 (20.0*3, *4) 主 (4 (20.0*3, *4)	
		- 管 台 外 径 mm 267.4*3.*4 変更なし	
		要 管 台 厚 さ mm 【 *4 (9.3*3, *4) 管 台 外 径 【 *4 (9.3*3, *4) 】	
		寸 (純水補給水入口) 165.2	
		(純水補給水入口) 咖啡 【1.1	
		(FPC等戻り水入口) mm 216.3-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1	
		(FPC等戻り水入口) mm (0.2)	
		(CD等戻り水入口) mm 114.3	
		(CD等戻り水入口) mm (CD等戻り水入口) (M マンホール外径 mm (624.0*3, *4)	
		側マンホール厚さ mm*4 (12.0*5.*4)	
		側マンホール平板厚さ mm *4 (19*2, *3) 高 さ mm 11800*3	
		(次頁へ続く)	
		(前頁からの続き) 変更前 変更後	
		材	
		数 板 - SUS304 側マンホール平板 - SUS304**	
		個 数 一 1	
		ヌ(3) (viii) - ① 名)	
		付 設 置 床 一 屋外	
		箇 0.P.9.50m 所 溢水防護上の区画番号 —	
		温水防護上の配慮が 必要な高さ	
		注記*1:非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備(高圧炉心スプレイ系,高圧代替注 水系,原子炉隔離時冷却系。低圧代替注水系)及び原子炉格納施設のうち圧力 低減設備その他の安全設備の原子炉格納容器安全設備(原子炉格納容器下部注	
		水系、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系、高圧代替注水系、低圧代替注水系)と兼用。	
		*2:既工事計画書に記載がないため、記載の適正化を行う。記載内容は設計図書に よる。	
		*3:公林値を示す。 *4:既工事計画書に記載がないため、記載の適正化を行う。記載内容は、平成4年(
		月3日付4資庁第1992号にて認可された工事計画の添付書類「IV-2-1-2-1 復水 貯蔵タンクの強度計算書」による。	
			-